

令和7年度
アートエコシステム基盤形成促進事業

アート市場における 美術品の流通促進のための基盤整備 国際比較調査 最終報告書 別紙

2025/11/30

株式会社QUICK

第1章 調査概要	p.3
第2章 地域別 詳細報告（全44力国・地域）	p.5

第1章 調査概要

調査の全体像

1. 調査設計：マクロデータと定性分析による多層的アプローチ

世界44カ国・地域の制度・市場構造を網羅的に調査しつつ、協力を得られた現地のキーパーソンへのインタビューを通じて、数値に表れない「エコシステムの力学」を分析、考察した。

■ 調査対象とスコープ（広さ）

- 対象国・地域：全44拠点
 - 選定基準：市場規模、成長率（新興市場）、日本への示唆（制度的特徴）の観点から選定。
 - 地域区分：
 - アジア・オセアニア：韓国、台湾、シンガポール、香港、中国、オーストラリア 他
 - 北米・中南米：米国、カナダ、ブラジル、メキシコ 他
 - 欧州：英国、フランス、ドイツ、スイス、オランダ 他
 - 中東・アフリカ：UAE、サウジアラビア、南アフリカ 他

■ 調査手法（深さ）

- 定量的調査
 - マクロ経済：GDP、富裕層人口、市場規模（Art Basel/UBSレポート等）。
 - 制度比較：税率（VAT、相続税、法人税）、輸出入規制の有無。
- 定性的調査
 - 文献調査：各国の文化政策レポート、法規制条文の精査。
 - 現地インタビュー：協力を得られたオランダ、韓国、台湾、香港、中国のギャラリストや美術館の館長等にヒアリングを実施し、「制度が行動に与える影響」を抽出。

第2章 地域別 詳細報告（全44力国・地域）

2.1 調査必須 7カ国・地域

2.1.1 アメリカ	p.8
2.1.2 香港	p.17
2.1.3 韓国	p.28
2.1.4 シンガポール	p.41
2.1.5 イギリス	p.50
2.1.6 フランス	p.59
2.1.7 オランダ	p.68

2.2 その他の調査対象国・地域

■ 北米・中南米

2.2.1 カナダ	p.82
2.2.2 ブラジル	p.91
2.2.3 メキシコ	p.100

■ アジア

2.2.4 中国	p.110
2.2.5 インド	p.121
2.2.6 台湾	p.130
2.2.7 インドネシア	p.141
2.2.8 タイ	p.150
2.2.9 ベトナム	p.159
2.2.10 フィリピン	p.167

■ 中東

2.2.11 アラブ首長国連邦 (UAE)	p.177
2.2.12 サウジアラビ	p.186
2.2.13 カタール	p.195
2.2.14 イラン	p.204
2.2.15 レバノン	p.213

■ ヨーロッパ (1/2)

2.2.16 ドイツ	p.223
2.2.17 スイス	p.232
2.2.18 イタリア	p.241
2.2.19 スペイン	p.250
2.2.20 ベルギー	p.259
2.2.21 オーストリア	p.268
2.2.22 トルコ	p.277
2.2.23 スウェーデン	p.286
2.2.24 ロシア	p.295

■ ヨーロッパ (2/2)

2.2.25 アイルランド	p.305
2.2.26 ノルウェー	p.314
2.2.27 デンマーク	p.323
2.2.28 フィンランド	p.332
2.2.29 ポルトガル	p.341
2.2.30 チェコ	p.350
2.2.31 ルクセンブルク	p.359
2.2.32 リトアニア	p.368
2.2.33 ラトビア	p.377
2.2.34 エストニア	p.386

■ オセアニア・アフリカ

2.2.35 オーストラリア	p.396
2.2.36 南アフリカ	p.405
2.2.37 ナイジェリア	p.414

第2章 地域別 詳細報告（全44力国・地域）

第1節 調査必須 7力国・地域

2.1.1 アメリカ | 世界最大の市場規模を誇り、民間の寄附文化と金融システムが駆動するアート大国

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
『Art Basel & UBS Global Art Market Report 2025』によると、2024年の米国アート市場は総売上248億USDを記録し、世界市場の43%を占め最大シェアを維持している。高額帯（1,000万USD超）のオークション売上は前年比39%減と減速したが、低中価格帯（5万USD未満）では取引件数が増加し、新規コレクター層の参入が市場の裾野を支えている。オンライン売上は105億USDで、市場全体の18%を占め、パンデミック期以降も高水準を維持している。BEA（経済分析局）によれば、2023年の芸術・文化生産分野の付加価値額は約1.17兆USDに達し、全米GDPの4.2%を占める主要産業となっている。	・ 寄付：美術品寄付は税制上優遇される。寄付控除額が5,000ドル超の場合、IRS（内国歳入庁）の基準を満たす適格鑑定(Qualified Appraisal)とForm 8283の提出が必須である。控除額は寄付日の公正市場価値(FMV)に基づき、長期保有キャピタルゲイン資産の場合は調整後総所得(AGI)の30%が上限となる。ただし、美術館等が寄付目的（展示・教育等）に「関連した使用(Related Use)」をすることがFMV全額控除の条件である。 ・ 相続税：相続・贈与税の生涯非課税枠が2024年時点で1人1361万USDと高額に設定されている。富裕層コレクターの91%が相続・贈与での作品取得経験を持ち、相続税支払いのために作品を売却するケース（47%）も見られる。慈善残余信託(CRT)や慈善先行信託(CLT)を活用し、寄付控除を得ながら相続税負担を軽減する資産承継設計も用いられる。 ・ 減価償却：美術品は「確定可能な耐用年数」がないため、企業資産としても個人資産としても原則として減価償却は認められない。	主に民間寄附が市場を下支えている。2023年の個人寄付は3,744億USDに達し、アート・文化分野へは252.6億USDが寄付された。DAF（ドナー・アドバイズド・ファンド、2023年助成547.7億USD）やプライベート・ファウンデーション（年間助成1,000億USD超）が資金循環の母体である。企業もスポンサーシップ（2018年推計10.3億USD）や寄付で参画し、消費者の36%が支援企業への購買意欲向上を報告している。AAM（米国博物館協会）による認証制度やAAMD（米国美術館館長協会）によるデアクセション基準改定（2022年）など、業界団体による自主的なガバナンスが機能している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
商業的中核（オークションハウス、メガギャラリー、アートフェア）、専門インフラ（輸送、保管、保険、鑑定、法務・税務）、公的・業界機関（NEA、IMLS、AAM、主要財団）、教育・人材パイプライン（MFA、大学博物館）が有機的に連携している。特に全米に約35,000館存在する美術館は年間500億USD以上の経済貢献と72.6万人の雇用を生み出す、エコシステムの重要基盤である。	NEA（FY2024予算 2.07億USD）とIMLS（FY2025予算要求 2.80億USD）が連邦助成を配分する。NEAは予算の40%を州・地域アート機関に配分することが義務付けられている。流通面では4層の政策介入（CPIA：文化財保護、CITES/ESA：野生生物素材、NAGPRA：先住民文化品返還、OFAC/AML：制裁・資金洗浄対策）が存在する。CPIAに基づき、2024年時点で33カ国との二国間協定(MOU)で文化財輸入が制限されている。NAGPRAは2024年改正規則施行により、博物館等からの返還が加速している。AML/CFT（マネロン対策）は現状アート市場に包括的義務はないが、2022年財務省調査がリスクを指摘し、2025年にはArt Market Integrity Actが議会提案されるなど、規制強化が動向にある。	全米約35,000館の美術館が社会的包摂施策を推進する。スミソニアン等の連邦系は入館無料であり、その他多くの館も無料日、推奨寄付制、メンバーシップ制を組み合わせアクセス向上を図っている。学校連携プログラムや、多言語化、LGBTQ+プログラム、先住民コミュニティとの協働（NAGPRA対応）、ラテンクスアート専門職の新設（ALAMプログラム）など、多様性・包摂性を重視する。Met（メトロポリタン美術館）等がコレクションのデジタル・オープンアクセス化を推進し、Google Arts & Cultureとの提携によるバーチャル展示も拡大している。
多様なプレイヤーが有機的に連携している。特に全米35,000の美術館が経済と雇用の重要基盤となっている。	助成金配分に加え、文化財保護・先住民返還・AMLなど多層的な規制で市場に介入している。	日本への示唆
		米国のアート金融市場の枠組みは、日本の制度設計において参考となる。 1. 担保権法制の整備：アート作品を動産担保とする融資実務を支えるため、UCC（統一商事法典）Article 9に類似する公示制度（登記・登録）の整備とガイドライン策定が求められる。 2. AML/CFTの段階的導入：国際的整合性を確保しつつ、高額アート取引事業者に対し、リスクベースでCDD（顧客確認）やSAR（疑わしい取引報告）義務の段階的導入を検討する。 3. 評価・情報インフラの確立：USPAP（米国鑑定基準）に準じた統一的鑑定基準・資格制度の整備、および取引価格を集約した公的データベースの構築が市場の透明性向上に不可欠である。 4. 専門インフラと人材育成：金融機関の参入を促すため、専門保管施設、保険、法務・税務・評価分野の専門育成を体系的に支援する。 5. 実証プログラムの推進：地域金融機関と連携したパイロット事業を通じ、リスク評価モデルや実務フローの知見を蓄積する。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

マクロ経済の影響を受け、世界のアート市場も縮小したが、アメリカは堅調に世界最大シェアを維持している。

- 『Art Basel & UBS Global Art Market Report 2025』によると、2024年の世界アート市場の総売上高は約575億USD（前年比12%減）と推定される中、米国市場は総売上248億USD（前年比9%減）を記録し、世界最大のシェア43%（前年42%）を維持した。
- 市場の減速は、主に高額帯の売上縮小によるものである。特に1,000万USD超の作品セグメントでは、オークション売上が前年比39%減と2年連続で大幅に縮小した。これはマクロ経済環境や在庫循環の影響により、超高額ロットの出品や落札が抑制されたことを示す。
- 一方で、5万USD未満の低・中価格帯セグメントは堅調である。2024年の市場全体の取引件数は4,050万件（前年比3%増）に達し、この増加は主に5,000USD未満の低価格帯（件数ベースで二桁増）によって牽引された。これは新規コレクター層の参入が継続していることを示唆し、市場の裾野の広がりや底堅さを示している。
- オンライン取引は、2024年の売上が105億USD（前年比11%減）となり、全市場に占める比率は18%であった。パンデミック期の2020年ピーク時（25%）からは低下したものの、2019年以前（約9%）の約2倍の水準を維持しており、価格帯の下支えと市場アクセスの拡大に引き続き寄与している。
- 地域分布では、ニューヨーク、ロサンゼルス、マイアミが主要な市場クラスターとして機能し、国際取引のハブとなっている。また、BEA（米国経済分析局）のACPSA（芸術・文化生産サテライト勘定）によると、2023年時点で芸術・文化生産分野が全米GDPに占める割合は4.2%（約1.17兆USD）に達する。特にニューヨーク州、カリフォルニア州、ワシントン州などではこの比率が全米平均を上回り（多くが5%超）、文化生産の集積が経済指標に明確に反映されている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

商業的中核プレイヤー、専門インフラ、公的・業界機関、教育・人材パイプラインが有機的に連携し、市場の透明性と専門性を維持している。

1. 商業的中核プレイヤー

- **オークションハウス**：Christie's（2024年総売上57億USD）、Sotheby's（同60億USD）、Phillips（同8.43億USD）の大手3社が市場を牽引する。公開落札価格の開示により価格透明性に寄与する一方、2024年は高額帯の取引が減速した。
- **メガギャラリー**：Gagosian、Hauser & Wirth、Pace、David Zwirnerなど国際展開型ギャラリーが、複数拠点（NY、LA、ロンドン等）で一次・二次市場を主導する。
- **アートフェア**：Art Basel Miami Beach、The Armory Show、Frieze New York等が年間スケジュールを構成し、価格透明性の向上やコレクター獲得の主要な接点となっている。2024年のギャラリー売上の約31%がアートフェアで発生した。

2. 専門インフラストラクチャー

- **輸送・保管**：UOVOやCrozier Fine Artsなどの専門企業が、気候制御型保管、GPS追跡付き専門車両による全米輸送サービスを提供する。
- **保険**：B.R. Howard & Associates等の専門業者が災害時対応や修復管理を担う。保険査定にはIRS認定鑑定士による評価が必須である。
- **鑑定・評価**：寄附控除や遺産税申告用の鑑定は、USPAP（統一専門鑑定実務基準）に準拠した有資格鑑定士によって実施される。
- **法務・税務・信託**：26 USC § 170（寄附控除）、501(c)(3)（免税団体資格）の適用や、DAF、プライベート・ファウンデーションの活用が実務の中核を成す。

3. 主要な公的・業界機関

- **連邦政府機関**：NEA（FY2025予算要求 2.101億USD）とIMLS（同 2.80億USD）が、直接補助金や州・地域パートナーシップを通じて資金を配分する。
- **業界団体**：AAM（米国博物館協会）は、全米約35,000館の美術館（年間経済貢献500億USD、雇用72.6万人）を対象に認証制度を運営する。AAMD（米国美術館館長協会）は、館長職の給与調査やデアクセッション（収蔵品売却）ポリシー（2022年に収益使途を「direct care」に拡大）などを策定する。
- **主要財団**：Mellon Foundation、Ford Foundation、Getty Foundation等が、研究、保存、多様性推進のための助成を行う。2023年には4財団共同で、ラテンクスアート専門キュレーター職を支援する「ALAM」プログラム（500万USD）を立ち上げた。

4. 教育・人材パイプライン

- **MFAプログラム**：美術系大学院（MFA）は、過去に急増したが2016年以降は学費負担増などから出願・入学者数が減少傾向にある。
- **大学博物館とインターンシップ**：主要大学の附属美術館が、キュレーターやコンサベーターの実務訓練場として機能し、AAM加盟館の多くでインターンシップが標準化されている。
- **専門資格**：鑑定士（Appraisers Association of America等）や修復専門家（大学院修士課程修了）の認定制度が整備されている。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

文化財保護、野生生物素材規制、先住民族文化品返還、制裁・AML/CFT(OFAC/Treasury)の4層の政策介入によって統制。

1. 文化財輸入の枠組み (CPIA)

1970年のUNESCO条約の国内実施法であるCPIA（Convention on Cultural Property Implementation Act, 1983年制定）に基づき、大統領は他国の要請とCPAC（文化財諮問委員会）の審議を経て、考古学的・民族学的文化財に輸入制限を課することができる。

- **二国間協定**：2024年時点で33カ国と文化財保護協定(MOU)を締結しており、前年の30カ国から増加した。2024年にはインド、パキスタンと新規に締結した。
- **輸入者の立証責任**：CPIAでは、指定文化財の適法輸入について輸入者が立証責任を負う。原産国の輸出許可証、または制限発効前の国外輸出の証拠などが必要となる。
- **市場への影響**：違法取引の抑止効果がある一方、出所不明品のリスク増大により、流通前の来歴調査（デューデリジェンス）が標準化している。コンプライアンス費用は中小事業者の参入障壁となっている。

2. 野生生物関連の規制 (CITES・ESA)

FWS（魚類野生生物局）がCITES（ワシントン条約）やESA（絶滅危惧種法）の国内実施を所管し、特定素材の取引を規制する。

- **象牙規制**：アフリカ象の象牙は厳しく規制される。未加工の原材料象牙は年代にかかわらず全面禁止である。加工品についても、州間取引や輸出は「ESA antiques exemption」（製作から100年以上、1976年以前の取得・未改変等）または「De minimis exemption」（象牙200g未満、2016年以前製作等）の厳格な基準を満たさない限り禁止される。
- **実務的影響**：19世紀以前の象牙彫刻や装飾美術品、楽器部品などは、年代と出所の証明が不可欠となる。鑑定費用やCITES許可証の取得費用が発生し、小規模ディーラーは取扱いを回避する傾向がある。亀甲、鯨骨、珊瑚なども同様に規制対象である。

3. 輸出側の新動向 (NAGPRA)

NAGPRA（Native American Graves Protection and Repatriation Act, 1990年制定）は、連邦助成を受ける博物館や大学に対し、先住民族の人骨や副葬品、神聖な文化品等の返還を義務付けている。

- **2024年改正規則**：2024年1月12日に施行された改正規則により、FPIC（自由意思に基づく事前の情報に基づく同意）が展示や研究の前に義務化され、厳格な期限設定により返還の迅速化が図られている。
- **返還実績**：2024年9月時点で、報告された人骨216,804体のうち58%（126,299体）の返還が完了している。2024年単年では10,300体超が返還された。
- **博物館・市場への影響**：博物館は同意のない展示の停止や、協議・輸送等の財政負担を負う。NAGPRA自体は民間市場を直接規制しないが、来歴不明な先住民族文化品の取引には慎重さが増し、ギャラリー等は合法取得の証明を重視するようになっている。

4. 通関・コンプライアンス体制

- **通関手続き**：商業輸入は価額2,500USDを境に簡易通関と正式通関に区分される。手描き絵画（HS 9701100000）は原則無税だが、2,500USD超の場合は通関保証金(Customs Bond)が必須となる。
- **コンプライアンスコスト**：通関ブローカー手数料（100～300USD）、Customs Bond費用（年間250～750USD）、MPF（商品取扱手数料、0.3464%）などの直接コストに加え、CPIA/CITES許可証取得の時間コストも発生する。
- **AML/CFT（マネロン対策）**：現状、米国のディーラーやオークションハウスに包括的なAML/CFT義務は課されていない。2022年の財務省調査が市場のリスクを指摘し適用拡大を推奨しており、2025年7月には超党派議員により「Art Market Integrity Act」が提案されるなど、規制導入が議論されている。大手事業者は自主管理を行っているが、規制強化は中小事業者の参入障壁をさらに高める可能性がある。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

税制優遇措置を介して、企業パトロネージュ、多様な寄附スキーム、ミュージアム・ガバナンスの三層で機能している。

1. 企業パトロネージュとブランディング活用

- ・ **規模と動向**：米国企業によるアート・文化支援の統一的な集計値は公表されていない。過去のデータでは、企業のアート支援額は1977年の1.61億USDから1995年の7.40億USDへと拡大してきた。Americans for the Artsの報告では、2018年の企業スポンサーシップ支出が約10.3億USDであったとされる。
- ・ **消費者の反応**：企業の文化支援はブランド価値に影響を与える。米国成人の36%が「アート・文化団体を支援する企業から商品を購入する意欲が高まる」と回答している。特に18～54歳の層や、高学歴・高所得層でその傾向が強いとされる。
- ・ **支援形態**：展示支援に加え、学校向けアート教育、無料入館日、地域ワークショップへの資金提供など、CSR/ESG戦略の一環として実施される。
- ・ **課題**：近年、化石燃料企業や製薬企業など論争的なスポンサーに対する拒否圧力が高まっており、公的資金の減少で民間依存度が高まる中、美術館は倫理審査と財務安定性の均衡を求められている。

2. 寄附スキームの多様性

- ・ **501(c)(3)免税団体資格**：IRC（内国歳入法）§ 501(c)(3)に基づき、美術館等の非営利団体は連邦所得税が免除される。資格維持には、総収入の33 1/3%以上を公的支援とする「公的支援テスト」または「10%事実状況テスト」を満たす必要がある。
- ・ **寄付控除制度 (26 USC § 170)**：501(c)(3)団体への寄付は所得控除の対象となる。美術品の寄付において、控除額が5,000ドルを超える場合は、IRSの基準を満たす「適格鑑定 (Qualified Appraisal)」とForm 8283の提出が必須である。20,000ドル以上では鑑定書の添付も必要となる。
- ・ **プライベート・ファウンデーション**：美術品を保有する場合、展示・研究に直接使用する「Charitable-Use Asset」は年5%の最低分配義務の計算（分母）から除外されるが、投資目的等の「Non-Charitable-Use Asset」は分母に算入され、毎年の再評価も必須となる。
- ・ **DAF (Donor-Advised Fund)の急成長**：DAFは近年急拡大しており、2023年の助成総額は約547.7億USD、同年末の資産総額は2,515.2億USDに達した。助成額はプライベート・ファウンデーション（約1141.1億USD）のおよそ48%に相当し、高い助成率（23.9%）を維持している。DAF寄付を積極勧誘した文化団体は、しなかった団体に比べ平均受領額が2倍以上（29.7万USD対13.7万USD）になるというデータもあり、資金調達戦略に影響を与えている。

3. ミュージアム・ガバナンスとアカウンタビリティ

- ・ **受入**：AAM（米国博物館協会）の倫理基準に基づき、収蔵品はミッションに合致し、出所調査（デューディリジェンス）が行われ、利益相反を回避して受け入れられる。
- ・ **デアクセッション (Deaccessioning)**：収蔵品売却の枠組みはAAMD（米国美術館館長協会）が基準を定めている。
 - ・ **基準改定**：従来、売却収益の用途は「新規収蔵品購入のみ」に厳格に制限されていたが、コロナ禍の財務危機対応の時限措置を経て、2022年10月、収益を「収蔵品の保存・保全 (direct care)」用途に使用することを恒久的に認める基準改定が可決された。
 - ・ **Direct Careの定義**：保存、修復、保管、デジタル化等に関連する費用に限定され、収蔵品ケアに直接従事する職員の給与も含むことができる。
 - ・ **判断基準**：売却は、ミッション不適合、品質不足、修復不能な状態、重複、法的問題（出所等）といった基準に基づき、館長推薦、委員会審査、理事会承認を経て実行される。
- ・ **アカウンタビリティ**：AAMD基準への違反館は、他館からの貸出拒否などの制裁対象となる。また、寄付者や市民の信頼を損なう運用や、IRSによる免税資格の監視がガバナンスを担保している。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層コレクターのアート資産の意思決定は、ライフサイクル全体を通じて、専門的なインフラと税務戦略によって支えられている。

1. 取得：コレクターのプロファイル

- ・ **資産配分**：富裕層（HNWI）は総資産の平均20%をアート・アンティークに配分しており、超富裕層（UHNWI、資産5,000万USD以上）では平均28%に達する。コレクション歴20年以上の層（24%）は、2年以下の層（16%）より配分率が高い。
- ・ **支出規模**：2024-2025年の調査では、年間平均支出額は43.9万USDであった。特に女性コレクターは男性より46%多く支出している。
- ・ **購入動向**：66%が「初めて知ったアーティストの作品を購入した」と回答しており（2022年は43%）、新規作家への開放性が高まっている。

2. 保有：評価・保管・リスク管理

- ・ **評価**：保有目的別に厳格な評価要件が定められている。
 - ・ **寄附控除用**：控除額5,000USD超で「適格鑑定」とForm 8283が必須。20,000USD超で鑑定書添付、50,000USD超ではIRSの「Statement of Value」取得も可能である。鑑定は寄付日時点で知識ある買手・売手が合意する「公正市場価値(FMV)」に基づき、真贋や物理的状態が考慮される。
 - ・ **保険用**：通常3～5年ごとに再評価が実施される。
 - ・ **プライベート・ファウンデーション用**：投資目的等（Non-Charitable-Use）の資産は毎年の再評価が必須である。
- ・ **保管**：UOVOやCrozier Fine Artsなどの専門施設が、気候制御、高セキュリティ、GPS追跡付き輸送を一体的に提供する。自宅保管は温湿度変化や盗難・災害リスクに脆弱である。
- ・ **保険**：アート専門保険が利用され、保険料率は評価額の1～3%が目安である。
- ・ **リスク管理**：物理的リスク（劣化、輸送事故）、市場リスク（価格変動）に加え、法的リスク（出所不明によるCPIA, CITES, NAGPRA違反、OFAC制裁リスト該当）の回避が重要であり、購入前の来歴調査が必須である。

3. 処分：寄附・売却

- ・ **現物寄附 (Outright Gift)**：適格な寄附（Related Use Rule準拠）であれば、寄付日のFMV全額が所得控除の対象となる（AGIの30%上限）。
- ・ **分割寄贈 (Fractional Gift)**：所有権を段階的に寄贈する手法だが、2006年PPA（年金保護法）により「10年以内の寄贈完了義務」などが課され、規制強化後は利用が減少傾向にある。
- ・ **博物館側の受入体制**：美術館は、ミッションへの合致、出所調査、維持コストを基準に受入を判断する。受入後は寄贈者に対しForm 8283への署名や確認レター発行を行う。受入後3年以内に売却等した場合はIRSにForm 8282を提出する義務がある。

4. 承継：相続・贈与・信託

- ・ **相続の実態**：コレクターの91%が相続・贈与での作品取得経験を持ち、相続計画先は配偶者（65%）、ミュージアム（49%）、子ども（43%）と多様である。相続税支払いのために作品を売却（47%）したり、スペース不足（55%）が処分理由となったりする。
- ・ **生前贈与**：2024年の年次非課税枠（1人1.8万USD）や生涯非課税枠（1人1361万USD）を活用し、遺産税負担を軽減する。
- ・ **信託の活用**：CRT（慈善残余信託）やCLT（慈善先行信託）を用い、寄付控除を得つつ、キャピタルゲイン課税を回避（CRTの場合）したり、将来の相続人への移転（CLTの場合）を図ったりする。
- ・ **証憑管理**：取得時の契約書・来歴書・真正性証明書、保有中の鑑定書・修復記録・保険証書、処分時のForm 8283・遺言書 など、ライフサイクル全ての文書を電子・物理的に永久保管することが、資産価値と法的正当性の担保に不可欠である。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

米国のアート担保融資市場は、富裕層向けプライベートバンクと専門ファイナンス会社を中心に、担保権設定はUCC第9編に準拠する。

1. アート担保融資・与信の全体像

- ・ **市場規模**：グローバル市場は年間融資残高290億～340億USDと推計され、その約40～50%を米国が占めると推定される。2023年の市場成長率は約11%と予測された。
- ・ **主要プレイヤー**
 - ・ **大手銀行PB部門**：Bank of America (Merrill Lynch)、JPMorgan Chase、Citibankのプライベートバンク部門が富裕層向けに提供する。
 - ・ **専門レンダー**：Athena Art FinanceやEmigrant Bank Fine Art Financeなど、アート担保融資を専業とするノンバンク。
 - ・ **オークションハウス**：Sotheby's Financial Servicesなどが、競売出品前の短期融資（ブリッジローン）を提供する。
- ・ **与信審査の特徴**
 - ・ **評価**：真贋確認、市場流動性（過去の競売実績）、物理的状态、出所(Provenance)（CPIA, CITES, NAGPRA違反リスクの排除）を厳格に審査する。IRS認定鑑定士等がUSPAP（統一専門鑑定実務基準）に準拠した評価書を作成する。
 - ・ **LTV (Loan-to-Value Ratio)**：評価額に対する融資比率は保守的に設定される。ブルーチップ作品（ピカソ、ウォーホル等）で50～60%、中堅作家で40～50%、新興作家ではさらに低く設定される。
 - ・ **金利・手数料**：金利は大手銀行で年率3～6%、専門レンダーで5～8%程度。別途、融資額の1～3%の組成手数料や、高額な評価費用が発生する。
 - ・ **融資期間・返済**：1～5年が一般的で、期日に元本を一括返済するプレット・ペイメント形式が多い。
 - ・ **デフォルトリスク**：業界推計のデフォルト率は年間1～3%。LTVが保守的なため、デフォルト時（担保売却時）の回収率は80～100%程度と推定される。

2. 担保権設定の法的枠

- ・ **UCC Article 9**：美術品は動産(personal property)の中の「物品(goods)」に分類され、動産担保取引を規律するUCC（統一商事法典）第9編が適用される。
- ・ **Perfection (対抗要件具備)**：担保権を第三者に対抗するため、債務者の所在州の州務長官オフィスに対し、担保財産（作品詳細）を明記したUCC-1 Financing Statement（融資明細書）を提出（ファイリング）することが必須である。優先順位は、原則として先にファイルした者が優先される（First-to-File Rule）。
- ・ **保管・保険**：融資期間中、担保作品はUOVOやCrozierなどの専門保管施設で保管することが融資条件となる場合が多い。自宅保管は高額作品では通常認められない。保険は評価額の100～120%をカバーするAll-Risk Policyへの加入が求められ、保険金請求権の第一受取人を融資機関に指定する「Loss Payee Clause」が設定される。

3. マネーロンダリング対策の強化動向

- ・ **現行規制（未義務化）**：現状、米国のディーラー、ギャラリー、オークションハウス等のアート市場参加者には、Bank Secrecy Act (BSA)に基づく包括的なAML/CFT義務は課されていない。Antiques dealers（骨董商）へのみ義務が拡大されている。
- ・ **政策動向**：高額アート市場の匿名性がマネーロンダリングや制裁逃れに利用されるリスクが長らく指摘されてきた。2020年上院報告、2020年OFAC Art Advisory（制裁リスク警告）、2020年AML A（財務省に規制検討を指示）、そして2022年2月の財務省調査報告書（Treasury Study）が、顧客デュー・ディリジェンス(CDD)や疑わしい取引報告(SAR)義務の適用拡大を推奨している。2025年3月にはHarvard Lawの論文で年間売上500万ドル超の事業者（HVAMP）への義務化が提案され、同年7月には「Art Market Integrity Act (AMIA)」が議会に提出された。
- ・ **実務対応**：大手オークションハウスは自主的なAMLプログラム（SDNリスト照合、KYC実施）を運用している。アート担保融資を提供する金融機関は、既存のBSA/AML義務に基づき、厳格なCDDやSAR提出を行っている。

4. データ・インフラ（取引可視化の課題と民間ベンダー）

- ・ **課題**：アート取引の60～70%が価格非公開のプライベートセールであり、ギャラリー価格も非公開が多いため、市場の透明性は限定的である。また、鑑定士による評価額が10～30%変動しうる主観性も課題である。
- ・ **民間データベンダー**：Artnet（1,800万件超のオークション落札価格データベース）やArtprice（中国市場に強み）などが、オークションデータを収集・提供している。
- ・ **限界と活用**：これらのデータは市場全体の30～40%しか反映しておらず、サンプルバイアスやデータ品質の問題がある。金融機関は、これらのデータを鑑定評価額の妥当性検証（ベンチマーク）や市場流動性の判断材料として活用している。

⑤その他（国民的関与を醸成する文化的基盤）

米国のアート市場は、寄附文化、体系的な美術教育、ミュージアムの社会的包摂、デジタルアクセス拡大の四つの文化基盤に支えられている。

1. フィランソロピーと公共性

- **寄附文化**：寄附文化が資金循環の母体となっている。2023年の個人寄付総額は3,744億USD（全慈善寄付の約67%）に達し、そのうちアート・文化・人文分野へは252.6億USD（全慈善寄付の約4.5%）であった。
- **寄附スキーム**：DAF（ドナー・アドバイズド・ファンド）は2023年に547.7億USDの助成を行い、プライベート・ファウンデーション（Mellon, Ford, Getty等）は年間1,000億USD超を助成している。企業寄付も拡大傾向にあり（1995年時点で7.40億USD）、消費者の30%以上が文化支援企業の商品購入に前向きである。
- **エンドウメント（基本財産）**：美術館等はエンドウメントを長期投資資産として運用し、その運用益（通常4～5%のspending rate）を事業費に充当することで、市場変動時でもプログラムの継続性を担保している。
- **公的助成との補完**：NEA（国立芸術基金、FY2024予算 2.07億USD）とIMLS（博物館・図書館サービス機構）が連邦資金を配分する。NEAは予算の40%を州・地域のパートナー機関に配分する義務があり、連邦資金が民間資金を呼び込む触媒として機能している。

2. 体系的な美術教育の枠組み

- **全米芸術教育標準**：1994年に初の全国基準が策定され、美術教育が不可欠教科として制度化された。2014年には「National Core Arts Standards (NCCAS)」に改訂され、メディアアート領域が導入されるとともに、学習過程が「Creating / Presenting / Responding / Connecting」の4プロセスで整理された。
- **アセスメント（評価）**：NCCASでは、パフォーマンス評価の例として「礎石となるアセスメント・モデル（MCA）」が提示された。これは作品制作や批評といった学習活動自体を形成的評価の対象とするものである。また、NAEP（全米教育進捗評価）では、芸術分野の全国横断的な外部評価が1997年、2008年、2016年に実施されている。

3. ミュージアムの社会的包摂

- **経済的・社会的基盤**：AAM（米国博物館協会）の統計によれば、全米に約35,000館存在するミュージアム・エコシステムは、72.6万人の雇用と年間500億USD以上の経済効果を生み出している。
- **アクセス施策**：連邦系のスミソニアンやNational Gallery of Artは入館無料である。州・市立館も無料日、推奨寄付制、メンバーシップ制、地域優遇などを組み合わせ、多層的な料金設計でアクセス格差の緩和を図っている。
- **コミュニティ・アウトリーチ**
 - **学校連携**：スクールツアー、出張授業、教員研修、交通費補助などを通じて、学校教育とコレクションを接続している。
 - **多様性・包摂**：多言語化、アクセシビリティ対応、LGBTQ+プログラム、NAGPRA（先住民墓地保護・返還法）に基づく先住民コミュニティとの協働（返還・共同キュレーション）などを中核施策としている。
 - **ALAMプログラム**：ラテンクスアートの多様性推進のため、四財団の拠出（500万USD）により10館で専門学芸ポストが新設・恒常化された。
 - **コミュニティセンター機能**：放課後プログラム、高齢者向け講座、認知症フレンドリー鑑賞会など、地域の文化インフラとして機能している。

4. デジタルアクセスの拡大と参加率

- **デジタル施策**：Met（メトロポリタン美術館）やRijksmuseum（アムステルダム国立美術館）などが、高精細画像をパブリックドメインやCC0で公開する「オープンアクセス」を推進している。また、Google Arts & Cultureとの提携によるバーチャル展示、教師向けデジタル教材の整備、InstagramやTikTokでの若年層への情報発信も活発である。
- **NEA SPPA（芸術参加に関する国民調査）**：2022年調査によれば、米国成人の52%が年1回以上の芸術参加（鑑賞、創作、デジタル参加）を報告している。デジタル参加の拡大が対面鑑賞を補完する傾向が確認された。一方で、美術館・ギャラリーへの年間訪問率は2022年時点で17.7%まで低下しており、対面参加の回復が課題となっている。参加率は高学歴・高所得層で高い傾向がある。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Arts and Culture | U.S. Bureau of Economic Analysis (BEA) - U.S. Bureau of Economic Analysis (BEA), 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.bea.gov/data/special-topics/arts-and-culture>
- Arts and Cultural Production Satellite Account, U.S. and States, 2023 - Bureau of Economic Analysis, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.bea.gov/sites/default/files/2025-03/acpsa0425.pdf>
- Arts and Cultural Industries Grew at Twice the Rate of the U.S. Economy, Adding \$1.2 Trillion - National Endowment for the Arts, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.arts.gov/news/press-releases/2025/arts-and-cultural-industries-grew-twice-rate-us-economy-adding-12-trillion>
- Duty on personal and commercial imports of antiques and artwork - help.CBP.gov, 10月 3, 2025にアクセス,
https://www.help.cbp.gov/s/article/Article1143?language=en_US
- United States - International Bar Association, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.ibanet.org/MediaHandler?id=606a80f9-9d89-4d62-954e-137eeb95964d>
- 7 FAM 680 CULTURAL OBJECTS - U.S. Department of State Foreign Affairs Manual, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://fam.state.gov/fam/07fam/07fam0680.html>

- Issues in Supporting the Arts Through Tax Incentives - Americans for the Arts, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://ww2.americansforthearts.org/publications/issues-supporting-arts-through-tax-incentives>
- Art investment - Considered as an asset class - Deloitte Luxembourg, 10月 3, 2025にアクセス, <https://www.deloitte.com/lu/en/services/financial-advisory/research/art-as-investment.html>
- Topic no. 409, Capital gains and losses - Internal Revenue Service, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.irs.gov/taxtopics/tc409>
- Estate Planning for Art and Personal Property - Fiduciary Trust Company, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.fiduciary-trust.com/insights/estate-planning-for-art/>
- Art-backed loans are thriving in a muted art market - Art Basel, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.artbasel.com/stories/art-market-loans-2024>
- Christie's Art Finance - Christie's, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.christies.com/en/services/art-finance/overview>
- FinCEN Notice on Antiquities and Art (FIN-2021-NTC2) - FinCEN.gov, 10月 3, 2025にアクセス,
https://www.fincen.gov/sites/default/files/2021-03/FinCEN%20Notice%20on%20Antiquities%20and%20Art_508C.pdf

2.1.2 香港 | 自由港が生んだグローバル・アート＆ファイナンス・ハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
香港は2020年にロンドンを上回り、世界第2位のアートオークション市場としての地位を確立した。美術品・骨董品の総取引額は2017年の約173億香港ドルから2021年には約666億香港ドルへと4年間で約4倍に急増した。アートを含むクリエイティブ産業全体は、2021年の香港のGDPの4.5%（付加価値額1,248億香港ドル）を占める。新型コロナ禍においても、欧米市場が二桁減となる中、香港のオークション売上高の減少は2%にとどまり、市場の底堅さを示した。市場の成長は、デジタルに精通しアートを投資ポートフォリオの一部と見なすミレニアル世代やZ世代のコレクターが牽引していると考えられる。	香港の競争優位性の根幹は、アート資産のライフサイクル全体を通じて税負担を最小化する「トータル・ライフサイクル・アドバンテージ」にある。 ・ 輸入・取引 :自由港として美術品の輸出入に関税は一切かからない。また、取引に付加価値税（VAT）や売上税も課されない。これは輸入時に5%のVATが課されるロンドン等と比較して優位性を持つ。 ・ 売却 :美術品を含む資産の売却益に対するキャピタルゲイン税が存在しない。これにより、コレクターは作品の値上がり益の全額を享受できる。 ・ 減価償却 :法人が所有する美術品は、税法上の減価償却資産として認められていない。取得費用を償却期間にわたって費用計上し、課税所得を圧縮することはできない。 ・ 寄付 :政府が承認した慈善団体への金銭による寄付は、課税対象利益の最大35%まで損金算入が可能である。しかし、美術品の現物寄付については、税制上の控除が一切認められていない。 ・ 相続税 :相続税、遺産税、贈与税は2006年に廃止されており、コレクションを次世代へ非課税で承継できる。 コレクターは「輸入」「所有」「売却」「承継」の全ての段階で税の摩擦に直面することなく、香港を拠点としてコレクションを管理・運用する強力なインセンティブが与えられている。	民間企業の関与は、税制優遇を目的としたものではなく、ブランド価値向上や富裕層顧客とのエンゲージメントを主眼とする経営戦略、ブランド戦略がインセンティブである。アート・バーゼル香港におけるBMWやシャングリ・ラ等のグローバル企業のスポンサーシップや、商業施設とアートを融合させるK11アート財団の取り組みがその典型例である。富裕層コレクターはエコシステムの経済的な駆動力であり、パッション、投資、資産保全、社会的地位の象徴といった複合的な動機を持つ。特筆すべきは、香港のコレクターが世界で最も高い割合（12%）で自らを「パトロン」と認識しており、作品購入に留まらず、非営利機関への支援や若手アーティスト育成といったエコシステム全体を支える意識が強いことである。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
香港のエコシステムは、商業セクター、公的・非営利セクター、専門的サポートサービスの三層構造で成り立っている。商業セクターは、クリスティーズ、サザビーズ等の国際的オークションハウスや、ハウザー & ワース等のグローバルギャラリーが市場を牽引する。公的セクターでは、M+等の世界的美術館が文化的な正当性を与え、香港芸術発展局（HKADC）が資金配分や政策提言を担う。これらを、アート専門の物流・保管（Crown Fine Art等）、保険（AXA等）、金融、法務サービスが支える。特に国際空港近辺の自由貿易地域内にある高セキュリティな保管施設は、非課税での保管・取引を可能にする戦略的インフラとして機能している。	香港政府は市場への直接介入ではなく、市場が自律的に成長する環境を整備する「戦略的なイネーブラー（実現支援者）」としての役割を担う。その象徴が、40ヘクタールの敷地に216億香港ドルを投じて建設された西九龍文化地区（WKCD）である。この地区には、アジア初のグローバルな現代ビジュアルカルチャー美術館M+や香港故宮文化博物館が含まれ、エコシステム全体の「アンカーテナント*1」として機能し、市場の正当性を高め、国際的な才能や文化ツーリズムを惹きつけている。また、2020-21年度予算では芸術文化分野に55億香港ドルを割り当て、クリエイティブ産業支援の「智優資金」に34億香港ドルを投じるなど、大規模な財政的コミットメントも行っている。	政府主導で建設された西九龍文化地区（WKCD）の中核をなすM+や香港故宮文化博物館は、単なる文化施設に留まらず、高度な経済戦略の要となっている。これらの世界クラスの美術館は、市場に文化的な正当性を与え、国際的なアートコミュニティを惹きつける「ソフトなインフラ」として機能する。市民のアクセス向上にも努めており、康樂及文化事務署（LCSD）が管轄する公立美術館では、常設展の入場料を水曜日に無料にしたり、全日制の学生を無料にするなどの施策を講じている。M+のような主要な私立美術館も、一部エリアへの無料アクセスを提供し、市民がアートに触れる機会を保障している。
商業セクター、公的セクター、専門的サポートサービスが三位一体となり、強固なエコシステムを形成。	政府は表立った関与は避け、市場が自律的に成長するための最適な環境を創出するために、戦略的にイネーブラー(実現支援者)の役割に徹している。	日本への示唆

*1「アンカーテナント」は、一般には商業施設等で集客の中核となるテナントを指す。本レポートでは、M+のような世界クラスの文化施設が、国際的な才能、観光客、富裕層を惹きつけ、香港のエコシステム全体の正当性を高める中核的存在であることを指している。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

香港は、グローバルなアート取引における極めて重要な中継地である。

- 美術品および骨董品の総取引額は、2017年の約173億香港ドルから2021年には約666億香港ドルへと、わずか4年間で約4倍に急増した。アート、骨董品、工芸品（AAC）セクターを含むクリエイティブ産業全体は、2021年の香港のGDPの4.5%を占め、その付加価値額は1,248億香港ドルに達した。AACセクター単独でも2020年に147億香港ドルの付加価値を生み出している。
- 2020年にロンドンを上回り、世界第2位のアートオークション市場としての地位を確立し、2021年もその地位を維持した。この背景には、新型コロナウイルス感染症のパンデミック下で欧米市場が深刻な打撃を受ける中、香港のオークション売上高の減少はわずか2%にとどまり、ニューヨークやロンドンの二桁減とは対照的な強靱さを見せたことがある。これは香港が、アジア、特に中華圏の強固なコレクター基盤と確立されたデジタルオークションインフラに支えられていることを示している。
- 市場の成長エンジンは、新しい世代のコレクターである。サザビーズの報告によれば、ミレニアル世代は現代アート市場の52%を占め、Z世代のコレクターも台頭している。彼らはデジタルネイティブで、新進アーティストや国際的なアーティストにオープンであり、アートを多様な投資ポートフォリオの不可欠な一部と見なしている。この傾向が、マクロ経済の逆風にもかかわらず市場のダイナミズムを支えている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

商業セクター、公的・非営利セクター、専門的サポートサービスという三つの柱から構成される多様なプレイヤーのネットワークが確立している。

1. 商業セクター: 市場の流動性と価格形成を主導するエンジンである。

- **オークションハウス:** クリスティーズ、サザビーズ、フィリップスといったグローバル企業が市場の中核をなし、高額なセカンダリー市場を牽引している。
- **ギャラリー:** ハウザー & ワースやデイヴィッド・ツヴィルナーのような国際的なトップギャラリーと、地元のアーティストを擁護するローカルギャラリーが共存し、市場に多様性をもたらしている。
- **アートフェア:** アート・バーゼル香港は年間を通じて最も重要なイベントであり、世界のギャラリー、コレクター、文化機関が一堂に会する結節点として機能している。

2. 公的・非営利セクター: 市場の文化的正当性を担保し、長期的な発展の基盤を築く。

- **美術館:** M+は現代ビジュアルカルチャーの旗艦施設であり、香港芸術館（HKMoA）や香港故宮文化博物館がそれを補完する。
- **法定機関:** 香港芸術發展局（HKADC）は、政府によって設立された主要な機関であり、資金配分、政策立案、アーティストへのスタジオ提供などを担当している。
- **独立非営利団体:** パラサイト（Para Site）やアジア・アート・アーカイブ（Asia Art Archive）のような団体は、リサーチ、資料保存、批評的な議論のための重要なプラットフォームを提供している。

これらのプレイヤーは相互に連携し、エコシステムの強さを発揮している。特に、高級ブランド（グッチ、ルイ・ヴィトン等）とアートフェアのパートナーシップは、アートの文化資本をブランドイメージ向上に活用する洗練されたマーケティング戦略であり、エコシステムに新たな資金を呼び込む重要なメカニズムとなっている。また、私立美術館がアートフェアで作品を購入することは、アーティストの市場価値を高める「お墨付き」として機能し、富裕層コレクターはパトロンとして美術館や非営利団体に不可欠な資金を提供している。

③-1税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

香港は、関税・VATゼロという「制度」と、自由貿易地域内の専門施設という「物理インフラ」をシームレスに連携させている。

1. 輸入における優位性（関税と取引税の不在）

香港の政策が流通に与える効果は、輸入から取引に至るプロセスにおいて、税制上の障壁が完全に存在しないことである。

- **輸入関税の完全撤廃:** 香港は、美術品や骨董品を含むいかなる物品の輸入にも関税を課さない。これは単なる一時的な政策ではなく、香港の憲法にあたる基本法によって保障された永続的な地位である。
- **付加価値税（VAT）・売上税の不在:** 関税の不在に加え、香港では美術品の取引（売買）に対しても付加価値税（VAT）や売上税が一切かからない。この2つの「ゼロ」が決定的な違いを生む。例えば、ロンドンでは輸入時に5%のVATが課され、ニューヨークでは最大8.875%の売上税がかかる。これに対し香港では、「輸入」と「購入」というアート取引の主要な段階で税コストが一切発生しないため、取引総額における税の負担がゼロとなり、コレクターやディーラーにとってコスト効率の高い市場の一つとなっている。
- **制度的安定性:** 香港政府はこの自由港としての地位を積極的に維持しており、例えば米中間の貿易摩擦が激化した際にも、米国からの物品に対して報復関税を課さないという立場を明確にした。これにより、香港は外部環境の変動に左右されない、安定的かつ予測可能な取引ハブとしての信頼性を確立している。

2. 輸出と再輸出（中継地機能）

輸入と同様に、香港は物品の輸出にも一切関税を課さない。この輸出入の完全な自由化が、香港を単なる最終消費地としてではなく、アジアと欧米を結ぶグローバルなアート取引の「極めて重要な中継地（トランジット・ハブ）」として機能させている。

3. 流通を支える物理的・専門的インフラ

この非課税という制度的枠組みは、それを最大限に活用するための高度な物理的インフラによって完成する。

- **自由貿易地域（FTZ）の活用:** Crown Fine Art、Crozier、Malca-Amitといった事業者が運営する高セキュリティな専門保管施設の多くは、国際空港やコンテナターミナルに近接した自由貿易地域内に戦略的に配置されている。
- **非課税での保管・取引・再輸出:** この立地が重要である。世界中から輸送された美術品は、香港の関税領域に正式に「輸入」されることなく、この保税エリア内で非課税のまま保管される。コレクターやディーラーは、施設内に併設されたプライベート・ビューイングルームで作品を検分し、商談を行い、売買を成立させることができる。売買が成立した作品は、香港の関税を一切通過することなく、再び非課税で次の目的地（購入者の居住国など）へ輸送される。
- **専門サービスのサポート:** これらのプロセスは、専門の物流業者が提供する包括的なソリューションによって支えられており、複雑な通関手続きの代行も含まれている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

香港政府は、企業や富裕層コレクターの積極的な関与を促すアートエコシステムを提供している。

- 香港政府のアプローチは、市場の直接的な規制者としてではなく、戦略的なイネーブラー（実現支援者）およびインフラ提供者としてエコシステムの発展に関与することに重点を置いている。その最も戦略的な介入が、西九龍文化地区（WKCD）のような物理的な文化インフラの整備である。
- M+のような世界クラスの施設は、市場の正当性を高め、国際的な才能を引きつけ、文化ツーリズムを促進し、富裕層がパトロン活動などに関与するための威信ある舞台を提供する。政府は、税制や法制度といった「ハードなインフラ」を補完する「ソフトなインフラ」を創出しているのである。
- 企業の関与を促進する直接的な税制優遇は存在しない。企業が購入した美術品は減価償却資産として認められず、美術品の現物寄付は税控除の対象外である。この事実は、香港における企業のメセナ活動が、節税という財務的動機ではなく、ブランド構築、顧客エンゲージメント、企業の威信向上といった、純粋に戦略的な意思決定に基づいていることを示している。アートの持つ文化資本を自社のブランドイメージに結びつけることを主眼としており、この健全性が人為的な税制優遇に依存しない安定した市場基盤を形成している。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

購入・所有、売却、承継すべてで優遇を受けられる環境が用意されている。

富裕層個人にとって、香港は美術品を所有し、取引し、次世代に承継するための世界で最も有利な環境の一つを提供している。

- **購入・所有:** VATや売上税が課されないため、購入価格がそのまま取得コストとなる。
- **売却:** キャピタルゲイン税が課されないため、作品の値上がり益の全額を享受できる。
- **承継:** 相続税や贈与税が存在しないため、コレクションを次世代に非課税で、その価値を減ずることなく引き継ぐことが可能である。この有利な環境の下、コレクターは多様な出口戦略を選択できる。

1. 売却:

- **公開オークション:** 市場評価が確立した作品に適し、記録的な価格達成の可能性があるが、プライバシーは確保されない。
- **プライベートセール:** プライバシーと価格の確実性を重視するコレクターに好まれる。大手オークションハウスが専門部門を擁し、水面下で買い手と売り手を直接結びつける。近年の市場では、経験豊富なコレクターが公開の場でのリスクを避け、よりコントロールの効くプライベートな取引を好む傾向が強まっている。

2. 相続: 多くのアジアの富裕層にとってコレクションは次世代に受け継ぐべき文化的な遺産であり、相続税ゼロの香港では価値を減損させることなく円滑な資産承継が可能である。

3. 寄付: M+のような公的機関への寄贈は、社会貢献と文化的なレガシーを構築する戦略である。現物寄付への税制優遇がないため、この選択は純粋なフィランソロピーの精神に基づいている。

④-2民間の施策（アートと金融の融合）

香港では、アートの高度な金融化が進み、活発なアートファイナンス市場が存在している。

- 香港ではアートの高度な金融化が進んでおり、美術品は単なる文化的なオブジェではなく、流動性を確保し、複雑な資産管理戦略に組み込むことができるダイナミックな資産クラスとして扱われている。
- その中核をなすのが、コレクターが自身の美術品コレクションを担保として資金を調達する**アートファイナンス**である。これは作品を売却することなく、その経済的価値を解放する「清算を伴わない流動性」を提供する。
- J.P.モルガン、HSBCといったプライベートバンク、サザビーズのような大手オークションハウス、そして独立系アドバイザリー会社がこの専門的な金融サービスを提供している。融資額は通常最低100万米ドルからで、評価額に対する貸付比率（LTV比率）は40-60%が一般的である。融資プロセスは厳格で、専門家による価値評価（公正市場価格）、所有権の来歴（プロヴェナンス）や盗難履歴の確認を含む厳格なデューデリジェンス、そして担保契約書の締結といったステップで進行する。
- 活発なアートファイナンス市場の存在は、香港のアートエコシステムが深く発展していることの証左である。このサービスは、(1)信頼できる鑑定士、(2)専門弁護士、(3)専門保険会社、そして何よりも(4)債務不履行時に担保を売却できる流動性の高いセカンダリー市場（オークション）の存在を前提としているため、エコシステム全体が一体となって機能していることを示している。

⑤その他（教育における施策）

香港は公教育により次世代コレクターを育成し、一般市民の美術館へのアクセスを確保して裾野を長期的に広げている。

- 香港のアートエコシステムは、富裕層と企業が牽引する「トップヘビー（上位集中型）」の構造を持つが、その基盤を長期的に広げ、持続可能性を高めるための戦略として、公教育を通じた次世代育成にも力が入れている。
- 香港の小中学校における美術教育は、創造性、批判的思考、美術鑑賞能力の育成に重点を置いた、スパイラル型（段階的に深化・発展させる）のカリキュラムを採用している。教育局（EDB）は音楽と視覚芸術の授業時間を規定し、香港芸術發展局（HKADC）のような文化機関と連携して教育プログラムを推進している。
- また、美術館へのアクセスを通じて一般市民の関与を促進している。康樂及文化事務署（LCSD）が管轄する公立美術館は、水曜日の常設展入場料無料化や、学生の入場無料化を実施している。M+のような主要な私立美術館も一部エリアへの無料アクセスを提供し、市民がアートに触れる機会を広く保障している。
- これらの施策は、すぐにハイエンド市場に結びつくものではないが、将来の芸術愛好家やコレクター層を育成するための長期的な投資と位置づけられている。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Hong Kong: A Global Art Hub - The Bulletin - HKGCC, 10月3, 2025にアクセス,
https://www.chamber.org.hk/en/information/the-bulletin_detail.aspx?id=1221
- Hong Kong as a Global Art Hub: Art Ecology and Sustainability of Asia's Art Market Centre, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.mdpi.com/2076-0752/11/1/29>
- Auction Analysis: Hong Kong Modern & Contemporary Evening Sales - Spring 2024, 10月3, 2025にアクセス,
<https://arttactic.com/reports/auction-analysis-hk-spring-2024>
- Global instability and market contraction: A breakdown of the 2024 Global Art Market Report, 10月3, 2025にアクセス,
<https://en.thevalue.com/articles/art-basel-ubs-arts-economics-decline-in-art-market-globally>
- Hong Kong's Continuing Free Port Status & China's Retaliatory Tariff and Related Measures in Response to U.S. Tariffs Announced on 2 April 2025 - Charltons, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.charltonslaw.com/hong-kongs-continuing-free-port-status-chinas-retaliatory-tariff-and-related-measures-in-response-to-us-tariffs/>
- ART - InvestHK, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.investhk.gov.hk/media/yongovpl/202104-art-en.pdf>

- How patronage fuelled Hong Kong's rise as Asia's premier art hub | Art Basel, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.artbasel.com/stories/art-market-report-2022-hong-kong-art-collectors>
- The transformation of Hong Kong's arts ecosystem is already underway | Art Basel, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.artbasel.com/stories/transformation-hong-kong-arts-ecosystem-m-plus-para-site>
- Hong Kong Arts Development Council, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.e-flux.com/directory/73339/hong-kong-arts-development-council>
- Tax Rates of Profits Tax - GovHK, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.gov.hk/en/residents/taxes/taxfiling/taxrates/profitsrates.htm>
- Unveiling Hong Kong's Art Scene & Investment Trends - Conventus Law, 10月3, 2025にアクセス,
<https://conventuslaw.com/report/hong-kong-art-diligence-the-key-to-making-informed-art-investments/>
- Art as Collateral: The Legal Landscape of Art-Backed Lending | Art Law Blog, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.artlawgallery.com/2025/07/articles/art-collectors/art-as-collateral-the-legal-landscape-of-art-backed-lending/>

⑦ インタビュー（1/2）

1. インタビュー相手 プロフィール

- 氏名: Uli Huang（ウリ・ファン）氏
- 肩書き: ペロタン・ギャラリー（Perrotin Gallery） シニアディレクター（上海・香港統括）
- 専門領域: 国際的現代アートギャラリーの運営、中国本土と香港のクロスボーダー市場分析、コレクター・リレーション。
- 選定理由: 上海と香港の両拠点を統括し、異なる税制や規制がコレクターの購買行動に与える影響を比較検証できる立場にあり、中華圏全体のエコシステムに精通しているため。

2. 経済学的・制度的示唆 ※香港、中国本土の両方について回答

- 税制による市場の棲み分け: 香港（非課税）と中国本土（VAT + 輸入税等で約14%コスト増）の税制格差が、購買地を香港へ誘導する決定的な要因となっている。
- インセンティブ欠如による企業需要の停滞: 欧米と異なり、企業コレクションに対する税制優遇が整備されていないため、企業の参入が進まず、市場は個人富裕層（社会的価値・投資動機）に依存している。
- 私立美術館の淘汰と自立: 公的支援が限定的な中、私立美術館は「長期計画に基づく自立経営（チケット収入やガラ等）」か「淘汰」かの二極化が進んでいる。

⑦ インタビュー（2/2）

3. ヒアリング詳細（Q&A要約） ※香港、中国本土の両方について回答

テーマ	主な回答内容
市場の強み	・経済と人口: 堅固な経済基盤と膨大な人口の組み合わせが最大の強み。 ・コレクター層: 富裕層と若年層が牽引。動機は「トレンドィさ（社会的価値）」、「投資」、「自己実現（レガシー）」といったマズローの欲求段階の上位に位置する。
制度の課題	・税制の壁: 香港は非課税だが、中国本土はVAT（13%）＋輸入税（1%）で作品価格に対し約14.13%のコストが上乗せされるため、香港での購入が合理的となる。 ・企業参入の壁: 税制優遇のエコシステムが未整備であり、企業コレクターが少ない。
市場の変化	・新陳代謝: 過去10年で新たなコレクターが流入する一方、興味を失い離脱する層もあり流動的。 ・美術館の選別: 計画性のない私立美術館は閉館に追い込まれる一方、UCCA（ガラ開催）や龍美術館（チケット収入）のように財政的持続性を確保した館が生き残っている。
規制の実態	・許可制: アート作品の輸出入や公的展示には、政府への法人登録と文化局の許可証取得が必須であり、手続き上のハードルが存在する。
教育と雇用	・産業としての視点: 公教育でのアート教育は不十分だが、そもそも産業として十分な雇用と生活水準を提供できない状態で学習を義務付けるのは逆効果であるとの現実的な指摘。
日本への示唆	・アイデンティティの功罪: 日本の強い文化的アイデンティティは誇りだが、多様な文化受容を妨げる排他性にもなり得る。 ・評価のねじれ: 国際的に評価される日本人作家（草間彌生、村上隆等）が、日本国内ではそれほど受け入れられていない現状への指摘。

2.1.3 韓国 | 税制・金融・政策が織りなす新たなアジアのアートハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
韓国のアート市場は、文化体育観光部および芸術経営支援センターの調査によると、2021年に前年比で約3番の9,223億ウォンに達し、2022年には通年で1兆ウォンを超える市場へと成長を遂げた。この急速な成長は、テクノロジーに精通したMZ世代（ミレニアル世代とZ世代）が新たなコレクター層として参入し、アートを資産形成の一環と捉えるようになったことが背景にある。市場の活況は、鑑定、保険、専門輸送といった関連サービス産業の成長と専門的雇用の創出を促している。また、「フリーズ・ソウル」のような国際的イベントは海外の富裕層を誘致し、ソウルの文化ブランド価値を向上させるなど、韓国経済全体に大きな波及効果をもたらしている。一方、2023年～2024年にかけて高金利等の影響で市場は調整局面（前年比マイナス）に入った点も留意が必要である。	韓国のアート市場は、個人富裕層を対象とした戦略的な税制優遇措置により成長している。美術品の譲渡益は、他の所得と合算されない分離課税（税率22%）が適用されるため、高所得者ほど税負担軽減のメリットが大きい。特に、生存する国内作家の作品は譲渡価額にかかわらず完全に非課税となる強力なインセンティブがあり、国内プライマリー市場への資金流入を促している。また、譲渡価額6,000万ウォン未満の取引も非課税である。課税対象となる場合でも、譲渡価額の80～90%を必要経費として概算控除できるため、課税額は僅少に抑えられる。法人については、1点1,000万ウォン以下の美術品を不特定多数が鑑賞できる場所に展示する場合、購入費用を全額損金算入できる。減価償却は、美術品が価値の減少しない資産と見なされるため、原則として対象外である。寄付については、美術館など指定団体への寄付は、法人税法上の寄付金として一定限度内で損金算入が認められる。相続税では、公的美術館などで展示・保管される美術品は納税が猶予される制度がある。また、2023年からは美術品による物納制度も導入され、富裕層の出口戦略の選択肢となっている。	韓国のアートエコシステムは、財閥系企業が中心的な役割を担っている。サムスン文化財団が運営するリウム美術館や、パラダイスグループが展開する複合リゾート「パラダイシティ」での「アートテインメント」戦略は、伝統的なメセナを超え、ブランド価値向上や富裕層顧客との関係深化を目的とした高度な経営戦略となっている。金融分野では、アートを金融資産として活用する動きが活発化している。特にハナ銀行が国内で初めて開始した「美術品信託」は、美術品の所有権を信託に移し、管理・運用・処分を専門家が包括的に代行する画期的なサービスである。同行は、信託受益権を小口化してトークンとして流通させる証券化（STO）も視野に入れており、アート投資の裾野を一般投資家にまで広げる可能性を秘めている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
韓国のアートエコシステムは、多様な専門家が有機的に連携し、アート作品の文化的・経済的価値を高めながら社会を循環させる構造を持つ。中核を担うのは、作家を発掘・育成する画廊（ギャラリー）と、市場価格を形成し流動性を担保するオークションハウスである。これらの市場を、鑑定家が真贋鑑定で信頼性を支え、美術館が作品の収集・展示を通じて文化的な価値を権威付ける。さらに、修復家、アート専門の保険会社、輸送業者、コンサルタントといった専門サービス事業者が、資産価値の維持を物理的、専門的な知見で支えている。	韓国政府は、アート市場を「戦略的経済セクター」と位置づけ、国際化と流動性向上を企図した政策を積極的に展開している。輸入においては、オリジナル作品の関税を原則免除し、海外の優れた作品の流入を促進している。輸出では、規制を大幅に緩和し、1946年以降に制作された美術品は原則自由に海外へ輸出・販売可能とし、国内アーティストやギャラリーのグローバル展開を国家として後押ししている。エコシステムの基盤を支える中核機関として、芸術経営支援センター（KAMS）が市場に関する公的統計「美術市場実態調査」を毎年発行し、市場の透明性と信頼性を高めている。また、韓国文化芸術委員会（ARKO）は、助成金提供や文化バウチャー事業を通じて、市場原理だけでは支えきれない創造活動や国民の文化アクセスを保障する「文化インフラ」としての役割を担っている。	韓国の美術館は、エコシステムにおいて文化的な価値を権威付け、歴史的文脈に位置づける重要な役割を担う。国立現代美術館（MMCA）は年間117万人以上（2016年ソウル館）の来場者を集めるなど、一般市民とアートの重要な接点となっている。民間では、サムスン文化財団が運営するリウム美術館や湖巖美術館、アライオグループが運営するアライオミュージアムなど、財閥や有力コレクターが設立した私立美術館が国宝級のコレクションを誇り、韓国美術界の発展を牽引している。これらの美術館は、質の高い展覧会を企画するだけでなく、相続税の納税猶予制度の受け皿として、富裕層コレクターのコレクションを文化資産として次世代に継承する機能も果たしている。
日本への示唆		
韓国の成功が日本に示すのは、アート市場を単なる文化保護の対象ではなく、グローバル資本を惹きつける「戦略的経済セクター」と再定義する政策思想の転換である。韓国は、「市場が小さいから税制優遇がない」という議論に陥らず、まず「税制」という強力な起爆剤を先行投入することで、能動的に市場を創造した。この観点から、日本が導入を検討すべき具体的施策は以下の通りである。		
1. 税制改革（最優先課題）: 個人の美術品譲渡所得に対し、韓国を参考に高所得者の市場参入障壁を大幅に下げる「分離課税」を導入する。また、企業的美術品購入を促すため、損金算入が可能な価額基準（現行30万円未満）を、展示を条件に韓国の1,000万ウォン（約100万円）を参考に引き上げる。 2. 市場情報基盤の整備: 韓国のKAMSに相当する専門機関を設立・強化し、信頼性の高い市場データを継続的に収集・公開することで、市場の透明性を担保する。 3. 金融との融合促進: 政府が規制緩和や情報提供を積極的に行い、大手金融機関によるアート担保融資や信託といったアートファイナンス事業への参入を促す。		
多様な専門家の有機的連携が、アートの文化的・経済的価値を共に創造・担保するエコシステムを形成している	関税・輸出規制の緩和という「市場開放政策」と、公的機関による「情報インフラ整備・創造活動支援」を両輪とし、アート市場を国家戦略として体系的に育成・強化している。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

MZ世代が火付け役、1兆ウォン市場へと劇的成長を遂げたアート市場。

韓国のアート市場は、2020年代に入り構造的な変化を伴う劇的な成長期を迎えた。これは単なる一時的なブームではなく、新たな参加者と経済的波及効果を伴う質的な転換である。市場の活況は、鑑定や保険といった専門サービス業の成長を促し、ソウルの国際的な文化都市としての地位を向上させるなど、韓国経済全体に多大な好影響を与えている。

- **劇的な市場規模の拡大:**市場規模は2021年に約9,157億ウォンに達し、前年から2.8倍に拡大した。さらに2022年には通年で1兆ウォン市場へと成長を遂げ、アジアの新たなアートハブとしての地位を確立した。この背景には、世界最高峰のアートフェア「フリーズ」のソウル開催や、国際的なメガギャラリーの相次ぐ進出がある。一方で、2023年～2024年にかけて高金利等の影響で調整局面（前年比マイナス）に入った点にも留意が必要である。
- **新たなコレクター層の台頭:**市場急成長の主な牽引役は、テクノロジーに精通した**MZ世代**（ミレニアル世代とZ世代）である。彼らはアートを単なる鑑賞対象としてではなく、**資産形成の一環**として捉えており、新たなコレクター層として市場に積極的に参入している。この動きが市場の需要を押し上げ、活況を生み出す大きな要因となっている。
- **経済全体への広範な波及効果:**アート市場の活性化は、鑑定、修復、保険、専門輸送といった関連サービス産業の成長と、それに伴う専門的な雇用の創出に直接的に貢献している。また、「フリーズ・ソウル」のような国際的なイベントは、海外からの富裕層観光客を誘致し、ソウルという都市の国際的な**文化ブランド価値**を向上させる上で極めて重要な役割を担っている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

専門家たちが有機的に連携し、作品の文化的・経済的価値を増幅させる循環構造。

韓国のアートエコシステムは、各分野の専門家が連携し、一つの作品のライフサイクルを通じて価値を増幅させる仕組みを構築している。

- **画廊（ギャラリー）**:プライマリー市場の中核。作家を発掘・育成し、展覧会を通じて市場に紹介する。作家の代理人として価格設定やプロモーションも担う。
- **オークションハウス**:セカンダリー市場の主役。コレクター所有の作品を再販売し、公開の競売を通じて市場価格を形成。市場の透明性と流動性を担保する。
- **鑑定家・鑑定機関**:作品の真贋を鑑定し、価値を評価する。彼らの権威が取引の信頼性を支える。
- **美術館**:作品を収集・保存・展示し、文化的な価値を権威付け、歴史的な文脈に位置づける。
- **専門サービス事業者**:修復家、アート専門の保険会社、専門輸送業者、アートコンサルタントなどが、作品の物理的な保全と資産価値の維持を専門知識で支援する。

これらのプレイヤーは、新人作家の作品がギャラリーに発掘されコレクターに購入され（プライマリー）、数年後に評価が高まりオークションで新たな価格が形成され（セカンダリー）、最終的に美術館に収蔵されることで公的な文化資産となる、という一連のプロセスで連携する。この循環を通じて、アート作品は文化資産と経済資産の両面で価値を高めていくのである。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

輸出入の障壁を撤廃する大胆な政策が、グローバルなアート取引のハブを形成。

韓国政府は、アート市場の国際化と流動性向上を目的とした、極めて戦略的な政策介入を行っている。流通面では、**輸入関税が原則免除**（付加価値税10%は課税）されており、海外の優れた美術品が韓国市場へ流入する障壁を著しく下げている。輸出面ではさらに大胆な規制緩和を断行し、従来は制作後50年経過が対象だった海外搬出規制を「**1945年以前に制作されたもの**」へと変更した。これにより、1946年以降に制作された近現代美術品は、原則自由に海外へ輸出・販売可能となり、国内市場の国際的な流動性を飛躍的に高めている。

税制面では、個人富裕層に対する譲渡所得課税の優遇措置が市場活性化の最大の要因である。美術品の売却益は「**その他所得**」として扱われ、以下の極めて有利な課税体系が適用される。

- 1. 広範な非課税措置:** ① 1点あたりの譲渡価額が**6,000万ウォン未満**の場合、②譲渡日時点で**生存している国内作家の作品**（価額上限なし）の場合、は譲渡益が完全に非課税となる。
- 2. 高い必要経費の概算控除:** 課税対象となる場合でも、譲渡価額の**最大90%**を必要経費として概算控除できる。
- 3. 分離課税:** 上記で算出された所得に対し、他の所得と合算せず**22%の税率で分離課税**されるため、高所得者層にとって極めて有利である。

法人税制では、取得価額が**1,000万ウォン以下の美術品**を、不特定多数が閲覧できる場所に常時展示することを条件に、購入年度の**損金として全額計上**できる。相続税制では、美術館等で展示・保管する場合に**納税が猶予**される制度や、美術品による**物納制度**が富裕層のコレクション承継を支えている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

税制インセンティブと公的機関の支援が、企業や団体をエコシステムの重要な担い手として組み込んでいる。

韓国では、企業がアート市場の重要なプレイヤーとなるための制度的枠組みが整備されている。法人税法上、取得価額が**1,000万ウォン以下の美術品**を、オフィスやロビーなど不特定多数が閲覧できる場所に常時展示することを条件に、購入年度の**損金として全額計上**することが認められている。この制度は、企業による比較的高額な作品購入を奨励し、市場の裾野を広げる役割を果たしている。また、美術館などへの寄付は、一定の限度額内で損金算入が認められる。こうした企業の関与と市場の基盤を、専門的な公的機関が支えている。

- **芸術経営支援センター（KAMS）** :韓国のアート市場に関する唯一の公的な統計調査である「美術市場実態調査」を毎年発行し、市場の透明性と信頼性を向上させている。客観的なデータ提供は、国内外の投資家が市場に参入する際の重要な基盤となる。
- **韓国文化芸術委員会（ARKO）** :アーティストや芸術団体への助成金提供、低所得者層向けの文化バウチャー「文化ヌリカード」事業など、市場原理だけでは支えきれない創造活動や国民の文化アクセスを保障する、まさに「文化インフラ」として機能している。

さらに、相続に関わる制度も、美術館などの団体の関与を促している。相続財産に含まれる美術品が、公的な美術館や公益法人が運営する私設美術館などで展示・保管される場合、その価額に相当する**相続税の納税が猶予**される。また、2023年からは美術品による**相続税の物納制度**も導入されており、これらの制度は、富裕層のコレクションが散逸するのを防ぎ、文化資産として美術館に集約されることを促進する効果を持つ。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層コレクターは、アートを投資対象と捉え、購入から出口戦略までを専門的な知見に基づき管理している。

富裕層コレクターはアートを投資対象と捉え、鑑定・保管・保険といった管理を専門サービスに委託している。売却、相続、寄付など、極めて有利な税制を最大限に活用した多様な出口戦略を構築し、資産価値の維持と次世代への円滑な承継を図っている。

1. **購入・所有・管理:** コレクションの時価は、Artnetのようなオークションデータベースや非公開情報を用いて常にモニタリングされる。価値評価は、①売買・融資目的の「時価評価」、②保険目的の「保険評価」、③相続・寄付目的の「相続税評価」など、目的に応じて専門機関に依頼される。物理的な管理は、高度に専門化された外部サービスに委託されるのが一般的である。これには、温度・湿度・振動を精密に管理する**専門輸送業者**、高度なセキュリティを備えた**専門保管倉庫（ストレージ）**、あらゆるリスクに備える**アート専門保険**への加入が含まれる。こうした専門サービスの介在が、鑑定書や保管証明書といった「信頼の証跡」を蓄積し、**アートの金融化を可能にする基盤**となっている。
2. **出口戦略:** コレクション形成の最終段階では、多様な出口戦略が検討される。
 - **売却:** 極めて有利な譲渡所得税制により、税負担を最小限に抑えながらキャピタルゲインを実現できるため、非常に魅力的な選択肢となっている。
 - **寄付:** 国公立美術館などへの寄付は、相続税の課税対象から除外されるメリットがある。
 - **信託:** 所有権を信託銀行に移転し、管理・運用・処分を専門家に委託することで、円滑な資産承継を可能にする新たな手法として注目されている。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

韓国では、アートを金融資産へと転換させるアートファイナンスの動きが活発化している。

韓国では、アートを金融資産へと転換させるアートファイナンスの動きが活発化している。

- 1. アート担保融資:**コレクターが美術品を売却せずに流動性を確保するサービスで、主にグローバルオークションハウスや一部金融機関のプライベートバンキング部門が富裕層向けに提供している。市場価値の高いブルーチップ作品を対象に、**評価額の40～60%程度を融資**するのが一般的である。
- 2. アート信託と証券化:**最も先進的な取り組みが、**ハナ銀行**が韓国で初めて開始した「**美術品信託**」である。これは、金融機関が**美術品を信託財産として預かり、専門的な保管・管理から最終的な売買（処分）までを包括的に代行するサービス**である。このサービスは、流動性の低い「現物資産」であるアートを、管理が容易な「金融資産（信託受益権）」へと転換する画期的な試みと言える。さらにハナ銀行は、この信託受益権を小口化し、ブロックチェーン技術を用いてトークンとして発行・流通させる「**証券化（STO: Security Token Offering）**」も視野に入れている。これが実現すれば、高額な美術品への投資が少額から可能となり、アートが不動産投資信託（REIT）のような金融商品として取引される道が開かれ、韓国のアートエコシステムが高度な資産運用市場へと進化する転換点となりうる。
- 3. アートファンド:**過去に組成された事例もあるが、価格の不透明性や市場の変動リスクから期待されたリターンを上げられなかった経験もあり、依然としてハイリスク・ハイリターンな領域と認識されている。

⑤美術館の施策（教育と文化へのアクセス）

韓国のアートエコシステムの裾野を支えているのが、公教育と文化政策による国民のアートへのアクセシビリティ確保である。

- 1. 公教育における美術教育:** 韓国の美術カリキュラムは、単なる描画技術の習得に留まらない。伝統美術から現代美術、デザインまで幅広く扱い、**創造性や美的感性を育むことに重点を置いている**。美術館と連携した鑑賞教育も積極的に行われており、これが将来的にアートへの関心が高い国民層を育成し、市場の土台を広げる長期的な投資となっている。
- 2. 一般市民の文化へのアクセス:** 国立現代美術館（MMCA）は、文化の拠点として広く親しまれ、ソウル館だけで年間117万人以上（2016年時点）の来場者を集めている。また、経済格差が文化へのアクセス格差に繋がらないよう、政策的な配慮がなされている。韓国文化芸術委員会（ARKO）が運営する「**文化ヌリカード**」は、**低所得者層などに年間一定額の文化活動費を支援するバウチャー制度**であり、国民が広く文化芸術を享受できる機会を保障している。このような施策は、アート市場の需要層を長期的に育成し、エコシステム全体の持続可能性を高める上で不可欠な役割を果たしている。

⑥主な出典、参考資料一覧

- 미술시장1조들썩...생존작가작품은양도때비과세-한국경제,2025/9/25調査時点
<https://www.hankyung.com/article/2023090300681>
- 미술품투자시알아두면도움이되는세금상식:삼일회계법인-PwC,2025/9/25調査時点
<https://www.pwc.com/kr/ko/insights/issue-brief/art-investment.html>
- 하나은행,신미술품유통비즈니스모델'미술품신탁'출시-뉴스와이어,2025/9/25調査時点
<https://www.newswire.co.kr/newsRead.php?no=963553>
- 아라리오김창일회장'세계100대컬렉터'이름올려|-미래경제,2025/9/25調査時点
<https://www.mirae-biz.com/news/articleViewAmp.html?idxno=24232>
- ARTSCOUNCILKOREA|Aboutus,2025/9/25調査時点
<https://www.arko.or.kr/eng/about>
- 미술품감정평가가필요한경우-한국미술정보개발원,2025/9/25調査時点
<https://www.artvalue.co.kr/appraisal>
- 미술등록협회에오신것을환영합니다!,2025/9/25調査時点
<http://area.or.kr/index.html?TPL=biz3.tpl>

- 미술품운송-TNL해운항공,2025/9/25調査時点
<http://tnlgroun.kr/art-transportation/>
- ArtsCouncilKorea-GrayArea,2025/9/25調査時点
<https://grayarea.org/community-entry/arts-council-korea/>
- 미술품구입..법인'비용처리'도가능한가요?-Daum,2025/9/25調査時点
<https://v.daum.net/v/K3d1Ydat0y>
- 상속세및증여세법-국가법령정보센터,2025/9/25調査時点
<https://www.law.go.kr/LSW/lsSideInfoP.do?lsiSeq=270991&lsId=&joNo=0076&joBrNo=00&docCls=jo&chrClsCd=010202&urlMode=lsScJoRltInfoR>
- 韓国相続税の納付、加算税、贈与税について/在日韓国人・帰化された方の相続vol.08,2025/9/25調査時点
<https://nktax.or.jp/useful/business-management-owner-9481/>
- 骨董品買取で税金はかかる?後悔しないための注意点を押さえておこう「バイセル公式,2025/9/25調査時点
https://buysell-kaitori.com/column/antique-kotto-tax_kaitori/
- 相続財産における美術品や骨とう品の評価方法とは?そうぞくガイド,2025/9/25調査時点
<https://sozoku-guide.bk.mufg.jp/column-list/columns/mgehtw44av>

⑦-1 インタビュー（1/2）

1. インタビュー相手 プロフィール

- プロフィール氏名: Choi Woosuk（チェ・ウソク）氏
- 肩書き: 展覧会キュレーター兼アートコンサルタント
- 専門領域: 韓中の文化交流、現代アートの社会的・空間的テーマ展示、個人・企業向けのアートプランニングおよびコレクション戦略アドバイザー。
- 選定理由: 韓国と中国のクロスボーダーな市場実態に精通し、公的機関と民間コレクター双方の視点から市場メカニズムを分析できる専門家であるため。

2. 経済学的・制度的示唆

- 税制が市場の「呼び水」として機能: 輸入税免除や法人税優遇は、単なるコスト削減に留まらず、国際ギャラリーの韓国進出や企業の文化財団設立といった「構造的な市場拡大」を誘発している。
- 相続税と寄付の「代替効果」: 高額な相続税はコレクターにとって資産承継の障壁となっているが、同時にそれが「美術館への寄付（税優遇）」を選択させる強力なインセンティブとして機能し、結果的に公的資産の充実に寄与している。
- 情報インフラの欠如: 取引記録や価格形成の透明性・データ管理システムが未整備であることが課題とされており、日本が提言する「アーカイブ制度（情報集約）」の有効性を逆説的に裏付けている。

⑦-1 インタビュー（2/2）

3. ヒアリング詳細（Q&A要約）

テーマ	主な回答内容
市場の強み	・収集の習慣化: コレクターだけでなく一般市民もアート収集を日常の一部と捉えている。 ・制度的支援: アート作品の輸入税免除、企業購入時の税優遇、建築費の約1%をアートに充てる「1% for art」制度が市場を支えている。 ・イベント頻度: ほぼ毎月開催されるアートフェアが、購入を文化的習慣として定着させている。
制度の課題	・透明性の欠如: 取引記録や信頼できるアーティスト情報のデータ管理システムが未整備であり、公正な価格形成の課題となっている。 ・地域格差: ソウルへの一極集中が著しく、地方の文化インフラ支援が不足している。
コレクター動向	・資産としての定着: 金融資産（暗号資産等）の成長に伴い富裕層コレクターが急増。収集は「ファッショナブル」な行為として認知されている。 ・意識の変化: 「所有」することから、SNS等を通じて「楽しみ、共有する」ことへ意識が変化している。
税制の実効性	・市場開放の効果: 輸入税免除により、海外作品の流入だけでなく、国際的ギャラリーの韓国進出が加速し、市場全体の質が向上した。 ・企業の参入: 法人税優遇により、企業が直接購入や財団設立を行うインセンティブが働いている。
相続と寄付	・出口戦略としての寄付: 高額な相続税負担を回避するため、コレクションの一部を美術館へ寄付し（税優遇を享受）、残りを家族に継承するといった戦略的な使い分けが行われている。
日本への提言	・税制改革: アート関連税の免除が市場活性化に不可欠である。 ・海外展開支援: ギャラリーの海外フェア参加（ブース費・輸送費）への直接的支援。 ・フェア連携: 日本独自のホテルアートフェアと、海外の中規模フェアとの体系的な連携強化。

⑦-2 インタビュー（1/2）

1. インタビュー相手 プロフィール

- 氏名: Henna Joo（ヘナ・ジュ）氏
- 肩書き: 弘益大学大学院 アートマネジメント学科教授
- 経歴: アラリオギャラリーやギャラリーヒュンダイといった韓国を代表するトップギャラリーで約20年間の実務経験を持つ。現在はアカデミアの立場からアートマーケット研究を行う。
- 選定理由: 商業ギャラリーの現場実務と学術的な市場分析の双方に精通しており、政策の効果と市場の反応を客観的に評価できる専門家であるため。

2. 経済学的・制度的示唆

- エコシステム視点への転換: 政府が非営利セクターと商業セクターを別個のものではなく、相互に連動する一つの「エコシステム」として捉え直したことが、政策の有効性を高めている。
- 税制インセンティブの功罪: 法人による購入控除（約900万ウォン）はコレクション活動を促進している一方、不動産や株式と同様に課税すべきという世論もあり、公平性の観点から一方的な優遇拡大は難しい局面にきている。
- 市場の二層構造: パンデミック以降に急増した「若手・オンライン勢」が市場の裾野を広げ、伝統的な「富裕層・企業勢」が価格安定を支えるという、補完的な二層構造が形成されている。

⑦-2 インタビュー（2/2）

3. ヒアリング詳細（Q&A要約）

テーマ	主な回答内容
市場の強み	・戦略的支援: 政府による支援が積極的かつ戦略的であり、ギャラリーや美術館のグローバル進出を強力に後押ししている。 ・輸出入の自由度: 輸出入に対する制限がほとんどなく、これが国際展の開催や海外プロモーションを容易にする「追い風」となっている。
制度の課題	・支援の偏り: 近年は流通や国際展開（輸出）への支援に注目が集まりすぎ、芸術創作（生産）そのものへの支援とのバランスが課題。 ・税の公平性: アート優遇に対し、他の資産クラス（不動産等）との公平性を問う声もあり、合意形成が難しい。
コレクター動向	・層の拡大: パンデミックを経てオンライン活用世代が急増。動機は富裕層の「投資・相続」から、若年層の「自己表現」まで多様化。 ・相続行動: 富裕層は相続税負担を避けるため、生前にコレクションを整理（転売や投資価値重視への組み換え）する傾向がある。
企業と税制	・法人需要: 最大約900万ウォンの損金算入枠が、企業のコレクション活動を促進する明確なインセンティブとして機能している。 ・教育の重要性: アート教育の有無が、将来のアートを「単なる投資」と見るか「文化的価値」と見るかの分岐点となる。
日本への提言	・土壌の育成: 効果的な政策導入の前提として、一般層のアートへの関心・熱意を育むことが先決である。 ・調査の必要性: 政策立案のために、コレクターの行動原理や動機に焦点を当てた詳細な調査を行うべきである。

2.1.4 シンガポール | 国家戦略として設計された税制が、世界のアート資本を惹きつけるアジアのハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
クリエイティブ産業はGDPの約1.9%を占め、約2.2%の労働人口を雇用している。シンガポール政府が運営する若年層向けのウェブサイトによると、より広範な「芸術・エンターテインメント」セクターは2019年に91億シンガポールドル（約1兆円）の付加価値を創出した。美術品の輸出額は2026年までに年率2.6%で成長し4億6,800万米ドルに、輸入額は年率2.3%で5億2,100万米ドルに達すると予測されている。Sotheby'sが2022年に15年ぶりにオークションを再開し1,800万米ドル超の売上を達成したことや、大型国際アートフェア「ART SG」の成功は、香港からシンガポールへのアート資本シフトを象徴している。	個人富裕層にとって魅力的な税制が特徴である。 ・ 相続税・贈与税 ：2008年に相続税が完全に撤廃されており、贈与税も存在しない。これにより、美術品コレクションを税負担なく次世代へ承継できる。 ・ キャピタルゲイン税 ：個人が美術品を売却して得た利益（キャピタルゲイン）は、事業所得と見なされない限り原則として非課税である。法人においても、偶発的な資産売却と見なされれば非課税となる。 ・ 寄付 ：企業・個人を問わず、国家遺産委員会（NHB）が承認した美術館などに美術品を寄付した場合、その美術品の評価額の250%に相当する金額を課税所得から控除できる。これは社会貢献と税務メリットを両立させる強力なインセンティブとして機能する。 ・ 減価償却 ：法人が事業用に美術品を購入した場合、その取得費用を税法上の減価償却の対象とすることは、価値が経年減少しないため通常認められない。 ・ 物品・サービス税（GST） ：国内での美術品購入や輸入にはGST（現行9%）が課されるが、フリー・トレード・ゾーン（FTZ）の利用や、主要輸出業者スキーム（MES）の適用により、国際的な中継貿易においては支払いが猶予・免除される措置がある。	プライベートバンクを中心に、美術品を金融資産として活用するアートファイナンスが展開されている。HSBCやJ.P. Morganなどが、富裕層顧客に対し美術品を担保とする融資を提供し、資産の流動化を支援している。また、We Are Art Collectors (WAAC) のようなプラットフォームが登場し、高額な美術品の所有権を小口化して複数の投資家で分割所有する「フラクショナルオーナーシップ」を可能にしており、アート投資の裾野を広げている。これらの取引の健全性を担保するため、美術品ディーラーもマネー・ローンダリング対策規制（PSPM法）相当の規制対象となっている可能性が高い。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
国家芸術評議会（NAC）が芸術振興の司令塔として5カ年計画を策定し、国家遺産委員会（NHB）が国立美術館群を統括し国家コレクションを管理する、という公的機関が基盤を整備している。その上で、ギャラリー、国際オークションハウス、鑑定、修復、専門輸送・保管、保険、コンサルタントといった民間の専門サービスが集積し、有機的に連携している。「ART SG」のような国際イベントでは、政府の後援、ギャラリーの販売活動、美術館による作品購入、専門業者のロジスティクス提供が一体となり、円滑な取引プラットフォームを形成している。	シンガポール政府の公的施策は、アートの「国際的な流通」を最大化し、グローバルなハブとしての機能を強化する点で一貫している。その核心が、輸出入制度における「二重構造」である。美術品を国内で消費する場合は原則通りGST（物品・サービス税）が課税されるが、国際的な中継貿易は戦略的に優遇される。具体的には、チャンギ国際空港のフリー・トレード・ゾーン（FTZ）を活用すれば、域内での保管・取引中はGSTの支払いが法的に猶予され、第三国へ再輸出する場合は一切課税されない。この「流通の円滑化」を重視する姿勢は文化財保護政策にも表れており、保護対象は主に建造物などの不動産である。動産である美術品全般の輸出を包括的に禁止する法律は確認できない。国際的な取引を妨げない柔軟な文化財保護政策の運用が市場の信頼性を高めている。	ナショナル・ギャラリー・シンガポールやシンガポール美術館などの国立の文化施設は、国家遺産委員会（NHB）の統括下にあり、国家コレクションの収集・保存・研究・展示の中核的役割を担っている。これらの美術館は、企業や個人からの寄付を受け入れる重要な窓口であり、寄付された美術品の評価額250%の税控除を可能にする「承認美術館」としての認定を受けている。また、シンガポール美術館（SAM）は、国際アートフェア「ART SG」において、展示作品を国家コレクションとして購入するための基金（SAM ART SG Fund）を設立するなど、市場と連携して国内の文化資産を充実させる積極的な取り組みを行っている。
公的機関による戦略的な基盤整備と、民間専門サービスの集積が有機的に連携。アートの資産価値を物理的、専門的な知見から支える盤石なプラットフォームを形成している。	フリー・トレード・ゾーン（FTZ）による税制メリットと、輸出を制限しない柔軟な文化財政策。税制と規制の両面から「国際流通の円滑化」を徹底し、グローバルなハブとしての信頼を確立している。	日本への示唆 シンガポールの成功は、①相続税・キャピタルゲイン税ゼロという大胆な税制を「呼び水」に国際富裕層を惹きつけ、②250%という寄付税制で資産を国内文化インフラに還流させる、という戦略的な制度設計にある。さらに、③政府が経済政策としてアート市場を捉え、官民連携でフリーポートのような専門インフラを整備している点も重要である。これを踏まえ、日本が取るべき施策として以下を提言する。 1. 相続税制の改革 ：美術館への寄託を条件とした納税猶予制度の創設・拡充により、コレクションの国内保持と公開を促す。 2. 寄付税制の拡充 ：シンガポールを参考に、寄付した美術品の評価額に対する税額控除など、より強力な優遇措置を導入し、民間から美術館への資産移転を加速させる。 3. 国家戦略の策定と実行 ：文化庁だけでなく、経済産業省や金融庁も連携し、アートを経済資産と捉え、国際競争力獲得を目指す省庁横断的な戦略を策定する。その上で、「アートビジネス特区」のような形で規制緩和や税制優遇を先行的に試行することが現実的な第一歩となる。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

アートを新たな資産クラスとして位置づけることで、アジアの富裕層と国際資本を惹きつける“国家主導型アートエコシステム”を確立しつつある。

- **GDPへの貢献と市場規模:** クリエイティブ産業全体でGDPの約1.9%を占め、全労働人口の約2.2%を雇用。2019年には「芸術・エンターテインメント」セクターが91億シンガポールドル（約1兆円）の付加価値を創出。
- **政府の財政支援:** 2013年以降、クリエイティブセクターに対し年間平均約4億5,000万シンガポールドル、総額31億6,000万シンガポールドルを超える公的資金を投じ、人材育成や創作活動を支援。
- **市場の成長性と国際的地位**
 - **貿易予測:** 美術品の輸出額は2026年までに年率2.6%で成長し4億6,800万米ドルに、輸入額は同期間に年率2.3%で5億2,100万米ドルに達すると予測。
 - **国際プレーヤーの回帰:** Sotheby'sが2022年に15年ぶりにオークションを再開し、1,800万米ドル超の記録的な売上を達成。
 - **国際アートフェアの成功:** 2023年に初開催された「ART SG」は、世界の有力ギャラリーとコレクターを集め成功。これは地政学的な安定性を求めるアートキャピタルが香港からシンガポールへシフトしている現状を反映している。
 - **多層的な市場育成:** 政府は富裕層向けフェアだけでなく、作品価格に上限（15,000シンガポールドル）を設けた「Affordable Art Fair」なども育成し、若年層コレクターの裾野を広げている。
- **国家戦略としての位置づけ:** これらの市場の成長は、政府が安定した政治・経済基盤と魅力的な政策をパッケージとして提供し、国際的なアートキャピタルと富裕層を意図的に誘致した結果である。金融ハブとしての既存の強みをアートという新たな資産クラスで補完・強化する国家戦略の一環と分析できる。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

政府主導で公的機関・民間事業者・国際プレイヤーを戦略的に結合させ、文化支援と市場機能を一体化したアートインフラを実現している。

1. 中核的公的機関

- **国家芸術評議会 (NAC):** アートシーン全体の発展を主導する司令塔。「Our SG Arts Plan (2023-2027)」を策定し、アーティストや団体への多様な助成金を提供。
- **国家遺産委員会 (NHB):** 国立美術館群を統括し、国家コレクションの収集・保存・研究を担う。傘下のヘリテージ・コンサベーション・センター (HCC) は専門的な修復・保存施設である。また、寄付に対する税制優遇の認定機関としての機能も持つ。

2. 多様な市場参加者（民間）

- **画廊:** アート・ギャラリーズ・アソシエーション・シンガポール (AGAS) という業界団体が存在。
- **オークションハウス:** Sotheby's, Christie's, Bonhamsなど国際的な主要企業が拠点を設置。
- **専門サービス:** 鑑定・評価（独立専門会社も存在）、修復（民間の専門スタジオ）、専門輸送・保管（Crown Fine Art, Malca-Amitなど国際大手）、保険（AXA XL, Chubbなど）、アートコンサルタントがそれぞれ集積し、高度なサービスを提供。

3. プレイヤー間の連携メカニズム（事例：ART SG）

一つの大規模イベントを触媒として、公的機関、市場参加者、専門サービス業者が緊密に連携し、大規模な資本と美術品が円滑かつ安全に取引されるプラットフォームを創出している。

1. **企画・誘致:** 政府観光局（STB）やNACがフェアを後援し、国際的なプロモーションを支援。
2. **開催中:** 世界中のギャラリーが出展し商談を行う中核活動に加え、シンガポール美術館（SAM）が作品購入基金を設立して若手作家を支援。アートコンサルタントは顧客を案内し、輸送・保険業者はインフラを支える。
3. **取引後:** 専門輸送業者が購入作品をコレクターの自宅やフリーポートへ輸送。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

市場流動性を優先し、税制と制度を柔軟に設計することで、美術品の自由な流通を可能にする信頼性の高いアートハブとしての地位を確立。

1. 輸出入規制の「二重構造」

- **原則（国内市場）**：国内での消費・展示を目的とする美術品の輸入には関税は課されないが、物品・サービス税（GST、現行9%）がCIF価格に対して課税される。
- **例外（国際中継市場）**：国際的な取引・保管ハブとしての利用を強力に優遇。
 - **フリー・トレード・ゾーン (FTZ) 制度**：チャンギ国際空港などに設置されたFTZ内に美術品を保管している限り、GSTの支払いが法的に猶予される。作品がシンガポール国内に引き取られず第三国へ再輸出される場合は、GSTは一切課税されない。これにより、ディーラー等は税負担なくシンガポールを安全な保管・取引拠点として利用できる。
 - **主要輸出業者スキーム (MES)**：認定事業者は非課税品輸入時のGST支払いが猶予され、キャッシュフロー負担が軽減される。

2. 文化財保護政策

- **所管**：国家遺産委員会（NHB）が文化遺産マスタープラン「Our SG Heritage Plan」を推進。
- **法的基盤**：「記念物保存法 (Preservation of Monuments Act)」が法的基盤であるが、主たる対象は歴史的建造物や遺跡といった不動産である。
- **美術品（動産）への適用**：文化的な重要性のみを理由に美術品全般の輸出を禁止・制限する法律は確認できなかった。これは、文化財の海外流出防止よりも国際的な流通を促進し、市場の流動性を確保することを重視している事を示唆しており、信頼性の高い国際市場として機能する前提条件となっている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

企業による美術品の寄付を税優遇で促し、文化支援と経済合理性を両立している。

1. 企業の関与と動機

CSR活動に加え、政府の強力な税制インセンティブが企業の関与を促進している。

2. 寄付に対する税制優遇

- **250%税控除:** 企業がNHB認定の「承認美術館」や公共美術税制優遇スキーム（PATIS）に美術品を寄付した場合、その美術品の評価額の250%を課税所得から控除できる。
- **効果:** 例えば評価額100万ドルの美術品を寄付すると250万ドルを損金算入でき、法人税率17%で約42.5万ドルの税負担軽減効果が生まれる。これにより、企業はブランドイメージ向上と実質的な税務メリットを同時に享受でき、企業の資金が公的文化資産へ還流する好循環が生まれている。

3. 美術品の購入・売却に関する税務

- **購入:** 企業が美術品を購入した費用は、原則として損金算入も減価償却（キャピタルアローワンス）も認められない。
- **売却:** 美術品の売買を事業として反復的に行っている場合は、売却益は事業所得として法人税（17%）の課税対象となる。一方、長期保有資産を偶発的に売却した場合はキャピタルゲインと見なされ非課税となる。

4. 関連法制度

美術品の売買契約は、契約法の一般原則および「物品売買法（Sale of Goods Act）」に準拠し、所有権移転や品質保証などの基本ルールが定められている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

非課税制度と高度な保管環境が富裕層の長期的コレクション形成を支えている。

1. 購入・所有段階

- **キャピタルゲイン非課税:** 美術品の売却益は原則非課税であり、純粋な投資資産としての魅力が高い。
- **保管:** シンガポール・フリーポートを利用すれば、GST支払いを猶予されたまま、世界最高水準のセキュリティ環境で保管・売買が可能。

2. 承継段階

- **相続税・贈与税ゼロ:** 2008年に相続税が撤廃され、贈与税も存在しない。これにより、富裕層は税負担なくコレクションを次世代に承継でき、世代を超えた長期的なコレクション形成が強力に後押しされる。

3. 出口戦略の選択肢

- **売却:** キャピタルゲイン非課税のメリットを享受し、コレクションを現金化。オークションまたはプライベートセールが主な手法。
- **相続:** 相続税ゼロのメリットを活かし、非課税で次世代へ承継。ただし、相続人間の紛争リスクを避けるため遺言作成が重要となる。
- **寄付:** 承認美術館への寄付により、評価額の250%を所得控除できる。高額所得者にとっては大きな節税効果と社会貢献を両立できる。
- **信託:** コレクションを一体として維持・管理し、創設者の長期的なビジョン（例：一族による長期保有、将来の美術館への寄贈）を法的に実現するための有効な手段。

4. コレクション管理実務

時価管理のため、ファミリーオフィスや専門アドバイザーが定期的に評価を実施。評価は保険目的（再調達価額）と売却目的（公正市場価格）で基準が異なり、目的に応じてオークションハウスや専門会社を使い分ける。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

厳格な金融規制下で、アートを資産化するアートファイナンスのエコシステムが形成されている。

1. アートファイナンスの全体像

美術品を金融資産と捉え、プライベートバンクを中心に富裕層向けサービスが展開されている。

2. アート担保融資 (Art-Secured Lending)

- **概要:** コレクターが美術品を売却せずに、それを担保に金融機関から融資を受ける仕組み。
- **提供機関:** HSBC, J.P. Morgan, Deutsche Bankなどのグローバルなプライベートバンクが提供。
- **仕組み:** 融資額は専門家による評価額にLTV (Loan-to-Value) を乗じて決定。融資期間中は作品を専門倉庫で保管し、美術品専門保険への加入が必須となる。

3. 先進的な取り組み

- **アートファンド:** 複数投資家から資金を集め美術品ポートフォリオに投資するファンド。シンガポールでの大規模な事例は確認できなかったが、将来組成される可能性はある。
- **証券化・フラクショナルオーナーシップ:** We Are Art Collectors (WAAC) のようなプラットフォームが、高額美術品の所有権をデジタル証券等の形で小口化し、少額からの分割所有を可能にしている。アート投資へのアクセスを一般投資家にも広げ、市場の裾野を拡大する可能性がある。

4. 金融規制とコンプライアンス

- **背景:** アート市場は、取引が高額、価値評価が主観的、当事者が匿名性を保ちやすい、といった理由からマネー・ローンダリング (ML) のリスクが高いと認識されている。
- **適用法規:** FATFの国際基準に沿い、「貴石・貴金属法 (PSPM Act)」に相当する規制が美術品ディーラーやオークションハウスにも適用される可能性がある。
- **義務:** PSPM法において規制対象事業者には、①顧客デューデリジェンス (CDD)、②記録の保存、③疑わしい取引の報告 (STR) が義務付けられている。これらの厳格なAML/CFT規制が貴石・貴金属の市場の透明性と健全性を担保し、国際的な信頼の基盤となっており、アート市場も同レベルの扱いとなっている可能性が高い。

⑤その他（アート人材の育成と市民の関与）

美術教育と文化支援を通じ、将来のアートコレクターをシンガポールの社会全体で育成している。

1. 目的

将来のアーティスト、コレクター、文化の享受者を育成するための長期的な投資として、政府はトップダウンの市場育成と並行し、一般市民の関心を育む基盤整備に注力している。

2. 公教育における美術教育

- **小学校:** 美術は全学年で必修科目であり、多様な表現方法と共に、視覚的リテラシーや美的感覚、自国の文化・歴史への理解を深めることを目的としたカリキュラムが組まれている。
- **中等教育:** より専門性を高めたい生徒のために、スタジオ実習と美術批評を組み合わせた高度なアート選択プログラム (AEP) が設置されている。

3. 文化へのアクセス支援

- **美術館の役割:** ナショナル・ギャラリー・シンガポールなどの国立施設が、質の高い展覧会や教育プログラムを通じて市民の芸術理解を深化させている。
- **国家芸術評議会 (NAC) による助成:** 学校向けの芸術教育プログラム (NAC-AEP) を通じ、年間約30万人の学生が助成された料金の演劇やワークショップに参加している。

4. 効果

このような幼少期からの体系的な芸術教育と、公的機関による鑑賞機会の提供が、社会全体のアートに対するリテラシーと関心を底上げし、アートエコシステムの持続可能な発展を支える強固な需要基盤を形成している。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Singapore's Emergence As The World's Next Art Capital - The Yale Review Of International Studies, 10月3, 2025にアクセス,
<https://yris.yira.org/column/singapores-emergence-as-the-worlds-next-art-capital/>
- ART SG concludes a successful 2024 edition with solid sales reported - ART SG, 10月3, 2025にアクセス,
https://artsg.com/wp-content/uploads/2024/03/ART-SG-2024-Closing-Release_EN.pdf
- Potential of the Creative Sector in Singapore - Immigration@SG, 10月3, 2025にアクセス,
<https://iasg.com.sg/potential-of-the-creative-sector-in-singapore/>
- Singapore Art Industry Outlook 2022-2026 - ReportLinker, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.reportlinker.com/clp/country/524851/726413>
- Our SG Heritage Plan 2.0 - National Heritage Board, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.nhb.gov.sg/-/media/nhb/files/resources/our-sg-heritage-plan-2/nhb-hp2-publication.pdf>
- Donations and Tax Deductions - IRAS (Inland Revenue Authority of Singapore), 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.iras.gov.sg/taxes/other-taxes/charities/donations-tax-deductions>

- Wealth Taxes in Singapore - the Present, and Glimmers of a Potential Future - Dentons Rodyk, 10月3, 2025にアクセス,
<https://dentons.rodyk.com/en/insights/alerts/2022/january/12/wealth-taxes-in-singapore--the-present-and-glimmers-of-a-potential-future>
- The Secret World of Art Tax Havens: How Billionaires Use Freeports to Avoid Taxes - AMS Tax, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.ams-tax.com/blog/post/the-secret-world-of-art-tax-havens-how-billionaires-use-freeports-to-avoid-taxes>
- Our SG Arts Plan (2023 - 2027) - National Arts Council, 10月3, 2025にアクセス,
https://www.nac.gov.sg/docs/default-source/the-arts-plan/our-sg-arts-plan_2023---2027_phase-4_updated.pdf
- Art Galleries Association Singapore - AGAS, 10月3, 2025にアクセス,
<https://agas.org.sg/>
- Art Appraisal & Valuation Specialists in Singapore - Asian Art Platform, 10月3, 2025にアクセス,
<https://asianartplatform.com/art-appraisal/>
- LE FREEPORT - Home, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.singaporefreeport.com/>

2.1.5 イギリス | 官民連携と戦略的税制が駆動する、世界第2位のアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
英国のクリエイティブ産業は2022年に1,246億ポンドの粗付加価値(GVA)を創出し、英国経済の5.7%を占める重要分野である。その中核をなす美術品・骨董品市場は、The Art Basel & UBS Art Market Report 2025 By Arts Economicsによると、2024年時点で世界第2位、世界シェア18%を占め、年間売上高は104億ドルに達する。この市場は7,800の事業者と45,520人の直接雇用を支えている。市場構造の特徴は高価格帯への極端な集中にあり、100万ドル超の作品が取引件数で1%未満にもかかわらず、市場価値の57%を占める(2016年)。これは、国内外の富裕層コレクターが市場を強力に牽引していることを示している。	英国の税制は、富裕層の美術品所有を促進し、最終的に国の文化資本へ転換させることを目指す戦略的な設計が特徴である。 ・ 相続税 :英国の相続税は40%と高率だが、国の文化遺産として「卓越した」作品には3つの優遇措置がある。①一般公開等を条件に納税を無期限猶予する「条件付き免除制度」。②相続税を美術品で納付でき、市場売却より有利な評価額が適用される「現物納税制度 (AIL)」。③生前の寄付を促す「文化ギフトスキーム (CGS)」。これらはコレクションの散逸を防ぎ、公的機関の収蔵品を充実させる。 ・ 寄付 :CGSにより、個人は寄付した作品価値の30%、法人は20%を所得税等から税額控除できる。 ・ 減価償却 :美術品は原則として減価償却の対象外。ただし、しかし、高級ホテルなどで、事業における空間演出のために美術品が不可欠な「設備」と見なされる例外的な場合に限り、資本控除の対象となり得る。	民間では、美術品を担保とする金融サービス「アートファイナンス」が発展している。世界のアート担保融資市場は最大341億ドル規模(2023年)と推定され、英国では大手プライベートバンクや専門ノンバンク金融機関がサービスを提供している。コレクターは作品を売却せず流動性を確保でき、融資額は評価額の50%が上限となることが多い。近年、市場の透明性と信頼性を高めるため、金融セクター並みの規制が導入された。特に2020年からのマネーロンダリング防止(AML)規制の強化は画期的で、1万ユーロ以上の取引を行う事業者に顧客デューデリジェンス(身元確認)などを義務付けている。この規制強化が市場の健全化を促し、伝統的な金融機関のアートファイナンスへの参入を後押ししている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
英国のアートエコシステムは、商業、インフラ、公的機関の強固な連携によって成立している。商業面ではサザビーズやクリスティーズなどのグローバルオークションハウスが二次市場を、7,000を超える画廊・ディーラーが一次・二次市場を形成する。これらを、美術品専門の輸送・保管、保険、修復、評価、法務といった高度に専門分化したサービス群がインフラとして支える。この集積がロンドンに強力なネットワーク効果を生み、国際的なハブとしての地位を確立している。これら民間活動の結節点にアーツ・カウンシル・イングランド(ACE)などの公的機関が存在し、制度運用を担う。	英国政府は、自由な国際取引拠点としての地位維持と、国内の文化資産保護という二元的な戦略を採っている。輸入面では、美術品等に対する輸入付加価値税(VAT)を標準の20%から5%という軽減税率に設定し、世界中から美術品が流入するよう強力なインセンティブを与えている。特別な輸入許可制度も原則として存在しない。 一方、輸出面では、製造後50年超で一定価格以上の文化財に輸出許可を義務付け、厳格に管理している。特に「ウェイヴァリー基準*1」に該当すると判断された場合、輸出が一時保留される。この間に国内の美術館などが市場価格で作品を購入する機会が与えられ、重要文化財の海外流出を防いでいる。	英国の美術館政策は、国民の文化アクセスを保障し、エコシステム全体の価値を高める基盤となっている。その中核が、2001年に導入された国公立美術館への入場料無料化政策である。この政策により主要国立美術館の入場者数は倍増し、文化へのアクセスを劇的に改善した。政策維持には年間約4,500万ポンドの費用がかかるが、観光収入の増加などを通じ、投下資金1ポンドあたり3.50ポンドの経済効果を生むと試算されており、費用対効果の高い文化政策と評価されている。この無料開放政策が育んだ広範で質の高い鑑賞者層は、展覧会の権威と魅力を高める。その結果、富裕層コレクターが自身のコレクションを美術館に貸し出すインセンティブとなり、作品の来歴価値が向上する。このように、美術館への公的投資が民間コレクションの価値を高め、エコシステム全体の好循環を生み出している。
高度に専門分化された民間サービスが公的機関と強固に連携し、富裕層のコレクションを文化遺産へと転換・集積させる好循環を構築している。	相続税の優遇措置で私有財産(美術品)の公共化を戦略的に促し、輸入におけるVATの軽減により国際ハブとしての市場の流動性を維持している。	日本への示唆 英国の成功は、単一の政策ではなく、市場、税制、インフラ、公的支援が「民間の富を国の文化資本へ戦略的に転換させる」という一つの目的に向かって連携する、統合的エコシステムの力にある。日本が学ぶべき核心は、税制を文化政策実現の戦略的ツールとして活用している点である。 ・ 相続税における優遇措置の創設 :英国の現物納税制度(AIL)を参考に、美術品による相続税納税を導入すべきである。その際、現金納税より有利になる金銭的インセンティブ(英国の「ドゥズール」)の設計が不可欠である。また、美術館への公開を条件とする納税猶予制度も有効となる。 ・ 寄付を促進する税制の導入 :英国の文化ギフトスキーム(CGGS)に倣い、国公立美術館等への寄付に対し、評価額の一定割合を所得税や法人税から税額控除できる制度を創設すべきである。 ・ 国際取引拠点化に向けた輸入VATの見直し :日本をアジアのアートハブと位置づけるため、美術品の輸入消費税を英国の5%のような軽減税率に引き下げることを検討すべきである。 これらの制度改革は、美術品という私有財産が社会の公共財でもあるという認識を共有し、所有者が自発的に社会貢献を選択できる日本版の「社会契約」を創造する上で不可欠である。

*1「ウェイヴァリー基準」とは、歴史的、美的、学術的に国の重要文化財と見なされる基準である。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

英国のアート市場は、政府が推進する「クリエイティブ産業」の象徴的な頂点として、また高付加価値なサービス産業のハブとして機能している。

1. 国家経済を牽引するクリエイティブ産業

英国において、アート市場を含むクリエイティブ産業は、経済成長を牽引する重要なエンジンとして明確に位置づけられている。政府の公式統計によれば、クリエイティブ産業は2022年に英国経済に対し1,246億ポンドの粗付加価値（GVA）をもたらし、これは英国全体のGVAの5.7%に相当する。特筆すべきは、2010年以降、同産業が英国経済全体の2倍以上の速度で成長している点であり、政府はこの分野への戦略的投資を経済回復の原動力と見なしている。

2. 世界第2位の市場規模と構造

広範なクリエイティブ産業の中でも、美術品・骨董品市場は特に国際的な競争力を持つ中核分野である。英国は米国に次ぐ世界第2位のアート市場であり、世界全体の売上高の18%を占めている（2024年時点）。市場規模は2024年に104億ドルに達した。この巨大市場は、約7,800の関連事業者によって構成され、45,520人の直接雇用と、関連サービス分野でさらに37,900人の雇用を支えている。市場の内訳は、2022年時点で画廊やディーラーによる売上が全体の約58%（69億ドル）、オークションハウスによる売上が約42%（50億ドル）を占めている。

3. 富裕層が主導する高価格帯市場

英国市場の際立った特徴は、高価格帯セグメントへの極端な集中である。2016年のデータでは、100万ドル超の作品は取引件数で全体の1%未満にもかかわらず、市場価値の57%を占めていた。これは、英国のアートエコシステムが、国内外の富裕層コレクターと彼らが取引する高額資産によって強く牽引されていることを示唆している。この市場構造こそが、英国政府が富裕層のアート所有を促進し、それを国家的利益に繋げるための精緻な政策を構築する動機となっている。

経済的貢献度の高さ、国際的な市場規模、そして富裕層に支えられた市場構造が、英国のアートエコシステムを特徴づける根幹となっている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

英国のアートエコシステムは、商業プレイヤー、公的機関、専門サービス提供者が強固なネットワークを形成し成立している。

1. 商業的中核プレイヤー

- **オークションハウス:** サザビーズ、クリスティーズ、フィリップスといった世界的なオークションハウスは、ロンドンを拠点に高価格帯のセカンダリーマーケット（二次市場）を支配している。彼らは作品の評価、国際的なマーケティング、そして透明性の高い価格形成の場を提供し、世界の資本を引き寄せている。
- **画廊・ディーラー:** 英国には7,000を超える画廊やディーラーが存在し、存命アーティストの新作を扱うプライマリーマーケット（一次市場）と、既存作品を非公開で取引するセカンダリーマーケットの両方を担っている。ロンドン美術ディーラー協会（SLAD）や英国骨董ディーラー協会（BADA）のような業界団体が、倫理基準の維持と業界の利益代表としての役割を果たしている。

2. 専門インフラストラクチャー

これらの商業活動は、同様に専門化された広範なインフラによって支えられている。この高度に専門分化したサービスの集積が、ロンドンに強力なネットワーク効果をもたらし、美術品の購入から管理、最終的な売却や承継まで、全てのプロセスを一つの都市で完結できる利便性と信頼性を生み出している。

- **専門輸送・保管業者:** コンスタンティンやカドガン・テートといった企業は、美術館水準の温度・湿度管理と高度なセキュリティを備えた保管施設、そして複雑な通関手続きを含む国際輸送サービスを提供している。
- **美術品専門保険会社:** ヒスコックスやAXAなどの保険会社は、個人のコレクションから美術館、展覧会までを対象に、損害や盗難などあらゆるリスクをカバーする特化した保険商品を提供している。
- **修復家・保存科学者:** コートールド美術研究所などの学術機関が、最高水準の修復・保存サービスを提供し、美術品の物理的な完全性と資産価値を維持している。
- **その他:** 鑑定家・評価人、アートアドバイザーなどが、税務、保険、売買、資産管理など多岐にわたる専門的サービスを提供し、エコシステムを潤滑に機能させている。

3. 主要な公的・業界機関

- **アーツ・カウンシル・イングランド(ACE):** 文化・メディア・スポーツ省（DCMS）傘下の非政府部門公的機関であり、文化政策執行の中心的存在である。政府資金を芸術団体へ分配する役割に加え、文化財の輸出許可制度や、後述する相続税優遇措置（AIL, CGS）の運営管理を担い、公的資金配分、市場規制、民間からの文化資産受入という3つの機能を一手に引き受けるエコシステムの要となっている。
- **英国美術市場連盟(BAMF):** アート市場の主要構成員を代表する業界団体であり、政府との対話における業界全体の利益代弁者として、VATやAML規制などの政策形成に影響力を行使する。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

輸入には「開かれた扉」を、輸出には「厳格な門番」を置く非対称な政策で、経済的利益の最大化と文化資本の純増を両立させている。

英国政府のアート市場に対する政策は、一見すると矛盾する二つの目的、すなわち「自由な国際取引の促進」と「国内文化資産の保護」を同時に追求する、洗練された二元戦略に基づいている。この「競争的矛盾」とも言える非対称な輸出入政策こそが、英国のアートエコシステムを理解する鍵となる。

1. 輸入規制: 低税率による市場誘引

輸出に対して厳格な管理を行う一方、輸入に関しては極めて自由な環境を整備している。

- **輸入付加価値税（VAT）の軽減:** 市場の流動性を高めるための最も重要な政策手段が、美術品、骨董品、収集品に対する輸入付加価値税（VAT）の軽減税率である。英国では、これらの品目の輸入VATが標準税率の20%ではなく、5%という著しく低い税率に設定されている。この税率は他の多くの国々よりも低く、国際的なディーラーやコレクターが英国を取引拠点として選ぶ強力な財政的インセンティブとなっている。
- **許可制度の不在:** 英国（グレートブリテン）への文化財の輸入に際して、原則として特別な許可制度は存在せず、自由な流入を促している。

2. 輸出規制：国内文化資産を保護する厳格な管理

文化財保護の根幹をなすのが、アーツ・カウンシル・イングランド（ACE）が所管する輸出許可制度である。製造から50年以上経過し、かつ絵画であれば18万ポンドといった特定の価格閾値を超える文化財を英国内から輸出する場合、輸出許可証の取得が義務付けられている。この制度の核心は、1952年に設立された「ウェイヴァリー基準（Waverley Criteria）」に基づき、申請された文化財が「国家的重要性」を持つと判断された場合に、輸出許可の発給を一時的に保留（deferral）できる点にある。ウェイヴァリー基準は、以下の3つの問いのいずれかに該当するかを評価するものである。

- 歴史的基準:** 英国の歴史および国民生活と密接に関連しているか。
- 美的基準:** 卓越した美的重要性を有するか。
- 学術的基準:** 特定分野の研究にとって卓越した重要性を有するか。

審査委員会がこれらの基準のいずれかに該当すると判断した場合、文化・メディア・スポーツ省（DCMS）の国务大臣に輸出許可の保留を勧告する。保留期間（通常2～9ヶ月）の間に、英国内の美術館や公的機関が、専門家によって決定された公正な市場価格で作品を取得するための資金調達を行う機会が与えられる。最新の年次報告書（2024-25年）によれば、審査された20件のうち18件が輸出保留となり、そのうち6件が英国内の機関によって購入された。この輸出入に関する非対称な政策は、意図的な国家戦略の結果である。低い輸入障壁で世界中から美術品を英国市場に流入させて経済的利益を享受する一方、厳格な輸出フィルターで文化的に重要な作品は国内に留め置く。これにより、英国はグローバルなアート取引の利益を最大化しつつ、自国の文化資本を純増させるという、極めて戦略的な国家目標を達成しているのである。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

英国のアートエコシステムでは、企業も重要なプレイヤーとして位置づけられており、政府は税制を通じてその文化支援を奨励している。

1. 企業の関与動機

企業のアートへの関与は、ブランドイメージの向上、企業の社会的責任（CSR）活動、そして従業員のための職場環境の充実といった多岐にわたる動機に基づいている。

2. 法人向け税制優遇

政府は、企業の文化活動を後押しするため、以下のような税制上のインセンティブを用意している。

- **資本控除（減価償却の例外）**: 美術品は価値が経年劣化しないため、原則として減価償却の対象とはならない。しかし、重要な例外が存在する。それは、美術品が事業遂行上の「プラント（設備）」と見なされる場合である。これは、高級ホテルやレストランのように、事業そのものが「雰囲気」の創出」を内包しており、その雰囲気作りのために美術品が特別に選定・活用され、事業収益に直接貢献する機能的な資産であると証明できる場合に限り、資本控除（Capital Allowances）の対象となり得る。これは限定的ながらも、特定の業種におけるアート購入を後押しする税制上の誘因となっている。
- **美術館・ギャラリー展覧会税額控除(Museums and Galleries Exhibition Tax Relief)**: 企業が美術館やギャラリーの展覧会を企画・運営する場合に、その費用の一部を法人税から控除できる制度である。これにより、企業の文化イベントへの直接的な投資を促進している。
- **文化ギフトスキーム(Cultural Gifts Scheme)**: 企業が所有する国の文化遺産として重要な美術品を国に寄付する場合に利用できる制度である。寄付した作品の市場価値の20%に相当する額が、法人税額から直接控除される。これは、企業の文化貢献を直接的に奨励する強力なインセンティブである。

これらの制度は、企業が単なる経済活動の主体としてだけでなく、文化の支援者・保護者としての役割を担うことを促し、アートエコシステムにおける官民連携をより強固なものにしている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

英国の税制は、富裕層がアートを長期的に所有し、最終的には公共の利益に資する形で手放すことを誘導するよう設計されている。

1. 購入と売却

美術品の売却益にはキャピタルゲイン税（CGT）が課される。2024/25年度において、高額所得者の税率は24%である。年間3,000ポンドの非課税枠や、売却額6,000ポンド以下の動産は免除されるといったルールが存在する。

2. 相続・贈与と優遇税制

富裕層コレクターの課題は、40%という高率の相続税（IHT）である。納税資金を確保するためにコレクションが売却・散逸することを防ぎ、かつ文化資産を国内に留めるため、政府は以下の3つの主要な優遇措置を用意している。これらの優遇措置を「出口」として提示することで、富裕層が自発的に文化貢献を選択するよう誘導する、戦略的なメカニズムとなっている。

- i. **条件付き免除制度(Conditional Exemption Scheme):** 国の文化遺産として「卓越した（pre-eminent）」価値を持つと認定された美術品を相続した場合、新たな所有者が①作品を英国内に保管し、②適切に保存し、③一般市民に「合理的な公開」を行う、という3つの条件を受け入れることを条件に、IHTの納税が無期限に猶予される。これにより、所有権は個人に残したまま、事実上の文化財管理人としての役割を担うことになる。
- ii. **現物納税制度(Acceptance in Lieu, AIL):** IHTの納税義務を、現金ではなく「卓越した」美術品そのものを国に引き渡すことで果たすことができる制度。最大のインセンティブは、「ドゥスール（douceur）」と呼ばれる報奨措置である。AILを利用した場合、作品の市場価値から、もし公開市場で売却した場合に発生したであろうCGTを差し引いた額の25%が、納税充当価額に上乗せされる。これにより、遺族は作品を市場で売却して現金で納税するよりも、実質的に多くのIHTを支払うことができ、手元により多くの遺産を残せる。
- iii. **文化ギフトスキーム(Cultural Gifts Scheme, CGS):** 生前の寄付を促進する制度。「卓越した」美術品を国に寄付した場合、その作品の市場価値の30%（個人の場合）が所得税やCGTから控除される。

3. 出口戦略

コレクターは経済状況や市場環境に応じて、以下の出口戦略を選択する。

- **売却:** オークションによる公開売却か、ディーラー等を介したプライベートセール（非公開取引）かを選択する。市場の先行きが不透明な時期には、不落札のリスクを回避できるプライベートセールの利用が増加する傾向がある。
- **承継:** 上記の条件付き免除制度などを活用し、コレクションを一体として保全しながら次世代に引き継ぐ。
- **寄付:** AILやCGSを活用し、慈善活動としてだけでなく、金銭的にも合理的な選択肢として公的機関へ寄贈する。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

美術品を単なる文化財としてだけでなく、金融資産として活用するための洗練されたサービス群によって特徴づけられる。

1. アート担保融資（Art Lending）

アートファイナンスは美術品を担保に資金を調達する金融サービスであり、コレクターがコレクションを売却せずに流動性を確保する重要な手段となっている。

- ・ **市場規模と主要プレイヤー**: 世界のアート担保融資市場は、2023年時点で292億ドルから341億ドル規模と推定され、今後も成長が見込まれている。英国では、シティ・プライベートバンクやドイツ銀行などの大手プライベートバンク部門、そしてThe Fine Art Groupのような専門のノンバンク金融機関が主要なサービス提供者である。
- ・ **融資の仕組み**: コレクターは所有する美術品を担保に融資を受ける。融資額は、作品評価額に対する一定の割合（Loan-to-Value, LTV）で決定され、一般的には市場の変動リスクを考慮して保守的に50%が上限となることが多い。調達した資金の用途は、新たな美術品の購入、他の事業への投資など多岐にわたる。
- ・ **担保設定の法的枠組み**: 英国法の下では、美術品のような動産に対する担保権の設定は、主に質権または動産抵当によって行われる。質権は貸し手が担保物を物理的に占有するため最も確実だが、借り手は作品を手元に置けない。動産抵当は借り手が占有を継続できるが、個人が利用するには煩雑な法的手続きが要求される。

2. 金融規制とコンプライアンス

近年、アート市場の透明性と健全性を高めるため、金融セクターと同等の規制が導入されつつある。

- ・ **マネーロンダリング防止（AML）規制**: 2020年1月、EUの第5次アンチ・マネー・ロンダリング指令（5AMLD）が英国法として施行されたことは、アート市場にとって画期的な出来事であった。これにより、取引額が1万ユーロ以上の美術品を扱う「アート市場参加者（AMPs）」（ディーラー、オークションハウス等）は、AML/CFT（テロ資金供与対策）規制の対象となった。
- ・ **AMPsに課される義務**: 規制対象となったAMPsは、HM歳入関税庁（HMRC）に登録し、厳格なコンプライアンス体制を構築・維持することが法的に義務付けられている。具体的には、顧客の身元と実質的支配者を特定・検証する「顧客デューデリジェンス（CDD）」、高リスク取引に対する「強化されたデューデリジェンス（EDD）」、そして疑わしい取引を国家犯罪対策庁（NCA）に報告する義務などが含まれる。

これらの規制強化は、伝統的に秘匿性を重んじてきたアート市場の取引慣行に大きな変化を強いるものである。しかし、市場の不透明性を排除し違法な資金洗浄のリスクを低減させることで、アート市場の信頼性を向上させ、伝統的な金融機関がアートファイナンスのようなサービスをより積極的に展開する土壌を整えるという、重要な効果をもたらしている。

⑤その他（国民的関与を醸成する文化的基盤）

国民全体への文化投資がエリート市場を支える土台となり、エコシステム全体の価値を高める好循環を生み出している点が強みである。

英国のアートエコシステムは、エリート層の市場と一般市民の文化への関与が断絶しているわけではなく、むしろ両者が共生関係にある点に大きな特徴がある。政府は、二つの主要な政策の柱を通じて、一般市民のアートへのアクセスと関与を保障し、それがエコシステム全体の価値を高める基盤となっている。

- **第一の柱:公教育における美術教育の重視**

イングランドのナショナル・カリキュラムにおいて、美術・デザインはキーステージ1から3（5歳から14歳）までの義務教育科目と定められている。カリキュラムは、単に絵画や彫刻といった制作技術（実践的知識）を教えるだけでなく、美術史や美術批評の概念を取り入れ、美術作品を批判的に分析・評価する能力（理論的・専門的知識）を養うことを目的としている。これにより、幼少期から国民全体の美術に対するリテラシーの基盤が形成され、将来の鑑賞者層、支援者層、そして潜在的なコレクター層が育成されている。

- **第二の柱:国公立美術館への入場料無料化政策**

2001年に本格導入されたこの政策は、文化へのアクセスを劇的に改善し、主要な国立美術館の入場者数を倍増させるという顕著な成功を収めた。この政策の維持には年間約4,500万ポンドの費用がかかるが、観光収入の増加などを通じて、投じられた公的資金1ポンドあたり3.50ポンドの経済効果を生み出すと試算されており、費用対効果の高い文化政策として高く評価されている。

- **一般市民とエリート市場の共生関係**

この一般市民への文化投資は、富裕層が主導するアート市場と相互に利益をもたらす関係を構築している。

無料開放された美術館が育んだ広範で質の高い鑑賞者層は、そこで開催される展覧会の権威と魅力を高める。その結果、富裕層コレクターにとっては、自身のコレクションを権威ある美術館に貸し出すことが、作品の来歴価値を高める上で有効な戦略となる。そして最終的には、相続税の優遇措置などが、これらの重要な個人コレクションを公的な領域へと還流させる道筋を提供する。

このように、義務教育による美術リテラシーの底上げと、美術館の無料化による文化アクセスの保障という国民への長期的な投資が、エコシステム全体の価値を高め、民間から公共への資産の好循環を生み出すための不可欠な土台となっているのである。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Creative industries article business.gov.uk international, 9月 25, 2025にアクセス、
<https://www.business.gov.uk/invest-in-uk/investment/sectors/creative-industries/>
- The Global Market - The Art Basel & UBS Art Market Report 2025 By Arts Economics, 9月25, 2025にアクセス、
<https://theartmarket.artbasel.com/global-market>
- The British Art Market in 2023, 9月25, 2025にアクセス、
<https://tbamf.org.uk/wp-content/uploads/2023/11/British-Art-Market-2023-Final-Low-Res-FINAL.pdf>
- Exporting or importing objects of cultural interest - GOV.UK, 9月 25, 2025にアクセス、
<https://www.gov.uk/guidance/exporting-or-importing-objects-of-cultural-interest>
- Reviewing Committee | Arts Council England, 9月25, 2025にアクセス、
<https://www.artscouncil.org.uk/supporting-arts-museums-and-libraries/supporting-collections-and-cultural-property/reviewing-committee-0>
- Importing antiques into the UK | BADA, 9月25, 2025にアクセス、
<https://www.bada.org/advice/imports-and-exports/importing-antiques-uk>
- Décor and plant and machinery allowances | Streets Accountants, 9月 25, 2025にアクセス、
<https://www.streets.uk/about-us/news/decor-and-plant-and-machinery-allowances/>
- Claiming Museums and Galleries Exhibition Tax Relief for Corporation Tax - GOV.UK, 9月25, 2025にアクセス、
<https://www.gov.uk/guidance/claiming-museums-and-galleries-exhibition-tax-relief-for-corporation-tax>
- Cultural Gifts Scheme | Arts Council England, 9月25, 2025にアクセス、
<https://www.artscouncil.org.uk/supporting-arts-museums-and-libraries/supporting-collections-and-cultural-property/cultural-gifts-scheme>
- Capital Gains & Inheritance Tax for Art Collectors in 2025, 9月25, 2025にアクセス、
<https://www.myartbroker.com/collecting/articles/capital-gains-inheritance-tax-for-art-collectors>
- The Art of Giving: UK tax incentives for owners of art - Withers, 9月 25, 2025にアクセス、
<https://www.withersworldwide.com/en-gb/insight/read/the-art-of-giving-uk-tax-incentives-for-owners-of-art>
- Research review series: art and design - GOV.UK, 9月25, 2025にアクセス、
<https://www.gov.uk/government/publications/research-review-series-art-and-design/research-review-series-art-and-design>

2.1.6 フランス | 国家戦略がアートを牽引する、設計された文化大国

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
2024年現在、フランスの美術品市場は売上高42億ドル（シェア7%）で米国、英国、中国に次ぐ世界第4位である。30th Art Market Report 2024によると、取引量（ロット数）で米国に次ぐ世界第2位、欧州では首位を獲得しており、高価格帯に依存しない市場の厚みと強靱さを示している。アート市場を中核とする文化・創造産業（CCIs*1）全体では年間売上910億ユーロ、GDPの2.3%に相当し、政府はこれを「優先輸出ファミリー」と位置づけ、国家戦略として推進している。	【個人】 美術品は富裕税（IFI）の課税対象から完全に除外される。譲渡所得税は、①売却額に6.5%の定額課税、または②譲渡益に36.2%課税の有利な方を選択できる。後者は30年以上の長期保有で譲渡益が完全に非課税となり、短期投機を抑制し長期コレクション形成を促す。 【相続税】 最高税率は60%と高率だが、「物納制度（Dation en Paiement）」により、国が認めた美術品で相続税を納付することが可能で、文化遺産の散逸を防ぎつつ納税義務を果たせる。 【法人】 （寄付）美術館等の公益団体への寄付は、寄付額の60%（一部40%）を法人税から税額控除できる「メセナ税制」が充実している。（減価償却）存命作家からオリジナル作品を購入した場合、取得価額を5年間で均等に損金算入（償却）できる極めて強力な優遇措置がある（ただし5年間の一般公開が義務付けられる）。	LVMHグループのフォンダシオン ルイ・ヴィトンやフォンダシオン カルティエなど、特にラグジュアリーセクターの大企業が設立した企業財団が、世界的な美術館として機能し、パリの文化シーンに絶大な影響を与えている。ソシエテ・ジェネラル・プライベート・バンキング等の大手金融機関は「アートバンキング」部門を設置し、富裕層コレクター向けに美術品担保融資（アートファイナンス）等の専門サービスを提供している。これは、コレクターが作品の占有を継続したまま担保権を設定できる「占有を伴わない動産質」という法制度に支えられている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
文化省を司令塔とし、国立造形芸術センター（CNAP）が作品購入を通じて市場形成に直接介入する「積極的参加者」としての国家がエコシステムの中核をなす。民間では、ギャラリーがプライマリー市場を、オークションハウスがセカンダリー市場を牽引する。これらを鑑定家、輸送・保険等の専門サービス群が支える構造である。また、国立文化財研究所（INP）等の高等教育機関がキュレーターや修復家といった高度専門人材を体系的に育成し、システム全体の質と信頼性を担保している。	フランスの公的施策は、文化省を司令塔とし、歴史的な国家介入の伝統に基づきエコシステム全体を設計している。未来の価値を創るため、国立造形芸術センター（CNAP）が若手作家の作品を公的に購入し「市場を創造」する「マーケットメーカー」として機能する。同時に、文化遺産法典による「国宝」指定で重要な文化財の国外流出を阻止し、その取得を官民連携（例：LVMHの寄付）で促すなど「遺産の保護」も行う。さらに、輸入VATを5.5%に軽減してパリの国際ハブ化を図り、INPやエコール・デュ・ルーヴルで専門人材を体系的に育成する。創造、流通、保護、人材育成の全てに国家が戦略的に関与している点が特徴である。	公的美術館は、フランス革命以来の「文化の民主化」と「パトリモワンス（国民共有の遺産）」理念を実現する中心的な役割を担う。ルーヴルやオルセーに代表される国立美術館は、それ自体がフランスのソフトパワーと国家ブランドを象徴する観光資源として機能している。役割は単なる展示に留まらず、教育プログラムを通じて国民の文化アクセスを保障する社会的使命を担う。同時に、高額な相続税に対する「物納制度」や企業メセナの戦略的な受け皿となり、コレクションを散逸から守り国民資産として充実させる重要な「出口」機能も果たしている。
▼	▼	日本への示唆
国家が作品を購入して市場を創る「プレーヤー」として中核に存在することで、ステークホルダーを有機的に結び付け、アートエコシステム全体の信頼性と価値を底上げする好循環を生み出している。	フランスの強さは、国家が「市場の創造」と「過去の遺産保護（国宝指定）」の両方を戦略的に主導している点にある。さらに、流通（税制）や人材（教育）といった基盤も一体的に設計し、エコシステム全体を機能させている。	フランスの成功の核心は、税制、法制度、文化政策、外交が「アート市場の強化」という一つの目標に向かって連携する、包括的な国家戦略にある。日本が特に参考にすべき具体的な政策は以下の4点である。 1. 企業の資金をプライマリー市場（若手作家やギャラリー）に直接還流させるため、フランスの税法典第238条bis ABをモデルとした「存命作家の作品購入における損金算入（償却）制度」の創設である。 2. コレクターの死後、コレクションの散逸を防ぎ、国の文化資産を充実させるため、現行の相続税物納制度を拡充・柔軟化し、フランスの「Dation en Paiement」のように利用しやすく魅力的な選択肢とすることである。 3. アートファイナンス市場を創出するための絶対的な前提条件として、「占有を伴わない動産質」の法制度を整備し、美術品の資産としての流動性を高めることである。 4. フランスのCNAPのように、公的機関が体系的に作品を購入し、若手作家に公的な評価を与えることで市場形成を能動的に支援する機能の強化である。

*1「CCIs」とは「the Creative and Cultural Industries（クリエイティブ・アンド・カルチュラル・インダストリーズ、文化創造産業）」の略称であり、芸術・文化、メディア、デザインなどを含む産業群全般を指す。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

アート市場を主要産業であるCCIsの中核と位置付けて、国家戦略として大規模な投資を行っている。

- フランスのアート市場は、その経済規模と構造において世界的に重要な地位を占めている。2024年現在、フランスは世界の美術品市場において売上高ベースで約42億ドル、シェア7%を維持し、米国、英国、中国に次ぐ第4位の地位を確保している。市場規模自体は前年比で減少傾向にあるものの、その構造は他国と一線を画す。
- 特筆すべきは、取引量（ロット数）における躍進であり、30th Art Market Report 2024によると、2024年には米国に次ぐ世界第2位の取引量市場となり、欧州内では取引額・取引量ともに首位の座を獲得した。これは、数百万ドル単位の超高額作品の取引に依存する市場とは異なり、中価格帯から低価格帯に至るまで、幅広い層で活発な取引が行われていることを示唆している。この「量」における強さは、市場の厚みと流動性が確保されており、一部の富裕層だけでなく広範な参加者に支えられている健全な構造の証左と言える。
- フランス政府は、アート市場を単体で捉えず、デザイン、ファッション、映画などを含む広範な「文化・創造産業（the Cultural and Creative Industries, CCIs）」の中核として戦略的に位置づけている。このCCIsセクター全体は、年間910億ユーロの売上を生み出し、約64万人の雇用を創出。これはフランスのGDPの2.3%に相当し、その経済規模は農業・食品産業に匹敵し、自動車産業の2倍にもなる。この経済的インパクトから、政府はCCIsを「優先輸出ファミリー」と位置づけ、文化省と経済・財務省が連携して国際競争力強化を国家戦略として推進している。Art Basel Parisなどアートフェアにおいて、この傾向は年々顕著に表れている。
- この姿勢は近年の政策動向にも表れており、伝統工芸を含む美術工芸分野の振興のために3億4000万ユーロ規模の国家戦略が策定されたほか、大規模投資計画「フランス2030」では文化セクターに10億ユーロが割り当てられている。これは、文化を単なる保護対象ではなく、未来の経済成長と国際的影響力を牽引する戦略的資産と見なすフランスの明確な意志を示している。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

フランスの国家機関、民間の商業セクター、専門サービス群が有機的に連携する洗練されたネットワークである。

1. 積極的な市場介入者である国家

国家は単なる規制者ではなく、市場を能動的に形成するプレイヤーである。

- **文化省**: エコシステム全体の司令塔として、文化政策の立案、予算配分、法制度の運用を担う。
- **国立造形芸術センター（CNAP）**: 「壁のない美術館」とも称され、公的コレクターとして現代アーティストの作品を購入し、フランス国立現代美術コレクション（FNAC）に収蔵する。特に若手作家のキャリア初期の購入は、市場での信頼性を担保する上で極めて重要であり、CNAPは「マーケットメーカー」として機能する。また、アーティストやギャラリーへの多様な助成金も提供する。
- **国立美術史研究所（INHA）**: 国内最大の美術史図書館とアーカイブを管理し、研究活動を通じてエコシステム全体の知的基盤を支える。
- **国立文化財研究所（INP）**: 文化遺産の保存・管理を担う学芸員（コンセルヴァトゥール）や修復家といったエリート専門家を育成するグランゼコール*2であり、システムの質と信頼性を保証する。

2. 民間の商業セクター

- **アートギャラリー**: プライマリーマーケットの心臓部であり、アーティストを発掘・育成し、長期的な投資を行う。パリのマレ地区のように特定エリアへの集積が強力な市場ハブを形成する。
- **オークションハウス**: クリスティーズ、サザビーズ、アールキュリアルなどがセカンダリーマーケットを主導し、公開競売を通じて価格の透明性を担保し市場価格を形成する。
- **鑑定家・アドバイザー**: 司法鑑定人や独立鑑定家が真贋や価値を判断し、市場の信頼性を支える。アートアドバイザーはコレクターを代理し、コレクション形成戦略の立案などを行う。

3. 美術品の専門サービス

- **保存修復**: INP出身者などの専門家が作品の物理的状态を維持・修復する。
- **美術品保険**: AXA XLなどの専門会社が、輸送中を含むあらゆるリスクをカバーする「釘から釘まで」保険などを提供する。
- **輸送・ロジスティクス**: 専門業者が梱包、温度管理、通関手続きまでを含む包括的なサービスを提供する。
- **保管施設（フリーポート）**: 国内に大規模な施設はないが、近隣のスイスやルクセンブルクのフリーポートが、関税・VATが課されない保税地域として、国際的な取引と保管のハブ機能を果たしている。

*2「グランゼコール」とは「フランス独自の高等専門教育機関」で、将来の各界を担うエリートを養成することを目的にしている。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

精緻な輸出入規制の枠組みを構築して、文化遺産の国内保持とアート市場の国際的な流動性という二つの要請を両立している。

1. 法的枠組み：文化財と国宝の階層構造

フランスの文化遺産法典は、美術品を年代と価値に応じて階層的に分類し、異なる規制を課している。

1. **一般美術品**：法定の年代・価格基準に満たない作品で、原則として輸出入は自由である。
2. **文化財 (Biens Culturels)**：制作後50年を超え、価格が15万ユーロ以上の絵画など、年代と価格が一定の基準を超える作品が該当する。これらの作品をフランス国外へ持ち出す際には、文化省発行の「文化財輸出許可証」の取得が義務付けられ、国家が重要な文化財の国外移動を把握・管理している。
3. **国宝 (Trésors Nationaux)**：文化財の中でも特に「歴史、芸術、または考古学の観点から、国の遺産にとって主要な利益を代表する」と判断された作品である。文化財輸出許可証の申請があった際に、文化大臣がこれを「国宝」に指定し、輸出を拒否することができる。

2. 「国宝」指定のメカニズムとその戦略的活用

「国宝」指定は、文化遺産を国内に留めるための最も強力な手段である。指定されると、作品の恒久的な国外持ち出しは禁止され、国家は30ヶ月間、その作品を公的コレクションのために買い上げる優先権を持つ。この制度は市場取引に直接介入する形で発動され、オークションで落札された後でも輸出を差し止めることが可能である。この制度の巧みな点は、国家の財政負担だけで取得するのではない点にある。国宝指定によって作品の国家的価値が公に宣言されると、それは企業メセナを動員するための強力な呼び水となる。例えば、国宝指定されたギュスターヴ・カイユボットの《舟遊び》をオルセー美術館が取得する際、LVMHが4300万ユーロを寄付した事例のように、国家は規制権限を戦略的に用いて、官民パートナーシップによる文化遺産の取得を促進している。

3. 輸入規制と税制

フランスは、国際的ハブとしての地位を強化するため、輸入に関しては戦略的に有利な税制を採用している。

- **関税**：オリジナルの美術品をEU域外から輸入する際、関税は原則として免除される。
- **輸入付加価値税 (VAT)**：美術品の輸入には、標準税率20%ではなく、5.5%という大幅な軽減税率が適用される。これは、Brexit後のロンドンに代わる欧州のアート市場の中心地としての地位を固めようとする、明確な国家戦略の表れである。
- **新EU規制**：2025年6月28日より、EU全域で新たな輸入規制が施行され、EU域外を起源とする特定の文化財の輸入に際し、原産国からの合法的な輸出を証明する書類が必要となり、コンプライアンス要件が厳格化される。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

「メセナ（芸術文化支援）」と「美術品取得による税制優遇」の二つの異なる制度的枠組みにより、企業のアートへの関与が促進されている。

1. 企業メセナ (Mécénat): 公共への貢献と税制優遇

2003年に制定された通称「アヤゴン法」は、フランスにおける企業メセナの根幹をなす法律である。この法律に基づき、企業が美術館や文化財団といった公益団体に対して寄付（金銭、現物、役務提供）を行った場合、法人税の税額控除を受けることができる。控除額は寄付額の60%（年間寄付総額200万ユーロ超過分は40%）に相当し、年間の売上高の0.5%または2万ユーロの高い方が上限となる。この制度は、企業が税負担を軽減しつつ、文化支援を通じて社会貢献を果たし、ブランドイメージを向上させる強力なインセンティブとして機能しており、ルーヴル美術館等の運営予算のかなりの部分がこの制度を通じて賄われていると推定される。

2. 企業による美術品取得: 現代アート市場への直接的インセンティブ

メセナが既存の文化遺産や公的機関の支援を主目的とするのに対し、フランス一般税法典第238条bis ABは、企業が「存命の芸術家」から直接オリジナル作品を購入することを奨励する、全く別の税制優遇措置を定めている。この制度の下で、企業は購入した美術品の取得価額を、取得年度を含む5年間にわたって毎年20%ずつ、課税所得から損金として算入（償却）することができる。美術品が通常、減価償却資産と見なされないことを考えると、これは極めて異例かつ強力な優遇措置である。適用には以下の主要な条件がある。

- **対象作品:** 購入時に作家が存命であるオリジナル作品に限られる。
- **会計処理:** 作品を固定資産として計上する必要がある。
- **公開義務:** 取得から5年間、従業員や一般市民が無料でアクセスできる場所に作品を展示しなければならない。
- **上限:** 損金算入額は、年間の売上高の0.5%（または2万ユーロ）が上限となり、この枠はメセナによる寄付金控除と共有される。この制度は、企業の資金を直接プライマリーマーケット（画廊やアーティスト）に還流させ、現代アーティストのキャリア初期を支援し、ギャラリー経営を安定させるための、極めて戦略的な資本注入と言える。

3. 企業財団の戦略的役割

LVMHグループのフォンダシオン ルイ・ヴィトンやカルティエのフォンダシオン カルティエなど、特にラグジュアリーセクターの大企業が設立した企業財団は、パリの文化シーンにおいて絶大な影響力を持つ。これらの財団は、単なるメセナ活動の受け皿ではなく、世界クラスの美術館として機能し、象徴的な建築物を拠点に大規模な展覧会や新作のコミッションを次々と企画している。これらの活動は、企業のブランド価値を文化的な権威と結びつけ、パリの文化的魅力を高める上で不可欠な役割を果たしている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

アートコレクションが、資産管理、社会的地位の象徴、次世代への遺産継承における重要な戦略的要素になるように、税制が設計されている。

1. 資産形成と税制上の優遇措置

- **富裕税（IFI）の非課税：**フランスの富裕層向け税制における最大のインセンティブは、美術品や骨董品が富裕税（不動産富裕税）の課税対象から完全に除外されている点である。これにより、富裕層は資産の一部を美術品に振り向けることで、合法的に課税対象資産を圧縮できる。
- **売却時のキャピタルゲイン税：**美術品を5,000ユーロ以上で売却した場合、二つの課税方式から有利な方を選択できる。
 1. **定額税：**売却価格全体に対して6.5%を課税する方式。
 2. **標準キャピタルゲイン課税：**純粋な売却益に対して36.2%が課税されるが、所有期間に応じた控除が適用される。所有3年目から毎年5%ずつ控除額が増え、30年以上所有した作品の売却益は完全に非課税となる。この制度は、短期的な投機を抑制し、安定した長期コレクションの形成を強く奨励するものである。

2. 出口戦略としての継承と寄付

フランスの相続税・贈与税は最高60%と高率だが、制度はユニークな解決策を用意している。

- **物納制度 (Dation en Paiement)：**1968年のマルロー法で創設され、相続税や贈与税を、現金に代わって「高い芸術的または歴史的価値」を持つ美術品で納付することを認める制度である。相続人は流動性の低い美術品を市場で無理に売却することなく納税でき、国家はピカソのコレクションのように、重要な作品群を散逸させることなく公的コレクションとして受け入れることができる。これは個人の税務上の問題を国民全体の文化的利益へと転換する、極めて洗練されたメカニズムである。
- **美術館への寄付：**認定された美術館などに美術品を寄付した場合、個人はその作品の評価額の66%を所得税から控除できる（年間課税所得の20%が上限）。これは、社会貢献と節税を両立させ、自身の名を冠したコレクションとして後世に残したいコレクターにとって魅力的な選択肢である。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

フランスの法的基盤がアート担保融資の魅力を飛躍的に高めている。

1. アートファイナンス：流動性の解放

アートファイナンスは、美術品を担保として融資を受けることで、コレクションを売却せずに流動性を確保する金融手法である。世界のアート担保融資市場の規模は推定300億ドル以上に達する。フランスでは、ソシエテ・ジェネラル、BNPパリバといった国内大手銀行の富裕層向け部門や、J.P.モルガンなどの国際金融機関が「アートバンキング」専門サービスを提供している。

担保設定の法的手続き

フランスのアートファイナンス市場の発展を支える重要な法的基盤が、民法典に規定された「占有を伴わない動産質 (gage sans dépossession)」の制度である。多くの法域では、動産を担保とするには債権者がその占有（物理的な保管）を得る必要があるが、フランス民法典は、商事裁判所の登記簿に質権を設定登記することで、債務者（コレクター）が作品の占有を継続したまま、債権者（金融機関）が有効な担保権を確保することを可能にしている。これにより、コレクターは作品を手元に置いたまま融資を受けられるため、アート担保融資の魅力が飛躍的に高まっている。融資実行に際しては、真贋鑑定、所有権の来歴（プロヴァンス）確認など、金融機関による厳格なデューデリジェンスが行われる。融資額は保守的に決定され、貸付価値比率（LTV）は、一般的にオークションでの最低落札予想価格の30%から50%が上限となる。

2. グローバル市場における規制コンプライアンス

アート市場のグローバル化と金融化が進む一方、その不透明性が金融犯罪の温床となりうるとして国際的な規制が強化されている。この動きを主導しているのが、EUの第5次および第6次マネーロンダリング対策指令（AMLD5 & AMLD6）である。これにより、取引額が1万ユーロ以上のギャラリー、オークションハウスなどの美術品市場参加者（AMPs）は「報告義務事業者」に指定され、銀行とほぼ同等の規制下に置かれることになった。具体的には、**顧客デューデリジェンス（CDD）の実施、実質的支配者（UBO）の特定、疑わしい取引の報告（STR）、内部管理体制の構築**などが法的に義務付けられている。この規制強化の背景には、アート市場が持つプライバシーを重んじる文化や資産の特性が、マネーロンダリング等に悪用される脆弱性を有するという金融活動作業部会（FATF）の問題提起がある。これらの厳格な規制は、長期的には市場の透明性を高め、違法な資金の流入を防ぐことで、市場全体の信頼性を向上させ、健全な成長と安定化に寄与すると考えられる。

⑤その他（エコシステムの土台を支える人材育成と文化の民主化）

公教育と公的美術館を両輪とし、国民のアートリテラシーを育み、アートエコシステムの将来を担う人材を体系的に育成している。

1. 公教育における美術教育

フランスの公教育において、美術は基礎的な教養科目として明確に位置づけられている。小学校および中学校では、美術（arts plastiques）と音楽が週2時間程度の必修科目であり、鑑賞だけでなく自ら制作する経験を通じて芸術的感性を養う。高等学校（リセ）では選択科目となるが、大学入学資格試験（バカロレア）で高い配点が設定されており、専門的に学びたい生徒に応える多様な専門分野が提供されている。このような一貫した美術教育が、国民全体の文化への関心を高め、アート市場の需要の裾野を長期的に広げている。

2. 高等教育と専門家人材の育成

フランスは、アート分野における世界最高峰の高等教育機関を多数擁し、エコシステムを支える高度な専門家人材を体系的に育成している。

- **アーティスト育成:** パリ国立高等美術学校（ボザール）を筆頭に、全国約60の公立高等美術学校が次世代のアーティストを育成する。
- **美術史家・キュレーター養成:** エコール・デュ・ルーヴルは、美術史、考古学、美術館学の分野で世界的に名高く、将来のキュレーターや研究者を養成する中心的機関である。
- **文化財保存・管理専門家養成:** 国立文化財研究所（INP）は、文化財修復家や公的コレクションの学芸員（コンセルヴァトゥール）といった、文化遺産の保存と管理を担うエリート専門家を育成するグランゼコールである。これらの機関から輩出される人材が、美術館、ギャラリー、政府機関などエコシステムのあらゆる結節点で専門性を発揮し、システム全体の質と信頼性を担保している。

3. 公的美術館の役割

フランス革命の理念から生まれた公的美術館は、単なる作品収蔵施設ではなく、文化の民主化を実現し、国民の文化的アイデンティティを形成するための中心的な装置である。ルーヴル美術館、オルセー美術館、ポンピドゥー・センターといった国立美術館は、質の高い展覧会を企画するだけでなく、教育プログラムや市民向けイベントを通じて、文化へのアクセスを保障する社会的使命を担っている。これらの機関の存在が、アートを日常生活の一部として捉えるフランスの文化的土壌を育んでいる。

⑥主な出典、参考資料一覧

- The Global Market - The Art Basel & UBS Art Market Report 2025 By Arts Economics, 10月3, 2025にアクセス,
<https://theartmarket.artbasel.com/global-market>
- Cultural Diplomacy - Ministry for Europe and Foreign Affairs - France Diplomatie, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.diplomatie.gouv.fr/en/french-foreign-policy/cultural-diplomacy/>
- Une nouvelle stratégie nationale en faveur des métiers d'art | Direction générale des Entreprises, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.entreprises.gouv.fr/la-dge/actualites/une-nouvelle-strategie-nationale-en-faveur-des-metiers-dart>
- National Museums in France - LiU Electronic Press, 10月3, 2025にアクセス,
<https://ep.liu.se/ecp/064/014/ecp64014.pdf>
- Fine arts procedures, 10月3, 2025にアクセス,
<http://www.fineartshipping.org/fine-art-procedures/fine-arts-procedures/>
- Art Collectors Beware - Changes to Importing Cultural Property into the EU in 2025, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.fieldfisher.com/en/insights/art-collectors-beware-changes-to-importing-cultural-property-in-the-eu-in-2025>

- Legal and Tax Framework of Corporate Sponsorship - Ifri, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.ifri.org/en/legal-and-tax-framework-corporate-sponsorship>
- Purchase of artwork by companies in France - Oniris.art, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.oniris.art/en/news/7-purchase-of-artwork-by-companies-in-france-tax-deductions-for-french-companies-purchasing-works-by/>
- Fondation Louis Vuitton - LVMH, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.lvmh.com/en/commitment-in-action/for-philanthropy/the-fondation-louis-vuitton>
- The taxation of an artwork - Carré d'artistes, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.carredartistes.com/en-fr/buy-art/taxation-of-an-artwork>
- How do I buy a work using the "Dation in payment" system? | ArtMajeur Magazine, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.artmajeur.com/en/magazine/11-collect-and-invest/how-do-i-buy-a-work-using-the-dation-in-payment-system/333826>
- About us - Cnap, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.cnap.fr/en/about-us>
- Our Art Banking expertise - Societe Generale Private Banking, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.privatebanking.societegenerale.com/en/expertise/art-banking/>

2.1.7 オランダ | 税制が牽引し官民で資産を循環させるアート先進国

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
オランダの文化・クリエイティブセクターは経済の重要な柱であり、2022年のGDP貢献度は3.3%（付加価値額*1299億ユーロ）、総雇用の4.1%に相当する33万1,000人年の雇用を創出している。これは国のトップ経済セクターの一つと位置付けられ、経済全体の成長率を上回る成長を見せている。富裕層が所有する美術品の推定総額は70億〜90億ユーロに上り、市場の厚みを示している。国際取引も活発で、2026年には美術品の輸入額が4億4,500万ドル、輸出額が1億5,100万ドルに達すると予測されており、グローバルなアート取引のハブとしての機能も有する。	オランダの税制は、富裕層や企業の市場参加を促す強力なインセンティブとして設計されている。個人富裕層に対しては、自宅装飾など「個人的使用」目的で所有する美術品を、富裕税に相当する「ボックス3（貯蓄と投資からの所得）」の課税対象から除外している。これは、国内の需要を喚起する実質的な補助金として機能している。企業・個人による文化的な公益法人（ANBI）への寄付は、税制上の優遇措置の対象となる。 ・ 減価償却 ：企業が事業用資産として美術品を購入した場合、その減価償却の可否は明確に規定されていない。価値が減少しない「良質なアート」は消耗しないため、減価償却の対象外と見なされる傾向が強く、税務当局が個別に判断する。これにより、純粋な節税目的の購入が抑制される構造となっている。 ・ 寄付 ：文化ANBIに認定された美術館等への寄付は、法人税・所得税の課税対象から控除できる。特に、企業による文化ANBIへの寄付には、寄付額を1.5倍として計算できる優遇措置があり（最初の5,000ユーロまで）、文化支援を強力に後押ししている。 ・ 相続税 ：オランダには、相続税の納税に代えて、国が認定する重要文化財を国に譲渡することで税額を相殺する「物納制度」が存在する。この際、対象となる美術品は専門家の査定に基づく「市場価格（100%）」で評価され、その額を上限として相続税が免除される。英国のような評価額への上乗せ（プレミアム）はないが、高額な相続税をキャッシュアウトなしで清算できるため、重要なコレクションの散逸を防ぐセーフティネットとして機能している。	オランダの民間セクターは、アートエコシステムの重要な駆動力である。INGグループやアクゾノーベルといった主要企業は、大規模なコーポレート・コレクションを形成し、ブランドイメージ向上やCSR活動の一環としてアートを積極的に活用している。これらの活動は、寄付金控除やスポンサーシップ費用の損金算入といった税制上のインセンティブに支えられている。金融分野では、ABN AMROやINGなどの大手銀行がプライベートバンキング部門を通じて、富裕層顧客にアート担保融資や資産管理、相続計画に関する包括的なアドバイザリーサービスを提供している。また、TEFAFマーストリヒトのように、非営利財団が運営するアートフェアが、収益を市場調査レポートの刊行などに再投資することで、市場全体の知識基盤と透明性の向上に貢献している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
オランダのアートエコシステムは、多様な専門家が有機的に連携する精緻な構造を持つ。プライマリー市場ではギャラリーがアーティストを発掘・育成し、セカンダリー市場では国際的なオークションハウスがグローバルな取引を担う。公的機関では、モンドリアン基金が助成金を通じて美術館の作品購入やアーティストの国際展開を支援し、市場原理だけでは支えきれない文化的に重要な活動を支援する。これを、鑑定評価、専門保険、輸送・保管などの高度な専門サービス群が支え、美術品を安全な資産クラスとして成立させている。これらのプレイヤーは、世界最高峰のアートフェアであるTEFAFマーストリヒトのような場で結集し、エコシステム全体の価値を高めている。	オランダ政府は、文化を経済成長と外交（ソフトパワー）に貢献する戦略的ツールと位置づけ、省庁横断的な国際文化政策（2025-2028年）を策定している。市場の流動性と文化遺産保護の両立を図るため、文化遺産法（Erfgoedwet）に基づき、高価値な文化財の輸出許可制度を運用し、国外流出を管理している。特に「かけがえがなく、不可欠な」文化財は「保護文化財」に指定され、事実上の国家による先買権の対象となる。また、EUのマナー・ローナドリグ対策指令（AMLD）を国内法（Wwft）に導入し、1万ユーロを超える取引での顧客身元確認を義務付けるなど、市場の透明性と健全性の確保にも努めている。	オランダの美術館は、国の文化遺産の保管庫および学術研究の中心地としての役割を担っている。美術館による重要な作品の購入は、自己資金、個人からの寄付、そしてモンドリアン基金のような公的基金からの助成金を組み合わせる官民連携モデルが一般的である。この仕組みにより、高騰する市場において国民的遺産となりうる作品を確保している。その代表例が、レンブラント作『旗手』の購入であり、総額1億7,500万ユーロの資金は、国家、レンブラント協会、そしてアムステルダム国立美術館自身の資金によって賄われた。また、文化的な公益法人（ANBI）としての認定を受けることで、企業や個人富裕層からの寄付を受け入れる際の税制上の受け皿として機能し、フィランソロピーを促進する重要な役割を果たしている。
基金の活動がアートの文化的価値を高め、資産クラスとして成立させるという成熟したエコシステムを形成。		日本への示唆
		文化を経済資源と捉える戦略的な国家政策、富裕層の参加を促す的確な税制インセンティブ、官民連携による市場育成、専門サービスインフラの4点である。 1. 税制改革 ：オランダの相続税物納制度を参考に、市場価格100%で評価して相続税を免除される「美術品相続税物納制度」を創設・拡充する。これにより、国内の優良なコレクションの散逸を防ぎ、公的美術館の収蔵品を豊かにできる。また、個人所有の美術品が固定資産税の対象外であるなどを明確化し、コレクターの不安を払拭すべきである。 2. 官民連携と市場育成 ：モンドリアン基金のように、公的資金が美術館による現代アート購入やギャラリーの国際展開を支援する仕組みを構築する。これは、市場が単独では負えないリスクを軽減し、日本の現代アートの国際競争力を高める上で不可欠である。 3. 金融・インフラ整備 ：大手金融機関によるアート担保ローンなどアートファイナンス市場の創設を奨励する。同時に、アジアのハブを目指し、美術品に特化した保税保管施設（フリーポート）の設立を官民連携で検討する。鑑定評価、保険、輸送などの専門分野での人材育成とビジネス環境の整備も政策的に支援する必要がある。 4. 教育の強化 ：オランダのように、初等・中等教育から創作・鑑賞・対話を重視した体験型的美術教育を強化し、将来の文化の担い手と享受者を育てることで、市場の持続可能な需要基盤を形成する。

*1「付加価値額」とは「1年間に生み出された価値の金額」である。ここでは、オランダの文化・クリエイティブセンターの活動が1年間に生み出した価値の金額を指す。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

アート市場を含む文化・クリエイティブセクターは経済の基幹産業の一つとして明確に位置づけられている。

- オランダ中央統計局（CBS）によると、2022年における文化・メディアセクターの付加価値額は299億ユーロに達し、国内総生産（GDP）への貢献度は3.3%を占める。このセクターは33万1,000人年、すなわち総雇用の4.1%に相当する雇用を生み出しており、安定した経済的寄与を示している。
- 政府によって9つのトップ経済セクターの一つに指定されており、その成長率はオランダ経済全体の成長率を上回るなど、高い革新性と国際競争力を誇る。国際取引のハブとしての役割も顕著である。2026年までに美術品の輸出額は1億5,100万ドル、輸入額は4億4,500万ドルに達すると予測されており、グローバルなアート取引におけるオランダの重要性を示している。
- この活発な市場を内側から支えているのが、国内の富裕層である。調査によれば、オランダの富裕層が所有する美術品の総資産価値は70億から90億ユーロに上ると推定されている。これらの資産の多くは、スイスやルクセンブルクの金庫などで厳重に保管されており、美術品が単なる装飾品や趣味の対象としてだけでなく、ポートフォリオの多様化やインフレヘッジに寄与する重要な金融資産として認識・活用されている実態を明らかにしている。この強固な経済基盤と、文化を経済的・外交的資産と位置づける戦略的な国家政策の組み合わせが、オランダのアートエコシステムの繁栄を支えている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

各々が専門的な役割を担う多様なプレイヤーの相互作用によって成り立っている。

- **プライマリー市場:** アムステルダムなどに集積する画廊（ギャラリー）が新進アーティストを発掘・育成し、市場に新たな価値を導入する。オランダ・ギャラリー協会（NGA）が定める公正実践規範などが、アーティストとの健全な関係を担保している。アートアドバイザーは、コレクターの代理人として作品選定やコレクション戦略の策定を支援し、取引の透明性を高める。
- **セカンダリー市場:** サザビーズやクリスティーズなどの国際的なオークションハウスは、アムステルダムの拠点を中心に、グローバルなオークションへの出品斡旋やプライベートセールを手がけ、流通市場の中核をなす。
- **公的・非営利機関:** 美術館は文化遺産の保管庫であり、学術研究の中心地であると同時に、作品購入を通じて市場に直接参加する重要なプレイヤーでもある。モンドリアン基金は、アーティストへの助成や美術館による作品購入への補助を通じて、市場原理だけでは支えきれない文化的に重要なプロジェクトを支援する、最も重要な公的基金である。
- **サポートサービス:** Federatie TMVなどの団体に所属する認定鑑定家が、保険や相続など目的に応じた公式な評価報告書を作成し、市場の信頼性の根幹をなす。HiscoxやAXA Artのような専門保険会社が美術品特有のリスクをカバーし、専門の輸送・保管業者が厳格な温湿度管理と高度なセキュリティで作品の物理的価値を維持する。なお、国内美術館間の作品貸借を促進する目的で、作品損傷に対する責任追及を行わない等の保険特例措置が講じられている。

これらのプレイヤーは、世界最高峰のアートフェアTEFAFマーストリヒトで連携の頂点を見せる。ここでは、ギャラリー、コレクター、美術館、鑑定家、保険会社、輸送業者が一堂に会し、厳格な審査プロセスを経て最高品質の作品が取引される。このフェア自体が、エコシステム全体の透明性と信頼性を向上させるプラットフォームとして機能しているのである。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

「文化遺産法（Erfgoedwet）」を根幹とした精緻な政策介入により、市場の自由な流通の促進と重要な文化遺産の保護を進めている。

1. 輸出規制

EU域外への文化財の輸出には、種類、年代、価値に応じた**輸出許可制度**が適用される。例えば、制作から50年以上経過し価値が15万ユーロを超える絵画や、同じく50年以上で価値が5万ユーロを超える彫刻などが対象となる。この制度は、歴史的に価値の高い美術品の国外への無秩序な流出を管理し、国内市場の安定に寄与している。

2. 保護文化財指定制度

文化遺産法はさらに強力な保護措置として、文化大臣が「かけがえがなく、不可欠な」文化財を「保護文化財」として指定する権限を定めている。指定された美術品は登録簿に記載され、所有者は売却や国外移動に際して政府の許可が義務付けられる。売却時にはまず国内の購入希望者に機会が与えられ、最終的には国が市場価格での購入を検討する。これは事実上の**国家による先買権**であり、レンブラント作『旗手』の事例のように、国家の至宝を国内に留め置くための最終手段として機能する。なお、極右政党発足後、文化・アートに関する予算を削減する動きもみられ、不安定な状況に置かれている点には留意が必要である。

3. 輸入促進

美術品の輸入を促進するため、税制上の優遇措置が設けられている。EU域外から美術品を輸入する際に課される付加価値税（VAT）は、標準税率の21%が適用されるが、EU域内での取引には輸入関税はかからない。この軽減税率は、オランダをEUのアート市場への魅力的な玄関口として位置づけ、国際的なディーラーやコレクターの取引を誘引している。同時に、1970年のユネスコ条約を遵守し、不法に輸出された文化財の輸入を禁止することで、市場の健全性も担保している。

これらの政策は、文化を保護対象としてだけでなく、経済成長と国際的影響力を高める戦略的ツールとして活用するオランダの姿勢を明確に反映している。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

企業の文化セクターへの関与を促進するように、政策および税制を巧みに設計している。

1. 寄付とスポンサーシップへのインセンティブ

企業による文化支援を促進する最も直接的なインセンティブは寄付金控除である。文化的な公益法人（ANBI）に認定された美術館などへの寄付は、課税対象となる利益から控除することができる（利益の50%かつ10万ユーロが上限）。さらに、文化ANBIへの寄付には、寄付額を1.5倍として計算できる優遇措置があり（最初の5,000ユーロまで）、税務上のメリットが拡大されている。これにより、企業は社会貢献と税務メリットを両立させることが可能となる。一方、スポンサーシップに関する支出は、広告宣伝費などの事業経費として、原則として全額損金算入が認められる。

2. 美術品購入と減価償却

企業が事業用資産として美術品を購入した場合、会計上は資産として計上される。その減価償却の可否については、オランダの税法に明確な規定がなく、解釈が分かれる。一般的な事業用資産は最低5年・年率最大20%の定額法による減価償却が認められているが、価値が減少しない、あるいは上昇する可能性のある「良質なアート」については、消耗しないため減価償却の対象とはならないという見解が根強い。この曖昧さは、税務当局が個別の事案ごとに判断する余地を残しており、企業が美術品購入を純粋な節税目的の減価償却資産として利用することに抑制を働かせ、むしろ寄付やスポンサーシップといった、より文化政策の趣旨に合致した形での関与を促す構造となっている。

3. 付加価値税（VAT）

企業が美術品を購入した際に支払ったVATは、原則として仕入税額控除の対象となり、還付を受けることができる。また、美術商は売却価格と購入価格の差額（利益）にのみVATを課すことができる「マージン・スキーム」を選択可能であり、税負担が軽減される仕組みもある。

これらの制度は、INGグループやKPNといった主要企業が、CSR活動、ブランドイメージ向上、創造的な職場環境の提供などを目的に、大規模なコーポレート・コレクションを形成・維持する動機となっている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層コレクターのライフサイクル（購入、所有・管理、出口戦略）は、極めて合理的な税務・法制度によって強力に支えられている。

1. 購入・所有段階

個人コレクターにとって最大の税制優遇は、**所得税・富裕税（ボックス3）における非課税措置**である。株式や預金などの金融資産には、その純資産額に対して仮想の利回りが計算され課税されるが（2025年時点の税率36%）、「個人的な使用（自宅の装飾など）」を目的として所有される美術品は、この課税対象から完全に除外される。これは、富裕層が課税対象の金融資産を、非課税かつ価値上昇の可能性を秘めた美術品という有形資産に転換する強力な動機となる。税務当局がその美術品が主として（70%以上）投資目的で保有されていると証明した場合にのみ課税対象となるため、実質的に国内の富裕層による美術品購入を奨励する補助金として機能し、ハイエンド市場の需要を内側から支えている。

2. 管理段階

大規模コレクションの維持・管理は、高度な専門知識を要する事業である。コレクターは、アートアドバイザーや鑑定会社と連携し、保険価額の適正化や資産ポートフォリオ把握のために継続的な時価管理を行う。また、Artshellのような専門のデジタル管理ソフトウェアで来歴やコンディションレポートを一元管理し、Katoen Natie Artなどが提供する、美術館基準の温湿度管理や低酸素環境、保税機能を備えた専門の保管施設を利用して、資産価値の物理的な保全を図っている。

3. 出口戦略（売却・相続・寄付）

- **売却**: オークションやプライベートセールを通じて現金化が可能だが、高額な手数料が発生する。
- **相続**: 高額な相続税（税率10～40%）が課題となるが、オランダには**相続税物納制度（Kwijtscheldingsregeling）**というユニークな解決策がある。これは、相続税の代わりに国の文化史的・美術史的に重要な美術品を国家に物納できる制度で、この際、対象となる美術品は専門家の査定に基づく「市場価格（100%）」で評価され、その額を上限として相続税が免除される。英国のような評価額への上乗せ（プレミアム）はないが、高額な相続税をキャッシュアウトなしで清算できるため、相続人は経済的メリットを享受でき、国は貴重な文化財の国外流出を防ぎ、公的コレクションを充実させることができる。
- **寄付**: 美術館などANBI認定施設への寄付は、「贈与法（Geefwet）」に基づき所得税から大幅に控除され、フィランソロピーと税負担の最適化を両立できる。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

美術品の価値を活用・管理するための専門的な金融サービスと、市場の健全性を保つための規制が進化している。

1. アートファイナンス：流動性の解放

美術品を担保に資金を調達するアートファイナンスは、資産を売却せずに流動性を確保する重要なツールとなっている。

- **アート担保融資：**コレクターは所有する美術品の鑑定評価額の40%から60%程度を融資として受け取ることができる。オランダ国内では、ABN AMROやINGといった大手銀行のプライベートバンキング部門が、富裕層顧客向けの包括的なウェルスマネジメントサービスの一環としてアートファイナンスを提供している。これらの金融機関は、融資だけでなく、評価、管理、保険、相続計画に関する助言も行い、ワンストップでコレクターのニーズに応えている。
- **法的枠組み：**担保設定はオランダ民法における**質権（pandrecht）**の規定に基づく。主に「**非占有質権（stil pandrecht）**」が用いられ、これによりコレクターは美術品を手元に置いて展示し続けながら融資を受けることができる。質権設定は公正証書または私署証書の登録によって法的効力を持ち、債務不履行の際には貸し手である金融機関が他の債権者に優先して担保を売却し、債権を回収する権利が保証される。

2. 金融規制とコンプライアンス

アート市場のグローバル化は、マネー・ローndリング（資金洗浄）やテロ資金供与（CFT）のリスクを高めるため、規制当局は監視を強化している。

- **EUのAML/CFT指令と国内法（Wwft）：**オランダは、EUの第5次および第6次マネー・ローndリング対策指令（AMLD5, AMLD6）を国内法の「資金洗浄・テロ資金供与防止法（Wwft）」に導入し、厳格な規制を施行している。これにより、画廊、オークションハウス、美術商などのアート市場専門家は「報告義務事業者」と明確に位置づけられた。
- **専門家の義務：**これらの事業者は、1万ユーロを超えるすべての取引において、顧客の身元確認（顧客デューデリジェンス）と実質的な所有者（最終受益者）の特定を行う義務を負う。また、不審な取引を検知した場合は、速やかにオランダ金融情報部門（FIU-Nederland）に報告する義務がある。これらの規制は、コンプライアンスコストを増大させる一方、市場の透明性と健全性を飛躍的に向上させ、長期的にはオランダ市場の国際的な信頼性と競争優位性につながると考えられている。

⑤その他（教育が支えるエコシステムの基盤）

オランダのアートエコシステムの強靱さは、幼少期からの体系的な美術教育により醸成された市民の文化への関心と理解に支えられている。

1. 必修科目としての美術教育

文化教育は、オランダの**初等・中等教育において法律で定められた必修科目**である。カリキュラム開発財団（SLO）の指針に基づき、各学校で教育目標が設定される。

2. 教育内容の3つの柱

教育内容は、単に美術史の知識を学ぶだけでなく、「**能動的実践（創作活動）**」「**受容的実践（鑑賞体験）**」「**批判的実践（美術について考え、議論すること）**」の3つの柱で構成されることが理想とされている。特に「批判的実践」については、美術館が学校向けに用意するプログラムが充実している。生徒たちは、実際に創作し、美術館を訪れ、作品について議論することを通じて、アートを多角的に体験する。

3. 市場への長期的効果

このような早期からの継続的な美術教育は、文化的なリテラシーの高い国民を育成する。彼らは成人後、美術館の熱心な来館者、アマチュアのコレクター、そして文化支援政策の強力な支持者となり、**アート市場の持続可能な需要基盤を形成する**。文化に関心を持つ市民層の厚みが、エコシステム全体の社会的正当性と長期的な安定性を保証し、結果として高価値の美術品投資にとっても安全な環境を創出しているのである。政府も、文化参加基金（Fonds voor Cultuurparticipatie）などを通じて、学校外での文化活動への参加を奨励し、この基盤をさらに強化している。学校や地域ごとに自由度の高い文化活動となっており、シアターや文化機関が地域の学校とコラボレーションしているケースも多い。

⑥主な出典、参考資料一覧

- TEFAF Art Market Report 2024 | TEFAF, 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.tefaf.com/press/press-releases>
- TEFAF Maastricht: The World's Premier Art Fair | TEFAF, 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.tefaf.com/fairs/tefaf-maastricht>
- Vetting at TEFAF | TEFAF, 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.tefaf.com/about/vetting>
- Culturele en creatieve sector; bijdrage aan economie | Centraal Bureau voor de Statistiek (CBS), 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.cbs.nl/nl-nl/longread/diversen/2024/monitor-creatieve-industrie-2023>
- Arbeidsmarkt Cultuur en Media | CBS, 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.cbs.nl/nl-nl/maatschappij/kunst-en-cultuur>
- Toegevoegde waarde cultuursector | CBS, 2025年11月28日にアクセス、
<https://opendata.cbs.nl/statline/>
- Topsectorenbeleid: Creatieve Industrie | Rijksoverheid, 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.rvo.nl/onderwerpen/topsectoren/creatieve-industrie>

- Art Market in the Netherlands: Export and Import Forecast | Statista, 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.statista.com/>
- World Wealth Report 2024: Trends in Art Investment | Capgemini, 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.capgemini.com/insights/research-library/world-wealth-report/>
- Internationaal Cultuurbeleid 2025-2028 | Rijksoverheid, 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.rijksoverheid.nl/onderwerpen/kunst-en-cultuur/internationaal-cultuurbeleid>
- Beleidskader Internationaal Cultuurbeleid | Ministerie van Buitenlandse Zaken, 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.dutchculture.nl/>
- Cultural Diplomacy and Soft Power | DutchCulture, 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.dutchculture.nl/en/cultural-heritage>
- Culture and the SDGs | RCE, 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.cultureelerfgoed.nl/>
- Erfgoedwet (Heritage Act) | Inspectie Overheidsinformatie en Erfgoed, 2025年11月28日にアクセス、
<https://www.inspectie-oe.nl/onderwerpen/erfgoedwet>

⑦-1 インタビュー（1/2）

1. インタビュー相手 プロフィール

- 氏名: Annemieke Bouma - Bouwmans（アンネミーケ・ボウマ＝ボウマンス）氏
- 肩書き: ファン・ゴッホ美術館（Van Gogh Museum）レジストラ室長
- 専門領域: 美術館における作品の貸借・取得に伴うロジスティクス、保険、税関手続き、来歴管理。
- 選定理由: 世界的な美術館の実務責任者として、国家補償制度や税制優遇が現場でどのように運用され、どのような経済的メリットや課題をもたらしているかについて、実務的な知見を有しているため。

2. 経済学的・制度的示唆

- 国家補償制度の「上限」問題: オランダの国家補償制度（Indemnity Scheme）は有用だが、補償額に上限があるため、超過分を民間保険でカバーする必要がありコストがかかる。全額をカバーする英国モデルの方が経済効率が高いとの指摘は、日本の制度設計（国家補償の範囲）における重要な示唆となる。
- コンプライアンスコストの増加: 制裁措置（対ロシア等）や来歴（プロビナンス）確認の厳格化により、取引の透明性は向上しているものの、それに伴う事務的コスト（追跡調査、書類作成）が増加している実態がある。
- 「簡素な」税制優遇の実効性: 美術館による作品購入時の輸入税免除は、手続きが非常にシンプルで官僚的な煩雑さがいないため、海外からの作品取得を強力に後押しする「追い風」として機能している。

⑦-1 インタビュー（2/2）

3. ヒアリング詳細（Q&A要約）

テーマ	主な回答内容
制度の課題	・国家補償: 政府の補償制度には満足しているが、補償額に上限があり、残りは民間保険で賄う必要がある。英国のように全額をカバーする制度であれば、美術館のコスト効率はさらに向上する。 ・取引リスク: 制裁リスト（ロシアのオリガルヒ等）への抵触回避や、来歴（プロビナンス）の正確性確認のため、所有者の追跡や書類作成の負担が増している。
税制の実効性	・輸入税免除: 美術館が海外から作品を購入する際、輸入税の支払いが免除される特別ルールがあり、これが資金節約と購入促進に直結している。 ・手続き: この免税制度は非常にシンプルであり、官僚的な煩雑さが全くない点が評価できる。
輸出入規制	・追い風: 購入時の輸入税免除は明確な追い風である。 ・一時輸出入: 展覧会のための一時的な輸出入（最大1年、延長可）は手続きが容易であり、EU域内での巡回展（入国時と異なる国からの出国も可能）もスムーズに行える。
相続と寄付	・寄贈文化: 個人が美術館に作品を寄贈したい場合、非常に機能的な相続システムが存在する。寄贈を行うことで相続税の割引（減免）を受けられるため、活発に利用されている。

⑦-2 インタビュー（1/2）

1. インタビュー相手 プロフィール

- 氏名: Rachel Pownall（レイチェル・パウナル）氏
- 肩書き: マーストリヒト大学 ビジネス・経済学部 財務部門責任者 / 「文化リーダーシップ・エグゼクティブ修士課程」創設ディレクター
- 専門領域: アート市場経済学、文化リーダーシップ、アートファイナンス。TEFAF（The European Fine Art Foundation）のグローバル・アートマーケット・レポート執筆者としても知られる。
- 選定理由: 経済学とアートの両方の視点から市場メカニズムを研究する第一人者であり、データに基づいたマクロな市場分析と政策評価が可能であるため。

2. 経済学的・制度的示唆

- 税制の限界と文化的土壌: 寄付税制（控除）は、「寄付文化」という土壌があって初めて機能する。それがなければ、富裕層は税制優遇を使って財団やファミリーオフィスを作り、資産を「囲い込む」だけで終わるリスクがあるという鋭い指摘。
- 「ミュージアムカード」の経済効果: オランダのミュージアムカード制度は、市民の文化アクセスを「民主化（安価に提供）」しつつ、美術館に安定した資金をもたらす、極めて実務的で成功した経済モデルである
- 。フェア誘致の波及効果: 日本市場活性化の特効薬として、有力な国際アートフェア（または日本が得意な工芸等のコレクターフェア）の誘致を提言。これが国内ギャラリーの支援とコレクター育成の起点となる。

⑦-2 インタビュー（2/2）

3. ヒアリング詳細（Q&A要約）

テーマ	主な回答内容
市場の特徴	・官民のバランス: 英国のような公的資金不足とは対照的に、オランダは政府支援が手厚く、かつパトロン層も存在するという「官民パートナーシップ」が機能している。 ・独自路線: 中東への分館展開（フランチャイズ）で稼ぐ英仏とは異なり、国内投資を重視する堅実な姿勢。
制度の課題	・家賃高騰: 都市部の家賃高騰がギャラリー経営を圧迫しており、自治体によるスペース提供などの支援が重要になっている。
政策の成功例	・ミュージアムカード: 手頃な価格で美術館に行き放題となる制度が、エリート主義を排して一般市民のアクセスを広げ、かつ資金確保にも成功している。 ・教育: 初等教育でのアート必修を維持しており、これが将来の創造性やイノベーションの源泉となっている。
税制と寄付	・政府支援の手厚さ: 税率が高いオランダでは「支援は国の役割」という意識が強く、米国のような寄付文化は根付きにくい。単に税制優遇を作っても、フィランソロピー（公共への還元）に直結するとは限らない。
日本への提言	・フェア誘致: TEFAFのような国際的フェア、あるいは日本の強み（工芸・陶芸）を活かした「コレクター・フェア」を誘致・開催することが、市場活性化の最も確実な起爆剤となる。 ・順序: まずコレクター基盤を育て、そこにフェアを呼び込むことで好循環が生まれる。

第2章 地域別 詳細報告（全44力国・地域）

第2節 その他の調査対象国・地域 (1/6)

北米・中南米

2.2.1 カナダ | 文化遺産を育む官民パートナーシップ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
カナダの文化セクターは国の経済における重要な推進力である。2022年にはGDPに585億ドル（全体の2.2%）貢献し、約65万人の雇用（全雇用の3.3%）を創出している。特に「芸術・娯楽・レクリエーション」サブセクターは成長を見せ、2023年には前年比9.5%増加した。この経済規模は、病院の労働力に匹敵し、農業従事者の2倍以上の規模であり、政府による支援を正当化する根拠となっている。ただし、市場の不透明性や富裕層コレクターによるプライベートセールの普及により、美術品市場に限定した正確なデータの取得は依然として課題となっている。	カナダの税制は、法人と個人の両輪でアート市場への資本流入を促すよう設計されている。 ・ 減価償却 ：法人は、カナダ人アーティストによる200ドル超のオリジナル作品を購入し事業所に展示する場合、その取得費用を「減価償却資産(CCA)」として年率20%の定率法で償却できる。これにより法人税負担が軽減され、企業によるアート購入が財務的に合理的な経営判断となる。 ・ 寄付 ：主力となる制度が「文化財認定(Certified Cultural Property)」である。カナダ文化財輸出審査委員会(CCPERB)に認定された重要作品を指定機関へ寄付する場合、富裕層個人は①作品の値上がり益に対するキャピタルゲイン税が全額免除され、②作品の公正市場価格の全額に対して税額控除を受けられ、③その控除額を年間純所得の100%まで適用できるという比類なき優遇措置を受けられる。これは、価値が大幅に上昇した作品において、売却するよりも寄付する方が税務上有利な出口戦略となることを意味する。 ・ 相続税 ：カナダには直接的な相続税や贈与税は存在しない。しかし、所有者の死亡時に、美術品を含む全資本資産が公正市場価格で売却されたことみなす「みなし譲渡」制度があり、これによって発生するキャピタルゲイン税を遺産が支払う義務を負う。ただし、資産が生存配偶者に譲渡される場合は納税の繰り延べが可能である。	カナダの民間セクターは、市場の信頼性と流動性を支える成熟したインフラを提供している。主要オークションハウス（ハッフェル等）は遺産管理サービスも提供し、アートコンサルタントは富裕層や法人に高度な助言を行う。高価値アートのリスクを管理する専門サービスも確立されており、専門輸送、高度なセキュリティの保管施設（Total Fine Arts等）、美術品専門保険（Chubb等）がエコシステムを支える。また、アートファイナンス分野では、アテナ・アート・ファイナンスなどの国際的な専門金融機関が、鑑定評価額の最大50%までを融資する美術品担保ローンを提供し、資産の流動化を可能にしている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
カナダのアートエコシステムは、公的支援と民間市場が連携する二重構造で駆動されている。上流では、政府系機関「カナダ・カウンシル・フォー・ジ・アーツ」が助成金を通じてアートの「創造」を直接支援する。下流では、税制優遇措置が民間市場におけるアートの「取得・流通」を間接的に促進する。主要プレイヤーは、一次市場を担うコマースギャラリー、二次市場で価格形成と流動性を担うオークションハウス（ハッフェル、カウリー・アボット等）、評価を担う鑑定家、取引を補助するアートコンサルタント、そしてフィランソロピーの受け皿となる美術館・公立ギャラリーで構成される。これらを輸送、保管、保険などの専門サービス事業者がインフラとして支えている。	カナダの公的政策は、文化財の国内保護とアート創造支援の二本柱で構成される。礎石となるのが「文化財輸出入法(CPEIA)」である。これは、重要な文化財の国外流出を防ぐため、輸出許可制度を設ける「引き込み」メカニズムとして機能する。輸出が遅延された期間中、国内の公的機関に優先的な購入機会が与えられる。一方、連邦政府の独立機関「カナダ・カウンシル・フォー・ジ・アーツ（Canada Council for the Arts）」は、アーティストや芸術団体に対し、2023-24年度実績で年間約3億800万カナダドル（約340億円）の助成金を提供している。同機関は、作品の制作への支援のみならず、団体の運営基盤や国内外への流通・展開も包括的に支援しており、カナダのアートエコシステムの中核を担っている。また、同カウンシルが運営する「アートバンク」は、現代カナダアートを自ら購入し、政府機関や企業に貸し出すことで、アーティストに収入を提供し、作品の露出機会を増やしている。	美術館および公立ギャラリーは、カナダのアートエコシステムにおいて、フィランソロピーに基づく「公的信託の受け皿」として中心的な役割を担っている。具体的には、税制優遇措置の核である「文化財認定寄付」の受け入れ先として指定されており、富裕層コレクターが税務上最も有利な出口戦略を実行する際のパートナーとなっている。これにより、美術館は民間の富を活用して公的コレクションを継続的に拡充するという、エコシステム的好循環における最終的な受益者として機能している。彼らの収蔵活動や展覧会は、芸術的正典の形成や市場トレンドにも影響を与える。
日本への示唆		
カナダのモデルは、日本のアート市場活性化に向けた具体的な戦略的青写真を提供するものである。特に税制を触媒として民間資本を動員し、国の文化資産を豊かにする循環を創出する視点は、日本にとって極めて示唆に富む。 ・ 最優先事項：寄付促進税制の抜本的改革 カナダの文化財認定制度をモデルとし、フィランソロピーを強力に促進する税制優遇措置を導入すべきである。文化的に重要な美術品を国立美術館などに寄付した場合、①キャピタルゲイン税を完全に免除し、②現行制度より大幅に寛大な税額控除または所得控除を適用する。この単一の政策が、個人の死蔵コレクションを市場に解放し、公的美術館の収蔵品を劇的に豊かにする最も強力な触媒となり得る。 ・ 法人によるアート市場参入の促進 カナダの減価償却資産(CCA)制度に倣い、法人が国内の存命アーティストのオリジナル作品を購入し、事業所に展示する場合の減価償却を認める制度を導入すべきである。これはプライマリーマーケットを直接刺激し、アーティストとギャラリーの経済基盤を強化すると同時に、企業によるメセナ文化を醸成する効果が期待できる。 ・ 市場インフラと官民連携の強化 市場の信頼醸成とコレクター層拡大のため、公認鑑定士制度の整備や、専門的な支援サービス（保管、輸送、保険）の育成が不可欠である。また、政府、美術館、民間事業者が連携し、アートを管理可能な資産クラスとして推進するための教育的イニシアチブを展開することが、市場の裾野を広げる上で重要である。		
公的助成が「創造」を、民間市場が「流通」を担い、最終的に税制が公的美術館への集積を促す。	重要な文化財の国外流出を規制で防ぐ「守り」の政策と、助成金等で新たなアートの創造を促す「攻め」の支援。この二つの政策を両輪とすることで、国の文化資産のストックとフローを同時に育んでいる。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

文化セクターを主要産業と位置づけ、経済成長と政策支援の好循環を形成している。

カナダにおいて、文化セクターは国の経済を支える重要な産業として明確に位置づけられており、この経済的重要性が手厚い政策的・税制的な支援インフラを提供する根拠となっている。

1. 経済規模

- **GDP貢献額:** 2022年時点で585億ドルに達し、カナダの総GDPの2.2%を占める。
- **雇用創出:** 文化関連の職に従事する労働者は約65万人（2022年）で、全雇用の3.3%に相当する。これは病院の労働力に匹敵し、農業従事者の2倍以上の規模である。

2. 市場の成長性

- **サブセクターの成長:** 美術品市場と関連の深い「芸術・娯楽・レクリエーション」サブセクターは、2023年に実質GDPが前年比で9.5%増加するなど、力強い成長ダイナミズムを示している。これはパンデミック後の高い回復力と将来的なポテンシャルを示唆するものである。

3. 市場の課題

- **データの不透明性:** 美術品市場に限定した詳細な経済データを把握することは依然として困難である。その主な要因は、市場固有の不透明性に加え、特に富裕層コレクターの間でプライバシーを重視したプライベートセールスが普及していることにある。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

公的支援と民間市場が補完し合い、多層的に機能する成熟したアートエコシステムを構築している。

カナダのアートエコシステムは、公的支援と民間市場が補完しあう構造を持ち、多様なプレイヤーの相互作用によって成立している。

1. 公的支援機関

- **カナダ・カウンシル・フォー・ジ・アーツ:** 議会に対して責任を負う独立した国有企業。2023-24年度実績で年間約3億800万カナダドル（約340億円）の助成金をアーティストや芸術団体に提供し、アートエコシステムを支えている。
- **アートバンク:** カナダ・カウンシルが運営するユニークなプログラム。現代カナダアートを国家がコレクターとして購入し、それを政府機関や企業に貸し出すことで、アーティストへの直接的な経済支援と作品の普及を両立させている。

2. 民間市場の主要プレイヤー

- **コマーシャルギャラリー:** 主にプライマリーマーケット（一次市場）で活動し、展覧会開催やマーケティングを通じて新人アーティストのキャリア育成を担う。
- **オークションハウス:** セカンダリーマーケット（二次市場）を主導し、透明性の高い価格形成と流動性を提供する。**ヘッフェル・ファインアート・オークションハウス**や**カウリー・アボット**が市場を牽引している。
- **鑑定家:** カナダ動産鑑定士協会(CPA)や国際鑑定士協会(ISA)カナダ支部などに所属する専門家が、保険、寄付、遺産整理など、あらゆる取引で必要となる客観的な評価額を算定する。
- **アートコンサルタント:** 富裕層や法人コレクターの代理人として、作品の調達からコレクション管理まで、パーソナライズされたアドバイスを提供する。

3. 公的信託の受け皿

- **美術館・公立ギャラリー:** 文化財認定寄付の受け皿として、民間から公共への資産移転を促進する最終的なハブとして機能する。

4. 支援インフラ

美術品専門の輸送、保管、保険、修復といった専門サービス事業者が、エコシステム全体を物理的・財務的に支えている。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

輸出規制と税制優遇を連動させ、民間の資産が国家の文化遺産へ移転するのを促進している。

カナダのアート市場における最も foundational な政策介入は、**文化財輸出入法（Cultural Property Export and Import Act, CPEIA）**である。これは、国内の文化遺産を保護し、公的コレクションを豊かにするための洗練された市場形成ツールとして設計されている。

1. CPEIAの目的と機能

- **二重の使命**：第一にカナダにとって重要な遺産の国内保存を確保し、第二に文化財の不法な国際取引を防止するという二つの目的を持つ。
- **輸出管理リスト（Control List）**：法律の権限行使の根拠となるリスト。輸出に許可が必要となる文化財の基準（制作年代、制作者の生死、評価額など）を具体的に定めている。例えば、カナダ国外で制作された絵画は、制作後50年以上、作者が故人、かつ公正市場価格が3万カナダドルを超える場合に輸出許可が必要となる。

2. 市場への効果

- **「浸透性のある障壁」の創出**：輸出を全面的に禁止するのではなく、規制するアプローチ。売却目的の「恒久輸出許可」申請が拒否された場合、一定の「遅延期間」が設けられる。
- **国内機関への優先購入権**：遅延期間中、カナダ国内の指定機関（美術館など）は、その文化財を公正な市場価格で購入する第一優先権を得る。これにより、国宝級の作品に対して国内機関が優先的にアクセスできる、保護された国内市場が事実上形成される。

3. 国家戦略における位置づけ

- **「引き込み(pull)」メカニズム**：CPEIAは、重要な作品が国外へ流出するのを防ぎ、国内の公的機関へと引き込む「引き込み」メカニズムとして機能する。
- **税制との連携**：この「引き込み」は、民間から公的機関への寄付を促す税制優遇措置という「押し出し(push)」メカニズムと対になり、民間の富が国の文化遺産へと移転される好循環を意図的に構築している。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

減価償却と寄付優遇を組み合わせ、企業のアート投資と文化支援を一体化している。

カナダは、法人税法における美術品の**減価償却資産（Capital Cost Allowance, CCA）**としての取り扱いを通じて、企業セクターのアート市場への関与を強力に促進している。以下の制度により、企業はアートの購入から保有、そして最終的な出口（寄付）まで、一貫して税制上のインセンティブを享受できる構造となっている。

1. 減価償却(CCA)制度の概要

- 企業の美術品購入を、財務的に合理的な経営判断へと転換させる効果を持つ。
- **対象:** 以下の3要件を満たす美術品が対象となる。
 1. カナダの市民または永住者であるアーティストによるオリジナル作品であること。
 2. 作品の評価額が200ドルを超えていること。
 3. クライアントや従業員の目に触れる事業所内に展示されていること。
- **仕組み**
 - 対象となる美術品はCCAの「クラス8」に分類される。
 - **年率20%の定率法**で減価償却が認められており、複数年にわたって課税所得を圧縮できる

2. 売却時の税務処理

- **償却の再捕獲 (Recapture):** それまでに減価償却として費用計上された総額までは、売却時に「事業所得」として課税される。
- **キャピタルゲイン:** 当初の取得価格を上回る売却益については、「キャピタルゲイン」として扱われる。

3. 寄付に関する制度

- 法人が美術品を適格な団体（美術館など）に寄付した場合、その公正市場価格を所得から控除することが可能である。
- 寄付された作品が「文化財認定」を受けている場合は、税制上のメリットがさらに大きくなる。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

キャピタルゲイン税が行動を規定し、寄付を最も有利な出口戦略として制度的に誘導している。

カナダの富裕層(HNWI)にとって、アートコレクションの管理と承継は、税法、特にキャピタルゲインの扱いによって強く規定される。

1. 取得と保有

- ・ 個人コレクターにとって、美術品は通常「資本資産 (Capital Asset)」として扱われ、減価償却はできない。
- ・ 売却して利益（キャピタルゲイン）が出た場合、課税対象となる。年間総キャピタルゲインが25万ドルを超える個人の場合、利益の50%が所得に加算され課税される。

2. 主要な出口戦略と税務

① 売却

- ・ **利点:** 即時の流動性確保。
- ・ **欠点:** キャピタルゲイン税が課される。

② 寄付（税務上、最良の出口戦略）

- ・ **制度:** 「文化財認定 (Certified Cultural Property)」を受けた重要作品を指定機関に寄付する場合に適用される。
- ・ **税制優遇:**
 1. キャピタルゲイン税が完全に免除される。
 2. 作品の公正市場価格(FMV)の**100%**に基づく税額控除が受けられる。
 3. 上記控除を年間純所得の**100%**まで適用できる（通常の慈善寄付は75%が上限）。
- ・ **効果:** 価値が大幅に上昇した作品の場合、寄付が財務的に売却をはるかに上回る選択肢となる。税法が、富裕層が公的機関への寄付を選択するよう積極的に誘導している。

③ 相続

- ・ **制度:** 相続税・贈与税は存在しないが、所有者の死亡時に全資産が公正市場価格で売却されたとみなす「**みなし譲渡**」によりキャピタルゲイン税が遺産に課される。
- ・ **課題:** 相続人が納税のためにコレクションの一部売却を迫られる可能性がある。配偶者への譲渡により納税の繰り延べは可能だが、免除ではない。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

税制を軸にアートを金融資産化し、公的利益と富裕層の資本戦略を両立している。

カナダでは、アートは物理的資産であると同時に、金融的な側面も持ち、主に「アートファイナンス」と「税制を通じた金融化」という二つの形で活用されている。

1. アートファイナンス市場（美術品担保ローン）

- **担い手:** カナダの大手銀行ではなく、アテナ・アート・ファイナンスやザ・ファインアート・グループといった国際的な専門金融機関がサービスを提供している。
- **商品・条件:**
 - コレクターが作品を売却せずに流動性を確保するためのローン。
 - 対象はオークション実績が豊富な「ブルーチップ」アートが中心。
 - 貸付価値比率(LTV)*1は通常、鑑定評価額の**最大50%**まで。
 - 最低融資額は一般的に200万米ドル以上と高額である。

2. 税制を通じた金融化

- カナダで最も強力なアートの「金融化」方法は、民間のローンではなく、政府が提供する**文化財認定寄付制度**である。
- この制度は、アートの評価額の約50%に相当する税額控除に加え、キャピタルゲイン税の全額免除（これは利益の約25%に相当する場合がある）を提供する、政府支援による一種の**「資本転換型商品」**である。価値が大幅に上昇した作品の場合、寄付によって得られる財務的な利益が、ローンによる流動性を上回ることもある。
- 国家が支援する金融化ツールを民間ローンより魅力的にすることで、公的美術館を豊かにするという公共の利益が優先されている。

3. 規制監督と金融犯罪リスク

- **現状:** カナダの主要なマネーロンダリング対策法(PCMLTFA)において、美術商やオークションハウスは報告事業者に含まれていない。
- **課題:** これはEUや英国とは対照的であり、規制の空白地帯となっている。
- **将来の展望:** カナダ政府はこのリスクを認識しており、将来的に規制対象を美術品ディーラー等に拡大するための協議を行っているため、この状況は一時的なものである可能性が高い。

*1「LTV」とは、「Loan to Value」の略称で、担保となる美術品（資産）の鑑定評価額に占める融資額の比率であり、通常パーセンテージで表される。

⑤その他（教育と市民参加を通じた需要基盤の育成）

芸術教育を国家戦略に位置づけ、文化理解と市場の持続的成長を両立している。

カナダのアートエコシステムは、金融インセンティブだけでなく、市民社会全体の幅広いアートへの関与によっても支えられている。その根幹をなすのが、公教育における芸術教育の重視であり、これは長期的な市場安定化戦略と位置づけられる。このように、カナダは直接的なインセンティブに加え、教育を通じて国民の文化資本である美術品そのものの価値を高めるアプローチを組み合わせることで、エコシステム全体の持続可能性を高めている。

1. 公教育における芸術教育

- **必須科目化:** ブリティッシュ・コロンビア州、オンタリオ州など多くの州で、公立学校のカリキュラムに**芸術教育が必須科目**として組み込まれている。これにより、子供たちは幼少期から創造性や文化理解を体系的に育む機会を得る。
- **具体的な教育モデル:**
 - ブリティッシュ・コロンビア州では、美術、音楽、演劇、ダンスの各分野で「知る・行う・理解する (Know-Do-Understand)」モデルを導入している。
 - 地域コミュニティや先住民の文化的伝統との連携も重視されており、生きた文化としての芸術への理解を深めることを目指している。

2. 長期的な経済戦略としての効果

- **将来の担い手の育成:** 幼少期から芸術に対するリテラシーと鑑賞能力を育むことは、将来の鑑賞者、パトロン、そしてコレクターとなる世代を育成することに繋がる。
- **持続的な国内需要の確保:** 文化リテラシーの高い国民は、成人後も文化経済に参加する可能性が高く、アート市場の安定と成長を支える土台となる。

⑥主な出典、参考資料一覧

- The Impact of the Arts | Canada Council for the Arts, 10月7,2025にアクセス,
<https://canadacouncil.ca/research/arts-impact>
- The Daily - Provincial and Territorial Cultural Indicators, 2022, 10月7,2025にアクセス,
<https://www150.statcan.gc.ca/n1/daily-quotidien/240603/dq240603a-eng.htm>
- Guide to Exporting Cultural Property from Canada - Canada.ca, 10月7, 2025にアクセス,
<https://www.canada.ca/en/canadian-heritage/services/export-permits-cultural-property/guide-exporting.html>
- Cultural Property Export and Import Act (RSC, 1985, c. C-51) - Laws.justice.gc.ca, 10月7,2025にアクセス,
<https://laws-lois.justice.gc.ca/eng/acts/c-51/page-1.html> Canadian
- Tax Deductions on the Purchase of Art - Benz Gallery, 10月7,2025にアクセス,
<https://www.thebenzgallery.com/canadian-tax-deductions>
- Did you Know? Tax incentives on Canadian Art - Gordon Leverton, 10月7,2025にアクセス,
<https://gordonleverton.com/blogs/news/did-you-know-tax-incentives-on-canadian-art>

- Works of Art and Taxes | RCGT, 10月7,2025にアクセス,
<https://www.rcgt.com/en/insights/expert-advice/works-of-art-and-taxes/>
- Cultural Property Donations: Update - Malcolm Burrows, 10月 7, 2025にアクセス,
<https://www.malcolmburrows.ca/art/cultural-property-donations-update>
- Gifts and Income Tax 2024 - Canada.ca, 10月7,2025にアクセス,
<https://www.canada.ca/en/revenue-agency/services/forms-publications/publications/p113/p113-gifts-income-tax.html>
- Introduction to Arts Education | Building Student Success - B.C...., 10月7,2025にアクセス,
<https://curriculum.gov.bc.ca/curriculum/arts-education/introduction>
- Grants | The Canada Council for the Arts, 10月7,2025にアクセス,
<https://canadacouncil.ca/funding/grants>
- Art Bank | Canada Council for the Arts, 10月7,2025にアクセス,
<https://canadacouncil.ca/about/art-bank>
- Everything you need to know about capital gains tax in Canada | Posts, 10月7, 2025にアクセス,
<https://www.scotiabank.com/ca/en/personal/advice-plus/features/posts.everything-you-need-to-know-about-capital-gains-tax-in-canada.html>

2.2.2 ブラジル | 安定した内需と税制インセンティブが育む、独自のパトロン文化

Quick
Confidential

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
文化・クリエイティブ産業は2020年にブラジルGDPの 3.11%（約454.8億米ドル） を生み出し、 同年の自動車産業（2.1%） を凌駕している。アート市場単体の売上高は2023年に 29億リアル（約5.8億米ドル） を記録した。世界のアート市場が4%縮小する中、ブラジル市場は 前年比21% という驚異的な成長を達成した。この核心は国内のコレクター層にあり、2023年のギャラリー売上の実に86%が国内の購入者によるものであった。エコシステムは プライマリーマーケット（一次市場） 中心の構造である。	ブラジルの税制は、インセンティブと重大な取引障壁が併存する矛盾した構造を持つ。 ・ 法人インセンティブ（ルアナ法）:法律8.313/1991（ルアナ法）がエンジンとして機能する。政府承認の文化プロジェクトに対し、法人は所得税額の最大4%、個人は最大6%を寄付の形で振り向け、税額控除を受けることが可能である。 ・ 取引・流通税:最大60%に達する可能性のある輸出入関税と売上税が、国際取引における最大の障壁となっている。 ・ キャピタルゲイン税:アート作品の売却益には、15%から22.5%の累進税率で課税される。 ・ 相続税・贈与税（ITCMD）:アート作品は遺産の一部を構成し、州レベルの税金であるITCMD（最大税率8%）の対象となる。課税標準は移転時の市場価値である。 ・ 寄付:ルアナ法による企業・個人のプロジェクト支援は活発である一方、個人が美術館に作品そのものを寄贈することに対する直接的な税制上の優遇措置は欠如している。 ・ 減価償却:法人が保有するアート作品は、会計上、非減価償却資産として扱われ、税務上の減価償却は認められない。	民間セクター、特に企業と金融機関がエコシステムにおいて重要な役割を担う。法人向け税制優遇措置である「 ルアナ法 」は、 企業の資金を文化セクターに大規模に誘導するエンジン となっている。ブラジル現代アート協会（ABACT）などの専門団体は、 税制改革のロビー活動やデータ収集 を通じて市場の戦略的方向性を示している。また、SP-ArteやArtRioといった主要アートフェアの主催者は、 フェア期間中の一時的な減税措置 を求めるロビー活動に成功し、通常は税制上困難であった国際取引の商業機会を創出している。金融セクターでは、外資系の大手プライベートバンクがアート担保融資や専門のアートアドバイザーサービスを提供し、アートが資産クラスとして成り立っている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
市場は地理的に集中しており、全ギャラリーの61%が南東部に位置し、 サンパウロが経済・文化の中心地 である。主要プレイヤーとしては、SP-ArteやArtRioといったアートフェアが市場の中枢神経系として機能し、商業ギャラリーが市場の主要な駆動力となっている。ブラジルの顕著な特徴は、単なる購入者を超え、美術館設立（例：イニョチン美術館）などを通じて エコシステム構築に能動的に関与する「パトロン・コレクター」 の存在である。このコレクター層を支えるため、アートアドバイザー、専門ロジスティクス、アート担保融資（評価額の最大50%）といった高度なサポートインフラが確立されている。	ルーラ政権下で再強化された文化省が国の文化政策を策定する。実行機関として、 国立芸術財団（Funarte） が助成金、奨学金、支援を提供し、 アーティスト活動を草の根レベルで支える 。また、国立歴史芸術遺産研究所（IPHAN）が有形・無形の文化遺産を保護・管理する責任を負い、保護資産のリスト登録（tombamento）や、1889年以前の作品の恒久的な輸出禁止など、 厳しい規制を課している 。 教育面では、1996年以来、美術は小中学校の 義務教育カリキュラムの必修科目 となっている。 市民アクセス拡大 のため、「Cultura Viva（文化拠点）」プログラムや低所得労働者向けの「Vale-Cultura（文化バウチャー）」制度を実施し、 文化需要の裾野を広げている 。	ブラジルの主要な文化施設は、 官民パートナーシップ（PPP）モデル によって特徴づけられる。例えば、サンパウロ美術館（MASP）は、パトロンによって設立された民間の非営利団体であるが、そのコレクションは国の遺産リストに登録されている。リオ美術館（MAR）は、リオ市と民間のロベルト・マリーニョ財団とのパートナーシップにより設立され、運営資金は主にルアナ法を通じた企業スポンサーから提供されている。また、美術館は教育機関としても重要な役割を果たしており、MASPやリオ近代美術館（MAMRio）などは、ワークショップや教育プログラムを通じて、歴史的に非公式な「アートの学校」として機能してきた。
日本への示唆		
ブラジルの事例は、厳しい輸入税が逆説的に安定した国内市場を育んだとも言える。日本が市場を活性化させるためには、国際的な障壁を下げるだけでなく、まず 国内に強固で持続可能な需要と支援の基盤を構築 することが不可欠である。提言の柱は以下の通りである。 1. 国内コレクター層の育成と活性化:ブラジルの「パトロン・コレクター」文化に学び、国内富裕層をアート市場の安定した基盤とするための教育・エンゲージメントプログラム（例：アートとウェルスマネジメントに関するセミナー）を創設する。 2. 税制改革による市場流動性の促進:法人による文化支援を促進する日本版「ルアナ法」（例：文化プロジェクト支援に対する法人税額控除）の導入を検討する。また、相続税制を見直し、重要なアート作品を公的美術館に寄贈した場合に、遺産全体の相続税額から相当額を控除する制度を導入し、公的コレクションの充実と相続人の負担軽減を図る。 3. アート金融インフラの整備:アートを正式な資産クラスとして確立するため、金融機関と連携し、アート担保融資のガイドライン策定やアートアドバイザー部門の強化を奨励する。 4. 官民連携モデルの導入:ブラジルの柔軟な美術館ガバナンスモデル（例：MAR）を参考に、公的文化施設の運営活性化と資金調達多様化のため、民間財団による運営委託などのPPPモデルを試験的に導入する。		
「パトロン・コレクター」が美術館設立などエコシステム構築を能動的に担い、専門家インフラが支える。	厳格な遺産保護（輸出禁止）と、必修教育やバウチャーによる文化需要の裾野拡大を同時に推進する。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

ブラジルのアート市場は、国の経済において安定したセクターとして確立している。

- **経済的重要性:**ビジュアルアートを含む文化・クリエイティブ産業は、2020年にブラジルのGDPの3.11%に相当する2,301億4,000万リアル（約454.8億米ドル）を生み出した。これは**同年の自動車産業（GDPの2.1%）を上回る経済的貢献**である。
- **市場規模と成長:**アート市場単体では、2023年に**29億リアル（約5.8億米ドル）の売上**を記録し、**前年比で21%という増加**を達成した。この成長は、世界のアート市場が4%縮小した中で達成されたものであり、ブラジル市場の安定性を示している。過去10年間で、ブラジルの世界アート貿易に占めるシェアは倍増し、0.89%に達した。
- **国内需要の優位性:**市場の核心的な強みは、国内のコレクター層にある。2023年には、**ギャラリーの売上の実に86%が国内の購入者**によるものであった。この強い内需がエコシステムを支え、世界経済の変動に対する脆弱性を低減させている。
- **市場構造:**エコシステムは**プライマリーマーケット（一次市場）に大きく依存**しており、ギャラリーがアーティストの発掘とプロモーションにおいて中心的な役割を果たしている。
- **構造的特異性:**この市場構造は、**高い輸入税という障壁が逆説的に国内の富裕層の資本を国内アートシーンに還流**させ、知識豊富で熱心なパトロン層を育成した結果形成された。この「内向きの強さ」が、ブラジル市場が世界的な不況下でも成長を続ける根本的な理由である。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

ブラジルのアートエコシステムは、多様なプレイヤーの相互作用によって駆動している。

- **地理的集中:**市場は南東部に著しく集中している。全ギャラリーの61%が南東部に位置し、そのうち**約半数がサンパウロ**に集まっている。サンパウロは経済と文化の中心地である。
- **アートフェア:**SP-ArteやArtRioといった主要なアートフェアは、販売、ネットワーキング、国際的な露出のための重要なプラットフォームとして機能する。主催者は、**フェア期間中の暫定的な減税措置**を求めるロビー活動に成功している。
- **ビエンナーレ:**サンパウロ・ビエンナーレは、ヴェネツィアに次いで**世界で2番目に古く**、非商業的ながらもアーティストに国際的な評価と制度的な正当性を与える重要な役割を担っている。
- **ギャラリーと協会:**商業ギャラリーが市場の主要な駆動力である。ブラジル現代アート協会（ABACT）などの専門団体は、税制改革のロビー活動やデータ収集といったアドボカシー活動において重要な役割を果たしている。
- **コレクター:**富裕層コレクターが単なる購入者ではなく、美術館設立（例：イニョチン美術館）などを通じて**エコシステムそのものを構築する「パトロン・コレクター」**として能動的に機能している点が、ブラジルの核心的な強みである。
- **サポートインフラ（専門家）:**
 - **アドバイザー:**Kura Arte、Sophie Su Art Advisoryといった専門企業に加え、シティバンクやJ.P.モルガンなどの大手プライベートバンクも、富裕層向けに専門のアートアドバイザーサービスを提供している。
 - **ロジスティクスと保険:**Atlantis BrazilやMillenium Transportesなどが温度管理された輸送や通関手続きを手がけ、AXA XLやChubbといったグローバル保険会社が専門的な「オールリスク」保険を提供している。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

ブラジルのアート市場、特に国際的な流通は、政府の政策、とりわけ税制と文化財保護規制によって影響を受けている。

- **構造的障壁（税制）**:国際化における最大の障害は、懲罰的な税制である。**法外な輸出入関税と売上税（最大60%に達する可能性）**は、国境を越える取引や美術館への貸し出しを著しく妨げている。標準的なアート作品の輸入税は4%だが、これにPIS（1.65%）、COFINS（7.60%）、州レベルのICMS（サンパウロ州では18%）が加算され、コストを押し上げる。これは、**海外のギャラリーがブラジルに作品を持ち込んで販売したり、ブラジルのコレクターが海外から作品を購入したりすることを困難**にしている。
- **障壁への対応**:この状況が半ば鎖国的な市場を生み出し、逆説的に国内シーンを強化する一方、グローバルな統合を制限している。ギャラリーは、海外支店の開設や、**売上の大部分を輸出販売に集中**させる（例：Gomide&Coは売上の80%が輸出）といった戦略で対応している。
- **一時的な緩和措置**:SP-ArteやArtRioなどの主要アートフェア期間中には、主催者のロビー活動により、**暫定的な減税措置（免税）**が適用されることがあり、通常は高額な税負担によって困難な国際取引が可能になるため、これらのイベントは関係者やコレクターにとって**不可欠な商業機会**となっている。
- **構造的障壁（文化財保護）**:国立歴史芸術遺産研究所（IPHAN）が文化財の流通を厳しく管理している。**1889年以前に制作された作品や、IPHANによって公式にリスト登録（tombamento）された作品は、恒久的に輸出することができない**。国際的な貸し出しのためにアート作品を一時的に国外に持ち出す際にも、IPHANの承認が必要となる。
- **グローバルでの存在感**:これらの障壁にもかかわらず、ブラジルのグローバルな存在感は増大している。アート作品の輸出額は**2026年までに4億2,300万米ドル**に達すると予測されている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

ブラジルにおいて、企業の文化セクターへの関与は「ルアネ法」という単一の税制インセンティブによって制度化されている。

- **ルアネ法（法律8.313/1991）のメカニズム:**
 - ブラジルにおける主要な連邦文化インセンティブ制度である。
 - 実質利益（real profit）方式で納税する法人は、**所得税額の最大4%を、政府が承認した文化プロジェクト**（展覧会、美術館運営、出版物など）に**直接振り向ける（寄付する）**ことができる。
 - 個人も同様に**所得税額の最大6%まで控除が可能**である。
 - 政府はこの税収を放棄する形となり、事実上、民間の文化支援を補助金で支えている。
- **ルアネ法の効果と影響:**
 - この法律は、**民間から文化セクターへ多額の資金を誘導する**上で重要な役割を果たし、より強固なアートシステムの構築に貢献してきた。
 - この法律を通じて投資された1レアルごとに、**文化経済チェーン全体で1.59レアルの経済効果**が生まれると試算されている。
 - イニョチン美術館やリオ美術館（MAR）といった著名な施設も、運営資金の一部をこの法律に依存している。
- **批判と改革:**
 - 批判として、企業にどの文化を支援するかを決定する過大な権限を与え、**プロジェクトが富裕なりオ・サンパウロ軸に集中し**、公共の文化政策よりも企業のマーケティング戦略に沿ったものになりがちである点が挙げられている。
 - ボルソナーロ政権下での改革では、地方への分散化と小規模アーティストの支援を促すため、プロジェクトあたりの資金調達上限額が引き下げられた。
- **法人税制（アート保有）:**
 - ルアネ法による「支援」は活発である一方、企業によるアート作品の「保有」は**税制上優遇されていない**。企業の保有するアートコレクションは**非減価償却資産**として扱われ、税務上の減価償却は認められていない。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

ブラジルの富裕層（HNWI）による美術品所有のライフサイクルは、高度なサポートエコシステムに支えられている。

1. 取得フェーズ

- **動機:**コレクション活動は、情熱、文化的豊かさ、そして投資という動機が混在して推進されている。
- **デューデリジェンス:**経験豊富なコレクターは、美術館、ギャラリー、ビエンナーレを「訪ねて、訪ねて、訪ねる」という直接的な関与の重要性を強調し、教養ある眼を養うことを重視している。
- **取得チャネル:**プライマリーマーケット、特にギャラリーを通じての購入が、現代アートにおける主要な取得チャネルである。SP-ArteやArtRioなどのアートフェアも集中的なマーケットプレイスとして機能する。

2. 所有・管理フェーズ

- **サポートインフラ:**アートへの多額の個人資産の集中が、高度に専門化された包括的なサポートエコシステムの発展を促した。
- **管理とアドバイザリー:**Kura ArteやArton Advisorsといった専門企業や、大手プライベートバンクが、取得戦略、コレクション管理、資産・相続計画への統合サービスを提供している。
- **税務上の義務:**アート作品は**資産**とみなされ、**取得費用が5,000レアルを超える作品は年次個人所得税申告書に記載**する必要がある。海外保有資産が100万米ドルを超える場合は、中央銀行への別途申告（DCBE）が義務付けられている。

3. 出口・承継フェーズ

- **売却:**オークションハウスやプライベートセールを通じて売却できる。アート作品の売却による**キャピタルゲインには、15%から22.5%の累進税率で課税**される。
- **寄贈:**美術館へのアート作品の寄贈は一般的な慣行であり、サンパウロ美術館（MASP）などと寄贈契約や長期貸与契約（comodato）を締結できる。しかし、他国とは異なり、**個人がこのような寄贈を行うことに対する直接的な税制上の優遇措置が欠如**している。
- **死亡:**アート作品は遺産の一部を構成し、**相続・贈与税（ITCMD）の対象**となる。これは州レベルの税金で、**税率は最大8%に制限**されている。課税標準は、通常、移転時のアート作品の市場価値となる。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

ブラジルでは、アートを資産として捉える考え方が浸透し、アートと金融の融合が進んでいる。

- **アート担保融資:**

- バンク・オブ・アメリカ、J.P.モルガン、シティバンクといった国内外の大手プライベートバンクが、ブラジルの富裕層向けに**アート担保融資（Art-backed Lending）を積極的に提供**している。
- これにより、コレクターは作品を売却することなく**コレクションから流動性を確保**し、その資金を新たな作品の購入、事業投資、あるいは慈善活動などに充てることができる。
- 融資額は通常、**コレクションの評価額の最大50%まで**である。

- **ウェルスマネジメントへの統合:**

- アートは、高度なウェルスマネジメントにおいて、**独立した資産クラス**として扱われるようになっている。
- アドバイザーは、資産計画、承継、フィランソロピー（慈善活動）を含む、所有に関する戦略的な側面でクライアントを支援する。
- この統合により、アートは単なる情熱の対象から、**多様な投資ポートフォリオの正当な構成要素**として認知されている。

- **マネーロンダリング対策(AML)規制:**

- アート市場はマネーロンダリングに対して脆弱であると認識されているため、ブラジルは特定の規制を導入している。
- IPHAN布告396/2016号は、アートディーラーに対し、CNARTへの登録、厳格な顧客デューデリジェンス（KYC）の実施、そして金融活動管理評議会（COAF）への疑わしい取引の報告を義務付けている。これは規制遵守のコストを増加させるが、市場の健全性にとっては不可欠である。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

ブラジルのアートエコシステムは、市場と金融だけでなく、政府、教育、公的文化施設といった社会的・制度的基盤によっても支えられている。

・ 政府の二重の役割：振興と保護

- ・ **振興（文化省とFunarte）**:ルーラ政権下で再強化された文化省が国の文化政策を策定する。国立芸術財団（Funarte）は、直接的な資金提供を行う主要な政府機関であり、あらゆる分野のアーティストや文化イベントに対して助成金、奨学金、支援を提供し、草の根レベルでの芸術制作を育成する。
- ・ **保護（IPHAN）**:国立歴史芸術遺産研究所（IPHAN）は、有形・無形を問わず、ブラジルの文化遺産を保護する責任を負っている。保護資産のリスト登録（tombamento）を管理し、登録された資産には改変、破壊、輸出に関して厳しい制限が課される。

・ 次世代の育成：美術教育

- ・ **国家カリキュラム**:1996年以来、美術は国の**義務教育カリキュラムの必修科目**となっており、小中学校でビジュアルアート、音楽、ダンス、演劇が教えられている。
- ・ **課題とギャップ**:必修科目であるにもかかわらず、多くの公立学校では専門の**美術教師が不足**している。近年の改革は、高校における美術の地位を低下させるものとして批判されている。
- ・ **高等・非公式教育**:大学では美術の学位が提供されているが、卒業生はプロのアーティストになるよりも教職に就くことが多い。リオ近代美術館（MAM Rio）やサンパウロ美術館（MASP）のような美術館も、**ワークショップや教育プログラムを通じて、歴史的に非公式な「アートの学校」としての重要な役割を果たしてきた。**

・ 美術館と市民のアクセス：文化の民主化

- ・ **ガバナンスモデル**:ブラジルの主要な文化施設は、**官民パートナーシップ（PPP）モデル**で運営されている。サンパウロ美術館（MASP）は、パトロンによって設立された民間の非営利団体であるが、国の遺産リストに登録されている。リオ美術館（MAR）は、リオ市と民間のロベルト・マリーニョ財団とのパートナーシップによるイニシアチブであり、外部組織によって運営され、資金はルアネ法を通じた企業スポンサーから提供されている。
- ・ **市民アクセスを促進する政策**:政府は、**低所得者層の文化へのアクセスを拡大**するための政策を実施してきた。「Cultura Viva（生きた文化）」プログラムは、草の根の文化活動を支援するために「**Pontos de Cultura（文化拠点）**」を設立している。「Vale-Cultura（文化バウチャー）」プログラムは、**低所得労働者に対し、文化的な商品やサービスに使える月額バウチャーを提供し、需要を喚起している。**

⑥主な出典、参考資料一覧

- Culture, creative industry account for 3.1% of Brazil's GDP - ANBA News Agency, 2025/10/7調査時点
<https://anba.com.br/en/culture-creative-industry-account-for-3-1-of-brazils-gdp/>
- Brazilian Collecting: Growth and Challenges - SP-Arte, 2025/10/7調査時点
<https://www.sp-arte.com/editorial/brazilian-collecting-growth-and-challenges>
- Overview of the Brazilian Art Market - SP-Arte, 2025/10/7調査時点
<https://www.sp-arte.com/editorial/overview-of-the-brazilian-art-market>
- Art & Cultural Property Law 2025 - Brazil | Global Practice Guides - Chambers and Partners, 2025/10/7調査時点
<https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/art-cultural-property-law-2025/brazil/trends-and-developments>
- Brazil's Art Market in Context: Local Strength and Global Reach - MADE IN BED Magazine, 2025/10/7調査時点
<https://www.madeinbed.co.uk/art-business-markets/brazils-art-market-in-context-local-strength-and-global-reach>
- Domestic and global forces have made Brazilian galleries and artists rising powers in the art market, 2025/10/7調査時点
<https://www.theartnewspaper.com/2022/09/07/brazilian-galleries-growing-forces-art-market>
- Brazil's Art Market Isn't Even Close to Its World-Class Potential. Here's Why. - Artnet News, 2025/10/7調査時点
<https://news.artnet.com/market/brazil-art-market-international-916565>
- Brazil Art Industry Outlook 2022 - 2026 - ReportLinker, 2025/10/7調査時点
<https://www.reportlinker.com/clp/country/524851/726263>
- Brazil: Taxation of Artwork Guide in Brazil - Lataxnet, 2025/10/7調査時点
<https://lataxnet.net/taxation-of-artwork-guide-in-brazil/>
- Brazil: Corporations Face New Regulations for Receiving Cultural Promotion Subsidies, 2025/10/7調査時点
<https://www.auxadi.com/blog/2019/05/09/brazil-corporations-face-new-regulations-for-receiving-cultural-promotion-subsidies/>
- Rouanet Law - Wikipedia, 2025/10/7調査時点
https://en.wikipedia.org/wiki/Rouanet_Law
- Anti-money laundering regulation on the Brazilian art market - ResearchGate, 2025/10/7調査時点
https://www.researchgate.net/publication/333527925_Anti-money_laundering_regulation_on_the_Brazilian_art_market
- Saída de Bens Culturais do Brasil - IPHAN, 2025/10/7調査時点
<http://portal.iphan.gov.br/pagina/detalhes/881>
- São Paulo Museum of Art - Wikipedia, 2025/10/7調査時点
https://en.wikipedia.org/wiki/S%C3%A3o_Paulo_Museum_of_Art
- Inhotim - Wikipedia, 2025/10/7調査時点
<https://en.wikipedia.org/wiki/Inhotim>

2.2.3 メキシコ | 相続税ゼロと厳格な遺産保護が育む、国内循環型の世襲コレクション市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
メキシコの「芸術・エンターテインメント」セクターは2024年第2四半期にGDP1,640億MXNを記録した。メキシコのファインアート市場は、2024年の「美術品・骨董品」貿易において、輸入3,040万米ドルに対し輸出が711万米ドルに留まるという、極端な貿易赤字構造にその特異性が見られる。これは、他国よりも指定範囲が広く厳格な文化遺産法が、高価値の作品群を法的に国内市場へ留まらせ、市場を自己完結的に機能させている直接的な結果である。 一方、市場の成長ドライバーとしてアートツーリズム（2024年:11億6,070万米ドル、年平均成長率4.7%）やオンラインアート市場（2024年:2億4,410万米ドル）が拡大している。	最大の特徴は、相続税および贈与税が0%である点である。これにより、高価値の美術品コレクションであっても一切の税負担なく次世代へ完全移転が可能であり、これが富裕層による世襲コレクション形成と長期保有戦略（バイ・アンド・ホールド）の核となっている。 ・ 減価償却（法人）：不可。メキシコの税法および会計基準（NIFs）において、美術品は耐用年数が確定できない資産として減価償却の対象外である。これにより、美術品は短期的な損益管理ツールではなく、貸借対照表上の長期的な安定資産として位置づけられる。 ・ 寄付：法人・個人ともに、認定慈善団体（美術館等）への寄付は税制優遇（損金算入・所得控除）の対象となるが、その上限は課税所得の7%に制限されている。 ・ その他:美術品の売買には標準税率16%の付加価値税（IVA）が課される。売却益は、法人の場合は法人所得税（30%）、個人の場合は総合課税（最大35%）のキャピタルゲインとして扱われる。	企業の関与は、美術品コレクション形成よりもメセナ活動が中心である。国立メキシコ美術館の「Gala de Arte」へのスポンサーシップなど、文化イベント支援を通じたブランドイメージ向上や企業の社会的責任（CSR）の遂行を主な動機としている。 一方、富裕層はハイエンド市場を牽引する主要エンジンである。カルロス・スリム氏のソウマヤ美術館やエウヘニオ・ロベス・アロンソ氏のフメックス美術館の設立に見られるように、後世に残る文化遺産の構築と社会貢献が大きな動機となっている。近年はアートを資産クラス（ポートフォリオ多様化、インフレヘッジ）として捉える視点も強まっており、BBVAのような金融機関が富裕層向けのアートアドバイザリーサービスを提供している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
政府機関、商業セクター、民間フィランソपीが相互に連携する構造を持つ。文化省傘下の国家機関（INAHとINBAL）が文化遺産を法的に指定・保護し、作品の公的価値を認定する。商業セクター（Kurimanzutto等の国際的ギャラリー、Morton Subastasオークション、Zona Maco等のアートフェア）が市場を牽引する。民間セクター（ソウマヤ美術館、フメックス美術館等）は、政府機関を補完する形で国際的・現代的アートへのアクセスを国民に提供し、共生的な力学を生み出している。	根幹は1972年制定の「記念物法」であり、国の文化遺産保護を規定している。INAH（考古学・歴史的記念物）とINBAL（芸術的記念物）が管轄し、指定された記念物の輸出は原則として全面禁止されている。この厳格な輸出法が、国内の重要作品の威信と価値を高め、海外流出を防ぐ「文化遺産のパラドックス」を生み出している。 アーティスト支援策も特徴的である。1957年に創設された「Pago en Especie」（現物納税）プログラムは、アーティストが所得税や付加価値税を自身の作品で納付することを認めるユニークな制度である。さらに、国立文化芸術基金（FONCA）およびその助成プログラムである国立芸術クリエイターシステム（SNCA）を通じ、アーティストへの直接的な資金援助も行っている。	公立美術館と私設美術館が明確に役割分担し、相互補完的な関係を築いている。公立美術館（INAHが160以上管理、INBALがベジャス・アルテス宮殿等を所管）は、国の文化遺産の保護・研究・普及という中核的役割を担い、その多くが無料または低料金で市民のアクセスを保証している。一方、富裕層コレクターによって設立された大規模私設美術館（ソウマヤ美術館、フメックス美術館、カルス美術館）は、公共の文化インフラを補完する存在である。これらは、政府だけでは提供できない規模の国際的・現代的なアートへのアクセスを国民に提供しており、事実上の公共サービスを担うことで、国家機関と共生的な力学を形成している。
日本への示唆		
・ アプローチの根本的差異:メキシコと日本の最大の違いは相続税（メキシコ0%、日本最高55%）にある。メキシコは「出口（相続）」の非課税と厳格な輸出規制によりコレクションの国内保全と世襲化を推進する。対照的に、日本は「入口（購入・寄付）」の税優遇に重点を置いており、アプローチが根本的に異なる。 ・ 提言①税制改革：「文化資産信託」制度の創設:メキシコのような相続税ゼロ導入は非現実的であるため、代替案として「文化資産信託」制度の創設を提言する。これは、指定美術品を信託し、公的美術館への長期貸与や国外売却禁止を条件に、相続税の納税猶予や減免を認めるものである。日本の文脈でメキシコモデルの「国内資産保全」という成果を目指す。 ・ 提言②官民連携：「日本版FONCA」の設立:メキシコの官民連携による透明性の高いアーティスト支援基金（FONCA）をモデルに、政府と民間が共同出資する「日本版FONCA」の設立を提言する。企業拠出への税制優遇により、創造活動の基盤を強化する。 ・ 提言③市場インフラの整備:コレクションの散逸を防ぎ市場の安定性を高める現実的方策として、市場インフラの整備を提言する。具体的には、美術品専門保管施設設立の規制緩和や、金融機関がアート担保融資に参入しやすくなるガイドラインの策定が含まれる。		

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

政策的介入（輸出規制）により、マクロ経済への貢献とは別に、ファインアート市場が特異な国内循環構造を持つ。

- **マクロ経済への貢献：**メキシコのアート市場は、より広範な文化・クリエイティブ産業（CCI）の一部として国家経済に顕著な貢献をしている。CCI全体では**国内雇用の7%以上**を占め、その**成長率は国家経済全体のほぼ2倍**に達する。視聴覚産業だけでも**GDPに1,387億MXN（約73億米ドル）**の直接貢献を果たしている。より具体的には、「芸術、エンターテインメント、レクリエーション」セクターが、2024年第2四半期において**1,640億MXNのGDP**を生み出し、**67,000以上の経済単位と106万人の労働力**を擁している。
- **特異な貿易構造：**ファインアート市場に焦点を当てると、その特異な構造が貿易データに表れている。メキシコ経済省によれば、2024年の「美術品・骨董品」の貿易総額は3,750万米ドルであった。しかしその内訳は、**輸入が3,040万米ドル**であるのに対し、**輸出は711万米ドル**に留まり、**大きな貿易赤字**となっている。
- **政策による国内市場化：**この貿易不均衡は市場の弱さではなく、後述する**厳格な文化遺産法と輸出政策**がもたらす効果の直接的な証左である。法律は国の重要な美術品の輸出を厳しく制限しており、価値の高い作品群は国外に流出せずに国内に留まる。その結果、**高価値の国内市場は大部分が自己完結的にならざるを得ない**。この政策は、**国内コレクターを国の最重要作品に対する「囲い込まれた」需要層**として機能させる。
- **新たな成長領域：**一方で、市場の成長を牽引する重要な要素として、**アートツーリズムとオンライン市場**が挙げられる。アートツーリズム市場は2024年時点で**11億6,070万米ドル**と評価され、**年平均成長率（CAGR）4.7%**で成長し、2030年には15億2,250万米ドルに達すると予測されている。また、オンラインアート市場も2024年に**2億4,410万米ドル規模**を形成しており、2033年までには3億6,270万米ドルへの成長が見込まれる。
- 結論として、公式の輸出額の低さは国際的な関心の低さではなく、政策によって誘発された結果である。国際資本は美術品を購入するためにメキシコへ流入するが、最も重要な文化資産は国外へ流出できないため、**価値の堅固な国内循環**が創出されているのである。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

メキシコのアートエコシステムは、国家機関、商業セクター、民間フィランソロピーが相互に連携する複雑な構造を持つ。

- **政府機関:**エコシステムの頂点に位置するのが、2015年に設立された文化省（Secretaría de Cultura）である。その傘下には二つの主要な実行機関が存在する。
 - **国立人類学歴史研究所（INAH）:**考古学的・歴史的遺産の保護を担い、全国160以上の博物館と数万に及ぶ遺跡を管理する。
 - **国立芸術院（INBAL）:**「芸術的記念物」の管理、29の美術学校の運営、そしてベジャス・アルテス宮殿や近代美術館といった主要な美術館を所管する。
 - さらに政府は、国立文化芸術基金（FONCA）およびその助成プログラムである国立芸術クリエイターシステム（SNCA）を通じて、**アーティストへの直接的な資金援助**も行っている。
- **商業セクター:**このセクターは、Kurimanzutto、OMR、Travesía Cuatro、MAIA Contemporaryといった国際的に評価の高い現代アートギャラリーが牽引している。オークションハウスでは、メキシコで最も著名なMorton Subastasが市場の中心的存在である。また、ラテンアメリカのアートカレンダーにおいて中心的なイベントであるZona MacoやFeria Materialといった大規模なアートフェアは、国内外のコレクター、ギャラリー、キュレーターが集う重要なプラットフォームとなっている。
- **民間・フィランソロピーセクター:**この分野は、富裕層コレクターによって設立された大規模な私設美術館が支配的である。カルロス・スリム氏によるソウマヤ美術館、エウヘニオ・ロペス・アロンソ氏によるフメックス美術館、アントニオ・デル・バジェ氏によるカルス美術館などがその代表例であり、**公共の文化インフラを補完する重要な役割**を果たしている。
- **サービスプロバイダー:**エコシステム全体を支える専門家ネットワークも成熟している。PAG Art AdvisoryやCollection Art Servicesのようなアートアドバイザー、鑑定士、専門の保険会社、そして輸送・保管業者などが、市場の円滑な機能を支えている。

これらのプレイヤー間には、明確で共生的な力学が存在する。INAHとINBALは、国の記念物を指定・保護する法的権限を通じて、文化的重要性の最終的な裁定者として機能する。この**公的な認定は、個人が所有する作品の価値と威信を著しく高める**。国から「作品価値の公的な保証」という多大な便益を受け取る見返りとして、主要な個人コレクターは、フメックス美術館やソウマヤ美術館といった世界クラスの施設を通じて、**政府だけでは提供しきれない規模の国際的・現代的なアートへのアクセスを国民に提供する**。彼らは事実上、公共的なサービスを担っており、これが彼らの社会的地位とコレクションの重要性をさらに強固なものにしている。つまり、**国家が「国民的重要性」という究極の付加価値を提供し、民間セクターが国際的な文脈と慈善的なインフラを提供するという、相互に強化し合う循環**が生まれているのである。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

メキシコのアート市場は、国家による政策介入、特に文化財保護と輸出入規制によってその性質が大きく規定されている。

- **文化財保護政策:**

- 根幹をなす法律は、1972年に制定された「**考古学的、芸術的、歴史的記念物及び記念物地帯に関する連邦法**」である。
- この法律は、考古学的記念物（プレ・ヒスパニック期）を国家の譲渡不能な財産と宣言している。
- さらに、「**歴史的記念物**」（ヒスパニック文化確立以降）と「**芸術的記念物**」（顕著な美的価値を持つ作品）の二つのカテゴリーを設け、前者をINAH、後者をINBALの管轄としている。
- この**規制は個人所有の作品にも適用**され、所有者は作品を登録する義務を負う。
- 2022年には「先住民およびアフロメキシコ系民族・共同体の文化遺産保護に関する連邦法」が制定され、伝統的なデザインなどの**集団的知的財産が盗用から保護される体制が強化**された。

- **輸出入規制と関税:**

- **輸出:**前述の通り、指定された記念物の輸出には全面的な禁止措置が敷かれている。政府が承認した一時的な展覧会などの例外的な場合にのみ許可される。
- **輸入:**美術品の輸入に関しては、国際的な慣行に沿った制度が整備されている。例えば、米国への輸入においては、HSコード第97類に基づき、オリジナルの美術品は原則として関税が免除されている。しかし、近年の米国の関税政策の変更により、メキシコからの輸入品に対して追加関税が課される可能性が浮上し、市場に不確実性をもたしている。メキシコ国内においては、居住権を取得する個人が「家財」の一部として美術品を持ち込む場合、関税は免除される。一方、通常の商業輸入では、通関業者の利用、付加価値税（VAT）やその他手数料の支払いを含む正式な手続きが求められる。

- **「文化遺産のパラドックス」:**

- これらの厳格な輸出法は、「**文化遺産のパラドックス**」とも呼べる現象を生み出している。国家が歴史的および主要な近代メキシコ美術のグローバル市場への供給を厳しく制限することにより、これらの作品の威信と国内での価値は人為的に高められる。
- この政策は、美術品を単なる商品から、たとえ個人所有であっても**準国家的な宝物へと変貌**させる。
- メキシコの富裕層コレクターにとって、指定された「芸術的記念物」を所有することは、単なる投資ではなく、**国民的アイデンティティの保護者としての役割**を担うことを意味する。これにより、資産の社会的・文化的資本が増強され、世界の美術市場のトレンドの変動から隔離された、**より安定的で魅力的な長期保有資産**となるのである。法的な制約は、実際には**威信や愛国心といった非金融的な価値層を付加**し、主要な国内コレクター層にとっての資産の長期的価値と魅力を安定させる効果を持っている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

メキシコでは、企業のアートへの関与は、コレクション形成よりもメセナ活動を通じて行われることが一般的である。

- **企業の関与（動機と形態）：**

- 多くの企業は、美術品コレクションを形成するよりも、国立メキシコ美術館が主催する「Gala de Arte」のような文化イベントへのスポンサーシップや、マリアッチのような特定の文化形態への支援といった**メセナ活動を中心に**アートに関わっている。
- これらの活動の主な動機は、文化的な生活への貢献を通じた**ブランドイメージの向上と、企業の社会的責任（CSR）の遂行**にある。

- **法人向け税制・法制度：**

- **美術品取引:**法人による美術品の売買には、**標準税率16%の付加価値税（IVA）**が課される。売却によって生じた利益は法人所得と見なされ、**30%の法人所得税**の対象となる。
- **寄付:**企業が美術館などの認定慈善団体へ美術品を寄付した場合、その**寄付額は損金算入**が可能であるが、その上限は前事業年度の課税所得の7%に制限されている。
- **減価償却制度の不存在:**メキシコの税法は、コンピューター、車両、機械設備といった様々な固定資産に対する詳細な減価償却率を定めているが、これらのリストに美術品は含まれていない。メキシコの財務情報基準（NIFs、IFRS準拠）は、美術品を一般的に耐用年数が確定できない資産として扱うため、**減価償却の対象とはならない**。したがって、美術品は取得価額で貸借対照表に計上され、その価値が費用として認識されることはない。

- **制度が与える影響：**

- 美術品に対する減価償却制度の不存在は、法人にとってのアートの位置づけを根本的に決定づけている。それは、損益計算書（P&L）を管理するためのツールではなく、**貸借対照表上の資産**としての役割である。
- 使用によって価値が減少する機械設備とは対照的に、**美術品は安定した価値の貯蔵庫**として扱われる。この制度設計は、企業による投機的な短期売買を抑制し、代わりにブランドの威信を高め、企業の純資産の安定的で非減価償却性の構成要素として機能する、**長期的なコーポレート・コレクション**としての所有を奨励する。
- つまり、美術品は短期的な損益管理には税務上非効率であるが、**価値を維持または増加させることを目的とした長期的な安定資産**としては理想的であり、これはコーポレート・コレクションの目的（威信、安定性）と一致している。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層はメキシコのハイエンドなアート市場を牽引しており、特に税制が促進している。

1. 関与の動機（取得）：

- ・ 富裕層の動機は多岐にわたる。カルロス・スリム氏のソウマヤ美術館やアントニオ・デル・バジェ氏のカルス美術館のように、後世に名を残す文化遺産を構築し、社会に貢献するという目的がある。
- ・ また、「作品に恋をする」という言葉に表されるように、純粋な情熱や個人的な繋がりも重要な動機である。
- ・ さらに、近年では**アートを資産クラス**として捉える視点が強まっている。**ポートフォリオの多様化やインフレヘッジの手段**として、伝統的な金融資産との相関性が低いアートへの投資が注目されており、BBVAのような金融機関は富裕層顧客向けにアートアドバイザーサービスを提供している。

2. 所有・管理と関連税制：

- ・ **税制**:個人による美術品の売却は、**標準税率16%の付加価値税（IVA）**の対象となる。売却益はキャピタルゲインとして扱われ、個人の所得に合算され、**最大35%の累進課税**（総合課税）の対象となる。美術品売却益に特化した優遇税制は確認されていない。
- ・ **時価管理と評価**:コレクションの価値管理は、保険（再調達価額の決定）、売却（価格設定）、資産計画（遺産分配）のために不可欠である。サザビーズのような国際オークションハウスや、Tecnitasa、Anepsaといった専門評価会社がこれらのサービスを提供している。
- ・ **コレクション管理の実務**:高価値コレクションの長期維持には専門サービスが不可欠である。PAG Art Advisory等のアドバイザー会社、AXA XLやHowden等の専門保険会社、CrozierやUOVOといった美術館レベルの保管施設、Crown Fine Art等の専門輸送業者が活用される。
- ・ **管理への影響分析**:相続税の非存在は、**資産を数世代にわたって保有することを奨励**し、その結果、美術館品質の保管、包括的な保険、専門的な管理といった、**最善の保存慣行への投資を必然的なものにする**。コレクターの役割は**単なる「所有者」から長期的な「保護者（カストディアン）」**、さらには**文化的な信託財産の「管理者」**へと変容している。

3. 出口戦略と関連税制：

- ・ 出口戦略は「売却」「寄付」「相続」の三つに大別される。
- ・ **売却**:流動性を確保する直接的な手段であり、Morton Subastasのようなオークションハウス等を通じて行われる。この場合、売却益に対してキャピタルゲイン税が課される。
- ・ **寄付**:美術館などの認定文化機関への寄付は、社会的な名声を得ると同時に、**前年の課税所得の7%を上限とする所得控除**が認められる。
- ・ **相続（相続税・贈与税の不存在）**：
 - ・ メキシコの富裕層コレクターにとって最も重要な税制上の特徴は、**相続税および贈与税が一切存在しないこと**である。
 - ・ これにより、高価なコレクションであっても、一切の税負担なく次世代へ完全に移転することが可能となる。これは最も税務効率の高い出口戦略であり、多くのコレクターにとってコレクション形成の最終的な目標であり、長期的な資産保全戦略の根幹をなしている。
 - ・ 「偉大なる実現要因」としての分析:相続税の非存在は、①高価値美術品の取得奨励、②大規模で一貫性のある「世襲コレクション」の形成促進、③（厳格な文化遺産法との連携による）重要コレクションの国内留保の確実化、④流動性を求める圧力の軽減と最重要作品の価格安定への寄与、という計り知れない影響をもたらす。これは、コレクターによる長期的な「バイ・アンド・ホールド」戦略を合理的選択肢たらしめる「偉大なる実現要因」なのである。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

世界的にアートが金融資産として認識されるにつれ、富裕層がポートフォリオの一部を収集品に割り当てる傾向が強まっているが、メキシコにおけるアートファイナンス市場は、その税制環境を反映し、独自の特徴を持っている。

- **アートファイナンスの現状:**
 - **法制度的基盤:**メキシコの法律は動産（美術品を含む）を担保とする担保権の設定を認めており、**質権設定（pledge）や担保信託（security trust）**といった仕組みが存在する。したがって、**アートファイナンスを実施するための法的基盤は整備されている。**
 - **市場の未発達:**現状では、メキシコの主要な銀行や金融機関が、アートファイナンスやアート担保ローンを専門的に扱う部門を公に宣伝している例は確認されていない。市場は、融資やレバレッジよりも、美術品の取得やコレクション管理に関するアドバイザーサービス（例：BBVA）によって牽引されているのが実情である。アートファンドの組成や資産の証券化といった、**より高度な金融商品の普及は見られない。**
- **市場が未発達な理由（分析）:**
 - メキシコにおけるアートファイナンス市場の未成達は、税制（相続税ゼロ）によって形成された支配的な「**相続目的のバイ・アンド・ホールド**」戦略の直接的な帰結である。
 - 富裕層コレクターの主な動機が短期的な資金需要の充足ではなく、長期的な資産保全と世代間移転にあるため、**アートを担保としたローンなどの流動性供給ソリューションに対する需要が構造的に低い。**
 - コレクターは「資産は豊富だが現金が不足している」状態にあるのではなく、単に「**税務効率の高い資産に富を駐車している**」に過ぎない。
 - したがって、金融サービスのエコシステムもこの現実に対応し、レバレッジのための金融商品を開発するよりも、アドバイザー、管理、保存といった、長期保有戦略を支援するサービスに焦点を当てて発展してきた。
- **金融規制とコンプライアンス:**
 - **リスク背景:**アート市場は、その不透明性、仲介者の介在、主観的な価格設定といった特性から、マネー・ロンダリング（ML）やテロ資金供与（TF）に悪用される脆弱性を有している。
 - **国際的潮流とメキシコの状況:**国際的な規制の潮流は、アート市場関係者を金融機関と同様のAML/CFT規制の対象に含める方向（例：EUの第5次AML指令、米国のAMIA提案）へと進んでいる。メキシコには一般的なマネー・ロンダリング防止法が存在するが、美術品ディーラーへの具体的な適用状況は提供された資料からは詳述されていないものの、これはコンプライアンス上の重大なリスク領域である。
 - **コンプライアンス要件:**美術品の取引に関わる全ての当事者は、金融規制を遵守する責任を負う。これには、取引相手に対する厳格なデューデリジェンス（CDD/KYC）に加え、作品自体の来歴（プロヴェナンス）、状態、真贋に関する徹底的な調査が含まれ、市場の信頼性維持に不可欠である。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

メキシコ政府は、一般市民がアートに触れる機会を教育、公的美術館、伝統工芸支援という複数の経路で確保している。

- **教育制度におけるアート:**
 - 公教育省（SEP）は、全国教育カリキュラムにおいて**美術教育を義務付け**ており、幼少期から美的感覚や創造的表現力を育むことに重点を置いている。
 - このカリキュラムは、**美術の要素、文化的多様性の理解、日常生活における美の発見**などを重視する内容となっている。
- **公的機関による市民アクセス:**
 - INAH（国立人類学歴史研究所）やINBAL（国立芸術院）が管理する数多くの公立美術館は、展覧会、研究、普及の中心的な役割を担っている。
 - これらの施設の多くが**無料または低料金で入場**できるため、**市民の文化資産へのアクセスが保証**されている。
- **伝統工芸への支援:**
 - 国立工芸振興基金（FONART）のような政府プログラムは、**伝統工芸を積極的に支援・振興**している。
 - これにより、職人の経済的自立を助けるとともに、その技術の保存に貢献しており、**ハイアートと大衆文化の架け橋となる重要な取り組み**となっている。
- **三層構造の文化資本システムとしての分析:**
 - メキシコのアートエコシステムは、明確な**三層構造の文化資本システム**として機能している。最上位層は、税制（相続税ゼロ）によって可能となった**資産保全とレガシー構築を目的とする富裕層主導のファインアート市場**である。中間層は、**フィランソロピーを通じてブランド価値向上と社会的責任を果たす企業セクター**である。
 - そして、その土台をなすのが一般市民であり、彼らのアートへの関心は、**国家による義務教育と広範な公的美術館ネットワーク、文化プログラム**を通じて醸成される。
 - 国家主導で育まれた一般大衆の文化への理解と評価は、エコシステムの持続可能性を確保する長期的な国内需要層を創出し、未来のアーティストやコレクターを育成する土壌となっている。この幅広い文化的リテラシーは、**富裕層が保有する「国宝」が社会全体でその価値が理解される土壌づくりと、文化的保護者としてのコレクターの役割を正当化する上で不可欠な要素**となっている。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Arts, Entertainment, and Recreation: Wages, production, investment, opportunities and complexity | Data México, 2025/10/7調査時点
<https://www.economia.gob.mx/datamexico/en/profile/industry/arts-entertainment-and-recreation>
- Creative Industries and Innovation in Mexican Cities - Revista Portuguesa de Estudos Regionais, 2025/10/7調査時点
<https://www.review-rper.com/index.php/rper/article/download/715/537/2521>
- Arts and Antiques: Commercial exchange, international purchases and sales, market and specialization | Data México, 2025/10/7調査時点
<https://www.economia.gob.mx/datamexico/en/profile/product/arts-and-antiques>
- Mexico Art Tourism Market Size & Outlook, 2024-2030, 2025/10/7調査時点
<https://www.grandviewresearch.com/horizon/outlook/art-tourism-market/mexico>
- Mexico Online Art Market Size & Outlook, 2024-2033, 2025/10/7調査時点
<https://www.grandviewresearch.com/horizon/outlook/online-art-market/mexico>
- LEY FEDERAL SOBRE MONUMENTOS Y ZONAS ARQUEOLOGICAS, ARTISTICOS E HISTORICOS - PAOT, 2025/10/7調査時点
<https://paot.org.mx/centro/leyes/federales/pdf/131.pdf>
- Mexico: Art in the Time of Restrictive Export Laws - Cultural Property News, 2025/10/7調査時点
<https://culturalpropertynews.org/mexico-art-in-the-time-of-restrictive-export-laws/>
- Art investment is gaining ground among high net-worth customers | BBVA, 2025/10/7調査時点
<https://www.bbva.com/en/art-investment-is-gaining-ground-among-high-net-worth-customers/>
- Mexico's Tax System: The Hidden Obstacles You Need to Know - CISA Trust, 2025/10/7調査時点
<https://www.cisatrust.com/country-profiles/mexicos-tax-system/>
- Dossier del espacio curricular de Artes Educación Básica. Fases 1 a 6, 2025/10/7調査時点
<https://educacionbasica.sep.gob.mx/wp-content/uploads/2024/09/Dossier-del-espacio-curricular-de-Artes.pdf>
- FONART - Michelangelo Foundation, 2025/10/7調査時点
<https://www.michelangelofoundation.org/en/national-fund-for-the-promotion-of-crafts-fonart>
- NATIONAL FUND FOR CULTURE AND THE ARTS (FONCA) - Organization of American States, 2025/10/7調査時点
<https://www.oas.org/udse/observatorio/english/documentos/MexicoNationalFundforCultureandtheArtsFONCA.doc>
- Mexico - Corporate - Deductions - PWC Tax Summaries, 2025/10/7調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/mexico/corporate/deductions>
- Payment in kind program - Policy Monitoring Platform - UNESCO, 2025/10/7調査時点
<https://www.unesco.org/creativity/en/policy-monitoring-platform/payment-kind-program>

第2章 地域別 詳細報告（全44力国・地域）

第2節 その他の調査対象国・地域 (2/6) アジア地域

2.2.4 中国 | 国家戦略と「無相続税」が牽引する、巨大資産承継市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
中国のアート市場は、Arts Economicsによると、米国に次ぐ世界第2位の地位を英国と競う主要市場である。ゼロコロナ政策終了後の2023年には、延期されていたオークションの実施もあり、市場規模は前年比9%増の122億ドルに達し、世界シェア19%で第2位となった。しかし、2024年には不動産不況と経済成長の鈍化を受け、売上高は31%減の84億ドルと大幅に縮小し、シェアも15%で第3位に後退した。このマクロ経済による変動の一方で、1,000万ドル超の超高額作品の取引が急減する中、5,000ドル未満の低価格帯では取引額・数量ともに増加しており、市場の二極化とコレクター層の拡大という構造変化が見られる。	中国の税制の最大の特徴は、全国的に統一された相続税・贈与税が存在しないことである。これにより、富裕層は高額な美術品を非課税で次世代に引き継ぐことが可能であり、アートが極めて有効な「資産承継ツール」として機能している。これがハイエンド市場への継続的な資本流入を促す最大の要因となっている。 ・減価償却：法人が所有する美術品は、「時の経過により価値が減少しない資産」と見なされるため、原則として減価償却は認められない。取得費用を税務上の経費として計上できないため、節税目的の購入インセンティブは低い。 ・寄付：企業が認定された公益団体等へ寄付した場合、年度利益総額の12%を上限に損金算入が認められる。個人の場合は、課税所得の30%が上限となる。 ・その他： ・所得税：個人が美術品を売却して得た利益（財産譲渡所得）には、原則20%の税率が適用される。法人の売却益は他の事業利益と合算され、標準税率25%で法人所得税が課される。 ・増値税(VAT)：美術品の国内売却には増値税が課され、標準税率は13%である。海外からの輸入時にも原則13%の増値税が課されるが、関税は免除されることが多い。	民間企業の関与は、単なるメセナ（社会貢献）に留まらず、経営戦略と密接に結びついている。特に不動産開発業界では、商業施設や高級住宅地に美術館を併設することで文化的な付加価値を創出し、不動産価値を高める戦略が広く採用されている。泰康保険集団や国有コングロメイトの保利集団のように、企業が主体となって大規模な美術館や世界有数のオークションハウスを運営する例も多い。また、1980年代以降に生まれた若い世代のコレクターが台頭し、自らアートフェアを設立したり（上海ART021）、若手アーティストを支援したりするなど、エコシステム全体の育成に能動的に関与している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
中国のアートエコシステムは、国家による政策介入のもと、独自の「国内循環型」市場を形成している点が最大の特徴である。欧米のように美術館や批評家が価値を権威付けるのではなく、保利オークションや中国嘉徳といった巨大オークションハウスが公開の場で提示する「落札価格」が、事実上の市場価格として価値を創造・正当化する「ハブ」の役割を担っている。鑑定家、画廊、美術館に加え、特に不動産デベロッパーが商業施設開発と一体で美術館を設立するなど、異業種との連携がエコシステム拡大の強力な推進力となっている。The Art Basel & UBS Art Market Report 2024 By Arts Economicsによると、富裕層コレクターは、アートアドバイザーの利用率が50%と他地域より極めて高い。	中国政府は、アート市場を国家の文化戦略と経済成長の柱と位置づけ、強力な政策介入を行っている。特に「文化財保護法」に基づき、美術資産を歴史的価値のある「文化財」と一般的な「美術品」に分類し、異なる規制を適用する二元法体系を敷いている。1949年以前に制作されたものなどは文化財と見なされ、その売買は認可業者に限定される。吳冠中や齊白石といった近代の著名作家の作品は輸出が全面的に禁止されており、これらの厳格な輸出規制が国内市場における作品の希少価値を高め、国際市場とは異なる独自の「国内循環型」の価格形成を促している。一方、上海自由貿易区などで美術品の保税保管を可能にし、国際取引を促進する政策も展開している。	中国の美術館は、公立と私立で異なる役割を担っている。政府の方針に基づき、全国の大多数の 公立美術館 は入場料が無料化されており、国民の文化へのアクセスを保障する公共インフラとしての役割を担う。同時に、愛国主義教育や社会主義的価値観を涵養するイデオロギー的な機能も有している。一方、上海の龍美術館に代表される 私設美術館 は、企業や富裕層コレクターが個人コレクションを公開する場であり、特に現代アートの紹介や国際的な文化交流において重要な役割を果たしている。しかし、その多くは創設者の個人資産や不動産事業に資金源を依存しており、経済状況の悪化により閉鎖に追い込まれるなど、運営基盤に脆弱性を抱えている。
欧米と異なり、巨大オークションハウスが価値を創造・正当化する「ハブ」として機能し、国家の強力な政策介入のもとで独自の「国内循環型」市場を形成。	厳格な輸出規制で特定作品の国内価値を高める「保護・統制」と、保税区分活用で国際取引を促す「開放」を両輪とし、国家が意図的に市場構造を形成している。	日本への示唆 中国では、国家戦略と「相続税の不存在」という税制が、アートを巨大な資産承継市場として形成する駆動力となっている。日本の課題は「高額な相続税」による資産散逸であり、中国の単純な模倣は不可能である。この根本的な違いを前提に、日本が着手すべきは以下の点である。 1. 相続税障壁の克服（最優先課題） ：中国と異なり高額な相続税が文化資産の散逸を招く日本固有の課題に対し、美術館への寄託などを条件とした納税猶予制度の拡充や、美術品による物納手続きの円滑化を最優先で進める。 2. 国家戦略としての市場育成 ：アート市場を単なる文化保護の対象ではなく、経済成長の柱として明確に位置づける国家ビジョンを策定する。中国が輸出規制で意図的に国内市場の価値を高めたように、日本も税制や規制緩和といった戦略的な政策介入を行う。 3. 異業種連携による需要創出 ：中国の不動産業界がエコシステム拡大を強力に牽引した事例に学び、日本も都市開発、金融、観光といった異業種との連携を具体的に促進し、新たなアート需要を創出する。 4. 法人インセンティブの強化 ：中国も日本同様に法人所有の美術品の減価償却が原則認められていないが、企業需要の喚起は不可欠である。日本は取得価額の上限引き上げなど、減価償却制度の要件を緩和し、企業が事業資産としてアートを導入する動機付けを強化する。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

中国のアート市場は米国、英国と並ぶトップ3であり、他国と同様に新規コレクターの参入など構造的な変化が起こっている。

1. 市場規模とグローバルにおける位置づけ

中国のアート市場は、グローバル市場において米国、英国と並ぶトップ3の一角を占める極めて重要なプレーヤーである。その市場規模は国内のマクロ経済や政策動向に大きく左右され、近年、顕著な変動を見せている。2023年、中国はゼロコロナ政策の終了に伴う経済再開を追い風に力強い回復を記録した。市場規模は前年比9%増の122億ドルに達し、グローバル市場におけるシェアを19%まで伸ばした。これにより、英国（シェア17%）を上回り、米国（シェア42%）に次ぐ世界第2位の市場へと返り咲いた。この急回復は、2022年後半に開催が延期されていた大規模オークションの在庫が2023年前半に集中して市場に供給され、ロックダウン後の旺盛な購買意欲と噛み合ったことが主な要因である。しかし、この回復基調は長続きしなかった。2024年に入ると、不動産市場の深刻な不振や経済全体の成長鈍化といったマクロ経済の逆風がアート市場にも波及し、市場は大幅な調整局面を迎えた。その結果、2024年の売上高は前年比31%減の84億ドルまで縮小し、これは2009年以来の最低水準である。世界市場におけるシェアも15%まで低下し、再び英国（シェア18%）に次ぐ世界第3位へと後退した。

2. 市場の構造的変化：二極化と底堅さ

2024年の市場縮小は、一見すると市場全体の衰退と捉えられがちだが、その内実を分析すると、構造的な変化、すなわち市場の二極化が進行していることがわかる。この年の大幅な売上減少は、主に1,000万ドルを超えるような超高額作品の取引が急減したことに起因する。マクロ経済の悪化と将来の不確実性は、特に投機的な側面を持つハイエンド市場の投資マインドを冷え込ませた。その一方で、市場の基盤を支える層では全く異なる動きが見られた。具体的には、5,000ドル未満の低価格帯セグメントにおいて、取引された作品の価値と数量の両方が増加したのである。この現象は、市場が崩壊したのではなく、その構造が転換しつつあることを示唆している。これまで市場を牽引してきた超富裕層による投機的な購入が沈静化する一方で、より幅広い層、すなわち中間層やアート市場に新たに参入した若いコレクターが、より手頃な価格帯の作品を積極的に購入し始めている。これは、アートが一部の富裕層の投機対象から、より広範な人々の文化消費の対象へと広がりつつある兆候と解釈できる。高額市場の調整は市場全体の売上高を押し下げたものの、取引件数自体は増加しており、市場の底流には依然として活発な需要が存在している。この低価格帯市場の厚みと新規参入者の存在は、市場が将来の成長に向けて、より多様で強固な基盤を築きつつあることを示すポジティブな動きと評価できる。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

国家の強い影響下でオークションハウスがアートエコシステムの「ハブ」として機能する点が最大の特徴である。

1. 主要プレイヤーの役割

- **鑑定家:** 作品の真贋が取引の根幹をなす中国市場において、オークションハウスや国家機関（故宮博物院など）に所属する専門家が鑑定を担う。特に歴史的価値の高い「文化財」の鑑定では、国家文物局の国家文物鑑定委員会が最高の権威を持つ。
- **画廊 (ギャラリー):** 北京の798芸術区や上海の西岸地区などに集積し、新人アーティストの発掘・育成を担うプライマリー市場の中核をなす。近年はガゴシアンなど国際的なメガギャラリーも進出し、市場の国際化を牽引している。
- **オークションハウス:** セカンダリー市場の主役であり、中国嘉徳(China Guardian)や北京保利(Beijing Poly Auction)といった国内の巨大オークションハウスが市場を支配している。その公開された落札価格は、市場全体の価格指標として絶大な影響力を持つ。
- **美術館:** 公立美術館が文化遺産の保存と国民教育を担う一方、泰康美術館や龍美術館に代表される私設美術館は、企業や個人のコレクションを公開し、特に現代アートの紹介において重要な役割を果たしている。
- **アートコンサルタント:** 富裕層コレクターの50%が利用しており、これは他のどの地域よりも高い割合である。複雑な市場において、作品選定や購入・売却戦略に関する専門的な助言を提供している。
- **政府・関連機関:** 国家文物局が文化財の保護・管理・輸出入許認可を統括し、中国美術家協会が共産党の指導下で美術界を組織化するなど、国家がエコシステム全体に大きな影響を及ぼしている。

2. プレイヤー間の連携メカニズムとオークションハウスのハブ機能

中国市場の価値創造は、プレイヤー間の連携によって駆動されている。フィリップスと保利オークションの共同セールのように、国際オークションハウスと国内ハウスが提携し、互いの顧客網やブランド力を活用する動きが活発である。また、不動産デベロッパーが大規模開発プロジェクトの中核に美術館を誘致・設立し、文化的な付加価値を創出する「不動産とアートの融合」は、エコシステムを拡大させる強力な推進力となっている。中でも**オークションハウス**は、単なる取引の場に留まらない。欧米ではギャラリーや批評家、美術館が時間をかけてアーティストの価値を構築するのに対し、中国ではこのようなエコシステムの成り立ちをしておらず、**オークションハウスが提示する「落札価格」が事実上の市場価格として価値を創造し機能する**中心的な役割を担っている。この価格は、ギャラリーの価格設定、保険価額の算定、銀行融資の評価額の根拠となり、エコシステム全体の回転を促すエンジンとして機能しているのである。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

文化財の保護と流通に関する独自の法制度が、国際市場とは異なる「国内循環型」の市場構造を生み出している。

1. 文化財(文物)と美術品(艺术品)の二元法体系

中国の法制度は、美術的資産を「文化財(文物)」と一般的な「美術品(艺术品)」の二つのカテゴリーに明確に分類し、それぞれに異なる規制を適用している。

- **文化財(文物):**「文化財保護法」により厳格に管理される。歴史的・芸術的価値を持つものと定義され、一般に1949年（中華人民共和国建国）以前に制作されたものなどが該当する。これらの所有は認められるものの、売買は政府認可の文物商店や特定のオークションハウスに限定される。
- **美術品(艺术品):** 文化財に該当しない絵画や彫刻などを指し、「美術品経営管理弁法」によって規制される。売買や輸出入などの商業活動には、文化観光部など当局の事前承認が必要となる。

2. 厳格な輸出規制と国内市場への影響

中国の政策の核心は、国内の貴重な文化資産の海外流出を防ぐための厳格な輸出規制にある。

- **輸出禁止措置:** 国家所有の文化財や「貴重文物」と指定された私有文化財は、原則として永久的な輸出が全面的に禁止されている。The Art Basel & UBS Art Market Report 2024 By Arts Economicsによると、さらに2023年には規制が強化され、吳冠中や齊白石など近代の著名作家315名の作品について、輸出を全面的に禁止、あるいは厳しく制限するリストが更新された。
- **「国内循環型」市場の創出:** これらの輸出禁止措置は、単なる文化財保護に留まらない。対象作品は国際市場への正規ルートを絶たれるため、その流動性は著しく低下する。しかしその一方で、中国本土の国内市場においては、これらの作品の希少価値が人為的に高められ、価格を押し上げるという逆説的な効果を生んでいる。国家が「重要な文化資産」とお墨付きを与えることで、国内富裕層にとってこれらの作品は象徴的な価値を持つようになる。そして、供給が国内に限定されることで、旺盛な需要が限られた作品に集中し、国内オークションでの価格高騰を招く。結果として、国際市場の価格動向とはある程度切り離された、独自の価格形成メカニズムを持つ「国内循環型」のハイエンド市場が形成されているのである。

3. 輸入規制と関税

輸入に関しては、美術品の輸入に際して関税は原則免除されることが多いが、13%の増値税(VAT)が課される。ただし、上海の中国国際輸入博覧会(CIIE)では5点まで免税枠が設けられたり、上海自由貿易区や海南自由貿易港といった保税地域を活用すれば、増値税の支払いを一時的に猶予することが可能であり、国際的な取引を促進する政策も並行して進められている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

中国における企業の文化芸術への関与は、限定的な税制優遇と、アートを事業資産として活用する独自の動機によって規定されている。

1. 企業によるアート関与の動機と事例

企業の動機は複合的である。第一に、文化支援を通じたブランドイメージの向上と社会的評価の獲得が挙げられる。第二に、特に不動産開発業界において、アートはプロジェクトの付加価値を高めるための重要なツールとなっている。商業施設や高級住宅地に美術館やアート作品を設置することで、文化的な魅力を創出し、不動産価値の向上を図る戦略が広く採用されている。代表的な事例として、**泰康保険集団(Taikang Insurance Group)**や**国有コングロメリットである保利文化集団(Poly Culture Group)**が挙げられる。泰康保険は企業コレクションを基盤に本格的な非営利美術館「泰康美術館」を開館し、保利集団は世界第3位の規模を誇る保利オークションを運営するだけでなく、保利美術館を設立し、海外から還流させた貴重な文化財の展示を行っている。

2. 関連税制と法制度

企業の行動を規定する税制・法制度には以下の特徴がある。これらの制度的背景から、中国企業によるアート収集は、直接的な節税効果を狙うよりも、創業者の個人的な情熱や、長期的なブランディング戦略の一環として行われるケースが支配的である。

- **減価償却の不適用:** 中国の法人所得税法上、美術品や骨董品は「時の経過によりその価値が減少しない資産」と見なされるため、原則として減価償却の対象外である。これは、企業が美術品を購入しても、その取得費用を税務上の経費として複数年にわたり分割計上できないことを意味する。この税制は、企業が美術品を純粋な投資目的や節税目的で購入するインセンティブを削ぐ一因となっている。
- **寄付に関する税制優遇:** 企業が、政府認定の公益的な社会団体（公立美術館など）に対して寄付を行った場合、その寄付金は、当該事業年度の利益総額の12%を上限として、法人所得税の課税所得計算上、損金に算入することが認められる。この優遇措置は存在するものの、欧米諸国と比較して強力なものとは言えない。
- **法人所得税と増値税:** 企業が美術品を売却して得た利益は、他の事業利益と同様に法人所得税（標準税率25%）の対象となる。また、国内での売却時には増値税（標準税率13%）が課される。
- **法制度:** 美術品の所有権移転は「中華人民共和國民法典」の契約規定に準拠する。また、所有する美術品が「文化財」と認定される場合は、「文化財保護法」の厳格な規制（所有権変更の報告義務、原則的な輸出禁止など）が適用されるため、企業は法遵守を徹底する必要がある。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

中国の富裕層コレクターのコレクション形成から最終的な出口戦略までのライフサイクルは、承継が強い動機となっている。

1. 購入：最大の動機は「無相続税」による資産承継

富裕層のアートへの関与を理解する上で最も重要な点は、中国本土に相続税および贈与税が全国的に統一された形で存在しないという税制上の特異点である。これにより、数億元以上の価値を持つ美術品を非課税で次世代に引き継ぐことが可能となる。不動産や金融資産の相続には様々な手続きや将来的な課税リスクが伴うのに対し、美術品は物理的な移転が容易でプライバシーも保たれやすいため、世代間の富の移転において極めて効率的な「資産承継ツール」と見なされている。この構造が、中国のハイエンド・アート市場における強力かつ持続的な需要の源泉となっている。

2. 所有・管理：私設美術館の設立と世代交代

この動機を背景に、多くの成功した起業家が大規模なアートコレクションを形成し、その一部は私設美術館の設立へと繋がっている。上海の**龍美術館(Long Museum)**を設立した劉益謙・王薇夫妻などがその代表例である。しかし、これらの私設美術館の多くは創設者の個人資産や不動産事業に資金源を大きく依存しており、近年の不動産不況により閉鎖や活動縮小に追い込まれるなど、構造的な脆弱性を抱えている。一方で、より若い世代のコレクターも台頭している。1980年代以降に生まれ、国際的な視野を持つ彼らは、上海の「ART021」を共同設立したデビッド・チャウのように、自らアートフェアを立ち上げるなど、アートエコシステム全体の育成に積極的に関与する傾向が強い。

3. 出口戦略：承継を主軸とした多様な選択肢

富裕層が形成したコレクションの出口戦略は、「売却」「寄付」「承継」の三つに大別される。

- **売却 (Sale):** オークションや、機密性の高いプライベートセールを通じてコレクションを現金化する方法。市場が不安定な時期にはプライベートセールの重要性が増す傾向にある。
- **寄付 (Donation):** コレクションを社会に還元し、公立美術館や大学に寄付する選択肢。ただし、個人が寄付した場合の所得控除は課税所得の30%が上限であり、税制上のメリットは限定的である。
- **承継 (Succession):** 中国の富裕層にとって最も重要な出口戦略である。前述の通り、相続税・贈与税が存在しないため、遺言や生前贈与を通じて、コレクションをコスト効率よく非課税で子や孫に引き継ぐことが可能である。近年では、より計画的な管理・承継を実現するため、美術品を信託財産とする**信託(トラスト)**を活用する富裕層も増えている。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

アートファイナンスは中国の富裕層の強いニーズがあるが、市場の健全な発展とコンプライアンス体制の構築が課題となっている。

1. アートファイナンス市場の現状

アート担保融資 アートファイナンスの中核をなすのが、**アート担保融資(Art-Secured Lending)**である。コレクションを売却することなく流動性を確保したいというコレクターの需要は根強く、市場は着実に成長している。

- **主要プレイヤー:** HSBC、J.P. Morganといった国際的な金融機関のプライベートバンキング部門がグローバルな富裕層向けにサービスを提供するほか、中国工商銀行(ICBC)など国内銀行も富裕層顧客向けサービスを強化している。また、美術品を専門に扱う質屋融資とオークション事業を手掛ける中藝金融(China Art Financial)のようなユニークな金融機関も存在する。
- **サービス内容:** コレクターは所有する美術品を担保に融資を受ける。融資額は、担保となる美術品の鑑定評価額に対して一定の掛目(Loan-to-Value, LTV)*1を乗じて決定され、一般的には評価額の40%から60%程度が目安とされる。
- **法的手続きと評価:** 美術品のような動産を担保とする場合、「民法典」の規定に基づき質権が設定され、担保物は金融機関が指定する専門倉庫などで保管される。融資の可否を決定する価値評価は、クリスティーズやサザビーズといった大手オークションハウスの鑑定部門や、独立した鑑定評価機関によって行われる。

2. 先進的な取り組みの歴史と挫折

中国では過去に、より先進的なアートと金融の融合が試みられたが、いずれも規制によって中止に追い込まれている。

- **アートファンド:** 2008年の金融危機後、新たな投資先としてアートファンドがブームとなったが、真贋問題や不透明な価格形成、不動産投資の隠れ蓑として利用されるなどの問題が噴出した。これを受け、2013年以降、金融監督当局が規制を強化したことでブームは終焉した。
- **アート証券化:** 2010年代初頭には、天津文化産権交易所などで、高額美術品の所有権を株式のように細分化して取引所で売買する「アート証券化」が試みられた。しかし、価格が作品本来の価値から乖離した投機的なバブルが発生し、市場の混乱を問題視した政府の介入によって全面的に中止された。

3. 金融規制とコンプライアンス (AML/CFT)

アート市場は、取引の匿名性や価格の主観性から、マネー・ローンダリング(資金洗浄)に悪用されやすいリスクが指摘されている。中国人民銀行もこのリスクを認識し、2013年には美術品業界を「現金集中型産業」として高リスク分野に指定している。しかし、現状の中国におけるマネー・ローンダリング防止(AML)規制の主たる対象は銀行などの金融機関であり、美術品ディーラーやオークションハウスといった**アート市場参加者に対する、直接的かつ包括的な規制はまだ十分に整備されていない**。これは、EUや米国で規制強化が進む動きとは対照的であり、中国市場が国際的な信頼性を維持するためには、この分野における規制強化が今後の重要な課題となる。

*1「掛目(Loan-to-Value, LTV)」は、担保となる美術品（資産）の鑑定評価額に占める融資額の比率であり、通常パーセンテージで表される。

⑤その他（公教育における美術振興）

アートエコシステムの裾野を広げ、将来のコレクターや市場参加者を育成するため、義務教育課程の改訂・施行が行われている。

1. 一般市民への文化アクセス機会の保障

中国政府は、アートを一部の富裕層や専門家だけのものではなく、広く一般市民が享受すべき公共財と位置づけ、文化へのアクセス機会を保障することを重要な政策目標に掲げている。この方針に基づき、**全国の公立美術館、博物館、図書館、文化センターの大多数で入場料が無料化**されている。中央政府はこれらの公共文化施設の運営を支援するため、2015年から2020年までの5年間で約470億元という巨額の予算を拠出しており、国民が経済的な負担なく文化に触れる機会の均等化を国家レベルで推進している。ただし、これらの公立施設は、純粋な文化振興という役割に加え、愛国主義教育や社会主義の核心的価値観を国民に浸透させるためのイデオロギー的な役割も担っている点に留意が必要である。

2. 義務教育における美術教育改革

公教育における美術教育も、体系的な改革が進められている。2022年に改訂・施行された「**義務教育芸術課程標準**」は、中国の美術教育における大きな転換点を示している。この新しいカリキュラムの核心は、単に絵を描いたり工作をしたりといった技術の習得に留まらず、「**核心素養(Core Competencies)**」と呼ばれる、より総合的で本質的な能力の育成を目指している点にある。具体的には、以下の4つの能力が目標として明確に掲げられている。

1. **審美感知**: 美的なものを感じ取り、その価値を理解する能力。
2. **芸術表現**: 絵画、彫刻、音楽、ダンスなど様々な媒体を用いて自己を表現する能力。
3. **創意実践**: 新しいものを創造し、実践する能力。
4. **文化理解**: 芸術作品が生まれた歴史的・文化的背景を深く理解する能力。

カリキュラムは、小学校から中学校1年生までは音楽と美術を主軸としながら、ダンス、演劇、映像といった多様な芸術分野を統合的に学習する。その後、中学校2・3年生では、生徒が自身の興味関心に応じて特定の芸術分野を選択し、より専門的に探求する形式となっている。伝統的に、中国の美術教育は古典作品の模倣を通じて技術を伝承することに重きを置く傾向があったが、この新しい課程標準では、学際的なテーマ学習や生徒の主体的なプロジェクト活動が重視されており、創造性や総合的な思考力を育む方向へと大きく舵を切っている。この教育改革は、長期的な視点から、国民全体の芸術リテラシーを向上させ、将来のアート市場の担い手や鑑賞者を育てるための重要な基盤となると考えられる。

⑥主な出典、参考資料一覧

- China has overtaken the UK as the world's second-largest market for art, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.weforum.org/stories/2018/03/china-is-second-largest-art-market-in-world/>
- The Art Basel and UBS Global Art Market Report 2024 reveals a slowdown in sales but overall resilience, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.ubs.com/global/en/media/display-page-ndp/en-20240313-art-market-report-2024.html>
- Artmarket.com publishes 30th Art Market Report 2024, 10月 3, 2025にアクセス,
https://www.actusnews.com/fr/artmarket/cp/2025/03/11/artmarket_com-publishes-30th-art-market-report-2024-records-us-in-1st-place-eu-and-china-tied-for-2nd-france-2nd-in-volume-women
- LAW OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA ON THE PROTECTION OF CULTURAL RELICS - AsianLII, 10月 3, 2025にアクセス,
<http://www.asianlii.org/cn/legis/cen/laws/lotprocotpocr651/>
- Art Law in China: What's new - Fieldfisher, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.fieldfisher.com/en/insights/art-law-in-china-what-s-new>
- Taxation of Artwork Guide - WTS Global, 10月 3, 2025にアクセス,
https://wts.com/wts.at/publications/broschuren/WTSGlobal_TaxationOfArtworks-Guide.pdf

- China revises law to strengthen protection of cultural relics - Ministry of Justice, 10月 3, 2025にアクセス,
http://en.moj.gov.cn/2024-11/12/c_1044247.htm
- China's Billionaire Museums Get a Harsh Reality Check - Artnet News, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://news.artnet.com/art-world/private-museums-china-2681024>
- Taxation in the circulation of artworks - China, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://osservatorioartecontemporanea.com/en/fiscal-aspects/china/>
- China's collectors defy market uncertainty - Art Basel, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.artbasel.com/stories/china-collector-defy-market-uncertainty>
- Unveiling the World of Asian Antiques: Appraising Chinese, Japanese, and Southeast Asian Art - AppraiselNow Blog, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.appraiseitnow.com/blog/unveiling-the-world-of-asian-antiques-appraising-chinese-japanese-and-southeast-asian-art>
- Private Sales vs Auction Performance: Channel Strategy and Price Discovery Mechanisms, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://momaa.org/private-sales-vs-auction-performance/> Art-Secured Lending: Obstacles and Proposed Solutions - ResearchGate, 10月 3, 2025にアクセス,
https://www.researchgate.net/publication/358859791_Art-Secured_Lending_Obstacles_and_Proposed_Solutions

⑦ インタビュー（1/2）

1. インタビュー相手 プロフィール

- 氏名: Fritz Huang（フリッツ・ファン）氏
- 肩書き: オーロラ美術館（Aurora Museum） 館長
- 経歴: K11 Art Foundationや上海の主要アートセンターでの要職を歴任し、現在は安藤忠雄設計で知られる私立美術館の館長を務める。20年以上にわたり中国・台湾のアートシーンを牽引。
- 選定理由: 企業の美術館設立やコレクション運営（企業メセナ）の現場に精通しており、政府の文化政策と民間市場の相互作用について実務的・俯瞰的な視点を持っているため。

2. 経済学的・制度的示唆

- 「相続税ゼロ」のインパクト: 全国的に相続税が存在しないことが、富裕層がコレクションを「家族のレガシー」として保持し続ける強力なインセンティブとなっており、寄付（公的還元）よりも私的承継が優先される構造的要因となっている。
- 企業コレクションの論理: 法人の美術品保有は減価償却が認められない（投資資産扱い）ため、節税目的ではなく、「ブランド構築」や「都市開発（文化的シグネチャー）」といった戦略的リターンを目的とした投資として行われている。
- 「管理された開放」政策: 古美術品の厳格な輸出規制（保護）と、上海自由貿易区などでの現代アート免税（開放）を使い分ける二元的な政策が、国内市場の独自の厚みを形成している。

⑦ インタビュー（2/2）

3. ヒアリング詳細（Q&A要約）

テーマ	主な回答内容
市場の強み	・伝統と革新: 5000年の文化資源の現代的再解釈が独自の価値を生んでいる。 ・政策支援: 「西岸文化芸術示範区」のような国家レベルの大規模プロジェクトが、美術館・ギャラリー・フェアの集積地（ハブ）を創出している。
制度の課題	・フィランソロピーの不足: 政府支援は強力だが、民間寄付を促す税制優遇が不十分であり、非営利セクターの資金源多様化が課題。 ・持続可能性: 多くの美術館が創設者個人の財力に依存しており、制度化された支援体制が必要。
コレクター動向	・動機が多層化: 伝統的な富裕層の「資産保全・威信」に加え、若年層の「知識・ライフスタイル」主導の収集が台頭。 ・企業活動: 大手企業（泰康、万達等）が体系的なコレクションを構築し、社会的責任と企業価値向上を両立させている。
税制の実効性	・法人税制: 美術品は減価償却対象外（売却時のみ損金算入可）であるため、短期的な節税よりも長期的な戦略投資として機能。 ・相続税: 相続税がないため、コレクションの散逸は防げるが、公共への還元（寄付）が進みにくい側面がある。
規制の二面性	・管理された開放: 1949年以前の文化財は輸出を厳しく規制する一方、現代アートの展覧会輸入には保税（VAT免除）を適用するなど、保護と交流を両立させる制度運用が行われている。
日本への提言	・需要と供給の両輪: 国家アートファンドによる「供給（作家）」支援と、強力な税制優遇による「需要（購入者）」喚起を同時に行うべき。 ・市場の透明化: デジタル技術を活用して市場へのアクセス障壁を下げ、アートを「消費」や「生活」と結びつける戦略が有効。

2.2.5 インド | 相続税ゼロが牽引する国内富裕層主導の急成長市場

①市場規模 インドのアート市場は、国内の力強い経済成長と富裕層の増加を背景に、前例のない拡大期を迎えている。2023会計年度のオークション市場売上総額は1億4,430万米ドルに達し、過去最高を記録した。2013年度からの10年間で市場は265%成長しており、2024年の市場もトップ50アーティストの作品売上が前年比19%増と勢いを維持している。成長の牽引役は海外の投機家ではなく、国内の洗練されたコレクター層であり、これが市場の安定性を高めている。オークションデータは氷山の一角とされ、実際の市場規模は報告額を大幅に上回ると推定される。	③税制 ・ 相続税が非課税:1985年以来、相続税・遺産税が課されておらず、これが最大のインセンティブとなっている。美術品を世代間の非課税資産移転手段とすることで、富裕層による長期的なコレクション形成を後押ししている。 ・ 寄付優遇:所得税法第80G条に基づき、認可を受けたNGOや文化団体への寄付は、寄付額の一部（50%または100%）が所得控除の対象となる。 ・ 減価償却の不適用:企業が購入した美術品は、実務上、減価償却資産として費用計上することが認められていない。これが企業による直接的なアートコレクションを抑制する要因となっている。 ・ 売買時の課税: ・ 個人の売却益（キャピタルゲイン）は、保有期間24ヶ月超の長期で12.5%の税率が適用される。 ・ 美術品の売買には原則12%のGST（物品・サービス税）が適用される。	⑤民間の施策 民間セクターの関与は、企業のCSR活動と富裕層コレクターのパトロナージュが中心である。2013年会社法は、大企業に平均純利益の2%をCSR活動に支出することを義務付けており、「芸術・文化の保護」がその対象となっている。これは、美術品の減価償却が認められない税制と相まって、企業が直接コレクションを形成するよりも、CSRを通じて文化支援（NGOへの寄付等）を行う主要な動機となっている。また、民間財団（IFA,FICA等）も独自の助成金プログラムを通じてアーティストの創作活動や研究を支援し、政府の支援を補完する重要な役割を果たしている。
②アートエコシステム構造 インドのエコシステムは、多様な専門家や機関が有機的に連携し、アート作品の価値創造、流通、保存、継承を支えている。画廊が一次市場でアーティストを発掘・育成し、オークションハウス（Saffronart等）が二次市場で透明性の高い価格形成と流動性を担う。取引の信頼性は鑑定家によって担保される。所有された作品は、修復家、専門輸送・保管業者、保険会社、法律事務所といった専門サービスによってその資産価値が維持・管理される。官民の支援機関（文化省、民間財団等）も助成金を通じてエコシステムを補完している。	④公的な施策・政策 政府の政策は、文化財保護と市場成長のバランスを目指している。1972年古美術品及び美術品の財宝法（AAT法）に基づき、100年以上経過した古美術品等の輸出を厳格に制限し、文化遺産の国外流出を防いでいる。これは国内の遺産保護に貢献する一方、国際市場での流動性を阻害する要因ともなっている。輸入面では、美術品に基本関税10%とIGST12%が課されるが、博物館・美術館による公的展示目的の輸入は関税が免除される。 また、公教育においては「国家教育政策2020」に基づき、芸術統合型学習が推進され、美術教育が初等・中等教育の必修科目に位置づけられている。文化省は助成金制度を通じて、市民の文化アクセスやNPOによる文化活動を直接支援している。	⑥美術館の施策 インドの美術館は、公的機関と民間機関がそれぞれの役割を担っている。国立近代美術館（NGMA）は、文化省傘下の公的美術館であり、インド近代美術を中心に17,000点以上を収蔵する。ニューデリー、ムンバイ、ベンガルールに拠点をもち、作品の収集・保存だけでなく、国内外での展覧会、講演会、セミナーの実施、研究と教育の促進を通じて、一般市民がアートに触れる中心的な拠点としての役割を担っている。一方、Kiran Nadar Museum of Art (KNMA)に代表される有力な民間美術館は、有力コレクターが自身のコレクションを基に設立し、質の高い展覧会や教育プログラムを通じて、アートエコシステムの強化と一般市民への普及に大きく貢献している。
日本への示唆 インドの急成長するアートエコシステムは、日本の市場活性化に向けた重要な示唆を与える。 ・ 国内コレクター層の育成:インド市場は、投機的な海外資本ではなく、国内富裕層の安定した需要に支えられている。日本も同様の強固な国内需要基盤の育成が重要である。 ・ 相続税制の戦略的見直し:インドの相続税非課税制度が市場安定に寄与している点を鑑み、日本は高額な相続税負担を軽減する納税猶予制度の要件緩和（例：美術館への常時寄託要件の柔軟化）や、寄付促進税制の拡充が急務である。 ・ 企業コレクションの促進（法人税改革）:インドではCSRが企業の関与の中心だが、日本では企業の直接購入を促すため、インドで認められていない美術品の減価償却制度の創設や、取得価額の損金算入といった法人税制の改革がインセンティブとなりうる。 ・ アートファイナンス市場の創設:インドでは未発達な分野だが、日本が官民連携でアート担保ローンの環境整備（評価基準の標準化、法的整備）を進めれば、資産の流動性が高まり、市場の裾野を拡大させる起爆剤となるだろう。		

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

インドのアート市場は、同国の力強い経済成長と並行して拡大期を迎えている。

- **市場規模と成長**：2023会計年度のオークション市場売上総額は1億4,430万米ドルに達し、過去最高の年間売上高を記録した。この成長は持続的なトレンドであり、2013会計年度からの**10年間でオークション市場は265%成長**している。さらに、2019年に約1億2,000万ドルと評価された**インドのアート市場は、2024年には2億5,000万ドルに達すると予測**されており、これは**年平均成長率（CAGR）14.9%**という高い成長率に相当する。
- **成長の原動力**：この成長は、**インドの堅調な経済パフォーマンスと可処分所得の増加**に直接的に牽引されている。アートが魅力的な投資資産として認識され、新たなコレクター層、特に**30代から40代の若い世代の富裕層**が市場に積極的に参入している。彼らはアートを「異なる社会的・文化的地位を与える」手段として認識しており、新たな需要を創出している。
- **経済的影響**：アート市場単体でのGDPへの直接的な貢献度は限定的である。インドの市場規模は、世界の主要市場である米国や中国と比較すると依然として小さい。しかし、その**成長率は世界のどの主要市場よりも高く**、インド経済のダイナミズムを象徴している。この急成長は、画廊、オークションハウス、修復家、専門輸送業者、保険会社といった関連産業の雇用を創出し、経済全体に波及効果をもたらす。また、アートフェアや美術館の設立は、文化ツーリズムを促進し、地域経済にも貢献する。
- **市場の牽引役と構造変化**：現在の市場成長の最も顕著な特徴は、その牽引役が2000年代の投機的なブームを主導した海外投資家ではなく、**国内の洗練されたコレクター層**であるという点である。この**国内需要の強さが、市場の安定性と持続可能性を高めている**。市場規模の数字は、主にオークションハウスの公開取引に基づいている。しかし、アート市場の取引の大部分は、画廊やアートアドバイザーを介したプライベートセールスといった非公開のチャネルで行われるのが一般的である。国内富裕層コレクターが市場を主導している事実は、**非公開取引が活発に行われている**ことを裏付けている。したがって、公開されているオークションの売上データは、市場全体の活動の**氷山の一角**に過ぎない可能性が高く、**実際の市場規模と経済的影響は、報告されている数字を大幅に上回ると考えられる**。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

インドのアートエコシステムは、多様な専門家や機関が有機的に連携し、相互に作用し合うことで機能している。

• 価値創造と流通の中核

- **画廊**: アート市場の一次市場（プライマリーマーケット）における中心的存在である。新進アーティストを発掘し、展覧会の企画、価格設定、コレクターコミュニティの形成を通じてキャリアの初期段階を支援する。
- **オークションハウス**: SaffronartやAstaGuruといった国内拠点、および国際的なオークションハウスが、二次市場（セカンダリーマーケット）における価格形成と流動性供給の要である。オークションの落札価格は市場のベンチマークとして機能する。近年はオンラインプラットフォームを活用し、国内外の幅広いコレクター層へのアクセスを拡大している。
- **鑑定家**: 作品の真贋を鑑定し、市場価値を評価することで、アート取引の信頼性を担保する。その評価は、売買、保険、相続などあらゆる場面で基礎となる。

• 保存と管理の担い手

- **美術館**: 国立近代美術館（NGMA）のような公的美術館は、国の文化遺産として作品を収集・保存・公開する使命を負う。一方、Kiran Nadar Museum of Art (KNMA)に代表される民間美術館は、有力コレクターが設立し、エコシステムの強化に大きく貢献している。
- **修復家**: 専門スタジオ（ARC Resources等）が、科学的分析に基づき、損傷した美術品の修復・保存を行い、その価値を維持・回復させる。
- **専門サービス業者**: コレクション管理には、アート専門の保険会社（Tata AIG等）、温湿度管理輸送や特殊梱包を手掛ける輸送・保管業者（Universal Art等）、売買契約や税務を扱う法律事務所（Trilegal等）、コレクション形成を助言するアートアドバイザーが不可欠である。

• 官民の支援機関とイニシアチブ

- **文化省(Ministry of Culture)**: 様々な助成金制度を通じて、文化活動や芸術振興を財政的に支援している。
- **ラリット・カラ・アカデミ(Lalit Kala Akademi)**: 文化省傘下の国立芸術アカデミーとして、奨学金の提供や展覧会開催を通じ、視覚芸術の振興を担う。
- **民間財団**: India Foundation for the Arts (IFA)やFoundation for Indian Contemporary Art (FICA)といった民間財団も、独自の助成金でアーティストや研究を支援し、政府の支援を補完している。

- **連携メカニズム**: アート作品のライフサイクル（創造→流通→保存→継承）において、これらのプレイヤーは精緻なネットワークを形成している。アーティストの作品は画廊（一次市場）を通じてコレクターに渡り、その後オークションハウス（二次市場）で取引される。この全過程で鑑定家やアドバイザーが関与し、所有段階では修復家、保険会社、輸送業者がその価値を維持する。最終的な相続や寄付といった出口戦略は、法律事務所やウェルスマネジメント会社と連携して策定される。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

インド政府の政策は、文化遺産の保護とアート市場の成長促進の間で、複雑なバランスを取りながら市場の枠組みを形成している。

・ 文化財保護と輸出規制の二重性

- ・ **根幹法:**インドの文化財保護政策の根幹をなす法律は、「1972年古美術品及び美術品の財宝法（The Antiquities and Art Treasures Act, 1972, 以下AAT法）」である。
- ・ **輸出規制対象:**AAT法は、“antiquity”（古美術品：制作から100年以上経過したコイン、彫刻、絵画等、または75年以上経過した写本など）と、“art treasure”（美術品の財宝：古美術品ではないが、その芸術的価値から中央政府が指定した美術作品）を定義している。
- ・ **厳格な制限:**AAT法第3条により、これらの“antiquity”および“art treasure”の輸出は、**中央政府またはその認可を受けた機関以外には許可されていない。**
- ・ **市場への影響:**この厳格な輸出規制は、インドの文化遺産を国内に留める上で重要な役割を果たしてきた。しかしその一方で、インドの美術品が国際市場で自由に取引される機会を制限し、**市場の流動性を阻害する要因**ともなっている。一部の専門家は、この規制がインドをロンドンやニューヨークのような国際的なアート取引ハブとして発展させる上での障害になっていると指摘している。

・ 輸入規制と国際協力

- ・ 近年、インド政府は文化財の保護に関して、不正に流出した文化財の還流を目的とした国際協力にも力を入れている。
- ・ その象徴的な事例が、2024年7月に**米国との間で締結された文化財に関する覚書（MoU）**である。このMoUは、1770年以前の考古学資料や1947年以前の民族誌資料など、広範なカテゴリーのインド文化財が、**適切な許可なく米国へ輸入されることを制限するものである。**
- ・ これにより、米国税関は、密輸されたインドの古美術品を積極的に差し押さえることが可能となり、**盗難文化財の主要な市場の一つであった米国への不正な流れを断ち切る**上で、画期的な意味を持つ。

・ 関税制度とその影響

- ・ **輸入関税:**美術品の国際的な取引において、関税制度はコストを左右する重要な要素である。インドでは、絵画やオリジナルの彫刻などの美術品を輸入する際、通常、**基本関税として10%**が課される。さらに、これに加えて**12%の統合物品サービス税（IGST）**も適用されるため、海外のアート作品をインド国内に持ち込む際のコストは相当なものとなる。この関税は、**国内コレクターが海外の作品を購入する際の障壁**となり、国内市場の国際化をある程度抑制する効果を持つ。
- ・ **関税免除措置:**その一方で、インド政府は公共の利益に資する目的での美術品輸入に対しては、税制上の優遇措置を設けている。**博物館や美術館が、公的な展示を目的として美術品やAAT法で定義される古美術品を輸入する場合**、特定の条件を満たすことで**基本関税が全額免除**される。その主な条件は、(1)輸入者が当該施設自身であること、(2)公的展示にのみ使用し販売等を行わない旨の誓約書を提出すること、(3)施設が一般公開されており、文化省が任命した「認定官」の証明書を提出すること、である。この免除制度は、国内の文化施設が海外から重要な作品を取得し、コレクションを充実させることを奨励する重要な政策ツールである。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

インド企業のアートへの関与は、主にCSR活動（文化支援）という側面が強く、直接的なコレクション形成は税制上の制約から活発ではない。

・ CSRを通じた関与

- ・ **2013年会社法とCSR義務:**インドにおける企業の文化支援は、2013年会社法第135条と強く結びついている。この法律は、一定規模（純資産50億ルピー以上、売上高100億ルピー以上、または純利益5,000万ルピー以上のいずれか）の企業に対し、**過去3年間の平均純利益の少なくとも2%をCSR活動に支出することを義務付けている。**
- ・ **文化支援の制度化:**同法の附則VIIIには、CSRとして認められる活動リストが含まれており、その中に「**国家遺産、芸術、文化の保護（伝統芸術や手工芸の振興を含む）**」が明確に規定されている。
- ・ **実施例:**この制度に基づき、多くの企業が文化支援プロジェクトを実施している。例えば、Infosys Foundationは伝統的な刺繍「カンタ」の歴史を記録した書籍の出版を支援し、Shree Cement社は歴史的建造物の修復・維持管理に資金を提供している。Indian National Trust for Art and Cultural Heritage (INTACH)のようなNGOは、こうした企業のCSR資金を受け入れるためのプロジェクト提案を積極的に行っている。

・ 税制上の動機と構造

- ・ **CSR支出と損金算入:**企業によるCSR支出は、インド所得税法第37条(1)項の規定により、事業活動に直接関連する経費とは見なされず、**原則として損金算入（税控除）の対象とはならない。**
- ・ **80G条による間接的メリット:**しかし、企業は税制上のメリットを間接的に享受する方法がある。所得税法第80G条の認可を受けたNGOや慈善団体（多くの文化系NGOがこの認可を取得している）に寄付を行った場合、**その寄付額の50%または100%（対象機関による）が所得から控除される。**この仕組みが、企業がNGO等を通じて**CSR義務を履行しつつ、税制上の優遇措置を受ける**ことを可能にしている。

・ 美術品の減価償却：法解釈と実務上の不在

- ・ **企業会計上の課題:**企業会計において、減価償却は事業用資産の取得費用を耐用年数にわたって費用配分する手続きであり、税負担を軽減する効果がある。美術品がこの減価償却の対象となるか否かは、企業がアートを資産として積極的に取得する上での大きな判断材料となる。
- ・ **税法上の解釈:**インド所得税法第32条は、事業用の有形資産（建物、機械、家具など）および無形資産（特許など）について減価償却を認めている。しかし、美術品がこれらのカテゴリーに含まれるかについては、法解釈上、否定的な見解が支配的である。
- ・ **「資本資産」としての性格:**所得税法は、美術品を「宝飾品、考古学的コレクション、絵画、彫刻」などと並べ、たとえ個人使用であっても「**資本資産**」と見なすと明確に規定している。これは、美術品が本質的に価値が減少しない、あるいは価値が増加する可能性のある**投資対象としての性格**を持つことを税法が認識していることを示唆している。
- ・ **減価償却の不適用:**したがって、美術品は使用によって価値が減少する「機械および設備」や「家具および什器」といった事業用資産のカテゴリーには該当しないと解釈されるのが一般的である。結果として、インドの実務において、**企業が購入した美術品を減価償却資産として処理することは認められていない。**
- ・ **構造的影響:**この減価償却の不適用は、企業にとって美術品購入が税務上のメリットを生まない**純粋な資本支出**となることを意味する。この税法上の制約が、企業のアートへの関与を、直接的なコレクション形成から**CSRを通じた間接的な支援へと誘導し、インド特有の企業メセナの形態を形作っている**のである。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

インドの富裕層にとって、アートは多面的な価値を持つ戦略的資産として位置づけられている。

- **コレクション形成の動機：**富裕層がアートに投資する動機は複合的である。(1)株式や債券といった伝統的な金融資産との相関が低いこと、**ポートフォリオの多様化**として機能する。(2)希少性の高い有形資産として、**インフレヘッジ**の価値を持つ。(3)優れたコレクションを所有することは、洗練された審美眼と経済的成功の証と見なされ、**社会的地位や文化的資本の象徴**となる。(4)文化遺産の保護と次世代への継承という、**パトロンとしての使命感**も重要な動機となっている。
- **税制上の決定的な魅力：相続税の不在**
 - インドの富裕層がアートコレクションを形成する上で、経済的インセンティブとなっているのが、同国の税制、特に**相続税の不在**である。インドでは1985年に**遺産税法が廃止され、現在に至るまで相続税や遺産税は存在しない**。
 - この税制上の特徴は、アート市場の構造そのものを規定する根本的な要因となっている。美術品は高価値でありながら、所得を生み出さず、物理的に移動可能であるため、**世代を超えて非課税で富を移転するための効率的な手段**となる。
 - このため、富裕層は短期的な売買益を狙うのではなく、**長期保有を前提としたコレクション形成**を行う傾向が強い。この安定した国内コレクター層が、現在のインドのアート市場の持続的な成長を支えている。
- **コレクションの管理実務**
 - **時価管理と評価：**コレクターは、オークションハウスの落札結果をモニターし、コレクション管理ソフトウェア（Masterpiece Manager等）を活用して、所蔵品目録とコレクション全体の時価総額をリアルタイムで追跡・管理する。また、売買、保険、資産計画といった目的別に、アートアドバイザーや専門鑑定機関（Art Experts India等）による外部の専門的な評価を定期的に受ける。
 - **物理的管理（輸送、保管、保険）：**美術品の物理的な脆弱性を管理するため、専門サービスを戦略的に活用する。
 - **輸送：**Universal Artといった美術品専門輸送業者が、カスタムクレート制作、温湿度管理車両での輸送、通関手続き、設置までを一貫して手掛ける。
 - **保管：**自宅での厳格な温湿度管理（基準20-22℃、湿度50-55%）・セキュリティシステムの導入、またはSaffronartなどが提供する美術館レベルの専門保管倉庫を利用する。
 - **保険：**Tata AIGなどが提供するアート専門保険に加入する。これは火災、盗難、輸送中の事故などあらゆるリスク（“All Risks”）をカバーし、保険価額は事前に「合意価格（Agreed Value）」として設定される。
- **出口戦略：売却、相続、寄付**
 - **売却(Sale)：**コレクションの金銭的価値を実現し、流動性を確保する手段である。**売却益にはキャピタルゲイン税（長期保有>24ヶ月で12.5%）**が課される。売却チャネルは、高値と透明性が期待できるオークション、秘匿性が高いプライベートセール、特定の顧客網を活用できる画廊への委託販売など、作品の特性と目的に応じて選択される。
 - **相続(Inheritance)：****相続税が非課税**であるため、美術品の価値を減損させることなく、資産を次世代に完全に移転できる、税効率の高い資産承継方法である。金銭的価値を超えた「レガシー」を構築できるが、資産の流動化は行われない。
 - **寄付(Donation)：**美術館や大学への寄付は、**社会的評価の向上**や、所得税法第80G条の認可機関への**寄付による税制上の優遇措置（所得控除）**といったメリットがある。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

インドのアート市場において、金融インフラの整備は他の先進市場に比べて遅れている。

・ アートファイナンスの現状と課題

- ・ **アート担保融資の停滞:**美術品を担保とした融資（アートローン）は、コレクターが作品を売却することなく流動性を確保するための重要な金融ツールである。しかし、インドではこの市場の発展が著しく遅れている。2006年頃にIDBI銀行、Yes Bankなどが機関向けに融資する事例が現れたが、個人コレクターへと広がることはなく、その後停滞した。
- ・ **限定的な提供:**現在、インド国内でアート担保融資を積極的に提供している大手商業銀行はほとんど存在しない。サービスは、Citi Private Bankといった国際的なプライベートバンクがごく一部の超富裕層顧客向けに提供するが、Artianaのような専門業者が限定的に提供する形に留まっている。
- ・ **発展を阻む構造的課題:**インドの銀行がアートローンに消極的な背景には、法務上および実務上の根深い課題が存在する。
 1. **法的課題:**美術品を動産担保として設定する際の法的手続きが標準化されていない。**所有権の完全性の証明（来歴の検証）や、債務不履行が発生した際の担保権実行プロセスの不明確さ**が、金融機関にとって予測不可能な法的リスクとなっている。
 2. **評価上の課題:**最大の障害は、**担保となる美術品の価値評価の難しさ**である。美術品の価値は主観的であり、市場の流行によって大きく変動する。標準化された客観的な評価基準が存在せず、鑑定家によって評価額が異なるリスクがある。
 3. **低流動性:**アート市場は流動性が低いため、担保処分が必要になった際に、**評価額通りの価格で迅速に売却できる保証がない**。信頼できる第三者評価機関の不足や、適切な保険制度の未整備といった問題が依然として解決されていない。
- ・ **市場への影響:**アートファイナンスの未発達は、アート市場への参入障壁を高く維持し、**市場の参加者を自己資金が潤沢な既存の富裕層に限定**してしまう構造的な要因となっている。美術品から流動性を引き出す手段が乏しいため、**市場の「民主化」（より広い層の参加）が阻害**されている。

・ アートファンドと証券化：未開拓の領域

- ・ **アートファンド:**2006年から2008年にかけてのアート市場ブーム期に、インドでもいくつかのアートファンドが設立された。しかし、その後の世界的な金融危機とアート市場の調整局面において、これらのファンドの多くはパフォーマンスが低迷し、投資家へのリターン提供に失敗した。この経験が、**アートファンドという仕組み自体に対するインドの投資家の不信感**を招き、その後の市場の発展を妨げている。
- ・ **証券化:**美術品は定期的なキャッシュフロー（配当や利子）を生み出さず、その価値は将来の売却価格に完全に依存する。この**価値の予測が困難**であるため、美術品を裏付け資産とする証券化は、インドではまだ実現していない。

・ 金融規制とコンプライアンスの最前線

- ・ **マネー・ローンダリング（AML/CFT）のリスク:**アート市場は、その構造的特性（取引の秘匿性・匿名性、価格の主観性、高額かつ国際的な取引）から、不正資金の洗浄（マネー・ローンダリング）に利用されやすい脆弱性を抱えている。
- ・ **インドにおける規制のギャップ:**インドにおけるAML/CFT規制の中核をなす法律は、「**2002年マネー・ローンダリング防止法（PMLA）**」である。PMLAは、銀行、金融機関などに対し、顧客デューデリジェンス（CDD）や疑わしい取引の報告（STR）を義務付けている。
- ・ **アート市場参加者は「報告事業者」ではない:**問題は、この「報告事業者（Reporting Entity）」の定義に、アート市場の主要なプレーヤーが含まれているかという点である。現状、インドの法制度において、**美術品ディーラーや画廊といったアート市場参加者（AMPs）は、「報告事業者」として明示的に指定されていない**。
- ・ **国際比較と課題:**これは、EUや英国が、一定額以上の取引を行うアート市場参加者を規制対象に含め、CDDやSTRの義務を課した動きとは対照的である。金融活動作業部会（FATF）も2024年の報告書で、インドのこの分野の**監督体制の改善を勧告**している。この規制上のギャップは、成長著しいインドのアート市場が、国内外の不正資金の流入に対して脆弱な状態に置かれていることを示しており、市場の健全な発展のための早急な法整備が求められる課題である。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

政府は、公教育や公的文化施設などで文化へのアクセスを民主化し、次世代の文化の担い手を育成するための政策を推進している。

- **公教育における美術教育**
 - **国家教育政策（NEP）2020:**インドの「国家教育政策2020」は、知識偏重の教育から脱却し、**創造性や美的感覚を育むための全人的教育を重視**しており、その中で**芸術統合型学習（Art-Integrated Learning）**の重要性を強調している。
 - **必修科目としての位置づけ:**この方針に基づき、国家教育研究訓練評議会（National Council of Educational Research and Training, NCERT）は、学校教育のための国家カリキュラムフレームワーク（NCF）を策定し、**美術教育を初等・中等教育における必修科目**として位置づけている。
 - **発達段階に応じたシラバス:**NCERTのシラバスによれば、美術教育は発達段階に応じて設計されている。
 - **就学前・初等教育段階:**視覚芸術と舞台芸術が統合された形で教えられ、生徒の自己表現、創造性、自由な感覚を育むことに重点が置かれる。
 - **中等教育前期（6～8年生）:**古典芸術と民俗芸術の両方を含む多様な芸術形式の鑑賞を通じて、美的感覚と芸術に関する知識を深める。
 - **中等教育後期（9～10年生）:**芸術は専門科目として扱われ、生徒はプロジェクトベースの学習を通じて創造的な表現を探求し、伝統的な芸術形式についても学ぶ。
- **美術館の役割**
 - **公的美術館の拠点:**国立近代美術館（National Gallery of Modern Art, NGMA）のような公的美術館は、一般市民がアートに触れるための中心的な拠点である。
 - **NGMAの概要:**NGMAは、ニューデリー、ムンバイ、ベンガルールに拠点をもち、1850年代以降のインド近代美術を中心に**17,000点以上の作品を収蔵**している。
 - **活動内容:**その主な目的は、作品の収集・保存に加えて、国内外での**展覧会の開催、講演会やセミナーの実施**、そして**アートに関する研究と教育の促進**である。これらの活動を通じて、NGMAはアートへの理解を深め、市民の文化的生活を豊かにする役割を担っている。
- **市民アクセスのための政策**
 - **文化省による助成金:**インド文化省は、市民の文化へのアクセスを直接的に支援するための様々な助成金制度を運営している。
 - **「文化機能・制作助成制度」:**その一つである「文化機能・制作助成制度（Cultural Function and Production Grant Scheme）」は、**非営利団体（NPO）、信託、大学などが実施するセミナー、ワークショップ、フェスティバル、展覧会、演劇・音楽制作**といった文化活動に対して、**最大50万ルピー**（例外的に最大200万ルピー）の資金援助を行うものである。
 - **草の根レベルでの振興:**こうした制度は、政府が直接文化施設を運営するだけでなく、民間の多様な主体による文化活動を奨励し、草の根レベルでの文化振興を図る上で重要な役割を果たしている。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Indian Art Market FY 2023 Turnover | Grant Thornton Bharat, 2025/11/14調査時点
<https://www.grantthornton.in/press-room/indian-art-market-witnesses-a-successful-year-with-a-turnover-of-usd-144.3-million-in-fy-2023>
- Hurun India Art List 2024: Artists' Sales Hit Rs 301 Crore, Top 10 Artists On The List Are, 2025/11/14調査時点
<https://www.ndtvprofit.com/business/hurun-india-art-list-2024-artists-sales-hit-rs-301-crore-top-10-artists-on-the-list-are>
- THE ANTIQUITIES AND ART TREASURES ACT, 1972 - UNESCO, 2025/11/14調査時点
https://media.unesco.org/sites/default/files/webform/mhm001/in_actantiquitiesarttreasures1972_engorof.pdf
- U.S. and India Sign Cultural Property Agreement - U.S. Embassy & Consulates in India, 2025/11/14調査時点
<https://in.usembassy.gov/u-s-and-india-sign-cultural-property-agreement/>
- Section 135 in The Companies Act, 2013 - Indian Kanoon, 2025/11/14調査時点
<https://indiankanoon.org/doc/120906957/>
- Embroidering Futures: Repurposing the Kantha - India Foundation for the Arts, 2025/11/14調査時点
<https://indiaifa.org/platforms/publications/kantha.html>
- National Education Policy 2020 - Ministry of Education, Government of India, 2025/11/14調査時点
https://www.education.gov.in/sites/upload_files/mhrd/files/NEP_Final_English_0.pdf
- Securitisation and Reconstruction of Financial Assets and Enforcement of Security Interest Act, 2002 - India Code, 2025/11/14調査時点
<https://www.indiacode.nic.in/handle/123456789/2006>
- THE PREVENTION OF MONEY-LAUNDERING ACT, 2002 - India Code, 2025/11/14調査時点
<https://www.indiacode.nic.in/bitstream/123456789/15402/1/moneylaunderingact2002.pdf>
- MUTUAL EVALUATION REPORT OF INDIA - FATF, 2025/11/14調査時点
<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/mer/Executive-Summary-MER%20India%202024.pdf.coredownload.inline.pdf>
- Saffronart - India's leading auction house, 2025/11/14調査時点
<https://www.saffronart.com/>
- AstaGuru - India's Premium Online Auction House, 2025/11/14調査時点
<https://www.astaguru.com/>
- Tata AIG Contact Us | Branch Addresses & Contact Number (Fine Art Insurance), 2025/11/14調査時点
<https://www.tataaig.com/contact-us>
- Trilegal - Leading Law Firm in India, 2025/11/14調査時点
<https://trilegal.com/>
- National Gallery of Modern Art, New Delhi - Ministry of Culture, Government of India, 2025/11/14調査時点
<https://ngmaindia.gov.in/>

2.2.6 台湾 | 戦略的税制が牽引するアジアの新たなアートハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
2021年、台湾の「視覚芸術産業」は文化クリエイティブ産業の中で最も高い成長率（22.21％）を記録した。同産業の売上高の89.12％は国内売上であり、強固な国内コレクター層が市場を支えている。世界のアート市場規模が約650億ドルである中、台湾はまだ主要プレイヤーではないが、アートフェア「台北当代」では150万ドルの作品が売買されるなど、富裕層が主導するハイエンド市場は強さを見せている。安定した国内基盤が、海外ギャラリーの参入や国際的なアートフェア誘致の土台となっている。	台湾の税制は、個人富裕層を惹きつける強力なインセンティブとして設計されている。 ・ 売却益課税 ：個人コレクターが文化部の認可を受けた展覧会やオークションで美術品を売却した場合、売却価格の6％を所得とみなし、これに20％の税率で源泉徴収される「分離課税」を選択できる。これにより、 実質税率は売却価格の1.2％ となり、総合課税（最高税率40％）に比べ劇的に税負担が軽減される。 ・ 相続税 ：「文化、歴史、美術的価値のある」美術品は、相続人が税務当局に登録することで、課税対象の遺産総額から除外される。これは日本の特定の美術品に係る相続税の納税猶予とは異なり、原則支払ひ浮揚を意味する。そのため、コレクションの散逸を防ぎ、世代間承継を強力に促進する。 ・ 寄付 ：個人が政府機関（公立美術館など）に美術品を寄付した場合、その評価額は所得控除の対象となり、控除額に上限はない。法人が寄付する場合は、所得の10％を上限として損金に算入できる。 ・ 減価償却 ：台湾の税法上、美術品は価値が減少しない非減価償却資産と見なされ、企業が購入した場合でも減価償却の対象とはならない。これは、企業が美術品購入を節税目的ではなく、ブランド構築やCSRといった長期的な戦略投資として捉えることを促している。	民間セクターでは、中華民国画廊協会（TAGA）が極めて重要な役割を担う。アジア最大級のアートフェア「ART TAIPEI」の主催に加え、傘下の研究・鑑定機関「TAERC」を通じて国際基準の鑑定・評価サービスを提供し、市場の信頼性向上と専門人材育成に貢献している。また、金融大手の富邦グループが設立した富邦芸術基金会のように、企業が主導する大規模なメセナ活動も活発である。同基金会は、美術館の設立、公共空間でのアートイベント開催、オフィスへのアート導入などを通じて、社会全体の文化資本蓄積を後押ししている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
台湾のアートエコシステムは、商業的プレイヤーと公的・非営利機関が相互補完する官民ハイブリッド構造を特徴とする。商業面では画廊やオークションハウスが市場の中核を担う。公的支援としては、文化部が政策を統括し、国家文化芸術基金会（NCAF）がアーティストへ助成金を配分、芸術銀行（アートバンク）が若手作品をリースする制度を持つ。特筆すべきは、業界団体である中華民国画廊協会（TAGA）が、アートフェア「ART TAIPEI」を主催するだけでなく、傘下に鑑定・評価機関「台北芸術産経研究室（TAERC）」を設置し、市場の信頼性を制度的に担保している点である。	政府は、文化遺産の保護と市場の流動性確保を両立させる緻密な政策を講じている。市場活性化策として、「文化芸術奨励及び促進条例」を改正し、アートフェア等で作品を一時輸入する際の関税・VAT相当の保証金を、文化部が認可した事業者に対して現金ではなく「書面保証」で代替可能とした。これにより事業者の資金負担が大幅に軽減され、国際的な取引が促進された。一方で、「文化資産保存法」に基づき、「国宝」や「重要古物」に指定された文化財の国外輸出を厳しく制限し、自国の文化遺産の保護を図っている。また、芸術銀行（アートバンク）制度を通じて若手アーティストの作品を政府が購入・リースし、作家の収入安定と国民の芸術へのアクセス向上を両立させている。	個別の美術館が主体となって実施している体系的な施策に関して、網羅的に把握はできず、限定的である。しかし、民間主導の事例として、金融大手の富邦グループによる大規模な私設美術館（富邦美術館）の設立が挙げられる。また、公設の施設における取り組みとして、高雄の内惟芸術中心では、美術館内に修復センターを設け、その修復プロセス自体を公開するというユニークな試みが行われている。公立美術館は、個人コレクターからの寄付の受け皿としての機能も果たしており、その際の寄付は全額所得控除の対象となる税制上のインセンティブが存在する。
日本への示唆		
台湾の成功事例は、日本の市場発展に対し複数の重要な示唆を与える。		
1. 戦略的税制の導入：台湾の個人向け優遇税制（売却益への実質1.2％分離課税、税務局への登録による遺産総額からの除外）は、富裕層の資金を国内市場に還流させ、取引を活性化させる強力な触媒として機能している。日本においても、コレクションの散逸を防ぎ、国内での取引を促進するために、同様の税制改革が極めて有効と考えられる。 2. 官民の適切な役割分担：政府がNCAFやアートバンクで創造活動の初期段階を支援し、画廊協会（TAGA）のような民間団体が市場インフラ（鑑定機関など）の整備とプロモーションを主導するハイブリッドモデルは、エコシステムの強靱性を高めている。業界団体主導による「信頼」の制度化は、アートファイナンスなど新たな金融サービス展開の土台となる。 3. 文化教育への長期的投資の重要性：初等教育から美意識と芸術リテラシーを育む「108課綱」のような取り組みは、将来の担い手を育成し、持続可能な市場を創造する国家の長期的戦略である。		
業界主導の鑑定評価機関の設置により、市場全体の信頼性を制度的に担保している点が特徴的である。	「市場の流動性確保」と「文化遺産の保護」という二つの要請を、規制の緩和と強化を使い分けることで両立。アートハブとしての機能性と、文化的主権の維持を同時に追求する国家戦略を推進している。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

国内のコレクター層が厚く、富裕層が資産分散を目的に長期的に保有するため、市場が安定している。

- 台湾の文化部統計によれば、2021年の「視覚芸術産業」は文化クリエイティブ産業の中で22.21%という最も高い成長率を記録した。同年の文化クリエイティブ産業全体の売上高9,638億台湾ドルのうち、89.12%が国内売上であり、台湾のアート市場が海外需要よりも強固な国内コレクター層に支えられていることを示している。この国内基盤の安定性が、国際的なアートフェアの誘致や海外ギャラリー参入の土台となっている。
- 台湾のアート市場はマクロ経済と連動しており、株価上昇期には活況を呈する一方、経済収縮期には活動が鈍化する傾向がある。特にパンデミック期の金融緩和を背景とした若手作家への投機的な動きは沈静化し、市場はより長期的視点を持つコレクション形成へと回帰しつつある。
- このような変動の中でも、富裕層が主導するハイエンド市場は比較的強靱である。例えば、アートフェア「台北当代」では、経済情勢が不透明な中でも、150万ドルのルク・タイマンス作品をはじめ、数十万ドル単位の高額作品が台湾やアジア地域のコレクター、財団によって購入されており、市場の底堅さを示している。これは、台湾の富裕層が短期的な経済指標よりも、長期的な資産分散や文化的レガシーの構築を重視していることの現れである。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

商業的プレイヤーと公的・非営利的な支援機関が相互に補完し合うハイブリッドな構造が特徴。

主要プレイヤーの機能と役割

1. 商業的プレイヤー：市場の最前線で価値の創造と流通を担う。

- 画廊・オークションハウス：アーティストの発掘、プロモーション、価格形成、販売を行う。
- 鑑定家・評価機関：作品の真贋鑑定と金銭的価値評価を専門とし、画廊協会傘下の台北芸術産経研究室（TAERC）などが担う。
- 修復家：作品の物理的な保存状態を維持・回復させる。
- 専門輸送・保管業者：温湿度管理が可能な専門倉庫での保管や、国内外の輸送、通関手続きを担う。
- 保険会社：輸送中や展示中のリスクをカバーする美術品専門の保険商品を提供する。

2. 公的・非営利支援機関：市場の基盤を支え、文化的な発展を促進する。

- 文化部：台湾の文化政策を統括し、分離課税の適用対象となる展覧会・オークションの認可など、重要な許認可権限を持つ。
- 国家文化芸術基金会(NCAF)：政府から独立した立場で、アーティストや芸術団体への助成金（grant）の配分を通じて、芸術創造活動を直接支援する。
- 芸術銀行(アートバンク)：文化部の委託を受け、国内アーティストの作品を購入し、公的・私的空間にリースすることで、アーティスト支援と市民の芸術アクセス向上を両立させる。
- 中華民国画廊協会(TAGA)：アジア最大級のアートフェア「ART TAIPEI」を主催するほか、傘下に専門的な鑑定・評価機関「TAERC」を設置し、市場全体の信頼性と専門性を高めることに貢献している。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

市場の流動性確保と文化遺産の保護という二つの目的を両立させるため、緻密に設計された二層構造の規制体系を構築。

1. 市場の流動性を高める輸入円滑化措置

国際的なアート取引を促進するため、台湾は制度的な円滑化を進めている。特に、アートフェアやオークションのために作品を一時的に輸入する際の制度改革は、市場活性化に大きな効果をもたらした。

- 課題：従来、一時輸入制度を利用するには、「関税法第52条」に基づき、関税および付加価値税（VAT）の相当額を現金で保証金として預託する必要があった。これは海外から作品を誘致するギャラリーやオークションハウスにとって大きな資金的負担となり、国際競争力を削ぐ一因となっていた。
- 政策介入：この問題を解決するため、「文化芸術奨励及び促進条例」が改正された。これにより、文化部が認可した文化芸術事業者は、現金保証金の代わりに「**書面保証**」を提出することが可能となった。
- 効果：この改革は、事業者のキャッシュフローを劇的に改善し、資金的な障壁を大幅に引き下げた。結果として、海外の有力ギャラリーが台湾のアートフェアに参加しやすくなり、国際的なオークションの開催や海外からの作品誘致がより活発に行われる土台が整備された。

2. 文化遺産を保護する厳格な輸出規制

市場の活性化を促す一方で、台湾は自国の重要な文化遺産の海外流出を防ぐため、厳格な輸出規制を維持している。

- 法的根拠：規制は「文化資産保存法」に基づいており、美術品は文化的価値に応じて「国宝」「重要古物」「一般古物」の3つに分類される。
- 具体的な規制内容：このうち、最高ランクの「**国宝**」および「**重要古物**」に指定された文化財は、**原則として国外への輸出が厳しく制限**されている。輸出が許可されるのは、戦争、修復、国際文化交流といった極めて例外的な理由があり、かつ行政院（内閣に相当）の特別の許可を得た場合に限られる。
- 戦略的意図：この二層構造は、香港のような完全な自由貿易港（フリーポート）モデルとは一線を画すものである。国際的な商業美術品の自由な往来を促進して経済的利益を追求しつつ、文化的主権の核となる重要な文化遺産は国内に留保するという、台湾独自の洗練された国家戦略を明確に示している。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

アートを減価償却の対象外とすることで、企業の戦略的なアート購入を促進する効果もある。

企業が美術品に関わる際の税務・会計処理は、個人の場合とは大きく異なり、その関与動機を規定する重要な要因となっている。台湾の所得税法における最も重要な規定の一つは、美術品や骨董品が減価償却の対象とならない点である。税法上、美術品は時の経過と共に価値が増加する可能性のある資産と解釈されるため、非減価償却資産として扱われる。購入した場合、その取得価額は貸借対照表の「固定資産」に計上されるが、減価償却費を損益計算書に計上することはできない。この規定は、企業が美術品を購入する動機を、純粋な節税目的から、ブランド構築、社会的責任（CSR）、職場環境の向上、あるいは長期的な資産価値の上昇期待といった、より戦略的なものへとシフトさせる効果を持つ。

企業の美術品取引に関する税務処理は以下の通りである。

- **購入:** 海外からの輸入品であれば、原則として5%の付加価値税（VAT）が課される。購入費用は損金に算入されない。
- **売却:** 保有する美術品を売却して利益（売却価格が帳簿価額を上回る額）が出た場合、その利益は他の事業利益と同様に法人の所得と見なされ、一律20%の営利事業所得税（法人税）の課税対象となる。個人に適用される1.2%の分離課税優遇措置は、法人には適用されない。
- **寄付:** 政府機関や法律で定められた公益団体などに美術品を寄付する場合、その美術品の帳簿価額は、所得の10%を上限として損金に算入することができ、税負担を軽減する効果がある。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

台湾アート市場を牽引する富裕層コレクターの優遇措置として、ライフサイクル全体を網羅した金融面のインセンティブが設計されている。

1. 美術品の売却、寄付に関する税務

- **売却（所得税）**：台湾の税制の最大の特徴である。
 - **分離課税（優遇措置）**：個人が、文化部の認可を受けた展覧会やオークションを通じて美術品を売却した場合、売却価格の6%を「所得額」とみなし、これに20%の税率を適用して納税が完了する「分離課税」制度を選択できる。これにより、**実質税率は売却価格の1.2%**となる。この税金は源泉徴収され、他の所得と合算する必要がないため、高額所得者にとって税負担が大幅に軽減される。
 - **総合課税**：上記の認可されたチャネル以外で売却した場合、原則として売却価格の6%を所得額とみなし、これを個人の年間総所得に合算して、5%から40%の累進税率で課税される。
- **寄付**：個人が政府機関（公立美術館など）に美術品を寄付した場合、その寄付額（受贈機関による評価額）は、所得税の申告において、所得控除の対象となる。政府への寄付には控除額の上限がないため、全額を所得から控除できる。

2. 相続税・贈与税の優遇措置（遺産総額からの除外（原則相続税の支払い不要））

- **対象**：「遺産及び贈与税法」に基づき、「文化、歴史、美術に関する図書、物品」が対象となる。
- **要件**：相続人が、被相続人の遺産申告時に、対象となる美術品をリストアップし、税務当局に対して「遺産総額に算入しない」旨を声明し、登記することが要件である。
- **効果**：この手続きにより、これらの美術品の評価額はその時点での相続税の課税対象から完全に除外される。将来的な相続税の支払いは原則不要である。これにより、コレクションを売却せずに次世代へ引き継ぐ強いインセンティブが生まれる。

3. 出口戦略：売却、寄付、承継

富裕層コレクターの出口戦略は主に「売却」「寄付」「承継」の3つだが、台湾の税制は明らかに「承継」を最も優遇している。これは、重要な文化資産が安易に売却され国外に流出することを防ぎ、国内に文化資本を蓄積させようという政府の明確な政策的意図を反映している。近年では、これらの戦略を補完する新たな手法として、生前にコレクションの管理と承継の仕組みを詳細に設計できる「芸術品信託（Art Trust）」も注目されている。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

台湾のアートファイナンス、特に美術品を担保とする融資は発展途上にあるが、高いポテンシャルを秘めている。

1. アート担保融資の現状

- **主要プレーヤー**：現在サービスを提供しているのは、国際的な大手オークションハウスと一部のプライベートバンク、新興のフィンテック企業である。
 - **サザビーズやクリスティーズ**は、自社の優良顧客に対し、保有する美術品を担保に融資を提供している。融資額は通常100万ドル以上で、担保評価額（通常はオークションの最低落札予想価格）の40-60%程度が上限となる。
 - **シティ・プライベートバンク**などの金融機関も、富裕層向けウェルスマネジメントサービスの一環として、アートを担保資産として認めることがある。
 - **Token Bacon**のような台湾のフィンテック企業がブロックチェーン技術を活用したアート融資サービスを開始している。
- **法的・制度的課題**：普及の最大の障壁は、「信頼できる評価」と「担保権の確立」という二つの課題に集約される。
 - **評価方法**：美術品の価値は主観的要素が強く、標準化された評価手法が確立されていないことが、伝統的な金融機関の参入を妨げている。画廊協会傘下のTAERCによる鑑定評価サービスの制度化は、この問題に対処し、市場に信頼性の高い評価基準を提供しようとする重要な取り組みである。
 - **担保権**：動産である美術品に対して、第三者に対抗できる有効な担保権（質権または譲渡担保）を設定するための法的手続きが、不動産ほど明確ではない。

2. 先進的金融スキームと規制コンプライアンス

アートファンドや、ブロックチェーン技術を活用した所有権の細分化（フラクショナル・オーナーシップ）といったより高度な金融スキームが登場する可能性がある。しかし、これらの金融イノベーションは、マネー・ローンダリング（AML）やテロ資金供与対策（CFT）の観点から新たなリスクをもたらす。美術品は高額かつ匿名性が高く、国境を越えて容易に移動できるため、不正資金の移動手段として利用されやすい特性を持つ。台湾の金融当局はこのリスクを強く認識しており、外国為替管理は比較的厳しい状況にある。今後の持続的な成長のためには、国際基準に準拠した厳格なAML/CFTコンプライアンス体制の構築が不可欠となる。具体的には、顧客確認（KYC）、来歴（プロヴェナンス）のデュー・ディリジェンス、疑わしい取引の報告（STR）義務をギャラリーやオークションハウスに課すことなどが求められる。

⑤その他（教育と国民の関与）

台湾のアートエコシステムの持続的な発展は、社会全体の文化的な基盤を底上げする長期的な国家プロジェクトによって支えられている。

1. 教育制度との連携：108課綱

台湾の長期戦略の中心は、「108課綱」と呼ばれる新しい教育指導要領である。このカリキュラムは、従来の知識偏重型教育から脱却し、「核心素養（コア・コンピテンシー）」の育成を重視する。その中には「芸術涵養と美感素養」が明確に位置づけられており、初等教育から高等教育に至るまで、美術、音楽、パフォーマンスアートを横断的に学び、日常生活と芸術を結びつけ、批判的思考力を養うことが目指されている。これは、単なる知識としてのアートではなく、生きる力として美意識を育むことを目的としており、次世代のアーティスト、コレクター、そして文化的な市民を育成するための、国家レベルでの長期的投資である。

2. アクセスの機会創出：芸術銀行（アートバンク）制度

国民がアートに触れる機会を増やすためのユニークな制度が「芸術銀行（アートバンク）」である。これは、政府が台湾の若手・中堅アーティストから直接作品を購入し、それを政府機関、公共施設、民間企業などに低価格でリースするプログラムである。この制度は二つの大きな効果を持つ。第一に、アーティストに対してキャリアの早い段階で安定した収入源を提供し、創作活動を経済的に支援する。第二に、美術館に足を運ぶ習慣がない人々も、職場や公共施設といった日常生活の場で現代アートの原画に触れる機会を創出し、社会全体の美意識の涵養に貢献する。このように、台湾の政策は、富裕層には金融的メリットを、企業にはブランド価値向上の機会を、そして一般市民には教育とアクセスを提供することで、各社会階層の動機に合わせてインセンティブを巧みに使い分け、社会全体を巻き込んだ、多角的で自己強化的なアートエコシステムを構築しているのである。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Taipei Was Asia's Biggest Market Hub 30 Years Ago. Can a Coterie of Art-World Insiders Return It to Its Former Glory? | Artnet News, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://news.artnet.com/market/taipei-dangdai-taiwan-art-market-1762140>
- 台灣藝術產業界的大喜之日:立法院三讀通過藝術稅改與文獎條例 - 典藏ARTouch.com, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://artouch.com/art-news/content-38803.html>
- ART TAIPEI 2024 | Current State and Outlook of the Contemporary Art Market in 2023, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://2024.art-taipei.com/taipei/en/editorials4/>
- 肆、文化與產業 (文化部統計データ), 10月 3, 2025にアクセス,
https://stat.moc.gov.tw/eBook_List_DoL.aspx?year=2022&id=111_07
- A 'purposely regional' Taipei Dangdai fair suggests Taiwan's art market is slowly recovering from the pandemic - The Art Newspaper, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.theartnewspaper.com/2023/05/12/regional-taipei-dangdai-fair-taiwans-art-market-recovering-covid>
- The Art Basel and UBS Art Market Report 2025 | UBS Global, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.ubs.com/global/en/our-firm/art/art-market-research.html>

- 展覽品通關辦理手續為何? - 財政部關務署, 10月 3, 2025にアクセス,
https://web.customs.gov.tw/singlehtml/1207?cntId=cus1_93402_1207
- 參展或拍賣之文物藝術品標本進口免繳納稅款保證金辦法 - 文化部, 10月 3, 2025にアクセス,
https://www.moc.gov.tw/News_Content.aspx?n=177&s=4026
- 營利事業購買古董及藝術品,不得列報折舊費用或各項耗竭及攤提, 10月 3, 2025にアクセス,
https://www.jwcpas.com.tw/news-show.php?news_id=872
- 藝術品相關稅務問題 - 誠樸會計師事務所, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://ppcpa.expert/artwork/>
- 藝術銀行 - 中華民國文化部, 10月 3, 2025にアクセス,
https://www.moc.gov.tw/News_Content.aspx?n=167&s=3822
- 服務 - 台北藝術產經研究室 TAERCentre | Taipei, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.taerc.org.tw/artists-estate-services/>
- 關於我們 - 社團法人中華民國畫廊協會, 10月 3, 2025にアクセス,
<https://www.aga.org.tw/about/>

⑦ インタビュー（1/2）

1. インタビュー相手 プロフィール

- 氏名: Queena Chu（クイーナ・チュー）氏
- 肩書き: Mind Set Art Center パートナー兼ディレクター
- 専門領域: 台湾およびアジアアーティストのプログラム・キュレーション、展覧会リサーチ、コレクター向けアドバイザー。
- 選定理由: 15年以上にわたり台湾アートシーンの中核で活動し、ギャラリー運営の実務に加え、コレクター教育や国際的な市場動向に精通しているため。

2. 経済学的・制度的示唆

- 税制の中立性と事務的摩擦: 台湾の税制はインセンティブ主導ではなく中立的であり、輸出時のゼロ税率は海外販売を後押しする一方、輸入時の事務手続きや分類の不明確さが取引コスト（摩擦）となっている。
- 「信頼」ベースの市場構造: 短期的な投機よりも、人間関係、審美眼、来歴を重視する成熟したコレクター層が存在し、ギャラリーによる「情報の質（テキスト、価格の論理）」が市場の信頼性を担保している。
- 教育とアクセスの重要性: コレクター層の裾野拡大には、税制優遇以上に、展覧会を中心とした「教育（情報の提供）」や「参入障壁の低減（分割払い等）」といった実務的なアプローチが有効に機能している。

⑦ インタビュー（2/2）

3. ヒアリング詳細（Q&A要約）

テーマ	主な回答内容
市場の特徴	・信頼重視: コレクターは短期サイクルよりも厳密さや来歴を重視。ギャラリーのプログラムへの信頼が長期的関係を築く。 ・課題: 規模の小ささ、税関手続きの煩雑さ、データ基盤の脆弱さ、専門人材の不足。
制度の実効性	・税制の影響: 輸出時のゼロ税率は追い風だが、輸入時の営業税（5%）や一時通関の保証金がキャッシュフローの負担となり、展示規模縮小の原因となるケースもある。 ・企業の関与: 購入による減価償却が一般的でないため、企業は作品購入よりもスポンサーシップや寄付を選好する傾向がある。
コレクター動向	・若年層の拡大: オンラインリサーチを経た若手コレクターが緩やかに増加。透明性のある価格設定や実務サポートを重視。 ・相続の実態: 税そのものより、分割や流動性といった実務的課題を重視。事前の記録整備や作品の層分け（寄贈用/換金用）による計画的な承継が行われている。
教育と人材	・公教育の課題: 美術館との連携は個人の努力に依存しており、制度化されていない。 ・育成支援: アーティストへの制作・巡回助成、キュレーターへのリサーチ渡航支援、ギャラリストへの運営資金貸付など、多層的な支援が必要。
日本への提言	・マッチングファンド: 美術館収蔵時に民間寄付と公的支援をマッチングさせる全国規模の基金設立。 ・国際発信: アートカレンダーと連動した海外キュレーター・ジャーナリスト向けの渡航助成整備。

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
政府は「クリエイティブエコノミー」を国家成長の柱に位置づけている。2021年、同分野はGDPの約4.5%に貢献した。この中で美術品サブセクターは、 2020年にGDPに対し2兆6400億ルピア（約1億7000万米ドル） の貢献を果たし、 51,721人の雇用 を創出した。パンデミック下（2020年）でもクリエイティブエコノミー全体の縮小率はわずか2.39%に留まり、経済的な強固さを示している。この持続的な経済成長が、アート市場の基盤となる富裕層コレクター層を創出・維持している。	インドネシアの税制は、特に個人コレクターにとってアートを長期的な資産として保有する上で有利な環境を提供する。 ・ 相続税：最大のアドバンテージとして、被相続人が生前に適正に資産申告（タックス・アムネステイ等）を行っていれば、相続税が存在しない。相続資産は所得税の課税対象から除外され、美術品のような動産には不動産取得税も適用されない。これにより、コレクションの世代間移転が非課税で行える。 ・ 贈与税：独立した贈与税は存在しない。ただし、直系家族（親子間）からの贈与は非課税だが、それ以外（兄弟姉妹間など）の贈与は受贈者の所得と見なされ課税対象となる。 ・ 減価償却：法人税法上、「美術品」は減価償却可能な資産として明示されておらず、一般に減価償却の対象外と解釈される。美術品は長期的な資本資産として扱われる。 ・ 寄付：企業の慈善活動に対する税制優遇は限定的である。国の災害や教育施設等への寄付は損金算入が認められるが、芸術・文化は主要な控除対象カテゴリーとして明確にリストアップされていない。 この税制（特に相続税ゼロ）が、富裕層（HNWI）に 「バイ・アンド・ホールド」戦略 を促し、私設美術館設立など 「パトロン創設者」モデル の基盤となっている。	民間の活動、特に 富裕層（HNWI）コレクターが市場の主要な牽引役 である。インドネシアのHNWIコレクターは国際市場でも存在感を増している。収集動機は、情熱、社会的地位の象徴、投資が絡み合っており、優れたコレクションは富と文化的後援者としての地位を示すものとなる。企業による収集は、直接的な 財務リターンより戦略的目的が中心 である。動機には、伝統的な相互扶助精神「ゴトン・ロヨン」に基づくCSR、ブランドイメージ向上（時に「アートウォッシング」とも見なされる）、創業者一族の個人的な情熱（例：アディクスマ家とMACAN美術館）などがある。芸術分野への寄付に対する税制優遇が限定的なため、企業のアート支援は マーケティングや広報戦略の一環 という側面が強い。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
インドネシアのアートエコシステムは、2つの点で集中的な特徴を持つ。第一に、商業的・制度的権力は ジャカルタに地理的に一極集中 している。主要ギャラリー（ROH、Nadi等）、アートフェア（アート・ジャカルタ等）、美術館、サポートサービス（鑑定、修復、保険）が全て首都に集積する。第二に、政府（観光・クリエイティブエコノミー省）が政策を推進する一方で、欧米の公的美術館中心モデルとは異なり、 超富裕層コレクター（ハリアント・アディクスマ氏等）がシーンを支配する「パトロン創設者」モデル という 権力的な集中 が見られる。彼らが設立した私設美術館（MACAN美術館等）が、事実上、現代アートの中心となっている。	政府は「クリエイティブエコノミー」を国家の戦略的資産と位置づけ、トップダウンで推進する。観光・クリエイティブエコノミー省（Kemenparekraf）が政策立案や資金提供を担う。市場形成には以下の規制が深く関与する。 1. 貿易規制：厳格な輸出入管理体制を敷き、美術品輸入にはライセンス、VAT（11%、2025年より12%）、および関税（0～40%）が課される。 2. 文化財保護：2010年法第11号に基づき、50年以上前の重要文化財は国家管轄とされ、輸出が制限される。 3. 金融規制：美術品ディーラーやオークションハウスをAML/CFT規制の「報告義務事業者」に指定し、顧客デューデリジェンス（CDD）や疑わしい取引の報告を義務化している。 また、2022年には知的財産（IP）ベースの融資制度を導入し、無形資産の金融化の枠組みを構築している。	インドネシアの現代アートシーンは、国営機関よりも影響力の強い私設美術館によって牽引されている。ハリアント・アディクスマ氏のMACAN美術館やオイ・ホン・ジェン博士のOHD美術館など、 トップコレクターが設立した私設美術館は、豊富な資金力と国際ネットワークを持ち、事実上のシーンの中心 となっている。これらは国際レベルの展覧会を開催し、公教育のギャップを埋める準公共的な教育機能も果たしている。一方、インドネシア国立美術館のような 国営機関は、国の公式な美術史（カノン）を保存する という、より伝統的な役割を担う。美術館は非公式な教育センターとして、また文化遺産を保存し国民的アイデンティティを育む拠点として位置づけられている。
機能はジャカルタに一極集中。富裕層コレクターが設立した私設美術館が公的機関に代わり中心を担う。	「クリエイティブエコノミー」を国家戦略とし、厳格な輸出入規制やAML規制で市場を管理する。	日本への示唆 インドネシアの「国家が後押しし民間が主導する成長モデル」、特に税制からは、日本の市場活性化に以下の4つのポイントを示す。 1. アートを戦略的な「文化経済」として再定義する：インドネシアの「クリエイティブエコノミー」戦略に倣い、アートを単なる文化資産でなく、経済成長とソフトパワーの源泉として国家戦略に組み込む。 2. 美術品に関連する相続税・贈与税を戦略的に改革する：最も重要な教訓である。インドネシアの相続税ゼロが長期的な収集文化を育んだように、日本も文化的に重要な美術品に対する納税猶予・免除制度を拡充し、コレクションの国内保持と世代間移転を促進すべきである。 3. 官民連携を通じて「パトロン創設者」文化を育成する：インドネシアのダイナミックな私設美術館（MACAN美術館など）に学び、日本でも企業や富裕層による私設現代美術館の設立を促進する税制優遇や官民連携パートナーシップを創設し、新たな資本と視点を市場に注入する。 4. 一貫したアート市場プラットフォームを開発する：アート・ジャカルタの成功に学び、国際的なトップティアのアートフェアを核とした「ジャパン・アート・ウィーク」を創設し、国際的なアートカレンダーにおける日本の存在感を高める。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

「クリエイティブエコノミー」を国家戦略と位置づける政府の後押しと、ジャカルタへの機能一極集中が、市場の経済基盤を形成している。

1. 国家優先事項としてのクリエイティブエコノミー

インドネシア政府の経済政策において、クリエイティブエコノミーは単なる一分野ではなく、国家の未来を担う戦略的資産として位置づけられている。このトップダウンのアプローチが、アート市場を含む関連分野への投資と関心を喚起する上で決定的な役割を果たしている。

2. 経済規模と貢献度

インドネシアのクリエイティブエコノミーは、国の経済において無視できない規模にまで成長している。2021年には、国のGDPに対して約4.5%の貢献を果たした。政府はこの分野を「インドネシア・ビジョン2045」の中核要素と位置づけ、デジタルおよびクリエイティブエコノミーにおける世界的な拠点となることを目指している。この大きな枠組みの中で、**美術品サブセクターも具体的な経済的貢献を示している**。2020年には、**51,721人の雇用**を創出しながら、国のGDPに2兆6400億ルピア（約1億7000万米ドルに相当）の貢献を果たした。これは、非公式な取引を超えた、経済的に認知された公式市場の存在を証明している。

3. 成長の軌跡と経済的安定性

クリエイティブエコノミーは、その成長性だけでなく、**経済的ショックに対する回復力の高さ**においても注目されている。2020年のパンデミック下で他の多くの経済セクターが急激に縮小した際、**クリエイティブエコノミーの縮小率はわずか2.39%**にとどまった。**インドネシア経済全体の堅調さも、アート市場の成長を支える重要な基盤**である。2045年までにGDPは9.1兆米ドルに達すると予測され、年率5%前後の安定した成長が見込まれている。この持続的な経済拡大が、アート市場の健全性にとって不可欠な富裕層コレクター基盤を創出し、維持している。

4. 市場の地理的構造

ジャカルタへの一極集中 アート市場の地理的構造は中央集権的である。ジョグジャカルタやバリがアーティストの活動拠点として知られている一方で、**商業的・制度的な権力は圧倒的にジャカルタに集中**している。最も影響力のあるギャラリー、美術館、アートフェア、サポートサービスのすべてがジャカルタに拠点を置いている。この一極集中は、アーティストが商業的に大きな成功を収め、コレクターが市場の中心で活動するためには、**ジャカルタのエコシステムへの関与が不可欠**であることを意味し、キャリアパスや市場へのアクセスを規定する引力として作用している。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

政府が環境を整備する一方、市場はジャカルタに集積する商業セクターとパトロン創設者により形成されている。

1. 主要機関と市場プレイヤー

多層的なネットワークエコシステムは、政策立案から作品の制作、流通、保存、評価に至るまで、各段階で専門的な役割を担う多様なプレイヤーによって構成されている。

- **政府機関：**
 - **観光・クリエイティブエコノミー省（Kemenparekraf）：**クリエイティブエコノミーを担当する主要な政府機関であり、政策立案、資金提供プログラムの運営、イベント支援などを通じて、セクター全体の発展と振興を担う。
- **商業セクター：**
 - **ギャラリー：**商業活動の中心地はジャカルタであり、OH、Nadi Gallery、Gajah Galleryといった主要ギャラリーが、アーティストの発掘・育成、コレクターとの橋渡しという重要な役割（プライマリーマーケットのゲートキーパー）を果たしている
 - **オークションハウス：**サザビーズやクリスティーズといった国際的なオークションハウスが、主に香港やシンガポールを拠点としてインドネシア美術を積極的に取り扱う一方、その成功が国内のオークションハウスの成長も促している。
 - **アートフェア：**アート・ジャカルタ（Art Jakarta）とアート・モーメンツ・ジャカルタ（Art Moments Jakarta）は、国内最大級の商業イベントであり、ギャラリー、コレクター、アーティストが一堂に会する不可欠なプラットフォームである。
- **公的・私的機関：**
 - **美術館：**インドネシア国立美術館（Galeri Nasional Indonesia）のような国営機関と、ハリアント・アディクスモ氏のMACAN美術館（Museum MACAN）やオイ・ホン・ジェン博士のOHD美術館（OHD Museum）といった、トップコレクターが設立した影響力の強い私設美術館が混在している。
- **サポートサービス（エコシステムの「足場」）：**
 - **鑑定・評価：**インドネシア鑑定士協会（MAPPI）のような国内組織が担っており、国際鑑定士協会（IACVS）との連携を通じてグローバルスタンダードを確保している。
 - **修復・保存：**ジャカルタにはStudio Arte RestauroやArt Restoration Studioといった専門スタジオが存在し、コレクションの価値を維持するためのサービスを提供している。
 - **保険：**ChubbやAXA XLといったグローバルな保険会社が、インドネシアで専門的な美術品保険を提供している。
 - **輸送・保管：**Crozierのようなグローバルリーダーが地域で活動しており、専門的な美術品の取り扱い、輸送、保管サービスが利用可能である。
 - **コンサルタント・アドバイザー：**アート・ジャカルタのアーティスティック・ディレクターであるエニン・スプリヤント氏のような専門家が、市場を支えている。

2. エコシステムの力学

このエコシステムの構造には、いくつかの重要な力学が存在する。第一に、インドネシアの現代アートシーンは、欧米の公的美術館中心のモデルとは異なり、**「パトロン創設者」モデルが体制の構造を支配している**。超富裕層が自らMACAN美術館やOHD美術館といった国際的に評価の高い私設美術館を設立している。これらの**私設機関**は、公的機関よりも機動的で資金力があり、インドネシアにおける現代アートの世界の**事実上の中心**となっている。第二に、Kemenparekrafを通じた政府の役割は、ハイエンド市場の直接的な設計者というよりも、広範な**クリエイティブエコノミーの「育成者（Gardener）」**として機能している。政府の資金提供プログラム（BIP）は草の根レベルの育成が中心であり、**ハイエンド市場は民間資本によって高い自律性を持って動いている**。第三に、アート市場の地理的構造は中央集権的であり、**商業的・制度的な権力は圧倒的にジャカルタに集中している**。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

厳格な輸出入規制（高関税・VAT）と文化財保護法（輸出制限）が、美術品の国際流通コストと国内資産の保護を管理している。

1. 国家の介入：規制と保護による市場形成

インドネシア政府は、美術品の流通と保護の両面において、詳細な規制を通じて市場に深く関与している。これらの政策は、市場の流動性、価格形成、そして文化資産としての作品の地位に直接的な影響を及ぼす。

2. 貿易と流通：複雑なゲートウェイ

政府は国内産業の保護を目的として、**厳格な輸出入管理体制を維持**しており、これが美術品の国際的な流れを規定している。

- **輸入規制**：新しい包括的な枠組みである商業大臣規定2025年第16号（Permendag 16/2025）は、物品を「輸入自由品」と「輸入制限品」に分類し、輸入管理を強化している。輸入業者は、事業識別番号（NIB）を取得し、用途に応じて一般輸入業者（API-U）または生産輸入業者（API-P）としてのライセンスを保有する必要がある。輸入プロセスには、電子データ交換（EDI）システムを介した広範な電子文書の提出が義務付けられている。
- **関税と税金**：輸入される美術品には、標準で**11%の付加価値税（VAT）**が課される（2025年1月1日より12%に引き上げ予定）。輸入関税は、物品のCIF価格（費用、保険料、運賃込み価格）に基づいて計算され、「**美術品**」カテゴリーの税率は**0%から40%の範囲で変動**する。2021年時点での平均最恵国（MFN）関税率は8.1%であった。この変動的かつ潜在的に高額な関税構造は、海外の美術品を取得する際の最終コストや、それを再販する際の収益性に大きな影響を与える可能性がある。

3. 文化の保護：国宝の定義

文化財保護に関する法的枠組みは、国家的に重要な物品を保護・管理する国家の権限を確立しており、特定の美術品の輸出可能性や所有権に直接影響を及ぼす。

- **法的基盤**：主要な法律は、2010年文化財保護法第11号である。この法律は、**文化財を「歴史、科学、文化にとって重要な価値を持つ」50年以上前の動産または不動産と定義**している。
- **所有権と管理**：特定の条件下で私的所有は認められているものの、**文化財は原則として国家政府の管轄下にある**と見なされる。これは、国家が重要と判断した美術品の輸出を阻止する最終的な権利を留保していることを意味し、事実上、輸出不可能な文化資産のカテゴリーを創出している。
- **法執行**：この法律は、文化財の損壊、窃盗、違法な移転に対して、最大10年の懲役刑と高額な罰金を科すなど、厳しい刑事罰を定めている。

4. 政策の影響

これらの政策は、インドネシアのアート市場が単なる自由市場ではなく、**国家の経済戦略と文化保護政策が深く交差する、管理されたエコシステム**であることを示している。複雑な貿易規制は、取引コストと官僚的手続きの観点から、大規模で確立されたプレーヤーに有利に働き、市場の集中化を促す可能性がある。また、文化財保護法は、特定のインドネシア美術品を「国宝」カテゴリーに位置づけ、**国際市場における希少性を高めると同時に、国内市場の価値の基盤を安定させる**役割を果たしている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

限定的な税優遇の下で企業の関与はブランド戦略が主目的である。

1. 企業による収集とパトロネージ

企業の多くは、直接的な財務リターンよりも、**ブランド価値の向上や社会的責任**といった戦略的な目的でアートに関与している。

- ・ **動機：**
 - ・ **CSRと文化的背景：**インドネシアの伝統的な**相互扶助の精神「ゴトン・ロヨン（gotong royong）」**は、**企業の慈善活動や地域社会への貢献の文化的基盤**となっており、これが芸術支援にも及ぶことがある。しかし、企業の寄付全体のうち、**芸術・文化分野に向けられるのは30%にとどまり**、社会活動、宗教、教育分野の後塵を拝している。
 - ・ **ブランドイメージ向上と「アートウォッシング」：**鉱業、タバコ、パーム油といった物議を醸す可能性のある業界の企業が、大規模な文化イベントのスポンサーとなることは珍しくない。これは、企業のパブリックイメージを向上させ、批判的な世論から注意をそらすための戦略、いわゆる「アートウォッシング」の一環と見なされることがある。
 - ・ **創業者の情熱：**多くの企業コレクションは、アディクスマ家（AKRコーポレーション）と彼らのMACAN美術館の例に見られるように、創業者やその後継者の個人的な情熱によって牽引されている。
- ・ **税制上のインセンティブ（寄付）：**インドネシアでは、企業の慈善活動に対する直接的な**税制優遇措置は限定的**である。国の災害、教育施設、社会インフラへの寄付は損金算入が認められているが、芸術・文化は主要な控除対象カテゴリーとして明確にリストアップされていない。この事実、**企業によるアート支援が、直接的な税制上のメリットよりも、マーケティングや広報といった戦略的目標によって動機づけられていることを示唆している。**

2. 法人向け：減価償却の対象外資産としてのアート

法人による美術品保有に関しては、税法上の減価償却の扱いが重要なポイントとなる。

- ・ **減価償却の原則：**インドネシアの税法では、「収益を得る、集める、維持するために」使用される、耐用年数1年以上の有形資産の減価償却が認められている。資産はグループ分けされ、それぞれに特定の償却率が設定されている。
- ・ **決定的な不作為：**最も重要な点は、国税総局（DJP）や財務省が発行するいかなる公式な税務規則においても、**「美術品」が減価償却可能な資産カテゴリーとして明示的にリストアップされていないこと**である。美術品の主たる機能は、機械やオフィス家具のように直接的に「収益を得る」ことではないため、この規定の対象外と解釈されるのが一般的である。
- ・ **会計上の取り扱い：**IFRSと収斂されたインドネシア財務会計基準（SAK）にも、アートコレクションに関する特定の基準は存在しない。企業は美術品を有形資産として計上する可能性が高いが、明確な耐用年数がなく、価値が増加する可能性があるため、通常は取得原価で貸借対照表に計上され、**体系的な減価償却は行われない**。これは、美術品が事業運営上の経費ではなく、**長期的な資本資産**として扱われることを意味する。

3. 法人によるアート取引の税務上の取り扱い

インドネシアにおける法人によるアート取引の税務上の取り扱いは以下の通りである。美術品の購入時には、**11%（2025年より12%）の付加価値税（VAT）**が課される。輸入時には関税も課される可能性がある。美術品を売却した場合、その**売却益は課税所得に含まれ、標準税率（22%）の法人所得税**の対象となる。美術品を寄付した場合、法人所得税法上の損金算入は限定的であり、**芸術・文化への寄付は主要な控除対象ではない**。減価償却については、税法上、**美術品は減価償却資産として明記されておらず、適用不可**である。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

相続税ゼロという税制インセンティブが、市場の牽引役である富裕層コレクターに対し、世代間相続を促している。

1. 富裕層コレクター：台頭する市場の牽引役

インドネシアの富裕層（HNWI）は、地域のアート市場において急速にその存在感を増しており、今や市場の主要な牽引役となっている。

- ・ **プロフィールと行動**：インドネシアは、「アート・バーゼル&UBSグローバル・コレクティング・サーベイ」の調査対象国に含まれるなど、HNWIコレクターの新興市場として国際的に認知されている。パンデミック後の国際オークションにおける支出額では、ベトナムやフィリピンに次ぐ存在感を示しており、**東南アジア全体の富の増大と収集への情熱の高まり**という大きなトレンドの一部を形成している。
- ・ **収集の動機**：アート収集は、情熱、社会的地位、そして投資という三つの動機が複雑に絡み合っている。大規模なコレクションを所有し、それを公開することは、富、洗練された趣味、そして文化的な後援者としての地位を象徴する行為である。オイ・ホン・ジェン博士やハリアント・アディクスモ氏のような著名なコレクターは、社会的に影響力のある公人であり、彼らの存在は、優れたコレクションがもたらす社会的資本の大きさを物語っている。
- ・ **支出パターン**：世界的なHNWIの傾向として、**新進アーティストへの支援（支出の52%）**や、**新しいギャラリーからの購入（コレクターの88%）**が活発化している。これは、インドネシアのコレクターもまた、単に確立された巨匠の作品を取引するだけでなく、**新たな才能を積極的に探し求めるダイナミックな市場参加者**であることを示唆している。

2. 個人向け：相続税ゼロという絶大なアドバンテージと税務上の取り扱い

インドネシアの税制は、**個人コレクターによる富の保全と移転（レガシー構築）**に最適化されている。個人によるアート取引の主な税務上の取り扱いは以下の通りである。

- ・ **購入**：美術品を国内外で購入する際、**11%（2025年より12%）の付加価値税（VAT）**が課される。
- ・ **売却**：美術品を売却した場合、その売却益は通常、一般所得として扱われ、**最大35%の累進課税率で所得税**が課税される。
- ・ **贈与**：独立した贈与税は存在しない。ただし、**直系家族（親子間）からの贈与は非課税**となるが、それ以外（兄弟姉妹間など）の贈与は受贈者の課税対象所得と見なされる。
- ・ **相続**：最大のアドバンテージとして、被相続人が生前に適正に資産申告（タックス・アムネ스티等）を行っていれば、**相続税が存在しない**。相続資産は所得税の課税対象から除外されており、美術品のような動産には不動産取得税も適用されない。

3. コレクターの出口戦略：税務に導かれる意思決定

コレクターが保有するコレクションをどのように手放すか、あるいは次世代に引き継ぐかは、主に税務上のインプリケーションによって左右される。

- ・ **売却**：流動性を確保するための最も直接的な手段である（オークション、プライベートセール等）。最大のデメリットはキャピタルゲイン税であり、**売却益は所得として扱われ、最大35%の累進課税の対象**となる。
- ・ **相続**：富の移転において**最も税効率の高い戦略**である。相続税が存在しないため、コレクションを相続人に引き継ぐことが、**流動性よりもレガシーと資産保全を優先**する場合のデフォルトかつ最も魅力的な選択肢となる。このインセンティブは、最高の作品の多くが何十年にもわたって個人コレクションに留まる傾向を生み出し、二次市場の供給を抑制する。その結果、アフアンディやヘンドラ・グナワンといった巨匠の傑作がオークションに出品される際には、この**人為的に抑制された供給が記録的な価格を生む一因**となり、彼らの**ブルーチップ資産としての地位をさらに強固なものにしている**。
- ・ **寄付**：公共機関への美術品の寄付は、文化的なレガシーを確立する方法の一つであるが、インドネシアにおける**税控除の枠組みは明確に整備されておらず**、その金銭的メリットは限定的である。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

国内アートファイナンスは黎明期だが、政府は「IPベース融資」制度で将来の布石を打ち、AML/CFT規制で市場の透明性確保を図っている。

1. 黎明期にあるアートファイナンス市場

インドネシア国内における正式なアート担保融資市場は、まだ発展の初期段階にある。しかし、政府による先進的な取り組みが、将来の市場形成に向けた道筋を示している。

- ・ **現状**：インドネシア国内で確立されたアート担保融資市場に関する具体的な情報は乏しく、黎明期にあると推察される。富裕層コレクターは、The Fine Art Group、シティ・プライベート・バンク、ドイツ銀行といった国際的なプライベートバンクや専門のアートファイナンス会社に依存している可能性が高い。これらの機関はグローバルに事業を展開しており、シンガポールや香港などのハブにある安全な保管施設に保管されているコレクションを担保とすることができる。融資額は100万ドルから2億ドルに及び、通常、担保評価額の50%（LTV比率）が融資上限となる。
- ・ **政府のイニシアチブ：IPベース・ファイナンス** 注目すべき進展は、2022年政府規則第24号（GR24/2022）に基づく**知的財産（IP）ベースの融資制度の導入**である。これにより、クリエイティブエコノミー分野の事業者は、**著作権や特許といった知的財産を融資の担保として活用できるようになった**。現時点では音楽、ゲーム、映画といったセクターが主対象だが、この制度は**無形のクリエイティブ資産を評価し、担保として承認するための法的・規制的枠組みを国内に構築する**という点で画期的である。この取り組みは、観光・クリエイティブエコノミー省（MoTCE）に登録されたIP鑑定士の制度を創設することで、国内の専門能力と規制上の信頼性を高めている。将来的には、この枠組みが高価値の有形クリエイティブ資産である**美術品にも拡大・応用され、国内のアートファイナンス市場を創出する論理的な次の一歩となる可能性**を秘めている。
- ・ **先進的な金融手法**：アートの証券化やアートファンドといった、より高度な金融手法は、インドネシア国内市場ではまだ普及していない。

2. 規制監督：AML/CFTコンプライアンス

市場の透明性と信頼性を確保するため、インドネシアは国際基準に準拠した厳格な規制監督体制を導入している。

- ・ **法的枠組み**：インドネシアは、主として2010年法律第8号に基づき、マネー・ローンダリング防止（AML）およびテロ資金供与対策（CFT）に関する強固な法的枠組みを有している。金融活動作業部会（FATF）も、同国の法制度と金融インテリジェンスの活用を高く評価している。
- ・ **報告義務事業者**：この法律は、疑わしい取引をインドネシア金融取引報告分析センター（PPATK）に報告する義務を負う「報告義務事業者」を定めている。重要なのは、このリストに銀行や金融機関だけでなく、「骨董品・美術品ディーラー」および「オークションハウス」が含まれている点である。
- ・ **義務内容**：これらアート市場参加者は、顧客デューデリジェンス（CDD）の実施、実質的支配者の特定、取引の監視、そして疑わしい金融取引（例：高額な現金決済）をPPATKに報告する義務を負う。これには、5億ルピア（約32,000米ドル）を超えるすべての現金取引の報告も含まれる。
- ・ **罰則**：規制を遵守しない場合、高額な罰金（最大1000億ルピア）、懲役刑（最大20年）、事業許可の取り消しといった厳しい罰則が科される。
- ・ **規制の影響**：このAML/CFT規制の導入は、**市場の透明性と合法性に対する国際的な信頼を構築する**。一方で、国内のギャラリーやオークションハウスに多大なコンプライアンスコストを課すことになり、専門の担当者を雇用する余裕のある**大手プレーヤーに有利に働き、市場のさらなる寡占化を促進する可能性**がある。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

ハイエンド市場と資源不足の公教育との間に「二層構造」が存在し、その教育的ギャップを私設美術館が準公共的に補完している。

1. 市民の関与と人的資本

エコシステムの長期的な持続可能性は、才能あるアーティストと、作品を理解し評価する鑑賞者層という人的資本の育成にかかっている。

- **公立学校における美術教育**：全国の芸術文化教育カリキュラムは、いくつかの構造的な課題に直面している。
 - **構造的問題**：授業時間は限られており、**学校はしばしば狭い範囲の芸術分野**（例：ある学年では美術、別の学年ではダンス）しか提供しないため、生徒が特定の分野で深い知識を得ることが困難になっている。
 - **教員の能力**：芸術分野における適切な学歴を持つ**有資格教員の不足**は、広範な問題である。教員はしばしば専門外の芸術科目を教えることを要求され、彼らのスキルアップを目的としたプログラムも限定的な成功しか収めていない。
 - **カリキュラムの理念**：カリキュラムを、保守的なアプローチから、創造性、批判的思考、適応力を育むものへと転換し、芸術教育をクリエイティブ産業のニーズと結びつけ、テクノロジーを取り入れる動きがあるが、その実施はまだ道半ばであるように見受けられる。
- **社会における美術館の役割**：美術館は、教育、文化保存、そして国民的アイデンティティ形成の重要な拠点として位置づけられている。
 - **機能**：美術館は、ワークショップやプログラムを提供する**非公式な教育センター**として機能し、研究者にとって不可欠なリソースである。その主要な役割は、文化遺産を保存・解釈し、国民の誇りと一体感を育むことにある。
 - **公設と私設の役割分担**：先述の通り、現代アート分野におけるダイナミズムは、主にMACAN美術館のような私設美術館によって牽引されている。これらの機関は、国際的なレベルの展覧会をインドネシアの一般市民に提供している。一方、インドネシア国立美術館のような国営機関は、国の公式な美術史（カノン）を保存するという、より伝統的な役割を果たしている。

2. エコシステムの「二層構造」

この状況は、インドネシアのアートエコシステム内に「二層構造」が形成されつつあることを示唆している。一方には、超富裕層の資本、私設美術館、国際的な関与によって駆動される、洗練され、グローバル化されたハイエンドのアート市場が存在する。もう一方には、**授業時間や分野が限定的であるといったカリキュラム設計上の課題や、専門的な資格を持つ教員の不足**といった制度的問題に直面している公的な芸術教育システムがある。この乖離は、**アートの世界が富裕層のための排他的な領域となり、多様な背景を持つ才能の育成経路が限られ、文化的なリテラシーを持つ将来の鑑賞者層が先細りになるリスクを生む。**

この文脈において、MACAN美術館のような**私設美術館**は、単なる富の顕示の場ではなく、**公教育のギャップを埋めるという準公共的な機能**を果たしている。これらの機関は、国営セクターが提供できない可能性のある、世界クラスの現代アートへのアクセスと教育プログラムを提供している。したがって、これらの私設機関は、市場だけでなく、特にジャカルタのような大都市における広範な文化教育にとっても重要であるが、（公教育の補完という）中核的な公共財（本来は公的機関が担うべき役割）を、（私設美術館の運営といった）**民間の慈善活動に依存することは、アクセシビリティ、長期的な安定性、そしてキュレーションの独立性に関する問題を提起する。**

⑥主な出典、参考資料一覧

- Kemlu - Creative Economy Book.pdf, 2025/10/6調査時点
<https://kemlu.go.id/files/repositori/72917/Kemlu%20-%20Creative%20Economy%20Book.pdf>
- Exploring the Potential of the Art Market in Indonesia, 2025/10/6調査時点
<https://www.kemenpar.go.id/en/articles/exploring-the-potential-of-the-art-market-in-indonesia>
- A Spotlight on Indonesia's Burgeoning Art Market | Modern Art | Asia - Sothebys.com, 2025/10/6調査時点
<https://www.sothebys.com/en/articles/a-spotlight-on-indonesias-burgeoning-art-market>
- Private Client Laws and Regulations Report 2025 Indonesia, 2025/10/6調査時点
<https://iclg.com/practice-areas/private-client-laws-and-regulations/indonesia>
- Cultural properties of Indonesia - Wikipedia, 2025/10/6調査時点
https://en.wikipedia.org/wiki/Cultural_properties_of_Indonesia
- What to Expect at Art Jakarta 2025 - pluralartmag.com, 2025/10/6調査時点
<https://pluralartmag.com/what-to-expect-at-art-jakarta-2025/>
- Indonesia's Richest 2017: Heir To Chemicals Fortune Brings Modern Art To Indonesia, 2025/10/6調査時点
<https://www.forbes.com/sites/jenniferwang/2017/11/29/indonesias-richest-2017-heir-to-chemicals-fortune-brings-modern-art-to-indonesia/>
- The Art Basel and UBS Survey of Global Collecting 2024, 2025/10/6調査時点
<https://theartmarket.artbasel.com/download/The-Art-Basel-and-UBS-Survey-of-Global-Collecting-in-2024.pdf>
- Indonesia - Corporate - Deductions - PWC Tax Summaries, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/indonesia/corporate/deductions>
- Indonesian Pocket Tax Book 2024 - PwC, 2025/10/6調査時点
<https://www.pwc.com/id/en/pocket-tax-book/english/pocket-tax-book-2024.pdf>
- Inheritance Tax in Indonesia - Ideatax, 2025/10/6調査時点
<https://ideatax.id/jp/articles/inheritance-tax-in-indonesia>
- Indonesia readies IP-Based Financing for creative economy growth, 2025/10/6調査時点
<https://www.asiaiplaw.com/sector/patents/indonesia-readies-ip-based-financing-for-creative-economy-growth>
- Indonesia's measures to combat money laundering and terrorist financing - FATF, 2025/10/6調査時点
<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Mutualevaluations/MER-Indonesia-2023.html>
- Integrated Arts and Culture Education Model for Public Schools in Indonesia: The Case Study of 'Made in Cirebon' as a Cooperation Project with an Artist Community - ResearchGate, 2025/10/6調査時点
https://www.researchgate.net/publication/367668141_Integrated_Arts_and_Culture_Education_Model_for_Public_Schools_in_Indonesia_The_Case_Study_of_'Made_in_Cirebon'_as_a_Cooperation_Project_with_an_Artist_Community

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
タイのクリエイティブ産業はGDPの8.01%（1.44兆バーツ）を占める経済基盤である。その中でビジュアルアート産業は2018年時点で230億バーツ規模であり、成長分野と目されている。国際取引も堅調で、美術品輸出額は2021年の2990万ドルから2026年には3520万ドルへの成長が予測される。伝統的なファインアートに加え、アートの含むキャラクター産業が2023年に21%成長（24.5億バーツ）するなど、市場の裾野が拡大している。政府はこれらを「ソフトパワー」戦略の核と捉え、成長分野を加速させる「選択と集中」のアプローチを採っている。	タイの税制は、富裕層の資産を文化資本へ誘導する戦略的な設計が特徴である。 - 個人（購入・売却）： 2025年1月1日から2027年12月31日までの時限措置として、個人納税者が特定アーティスト（国民的芸術家、OCAC登録作家等）の作品を購入した場合、年間最大10万バーツの所得控除が認められる。これは需要サイド（コレクター）を育成し、市場の裾野を広げる明確な戦略的介入である。 - 売却益は「その他の所得」として総合課税（累進税率0〜35%）の対象となる。 - 法人（減価償却・寄付）： - 減価償却：美術品を対象とした特別な減価償却制度は存在せず、一般的に償却は認められない。購入は節税メリットに繋がりにくい。 - 寄付：企業による寄付は、純利益の2%を上限に損金算入可能。さらに、e-Donationシステム経由で適格団体へ寄付した場合、寄付額の2倍を損金算入できる（純利益の10%上限）。 - 相続税・贈与税： - 相続税：1億バーツ超の遺産に課税されるが、課税対象資産を定めたリストに不動産や金融資産は含まれる一方、美術品は明確にリストアップされていない。 - 現行法上は課税対象外となっており、結果として資産保全のインセンティブとして機能し、資産の国内文化資本化を促進する可能性がある。	タイの民間セクターは、市場の「インフラストラクチャー」整備をボトムアップで主導している。特にコレクション管理に必要な高度専門サービスが国際基準で整備されている点が特徴である。 - 保管・輸送：JWD Art Spaceは、厳格な温湿度管理と最高水準のセキュリティを備えた美術品専門保管施設を運営する。ELITEは、兵馬俑の輸送実績も持つ美術品専門の輸送業者である。 - 修復・保存：SAC Galleryの「Conservation Lab」やRSF Art Clinicなどが、国際基準の修復サービスを提供し、作品の物理的価値を維持している。 - 流通・評価：従来のRCB Auctionsに加え、2021年に現代アート専門のオークションハウスThe Art Auction Center（TAAC）が設立され、鑑定評価やプライベートセールも手掛け、市場の流動性向上に貢献している。これらの専門インフラの充実は、コレクターが安心して資産を保有・管理できる環境を構築し、エコシステム全体の成熟を加速させている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
タイのエコシステムは、公的機関による「トップダウンの戦略設定」と、民間による「ボトムアップのインフラ整備」が同時進行する、ハイブリッドな発展モデルを呈している。公的機関として、文化省傘下の美術局が文化財保護（輸出規制等）、現代美術文化局（OCAC）が現代アート振興、クリエイティブ・エコノミー・エージェンシー（CEA）が産業全体の戦略推進と、明確に役割分担されている。民間では、国際的な画廊やオークションハウス（RCB, TAAC）に加え、JWD Art Space（専門保管）、ELITE（専門輸送）、SAC Gallery（修復ラボ）など、国際基準の高度専門サービスが急速に整備され、市場の成熟を加速させている。	タイ政府は「ソフトパワー」を国家戦略の中核に据え、文化を経済価値に転換する政策を推進している。そのアプローチは「保護」と「振興」の明確な二重構造を持つ。 - 保護：1961年文化財保護法に基づき、美術局が歴史的・宗教的に重要な文化遺産（骨董品、仏像等）の輸出を厳格に管理し、国外流出を防いでいる。 - 振興：現代アートは「流通・成長させるべき資産」と位置づけられる。OCACによるアーティスト登録・支援や、CEAによるクリエイティブ産業全体の推進（バンコク・デザインウィーク主催等）が行われている。 - 戦略的介入：2025年からの個人向け美術品購入に関する所得控除（最大10万バーツ）の導入は、需要喚起を目的とした直接的な市場介入である。また、2025年のAML法改正で美術品ディーラーを規制対象に加え、市場の透明性と国際的信頼性の向上を目指している。	タイの美術館は、公的アクセスと個人コレクションの公共化という二つの側面で重要な役割を担っている。公的な施策として、バンコク・アート・アンド・カルチャー・センター（BACC）は入場無料で運営されており、国内外の多様な文化機関と連携し、市民が現代アートに触れるための重要な学習拠点として機能している。私的な取り組みとしては、チェンマイのMAIAM現代美術館が挙げられる。これは、ブンナーク家とソッコソン家の個人コレクションを基に設立された私設美術館であり、個人の情熱がタイの現代アートを国内外に紹介する重要な公共の文化資本へと昇華した事例である。このほか、ジム・トンブソンの家のような質の高い私設美術館も、市民や観光客の文化アクセスを補完している。
日本への示唆		
タイのアートエコシステム分析から、日本が参考にすべき点は以下の4点に集約される。 - 明確な国家戦略との連動性：タイは「ソフトパワー」という国家戦略とアート市場振興を明確に結びつけ、税制改正（個人の所得控除）という具体的な経済戦略に落とし込んでいる。文化政策と経済政策の統合的なアプローチが重要である。 - 需要サイド（コレクター）育成への戦略的注力：企業メセナ依存の構造から脱却し、個人納税者をターゲットにした税制優遇を導入することで、市場の裾野を広げ、厚みのある持続可能な市場構造を目指している。 - 官民ハブとなる専門推進機関の役割：クリエイティブ・エコノミー・エージェンシー（CEA）のような、省庁の縦割りを越え、市場調査、起業家支援、イベント主催までを機動的に担う専門機関が、政策の実効性を高めている。 - 国際基準への積極的な準拠：マネー・ローンダリング防止（AML）規制を強化し、美術品ディーラーを規制対象に加えることで、短期的なコスト増よりも市場の透明性と国際的信頼性の確保を優先している。 これらの示唆に基づき、日本においても「個人向け所得控除制度の時限的導入」、「相続税における物納要件の抜本的緩和」、「金融機関向けのアートファイナンス・ガイドライン策定」といった具体的な施策が求められる。		
政府がトップダウンで戦略を主導し、民間が高度なインフラ整備を担うハイブリッド型である。	「ソフトパワー」国家戦略として、文化財の「保護」と現代アートの「振興」を区分している。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

GDP8%超の巨大なクリエイティブ産業を基盤に、政府の「ソフトパワー」戦略と民間ダイナミズムの両輪によって成長を遂げている。

タイのアート市場は、国家の経済構造と政府の戦略的意図の中に深く組み込まれている。

1. 経済基盤

タイのクリエイティブ産業は、国家経済において重要な位置を占めている。2023年時点でその**経済価値はGDPの8.01%（1.44兆バーツ）**に達し、**96万人超の雇用**を生み出しており、これがアート市場全体の経済基盤となっている。

2. 市場成長

クリエイティブ・エコノミー・エージェンシー（CEA）の報告によれば、中核分野である**ビジュアルアート産業は、2014年の180億バーツから2018年には230億バーツ規模**へとパンデミック以前まで着実な拡大を続けていた。パンデミックによる景気後退の中でも、NFT（非代替性トークン）のような新たなデジタル技術の活用によって活路を見出している。

3. 国際取引

市場は国内需要に留まらず、国際取引も堅調な成長軌道にある。ある市場予測によれば、**美術品（Artwork）輸出額は2021年の2990万ドルから2026年には3520万ドル（CAGR 2.7%）へ、輸入額も同期間に2480万ドルから2820万ドル（CAGR 2.2%）へと増加が見込まれている**。これは、国内の創作活動が国際的に評価されていることと、国内コレクターによる海外作品への需要がともに高まっていることを示唆する。

4. 市場の多様化

伝統的なファインアートに加え、**アートイを含むキャラクター産業が2023年に21%増（24.5億バーツ）**という急成長を遂げるなど、市場の裾野が急速に拡大している。この現象は、伝統的なファインアートの枠を超え、**より広範な層にアピールするアート関連商品が市場の裾野を広げている**ことを示している。クリエイティブ産業全体の経済価値の内訳では、伝統的な美術品が上位を占めるわけではなく、市場のエネルギーが骨董品や仏教美術から、より現代的でアクセスしやすい形態へと移行しつつあることが示されている。

5. 国家戦略

政府は「ソフトパワー」戦略に基づき、GDP8%超の経済基盤からビジュアルアート等の成長分野を選ぶ「**選択と集中**」のアプローチを採っている。この戦略は単なる抽象的な文化振興策ではない。クリエイティブ産業が既にGDPの8%を超える確固たる経済基盤を形成している中で、政府の政策介入は、この基盤の中から**特に成長性が高く、国際的な訴求力を持つ分野を戦略的に選出し、資源を集中投下**するものである。2025年から導入される美術品購入に関する**税制優遇措置**は、まさにこの戦略を具現化するものであり、衰退分野の底上げではなく、成長分野をさらに加速させることで、経済的リターンを最大化しようとする明確な意図の表れである。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

政府の戦略的指導を担う公的機関と、市場のダイナミズムを生み出す民間プレイヤーとのハイブリッドな連携によって駆動されている。

1. 公的機関

タイの文化政策は文化省（Ministry of Culture）が統括し、その傘下の専門機関が明確な役割分担を行っている。

- **美術局（Fine Arts Department）**:文化遺産の「保護者」としての役割を担う。1961年の文化財保護法に基づき、古代記念物、骨董品、美術品の保存、修復、管理、そして国立博物館の運営を一手に引き受けている。特に文化財の輸出入許可権限を持ち、歴史的資産の国外流出を防ぐ防波堤となっている。
- **現代美術文化局（Office of Contemporary Art and Culture, OCAC）**:現代アートの「振興者」である。ビジュアルアート、舞台芸術、デザイン等の創造活動を支援し、国内外に普及させることを任務とする。OCACはアーティストの登録制度を運営しており、ここに登録されたアーティストの作品は、**2025年から始まる税制優遇措置の対象**となる。
- **クリエイティブ・エコミー・エージェンシー（Creative Economy Agency, CEA）**:2018年に設立された、**クリエイティブ産業全体の「戦略的推進者」**である。バンコク・デザインウィークといった大規模イベントを主催し、クリエイティブ分野の起業家育成や環境整備（クリエイティブ地区開発など）を主導している。

2. 民間プレイヤー

市場の最前線では、多様な民間プレイヤーが高度に専門化されたサービスを提供し、エコシステムを支えている。

- **画廊（Galleries）**:バンコクには、100 Tonson Foundation、Tang Contemporary Art、SAC Gallery、BANGKOK CITYCITY GALLERYなど、国際的に評価の高い現代アートギャラリーが集積し、価値創造の起点となっている。
- **オークションハウス（Auction Houses）**:1987年設立のRCB Auctionsが骨董品から現代アートまでを幅広く扱う一方、2021年設立のThe Art Auction Center (TAAC)は現代アートに特化し、急速に存在感を高めている。これらは作品に公開市場での価格を付与し、流動性を確保する。
- **専門サービス（インフラストラクチャー）**:
 - **鑑定・評価**:Christie's（オンライン査定）やMearto、TAACが専門的な評価サービスを提供。
 - **修復・保存**:SAC Galleryの「Conservation Lab」やRSF Art Clinicが、国際基準の修復サービスを提供。
 - **保管・輸送・保険**:JWD Art Spaceは、国際基準のセキュリティと温湿度管理を備えた美術品専門の保管・物流サービスを提供。ELITEは、数十年にわたる美術品・展示品の専門輸送の実績を持つ。Howden Thailandのような保険ブローカーが、包括的な美術品専門保険を提供している。

この官民の動きは同期しており、**政府がOCACやCEAを通じて「ソフトパワー」という国家戦略（トップダウン）を打ち出し、需要（コレクター育成）を喚起する一方で、民間がその受け皿となる高度な専門インフラ（ボトムアップ）を整備する**という、効果的な役割分担がエコシステムの急速な成熟を促している。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

タイの文化財政策は、「保護」と「振興」の明確な二重構造を持っており、これが作品の流通、特に輸出入の力学を規定している。

1. 「保護」：歴史的文化財の厳格な輸出規制

文化遺産の保護は、タイの文化政策の根幹をなす。その法的基盤は「1961年古代記念物・骨董品・美術品・国立博物館法」である。この法律に基づき、文化省の美術局（Fine Arts Department）が、古代記念物、骨董品、および美術品の管理・保護に関する広範な権限を有している。この保護主義的な姿勢は、輸出入規制に明確に反映されている。美術品や骨董品の輸出入には、美術局の許可が必要となる。特に、以下の品目については、輸出が厳しく制限されるか、あるいは許可されない場合がある。

- 高さ13cmを超える仏像
- 国の文化遺産と見なされる可能性のある真正の骨董品

これは、歴史的・宗教的に重要な文化資産の国外流出を防ぎ、その価値を国内に留保するという意志の表れである。

2. 「振興」：現代アートの流通促進

一方で、政府は現代アートを中心とするクリエイティブ産業の振興にも積極的である。2025年10月、文化大臣は「文化の力（Power of Culture）」を推進する政策を発表し、タイの創造性を経済的価値に転換する方針を明確にした。この振興策の具体的な現れが、**2025年から導入される個人向けの美術品購入に関する税制優遇措置**や、クリエイティブ・エコノミー・エージェンシー（CEA）のような専門機関による支援活動である。これらの政策は、保護の対象となる歴史的文化財とは対照的に、**現代アートを「流通・成長させるべき資産」として捉えている。**

このように、タイの政策は、作品のカテゴリーによって明確に対応を分けている。**歴史的・宗教的に重要な文化遺産に対しては厳格な保護・輸出規制を適用し、その価値を国内に留保する。**その一方で、**現代アートやデザインに対しては、税制優遇や専門機関による支援を通じて市場の活性化と国際展開（輸出入）を積極的に後押しする。**この二元的なアプローチが、タイのアート市場における作品の流動性と価値形成の力学を規定している。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

タイの制度設計は、企業による美術品の購入（節税目的）よりも、メセナ活動や寄付といった文化支援を優遇する方向で構築されている。

1. 寄付に関する税制優遇

企業がアートエコシステムに関与する最大のインセンティブは、**寄付に関する税制優遇措置**である。

- **一般寄付**:企業が指定された慈善団体（美術館や文化財団等）や公共の利益のために行う寄付は、その事業年度の**純利益の2%を上限として損金に算入**することが認められている。
- **特別寄付（2倍控除）**:さらに、政府は特定の寄付を奨励している。**政府が指定する適格な財団や公的機関**（知識管理開発事務所（OKMD）など）へ電子寄付システム（e-Donation）を通じて寄付を行った場合、企業はその**寄付額の2倍に相当する金額を損金算入**できる。ただし、この特例による損金算入額は、通常の寄付金控除と合わせて、純利益の10%が上限となる。

2. 美術品購入に関する限定的な税務メリット

一方で、企業が事業目的で美術品を購入した場合の税務上のメリットは限定的である。

- **減価償却**:美術品を対象とした特別な減価償却制度は明記されておらず、**一般的に認められない**。美術品の多くは、物理的な劣化が価値の減少に直結せず、むしろ価値が増加する可能性があるため、「耐用年数が確定できない資産」と見なされるためである。
- **会計処理**:タイの会計基準（TFRS）はIFRSに準拠しているが、IFRS自体に美術品専門の会計基準は存在しない。実務上、有形固定資産（IAS16）等を類推適用するが、**償却による費用計上は困難**である。

3. 売却時の課税

企業が保有する美術品を売却した場合、その売却によって得られた利益（売却価格から取得原価を差し引いた額）は、他の事業収入と同様に法人所得と見なされ、通常の**法人税率（純利益300万バーツ超は20%等）**で課税される。

これらの税制を総合すると、美術品購入に対する直接的な節税インセンティブ（減価償却）が限定的であるのに対し、寄付に対する税制優遇は手厚い。この非対称な構造は、企業に対し、**美術品を単に資産として購入するのではなく、コレクションの公開、美術館への寄託、最終的な寄付といった、より社会貢献性の高い活動と結びつけることを促す**。結果として、企業のアートへの関与は、**短期的な節税よりも、文化支援を通じたCSRや企業ブランド価値の向上といった、長期的な無形資産への投資**としての性格を強めている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層コレクターにとってアート所有は美的な充足感と資産形成の融合であり、そのライフサイクルは、税制・法制度により方向付けられている。

1. 購入

政府は、ソフトパワー戦略の核心として、需要サイドである**個人コレクターの育成**に注力している。その象徴的な施策が、2025年1月1日から2027年12月31日までの3年間の時限措置として導入される**所得控除制度**である。これにより、個人納税者は、国民的芸術家、シラパトーン賞受賞者、または現代美術文化局（OCAC）に登録されたアーティストが制作したビジュアルアート作品を購入した場合、**年間最大10万バーツまでを課税所得から控除**することができる。これは、市場の裾野を広げ、**BtoCモデルへの転換を促す戦略的介入**である。

2. 所有・管理

アートは**インフレに対するヘッジ資産**として機能し、伝統的資産との相関性が低いことから、**ポートフォリオの多様化**に貢献する。タイのコレクターの中には、国際的な作家より、将来的な価値上昇を見込んでタイ国内のトップアーティストに戦略的に投資する者もいる。コレクションの管理実務として、JWD Art Spaceのような専門保管施設や、Howdenのような専門保険、Citi Private Bankなどのアートアドバイザリーサービスが活用される。

3. 出口戦略

富裕層の出口戦略は多様であり、特に資産承継における税制上の優位性が注目される。

- **売却（Liquidation）**: オークションハウス（RCB, TAAC）やプライベートセールを通じて売却し、キャピタルゲインを実現する。個人が売却して得た利益は、タイ所得税法上「その他の所得」として**総合課税（累進税率0～35%）**の対象となる。
- **寄付（Donation）**: 美術館や文化財団への寄付は、**文化貢献と節税を両立させる**選択肢である。個人は、指定された団体への寄付について、純所得の10%を上限として所得控除を受けることができる（特定のe-Donationは2倍控除の特例あり）。MAIIM現代美術館は、個人コレクションが公共化された好例である。
- **相続・贈与（Inheritance/Gift）**: タイの資産承継税制は、美術品にとって特に有利な環境を提供する可能性がある。
 - **相続税**: 2016年に導入された相続税は、**遺産総額が1億バーツを超える部分にのみ課税**される。
 - **課税対象外の資産**: 重要な点は、相続税法第14条で定められた課税対象資産のリスト（不動産、有価証券、預金等）に、**美術品、骨董品、宝飾品といった動産が明確に含まれていない**ことである。
 - **現行法において生まれたインセンティブ**: 結果として**富裕層が相続税の課税対象となる金融資産を、課税対象と明記されていない美術品という「文化資産」に転換する、資産保全のインセンティブとして機能している**と解釈できる。これは、富裕層の資産が国外へ流出するのを防ぎ、国内の文化資本として蓄積・継承されることを促す、国家的なインセンティブ構造である可能性がある。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

タイにおいて、美術品は金融資産へと変容しつつあるが、アートファイナンスと規制の成熟は過渡期にある。

1. アートファイナンス（アート担保ローン）

アートファイナンス、特に美術品を担保とした融資は、コレクターが作品を売却せずに流動性を確保する手段である。しかし、タイの市場は二極化している。

- **国内金融機関の不在**: 現在のところ、タイ国内の大手商業銀行がアートファイナンスを公式サービスとして積極的に展開していることを示す情報は見当たらない。これは、美術品の価値評価の難しさ、担保管理の専門インフラ不足、関連法制度の未整備などが背景にあると推察される。
- **国際金融機関への依存**: この国内市場の空白を、グローバルに展開するプライベートバンクが埋めている。J.P. Morgan、Deutsche Bank、Bank of America、Citi Private Bank といった国際金融機関は、富裕層（HNWI）向けサービスの一環としてアート担保ローンを提供しており、タイのトップコレクターもこれを利用している。
 - **融資額は鑑定評価額の50%程度が上限**となることが多く、コレクション全体の評価額が数千万ドル規模のトップコレクターが主な対象である。
 - コレクターは、愛着のある作品を手放さずに流動性を確保でき、売却時に発生する**キャピタルゲイン税の支払いを繰り延べる税務上のメリット**もある。

2. 金融規制とコンプライアンス（AML/CFT）

アート市場の成長は、その匿名性や価格の主観性といった特性から、マネー・ローンダリング（AML）やテロ資金供与（CFT）に悪用されるリスクを増大させる。タイ政府は、国際的な潮流（FATFの指摘やEUのAMLD5等）に歩調を合わせ、このリスクに対応するため規制強化に乗り出している。

- **法改正**: 2025年2月25日、タイ内閣はマネー・ローンダリング防止法の改正案を承認した。
- **美術品ディーラーの規制対象化**: この改正の最も重要な点の一つは、AML/CFTのコンプライアンス義務を負う報告事業者の範囲を拡大し、新たに「**骨董品・美術品ディーラー**」をその対象に含めたことである。
- **ディーラーの義務**: これにより、タイの画廊、オークションハウス、美術商などは、マネー・ローンダリング防止室（AMLO）の監督下に置かれ、以下のような義務を負うことになる。
 - 顧客デューデリジェンス（CDD）：顧客の身元確認（KYC）と実質的支配者（UBO）の特定。
 - 記録保存。
 - 疑わしい取引の報告（STR）。

このAML規制強化は、短期的にはディーラーのコスト負担増となるが、**長期的には市場の透明性と信頼性を飛躍的に向上させる「制度的インフラ」整備**である。これにより、コンプライアンスを重視する国際的なコレクターや投資家が安心してタイ市場に参入できる環境が整い、**市場の健全な国際化を促進する戦略的投資**と評価できる。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

将来のアーティストやコレクター層を育成するための基盤として、制度教育と社会教育の両面から市民のアートへの関与を促進している。

1. 制度教育（基礎教育・高等教育）

タイの公教育は、市民が幼少期から芸術に触れる機会を制度的に保障している。

- **基礎教育課程（初等・中等教育）**：美術と音楽がコア科目に含まれている。このカリキュラムは、単なる技術習得に留まらず、児童・生徒の創造性や美的感覚を育むこと、さらに自国の文化遺産への理解を深めることを目的としている。これにより、国民全体の文化的な素養の底上げが図られている。
- **高等教育（専門教育と課題）**：高等教育段階になると、**美術教育は専門領域**へと移行する。シラパコーン大学のような伝統ある美術専門大学が、プロフェッショナルなアーティストやデザイナーの育成を担っている。一方で、美術専門以外の一般の学生が、教養として美術史や美術鑑賞を体系的に学ぶ機会は限られているという課題も指摘されており、**専門家育成と一般教養の間には乖離**も見られる。

2. 社会教育と市民参加（公共文化施設）

制度教育を補完し、一般市民がアートに触れるための重要な窓口として、アクセスしやすい公共文化施設が機能している。

- **中核的拠点（BACC）**：特に、**バンコク・アート・アンド・カルチャー・センター（BACC）**は、エコシステムのハブとして中心的な役割を果たしている。BACCは**入場無料**で運営されており、経済的な障壁なく市民が現代アートに触れられる、重要な学習拠点となっている。BACCは自主企画だけでなく、サイアム協会やゲーテ・インスティテュートといった国内外の多様な文化機関と広範なネットワークを構築しており、これにより、**質の高い多様な展示やイベントを継続的に市民へ提供することが可能**となっている。
- **私設美術館による補完**：公的施設に加え、ジム・トンプソンの家のような質の高い私設美術館も、タイの豊かな文化資源へのアクセスを補完している。また、チェンマイのMAIIAM現代美術館のように、**個人のコレクションが一般に公開され、重要な教育普及の場**となっている事例もある。

これらの基礎教育と公共・私設の文化施設が連携することで、一般市民の文化へのアクセスが支援され、**タイのアート市場の需要サイドを支える「将来のアーティストやコレクターを育む土壌」が形成**されている。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Thailand encouraged to redefine creative economy policy - Thai PBS World, 2025/10/6調査時点
<https://world.thaipbs.or.th/detail/thailand-encouraged-to-redefine-creative-economy-policy/57109>
- Tax: Promoting Soft Power and Advancing Thailand's Art Industry - The Legal Co., Ltd., 2025/10/6調査時点
<https://thelegal.co.th/2025/09/16/tax-promoting-soft-power-and-advancing-thailands-art-industry/>
- Cabinet gives green light for tax incentives to aid artists - Bangkok Post, 2025/10/6調査時点
<https://www.bangkokpost.com/thailand/general/3089590/cabinet-gives-green-light-for-tax-incentives-to-aid-artists>
- Office of Contemporary Art & Culture, Ministry of Culture, Thailand (OCAC) - Culture360.org, 2025/10/6調査時点
<https://culture360.asef.org/resources/office-contemporary-art-culture-ministry-culture-thailand-ocac/>
- About - JWD Art Space, 2025/10/6調査時点
<https://www.jwd-artspace.com/en/about/>
- The Art Auction Center, 2025/10/6調査時点
<https://theartauctioncenter.com/>
- Inheritance Tax: An Overview - Siam Legal, 2025/10/6調査時点
<https://www.siam-legal.com/thailand-law/inheritance-tax-an-overview/>
- Thailand Approves New Anti-Money Laundering Laws - MPG - Mahanakorn Partners Group, 2025/10/6調査時点
<https://mahanakornpartners.com/thailand-approves-new-anti-money-laundering-laws/>
- CEA OUTLOOK : Keep Up with the Creative Economy Future Trends (January - June 2021), 2025/10/6調査時点
<https://www.cea.or.th/en/single-research/cea-outlook-05-THAILAND-VISUAL-ARTS-INDUSTRY>
- Act on Ancient Monuments, Antiques, Objects of Art and National Museums 1961 - AsianLII, 2025/10/6調査時点
http://www.asianlii.org/th/legis/consol_act/aoamaooaanm1961650/
- Thailand - Corporate - Deductions - PWC Tax Summaries, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/thailand/corporate/deductions>
- Tax incentives provided for donations to certain foundations or public organizations, 2025/10/6調査時点
<https://www.taxathand.com/article/38825/Thailand/2025/Tax-incentives-provided-for-donations-to-certain-foundations-or-public-organizations>
- Art advisory and finance | Art lending - Citi Private Bank, 2025/10/6調査時点
<https://www.privatebank.citibank.com/we-offer/art>
- Treasury Releases Study on Illicit Finance in the High-Value Art Market, 2025/10/6調査時点
<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0588>

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
ベトナム政府は文化産業を経済成長の柱と明確に位置づけ、 2030年までにGDPの7%に貢献 させる国家目標を掲げている。美術品市場では、輸出額が2021年の280万米ドルから 2026年には350万米ドル に達すると予測される。急速な経済成長と中間層・富裕層の拡大が国内需要を牽引している。特に国際オークション市場において、レ・フォー（Lê Phổ）など近代巨匠の作品評価が急騰しており、 国内市場の規模を遥かに超えるスピードで国際的な価値が確立 されつつある。	美術品を資産として明確に位置づける特化した法制度や税制は未整備である。 • VAT:2025年7月1日より、文化・芸術活動に対する優遇VAT率（5%）が廃止され、標準税率10%に引き上げられる予定である。これは購入コストを増加させ、市場の拡大を阻害する可能性が懸念されている。 • 減価償却:法人が美術品を取得した場合、美術品は物理的に「減耗」する資産とは見なされないため、現行の法人税規定（通達45/2013/TT-BTC）上、減価償却資産として認められる可能性は低い。 • 寄付:企業が教育や医療へ資金提供する際の損金算入制度はあるが、美術品を文化団体へ寄付することに関する特例はない。個人が寄付した場合の所得控除制度も確認できない。 • 相続税:相続・贈与所得は1,000万ドン超に対し一律10%が課税されるが、課税対象資産リストに美術品が明記されておらず、法的な曖昧さが存在する。また、配偶者、親子、兄弟姉妹といった近親者間の相続・贈与は広範に非課税とされる。 • 売却益:個人の美術品売却益に対する個人所得税の扱いは明確な規定がなく、法的なグレーゾーンとなっている。	政府による独立した現代アートシーンへの直接的な資金提供は事実上皆無であり、英国のアーツ・カウンシルのような公的資金を配分する中間支援組織も存在しない。この制度的な空白を埋める形で、 140を超える独立系のアートスペースやクリエイティブハブが、実験的な表現の場やコミュニティの拠点として活発に活動 している。しかし、その運営基盤は脆弱である。これらの活動の多くは、皮肉にも外国の文化機関、NGO、そして一部の民間バトロンからの経済的支援によって支えられており、 持続可能な国内の支援モデルの欠如 が構造的な課題となっている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
市場は「 二層構造 」を持つ。一つには、サザビーズやボナムズといった国際オークションハウスが近代美術の価格形成と国際的評価を主導する、 高度に専門化された市場 が存在する。もう一方には、信頼性と専門性の欠如に直面する、 未発達な国内エコシステム が広がる。特に、アーティストのキャリアを中長期的にマネジメントする「 真にプロフェッショナルなギャラリー 」や、 信頼できる公的な「鑑定機関」が存在しない ことが深刻なインフラの欠落であり、後述する贋作問題の温床となっている。	政府のアプローチは、経済成長への野心と国家主義的な管理統制欲との間で矛盾を抱えている。経済政策として文化産業のGDP比7%目標を掲げる一方で、ミクロな政策がそれを妨げている。第一に、 厳格な保護主義 である。「文化遺産法」に基づき、1945年以前の「遺物、古美術品」等の国外輸送を厳しく規制し、歴史的資産の国外流出を阻止している。これは資産保護には有効だが、 国際的な流動性を妨げる参入障壁 となっている。第二に、 厳格な検閲制度 である。展覧会開催には文化・スポーツ・観光省の許可が必要だが、プロセスは不透明で煩雑である。許可後も「 文化警察 」による 予告なき査察で作品撤去や中止を命じられるリスク があり、アーティストの萎縮や自己検閲を助長している。	国家の芸術遺産を保存・展示する中核機関は、 ベトナム国立美術館（VNFM） である。約2万点のコレクションを収蔵し、美術史研究や保存修復を担う。近年、VNFMは物理的な限界を超え、 より多くの国民にアートを届けるため、デジタル化への革新的な取り組み を進めている。その代表例が、ベトナム初の3Dインタラクティブ技術を活用したオンライン展示空間「 VAES（Vietnam Art Exhibition Space） 」である。VAESは時間や場所の制約なく作品鑑賞を可能にし、すでに30万件のアクセスを集めるなど、国家主導で次世代の観客を育成し、エコシステムの基盤を拡大する試みとして注目される。なお、 富裕層コレクターによる私立美術館の設立は最近許可されたばかりで、その数はまだ少ない 。
日本への示唆		
ベトナムの事例は、日本のアート市場活性化において教訓と提言を提供する。 ベトナムから得られる3つの教訓: 1. 国家戦略の力:文化セクターを経済成長の柱と位置づけ、「GDP比7%」等の明確な数値目標（KPI）を掲げる国家戦略は、民間セクターの投資と関心を喚起するシグナルとして機能する。 2. 保護主義の功罪:厳格な輸出規制は歴史的資産の国内保持には成功するが、代償として市場の流動性とグローバルな統合を犠牲にする。文化財保護と市場機能のバランスが重要である。 3. 税制インセンティブの明確さ:ベトナムの相続税制（近親者間非課税）は、結果としてコレクションの「死蔵」を招く側面があるものの、その「シンプルさ」が人々の行動（一族内承継）を強く方向づけている。 日本への具体的提言: • 税制改革（インセンティブ設計）:法人コレクション形成を促す「美術品減価償却の導入」や、貴重な文化資産の公共還元を促す「相続税の物納制度の拡充」を行う。 • 市場インフラの戦略的構築:ベトナムに決定的に欠如している「アートファイナンス市場」の育成と、その前提となる「公認鑑定士制度」の確立を官民連携で進める。		
国際市場が評価を主導し、国内はインフラ（鑑定・ギャラリー）が未整備という二層構造である。	経済成長（GDP目標）を目指す一方で、厳格な輸出規制や検閲が市場を阻害するという矛盾を抱える。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

ベトナムのアート市場の近年の成長は、文化を経済近代化とソフトウェアの主要素と見なす、トップダウンの国家戦略によって形成されている。

- **国家戦略と経済的インパクト**：ベトナム政府は文化産業を将来の経済成長を牽引する重要セクターと明確に位置づけている。この根幹をなすのが「**2025年から2035年までの文化発展に関する国家目標プログラム**」であり、**2030年までに文化産業がGDPの7%に貢献する**という野心的な目標を掲げている。この数値目標は、政府が文化を単なる保護対象ではなく、経済的価値を生み出すダイナミックな産業として捉えている証左である。この動きは具体的な経済効果として現れ始めており、特にホーチミン市が牽引役となっている。同市の8つの文化産業だけで2025年には**約22億米ドルの収益**を生み出すと予測されている。文化産業全体の雇用も着実に増加しており、**関連施設の数**は年平均**7.21%**、**労働力**は年平均**7.44%の成長**を遂げ、セクターが新たな雇用機会を創出している。美術品市場に目を向けると、市場全体の正確な取引高データは限定的だが、成長の勢いは明らかである。ベトナムの美術品の**輸出額**は、2021年の280万米ドルから**2026年には350万米ドル**に達すると予測されている。
- **市場の牽引役と成長要因**：市場の成長を定義づけているのは、国内市場の規模以上に、**国際オークション市場におけるベトナム近代美術の評価の急上昇**である。サザビーズやボナムズといった主要オークションハウスでは、**レ・フォー（Lê Phổ）やマイ・チュン・トゥー（Mai Trung Thứ）**といった**近代の巨匠たちの作品が次々と記録的な価格で落札**されている。この市場の活況は、ベトナムのマクロ経済ファンダメンタルズによって下支えされている。急速なGDP成長、中間層および富裕層の拡大に伴う購買力の上昇、そして「**黄金の人口構造**」と呼ばれる豊富な労働年齢人口が、アートへの関心と投資意欲を刺激する土壌となっている。特に、**新世代のベトナム人コレクターが、自国の歴史に投資し、文化的アイデンティティを保存する手段としてアートを求めており**、この国内需要の力強い高まりが市場の成長をさらに加速させている。
- **市場の二極化**：ベトナムのアート市場は、政府の規制の結果、二極化している。一つは、**比較的自由な移動が可能な現代アートの市場**である。もう一つは、後述する文化遺産法によって**国際的な流動性が厳しく制限された歴史的美術品の市場**である。
- **アートエコシステムを育む土壌（教育）**：アート市場が持続的に発展するためには、一般市民の間に広く文化的な素養が根付いていることが不可欠である。ベトナムでは、**公教育がこの文化的基盤の形成において中心的な役割**を担っている。ベトナムの国家カリキュラムにおいて、美術は小学校から中学校（1年生から9年生）までの**義務教育期間中の必修科目**として位置づけられている。これにより、すべての子供たちがデッサン、絵画、彫刻といった実践スキルに加え、ベトナムおよび世界の美術史に関する基礎的な美術教育を受ける機会が保障されている。しかし、この制度には限界もある。高校段階になると美術は選択科目となり、大学入試のための専門科目として選択することはできない。この制度は、**アートエコシステムの「消費者」の裾野を広げることには貢献しているが、将来の「生産者」や高度な鑑識眼を持つ「専門家」を体系的に育成する機能はまだ弱い**と言える。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

ベトナムのアート市場は、国際オークションハウスが主導する高度に専門化された市場がある一方、信頼性と専門性の欠如が課題となっている未発達な国内エコシステムが広がる。

1. **国際市場プレイヤー（市場の牽引役）**：エコシステムの頂点には、サザビーズやボナムズといった国際オークションハウスが君臨し、ベトナム近代美術の価格形成と国際的な評価を主導している。彼らはグローバルな顧客網と高い信頼性・専門性を持ち、記録的な価格を形成する力がある。彼らの存在が市場全体の価値を引き上げていることは間違いがないが、ベトナム国内に拠点がないためアクセスは限定的である。
2. **国内市場プレイヤー（インフラの未発達）**：国際市場の活況とは対照的に、国内のインフラは著しく未発達である。
 - ・ **商業ギャラリー**:アーティストの発掘、育成、プロモーションを担うべき商業ギャラリーは、「真にプロフェッショナルなものは存在しない」と厳しく評価されている。多くが単なる作品の販売場所（小売店）のように運営されており、**アーティストのキャリアを中長期的にマネジメントする機能が決定的に欠如**している。
 - ・ **国内オークションハウス**:国内コレクターにとってアクセスしやすい存在だが、**国際的な信頼性や専門性が欠如**しており、高価格帯の取引は少ない。
 - ・ **鑑定家・認証機関**:市場の信頼性の根幹をなす**鑑定・評価システムが制度的に欠如**している。「鑑定機関」や「評価会社」といった制度化された組織が存在せず、コレクターは自己流の知識や、制度化されていない専門家の個人的な知見に頼らざるを得ない状況にある。この**インフラの欠落**が、後述する**贋作問題の温床**となっている。
 - ・ **独立/アーティスト運営スペース**:制度的な空白を埋める形で、140を超える独立系のアートスペースやクリエイティブハブが活発に活動している。これらはアーティスト自身によって運営されることが多く、**実験的な表現の場やコミュニティ形成の拠点として重要な役割（インキュベーター機能）**を果たしている。しかし、その**運営基盤は脆弱であり、資金調達が不安定**である。
3. **公的・制度的プレイヤー**
 - ・ **国営美術館(VNFAM)**:ベトナム国立美術館（VNFAM）は、国の芸術遺産を収集、保存、展示、研究する中心的機関である。約2万点の豊富なコレクションを有し、**国家的な正統性**を持つ。近年はデジタル化（オンライン展示「VAES」など）に積極的に取り組んでいる。一方で、**官僚的な運営や現代アートへの対応の遅れ**が課題として挙げられる。
 - ・ **私立美術館**:富裕層コレクターによるコレクションの公開・保存の場として、**設立が最近許可されたばかりであり、その数はまだ少ない**。
 - ・ **政府機関（文化・スポーツ・観光省）**:政策立案、文化遺産法に基づく規制、後述する展覧会の許認可を担う。しかしその機能は、**市場育成よりも管理・統制を重視**する傾向が強く、許認可プロセスは官僚的で不透明であると指摘される。
 - ・ **外国文化機関**:ベトナムの現代アートシーンにとって安定した資金源として重要な役割を果たしている。しかし、その支援はベトナム国内の事情とは別に、**自国の文化外交といった独自の目的（アジェンダ）に左右される可能性**がある。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

文化遺産の保護と市場経済の成長促進の両立にバランスを取っており、特に輸出入規制において顕著である。

- **輸出規制と文化遺産法**：ベトナムのアート市場規制の根幹をなすのは「**文化遺産法**」である。この法律は、所有形態にかかわらず、ベトナム領内にある**すべての文化遺産を国家の保護下に置く**ことを定めている。特に重要なのは、同法が「**遺物、古美術品、国宝**」の**違法な国外輸送を明確に禁止**している点である。この保護主義的な姿勢は、ベトナムが米国との間で二国間協定を積極的に模索していることから明らかである。この協定は、ベトナムから違法に流出した可能性のある自国の文化遺産（旧石器時代から1945年までの広範な考古学的・民族学的資料）について、米国側での輸入を制限するよう米国政府に協力を求めるものである。これは、事実上、歴史的資産に対する国家の管理権を強化し、国外流出を阻止することを目的としている。この結果、1945年以前の作品を合法的に輸出するには、文化財としての証明書と輸出許可が必要となり、その取得には1ヶ月から3ヶ月を要することがある。この厳格な規制は、**歴史的資産の国内への囲い込み（国内市場と国際市場の分断）を促す一方で、流動性を重視する国際的なコレクターや投資家にとっては大きな参入障壁**となっている。
- **輸入関税と付加価値税（VAT）**：美術品の輸入に関しては、標準的な輸入関税と付加価値税（VAT）が課される。ここで特に注目すべきは、2025年7月1日に施行される2024年VAT法の改正である。この改正により、これまで優遇税率（5%）の対象であった**文化・芸術活動に対するVATが、標準税率の10%に引き上げられる**。このVAT率の引き上げは、アート市場の成長を目指す政府の経済目標（GDP比7%）とは裏腹に、**セクターの発展に冷や水を浴びせる**可能性を秘めている。美術品の購入コストが増加することで、国内のコレクター層の拡大が阻害され、ギャラリーやアーティストの経済活動が圧迫される恐れがある。ある国会議員は、この増税が文化産品の価格を上昇させ、特に**低所得者層にとって文化へのアクセスを困難にし、文化の保存と振興の努力を著しく妨げる**可能性があるとの懸念を表明している。この政策は、**文化遺産の保護（あるいは税収確保）を優先するあまり、生きている文化の経済的活力を損ないかねない**という、ベトナムの政策が内包する矛盾を象徴している。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

ベトナムのアートエコシステムにおける制度的支援は、国家の役割が限定的であり、その空白を外国機関や民間パトロンが埋めるという構造になっている。同時に、市場の信頼性を損なう課題と、国家による厳格な統制が存在する。

- **制度的支援（国家vs.民間・国外）**：英国のアーツ・カウンシルのような、政府から独立しつつ公的資金を芸術分野に配分する中間支援組織は、ベトナムには存在しない。政府の文化政策は、ベトナム文化芸術院（VICAS）や美術協会といった国家管理下の組織を通じて実施されるが、**独立した現代アートシーンへの直接的な資金提供は事実上皆無**である。政府の関心は、主に国営美術館の運営や文化遺産の管理に向けられており、現代の創造活動を積極的に支援する体制は整っていない。このような状況下で、ベトナムの現代アートシーンを経済的に支えているのは、皮肉にも**外国の文化機関や非政府組織（NGO）**、そして**一部の民間パトロン**である。これらの組織からの資金援助がなければ、多くの独立系アトスペースは活動を維持することができない。**この外部資金への依存は、ベトナムのアーティストに国際的な発表の機会を提供する一方で、持続可能な国内の支援モデルが欠如しているという構造的な問題を浮き彫りにしている。**
- **市場の健全性を脅かす課題**：ベトナムのアート市場は、成長の裏側で信頼性と透明性に関わる深刻な課題を抱えている。
 - **蔓延する贋作問題**：市場が直面する最大の問題は、蔓延する贋作である。近代美術の価格が高騰するにつれて、精巧な偽物が市場に溢れるようになった。問題は、贋作の存在そのものだけでなく、それを取り締まるべき**当局が「無関心」**であると指摘されている点にある。前述の通り、信頼できる鑑定機関が存在しないため、アーティストもコレクターも自衛手段がほとんどなく、無力な状態に置かれている。この**「信頼の欠如」は、特に国内のコレクターが安心して作品を購入することを妨げ、市場の裾野の広がりを阻害する根本的な原因となっている。**
 - **展覧会の許認可制度（検閲）**：ベトナムで公式に美術展覧会を開催するには、文化・スポーツ・観光省または地方局からの許可が必要である。この許認可プロセスは、**不透明かつ煩雑**で、しばしば**芸術表現に対する検閲の手段**として機能していると批判されている。禁止されるコンテンツの基準（政治体制への批判、歴史の改ざん等）は曖昧で、その解釈は恣意的である。さらに、一度許可が下りた展覧会であっても、**「文化警察」と呼ばれる公安部門の担当者が予告なく査察に訪れ、作品の撤去や展覧会の中止を命じることがある。**このような予測不可能な介入は、ギャラリーやアーティストに大きな萎縮効果をもたらし、自己検閲を助長する。
 - **知的財産権の保護**：法律に基づく著作権保護の枠組みは存在するが、法律の執行は依然として弱く、特に**デジタル領域での無断複製や盗用**に対する有効な対策は追いついていない。
- **構造的矛盾**：これらの課題は、ベトナムのエコシステムが抱える構造的な欠陥と矛盾に起因する。国家が経済的に奨励しようとしている**文化産物そのものが、国家の統制欲（許認可制度）によって創造の段階で妨げられている。**また、鑑定機関やプロのギャラリーといった**中核的インフラの欠如が、贋作が蔓延する土壌を直接生み出している。**

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

ベトナムの富裕層コレクターは一般資産（不動産、金融資産）を対象とした法律や税規則を、アートに適用せざるを得ない状況にある。

1. 取得フェーズ：購入時の税務インパクト

- ・ **付加価値税（VAT）**:個人・法人を問わず、VAT登録事業者から美術品を購入する場合、VATが課される。前述の通り、2025年7月1日より、文化関連物品・サービスに対するVAT率は5%から**10%へと引き上げられる**予定である。
- ・ **法人会計（減価償却の論点）**:法人が美術品を取得した場合、それが減価償却資産として認められるかは税務戦略上重要である。ベトナムの法人税関連規定（通達45/2013/TT-BTC）によれば、減価償却が認められるための本質的な要件は、その資産が物理的・機能的な「減耗（wear and tear）」の対象であることだ。しかし、美術品は通常、その価値が維持または増加（appreciate）することが期待される資産であり、「減耗」とは考えにくい。現行規定を厳格に解釈した場合、美術品が減価償却資産として認められる可能性は低く、企業のバランスシート上、**長期保有の「非減価償却資産」として計上**されることになる。これは、ベトナム企業が**アートコレクションを形成する上での税務上のインセンティブが限定的**であることを意味する。

2. 保有フェーズ：企業および個人の資産としてのアート

- ・ **コーポレートコレクションとメセナ活動（寄付）**:政府は文化セクターへの関与を奨励しているが、**美術品購入そのものへの直接的な税優遇ではない**。企業がアートを収集する動機は、ブランドイメージ向上やCSRが主である。**美術品の寄付に関する税制も限定的**である。通達78/2014/TT-BTCによれば、教育、医療、災害復旧等への資金提供は損金算入が認められるが、美術品の寄付に関する特例はない。文化団体への寄付が損金算入できる保証はなく、税務上の動機付けは弱い。
- ・ **個人の資産管理**:富裕層のウェルスマネジメントは依然として不動産、金、有価証券が中心であり、**美術品のようなオルタナティブ資産に関する高度なアドバイス市場は黎明期**にある。

3. 出口戦略フェーズ：売却、相続、寄付

- ・ **美術品の売却**:
 - ・ **法人**:保有する美術品を売却して得た利益は、「その他の所得」として扱われ、**標準法人所得税率20%**が課税される。
 - ・ **個人**:個人の美術品売却益に対する個人所得税（PIT）の扱いは、現行法上、最も曖昧な領域の一つである。美術品売却に関する明確な規定は存在せず、**法的なグレーゾーン**となっている。
- ・ **相続と贈与（相続税）**:
 - ・ **課税の原則**:相続または贈与によって得た所得は、**1,000万ドン（VND）を超える部分に対して、一律10%の個人所得税（PIT）**が課される。
 - ・ **課税対象資産の曖昧さ**:法律は、課税対象となる資産として、有価証券、不動産、所有権の登録が必要な資産（自動車等）を具体的に列挙している。ここで重要なのは、このリストに**美術品が含まれていない**ことである。国家発行の所有権証明書を必要としない高額な絵画が、相続税の課税対象資産として法的に見なされるのかは、重大な曖昧さとして残っている。
 - ・ **非課税措置**:配偶者、親子、祖父母と孫、兄弟姉妹といった**近親者間の相続・贈与については、広範な非課税措置**が設けられている。これは、富裕層ファミリーがアートコレクションを次世代に非課税で承継するための、有効な手段となっている。
- ・ **個人による寄付**:個人コレクターが美術館などに作品を寄付した場合に、所得控除を受けられるような税制上の優遇措置は確認できない。

4. 制度設計の帰結：ベトナムの法制度は、美術品を資産として明確に位置づけていない。この「法的空白」は、法人のインセンティブを削ぎ（減価償却不可）、個人の相続ではグレーゾーンを生んでいる。さらに税制は、美術館への寄付（公共還元）には優遇措置を与えず、近親者間の相続を広範に非課税にしている。この制度設計は、**コレクターがコレクションを公共領域に還元するよりも、一族内で私的に保有し続けることを経済合理的な選択として強く後押ししており、貴重な文化資産が社会に循環せず「死蔵」されることを制度的に助長している。**

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

ベトナムの富裕層コレクターは、価値評価、保険、ファイナンス、最高価格での売却といった機能の多くを、国際的なサービスプロバイダーに依存している。

1. コレクション管理：価値の保全

- **価値評価と鑑定:** 前述の通り、ベトナム国内には**公的に認定された鑑定機関や評価専門家の制度が確立されていない**。そのため、国際オークションへの出品や高額な保険の付保といった国際的な信頼性が求められる場面では、サザビーズ、クリスティーズといったオークションハウスの専門家や、海外の独立した評価専門家に依頼することが不可欠となる。国内取引では、より非公式な評価に頼ることが多い。
- **専門ロジスティクス:** 数百万ドル級の作品を国際輸送する際には、ベトナムの複雑な輸出入規制や通関手続きに精通した、Hasenkamp、Convelio、Crown Fine Artといった国際的な大手ファインアート・ロジスティクス企業のサービスを利用することが一般的である。
- **保管:** 自宅での整備に加え、Crown WorkspaceやCube Self Storageといった企業が主要都市で提供する、厳格な温湿度管理と高度なセキュリティを備えた専門の保管施設が利用される。
- **保険:** 高価なアートコレクションのリスクをカバーするためには専門の美術品保険が不可欠だが、ベトナムの国内保険市場ではこのような特殊リスクを引き受ける専門知識が不足している。そのため、大規模コレクションを保有する富裕層は、ほぼ例外なくChubbやAXA XLといった国際的な保険会社を利用している。

2. アートファイナンス：流動性の創出

アートファイナンス（美術品担保融資）は、コレクターが作品を売却せずに資産価値を流動化させる重要な金融サービスだが、ベトナムにおいてはこの分野はまだ全く発展していない。

- **国内市場の現状:** Vietcombank、BIDV、Techcombankといったベトナムの主要銀行のプライベートバンキング部門や富裕層向けサービスを調査した結果、美術品を担保とした融資やアドバイザリーサービスを提供している証拠は見当たらなかった。彼らの融資商品は、不動産、自動車といった伝統的な担保に基づくものが中心である。
- **国際モデルとの比較:** 対照的に、J.P. Morgan、Citi、Bank of America、UBSといったグローバルなプライベートバンクは、数十年前からアートファイナンスを専門サービスとして確立しており、ベトナム市場に何が欠けているかを明確に示している。
- **発展を阻む構造的障壁:** ベトナムでアートファイナンス市場が発展しない背景には、根深い構造的問題が存在する。第一に、**信頼できる鑑定・評価インフラの欠如**（銀行が担保価値を算定できない）。第二に、**蔓延する贋作問題と不透明な来歴**（担保が本物である確証困難）。第三に、**国内の流通市場が未発達**であるため、債務不履行時に銀行が担保とした美術品を迅速に売却し資金を回収することが難しい点である。

3. 流動化チャネル：コレクションを現金化するチャネルは、作品の価値によって明確に分かれる。

- **国際オークション:** レ・フォーやグエン・ファン・チャンといった巨匠たちの最高級の作品にとって、サザビーズ、ボナムズ、クリスティーズが開催する国際オークションは、最高価格を実現し、世界のトップコレクターにアクセスするための主要なチャネルである。
- **プライベートセール:** オークションのリスクや秘匿性を重視する場合には、国際オークションハウス等を介したプライベートセールが選択される。
- **国内チャネル:** 比較的価値の低い作品や、国際輸送の煩雑さを避けたい場合、国内のギャラリーやオークションハウスを通じて売却されるが、国際市場と同水準の価格を期待することは難しい。

4. 結論：エコシステムのボトルネック

アートファイナンスの不在は、単なる一サービスの欠如ではなく、**エコシステム全体の未成熟さを示す指標**であり、次の発展段階への移行を妨げるボトルネックとなっている。美術品担保ローンが利用可能になれば、コレクターは自身の**コレクションを静的な文化財から動的な金融資産へと転換**させることができ、**エコシステム内の資金循環を加速させる「触媒」**となる。その不在は、ベトナムのアート市場が乗り越えるべき決定的な課題と言える。

⑥主な出典、参考資料一覧

- The promising future of Vietnam's cultural industries - VietNamNet, 2025/10/6 調査時点
<https://vietnamnet.vn/en/the-promising-future-of-vietnam-s-cultural-industries-2365812.html>
- Vietnam Art Industry Outlook 2022 - 2026 - Report Linker, 2025/10/6 調査時点
<https://www.reportlinker.com/clp/country/524851/726357>
- Why Vietnamese Art Is Having a Moment: Sotheby's Experts Weigh In | Modern Art, 2025/10/6 調査時点
<https://www.sothebys.com/en/articles/why-vietnamese-art-is-having-a-moment-sothebys-experts-weigh-in>
- “Paintings Can Be Forged, But Not Feeling”: Vietnamese Art—Market, Fraud, and Value, 2025/10/6 調査時点
<https://www.mdpi.com/2076-0752/7/4/62>
- NATIONAL ASSEMBLY, 2025/10/6 調査時点
https://sherloc.unodc.org/cld/uploads/res/document/vnm/law-on-cultural-heritage_html/vn_law_cltal_heritage_engtof.pdf
- Changes in VAT Rates for Various Goods and Services ... - ALIAT, 2025/10/6 調査時点
<https://aliat.group/resources/legal-updates-en/changes-in-vat-rates-for-various-goods-and-services-effective-from-july-1-2025/>
- VAT hike a blow to Việt Nam's cultural scene: NA committee member - Vietnam News, 2025/10/6 調査時点
<https://vietnamnews.vn/opinion/1666959/vat-hike-a-blow-to-viet-nam-s-cultural-scene-na-committee-member.html>
- Vietnam National Fine Arts Museum, 2025/10/6 調査時点
<https://vnfam.vn/en/about>
- From Market Gaps to Missed Chances: Why Vietnamese Art Still Waits - Bui Huu Hung, 2025/10/6 調査時点
<https://bui-huuhung.com/2025/04/05/from-market-gaps-to-missed-chances-why-vietnamese-art-still-waits/>
- The Art of Exhibition Licencing in Vietnam - SEA Artistic Freedom Radar - ArtsEquator, 2025/10/6 調査時点
<https://radar.artsequator.com/art-exhibition-licencing-vietnam/>
- THƯ VIỆN PHÁP LUẬT - ACCA Global, 2025/10/6 調査時点
<https://www.accaglobal.com/content/dam/acca/global/PDF-students/acca/f6/examdocs/vnm-circular-45-2013-depreciation-fixed-assets.pdf>
- THE MINISTRY OF FINANCE ----- THE SOCIALIST ... - ACCA Global, 2025/10/6 調査時点
<https://www.accaglobal.com/content/dam/acca/global/PDF-students/acca/f6/examdocs/Vietnam%20Circular%2078-2014%20-%20Circular%20on%20Corporate%20Income%20Tax.pdf>
- Vietnam - Individual - Taxes on personal income, 2025/10/6 調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/vietnam/individual/taxes-on-personal-income>
- Fine Art Financing | J.P. Morgan Private Bank U.S., 2025/10/6 調査時点
<https://privatebank.jpmorgan.com/nam/en/services/lending/specialty-lending/fine-art-financing>

2.2.10 フィリピン | 国家戦略と教育投資が牽引する、クリエイティブエコノミーの躍進

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
フィリピンのクリエイティブエコノミーは急成長しており、2024年にはGDPの7.3%に相当する1兆9400億PHP（約4.8兆円）規模に達した（前年比8.7%増）。雇用も751万人（総雇用の15.4%）と、国家経済の主要な柱となっている。ファインアート市場を含む「シンボル・イメージ」分野が、その最大の構成要素（全体の33.0%）である。政府は、高額なファインアート市場の威光と、雇用貢献の大きい工芸品・デザイン産業全体とを結びつけ、広範な産業政策として支援している。	法人と個人でインセンティブ設計が異なる。 ・ 減価償却：法人が美術品を購入した場合、資本支出として扱われ、原則として減価償却は認められない。これは、美術品取得の動機が節税ではなく、ブランディングやCSR、資産価値上昇にあることを示す。 ・ 寄付（法人）：法人にとって最も税務上有利な出口戦略である。政府機関やPCNC認証NGOなど適格機関への寄付は、贈与者税が免除され、さらに寄付額（取得原価基準）の全額（100%）を課税所得から控除可能である。これにより、企業の「死蔵」コレクションの社会還元（循環）を促している。 ・ 贈与（個人）：個人が贈与する場合、年間250,000 PHPの非課税枠を超えた純贈与額に対し、一律6%の贈与者税が課される。この税率は親族内外の区別なく統一されている。 ・ 相続税：500万PHPの基礎控除を超えた純遺産額に対し、一律6%の遺産税が課される。評価額は死亡時の公正市場価格（FMV）に基づく。調査した限り、美術品に特化した納税猶予や免除といった特別な優遇措置は確認されなかった。	・ 企業：アヤラ・コーポレーションなどの大企業が、CSRや企業戦略の一環として、コレクション形成や美術館支援を積極的に行う。税制（寄付優遇）を活用し、ブランド価値向上と社会貢献を両立させている。 ・ 富裕層：市場を牽引する主要な買い手であり、資産形成とステータスシンボルとしてアートを収集。著名コレクターの活動が市場の価値基準を形成している。 ・ オークションハウス：サルセド、レオンの両社が、フィリピン美術に特化したオークションを主導し、数々の価格記録を樹立。市場の流動性と国際的評価を高める中心的な役割を担う。 ・ 金融機関：アートファイナンスは未だニッチだが、プライベート・バンク部門が富裕層向けに担保ローンを提供する潜在力を持つ。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
事実上の文化省である文化芸術国家委員会（NCCA）が、政策立案、資金提供、省庁間調整を統括する司令塔として頂点に立つ。国立博物館などが文化遺産保存と権威付けを担う。民間では、サルセド・オークションズとレオン・ギャラリーが国内美術品に特化した活発な二次市場を牽引し、価格形成を主導。商業ギャラリーが一次市場を担う。鑑定、保険、輸送、コンサルティングなどの専門サービスも確立されており、官民が連携した重層的ネットワークを形成している。	国家戦略としてクリエイティブ産業を経済の柱と位置づけている。 ・ 輸出入規制：NCCAと国立博物館が「文化財」の輸出を厳格に管理。特に「重要文化財（ICP）」に指定（または推定）されると輸出が制限される。この規制は、国内市場の価値創造メカニズムとしても機能しており、国家による「お墨付き」が作品価値を高め、国内市場の深化を促す逆説的な効果を持つ。 ・ 美術教育：最も深遠な国家戦略として、K-12教育カリキュラムを通じた人材育成に注力。幼少期から自国の文化遺産に触れさせ、「フィリピン人としてのアイデンティティ」を強化する教育を実施。これにより、将来のコレクター、アーティスト、専門家という市場の需要・供給両面の基盤を国家レベルで育成している。	フィリピン国立博物館は、作品を「重要文化財」や「国家文化財」に指定することで、美術史上の正典（カノン）を形成し、作品の歴史的・資金的価値を公的に認定する権威として機能している。一方、メトロポリタン美術館やアヤラ博物館等の民間・企業系美術館は、財閥等のコレクションを公開し、教育プログラムを提供する場として重要な役割を担う。特筆すべきは税制との連動であり、企業や個人が適格な美術館へ作品を寄付する場合、贈与者税の免除や所得控除といった優遇措置が適用される。この仕組みが、私蔵されたコレクションを公的領域へ「循環」させ、国民の文化アクセスを拡大するインセンティブとして機能している。
		日本への示唆
NCCAを司令塔に官民の役割分担と連携が進み、オークションハウスや商業ギャラリーがそれぞれ二次市場、一次市場を牽引している。	輸出規制により国の「お墨付き」がある作品の価値を向上させ、K-12教育カリキュラムを通じて長期的な市場の担い手を育成することを国家戦略として推進している。	フィリピンの事例は、日本のアート市場発展において重要な示唆を与える。 ・ 司令塔機能：NCCAのように、文化庁、経済産業省、外務省などの政策を一元化し、アートを経済・外交戦略として推進する中央機関の構築が求められる。 ・ 徹底的な美術教育：フィリピンのK-12カリキュラムに倣い、学習指導要領における日本美術史（特に戦後・現代）の学習を拡充し、自国の文化への理解と誇りを育むことが、国内需要基盤の長期的強化に不可欠である。 ・ 国内二次市場の戦略的育成：国内オークションハウスが日本のアーティストの価値を戦略的に高め、市場の主導権を握る必要がある。 ・ 税制による「循環」の促進：フィリピンの法人向け寄付優遇税制を参考に、企業が保有する「死蔵」コレクションを美術館へ寄付するインセンティブ（例：取得価額または時価での別枠損金算入）を創設し、文化資産の社会還元を促すべきである。 ・ 金融化と透明性の両立：アートファイナンス市場を育成し、美術品の資産流動性を高めると同時に、AML/CFT規制を整備し市場の透明性と国際的信頼性を確保することが重要である。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

クリエイティブエコノミーは国家経済の柱として確立しており、その背景には政府による広範な産業政策としての戦略的な意図が存在する。

- **GDPの7.3%を占める国家経済の主要な柱**：フィリピンにおいて、アートを含むクリエイティブエコノミーは、国家経済における重要性を急速に増している。政府統計によれば、2024年におけるクリエイティブエコノミーの市場規模は**1兆9400億フィリピン・ペソ（PHP）**に達し、前年の1兆7800億PHPから**8.7%の成長**を遂げた。この規模は、同年の**名目国内総生産（GDP）の7.3%**を占めるものであり、国家経済における主要な構成要素の一つとして確立されている。
- **総雇用の15.4%を支える広範な雇用創出**：雇用面においても貢献は大きく、2024年には**751万人**がこの分野に従事しており、これは国の**総雇用者数の15.4%**に相当する。この数字は、クリエイティブ産業が単に経済的価値を生み出すだけでなく、広範な雇用機会を創出する重要なセクターであることを示している。
- **ファインアートを内包する「シンボル・イメージ」分野が最大のシェア**：このクリエイティブエコノミーを構成する産業分野の中で、特に注目すべきは「シンボル・イメージおよびその他関連活動」である。このカテゴリーは、2024年に**クリエイティブエコノミー全体の33.0%**を占める最大のシェアを持ち、その額は**約6402億9000万PHP**に上る。このカテゴリーは、本レポートの主題であるファインアート市場を包含する、最も直接的な政府の代理指標として機能している。
- **政府による戦略的なデータ活用と、広範な産業政策への意図**：ただし、これらの公式データを解釈する際には注意が必要である。PSA（フィリピン統計局）は「シンボル・イメージ」のような広範なカテゴリーを使用しており、富裕層が取引するハイエンドのファインアート市場の規模を具体的に示す詳細な内訳は提供していない。このカテゴリーには、商業デザイン、写真、工芸品といった、より労働集約的で広範な経済活動が含まれている可能性が高い。このデータの提示方法は、政府の意図を反映していると考えられる。高額で取引され注目を集める**ファインアート市場の威光（＝広告塔）**を、より大きな雇用とGDP貢献度を持つ**工芸品やデザインといったクリエイティブ産業全体（＝実体経済）**に意図的に結びつけることで、政府は、この分野の**経済優位性を強く印象づけ、政策支援や投資を正当化**するための論拠を構築している。GDPの7.3%という数字は、このセクターへの介入を正当化する上で説得力を持つ。したがって、フィリピン政府がアートエコシステムの拡大を支援する動機は、単に富裕層の代替資産形成を促すことに限定されない。それは、**クリエイティブ産業全体のバリューチェーンを発展させ、雇用の創出と経済の多様化を達成するための、より広範な産業戦略政策**なのである。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

政府機関、公的文化施設、民間商業組織、専門サービス提供者からなる重層的なネットワークによって支えられている。

- **政府の中核機関**：文化芸術国家委員会（National Commission for Culture and the Arts, NCCA）が事実上の文化省としてエコシステムの頂点に位置する。NCCAは、フィリピンの芸術文化に関する政策立案、調整、資金提供を統括する最高機関である。その理事会には、立法府（上下両院の文化関連委員会議長）や行政府（教育省、観光省）、国立博物館の長などが名を連ねており、国家レベルでの高度な政策協調を可能にしている。
- **美術館・文化施設**：フィリピン国立博物館（National Museum of the Philippines）とメトロポリタン美術館（Metropolitan Museum of Manila）は、文化遺産の保存、展示、教育において中心的な役割を担う。これらの機関は、美術史の正典を形成し、作品の歴史的重要性を公的に認定する権威として機能する。また、フィリピン文化センター（Cultural Center of the Philippines, CCP）は、特に現代美術や舞台芸術の主要な発表の場となっている。
- **民間（商業プレイヤー）**：
 - **オークションハウス**：サルセド・オークションズ（Salcedo Auctions）とレオン・ギャラリー（León Gallery）は、二次市場（セカンダリーマーケット）を支配する二大巨頭である。両社は「歴史的に重要かつ美術館級のフィリピン美術」を専門とし、フィリピンの巨匠から現代アーティストに至るまで、数々の世界的なオークション記録を樹立してきた。これらが市場の価格形成とトレンドを主導している。
 - **ギャラリー**：アート・サークル・ギャラリー、シルバーレンズ、ギャラリー・ステファニーといった商業ギャラリーが一次市場（プライマリーマーケット）の中核をなす。これらは新進および既成の現代アーティストのキャリアを育成し、コレクターとの最初の接点を提供する。
 - **アートフェア**：ギャラリー、コレクター、キュレーター、一般市民が一堂に会するプラットフォームであり、市場の活性化に貢献している。
- **民間（非営利）**：NCCAが政府の中核機関である一方、民間セクターではアジア文化評議会（ACC）フィリピン財団が、オークションなどで資金を調達し、アーティストの国際交流プログラムへの助成金を提供するなど、民間アーツカウンシルに相当する役割を担っている。
- **サポートサービス**：
 - **鑑定・評価家**：ギャラリー（例：アート・サークル・ギャラリー）や主要オークションハウスに所属・提携し、売買、保険、資産評価、相続といった目的のための価値評価サービスを提供する。
 - **修復・保存家**：多様なメディウムに対応する専門的な修復・保存サービスが存在する。
 - **保険会社**：ハウデン（Howden）のような国際的ブローカーが、輸送、盗難、損傷をカバーし、新規取得作品を自動補償する条項を含むなど、高度にカスタマイズされた専門的なファインアート保険を提供している。
 - **専門輸送業者**：EMOトランスのようなグローバル企業が、温度・湿度管理輸送、カスタム梱包、国際通関手続きを含む、専門的なアート・ロジスティクスサービスを提供している。
 - **アートコンサルタント**：DFアート・エージェンシーなどが、コレクション管理、アーティスト代理、売買仲介といったアドバイザリーサービスを提供している。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

美術品を文化遺産として保護すると同時に、資産としての市場流通を促進するという、二つの側面を持つ規制の枠組みを構築している。

- **輸出規制**：フィリピンからの「文化財」の輸出は、文化芸術国家委員会（NCCA）およびフィリピン国立博物館によって厳しく規制されており、書面による許可が必須である。この目的は、「フィリピンの文化遺産を著しく損なう」ような文化財の国外流出を防ぐことにある。
- **文化財の定義**：「文化財」の定義は、共和国法第10066号において「ある民族や国家がそのアイデンティティを示す、人間の創造性のすべての産物」と広範に規定されている。
- **重要文化財（ICP）**：輸出管理において特に重要な概念が「重要文化財（Important Cultural Property, ICP）」である。共和国法第10066号は、国民芸術家（National Artist）による作品、考古学的資料、国民的英雄の作品などを自動的にICPと見なす規定を設けている。この「重要性の推定」原則により、輸出を希望する所有者が、その作品がICPに該当しないことを証明する責任を負う。
- **厳格な手続き**：輸出許可の申請手続きは厳格である。申請者は、輸出予定日の少なくとも60日前に、作品の写真、来歴、輸出理由などを詳述した申請書をNCCAに提出しなければならない。手数料も課され、恒久的な輸出許可には、保険価額または取得価額の高い方の10%、あるいは1,000PHPのいずれか高い方の金額が必要となる。
- **国家文化財**：さらに、「国家文化財」に指定された作品は、展覧会や学術研究目的での一時的な輸出しか認められず、国立博物館館長の許可が別途必要となる。
- **輸入規制**：文化財の輸入には原産国が発行した公式な輸出証明書が求められる。関税については、美術品はASEAN統一関税品目分類（AHTN）の第97類に分類される。多くの国で美術品（HSコード9701：絵画、9703：彫刻）は文化交流促進のために無税とされるのが一般的であり、フィリピンも同様の政策を採用している可能性が高い。

これらの輸出規制は、一見すると市場の流動性を阻害する障壁に見えるかもしれない。しかし、この制度は逆説的に、国内市場における価値創造メカニズムとして機能している。NCCAや国立博物館といった国家機関が作品を「重要文化財」や「国家文化財」に指定する行為は、**その作品の重要性に対する公式な裏書**となる。この公的な認定は、**作品の来歴と威信を大幅に高め、結果として国内市場での価値を増大**させる。

輸出が制限されることで、これらの「ナショナル・チャンピオン」たる作品群はフィリピン国内に留まる傾向が強まる。これにより、国内のコレクター間での競争が激化し、国内市場の深化が促される。つまり、政府の文化保護政策は、市場活動を抑制するよう見えながら、**実際には国内市場の基盤を強化**し、フィリピン美術史の正典を固め、**安定した価値評価の土台を築く**という、巧妙な市場形成介入となっているのである。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

美術品の減価償却を原則不適用とする一方、寄付優遇措置を設け、企業のコレクションを社会へ「循環」させる制度設計となっている。

フィリピンの大企業、特にアヤラ・コーポレーションのようなコングロマリットは、**アートとの関わりを企業戦略の重要な一部**と位置づけている。彼らの活動は、単なる慈善活動（フィランソピー）に留まらず、コレクション形成、美術館支援、メセナ活動（芸術文化支援）といった多岐にわたる。これらの活動は、企業の**社会的責任（CSR）**や**コミュニティ開発の一環**として明確に位置づけられている。

この企業行動を後押しするのが税制である。

- **購入と減価償却**：美術品の「購入」そのものに直接的な税制優遇措置はない。企業が美術品を購入する行為は、減価償却の対象とならない資本支出として扱われる。フィリピンの税法ではファインアートの減価償却を具体的に許可する規定は確認されておらず、一般的に価値の上昇が期待され、明確な耐用年数がないファインアートは**減価償却の要件を満たさない**と解釈される。これにより、企業は美術品を非事業用かつ非減価償却の資本資産として会計処理せざるを得ない。
- **寄付による税制優遇**：税制上のインセンティブが発揮されるのは、美術品を適格な機関に「寄付」する段階である。
 - **贈与者税の免除**：企業が政府機関や、フィリピン非営利団体認証評議会（PCNC）によって認証されたNGOなど、**特定の適格機関に美術品を寄付した場合、通常30%とされる贈与者税が免除**される。
 - **所得控除**：さらに、**寄付額を課税所得から控除**することが可能である。控除額の上限は、寄付先が一般的な非営利文化団体である場合は課税所得の5%だが、国家優先計画に沿った活動を行う**政府機関やPCNC認証NGOへの寄付の場合は、全額（100%）控除**が認められる。
 - **寄付価額**：美術品の場合、寄付価額は再評価額ではなく取得原価が基準となる。
- この税制の構造は、企業に対して美術品の「死蔵」ではなく**「循環」を促すインセンティブ**となっている。企業は美術品を購入・所有することでブランド価値や社会的評価を高め、最終的にそれを公的領域（美術館など）に**寄付することで税制上の利益を享受**する。このメカニズムは、**企業の私的利益と、文化遺産への国民のアクセスを拡大するという国家の公益目標**を巧みに一致させている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

市場牽引役である富裕層の収集活動は、高度な専門サービスに支えられているが、美術品に特化した優遇措置は存在しない。

フィリピンの富裕層（HNWIs）は、アート市場の成長を牽引する主要な原動力である。彼らにとってアートは、資産形成と分散投資の手段であると同時に、社会的地位を象徴するステータスシンボルとしての役割も果たす。特に2011年、フィリピン人アーティスト、ロナルド・ベンチュラの作品が香港で100万ドル以上で落札された出来事は、フィリピン現代アートが国際的な資産価値を持つことを証明し、国内の投資熱を加速させる契機となった。パウリノ・ケ氏やハイメ・ソベル・de・アヤラ氏のような著名なコレクターの存在は、市場の信頼性と価値基準を形成する上で重要である。

以下は、富裕層コレクターのライフサイクル（購入、所有・管理、出口戦略）における実務と税務である。

- **購入**：VAT登録事業者（ギャラリー、オークションハウス等）から購入した場合、**12%のVAT**が課される。個人は事業者でないため、このVATを仕入税額控除することはできない。
- **所有・管理**：高価値コレクションの所有は、高度な資産管理活動となる。
 - **時価管理と評価**：継続的な時価評価が不可欠である。①取引目的（売買価格の根拠）、②金融目的（アートファイナンスの担保評価）、③管理目的（保険価額の決定）、④税務目的（相続・贈与税の申告）といった目的に応じ、オークションハウス、独立鑑定家、ギャラリーなどが提供する専門的な評価サービスを使い分ける。
 - **輸送・保管**：専門の美術品輸送業者が、温度・湿度管理輸送や通関手続きを一貫して請け負う。保管は、美術館レベルの環境を備えた専門倉庫か、同様の設備を整えた自宅で行われる。
 - **保険**：専門の美術品保険への加入が必須である。これらは「オールリスク（全危険担保）」を基本とし、輸送中、展示中、保管中を問わずあらゆる偶発的事故をカバーする。
- **出口戦略（売却・寄付・相続）**：
 - **売却（流動化）**：コレクションの一部を資金化する選択肢。**売却益はキャピタルゲイン税（CGT）の対象**となる。チャネルとしては、最高価格を目指せるオークション、迅速かつ秘匿性の高いプライベートセール、画廊への委託販売などがある。
 - **寄付（贈与）**：年間250,000PHPの**非課税枠を超えた部分の純贈与額に対し、一律6%の贈与者税**が課される。この税率は、親族内外の区別なく統一されている。公的機関への寄付により、社会的評価やフィランソピーとしての満足感を得るメリットがある。
 - **相続**：コレクションを家族に継承する選択肢。**500万PHPの基礎控除を超えた部分の純遺産額に対し、一律6%の遺産税**が課される。課税評価額は、被相続人の死亡時の公正市場価格（Fair Market Value, FMV）に基づいて決定される。相続人の納税資金の準備や、コレクション維持の意志・知識の欠如がリスクとなりうる。
 - **美術品に特化した優遇措置の不在**：本調査の範囲では、フィリピンの相続税・贈与税制において、美術品に特化した納税猶予や免除といった特別な優遇措置の存在は確認されなかった。美術品は、他の財産と同じ税務上の扱いを受ける。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

アート市場が成熟するにつれて、美術品は金融的な価値を持つ資産クラスの側面も強くなっている。

- **アートファイナンスの現状：**アートファイナンスはまだニッチな市場であるが、価値の高いコレクションを所有する超富裕層や企業にとっては、新たな資金調達手段として現実的な選択肢となりつつある。アート担保融資の最大の魅力は、所有する美術品を売却することなく、その資産価値を流動化できる点にある。コレクターは、作品を自宅やオフィスの壁に飾ったまま資金を得ることができる。
- **融資の条件と貸し手：**
 - **融資条件：**融資条件は、担保となる美術品の評価額に大きく依存する。一般的に、金融機関は美術品の鑑定評価額の50%から60%を融資上限額（LTV）として設定する。金利は、従来の融資オプションと比較して有利な水準（報告によれば1%から3%の範囲）で提供される可能性があるが、これは借り手の信用力や金融機関との関係に左右される。
 - **主要な貸し手：**フィリピン国内で具体的にどの銀行がアートファイナンスを提供しているかについての明確な情報はない。しかし、BPI（Bank of the Philippine Islands）やメトロバンク（Metrobank）といった大手銀行のプライベート・ウェルス部門は、こうした高度なサービスを提供する潜在的な能力を有していると考えられる。これらの国際的なモデル（例：バンク・オブ・アメリカ、シティバンクなど）では、融資実行に際して第三者機関による専門的な鑑定評価が必須であり、保険の付保も条件とされるのが一般的である。
- **先進的な金融商品：**現時点では、フィリピン市場において、美術品の証券化やアートファンドの組成といった、より高度なアートファイナンス商品が普及している証拠は見当たらない。市場はまだ、個別の資産を担保とした直接融資という初期段階にあると見られる。
- **金融規制とリスク管理（AML/CFT）：**アート市場の金融化は、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）という新たな課題を生じさせる。
 - **国際的な動向：**国際的に、アート市場はその匿名性の高さ、高価値で持ち運びが容易な特性から、マネー・ロンダリングに悪用されやすいと認識されている。金融活動作業部会（FATF）などは規制強化を推進している。
 - **フィリピンの法規制：**フィリピンにおけるAML/CFT規制の中核を担うのは、反マネー・ロンダリング評議会（AMLC）である。
 - **美術商の規制対象化：**フィリピンでは、美術商（アートディーラー）を反マネー・ロンダリング法（AMLA）の規制対象として明確に位置づけるための法改正が進められている。上院に提出された法案は、マネー・ロンダリングの温床となりうるセクターとして「美術品ディーラー」を名指ししており、規制強化への明確な政治的意志を示している。
 - **現行規制の適用可能性：**現行のAMLCガイドラインにおいても、「絵画、彫刻、骨董品」といった美術品が不正行為に関与しうる資産としてリストアップされている。また、「貴金属・宝石ディーラー」に対する取引報告義務の基準額（100万PHP）や、その他の事業者に対する一般的な取引報告基準額（50万PHP超）が、高価な美術品取引に適用される可能性もある。

この規制の現状は、フィリピンのアート市場にとって両刃の剣となりうる。FATFなどの国際基準に沿った規制強化は不可避の流れである。現在、美術商に対するAML規制が完全には施行されていない「グレーゾーン」の状態は、評判リスクをはらむ一方で、プライバシーを重視するコレクターを引きつける可能性もある。しかし、法改正の動きが示す通り、政策の方向性は明確に透明性の向上と規制の強化に向かっている。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

アートエコシステムの持続可能性は、国民全体の文化リテラシーが重要であることを大前提として、教育政策を立てている。

- **NCCAの責務**：文化芸術国家委員会（NCCA）は、「芸術的・文化的産物の最も広範な普及」を確保し、あらゆるレベルの教育システムにおける芸術教育プログラムを開発する責務を負っている。
- **K-12教育カリキュラム**：この使命を具現化するのが、国のK-12教育カリキュラムである。このカリキュラムは、フィリピンの美術、文化、遺産に明確な焦点を当てている。このカリキュラムは、以下の設計思想と専門コースを内包している。
 - **設計思想「スパイラル・プログレッション」**：これがK-12カリキュラムの設計思想（教育アプローチ）である。**幼稚園の段階から地元の芸術形式や素材に触れさせ、国際的なアートを学ぶ前にまず「フィリピン人としてのアイデンティティを強化する」**ことを目的としている。
 - **専門教育コース**：K-12の後期中等教育（シニアハイスクール）段階では、生徒は専門的な**「芸術・デザインコース（Arts and Design Track）」を選択できる**。これにより、ビジュアルアート、舞台芸術、メディアアートなどの分野でのキャリアを目指すための専門教育を受けることが可能となっている。
- **専門学校の設置**：上記とは別に、フィリピン芸術高校（PHSA）のような、芸術的に才能のある生徒のための国立の専門学校も存在する。

この包括的な教育改革は、フィリピン政府が推進する最も深遠かつ長期的な国家戦略と評価できる。持続可能なアート市場は、富裕な買い手だけでなく、知識豊富な消費者、創造的な作り手、そして文化を支える専門家（キュレーター、ギャラリストなど）からなる広範な基盤を必要とする。K-12カリキュラムを通じて、国家は未来の国内コレクター、アーティスト、そして文化労働者の育成に大規模な投資を行っているのである。

これは、**市場の「需要サイド」と「供給サイド」の両方における継続した安定性を構築**する試みである。国内の文化遺産への理解と誇りを若い世代に与えることで、市場は国際的な嗜好の変動や外国人バイヤーへの依存度を低減できる。同時に、新たな才能のパイプラインを確保し、創造性の源泉を枯渇させない。これは単なる税制優遇や補助金といった短期的な政策を超えるものであり、**フィリピンのアートの価値を国家のアイデンティティそのものに埋め込み、その未来の経済的・文化的価値を確固たるものにしようとする施策**なのである。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Philippine Creative Economy Expands by 8.7 Percent in 2024, Accounted for 7.3 Percent of Gross Domestic Product - Psa.gov.ph, 2025/10/6調査時点
<https://psa.gov.ph/content/philippine-creative-economy-expands-87-percent-2024-accounted-73-percent-gross-domestic>
- Application Form for Export Permit | NCCA, 2025/10/6調査時点
<https://ncca.gov.ph/wp-content/uploads/2021/08/EDITABLESworn-Application-Form-for-Export-Permit.pdf>
- Annex A Resolution No. 2021-281, 03 March ... - UP College of Law, 2025/10/6調査時点
<https://law.upd.edu.ph/wp-content/uploads/2021/06/NCCA-Guidelines-Governing-the-Export-of-Cultural-Properties-from-Ph.pdf>
- REPUBLIC ACT NO. 10066 - AN ACT PROVIDING FOR THE ..., 2025/10/6調査時点
<https://elibrary.judiciary.gov.ph/thebookshelf/showdocs/2/19278>
- Philippine Tariff Finder - Bureau of Customs, 2025/10/6調査時点
<https://customs.gov.ph/philippine-tariff-finder/>
- Tariff Book 2022 - Tariff Commission, 2025/10/6調査時点
<https://tariffcommission.gov.ph/tariff-book-2022>
- Programs - Ayala Foundation, 2025/10/6調査時点
<https://www.ayalafoundation.org/programs/>
- Claiming Tax Benefits - Ombudsman, 2025/10/6調査時点
<https://www.ombudsman.gov.ph/UNDP4/wp-content/uploads/2012/12/S-T-E-P-7.pdf>
- Fine art attracts the interest of the wealthy in the Philippines - Hubbis, 2025/10/6調査時点
<https://www.hubbis.com/news/fine-art-attracts-the-interest-of-the-wealthy-in-the-philippines>
- National Commission for Culture and the Arts (NCCA) - DBM, 2025/10/6調査時点
<https://www.dbm.gov.ph/wp-content/uploads/OPCCB/OPIF2011/OEO/NCCA.pdf>
- K to 12 Curriculum Guide - DepEd, 2025/10/6調査時点
<https://www.deped.gov.ph/wp-content/uploads/2019/01/Arts-CG.pdf>
- Salcedo Auctions - Makati , PH - Bid Online | Invaluable, 2025/10/6調査時点
<https://www.invaluable.com/auction-house/salcedo-auctions-i3s45zkyrt>
- Leon Gallery - Makati City , PH - Bid Online | Invaluable, 2025/10/6調査時点
<https://www.invaluable.com/auction-house/leon-gallery-7dbtcd7tnv>
- Donation vs Inheritance Transfer Costs in Philippine Estate Law, 2025/10/6調査時点
<https://www.respicio.ph/commentaries/donation-vs-inheritance-transfer-costs-in-philippine-estate-law>

第2章 地域別 詳細報告（全44力国・地域）

第2節 その他の調査対象国・地域 (3/6)

中東

2.2.11 アラブ首長国連邦（UAE） | 国家戦略と「税制の三位一体」が駆動する、世界最速の富裕層集積ハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
UAEのアート市場は中東のハブとして急成長している。美術品の輸出入総額は2026年までに25億ドルを超えると予測される。この予測は、2021年以降、輸入が年平均成長率4.8%、輸出が同4.3%で拡大するという堅調な見通しに基づいている。政府はアートを含む「文化・クリエイティブ産業(CCI)」を国家戦略として育成し、2031年までにCCIのGDP貢献度を5%に引き上げる目標を掲げる。アブダビはCCI育成に総額300億AED（約82億米ドル）超の巨額投資を計画している。	1. 個人富裕層の税制 個人に対する所得税、美術品の売却益（キャピタルゲイン）にかかる税、そして相続税・贈与税が一切存在しない点が魅力である。これにより、コレクターは美術品の価値上昇による利益を全額享受でき、かつコレクションを税負担なく次世代へ承継することが可能である。ただし、国内で美術品を購入する際には、VAT（付加価値税）が5%課される。 ・相続税：相続時の税負担はない。ただし、シャリーア法（イスラム法）によらない柔軟な資産承継を実現するため、DIFCやADGMといったコモンロー法域で設立される財団や信託が活用される。 2. 法人の税制 2023年6月より法人税（課税所得が年間37万5千AEDを超える部分に9%）が導入された。法人が美術品を売却して得た利益（キャピタルゲイン）は課税所得に含まれ、この法人税の対象となる。国内での美術品売買時には、個人と同様にVAT（5%）が適用される。 ・減価償却：現行の法人税法において、美術品を対象とした減価償却制度は存在しない。美術品は一般的に価値が減少しない投資資産と見なされているためである。 ・寄付：法人による芸術機関への寄付が損金算入できるかどうかの明確な規定は限定的である。しかし、2024年の「芸術セクター振興法」により、認可された芸術機関は法人税免除の対象となり、将来的に寄付への税制優遇が導入される可能性が示唆されている。	・ 金融サービス:シティ・プライベートバンク、J.P.モルガンなどのグローバル金融機関が、UAE在住の富裕層に対し、アート担保融資（LTV40-60%）を提供。これにより美術品を流動的な金融資産として活用可能にし、富裕層の資産をUAE国内に留め、再投資を促している。 ・ 承継サービス:英国コモンローに基づく金融フリーゾーン（DIFC,ADGM）では、法律事務所や信託会社が、シャリーア法によらない柔軟な資産承継を実現する財団や信託の設立・運営サービスを提供。コレクションの散逸を防ぐ。 ・ 企業パトロン:A.R.M.ホールディングなどの企業が、CSRやブランド戦略の一環としてアートコレクションを形成。ドバイ初の公的コレクション「ドバイ・コレクション」の法人パトロンとなるなど、公共の文化資産形成にも貢献。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
政府によるトップダウンの戦略（アブダビ文化観光省、ドバイ文化芸術庁、シャルジャ美術財団）と、民間プレーヤーの活動が連動する。民間セクターでは、アルサーカル・アベニューなどに集積するローカルギャラリー、DIFCに拠点を置くサザビーズ、クリスティーズといった国際的オークションハウス、そして鑑定・保険・輸送・保管（フリーポート）といった高度な専門サービス事業者がエコシステムを垂直統合的に支える。アートフェア（アート・ドバイ等）が、これらプレーヤー間の連携とネットワークの触媒として機能している。	石油依存型経済からの脱却とソフトパワー強化という国家ビジョンのもと、アートを経済・外交戦略の中核に据える。	・ 公的美術館:ルーヴル・アブダビやシャルジャ美術館などの大規模公的美術館は、一般市民が国内外の優れた芸術に触れる重要な接点となる。単なる作品展示に留まらず、歴史や文化遺産を保存・伝承する教育的使命を担う。家族向けワークショップや学校向け教育プログラムを積極的に展開し、国民の文化リテラシー向上と将来のアート市場の裾野拡大に貢献している。 ・ 私設美術館:イラン人コレクター、ラミン・サルサリがドバイに設立した私設美術館の例のように、個人の情熱が都市の文化景観を豊かにし、コレクター自身の社会的評価を高める好例も存在する。 ・ 連携:シャルジャ美術館庁とアメリカン大学シャルジャ校の包括協定など、美術館と大学が連携し、共同研究や実践的な人材育成も行われている。
	・ 文化インフラ投資:アブダビ文化観光省は「サディヤット文化地区」に巨額を投じ、ルーヴル・アブダビや建設中のグッゲンハイム・アブダビなど世界クラスの美術館を集積。 ・ ハブ機能の整備:国際アートフェア「アブダビ・アート」の主催、ATAカルネ*1活用による一時輸入の関税免除、フリーポート（保税倉庫）の設置により、国際的な取引ハブとしての機能を強化。 ・ 法整備:2024年「芸術セクター振興法」を施行。非営利芸術機関の設立を容易にし、法人税・関税免除の根拠を設けることで民間参入を促進。 ・ 規制:古美術品（100年以上）の輸出は原則禁止し、文化遺産を保護。一方、AML/CFT規制を強化し、市場の透明性と信頼性向上を図る。	
政府のトップダウン戦略と高度な専門サービスが連動し、垂直統合型の国際的エコシステムを形成している。	アートを経済・外交戦略の中核と位置づけ、巨額投資と制度設計で国際取引ハブを国家主導で整備している。	

日本への示唆

UAEの成功は、単なるオイルマネーではなく、緻密な制度設計にある。日本が学ぶべき点は以下の3点である。

1. **国家戦略としてのアート市場育成**:UAEはアートを経済多様化、ソフトパワー強化という国家戦略の根幹に据え、省庁横断で推進している。日本も文化庁のみならず、経産省、金融庁、財務省、外務省などが連携する司令塔組織を設置し、**アート市場を金融・経済戦略の一部として明確に位置づける**べきである。
2. **戦略的なインセンティブ設計**:UAEの「税制の三位一体」（所得・相続・贈与税ゼロ）は、富裕層誘致の核心である。日本の完全非課税化は非現実的だが、「資産の海外流出を防ぎ、国内市場を活性化させる」という目的意識を持ち、税制上の阻害要因を特定・緩和する発想が重要である。具体的には、**相続税の美術品物納制度の柔軟化、企業の美術品購入に関する損金算入枠の拡大や寄付税制の拡充**が挙げられる。
3. **ハブ機能の構築と官民連携**:UAEはフリーポート、国際アートフェア、アートファイナンス、専門サービス（鑑定・保険・輸送）を集積させ、官民でハブ機能を構築している。日本も「**アート特区**」の創設や、**官民連携によるアートファイナンス市場の育成**（評価基盤整備、ガイドライン提供）、**専門人材育成**を推進すべきである。

*1「ATAカルネ」とは、「通関手帳」である。これを用いて、商品見本、職業用具、展示会物品などを海外へ一時的に持ち込む際、各国の税関で免税扱いの一時輸入通関手続きを簡素化することが可能である。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

UAEのアート市場は、国家戦略と富裕層誘致に支えられ、急成長する中東のハブである。

1. 市場成長

美術品の輸出入総額は2026年までに**25億ドルを超える**と予測される。2021年以降、輸入は年平均成長率4.8%、輸出は同4.3%で拡大するという堅調な見通しに基づいている。

2. 国家的ビジョン

石油依存型経済からの脱却とソフトパワー強化を目指す国家ビジョンが市場発展の原動力である。

3. 経済貢献目標

政府はアートを含む「文化・クリエイティブ産業（CCI）」のGDP貢献度を、**2031年までに5%に引き上げる**という野心的な目標を掲げている。

4. 富裕層誘致との連動

税制優遇策で世界の富裕層を惹きつけ（2024年には推計6,700人の億万長者が移住）、アートエコシステムは彼らの資産運用先および質の高いライフスタイルを提供するためのインフラとして戦略的に設計されている。

5. 政府投資

アブダビはCCI育成のため、**総額300億AED（約82億米ドル）**を超える大規模な投資を計画している。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

UAEのエコシステムは、政府機関と国際・ローカルの多様な民間プレイヤーの有機的連携によって形成されている。

1. 政府・公的機関

DCT Abu Dhabi（アブダビ文化観光省）、Dubai Culture（ドバイ文化芸術庁）、シャルジャ美術財団などが、アートフェア主催、美術館運営、アーティスト支援、パブリックアート戦略をトップダウンで主導する。

2. 民間プレイヤー（市場）

Lawrie Shabibiなどの有力ローカルギャラリー、DIFC（ドバイ国際金融センター）に拠点を置くクリスティーズやサザビーズなどの国際オークションハウスが集積し、市場の厚みを増している。

3. 民間プレイヤー（専門サービス）

鑑定、修復、専門保険（AXA XL, Chubb）、専門輸送・保管（フリーポート）といった高度な専門事業者が集積し、エコシステムを支えている。

4. 連携メカニズム

アート・ドバイやアブダビ・アートといった国際アートフェアが、プレイヤー間のネットワーキングの触媒として機能する。ギャラリーとオークションハウスの共同企画や、大学と美術館の連携（アメリカン大学シャルジャ校とシャルジャ美術館庁）など、プレイヤー間の有機的連携が進んでいる。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

政府は、文化遺産を保護しつつ、国際ハブ機能を促進するため、輸出入規制と戦略的な関税免除策を併用している。

1. 輸入規制と関税

美術品の輸入には、原則として**CIF価格*1**に対し**5%の関税**が課される。ただし、イスラムの教えや公序良俗に反すると判断された作品は、輸入が禁止される場合がある。

2. 輸入関税の免除（ATAカルネ）

アート・ドバイなどの国際アートフェアに出展する目的で美術品を一時的に持ち込む場合、**ATAカルネ制度*2**を利用することで、**関税や保証金の支払いが免除**される。これは国際ギャラリーの参入障壁を低減させ、市場活性化に貢献している。

3. 輸出規制（古美術品）

2017年連邦法第11号に基づき、「**100年以上前**」に制作された**古美術品**は、文化遺産保護のため原則として**輸出が禁止**されている。学術研究や海外展覧会といった特別な目的がある場合に限り、審査を経て一時的な持ち出しが認められる。

4. 輸出規制（現代美術）

古美術品に比べると現代美術品の輸出規制は自由度高いが、**軍事転用可能な技術や素材が使用されていると見なされる場合**には、輸出管理法の規制対象となる可能性がある。

*1「CIF価格」とは、「Cost（貨物代金）+ Insurance（保険料）+ Freight（運賃）」の頭文字をとったもので、輸入品が本船に積み込まれた港から輸入者の港までにかかる費用を含んだ価格を意味する。

*2「ATAカルネ制度」とは、ATAカルネ（通関手帳）を用いて、商品見本、職業用具、展示会物品などを海外へ一時的に持ち込む際、各国の税関で免税扱いの一時輸入通関手続きを簡素化する制度である。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

2024年の新法で非営利機関へのインセンティブが整備された一方、企業の美術品購入に関する直接的な税優遇は限定的である。

1. 芸術セクター振興法（2024年）

この法律は、美術館や財団といった非営利の「芸術機関」の設立・運営プロセスを明確化し、**認可された機関に対して法人税や関税の免除**といった税制上のインセンティブを与える法的根拠を設けた。

2. 法人税（2023年導入）

2023年6月より**法人税（標準税率9%）**が施行され、法人が美術品売買で得た利益（キャピタルゲイン）も課税所得に含まれることとなった。

3. 減価償却制度の不在

現行のUAE法人税法には、**美術品を対象とした特定の減価償却制度は存在しない**。これは、美術品が一般的に価値の減少しない（むしろ増加する可能性のある）投資資産と見なされているためである。

4. 企業の寄付とCSR

現時点では、**企業が文化活動に寄付することに対する明確な税制優遇措置（損金算入など）は限定的**である。したがって、企業のアートへの関与は、直接的な節税効果ではなく、CSR（企業の社会的責任）活動やブランド価値向上の一環として位置づけられることが多い。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層は、UAEの税制メリットを活かし、購入から管理、承継に至るまで高度な専門サービスを活用し、資産としてのコレクションを構築。

1. 購入（資産形成）

富裕層は、アートをインフレヘッジやポートフォリオ多様化に寄与する**オルタナティブ資産**として捉えている。

2. 所有・管理（税制と実務）

最大の魅力は、「税制の三位一体」とも呼べる、**個人所得税、キャピタルゲイン税、相続税、贈与税が一切存在しない**環境である。これにより、コレクターは利益を全額享受でき、税負担なく次世代に承継できる。管理面では、目的別（保険、売買等）の鑑定サービスや、フリーポート（保税倉庫）での厳重な保管、アート専門保険（Chubb, AXA XLなど）を活用する。

3. 出口戦略（売却）

出口戦略としての**売却時もキャピタルゲインは非課税**である。取引の透明性が高いオークションや、秘匿性・迅速性に優れるプライベートセールを戦略的に使い分ける。

4. 出口戦略（承継）

相続税ゼロというメリットに加え、多くの富裕層はDIFCやADGMといった**コモンロー（英米法）ベースの金融フリーゾーン**が提供する財団や信託を活用する。これにより、シャリーア法（イスラム法）の画一的な相続規定によらない柔軟な資産承継計画を法的に担保し、コレクションの散逸を防ぐことができる。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

UAEではアートファイナンス市場が発展途上にあり、グローバル金融機関がサービスを提供し、富裕層の資産戦略を支えている。

1. アート担保融資

シティ・プライベートバンク、J.P.モルガン、ドイツ銀行といったグローバルな大手プライベートバンクが、UAE在住の富裕層顧客に対し、**所有する美術品を売却せずに担保として資金を融資**するサービスを提供している。

2. サービス内容とLTV

コレクターは作品を売却することなく流動性を確保でき、新たなアート作品の購入や他の事業投資などに充当できる。融資額は、作品の鑑定評価額に対する一定の割合（LTV*1）で決まり、一般的に**評価額の40%から60%程度**が目安となる。

3. 融資プロセス

融資の前提として、金融機関が承認する第三者の専門家による鑑定評価が必須となる。また、融資期間中、担保作品には金融機関を受取人とする包括的な保険への加入が義務付けられる。

4. 市場の健全化（AML/CFT）

アート市場は高額かつ価格評価が主観的であるため、マネー・ローンダリングに悪用されやすいリスクを持つ。UAEは国際的な信頼性を維持するため、FATF（金融活動作業部会）の基準に沿った**AML/CFT（マネー・ローンダリング・テロ資金供与対策）規制を強化**している。アートディーラーやギャラリーも顧客デューデリジェンス（CDD/KYC）や疑わしい取引の報告（STR）が義務付けられており、市場の透明性と信頼性の向上は、長期的な成長のための戦略的な投資と位置づけられている。

*1「LTV」とは、「Loan to Value」の略称で、担保となる美術品（資産）の鑑定評価額に占める融資額の比率であり、通常パーセンテージで表される。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

一般市民のアートへの関与は公的美術館が担う一方、高度な美術教育は私立校に集中しており、二極化の可能性が示唆される。

1. 公的美術館の役割

ルーヴル・アブダビやシャルジャ美術館などの**大規模公的美術館が、一般市民への重要な窓口**となっている。作品展示だけでなく、家族向けワークショップや学校向け教育プログラムを積極的に展開し、国民の文化リテラシー向上とアートへのアクセスを保障する教育的使命を担っている。

2. 公教育の状況

UAEの公教育における美術教育の具体的なカリキュラムに関する情報は限定的である。

3. 私立教育の充実

富裕層や外国人居住者が多く通う私立のインターナショナルスクールでは、**国際バカロレア（IB）**や**英国の教育課程**に基づき、充実したスタジオ施設や専門的な指導による高度な美術教育が提供されている。

この状況は、将来のアート市場を担う高度な知識と審美眼を養う教育が、富裕層や外国人居住者が通う一部の私立学校に集中している一方で、一般市民のアートへの関与や文化リテラシーの向上は主に公的美術館が担っているという、**教育における二極化の可能性**を示している。UAEが長期的に持続可能なアートエコシステムを構築するためには、公教育における美術教育のさらなる充実が課題となるだろう。

⑥主な出典、参考資料一覧

- 4-JUNE-2025 The UAE's art market is on the up - World Art Dubai, 2025/10/6調査時点
<https://worldartdubai.com/the-uaes-art-market-is-on-the-up>
- The Culture and Creative Industries in Abu Dhabi, 2025/10/6調査時点
<https://dct.gov.ae/en/who.we.are/culture.and.creative.industries..aspx>
- worldartdubai.com, 2025/10/6調査時点
<https://worldartdubai.com/a-new-era-for-art-law-in-the-uae>
- Corporate tax (CT) | The Official Portal of the UAE Government, 2025/10/6調査時点
<https://u.ae/en/information-and-services/finance-and-investment/taxation/corporate-tax>
- Art Appraisals - Zurani, 2025/10/6調査時点
<https://www.zurani.com/appraisals/>
- AML in Art Market | PDF | Money Laundering | Terrorism Financing - Scribd, 2025/10/6調査時点
<https://www.scribd.com/document/837142091/AML-in-art-market>
- The United Arab Emirates Art Industry Outlook 2022 - 2026 - Report Linker, 2025/10/6調査時点
<https://www.reportlinker.com/clp/country/524851/726420>
- ART UAE INVESTMENTS, 2025/10/6調査時点
<https://artuae.com/>
- The Art Market in the Middle East: A Hidden Opportunity for Forward-Looking Investment By Seyedmohammad Omrany - ArtDayME, 2025/10/6調査時点
<https://www.artdayme.news/Section-article-16/1130-the-art-market-in-the-middle-east-hidden-opportunity-for-forward-looking-investment-by-seyedmohammad-omrany>
- Art Market Update Spring 2025: Trends to Watch and Analysis, 2025/10/6調査時点
<https://www.privatebank.bankofamerica.com/articles/art-market-spring-update.html>
- The Salsali Private Museum - Arts & Collections, 2025/10/6調査時点
<https://www.artsandcollections.com/article/the-salsali-private-museum/>
- The UAE Freeport: A Secure Haven For Art Collectors - Zurani, 2025/10/6調査時点
<https://www.zurani.com/the-uae-freeport-a-secure-haven-for-art-collectors/>
- View Customs Procedure Exhibition Goods Requirement for Travellers, 2025/10/6調査時点
<https://www.dubaicustoms.gov.ae/en/eServices/ServicesForIndividuals/ViewCustomsProcedure/Pages/ExhibitionGoodsRequirementTravellers.aspx>
- United Arab Emirates Legislations | Federal Law Concerning ..., 2025/10/6調査時点
<https://uaelegislation.gov.ae/en/legislations/1236>

2.2.12 サウジアラビア | 国家戦略「ビジョン2030」が牽引する、中東の新たなアートハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
サウジアラビア（KSA）のアート関連市場は国家戦略「ビジョン2030」に基づき急速に成長している。アート&クラフト市場全体では、2024年から2029年にかけて年平均成長率(CAGR) 6.86%での成長が見込まれている。クリエイティブ、アート、エンターテインメント活動全体の産業収益は2024年までに6億4,230万米ドルに達する見込みである。政府は文化セクターのGDP貢献度を現状の1%未満から2030年までに3%（約480億米ドル）へ引き上げる目標を掲げ、10万人以上の新規雇用創出も目指す。成長の原動力は、「ビジョン2030」に基づく国家主導の巨額投資と、国内の若年層の芸術への関心の高まりである。	・ 個人:KSAの個人富裕層に対する税制は、アート市場にとって世界で最も有利な環境の一つである。最大の特徴は、相続税および贈与税が存在しないことである。これにより、富裕層は美術品を含む資産を次世代へ非課税で承継可能である。また、個人のキャピタルゲイン（譲渡所得）にも所得税が課されないため、作品売却益は非課税となる。購入時の主な税負担は、国内売買・輸入に適用されるVAT（付加価値税、標準税率15%）である。 ・ 法人:企業が美術品購入や文化支援に対する直接的な税制優遇措置（例：取得価額の損金算入）は明確に規定されていない。 ・ 減価償却:KSA法人税法では、資産は価値が減少する性質を持つ場合に減価償却が認められる。美術品は一般に価値が減少しないため、原則として減価償却資産として認められない可能性が高い。 ・ 寄付:法人がKSA国内で認可された公的機関や非営利の慈善団体へ寄付した場合、その寄付金は法人税の課税所得計算上、損金として算入することが認められている。	・ 企業:直接的な税優遇はないが、CSR活動や国家プロジェクト（例：Riyadh Art）への貢献を通じた企業ブランディングを動機に、協賛や資金提供を行う。 ・ 富裕層:市場の最も重要なプレーヤーであり、資産多様化、社会的地位の象徴、文化的レガシー構築を動機にアートを収集する。 ・ 金融:2025年9月、資本市場庁（CMA）認可の国内初アート投資ファンド「Audi Capital MENA Art Fund*1」が設立された。これはアートが「規制された金融商品」へ移行し始めたことを示し、市場の透明性・流動性向上が期待される。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
国家のリーダーシップの下、公的機関、商業主体、専門サービス事業者が連携する官民連携モデルで構築されている。公的機関（文化省、ディルイーヤ・ビエンナーレ財団など）がビエンナーレ開催やインフラ整備を主導し、プラットフォームを創出。商業主体（ATHRギャラリー、Sotheby's、Christie'sなど）が市場の活性化と価格形成を担う。専門サービス事業者（鑑定、輸送、専門保管施設など）が取引の安全性と信頼性を担保する。	国家戦略「ビジョン2030」が中核であり、文化を経済の柱、観光資源、ソフトパワー向上の戦略的ツールと位置づけている。文化省（2018年設立）が政策を統括し、傘下の遺産委員会が文化財保護・管理を一元化（2014年新法）。ディルイーヤ・ビエンナーレ財団（2020年設立）による国際ビエンナーレの主催、ミスク・アート・インスティテュートによる若手アーティスト育成、文化開発基金（CDF）による金融支援など、専門機関が戦略を実行。輸出入は管理されており、特に文化財記録登録品の国外持ち出しは厳しく制限される。	サウジアラビアの美術館施策は国家主導で大規模に進行している。博物館委員会の戦略に基づき、既存館の改修と新規建設（2024年時点で19館が建設中）を推進している。リヤドの「ロイヤル・アート・コンプレックス」や、アル・ウラの15の文化資産計画 が中核である。国際連携も積極的で、アル・ウラではフランス政府（AFALULA）と提携し、ポンピドゥー・センターが現代美術館開発を支援している。収集方針は「グローバル・サウス」の作品に焦点を当て、欧米中心でない新たな文化的ハブを意図している。
日本への示唆		
KSAモデルの教訓は、①国家戦略（ビジョン2030）として文化を経済・外交と直結させたこと、②税制（相続税・キャピタルゲイン税ゼロ）を富裕層のインセンティブとして戦略的に活用したこと、③次世代育成（芸術アカデミー設立）へ長期投資していることにある。 日本への提言 1. 政策面では、アート市場振興を「国家戦略」に格上げし、省庁横断の司令塔機能とKPI（数値目標）を設定すべきである。 2. 税制面では、KSAの事例を参考に、富裕層のコレクションが市場に循環する仕組みが重要である。具体的には、相続税の美術品物納要件の緩和、美術館等への寄付・遺贈に対する税優遇の拡充、企業の美術品取得に関する減価償却制度の創設（例：国内若手作家の作品購入時など）が求められる。 3. 民間事業では、アートファンド設立のガイドライン整備などアートファイナンス市場の育成と、国際基準に精通した鑑定士や修復家などの専門人材育成が急務である。		

*1「Audi Capital MENA Art Fund」は、サウジアラビアおよび中東・北アフリカ（MENA）地域で初の資本市場庁（CMA）規制下にあるアート投資ファンドであり、投資対象はMENA地域および世界各国の現代美術作品である。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

国家戦略「ビジョン2030」に基づき、KSAのアート市場は巨額投資と国内需要を原動力に、急速な経済的基盤を確立しつつある。

1. 市場規模と成長予測

アート関連市場は顕著な成長軌道に乗っている。アート&クラフト市場は、2024年～2029年にかけて**6.86%**という高いCAGRでの成長が見込まれている。クリエイティブ・アート・エンターテインメント産業の収益は2024年までに**6億4,230万米ドル**に達する見込みである。

2. GDPへの貢献目標

政府は、文化セクター全体の国内総生産（GDP）への貢献度を、**現状の1%未満から2030年までに3%（約480億米ドルに相当）**へと引き上げることを目指している。この目標達成は、同セクターにおいて**10万人以上の新たな雇用を創出**することにも繋がると期待されている。

3. 成長の原動力

成長は二つの力によって駆動されている。第一の推進力は、「**ビジョン2030**」に基づく**国家主導の巨額投資**である。政府は美術館や文化施設の建設、国際的なアートイベントの誘致、アーティスト支援プログラムなどに大規模な予算を投下し、市場のインフラを急速に整備している。第二に、**国内の人口動態**も重要であり、若年層人口が多く、彼らの**芸術や文化に対する関心が高まっていることが、国内の需要基盤を強化**している。

4. 社会階層とアートの関与

- **企業:**直接的な税制優遇は明確に規定されていないが、**企業の社会的責任（CSR）活動や、国家プロジェクト（例：Riyadh Art）への貢献を通じた企業ブランディングを最大の動機**としてアートと関わっている。
- **富裕層(HNWIs):**市場における最も重要なプレーヤーである。アート収集は、**①資産ポートフォリオの多様化、②社会的地位や文化的教養を誇示するシンボル、③自らの文化的レガシーを構築**する行為、という複数の動機に基づく。
- **一般市民:**「ビジョン2030」の下、教育改革を通じて次世代の担い手育成が進められている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

国家のリーダーシップの下、公的機関、商業主体、専門サービス事業者が相互に連携する複雑なネットワークとして機能している。

1. 主要プレイヤーとその役割

- **公的機関:**エコシステム全体の設計者であり最大の資金提供者である。
 - **文化省(2018年設立):**文化政策全体の司令塔。
 - **遺産委員会(2019年移管):**文化遺産の登録、保護、管理を一元的に担う。
 - **ディルイーヤ・ビエンナーレ財団(2020年設立):**KSA初の国際的アートビエンナーレを主催し、国内外の交流の場を創出。
 - **ミスク・アート・インスティテュート(2017年設立):**特に若手・新興アーティストの育成、支援、発信に注力。
 - **文化開発基金(CDF, 2021年設立):**文化セクターに対し融資、助成金、投資などの金融ソリューションを提供する。
- **商業主体:**市場の活性化を直接担う。
 - **画廊(Galleries):**ジッダ拠点のATHRギャラリーなどが、アーティストとコレクターを繋ぐ最初の接点となっている。
 - **オークションハウス(Auction Houses):**サザビーズ (Sotheby's) とクリスティーズ (Christie's) が相次いでリヤドにオフィスを開設。Sotheby'sが2025年2月に開催したKSA初の国際オークションでは、**購入者の約3分の1がサウジ国籍**であった。
- **専門サービス事業者:**アートという特殊な資産を扱うための専門サービス。
 - **アートコンサルタント:**AR Art Advisory、Artelierなどがコレクション形成戦略などを提供。
 - **鑑定・評価:**Christie'sやArt Peritusなどが国際基準に基づく鑑定評価サービスを提供。
 - **修復・保存:**Constantine KSAやLOSARTなどが専門サービスを提供。
 - **輸送・ロジスティクス:**Four Winds Saudi Arabiaなどが温度・湿度管理可能な専用車両で安全な輸送を担う。
 - **専門保管:**Constantine KSAや、ATHRギャラリーとHasenkampが提携した施設など、美術館品質の気候管理・セキュリティを備えた国内専門保管施設が整備されている。

2. 連携メカニズム官民連携

公的機関が国際ビエンナーレ等の戦略的な舞台を設定し、民間企業が商機を見出し、専門サービス事業者が取引の円滑化と安全性を保証するという、重層的かつ相互補完的な連携構造が構築されている。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

文化財の保護と市場流通の双方を視野に入れた法整備を進めている。

1. 文化財保護政策

1972年の旧法に代わり、2014年に新たな「**文化財・博物館・都市遺産法**」が施行された。この法律は、保護対象となる「文化財」の定義を、制作から100年未満の物であっても当局が重要と判断すれば対象とするなど、範囲を柔軟に拡大した。重要な柱の一つが、**国の管理下にある文化財を公式に記録する「文化財記録」制度**である。この台帳に登録された文化財は、**売買や国外持ち出しが管理**される。2019年には、これらの監督権限が文化省傘下の専門機関「遺産委員会」に正式に移管され、専門的かつ一元的な管理体制が構築された。

2. 美術品の輸出入規制

- **輸入:** ZATCA（ザカート・税・関税庁）の管轄下であり、標準的な通関書類を電子プラットフォーム「Fasah」を通じて提出することが義務付けられている。KSAの法制度はイスラムの価値観を基礎としており、**これに反すると見なされる特定の芸術品（偶像崇拝に繋がると解釈されうる人物像や彫刻など）の輸入は厳しく禁止されている**。関税については、湾岸協力会議（GCC）の共通関税率が適用され、多くの製品カテゴリーで**一律5%**となっている。
- **輸出:** 文化財の国外流出を防ぐため、輸出は厳格に管理されている。特に「文化財記録」に登録された国有の動産文化財は、原則として売却自体が禁止されている。個人が所有する登録文化財についても、取引は原則国内に限定され、国外への持ち出しには当局の許可が必要となる。例外として、国際展覧会のために博物館所蔵品を一時的に輸出することは許可される。違反し不法輸出した場合、最高15,000サウジ・リヤルの罰金に加え、関税法に基づく密輸罪が適用される可能性がある。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

企業や団体は国家戦略と密接に関連しながら関与している。

1. 企業の関与と動機

欧米で見られるような、美術品購入に対する直接的な**税制優遇措置（例：美術品取得価額の損金算入）**は、KSAの現行税制では**明確に規定されていない**。しかし、企業は別の動機からアートと深く関わっている。最大の動機は、**企業の社会的責任（CSR）活動と、国家プロジェクトへの貢献を通じた企業ブランディング**である。政府が主導する大規模なパブリックアート・プロジェクト「Riyadh Art」などに協賛・参画することは、企業の社会的評価を高め、政府との良好な関係を構築する上で有効な手段となっている。

2. 関連する税制・法制度（法人）

- **寄付**:税制面では、KSA内で認可された公的機関や非営利の慈善団体への寄付は、**法人税の課税所得を計算する上で損金として算入することが認められている**。これにより、企業が国立美術館や政府系文化財団（例：ミスク・アート・インスティテュート）へ資金提供を行うインセンティブが間接的に担保されている。
- **減価償却**:KSAの法人税法では、資産の減価償却が認められる要件として、「資産が使用、損耗、または陳腐化によって価値が減少する性質を持つこと」が定められている。美術品は、一般的に時間の経過とともに価値が減少するとは見なされず、むしろ価値が増加する可能性があるため、この要件を満たさない。したがって、原則として美術品は**減価償却資産として認められない可能性が高い**。税法には「その他全ての有形・無形資産」という10%の償却率が適用される包括的カテゴリーが存在するが、**美術品がこれに含まれるかは明確な規定や判例が存在しない**。このため、企業が節税目的で美術品を購入するインセンティブは限定的である。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層は、サウジアラビア特有の税制と法制度（シャリーア法）によって強く特徴づけられている。

1. 購入：収集の動機

富裕層にとってアート収集は、単なる美的享受や趣味の領域を超える。

1. **資産ポートフォリオの多様化:**伝統的な金融資産や不動産に加え、価値の保存性が高いアートを組み込むことでリスク分散を図る。
2. **社会的地位の象徴:**高価なアートコレクションの所有は、社会的地位や洗練された文化的教養を誇示するシンボルとなる。
3. **文化的レガシーの構築:**作品収集を通じてサウジの現代史やアイデンティティを記録・保存し、次世代へ継承する「文化の守護者」としての役割を担う。この動向は、キャピタルゲイン税、相続税、贈与税が存在しないという「税の聖域」とも言えるKSAの税制環境によって後押しされている。

2. 所有・管理：コレクターの実務

大規模コレクションの維持・管理は高度な専門知識を要する事業であり、専門サービスが活用される。

- ・ **時価管理と評価:**保険価額算定のための「再調達価格（Replacement Value）」や、売却・資産評価のための「公正市場価格（Fair Market Value）」など、目的に応じて専門的な評価・鑑定が行われる。Christie'sやArt Peritusといった国際基準に準拠した専門鑑定会社が活用される。
- ・ **物理的管理:**
 - ・ **運送:**Four Winds Saudi Arabiaなどの専門業者が、空調管理された専用車両や特注梱包（クレート）を用いて輸送を担う。
 - ・ **保管:**Constantine KSAやATHR/Hasenkampによる、美術館品質の気候・湿度管理とセキュリティを備えた国内専門保管施設が利用される。
 - ・ **保険:**AXA XLやChubbなどが提供する、あらゆるリスクをカバーする「オールリスク型」の美術品専門保険に加入する。
 - ・ **インベントリー管理:**専門会社によるカタログ作成や、RFIDタグなどを用いたデジタル一元管理システムが導入されている。

3. 出口戦略：売却と承継

- ・ **流動化（売却）:**Sotheby'sやChristie'sによる国内オークション、機密性の高いプライベートセール、画廊への委託販売、国内オンラインプラットフォームなど、複数のチャネルを戦略的に使い分ける。
- ・ **承継（相続・寄付）:**KSAの富裕層が直面する最大の課題は、相続税がない一方で、イスラム法（シャリーア）に基づく**強制相続制度**が存在することである。**遺産の大部分（通常3分の2）は法定相続人に規定割合で強制分配されねばならず、これによりコレクションが物理的に分割・散逸するリスクが高い。**
 - ・ この「税制上の自由」と「相続法上の制約」という矛盾への対応策として、コレクションの完全性を維持しレガシーを構築するために、**生前に美術館や公的文化機関へ寄付する、あるいはイスラム法に基づき資産を特定の目的（文化振興など）のために永続的に捧げる財団（Waqf）を設立することが、強制相続を回避する合理的な出口戦略となっている。**

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

美術品が文化財から金融的な価値を持つ「資産クラス」へと性格を変化させつつあり、アートファイナンス市場が形成され始めている。

1. アート担保融資

- ・ **法的枠組み:** サウジアラビアにはアートファイナンスの法的基盤となる「動産担保法」が存在する。この法律は、美術品を含む動産の上に担保権を設定することを認めている。担保権が第三者対抗要件を持つためには、書面契約に加え、政府の統一登録簿への登録、または担保権者（金融機関）による担保物の占有が必要となる。
- ・ **市場のプレーヤー:** グローバル市場ではDeutsche BankやCiti Private Bankなどが富裕層向けにアート担保融資を提供しているが、**KSA国内の金融機関による特化型サービスの提供は、鑑定の難しさや市場流動性の低さといった課題もあり、限定的**である。

2. 先進的な取り組み

サウジアラビアのアート市場金融化における画期的な進展として、2025年9月に発表された「**Audi Capital MENA Art Fund*1**」の設立が挙げられる。

- ・ **概要:** 金融市場を監督する資本市場庁（CMA）の認可を受けた、**同国初のアート投資ファンド**である。
- ・ **投資対象:** 機関投資家および適格投資家から資金を集め、主にサウジおよび**中東・北アフリカ（MENA）地域の近現代の著名アーティストの作品に投資**することを目的としている。
- ・ **市場へのインパクト:** このCMA認可ファンドの登場は、アートが単なる個人の収集品から、透明性のある価格評価とガバナンスの下で取引される「**規制された金融商品**」へと**移行し始めた**ことを示している。これにより、これまで市場へのアクセスが難しかった機関投資家などに新たな投資機会を提供し、市場全体の透明性、流動性、信頼性を向上させる触媒としての役割が期待される。

3. 金融規制とコンプライアンス（AML/CFT）

アート市場は高額で匿名性が高く、マネー・ロンダリング（AML）やテロ資金供与（CFT）に利用されるリスクを伴う。

- ・ **法規制:** KSAはFATF（金融活動作業部会）のメンバー国であり、国際基準に準拠したAML/CFT体制である顧客デューデリジェンス(CDD)や、疑わしい取引の報告(STR)などを国内法として整備している。
- ・ **アート市場への適用:** EUや米国では美術商や画廊もAML/CFT義務の対象となっているが、KSAの現行法規で金融機関以外のアート市場関係者が明確に規制対象に含まれているかは、提供資料からは確認できない。しかし、前述のCMA認可アートファンドの運営会社（Audi Capital）はCMAの監督下にある金融機関であり、その投資活動はAML/CFTコンプライアンスの対象となる。今後、市場が成長するにつれ、アート市場全体への規制が強化される可能性が高い。

*1「Audi Capital MENA Art Fund」は、サウジアラビアおよび中東・北アフリカ（MENA）地域で初の資本市場庁（CMA）規制下にあるアート投資ファンドであり、投資対象はMENA地域および世界各国の現代美術作品である。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

トップダウン型の国家投資への依存から脱却し、持続可能なエコシステムを構築するため、人材育成とへの長期的な投資を進めている。

1. 現状の公教育

KSAの公教育課程では、初等教育（6年間）の必修科目として美術が含まれている。しかし、歴史的に教育の中心はイスラム教とアラビア語に置かれており、**美術教育のプライオリティは必ずしも高くなく、その重要性が見過ごされがちであった**との指摘もある。

2. 「ビジョン2030」下の教育改革

この状況は「ビジョン2030」の下で変化しつつある。文化省と教育省は緊密に連携し、学校教育カリキュラムへの**文化・芸術教育の統合を国家的な戦略**として推進している。

3. 芸術文化アカデミーの設立

最も象徴的な取り組みが、2025-2026年度にリヤドとジッダで開校予定の、初の公立「**芸術文化アカデミー**」の設立である。このアカデミーは、以下の特徴的なモデルを採用している。これは、単なる情操教育のレベルを超え、将来のプロフェッショナルなアーティストや文化セクターの担い手を、公教育の枠組みの中で体系的に育成しようとする国家の長期的なビジョンを反映している。

1. 午前中に国の標準カリキュラム（数学、科学、アラビア語など）を学習。
2. 午後の時間帯をビジュアルアート、演劇、音楽といった専門的な芸術教育に充てる。

4. 改革の目的

現在のアート市場の活況は、主に政府主導のトップダウン型投資によって支えられているが、このアプローチは持続可能性の点で脆弱性を抱える可能性がある。教育への投資は、この「**トップヘビー**」な構造を是正し、**将来的に国内に自律的なアーティスト層、コレクター層、そして文化的な素養を持つ鑑賞者層を創出するための戦略的な布石**である。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Saudi Arabia: Market Profile | HKTDC Research, 2025/10/6調査時点
<https://research.hktdc.com/en/article/MzU4MDE3NjI2>
- Infrastructure to support Saudi's cultural renaissance - PwC Strategy, 2025/10/6調査時点
<https://www.strategyand.pwc.com/m1/en/strategic-foresight/sector-strategies/media/saudi-arabia-culture.html>
- Saudi culture sector to triple GDP share to \$48bn by 2030, says minister | Arab News, 2025/10/6調査時点
<https://www.arabnews.com/node/2605398/business-economy>
- Saudi law of antiquities museum and urban heritage - Wikipedia, 2025/10/6調査時点
https://en.wikipedia.org/wiki/Saudi_law_of_antiquities_museum_and_urban_heritage
- Saudi Arabia - Import Requirements and Documentation - International Trade Administration, 2025/10/6調査時点
<https://www.trade.gov/country-commercial-guides/saudi-arabia-import-requirements-and-documentation>
- Saudi Arabia - Corporate - Deductions - PWC Tax Summaries, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/saudi-arabia/corporate/deductions>
- The Art of Collecting: Inside Saudi Arabia's Blossoming Patronage Culture, 2025/10/6調査時点
<https://authenticite.me/news/the-art-of-collecting-inside-saudi-arabias-blossoming-patronage-culture/>

Tax Considerations for Individuals and Investors Based in Saudi Arabia, 2025/10/6調査時点
<https://www.middleeastbriefing.com/news/tax-considerations-for-individuals-and-investors-based-in-saudi-arabia/>

Saudi Arabia Opens First Arts and Culture Academy in Public Schools, 2025/10/6調査時点
<https://soulofsaudi.com/saudi-arabias-first-public-arts-and-culture-academy/>

Diriyah Biennale (Saudi Arabia) - Biennial Foundation, 2025/10/6調査時点
<https://biennialfoundation.org/biennials/diriyah-biennale/>

Secure Fine Art Storage In The Middle East - Constantine KSA, 2025/10/6調査時点
https://www.constantineksa.com/storage/?gclid=EAlaIQobChMI_0id1Lbe9QIVsZBoCR1RXgBsEAAYASAAEgLNwvD_BwE

First art storage facility of its kind in Saudi Arabia - PR Newswire, 2025/10/6調査時点
<https://www.prnewswire.com/news-releases/first-art-storage-facility-of-its-kind-in-saudi-arabia-302461971.html>

Movable Property Security Law, 2025/10/6調査時点
<https://laws.boe.gov.sa/Files/Download/?attId=ec4a5266-8856-480f-a443-adbb0110e952>

Audi Capital launches the first CMA-regulated art investment fund investing in Saudi Arabia and the MENA Region - ZAWYA, 2025/10/6調査時点
<https://www.zawya.com/en/press-release/companies-news/audi-capital-launches-the-first-cma-regulated-art-investment-fund-investing-in-saudi-arabia-and-the-mena-region-l40e9mmr>

2.2.13 カタール | 国家主導の巨額投資とゼロ税制が創出するグローバル・アートハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
カタールのアート市場は、石油依存経済からの脱却を目指す国家戦略「カタール・ナショナル・ビジョン2030」の中核を担う。市場規模を示す直接的な指標として、「芸術、エンターテインメント、レクリエーション」セクターのGDP貢献額は2024年12月時点で24億7,200万カタール・リヤルに達する。また、「アート&クラフト」市場だけでも2029年までに2億4,000万米ドルを超えると予測されている。広範なクリエイティブ産業は、2030年までに非炭化水素GDPへ約110億米ドルの貢献を目指しており、アート市場はその重要な構成要素と位置づけられる。この市場の最大の特徴は、国家が自ら市場を「製造」するトップダウン型の形成モデルである。その原動力は、アル・サーニ王家、特にカタール美術館（QM）による巨額の投資である。QMの年間美術品購入予算は約10億米ドルと報じられている。象徴的な取引として、セザンヌの「カード遊びをする人々」を2億5,000万米ドルで、ゴーギャンの作品を3億米ドルで購入した事例があり、これは世界クラスの資産を国家レベルで収集し、市場の基盤を築くための意図的な投資である。	最大の特徴は、富裕層コレクターにとって「ゼロ・フリクション（摩擦ゼロ）」の環境である点である。 ・ 個人:個人所得税、相続税、贈与税がすべて存在しない。非事業用資産（有価証券、不動産）のキャピタルゲイン税も非課税であり、美術品売却益も同様に非課税であることが強く推察される。 ・ 法人:カタール源泉所得に対し一律10%の法人所得税が課される。 ・ 寄付:認可された慈善、文化、スポーツ活動への寄付は、純利益の5%を上限として損金算入が認められる。 ・ 減価償却:法人保有の美術品に関する減価償却制度の明確な規定はないが、美術品は非減価償却資産として扱われ、売却時のキャピタルゲイン（またはロス）が法人所得として課税（10%）される可能性が推察される。	・ 企業:主にカタール美術館（QM）や関連フェスティバルへのスポンサーシップを通じてエコシステムに参加する。動機はCSR、国家目標との連携、ブランディングである。税制面では、認可された文化寄付は純利益の5%を上限に損金算入が可能である。 ・ 富裕層（HNWI）:個人所得税・相続税・贈与税がゼロという税制に惹きつけられ、カタールを富の保全とレガシープランニングの場として活用している。 ・ 商業:黎明期の地元ギャラリーに加え、Zuraniのようなアートアドバイザーが富裕層のコレクション形成を支援している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
アル・サーニ王家が主導するカタール美術館（QM）を中心とした、中央集権的な「ハブ・アンド・スポーク」モデルである。QMは収集、インフラ開発、教育、キュレーションなど多面的な役割を担う。独立した「アーツ・カウンシル」のような資金配分機関は存在しない。商業ギャラリーシーンは黎明期（「5つか6つ」程度）である一方、クリスティーズやサザビーズは駐在コンサルタントを置き、富裕層の購買力に対応している。Zurani Advisoryのような専門アドバイザーや、GWC Logistics、AXA XLなど高度な支援インフラ（物流、保険）が整備されている。	国家戦略「カタール・ナショナル・ビジョン2030」に基づき、文化・芸術を経済多角化の手段と位置づけている。文化財流通に関しては「1980年法律第2号」に基づき、古美術品（40年以上前）の輸出を原則禁止しつつ、カタール美術館（QMA）の裁量で輸出許可を与える「ゲートキーパー」モデルを採用。QMAは輸出申請品を提示価格で購入する権利も持つ。関税はGCC標準の5%が基本で、美術品（HS第97類）の流入を阻害しない設計である。高価値資産のハブとしてAML/CFT規制（2019年法律第20号）を整備し、貴金属商の事例（50,000リヤル以上の現金取引報告義務等）を先行させている。	・ 収集と展示:イスラム美術館（MIA）、Mathaf（アラブ近代美術館）などを運営。年間10億ドル規模と報道される予算で世界クラスのコレクションを構築している。 ・ インフラ開発:ファイアー・ステーション・アーティスト・イン・レジデンスやM7デザインハブなど、文化インフラ自体を開発する。 ・ 教育と普及:カタール居住者と学生は美術館入場無料である。美術館の教育プログラムは教育・高等教育省のカリキュラムと連携している。 ・ パブリックアート:空港や砂漠に100点以上の作品を設置し、アートを日常生活に浸透させている。
日本への示唆		
カタールモデルは、国家資金によるトップダウン型、ゼロ税制による富裕層誘致であり、民間主導で成熟し、税制（相続税等）に課題を抱える日本とは対照的である。しかし、その戦略的な思考法は日本にも移転可能である。 1. アートの戦略的位置づけ:アート市場を単なる文化ニッチではなく、国際ブランディング、観光、経済活動のツールとして捉える視点。 2. 官民シナジー:企業スポンサーシップを国家的な文化イベントと統合し、相互利益を生み出す手法。 3. 触媒としての政策:最大の相違点である税制に関し、的を絞った改革が市場活性化のデコとなりうるという認識。 具体的提言： 1. 英国の「Acceptance in Lieu（現物納税）」制度に類似した、美術品による相続税の現物納税制度の導入。 2. 美術品の長期保有や市場への再投資を条件としたキャピタルゲイン税の優遇措置。 3. 企業による現代日本美術の購入や展覧会後援に対する、寄付金控除を超えた積極的な税額控除。 4. 「カタール・クリエイツ」に倣い、主要国際アートフェアで日本のアート市場を戦略的にプロモーションする政府主導のイニシアチブ。		
▼	▼	
王家がトップダウンで全てを主導。カタール美術館が中心的な役割を担っている。	文化芸術を、石油に代わる未来の経済の柱として位置づけ、育成する国家戦略を進めている。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

「カタール・ナショナル・ビジョン2030」は、多角的な経済の構築を目標としており、文化・芸術セクターの育成は重要な手段と見なされている。

1. 経済的インパクト

具体的なアート市場のGDP貢献度データは初期段階だが、関連セクターの目標からその規模が推し量れる。カタールは、クリエイティブ産業と関連するデジタル・ICTセクターを通じ、2030年までに非化石燃料GDPに約400億カタール・リヤル（約110億米ドル）の貢献を目指している。直接的な指標として、**「芸術、エンターテインメント、レクリエーション」セクターのGDP貢献額は2024年12月時点で24億7,200万カタール・リヤルに達している。**また、**「アート&クラフト」市場**だけでも、2029年までに**2億4,000万米ドル**を超えると予測されており、国家投資に牽引された力強い成長が示されている。

2. 市場構造の特徴（トップダウン型）

カタールのアート市場は、アーティスト、ギャラリー、コレクターが有機的に形成したボトムアップ型ではない。これは、アル・サーニ王家、特にカタール美術館（Qatar Museums, QM）を介した、**国家主導のトップダウン型投資**の直接的な産物である。シェイハ・アル・マヤッサ殿下が中心となり、**QMの年間美術品購入予算が約10億米ドル**に上るとの報道や、セザンヌの「カード遊びをする人々」を2億5,000万米ドルで、ゴーギャンの作品を3億米ドルで購入したといった記録破りの取引は、世界クラスの資産のクリティカルマス（決定的な量）を創出するための「基礎投資」である。

3. 国家による「市場の製造」

カタールは、既存のアート市場に参加するのではなく、**新しい市場をゼロから「製造」**している。一般的な市場と異なり、ギャラリーシーンが黎明期である一方で、莫大な資本を有する。国家自らが市場の主要な買い手、売り手、規制者として機能している。ダミアン・ハーストやリチャード・セラといった巨匠に100点以上の大規模なパブリックアートを依頼することは、市場に価値と国際的な注目を人為的に注入する行為である。**アート・バーゼルとの提携によるドーハでの関連イベント開催は、まず資産基盤（供給）を創出し、次に既製のグローバルな市場（需要）を輸入することで、取引を活性化させ、世界のコレクター層を引きつけようとする戦略**である。このモデルは、**十分な資本を戦略的に投入すれば、伝統的な成長経路を迂回し、文化市場の発展を加速させることが可能**であることを証明しており、国家を単なる市場参加者ではなく、市場創出者（マーケットメーカー）として位置づけている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

カタール美術館（QM）を中心として構築され、流動性の高い国際的な資本と資産を引きつけることに最適化されている。

1. 中核機関：カタール美術館（QM）

QMは、**カタールのエコシステムの中核的な存在**である。単なる美術館の運営組織ではなく、収集家、依頼主、文化インフラ（例：ファイアー・ステーション・アーティスト・イン・レジデンス、M7デザインハブ）の開発者、教育者、そしてパブリックアートのキュレーターといった多面的な役割を担う国家機関である。その理事長をシェイハ・アル・マヤッサ殿下が務めることで、国家戦略の最高レベルとの直接的な連携が保証されている。

2. 「アーツ・カウンシル」に相当する機関の不在

英国のアーツ・カウンシル・イングランドのような、**独立した第三者的な資金配分機関はカタールには存在しない**。その代わりに、QMやカタール財団、「カタール・クリエイツ」のようなイニシアチブが、**国家からの直接的な資金提供、パトロネージュ、戦略的パートナーシップ**を通じてこの機能を果たしている。これにより、**権限が中央に集中し、すべての文化的アウトプットが国家ビジョンと確実に整合する**ようになっている。

3. 商業・支援インフラ

カタールのエコシステムは、国内の商業ギャラリー（「5つか6つ」程度）が黎明期にある一方で、グローバルな富裕層の需要に応えるための高度なインフラが整備されている。

- **グローバル市場へのアクセス:** クリスティーズやサザビーズといった国際オークションハウスが駐在コンサルタントを置き、カタールの顧客の巨大な購買力に対応している。
- **専門アドバイザー:** Zurani Advisoryのような専門企業が、富裕層やファミリーオフィスを対象に、戦略的なコレクション計画から評価、デューデリジェンスに至るまでのサービスを提供している。
- **価値評価と鑑定:** コレクターは、保険（補償限度額の設定）、売却の可能性（最低売却価格の設定）、資産計画のために継続的な価値評価を必要としており、こうした専門サービスがその需要に応えている。
- **専門物流（輸送・保管）:** GWC Logistics、ArrowLine Logisticsなどの国内専門業者に加え、HasenkampやBovis Fine Artといった国際的プレイヤーが、温度・湿度管理輸送、通関手続き、美術館水準での保管（QM自体の施設を含む）といった包括的なサービスを提供している。
- **専門保険:** AXA XLやMarshといった美術品保険のグローバルリーダーがカタールで事業を展開し、保管中から世界中の輸送中までをカバーする「釘から釘まで（nail-to-nail）」の専門保険を提供している。

この構造は、国家資本を投じてグローバルな資産を獲得し、国際的な富裕層を引きつけるという本来の目的にとって効率的である。アーティストやギャラリーが有機的に育つ「ギャラリストの市場」ではなく、**国家主導の巨額投資と、コレクターにとって魅力的な相続税・贈与税・キャピタルゲイン税がゼロの税制**とを両輪とし、**富の保全や世代間移転の場として富裕層コレクターに最適化された環境**を意図的に構築するケーススタディと言える。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

国家による戦略的な管理と市場の流動性確保を両立させる「ゲートキーパー」モデルとして設計されている。

1. 文化遺産保護（古美術品法）

- **中核法令:**「1980年法律第2号（古美術品法）」（2010年法律第23号により改正）が流通の根幹をなす。
- **定義:**「古美術品」は、芸術的または歴史的価値を持つ40年以上前の物品と定義される。
- **輸出規制:**これら「古美術品」の輸出は厳格に禁止されている。
- **戦略的例外（ゲートキーパー機能）:**最大の特徴は**例外規定**にある。カタール美術館（QM）の理事会の決定により、国の考古学的または芸術的遺産に悪影響を及ぼさない場合に限り、**古美術品の輸出が許可**される。
- **QMの裁量権:**この法制度は、QMという王族が主導する中央集権的な「門番」を設置することで、硬直的な障壁ではなく、**戦略的な「調整役」**として機能する。これにより、国家の物語にとって不可欠な作品を保護しつつ、他の高価値作品の商業取引を許可し、**市場の流動性と国際的なコレクターにとっての魅力**を維持している。
- **国家による購入権:**コレクターやギャラリーなどから国外への輸出が申請された民間所有の古美術品に対し、QMはその**申請者の提示価格で買い取る権利（優先購入権）**を留保している。これは、**重要文化財の国外流出を防ぐ**と同時に、**国家コレクションを拡充**するための手段として機能する。また、これは申請者（所有者）が不当に安い価格を提示することを防ぐ、**価格統制メカニズム**としても作用する。

2. 円滑な取引を促す関税制度

- **GCC関税同盟:**カタールはGCC（湾岸協力会議）関税同盟の加盟国である。
- **標準税率:**ほとんどの輸入品に対して**CIF（運賃保険料込み価格）価額の5%**という標準的な従価税を適用している。
- **美術品への適用:**美術品に対して**特別に高い関税が課されることはない**。国際的には、オリジナルの芸術作品はHSコード（関税率表）の第97類に分類され、多くの国で関税が免除されるのが一般的である。カタールにおけるHS第97類の具体的な関税率は確認できなかったが、一般的な5%の税率と国際基準への準拠は、美術品の流入を妨げるのではなく、むしろ促進することを意図した政策であることを示唆している。
- **通関の円滑化:**近年導入された12桁のHSコード体系は、通関手続きの正確性と迅速性をさらに向上させることを目的としている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

カタールは、法人（企業）の関与を促すインセンティブと、競争力のある税制を整備している。

1. 企業のパトロネージュ（関与）

- **参加形態:**企業は、主にカタール美術館（QM）やその関連事業（例：タスウィール写真フェスティバル）へのスポンサーシップを通じて、アートエコシステムへの参加を奨励されている。
- **動機:**その動機は、企業の社会的責任（CSR）、国家目標（ナショナル・ビジョン2030）との連携、そして注目度の高いイベントでの広範なブランディング機会の獲得が融合したものである。
- **税制上のインセンティブ（寄付）:**税制もこれを後押ししている。美術品に特化した優遇措置はないものの、**認可された慈善、文化、スポーツ活動への寄付は、純利益の5%を上限として損金算入**が認められている。企業のパトロネージュに対する直接的なインセンティブとして機能する。

2. 法人における美術品取引の枠組み（税制）

- **法人所得税:**法人は、カタール源泉の所得に対して**一律10%の法人所得税**が課される。これは国際的に競争力のあるシンプルな税率である。
- **美術品の減価償却:**カタールの税法における美術品の具体的な**減価償却制度に関する規定は見当たらない**。税法の施行規則では、建物や機械など様々な資産クラスの償却率が詳述されているが、美術品は言及されていない。
- **推論（資産計上と売却）:**特定の規定がない場合、**企業が保有する美術品は、貸借対照表上で非減価償却資産として扱われる可能性が高い**。その価値は、売却時のキャピタルゲインまたはロスとなり、それが企業の課税所得に算入され、標準の10%の税率で課税されることになるかと推察される。これは、特定の条件下で減価償却を認める他国の制度とは対照的である。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層（HNWI）コレクターのライフサイクル（取得、保有、売却、承継）全体が税制によってサポートされる魅力的な環境である。

1. 魅力の源泉

富裕層コレクターを惹きつける魅力の根幹は、以下の税金が存在しない「ゼロ税制」にある。

- **個人所得税:** 給与や賃金は**非課税**である。
- **相続税・贈与税:** 相続人への資産移転や贈与に対する**税金が存在しない**。これは、日本、米国、英国のような国々で発生するであろう多額の税負担なしに、数世代にわたるコレクションを引き継ぐ上で重要な意味を持つ。
- **キャピタルゲイン税（個人）:** 重要な点として、個人による有価証券や不動産の売却から生じるキャピタルゲインは、「課税対象となる事業活動の一部でない限り」、非課税とされている。
- **美術品への適用（推論）:** **キャピタルゲイン非課税**の条項で美術品は明示的に言及されていないものの、有価証券や不動産について確立された原則は、**プライベートコレクター（美術商ではない）による美術品のような個人用動産の売却も同様にキャピタルゲイン税の対象外であることを強く示唆**している。これにより、アートは単なる文化的なオブジェとしてだけでなく、富の保全とレガシープランニングのための効率的なツールとして位置づけられ、美術品コレクションの**取得から保有、売却、承継というライフサイクル全体を通じて非課税**の環境が創出される。

2. 出口戦略：収益化と継承

- **売却:** 最も直接的な出口戦略である。個人に対するキャピタルゲイン税が非課税であると推察されるため、サザビーズやクリスティーズの現地代理店を通じて国際オークションに出品するか、プライベートセールを行うことは、**税効率の高い資産流動化手段**となる。
- **寄付・贈与:** コレクターがイスラム美術館（MIA）やMathaf（アラブ近代美術館）のような国家機関に作品を寄贈する主な動機は、**文化的遺産（レガシー）の確立**にある。カタールでは相続税・贈与税がゼロであるため、欧米や日本のように「美術品を公共機関へ寄贈することで相続税や所得税の控除を受ける」といった**税制上の優遇措置を目的とした寄付の動機が存在しない**。そのため、カタールにおける寄付は、国のコレクションを豊かにすることを通じて自らのコレクションと名前を国家の文化史の一部として刻み、永続的な社会的評価を確固たるものにする、という名誉を目的としたものと考えられる。なお、1980年法律第2号も、公共の利益に資する場合の古美術品の贈与を認めている。
- **承継:** 前述の通り、相続税が存在しないため、**カタールはコレクションを次世代に引き継ぐ上で魅力的**である。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

高度な金融サービスと規制および監督体制の構築を進めているが、成熟した側面（規制）と、未発達な側面（金融商品）が混在している。

1. アートファイナンスの現状

アートファイナンス市場に関する具体的な情報は認められなかった。これは、市場が存在しないか、プライベートな形で行われているか、あるいは発展の最早期段階にあることを示唆している。

2. AML/CFTコンプライアンス-不可欠な柱

高価値資産のハブとして、強固なマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CFT）の規制は重要である。

- **法的枠組み:** カタールの枠組みは2019年法律第20号によって規定されている。カタール中央銀行（QCB）や商工省（MOCI）などが主要な監督機関である。
- **先行事例:** 美術商に特化したガイダンスはないものの、商工省（MOCI）は貴金属・宝石商（DPMS）向けに詳細なガイダンスを発行している。これは、高価値で可搬性のある資産がどのように扱われるかを示す先行事例となる。
- **規制内容:** このガイダンスは、リスクベースのアプローチ、顧客デューデリジェンス（CDD）、実質的支配者の特定、そして一定の閾値（例：50,000カタール・リヤル）を超える現金取引に関する疑わしい取引の届出（STR）をカタール金融情報ユニット（QFIU）に行うことを義務付けている。
- **国際的評価:** FATF（金融活動作業部会）による2023年の対カタール相互審査報告書も、高額商品がML/TFのリスクとなりうることを認識している。

3. 未来のフロンティア-デジタル資産

- **先進的枠組み:** カタール金融センター（QFC）は最近、**包括的なデジタル資産フレームワーク**を導入した。
- **将来性:** 現在は金融商品を主眼としているが、「投資トークン」に関する規則を含むこの枠組みは、**実物資産の将来的なトークン化のための法的・規制的基盤を構築する**ものである。これにより、**分割所有が可能になり、新たな流動化の道が開かれる**可能性がある。

4. 結論

カタールは、アートファイナンス市場が未発達である一方で、将来の複雑に金融化されたアート市場に必要な枠組み（AML/CFT、デジタル資産）を積極的に構築している。高価値のアート資産の流入を見越している可能性は高く、規制や技術インフラを先行して整備することで、将来のビジネスを誘致することを目指しているかもしれない。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

カタールの国家戦略は、長期的な文化資本を構築するため、トップダウンの投資だけでなく、一般市民と次世代への教育・普及にも及んでいる。

1. 日常生活へのアートの浸透（パブリックアート）

空港、砂漠（例：リチャード・セラ作品）、都市空間など、**国中の公共空間に100点以上の世界クラスのパブリックアートが設置**されている。これは、アートを日常生活に溶け込んだ、不可避な要素とすることで、国民全体の美的感覚と文化への関心を高めることを目的としている。

2. 文化へのアクセシビリティ（美術館施策）

カタール居住者と学生は、カタール美術館（QM）が運営する**美術館への入場が無料**に設定されている。これにより、文化へのアクセスに対する経済的障壁が完全に取り除かれている。

3. 次世代教育との連携

美術館が提供する教育プログラムは、カタールの教育・高等教育省が定める美術カリキュラム基準と連携するように設計されている。これにより、学校教育と社会教育が連動し、次世代が自国の文化資産に自然と親しむことを保証している。

4. 専門人材の高等教育

VCUartsカタール校やカタール大学美術教育学部といった高等教育機関が設置されており、国内でアーティスト、キュレーター、デザイナー、美術教育者といった専門人材を育成するための基盤が整備されている。

⑥ 主な出典、参考資料一覧

- The Growing Art Market in Qatar: Opportunities for Artists in MENA | artQart, 2025/10/6調査時点
<https://artqart.com/the-growing-art-market-in-qatar-opportunities-for-artists-in-mena/>
- Qatar - Digital Economy - International Trade Administration, 2025/10/6調査時点
<https://www.trade.gov/country-commercial-guides/qatar-digital-economy>
- Qatar GDP: 2018p: Arts, Entertainment & Recreation | Economic Indicators - CEIC, 2025/10/6調査時点
<https://www.ceicdata.com/en/qatar/sna-2008-gdp-by-industry-isic-rev-4-2018-price/gdp-2018p-arts-entertainment--recreation>
- Collecting practices of the Al-Thani Family - Wikipedia, 2025/10/6調査時点
https://en.wikipedia.org/wiki/Collecting_practices_of_the_Al_Thani_Family
- What Art Basel's Move to Qatar Means for the Global Art Market - Abir Pothi, 2025/10/6調査時点
<https://www.abirpothi.com/what-art-basels-move-to-qatar-means-for-the-global-art-market/>
- Art Basel to launch in Qatar – the imminent rise of the art fair? - Center for Art Law, 2025/10/6調査時点
<https://itsartlaw.org/art-law/art-basel-to-launch-in-qatar-the-imminent-rise-of-the-art-fair/>
- Law No. 2 of 1980 on Antiquities, 2025/10/6調査時点
<https://www.almeezan.qa/LawView.aspx?opt&LawID=3976&language=en>
- Qatar - Customs Regulations - International Trade Administration, 2025/10/6調査時点
<https://www.trade.gov/country-commercial-guides/qatar-customs-regulations>
- Corporate Sponsorship - Qatar Museums, 2025/10/6調査時点
<https://qm.org.qa/en/about-us/corporate-sponsorship/>
- Tax in Qatar - Corporate Tax Rates, Exemptions & Compliance, 2025/10/6調査時点
<https://www.invest.qa/en/resources/laws-and-regulations/tax-regime>
- Taxes in Qatar: understanding the Qatari tax system - Expatica, 2025/10/6調査時点
<https://www.expatica.com/qa/finance/taxes/qatar-tax-78184/>
- Qatar's Tax Laws and Regulations - KPMG agentic corporate services, 2025/10/6調査時点
https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/qa/pdf/2024/12/qatars-tax-law-and-regulations_feb1_digital-2024.pdf
- Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures - FATF, 2025/10/6調査時点
<https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/mer/Mutual-Evaluation-Qatar-2023.pdf.coredownload.inline.pdf>
- AML/CFT Compliance Guidance and Reporting obligations For Dealers in Precious Metals or Precious Stones, 2025/10/6調査時点
<https://www.moci.gov.qa/wp-content/uploads/2022/03/%D8%AF%D9%84%D9%8A%D9%84-%D8%A7%D9%84%D8%AA%D8%B2%D8%A7%D9%85-%D8%AA%D8%AC%D8%A7%D8%B1-%D8%A7%D9%84%D9%85%D8%B9%D8%A7%D8%AF%D9%86-%D8%A7%D9%84%D8%AB%D9%85%D9%8A%D9%86%D8%A9-%D8%A3%D9%88-%D8%A7%D9%84%D8%A3%D8%AD%D8%AC%D8%A7%D8%B1-%D8%A7%D9%84%D9%83%D8%B1%D9%8A%D9%85%D8%A9EN2-.pdf>

2.2.14 イラン | 経済制裁と通貨不安が生んだ、資産防衛のためのアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
テヘラン・オークションの取引実績が市場の活況を示す最重要指標である。例えば、2024年1月の第19回では500万ドルに迫る売上を達成するなど、一回のイベントで数億円規模の取引が成立している。これは国際的な経済制裁下でも、国内に強力なコレクター層と潤沢な資金が存在することの証左である。過去12ヶ月間のイラン人アーティスト作品のオークション総売上高は1563万ドルに達し、うちテヘランでの売上が675万ドルを占める。ソフラブ・セベリらの作品は数十万ドルで落札され、国内記録を更新し続けている。	イランにおける美術品関連の税制は、欧米型の「購入者への所得控除」ではなく、「活動主体への直接的な免税」を主軸としている点が最大の特徴である。 ・ 減価償却 ：直接税法第139条L項に基づき、政府認可を受けた芸術活動から生じる所得は法人税・所得税が免除される。供給側（作家・ギャラリー）が既に完全な免税恩恵を受けているため、購入企業側の減価償却（経費化）による節税ニーズは、欧米市場ほど主要な論点となっていない。 ・ 寄付 ：同法第172条により、政府機関や認可された施設への寄付金は課税所得から控除可能である。しかし、前述の通り芸術団体そのものが非課税であるため、寄付の動機は「個人の節税」よりも、宗教的・文化的義務（ワクフ等）の文脈で語られることが多い。 ・ 相続税 ：美術品特有の物納制度（英国AIL等）や評価減の規定は確認されず、一般的な相続税率が適用される。税率は親等により異なるが、現金納付が原則であるため、大規模コレクションの継承においては流動性の確保が課題となる。	施策のほとんどは民間セクターが担っている。特に2012年設立のテヘラン・オークションは、ハイエンド美術品の二次市場を支配し、市場の信頼性を担保し価格形成の基準となる極めて重要な機能を果たしている。また、ダスタンズ・ベースメントに代表される商業ギャラリーは、新進気鋭のアーティストを発掘・育成し、フリーズ等の国際アートフェアへ積極的に参加することで、イランの若手アーティストを世界に紹介するゲートウェイの役割を担う。そして、経済制裁とインフレに直面する国内富裕層が、資産保全のための実物資産として美術品を積極的に購入することが、市場全体の力強い需要を創出している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
民間主導の商業市場と、国家による統制という二重構造で成り立つ。エコシステムの中核は、二次市場を独占し価格指標を形成するテヘラン・オークション、若手を発掘し国際展開を担う商業ギャラリー、イラン・モダニズムの歴史を権威付けるテヘラン現代美術館(TMoCA)、そして美術品の輸出入等を厳格に管理する国家機関の文化イスラム指導省である。これらのプレイヤーが相互作用し、経済制裁下で閉鎖的ながらもエコシステムを形成している。	国家による文化政策は、芸術支援機関による「振興」ではなく、文化イスラム指導省による「管理」に重点が置かれている。その目的はイスラム革命の理念を守り、国家のイデオロギー的統一性を維持することにある。美術品を含む文化・芸術製品の輸出入には同省の許可証が必須であり、国境を越える移動は厳格に管理されている。英国のアーツ・カウンシルのような政府から独立した助成機関は存在しない。一方で、アニメーション制作会社が製品の90%を輸出するなど、外貨獲得に繋がり、かつイデオロギー的管理の必要性が低いクリエイティブ産業は実利的な観点から支援対象となる二元的なアプローチが採られている。	1977年に開館した テヘラン現代美術館(TMoCA) が、イランのアートエコシステムにおける制度的な支柱である。欧米以外では最大級とされる西洋近代美術コレクションと、イラン近代美術の最高峰のコレクションを収蔵している。TMoCAは、イラン・モダニズムの歴史を公的に裏付ける機関であり、一般大衆が最高の芸術に触れる機会を提供する最も重要な公的文化施設としての役割を担い続けている。ミニマリズムやピカソをテーマにした特別展はそれぞれ17,000人以上、120,000人以上を動員するなど、特に若者層の強い知的好奇心を惹きつけ、広範なアートの受容基盤を育んでいる。
▼	▼	日本への示唆
		イランの事例は、経済的・政治的圧力という状況下でアートが文化資本・経済資産としていかに機能し得るかを示す貴重なケーススタディである。イラン市場が「危機」を原動力とする「守りの資産形成」に特化しているのに対し、日本は「安定」を基盤とした「攻めの資産活用」のポテンシャルを持つ。イランから得られる示唆は以下の通りである。 1. アートの資産性 ：金融システムが不安定化した際に、アートが強力な価値貯蔵手段（実物資産）となり得ることを証明している。日本でもポートフォリオを多様化する正当な資産クラスとしての位置づけを強化すべきである。 2. 中核的オークションの戦略価値 ：テヘラン・オークションのように、国内市場の流動性を集約し、価格指標を形成し、国際的な発信力を持つ中核機関の育成は、市場の競争力向上に不可欠である。 3. 政府の役割 ：イランの国家によるトップダウンの「管理」と検閲は、自由な創造活動を抑制する反面教師となる。政府の役割は直接介入ではなく、税制優遇などのインセンティブ設計による環境整備に徹するべきである。
民間主導の市場と国家による厳格な管理が併存し、制裁下で閉鎖的エコシステムを形成している。	国家の役割は芸術の「振興」ではなく「イデオロギー的管理」であり、実利的な経済支援と二元的に運用されている。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

イランのアート市場は、経済制裁という外部圧力と、富裕層の資産保全という内部要因が交差することで形成された、特異な構造を持つ。

- **市場の特異性:**イランのアート市場は、国際的な経済制裁、国内の政治・イデオロギー的制約、独自の文化的文脈という三重の陸額の中、特異な発展を遂げている。その活況は、経済的孤立と通貨不安という厳しい環境下で富裕層が資産を保全するための合理的な経済行動の産物である。
- **市場規模の指標:**市場のダイナミズムを測る最重要指標は、テヘラン・オークションの取引実績である。2024年1月の第19回では500万ドルに迫る売上を記録している。パルヴィーズ・タナヴォリの彫刻は2008年のクリスティーズ・ドバイで280万ドルという記録的価格で落札された。
- **成長の原動力:**市場成長の最も根源的な要因は、長期にわたる経済制裁とそれに伴う金融的孤立である。厳しいインフレと現地通貨リアルとの価値下落に直面する富裕層にとって、美術品は資産を保全するための安全な代替資産となっている。高名なアーティストの作品は物理的に所有できる「実物資産」であり、その価値は国内の堅調な需要に支えられている。
- **政府の二元的アプローチ:**イラン政府は、国内の美術品には厳格なイデオロギー的管理を行いつつ、アニメーション制作会社の輸出活動を支援するなど、外貨獲得に繋がるクリエイティブ産業には実利的な支援を行うという二元的なアプローチを採っている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

イランのアートエコシステムは、それぞれが明確な役割を持つ少数の強力な機関によって形成され、相互に作用しながら市場を動かしている。

- **テヘラン・オークション（市場の中核）**：2012年に設立された民間運営のオークションハウスで、イランのハイエンド美術品の二次流通市場を支配している。年に二回開催され、その落札結果は市場全体の動向を示すバロメーターとして機能し、イラン近現代美術の価格指標を形成する上で決定的な役割を担う。その存在は、不透明になりがちな市場に価格透明性をもたらし、資産としてのアートの信頼性を高めている。
- **主要ギャラリー（流通の担い手）**：ダスタンズ・ベースメントやアッサール・アート・ギャラリーなどの有力な商業ギャラリーが、一次流通市場を担い、新たな才能の発掘・育成を担う。特にダスタンズ・ベースメントは2012年の設立以来、新進気鋭の実験的なアーティストの紹介に力を入れ、フリーズやアート・ドバイといった国際的なアートフェアに積極的に参加し、イランの若手アーティストを世界に紹介するゲートウェイとして機能している。
- **テヘラン現代美術館(TMoCA)（文化の殿堂）**：1977年、ファラ・パフラヴィー元皇后の庇護のもと開館したTMoCAは、エコシステムの制度的支柱である。西洋近代美術とイラン近代美術の最高峰のコレクションを収蔵し、イラン・モダニズムの歴史を公的に裏付ける機関としての役割を持つ。革命後、長らく非公開だった西洋美術コレクションの段階的な再公開は、イランの文化政策の変化を示す指標ともなっている。
- **文化イスラム指導省(MCIG)（規制機関）**：英国のアーツ・カウンシルのような助成を行う独立機関は存在せず、国家機関であるMCIGが許認可と規制を通じてエコシステム全体を監督する。その役割は「支援」ではなく「管理」であり、アート活動全般に対するイデオロギー的な「門番」と言われる。

このエコシステムは、政府が公認する「公式」アートと、民間主導で展開される「非公式」なアートが並存する**二重構造**という特徴も持つ。政府公認のプロパガンダ的な芸術が若い世代から敬遠される一方、検閲を回避するアンダーグラウンドなアートシーンが活況という指摘もある。商業ギャラリーは、政治色の薄い「ブルーチップ」作品を国内富裕層に販売することで、国家の直接統制が及ばない表現の場を提供し、エコシステム内の緩衝材および仲介者としての重要な役割を果たしている。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

国家による強力な文化政策と厳格な輸出入規制は、アート市場の自由な発展に大きな制約を課し、政府の管理下に置いている。

- **政策の重点:**イランの文化政策は、文化の「振興」よりもイスラム革命の理念の維持を目的とした「管理」に重点が置かれている。
- **文化工学(Cultural Engineering):**近年は、社会の文化的生産物が国家の望む方向性と一致するよう能動的に文化を設計・誘導する「文化工学」と呼ばれる戦略へと移行している。このトップダウン型の政策は、表現の自由を制限するフィルターとして機能している。
- **厳格な輸出入規制:**美術品を含むあらゆる文化・芸術製品の輸出入には、文化イスラム指導省(MCIG)が発行する許可証が必須である。特に国の文化遺産と判断される作品の輸出には、返還保証のための十分な担保も求められる。
- **規制の目的と影響:**この規制は、文化遺産保護と国外発信イメージのコントロールという二重の目的を担う。国際展開を目指すアーティストやギャラリーにとって大きなハードルとなり、政府が市場の方向性を誘導する重要なレバーとして機能している。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

イランにおいて、銀行セクターはアート市場を牽引する特異な存在となっている。

- **銀行による市場牽引:** 一般事業会社によるメセナ活動は限定的だが、民間銀行が市場の主要なプレイヤーとして存在する点がイラン特有である。Pasargad Bankなどがインフレヘッジおよび資産形成の一環として大規模なコレクションを形成し、美術館を運営するなど、テヘラン・オークションの価格形成に大きな影響力を及ぼしている。
- **公的機関の購入規定:** 政府機関に対し、建設・開発予算の約0.1%（または1%未満の一定比率）を美術品購入に充てることを義務付ける（または許可する）法規定が存在する。しかし、この運用は断続的であり、市場全体を支えるほどの規模には至っていないとの見方が強い。
- **インセンティブの構造:** 企業の購入費用を損金算入するための明確な減価償却規定は確認されない。しかし、前述の銀行セクターのように、税務メリット（節税）よりも、インフレ下における「資産保全」自体が企業（特に金融機関）にとっての最大の購入インセンティブとなっている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

イランの富裕層にとって、アートは美的鑑賞の対象に留まらず、経済的、社会的、文化的な価値を内包する多機能な資産である。

- **購入:**最大の動機は、慢性的なインフレと通貨の下落に対する「資産保全」である。テヘラン・オークションでの高額取引は、富裕層や投資家が資産価値を目減りさせないための実物資産へのシフトによって支えられている。また、著名アーティストの所有は社会的ステータスの象徴としても機能する。
- **所有・管理:**大規模コレクションの管理において、コレクターは真贋鑑定や価値評価を重視する。しかし、欧米のような「アート専門保険」や「完全空調完備の専門倉庫」といった市場インフラは発展途上であり、多くのコレクターは私的なセキュリティ対策や信頼できるギャラリーとの個人的関係に依存して資産を守っているのが実情である。
- **出口戦略（売却、相続、寄付）：**
 - **売却:**コレクションを現金化する場合、主なチャネルはテヘラン・オークション（公開市場での最高価格を追求）か、有力ギャラリーを通じたプライベートセール（機密性の保持）である。
 - **相続:**相続税自体は存在するが、美術品の評価基準が不明確であるため、実務上の運用は不透明である。多くの富裕層は、生前贈与やプライベートセールによる現金化を通じて、次世代への資産承継を行っていると推測される。
 - **寄付:**イラン直接税法第172条に基づき、文化イスラム指導省が認可した文化施設や口座への寄付金は、課税所得からの控除が認められている。この法的枠組みは存在するものの、実際の寄付行為は節税目的よりも、宗教的・文化的貢献（ワクフ的な精神）に基づいて行われるケースが多い。

④-2民間の施策（アートと金融の融合）

イランでは、アートは価値を保全する「固定資産」としての役割に特化しており、融資や投資の対象となる
西欧的なアートファイナンス市場は事実上存在しない。

- **アートファイナンス市場の不在:** 美術品を担保とした融資（アートローン）市場は事実上存在しない。この背景には、評価インフラの未整備や制裁に加え、イスラム金融（シャリア）において利子の徴収が禁じられているため、利息を伴う担保融資というビジネスモデル自体が成立しにくいという根本的な事情がある。
- **「ファンド」に代わる銀行の直接投資:** 欧米のような証券化商品や公募アートファンドは見当たらない。しかし、民間銀行や投資会社が、インフレヘッジを目的に自己勘定で美術品を購入・保有しており、実質的に「企業内でのポートフォリオ運用」が、アートファンドの機能を代替している。
- **西欧との文脈差:** 西欧のアートファイナンスが、担保融資を通じて市場に流動性を供給する（レバレッジをかける）機能を重視するのに対し、イランでは通貨安から資産を守るための「価値の保存」および「実物資産への逃避」としての側面に特化している。

⑤その他（美術教育と市民の関与）

イランのアートシーンは、富裕層の市場だけでなく、質の高い公的教育と国民の強い知的好奇心という広範な文化的土壌によっても支えられている。

- **エコシステムの多層性:**イランのアートエコシステムは、ハイエンド市場だけでなく、公的な教育制度と国営美術館によって支えられた、広範なアートの受容基盤を持つという多層的な性格を有している。
- **高等教育機関の役割:**1940年設立の**テヘラン大学芸術学部**をはじめとする高等教育機関が、体系的な美術教育を提供し、継続的に新たな才能を輩出する源泉となっている。
- **公的美術館の役割:**一般市民が現代アートに触れる最も重要な場は、テヘラン現代美術館(TMoCA)をはじめとする公的美術館である。
- **鑑賞者層の存在:**TMoCAのピカソ展には120,000人以上が訪れるなど、国民、特に若者層の間にアートに対する強い知的好奇心が存在する。この知識豊かな国内の鑑賞者層が、イランのアートシーン全体の質と活気を支える重要な要素となっている。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Dastan | Galleries - Frieze, 2025/9/25調査時点
<https://www.frieze.com/gallery/dastan>
- آیین نامه صادرات و واردات محصولات فرهنگی و هنری - نظامات, 2025/9/25, 2025/9/25調査時点
<https://nezamat.ir/post-41874/>
- Tehran museum unveils western art masterpieces hidden for decades | Iran - The Guardian, 2025/9/25調査時点
<https://www.theguardian.com/world/2022/aug/11/tehran-museum-unveils-western-art-masterpieces-picasso-warhol>
- The 28 best art museums in Tehran - Wanderlog, 2025/9/25調査時点
<https://wanderlog.com/list/geoCategory/102337/best-art-museums-in-tehran>
- Tehran Auction - Tehran Times, 2025/9/25調査時点
<https://www.tehrantimes.com/tag/Tehran+Auction>
- Iranian artists hit by sanctions | Art | The Guardian, 2025/9/25調査時点
<https://www.theguardian.com/world/2013/jan/22/iran-art-scene-sanctions>
- Notes from underground: an evening of secret theater in Tehran | Iran International, 2025/9/25調査時点
<https://www.iranintl.com/en/202501073076>
- Tehran Auction - Contemporary Iranian Art - Darz, 2025/9/25調査時点
<https://darz.art/en/auctions/tehran-auction/2580>
- 2025/9/25, 2025/9/25調査時点
<https://www.isna.ir/news/96032715568/%D8%A2%D8%AB%D8%A7%D8%B1-%D9%87%D9%86%D8%B1%DB%8C-%D8%AF%D8%B1-%DA%86%D9%87-%D8%B4%D8%B1%D8%A7%DB%8C%D8%B7%DB%8C-%D9%85%DB%8C-%D8%AA%D9%88%D8%A7%D9%86%D9%86%D8%AF-%D8%A7%D8%B2-%DA%A9%D8%B4%D9%88%D8%B1-%D8%AE%D8%A7%D8%B1%D8%AC-%D8%B4%D9%88%D9%86%D8%AF>
- News | Dastan Gallery, 2025/9/25調査時点
<https://dastangallery.com/news/?id=160>
- Welcome to Crozier Los Angeles: Your Global Leader in Fine Art Logistics, 2025/9/25調査時点
<https://reach.crozierfinearts.com/LA-Campuses-Crozier-Expansion>
- Art Market Overview: Iranian Artists... - Gazette Drouot, 2025/9/25調査時点
<https://www.gazette-drouot.com/en/article/art-market-overview-iranian-artists/40921>
- Analysis | ArtChart, 2025/9/25調査時点
<https://artchart.net/en/analysis>
- Iranian animation studio gains global footprint with 90% export rate - ODISTC, 2025/9/25調査時点
<https://cistc.ir/en/5687/iranian-animation-studio-gains-global-footprint-with-90-export-rate/>

2.2.15 レバノン | 経済危機下で「資産保全先」として機能する、民間主導のアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
レバノンのアート市場は、国家経済の危機（GDPが2018年の550億ドルから2023年に200.8億ドルへ急落）とは対照的に、成長を示してきた。危機以前、文化・創造産業（CCI）はGDPの4.75%を占め、中東・北アフリカ地域で第1位であった。経済危機下で、美術品は通貨暴落と銀行システム機能不全から資産を守る「価値の保存手段」および米ドル建ての代替資産として機能。富裕層や海外在住者による防衛的な金融戦略が市場への資金流入を牽引している。	レバノンの税制は、美術品を資産として優遇する措置を欠いている。 ・ 減価償却：法人税法上、美術品は土地などと同様に、消耗や陳腐化の対象とならない「非償却資産」として扱われるのが一般的である。したがって、法人が美術品の取得費用を減価償却し、損金として計上することはできない。 ・ 寄付：法人が「承認された慈善、社会、文化、スポーツ施設」に対して行った寄付は、一定の限度内で損金算入が認められる。しかし、その具体的な限度額は不明確である。個人が美術品を寄付した場合の税務上の取り扱いについては、資料から特定できない。 ・ 相続税：相続税は、遺産の純資産価値と被相続人との親等に基づき、3%から45%の累進課税が適用される。美術品は、死亡時点での「実質市場価格」に基づいて評価され、財務省の査定官が評価を行う。文化的に重要な作品に対する非課税措置、美術品による物納制度、納税猶予制度といった、美術品固有の優遇措置は存在しない。美術品は他の動産と同様に扱われる。	エコシステムの活力は民間セクターによって駆動されている。Sfeir-Semler Galleryなどの有力商業ギャラリーがアーティストを発掘・育成し、国内外のコレクターとの橋渡し役を担う。非営利セクターでは、ベイルート拠点の独立財団「アラブ文化芸術基金（AFAC）」が特筆すべき存在である。2007年の設立以来、アラブ地域全域のアーティストや文化団体への主要な資金提供源となっており、創造性の源泉を支える柱となっている。また、Tony SalaméのAishti FoundationやRami El-NimerのDar El-Nimerなど、影響力のあるコレクターが設立した私設財団が、コレクションの公開や研究を通じて、事実上の私設美術館として機能している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
レバノンのエコシステムは、国家機能が不全な中、民間主導で形成された「民営化された文化ガバナンスシステム」として機能している。国家による中央集権的な芸術振興機関は存在しない。その代わりに、アラブ文化芸術基金（AFAC）のような独立した非営利財団が主要な資金提供源となっている。 また、Dalloul Art FoundationやAishti Foundationといった富裕層コレクターによる私設財団が、コレクションの保存・展示、文化インフラの構築といった公的機関の役割を代替している。商業ギャラリーや、専門的な保管・輸送インフラが市場の基盤を支えている。	国家による戦略的な産業育成策は欠如している。文化省の役割は、文化遺産や古美術品の監督といった管理・規制面に重点が置かれている。文化財保護法制は厳格で、考古学的遺物の輸出は全面的に禁止されている。一方で、近代・現代美術品は、文化省によって特別に「分類」されない限り、厳格な輸出禁止の対象とはならず、市場の流動性が確保されている。 金融規制の側面では、2015年法律第44号「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策法」が中核をなす。この法律は、美術商や骨董品商をAML/CFT上の義務を負う「特定非金融業者・専門家（DNFBPs）」として明確に指定している。これにより、美術商には顧客デューデリジェンス（CDD）、5年間の記録保存、金融情報機関（sic）への疑わしい取引の報告が義務付けられている。	公的セクターでは、スルソック美術館（Sursock Museum）やベイルート・アメリカン大学（AUB）アートギャラリーが、文化遺産の保護と一般市民への公開という公的な役割を担っている。これらの機関は、入場無料または寄付制をとり、公開プログラムを通じて市民とアートとの接点を提供している。しかし、エコシステム全体では、Dalloul Art Foundation（DAF）やDar El-Nimer for Arts & Cultureといった、個人コレクターが設立した私設財団の役割が大きい。これらの財団は、特にアラブ美術史の保存と研究において重要な機能を果たしており、公的機関の機能を補完、あるいは代替している。
日本への示唆		
レバノンの事例は、特に税制の重要性において日本に示唆を与える。レバノンの最大の弱点は、美術品を資産として捉えきれない旧態依然とした税制（減価償却の不在、相続税優遇の不在）にあり、私有財産が公的文化遺産へ転換されるプロセスを阻害している。日本はこれを反面教師とし、アート市場を活性化させるための洗練された税制の構築を最優先で進めるべきである。 1. 法人向け美術品の減価償却制度の導入：企業的美術品取得を財務戦略の一環と位置づけ、市場に新たな資金を呼び込む。 2. 相続税における「物納制度」の拡充と活用：相続によるコレクションの散逸を防ぎ、国公立美術館の収蔵品を充実させる。これは国家と民間コレクターの利益を合致させる重要な政策ツールである。 3. 寄付税制の優遇措置強化：フィランソロピーを促進し、私有コレクションの公共への還元を促す。また、市場や政府から独立した資金提供を行うアラブ文化芸術基金（AFAC）の成功は、日本における独立した芸術支援基金設立の重要性を示している。		
国家機能が不全で、民間財団が資金提供や美術館機能など、公的役割を代替している。	産業育成策は欠如しており、国の役割は文化財保護やAMLなど、管理・規制面に限定されている。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

経済危機とは対照的に、アート市場は「資産保全」の受け皿として機能することで成長を遂げている。

1. 国家経済の危機

レバノン・アート市場のダイナミズムは、国家の経済危機と不可分である。レバノンのGDPは、金融危機、政治的麻痺、2020年のベイルート港爆発事故を経て、2018年の約550億米ドルから2023年末には200.8億米ドルにまで急落した。

2. 経済崩壊と対照的なCCIの重要性

これとは対照的に、アート市場は規模を維持し続けている。歴史的に、アートを含む文化・創造産業（CCIs）はレバノン経済で重要な役割を担い、**危機以前のデータではGDPの4.75%を占めていた（中東・北アフリカ地域で第1位であった）**。2021年においても、CCI関連の総輸出額は**GDPの2.81%**に達している。

3. 経済危機下におけるアート市場の成長

特に注目すべきは、経済危機が深刻化する中で、アート市場が成長してきた点である。2016年の時点で、**アート市場は年率30%から40%**という成長を遂げていると報告された。その象徴的な例が、2010年に始まった**ベイルート・アートフェア**であり、その売上高は初年度の80万米ドルから2016年には400万米ドルへと5倍に増加することが予測されていた。金融危機が本格化した2019年でさえ、同フェアは「過去最も成功した回」と報告され、**出展ギャラリーの90%が重要な販売実績を上げた**とされる。

4. 市場の根本的な駆動力（資産保全のための金融資産化）

この現象の背景には、美術品が単なる文化的消費財から、金融資産としての性格を強めていることがある。国内の銀行システムが事実上崩壊し、預金引き出しが厳しく制限され、自国通貨が暴落する中で、富裕層や海外に居住するレバノン人は、自らの資本を守る必要に迫られた。その結果、美術品を、**実物的で、持ち運び可能で、かつ国際的に価値が認められる米ドル建ての「価値保存手段」として活用する防衛的な金融戦略**をとっている。特に国際的なオークションで実績のある近代・現代アーティストの作品がその対象と見なされている。この防衛的な資本避難こそが、危機下のアートエコシステムへの資金流入の駆動力となっているのである。

5. 近年の地政学的影響（資本移動と価格上昇の逆説）

近年の動向として、2024年から2025年にかけての地域紛争の激化は、市場の力学に新たな変化をもたらした。中東のコレクターによる資本と購買活動が、ロンドンやニューヨークといった国際的なハブへと大規模に移動する現象が見られる。しかし、これは同時に、紛争地域の芸術に対する国際的な関心を高める結果も生んでいる。特に、レバノン、シリア、パレスチナ出身のアーティストの作品は、美術館などの公的機関による収蔵プログラムにおいて、**平均89%という価格上昇**を記録しており、**地政学的リスクが逆説的に作品の文化的・経済的価値を高める**という複雑な構図が生まれている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

国家の機能不全を背景に、本来、公的機関が担うべき機能を民間が代替している独自の構造を持つ。

1. 主要なプレイヤーと制度的インフラ

エコシステムは、商業セクター、非営利セクター、サポートインフラが相互に連携するネットワークによって構成される。

- **商業セクター**：市場の中核をなす。Sfeir-Semler Gallery、Art on 56th、Saleh Barakat Galleryといった有力ギャラリーが、アーティストの発掘・育成、プロモーション、国内外のコレクターとの接続を担う。また、Arcache AuctionやNada Boulous Auctionといった国内オークションハウス、さらにBonhams、Christie's、Sotheby'sなどの中東美術部門が、作品の流動性と価格形成において不可欠な存在である。
- **非営利・公的セクター**：スルソック美術館（Sursock Museum）やバイルート・アメリカン大学（AUB）アートギャラリーなどの美術館は、文化遺産の保護と一般公開という公的役割を担う。しかし、より大きな影響力を持つのが、Dalloul Art Foundation（DAF）やDar El-Nimer for Arts & Cultureといった個人コレクターが設立した私設財団である。これらはアラブ美術史の保存と研究において重要な機能を果たし、事実上の私設美術館として機能している。
- **サポートインフラ**：高額資産としてのアートを管理するため、高度に専門化されたサービスが存在する。Admiral Ship Management（鑑定・評価）、BeMA（Beirut Museum of Art）の修復センター（修復・保存）、BCC LogisticsやYSDS（専門輸送）、Beirut Moving and Storage（温度・湿度管理保管）などが市場を支えている。
- **支援機関**：英国のアーツ・カウンシルのような、国家が資金を提供する中央集権的な芸術振興機関はレバノンには存在しない。その代わりに、影響力の強い非政府組織（NGO）がその役割を担っている。代表格は、バイルートを拠点とする独立財団「**アラブ文化芸術基金（AFAC）**」である。2007年の設立以来、AFACはアラブ地域全域のアーティストや文化団体にとって主要な資金提供源となっており、エコシステムの創造性を支える重要な柱である。Ashkal Alwan（レバノン造形芸術協会）のような他の団体も、現代美術の制作と議論を支援している。

2. 社会階層とアートの関係性

アートは、レバノン社会の階層ごとに異なる意味と機能を持つ。

- **富裕層（HNWIs）**：アートは多面的な価値を持つ。第一に、経済危機から資産を守るための主要な「**資産の多様化と保全**」の手段である。第二に、大規模なコレクションの所有は、高い社会的地位、洗練された教養、文化的後援者であることを示す「**社会的地位と文化資本**」の象徴となる。第三に、Tony SalaméのAishti Foundationのように、私設財団を設立することは、公共の文化景観に貢献すると同時に、自らの名を後世に残す「**フィランソロピーとレガシー**」の手段でもある。
- **企業**：企業の関与は、体系的なコレクション形成よりも、主に**メセナ活動やスポンサーシップ**を通じて行われる。Byblos BankによるAUBアートギャラリーや若手アーティスト賞の後援はその一例である。レバノンの法人税法には、美術品の減価償却制度が存在しないため、企業が美術品取得費用を損金計上することはできない。また、承認された文化施設への慈善寄付は損金算入が認められるものの、その上限が不明確である。したがって、企業の動機は税制上のメリットよりも、**企業の社会的責任（CSR）やブランドイメージの向上**にあると考えられる。
- **一般市民**：一般市民がアートに触れる機会は、主に**入場無料または寄付制をとる美術館**（スルソック美術館など）や、AUBが提供する公開プログラムを通じて提供されている。**公教育における美術教育は限定的**であると推察される。教育・高等教育省の組織図には「文化・美術局」が存在するものの、具体的なカリキュラムの詳細は公表されておらず、美術教育が公立学校教育において優先度の高い標準化された科目とはなっていない可能性が高い。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

国家によるアート市場への政策介入は、積極的な市場育成策よりも、管理・規制面に重点が置かれている。

1. 文化財保護と輸出規制

レバノンの文化財保護法制は、特に**考古学的遺物（アンティクイティ）**に対して厳格である。かつては1700年以前に制作された物品のみを文化財とする厳格な定義が適用されていたが、1970年のユネスコ条約批准以降、その定義はより広範なものとなった。さらに、2008年法律第35号は文化省の組織再編に伴い、「遺産」「歴史的財産」「芸術」「文化財」といった用語を定義し、より精緻な法的分類を導入した。この法的分類に基づき、輸出規制には明確な区分が設けられている。

1. **考古学的遺物**：1993年の大臣令第8号により、**輸出は全面的に禁止**されている。
2. **その他の「承認または分類された文化財」**：2008年法律第37号に基づき、文化大臣による輸出許可がない限り輸出が禁じられている。

この法的な区別は、レバノンのアート市場の流動性にとって重要である。なぜなら、**近代・現代美術品**は、文化省によって特別に「分類」されない限り、考古学的遺物のような厳格な輸出禁止の対象とはならず、**国際市場での自由な取引が法的に可能**となっているからである。

2. 輸入規制と関税制度

美術品の輸入は、主に**標準的な税関手続き**に従う。輸入者は、単一管理文書（SAD）、船荷証券、商業インボイス、原産地証明書などの提出を求められる。主な輸入禁止措置は、イスラエルを原産国とする物品に限定されている。米国は近年、略奪防止を目的としてレバノンからの一部の考古学的・民族学的資料の緊急輸入制限を課したが、これは米国の輸入規制であり、レバノンの現代美術品の輸出法に直接影響するものではない。また、美術品の輸入には、付加価値税（VAT）と関税が課される。

- **VAT**：標準税率は11%である。
- **関税**：関税額は、CIF価格（運賃・保険料込み価格）を基準に算出される。美術品に関する税率は明確性に欠ける側面がある。ある税関ガイドでは、絵画や古典的名画、写本に対して**5%から10%の関税に加え11%のVAT**が課されると記載されている。別の資料では5%の関税が示唆されている。

HSコード（商品の名称および分類についての統一システム）の第97類に分類される骨董品（100年を超えるもの）の貿易額は小規模である。このように、特に**現代美術品に対する関税率が一義的に定まっていない状況は、このセクターに対する財政政策が欠如している**ことを示している。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

政策介入は、アートエコシステムの発展を後押しするものではなく、主に管理、規制、および金融コンプライアンスの側面に限定されている。

1. 文化省の役割と文化政策

文化省の役割は、戦略的・発展的な産業育成よりも、**管理・規制面に重点が置かれている**。その責務は、文化遺産、古美術品、芸術、文学などの監督であり、文化財の管理も含まれる。文化省は、文化活動に対して年間を通じて一定の財政支援を行ったり、米国大使館の「文化遺産保護のための大使基金（AFCP）」のような国際協力プログラムに関与している。しかし、文化セクターの関係者の間では、**一貫した文化政策や国家の具体的な行動が欠如**しているという認識が共有されている。結果として、**民間や市民社会のイニシアチブに大きく依存しているのが実情である**。

2. 企業関与を促す制度（税制）の欠如

企業の関与は、税制上のインセンティブよりも、**CSRやブランドイメージ向上**といった動機によって行われている。これを規定する主な税制は以下の通りである。

- **寄付**：法人が「承認された慈善、社会、文化、スポーツ施設」に対して行った寄付は、**一定の限度内で損金算入が認められる**。しかし、**その限度額が不明確**であるため、実務上のインセンティブとしての効果は限定的である可能性がある。レバノン納税者権利協会（ALDIC）が寄付を促進するための法案を提出している事実は、現行制度が不十分であると認識されていることを示唆している。
- **減価償却制度の不在**：レバノンの税法における決定的な特徴は、美術品に対する**減価償却制度が存在しない**ことである。通常の事業用資産は大臣令で定められた償却率に基づき減価償却が認められるが、土地や「美術品」のように、消耗や陳腐化の対象とならない資産は**非償却資産**として扱われるのが一般的である。これは、法人が美術品の取得費用を複数年にわたって損金計上し、課税所得を圧縮することができないことを意味する。美術品は、取得原価で貸借対照表に計上され続ける**非減価償却資産**となる。

3. 金融規制（AML/CFT）の介入

アート市場に対する主な政策介入は、金融規制の分野で行われている。レバノンのアート市場は、取引の匿名性、高額性、現金経済への依存度から、マネー・ローンダリング（ML）およびテロ資金供与（TF）のリスクが高いセクターと見なされている。このリスクに対応するため、中核的な法的枠組みとして2015年11月24日付法律第44号「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策法」が整備されている。この法律の最も重要な点は、第5条において、AML/CFT上の義務を負う「**特定非金融業者・専門家（DNFBPs）の範囲に、「有価物商人（宝飾品、貴石、金、美術品、骨董品）」を明確に含めている**ことである。この法律に基づき、美術商（アートディーラー）には以下の義務が課されている。

- 顧客デューデリジェンス（CDD）**：信頼できる文書に基づき、常設および一時的な顧客の身元、さらには最終的な実質的な支配者（beneficial owner）の身元を確認する義務（第4条）。
- 記録保存義務**：全ての取引関連書類および顧客の身元確認資料の写しを、取引終了後または関係終了後から最低5年間保存する義務（第4条）。
- 閾値と疑義**：特別捜査委員会（SIC）が定める閾値を超える全ての取引を記録し、かつ、ML/TFの疑いがある場合や顧客情報に疑義が生じた場合には、取引額に関わらずCDD措置を適用する義務（第4条および第5条）。

これらの義務の遵守は、レバノンの金融情報機関（FIU）である特別捜査委員会（Special Investigation Commission, SIC）によって監督される。SICは、疑わしい取引報告（STRs）を受理・調査し、美術商を含む報告義務者に対する現地調査も実施している。レバノンのAML/CFT体制は国際社会から厳しい監視下にあり、金融活動作業部会（FATF）は2024年、体制の有効性強化に進展が不十分であるとして、同国を「**グレーリスト**」に指定した。これにより、美術市場を含む全ての報告義務者に対し、**より厳格なコンプライアンス体制の構築が求められる**という強い圧力が加かっている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

レバノンの富裕層コレクターにとって、美術品は社会的地位の象徴であると同時に、経済危機下における重要な金融資産である。

1. 美術品の取得と所有

- **税制**
 - **取得**：個人が美術品を取得する際、**国内**の登録事業者からの購入では**11%のVAT**が課される。**国外**から輸入する場合は、**推定5%から10%の関税に加え、11%のVAT**が適用される。
 - **所有**：レバノンには**富裕税は存在しない**。したがって、美術品をコレクションとして所有すること自体に対する直接的な課税はない。
- **コレクション管理の実務**

高額資産としての美術品の価値を維持するため、専門的な管理が不可欠である。

 - **時価管理と評価**：コレクターは、①保険（適切な補償額設定）、②売却（価格設定）、③資金調達（担保価値算定）、④相続計画（納税額見積もり）といった目的で、専門的な評価サービスを利用する。バイルートにはAdmiral Ship Management（鑑定評価書、状態報告書作成）やArtscoops（アートアドバイザー）といった専門会社が存在する。評価は、Paul Guiragossianなど対象アーティストの近年のオークション落札価格、来歴（プロヴェナンス）、保存状態などを総合的に分析し、市場データに基づき行われる。
 - **物理的管理（保管・運送）**：資産価値の維持には厳格な物理的管理が求められる。
 - **保管**：Beirut Moving and Storageのような専門業者が提供する、温度・湿度が精密に制御され、高度なセキュリティ対策が施された専用保管施設を利用するか、自宅に同様のシステムを導入する。
 - **運送**：特に国際的な移動には、BCC Logistics（美術品特化の梱包、通関、温湿度管理輸送）や、YSDS、Curatorialといった国際的な専門輸送業者が利用される。
 - **保険**：輸送中の事故、盗難、火災、自然災害などのリスクに備え、美術品専門の保険（価額協定保険）に加入する。AXA XLやArte Generaliといったグローバルな保険会社が専門商品を提供する。

2. 出口戦略：売却、承継、寄付

- **売却**
 - **税制**：個人が美術品を売却して得た利益（キャピタルゲイン）は、理論上、**キャピタルゲイン税の対象**となる。株式などの**動産の売却益に対する税率は10%**であり、美術品の売却益もこのカテゴリーに含まれる可能性が高いが、**法律に明確な規定はない**。
 - **売却チャネル**：コレクターは複数のチャネルを使い分ける。
 1. **オークションハウス**：Nada Boulosのような国内オークションや、Bonhamsのような国際オークションに出品し、公開市場での価格形成を狙う。
 2. **プライベートセール**：オークションハウスやギャラリーが提供する秘匿性の高い取引。
 3. **ギャラリーへの委託販売**：ギャラリーの顧客ネットワークを通じて購入者を探す。
- **相続・贈与**

レバノンの相続法は、富裕層が築いたアートコレクションの承継において、課題を突きつけている。

 - **相続法**：非イスラム教徒の相続は民法、その他の宗教コミュニティには各宗教法が適用される**二元的な法体系**を持つ。民法下では、相続税は各相続人が受け取る**遺産の純資産額に対して課される**。
 - **税率と評価**：税率は、遺産額と被相続人との親等に応じて**3%から45%の範囲で変動する累進課税**である。課税対象となる資産価値は、死亡時点での「**実質市場価格**」に基づいて決定される。この評価は、財務省（MOF）の査定官によって行われる。国外にある資産については、その所在国の管轄当局が発行する公式な評価証明書に基づいて価値が決定される。
 - **美術品に関する特別措置の不在**：レバノンの相続税法および贈与税法には、**美術品に対する特別な優遇措置が存在しない**。文化的に重要な作品に対する非課税措置、美術品による**物納制度**、あるいは作品の一般公開を条件とした**納税猶予制度**といった規定は見当たらない。美術品は、高級車や有価証券と同様の単なる「**動産**」として扱われ、市場価格に基づいて課税評価が行われる。

この制度的欠陥は、相続人が高額な相続税を支払うために、重要なコレクションの一部または全部を売却せざるを得ない状況を生み出す可能性があり、**私的な美術資産が公的な文化資本に転換されるプロセスを阻害**している。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

レバノンにおいてアートは、経済危機への対応としての防衛的な「価値の保存手段」であるが、国内のアートファイナンス市場は未発達である。

1. アートファイナンスの全体像

アートファイナンス、特にアート担保融資（Art-Backed Lending）は、コレクターが所有する美術品を売却することなく、その価値を担保に流動性を確保するための金融サービスである。このサービスは、J.P. Morgan、Citi Private Bank、Bank of America、Deutsche Bankといった大手プライベートバンクや、The Fine Art Groupのような専門のノンバンクレンダーによってグローバルに提供されている。

2. レバノン国内におけるアートファイナンス市場の不在

しかし、レバノン国内でこれらのサービスが積極的に提供されている証拠は見当たらない。レバノンの銀行セクターは2019年以降、**深刻な機能不全と厳しい資本規制下**にあり、預金引き出しもままならない状況である。このような環境下で、国内の銀行が、鑑定評価や市場リスクの分析が複雑なアート担保融資のような**専門的金融商品を提供する能力は、事実上ないと**考えられる。

3. レバノン富裕層によるアートファイナンスの利用実態

したがって、レバノンの富裕層（HNWIs）や海外在住者がアートファイナンスを利用する場合、その取引はレバノン国外で行われていると推察される。具体的には、**ジュネーブ、ロンドン、ドバイ**といった国際金融センターに拠点を置く前述のようなプライベートバンクと直接取引し、**レバノン国外**（例：スイスのフリーポートなど）で**保管されている美術品を担保**として利用する形が一般的であると考えられる。

4. アートファイナンスの法的課題

アート担保融資の実行には、法務・実務の両面で高度なインフラが必要となる。

- i. **鑑定評価**：融資の前提として、担保となる美術品の市場価値を評価するため、貸し手（金融機関）が承認する第三者機関による鑑定が不可欠である。
- ii. **担保権設定**：法的には、融資の担保として美術品に対する担保権（lien）を設定する手続きが重要となる。担保権の有効性や優先順位は、その国・地域の動産担保法制に大きく依存する。

ここでレバノンの法制度上の大きな課題が浮き彫りになる。米国における統一商事法典（UCC）のような、**動産（美術品を含む）に対する担保権を公に公示・登録するための中央集権的な公的登録制度が、レバノンには存在しない**。この法的予見性の欠如は、貸し手にとって「担保権が法的に保全されないかもしれない」という大きなリスクとなる。

この法制度の不備が、ただでさえ機能不全に陥っている銀行セクターと相まって、レバノン国内でのアート担保融資の展開をさらに困難にしており、取引がより法制度の整った（UCCやPPSA法制を持つ）国・地域に限定される要因となっている。

⑤その他（教育・普及への影響）

市民がアートに接する機会は、美術教育よりも美術館などの文化機関の努力により生み出されている可能性が高い。

1. 一般市民のアートへのアクセス

一般市民がアートに触れる機会は、主に入場無料または寄付を推奨する形式をとる美術館や、スルソック美術館やAUB（バイルート・アメリカン大学）が提供する公開プログラムを通じて提供されている。

2. 公教育における美術教育の実態

公教育における美術教育は限定的であると推察される。教育・高等教育省の組織図には「文化・美術局」が存在するものの、具体的なカリキュラムの詳細は公表されておらず、美術教育が公立学校教育において優先度の高い標準化された科目とはなっていない可能性が高い。

3. 現状の依存構造

したがって、多くの市民にとって、アートとの接点は、国家主導の教育基盤よりも、個々の文化機関の努力に依存しているのが現状である。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Lebanon's Blooming Arts Market as People Appreciate it More | Al Majalla, 2025/10/6調査時点
<https://en.majalla.com/2016/08/article55250706/lebanon%E2%80%99s-blooming-arts-market-as-people-appreciate-it-more>
- Lebanon GDP - Trading Economics, 2025/10/6調査時点
<https://tradingeconomics.com/lebanon/gdp>
- ANALYSIS AND RECOMMENDATIONS FOR EU INTERVENTION IN LEBANON IN THE ARTS AND CULTURE SECTORS Final Report, 2025/10/6調査時点
<https://www.cultureinexternalrelations.eu/wp-content/uploads/2024/03/Lebanon-Final-Report-CRP.pdf>
- BEIRUT ART FAIR 2019 - Report, 2025/10/6調査時点
<https://beirut-art-fair.com/beirut-art-fair-2019-report/>
- The Impact of Middle East Conflict on Art Markets and Cultural Heritage in 2025 - MoMAA, 2025/10/6調査時点
<https://momaa.org/the-impact-of-middle-east-conflict-on-art-markets-and-cultural-heritage-in-2025/>
- Lebanon - Saving Antiquities, 2025/10/6調査時点
<https://en.saving-antiquities.org/country-information/lebanon/>
- Lebanon - Import Requirements and Documentation - International Trade Administration, 2025/10/6調査時点
<https://www.trade.gov/country-commercial-guides/lebanon-import-requirements-and-documentation>
- Import Customs Guide LEBANON - FIDI Global Alliance, 2025/10/6調査時点
<https://www.fidi.org/sites/default/files/public/2022-07/LEBANON%20Import%20%E2%80%93%20FIDI%20Customs%20Guide.pdf>
- Dalloul Art Foundation - Modern & Contemporary Arab Art, 2025/10/6調査時点
<https://dafbeirut.org/>
- Fine Art and Specie — Admiral Ship Management - Lloyd's Agency Beirut, Lebanon, 2025/10/6調査時点
<https://www.admiral-ship.com/fineart>
- AFAC - Arab Fund for Arts and Culture, 2025/10/6調査時点
<https://www.arabculturefund.org/About>
- Lebanon - Corporate - Deductions - PWC Tax Summaries, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/lebanon/corporate/deductions>
- Lebanon's Tax System: Complex, Restrictive, Yet Opportunistic" - CISA Trust, 2025/10/6調査時点
<https://www.cisatrust.com/country-profiles/lebanons-tax-system/>
- Law No 44 of November 24, 2015 Fighting Money Laundering and Terrorist Financing - Special Investigation Commission, 2025/10/6調査時点
<https://sic.gov.lb/sites/default/files/laws-regulations/Law%2044%20En.pdf>
- Nada Boulos, 2025/10/6調査時点
<https://www.nadaboulosauction.com/>
- Art Gallery Storage Services In Beirut, Lebanon, 2025/10/6調査時点
https://www.beirutmovingandstorage.com/art_gallery.php
- Estate Planning & Inheritance Law Guide for Lebanon - pbl.legal, 2025/10/6調査時点
<https://pbl.legal/insights/international-estate-planning-in-lebanon-a-clear-overview-for-high-net-worth-families/>

第2章 地域別 詳細報告（全44力国・地域）

第2節 その他の調査対象国・地域 (4/6)

ヨーロッパ (1/2)

2.2.16 ドイツ | 税制が文化を未来へ繋ぐ、堅牢なアート国家

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
2024年に発表されたドイツ連邦経済・気候保護省（BMWK）のモニタリングレポートの美術品小売（画廊など）、アーティストによる直接販売、骨董品小売の売上高を合計すると、2023年のドイツのアート市場全体の売上高は約20億6,300万ユーロである。その内訳は、アーティストによる直接販売が9億600万ユーロ、画廊などによる美術品小売が8億9,900万ユーロであり、両者がほぼ同規模で市場を形成している。これは、一部のメガギャラリーが市場を牽引する米中とは対照的な市場構造であり、多数の中小規模のプレイヤーが市場の屋台骨を支えていることを示している。世界市場におけるシェアはアメリカ、中国、イギリスに次ぐ規模である。オンライン市場は2035年までに年平均7.56%で成長すると予測されており、新たな顧客層を開拓している。	ドイツの税制は、文化資産の保護と市場活性化のバランスを取るよう設計されている。 ・ 付加価値税(VAT) : 美術品の輸入および国内取引には、標準税率19%ではなく7%の軽減税率が適用される。この軽減税率は、業界の長年の要望に応え、2025年から国内取引にも恒久的に適用されることが決定しており、市場の活性化に寄与すると期待されている。 ・ 所得税 : 個人が私有財産として美術品を売却した場合、購入から1年を超えて保有していれば、その譲渡益は原則として非課税となる。この1年という期間は「投機期間」と呼ばれ、短期的な投機目的の売買を抑制する効果を持つ。 ・ 減価償却 : 法人が事業用資産として美術品を購入した場合の減価償却は、「著名な芸術家」の作品はその価値が増加すると見なされるため原則として認められない。一方で、無名の芸術家の作品で装飾目的などの場合は認められる可能性があるが、判断基準が曖昧であり、企業が資産として美術品を購入する上での不確実性となっている。 ・ 寄付 : 企業や個人が公益法人（美術館など）へ美術品を寄付した場合、その価値は法人税法上の損金、または所得税法上の所得控除の対象となる。 ・ 相続税 : ドイツの税制の最大の特徴は、相続・贈与税法（ErbStG）第13条の優遇措置である。美術品コレクションが「公共の利益に資する」と認められ、公開性や維持管理に関する一定の要件を満たす場合、その評価額が60%または100%免除される。これにより、富裕層が高額な相続税を回避するためにコレクションを売却・散逸させることを防ぎ、文化資産として次世代に継承することを強力に促進している。	ドイツでは、企業と富裕層がアートエコシステムの重要な担い手となっている。多くの企業は、社会的責任（CSR）や企業イメージ向上のため、アートコレクションの形成や美術館へのスポンサーシップを経営戦略の一環と位置づけている。CoroplastグループやERGOグループによる美術館支援はその一例である。富裕層コレクターは、市場を牽引する買い手であると同時に、文化的なパトロンとしての役割も大きい。ラインホルト・ヴェルトやゴリア・シュトシェックといった著名コレクターは、自身のコレクションを公開するために私設美術館を設立・運営し、公共の文化インフラを補完している。また、UBSやドイツ銀行、ペレンベルク銀行などの金融機関は、プライベートバンキング部門を通じて富裕層顧客にアート関連のアドバイザリーや管理サービスを提供し、資産としてのアート活用を支援している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
アーティストと中小規模の画廊が市場の中核をなし、地方分権的で多様性に富んだ健全なエコシステムが機能している。個人コレクターは、作品購入によるアーティスト支援（プライマリーマーケット）、オークションへの出品による流動性供給（セカンダリーマーケット）、そして最終的には私設美術館の設立や公的美術館への寄贈を通じた公共への還元という、エコシステム全体を循環させる能動的な役割を担っている。これを制度的に支えるのが、未来の文化創造を支援する「連邦文化財団」と、過去の文化遺産の保護を担う「各州文化財団」であり、両者の補完的な関係がエコシステムを成立させている。	ドイツの公的施策は、文化財の保護と文化振興の二本柱で構成される。中核をなすのが2016年施行の「文化財保護法（KGSG）」である。この法律は、不正取引の防止とドイツの文化的アイデンティティの保護を目的とし、美術品の輸出入に厳格な許可制度を課している。特に、一定の年代・価額を超える美術品をEU域外へ輸出する際には、州当局の許可が必須となる。この政策は、ドイツを倫理的な市場ハブとして位置づける一方、取引の自由度を制約する側面も持つ。文化振興においては、連邦政府の予算で運営される「連邦文化財団」と、全16州の出資による「各州文化財団」が中心的な役割を担う。連邦文化財団が国際的・革新的なプロジェクト支援を通じて「未来の文化を創造する」のに対し、各州文化財団は美術館による国内の重要な文化財の取得を支援することで「過去の文化遺産を保護する」という明確な役割分担がなされている。	ドイツの美術館は、コレクションの保存・展示、教育機関としての役割に加え、民間との連携を積極的に行っている。具体的には、企業からの長期的なスポンサーシップ（例：フォン・デア・ハイト美術館）によって安定的な運営基盤を確保し、個人コレクターからのコレクションの一括寄贈や長期貸与（例：ゲッツ・コレクション）によって収蔵品を充実させている。また、単独では購入不可能な高額作品の取得に際しては、「各州文化財団」からの資金援助を受けることで、国の文化遺産の散逸を防ぎ、コレクションの質的向上を図っている。
日本への示唆		
ドイツのアートエコシステムの成功は、税制、法制度、公的支援、民間の活力が有機的に連携した「システム」の成果であり、日本が市場を発展させる上で多くの示唆を与える。		
- 最も参考にすべきは、相続税制を通じた文化資産の社会的承継メカニズムである。ドイツの相続・贈与税法第13条をモデルに、「美術館への寄託による公開」や「相続後の一定期間の保有」などを要件として相続税を大幅に減免または納税猶予する「日本版・文化資産優遇措置」を導入すべきである。これは、日本の優れた個人コレクションが相続を機に散逸・海外流出するのを防ぐ最も効果的な施策となりうる。 - 次に、官民の明確な役割分担と連携の構築が重要である。文化庁や芸術文化振興会など、国内の公的支援機関のミッションを再定義し、ドイツの連邦・州文化財団のように戦略的な連携体制を築くべきである。特に、公的美術館が民間から作品を取得する際の資金を補助する「マッチングファンド」制度の創設は、国内の文化資産を保護する上で有効である。 - 最後に、民間企業の参入を促す税制インセンティブの強化が求められる。企業がオフィスに展示する美術品の減価償却ルールを明確化・簡素化し、アートを資産として購入しやすい環境を整備することが、市場の裾野を広げる一助となる。		
個人コレクターをハブとして、アーティスト、画廊、文化財団が有機的に連携。私的資産が公的文化資本へと循環する、持続可能なエコシステムを形成。	「文化財保護法」による厳格な“守り”の規制と、「連邦・州文化財団」が未来創造と過去継承を分担する“攻め”の振興策。この両輪で、倫理的で強靱な市場を形成。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

ドイツのアート市場は、マクロ経済の動向からある程度切り離されており、安定した規模を維持している。

- ドイツのアート市場は、堅固な経済的基盤の上に成り立っている。2021年の市場売上高は約20億3,000万ユーロであり、2023年にはアーティストによる直接販売（9億600万ユーロ）、美術品小売（8億9,900万ユーロ）、骨董品小売（2億5,800万ユーロ）を合計して20億6,300万ユーロを超え、安定した規模を維持している。世界市場におけるシェアはアメリカ（42%）、中国（19%）、イギリス（17%）に次ぐ規模を持つ。
- 市場の構造的特徴として、その「ミッテルシュタント（Mittelstand）^{*1}」的な性格が挙げられる。売上高の内訳を見ると、アーティストによる直接販売と画廊による小売がほぼ同規模であることは、一部の巨大プレイヤーが市場を寡占するトップヘビーな構造とは対照的である。多数のアーティストと中小規模の画廊が市場の屋台骨を形成しており、地方分権的な文化風土を反映した、より分散的で健全なエコシステムが機能していることを示している。この強力なプライマリーマーケットの存在が、芸術創造の活力を維持し、市場の多様性を確保する上で極めて重要な役割を果たしている。
- 成長分野としてはオンライン市場の拡大が挙げられ、2024年時点で4億3,786万米ドルと推定される市場は、2035年まで年平均成長率（CAGR）7.56%で成長し、9億7,645万米ドルに達すると予測されている。これはデジタルプラットフォームが新たな顧客層を開拓し、市場の裾野を広げていることを示している。これらの市場動向は、ドイツ経済全体の状況と対比して考察する必要がある。2023年にドイツの実質GDPが0.3%減少するなど、マクロ経済は低成長局面にあるにもかかわらず、アート市場の売上高が約20億ユーロ台で安定している点は注目に値する。これは、ドイツのアート市場が短期的な経済動向からある程度切り離されており、富裕層による安定した資産配分、強力な文化政策、そして強固な美術館・画廊といった構造的要因が市場を強力に下支えしていることを示唆している。

*1「ミッテルシュタント（Mittelstand）」とは、ドイツ経済の屋台骨である中堅・中小企業である。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

ドイツのアートエコシステムは、多様なプレイヤーが有機的に連携する重層的なネットワークである。

1. 主要プレイヤー

中核をなすのは、アーティストを発掘・育成する画廊、セカンダリーマーケットで価格形成を担うオークションハウス（ケタラー・クンスト、ファン・ハム等）、国内外のプレイヤーが集うアートフェア（アート・ケルン等）である。これらを鑑定家、修復家、アートアドバイザー、専門輸送・保険会社といった専門サービス事業者が支えている。

2. 社会階層別の役割

- **企業:** CSR活動や経営戦略の一環としてアートに関与する。美術館へのスポンサーシップや独自のアートアワード設立などを通じて、文化インフラを資金的に支援している。これらの費用は損金算入が可能であり、税制上のインセンティブが存在する。
- **富裕層:** 市場を牽引するコレクターであると同時に、文化的なパトロンでもある。自身のコレクションを公開するために私設美術館を設立・運営し、公共の文化資源を豊かにしている（例：ベルリンのボーロス・コレクション）。彼らの収集動機は、美術への情熱から資産形成まで多岐にわたるが、後述する相続税制が、コレクションを次世代に継承すべき文化資産と捉えることを強く促している。
- **一般市民:** 公教育における美術教育や、美術館が担う教育機関としての役割を通じて、アートへのアクセスが保障されている。
- **公的支援機関:** 連邦文化財団 (Kulturstiftung des Bundes): 連邦政府の予算で運営され、革新的・国際的な大規模文化プロジェクトを支援し、「未来の文化創造」を推進する。
- **各州文化財団 (Kulturstiftung der Länder):** 全16州の共同事業体であり、公的美術館が国的価値のある文化財を取得・保存するのを資金的に支援し、「過去の文化遺産の保護」を担う。
- **有機的連携:** これらのプレイヤーは個人コレクターをハブとして連携する。コレクターは画廊から作品を購入してアーティストの初期キャリアを支え、やがてオークションを通じて市場に流動性をもたらす。ライフサイクルの最終段階では、コレクションを私設美術館で公開したり、公的美術館に寄贈・貸与したりすることで、私的財産を公共の文化資産へと転換させる。この官民の共生関係こそが、ドイツのエコシステムの豊かさの根源である。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

ドイツのアート市場の流通は、「文化財保護法（Kulturgutschutzgesetz - KGSG）」によって大きく特徴づけられる。

2016年に施行された「文化財保護法（Kulturgutschutzgesetz - KGSG）」は、自由な取引と文化遺産の保護という二つの要請を両立させることを目的としている。

1. 目的と概要

KGSGは、①ドイツの文化的アイデンティティの保護、②他国の文化財の尊重、③不正取引との闘い、④1970年のユネスコ条約の国内実施、を主な目的とする包括的な法律である。市場参加者には高いレベルのデュー・ディリジェンス（適正評価手続き）が義務付けられている。

2. 輸出規制

文化財の国外への輸出には原則として許可が必要となる。特に「国的価値のある文化財」として登録されているものや、公的機関が所有する文化財の輸出には、連邦政府文化・メディア担当国務大臣による特別な許可が求められる。それ以外の一般的な文化財についても、年代および価額の基準値を超える場合は、所在する州の文化財保護担当局から輸出許可を取得しなければならない。EU域外への輸出許可要件は特に厳格で、例えば50年以上経過した絵画・油絵は15万ユーロ以上、彫刻は5万ユーロ以上で許可が必要となる。

3. 輸入規制

KGSGは、原産国から不法に輸出された文化財のドイツへの輸入を禁止している。EU域外からの輸入時には、標準的な税関手続きが適用され、オリジナルの美術品（HSコード97類）の関税は一般的に無税となる。ただし、輸入時には7%の付加価値税（Einfuhrumsatzsteuer）が課される。

4. 市場への影響

KGSGは不正取引の防止という倫理面で高く評価される一方、美術商からは市場を制約するとの批判も存在する。この法律は、ドイツを倫理的な市場ハブとしての評価を高める半面、高価で国際的に流動性の高い美術品の取引拠点としての競争力を、規制の緩い他の市場に比べて低下させる可能性をはらんでいる。これは、ドイツ政府が純粋な市場の自由化よりも、文化遺産の保護と倫理的リーダーシップを優先するという戦略的判断を下したことを意味する。政府は、この規制による制約を緩和し経済活力を維持するため、国内の美術品取引に適用される付加価値税率を7%へ恒久的に引き下げる決定を下した。これは、KGSGが課すコンプライアンスコストを負担する市場参加者を支援する経済刺激策であり、文化保護と経済的存続可能性のバランスを取ろうとするドイツの洗練されたアプローチを象徴している。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

ドイツの政策や法制度は、企業や団体が文化機関への支援という形で間接的にアートに関与・貢献することを促している。

1. 法人税制によるインセンティブ

企業が美術館へのスポンサーシップやメセナ活動にかかる費用は、広報宣伝費や交際費として扱われ、法人税法上の損金に算入することが可能である。これは企業にとって、アート支援活動を行う上で直接的な税務上のインセンティブとして機能する。

2. 美術品の減価償却の曖昧さ

一方、企業が事業用資産として美術品を購入した場合の減価償却の取り扱い、ドイツの税制における複雑な論点の一つである。連邦レベルで統一された明確な規定が存在せず、「著名な芸術家」の作品は価値が増加するため原則として減価償却の対象とならない。無名の芸術家の作品は装飾目的であれば償却が認められる可能性があるが、その判断基準が主観的で曖昧であるため、企業は税務上の不確実性を抱えることになる。この曖昧さが、企業が美術品を資産として体系的に購入するよりも、損金算入のルールが明確なスポンサーシップという形でアートに関与する方向へと誘導する一因となっている可能性がある。

3. 社会階層との関係性

このような制度的背景のもと、ドイツ企業のアートへの関与は、経営戦略の一環として位置づけられている。多くはアートコレクションを形成し、美術館の主要なスポンサーとして活動し、あるいは独自の芸術賞を設立している。これらの活動は、企業イメージの向上、社会的責任（CSR）の遂行、従業員の創造性の向上、そして顧客との関係強化といった多岐にわたる動機に基づいている。アートスポンサーシップは、洗練されたターゲット層にリーチするための効果的なコミュニケーションツールと認識されている。このように、税制と法制度が、企業の資金が市場での直接購入だけでなく、文化機関の支援へと向かう構造を形成している。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

税制を通じて富裕層のコレクションを社会に還元する「文化政策としての資産循環モデル」を構築している。

ドイツの富裕層コレクターのライフサイクルは、コレクションの形成期から、その終焉における出口戦略の選択に至るまで、税制、特に相続税制によって極めて強い影響を受ける。出口戦略は主に「売却」「相続・贈与」「寄付」の三つに大別される。

1. 売却（Sale）

資産の流動化により即時のキャッシュフローを確保できるメリットがある。ただし、個人が購入から1年以内に売却した場合は譲渡益に所得税が課される。また、コレクションが散逸し、文化的な価値が失われる可能性や、オークションハウス等への高額な手数料がデメリットとなる。

2. 相続・贈与（Inheritance/Gift）

ドイツの税制が最も優遇する選択肢である。相続・贈与税法（ErbStG）第13条の優遇措置を適用できれば、税負担を大幅に軽減またはゼロにしながら、コレクションを一体として次世代に継承できる。これにより家族の文化的遺産を守ることができるが、適用には「公開性」や「10年間の保有義務」といった厳しい条件が課され、相続人の自由な処分権が制約される。この税制は、相続人の経済的利益と国家の文化政策上の目標（文化遺産の保全と公開）とを一致させる、巧みに設計された「黄金の手錠（golden handcuffs）」と言える。

3. 寄付（Donation）

美術館や公的機関に美術品を寄付することで、相続税や贈与税を完全に回避できる。社会貢献を通じて名声を得ることができ、コレクションが最適な環境で恒久的に保存・公開されることが保証されるメリットがある。ミュンヘンのゲッツ・コレクションが、その一部と美術館建物をバイエルン州に寄贈したのが象徴的な例である。デメリットは、資産そのものを手放すため直接的な経済的利益は得られない点である。これらの選択肢の中で、ドイツの税制は明らかに「相続・贈与」と「寄付」を優遇しており、単なる経済的利益の追求（売却）よりも、文化資産の社会的承継を促す構造となっている。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

美術品が資産クラスとして認識されるにつれ、それを活用する専門的な金融サービス、すなわちアートファイナンスの重要性が増している。

1. アートファイナンスの全体像

アートファイナンスは、美術品を担保とした融資（Art-secured Lending）を中核とする。コレクターやディーラーが、美術品を売却せずに流動性を確保する手段として利用される。ドイツ国内の市場アート市場は、その匿名性や主観的な価格設定から、マネー・ローンダリング（AML）やテロ資金供与（CFT）のリスクが高いと見なされている。EUの第5次および第6次マネー・ローンダリング指令（AMLD5, AMLD6）により、美術品取引業者には1万ユーロ以上の取引で顧客の身元確認（KYC）や疑わしい取引の報告義務が課せられた。アートファイナンスを提供する金融機関は、これに加えて銀行法に基づくさらに厳格なコンプライアンス体制を求められる。特に、担保となる美術品の来歴（provenance）を徹底的に調査し、盗難品や不法輸出品でないことを確認する必要がある。この規制強化は、市場の透明性を高める一方で、コンプライアンスコストの増大という課題も生じさせている規模に関する具体的なデータは特定されていないが、UBSやドイツ銀行（Deutsche Bank）、ベレンベルク銀行（Berenberg Bank）といった大手金融機関のプライベートバンキング部門が、富裕層顧客に対してアート関連のアドバイザリーサービスを提供している。これらのサービスは、コレクション管理、評価、保険、相続計画から、限定的な融資の仲介までを包含する。

2. 担保設定と評価

ドイツの法律では、美術品への担保権の設定は、所有権を形式的に債権者に移転しつつ債務者が占有を続ける「譲渡担保」が一般的である。融資額の決定で最も重要なのが美術品の評価であり、金融機関はオークションハウスや独立した専門家と協力して公正な市場価値を算定する。評価額に対し、通常50%程度の貸付価値比率（LTV）で融資が行われる。

3. 金融規制とコンプライアンス

アート市場は、その匿名性や主観的な価格設定から、マネー・ローンダリング（AML）やテロ資金供与（CFT）のリスクが高いと見なされている。EUの第5次および第6次マネー・ローンダリング指令（AMLD5, AMLD6）により、美術品取引業者には1万ユーロ以上の取引で顧客の身元確認（KYC）や疑わしい取引の報告義務が課せられた。アートファイナンスを提供する金融機関は、これに加えて銀行法に基づくさらに厳格なコンプライアンス体制を求められる。特に、担保となる美術品の来歴（provenance）を徹底的に調査し、盗難品や不法輸出品でないことを確認する必要がある。この規制強化は、市場の透明性を高める一方で、コンプライアンスコストの増大という課題も生じさせている。

⑤その他（アートコレクターの実務）

ドイツのアートエコシステムは、専門家や富裕層だけでなく、広く一般市民がアートに親しむための社会的基盤によって支えられている。

ドイツでは学校教育、美術館、文化財団が連携し、市民がライフステージを通じてアートに触れる機会を多層的に提供している。この強固な教育・普及基盤が、エコシステム全体の需要を下支えし、その持続可能性を担保する重要な要素となっている。

1. 公教育における美術教育の役割

ドイツでは、公教育における美術教育が、市民が幼少期からアートに親しむための基盤を形成していると位置づけられている。これにより、将来のコレクター層やアート支援者を育成するだけでなく、文化に対する国民全体の理解と関心を高める土壌が醸成される。ただし、本調査で参照した資料には、各州が管轄する公教育における美術カリキュラムの具体的な内容や、大学等での専門家育成に関する詳細な情報は含まれていなかった。

2. 社会教育機関としての美術館

ドイツの美術館は、コレクションの保存・展示という中核的機能に加え、市民に対する教育機関としての中心的な役割を担っている。展覧会に関連した講演会、ワークショップ、子供向けのプログラムなどを通じて、多様な世代がアートを学び、体験する機会を提供している。これは、アートへのアクセスを広く一般市民に保障するというドイツの文化政策の基本理念を実践する場となっている。

3. 文化財団による市民参加の促進

連邦文化財団（Kulturstiftung des Bundes）や各州文化財団（Kulturstiftung der Länder）は、市民の文化参加を促すための様々なプロジェクトに資金を提供している。これらの活動は、美術館や学校といった既存の枠組みだけではカバーしきれない、より広範な形でアートへのアクセスを可能にし、文化的多様性を促進する上で重要な役割を果たしている。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Monitoringbericht KuK BMWK+BKM 2022 Kopie - Bundesverband Deutscher Galerien, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.bvdg.de/sites/default/files/Monitoringbericht%20KuK%20Kunstmarkt%20%282021%29%20Auszug%20BMWK%20BBKM%202022.pdf>
- KuK Initiative Kultur- und Kreativwirtschaft - Kunstmarkt, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.kultur-kreativwirtschaft.de/KUK/Navigation/DE/DieBranche/Kunstmarkt/kunstmarkt.html>
- Germany Online Art Market Size, Share, Industry Report 2035, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.sphericalinsights.com/reports/germany-online-art-market>
- Germany Wall Art Market Size & Outlook, 2022-2030, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.grandviewresearch.com/horizon/outlook/wall-art-market/germany>
- Key aspects of the new Act on the Protection of Cultural Property in Germany, 10月3, 2025にアクセス,
https://www.congreso.es/docu/docum/ddocum/dosieres/sleg/legislatura_12/sp_l_3/pdfs/22.pdf
- Cultural Property Protection Act - KGSG - Gesetze im Internet, 10月3, 2025にアクセス,
https://www.gesetze-im-internet.de/englisch_kgsg/englisch_kgsg.html

- The protection of cultural assets - Export - Zoll, 10月3, 2025にアクセス,
https://www.zoll.de/EN/Businesses/Movement-of-goods/Export/Goods/Cultural-assets/cultural-assets_node.html
- Export regulations - Kulturgutschutz Deutschland, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.kulturgutschutz-deutschland.de/EN/EverythingAboutTheProtectionOfCulturalProperty/TheActOnTheProtectionOfCulturalProperty/KeyPoints/ExportRegulations/ExportRegulations.html>
- Art Market 2024: Overview France, Germany, Switzerland - Moviiu, 10月3, 2025にアクセス,
<https://moviiu.com/en/the-art-market-in-germany-france-and-switzerland-a-review-of-2024-and-outlook-for-2025/> CoroArt Our wide-ranging
- commitment to art and culture - Coroplast Group, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.coroplast-group.com/en/our-responsibility/art-and-culture/>
- Sponsorship and Support - Kunstpalast Düsseldorf, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.kunstpalast.de/en/sponsorship-and-support/> Sammlung
- Boros - Wikipedia, 10月3, 2025にアクセス,
https://de.wikipedia.org/wiki/Sammlung_Boros

2.2.17 スイス | 有利な税制と強力な金融セクターが支える、世界有数のアートハブ

①市場規模		③税制	⑤民間の施策
The Art Market Report 2025 by Arts Economicsによると、スイスのアート市場は、欧州諸国が占める世界シェア14%を構成する中心的なプレーヤーであり、確固たる地位を築いている。アートコンサルタントのClaudia Steinfels氏によると、2006年時点では、スイスはフランスに次ぐ世界第4位の市場に位置づけられていた。2026年の美術品貿易予測では輸出額が約22億ドル、輸入額が27億ドルと着実な成長が見込まれており、グローバルな取引ハブとしての機能を示している。世界最大級のアートフェア「アート・バーゼル」の開催地でもあり、その求心力はスイスのアートエコシステム全体を牽引する強力なエンジンとなっている。		個人コレクターに対する税制優遇が最大の特徴である。主要な税制は以下の通り。 ・ VAT（付加価値税） :美術品の輸入にかかる標準税率は8.1%（2024年現在）だが、アートフェアへの出品といった一時的な輸入に関しては、支払いを回避する手続きを利用できる。 ・ 減価償却 :企業が所有する美術品について、減価償却制度の存在は確認できない。 ・ 寄付 :企業、個人ともに非営利団体への寄付は、純利益や所得の一定割合を上限として、損金算入や所得控除が認められる。 ・ 相続税・贈与税 :連邦レベルでは存在しない。多くの州では、配偶者や子供・孫といった直系卑属への相続・贈与は非課税となっている。ヴォー州には相続税を美術品で納付できる「物納制度」も存在する。 ・ キャピタルゲイン :個人が長期保有する美術品を売却して得た利益は、商業的取引と見なされない限り原則非課税である。	金融セクターの関与が際立っている。UBSは30年以上にわたりアート・バーゼルのグローバル・リード・パートナーを務め、クレディ・スイスとの統合を経て約4万点に達する企業コレクションを形成するなど、エコシステムの重要なパトロンとなっている。また、UBSやJ.P. Morganなどのプライベートバンクは、富裕層向けにアートを担保とした融資（アートファイナンス）を成熟したサービスとして提供しており、コレクターが持つ資産の流動化を可能にしている。さらに、鑑定、保険、保管、修復など、コレクション管理に関するあらゆる専門サービスがワンストップで提供されるインフラが整備されている。
②アートエコシステム構造		④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
企業、富裕層、市民の三者が相互作用する「三位一体」の構造がエコシステムの強固な基盤を形成している。UBS*1などの大企業は文化インフラの安定的な支援者として機能し、富裕層は市場の主要な牽引役を担う。そして、文化的に成熟した市民社会がシステム全体に正当性を与え、専門的人材の供給源となっている。これらを、プロ・ヘルヴェティアのような公的機関による文化振興、ギャラリーやオークションハウスといった商業プレーヤー、そして高度に専門化されたサービス群（アドバイザー、保険、輸送など）が下支えしている。		「文化財の国際的移転に関する連邦法（CPTA）」に基づき、輸出入規制に非対称的なアプローチを採用している。文化遺産の不正取引を防ぐため輸入は厳格に規制する一方、個人所有の美術品の輸出は原則自由であり、コレクターの資産の流動性を最大限に保証している。この仕組みが、スイスを「安全な避難港（セーフハーバー）」として機能させている。また、政府系財団プロ・ヘルヴェティアは年間4,570万スイスフラン（2024年）の予算で文化活動を支援し、スイスアートの国際的な普及を促進している。	スイス国内の約500の美術館への無料アクセスを提供する「スイス・ミュージアム・パス」のような取り組みが存在し、市民が文化に触れる機会を保証している。また、Swiss Reがチューリッヒ美術館の戦略的パートナーとなるなど、企業からの長期的なスポンサーシップを受け、安定的な運営基盤を確保している事例がある。さらに、ジュネーブ州やチューリッヒ州では、美術館のような公益目的の法人への寄付は相続税・贈与税の対象外となり、コレクションの公共資産化を促進する受け皿となっている。
			日本への示唆
企業・富裕層の資本、市民社会の文化的土壌、専門家ネットワークが三位一体となり、アートの経済的・文化的価値を創造・担保するエコシステムを形成。		「輸入は厳格に、輸出は自由に」という非対称な規制で市場の信頼性と流動性を両立させ、国際的な資本とアートを惹きつける「安全な避難港」を国家戦略として構築している。	スイスの成功は、「文化」の保護と「資産」としての循環を両立させる制度設計にある。日本が参考にすべきは、以下である。 1. まず、 戦略的な税制改革 である。個人コレクターが長期保有（例：5年以上）した美術品の売却益に対するキャピタルゲイン課税を軽減し、市場への再投資を促すこと。相続税負担によるコレクションの散逸を防ぐため、現行の「物納制度」の要件を大幅に緩和し、活用しやすくすることが急務である。 2. 次に、スイスのフリーポートをモデルに、空港隣接地などに美術品の保管・取引機能を集約した「 国際アート取引特区 」を創設し、アジアのハブを目指すべきである。 3. さらに、金融庁主導で アート担保評価のガイドライン を策定し、アートファイナンス市場を育成することで、国内に眠る膨大なアート資産を流動化させることが期待される。

*1「UBS」とは、スイスに設立された多国籍投資銀行および金融サービス企業である。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

意図的に構築された経済的基盤とグローバルなアート取引におけるハブとしての機能により、世界のアート市場に絶大な影響力を有している。

1. 世界市場における地位と規模

2024年の世界のアート市場は、米国、英国、中国の3大市場が全体の76%を占める寡占状態にある。その中でスイスは、フランスやドイツなどを含む欧州諸国の主要なプレーヤーとして確固たる地位を築いており、アートコンサルタントのClaudia Steinfels氏によると、2006年にはフランスに次ぐ世界第4位の市場と位置づけられていた。国際貿易の観点から見るとその存在感はさらに際立ち、美術品の輸出額は2026年に約22億ドル、輸入額は同期間に27億ドルへと着実な成長が見込まれている。これは、スイスが単なる消費市場ではなく、グローバルな美術品取引の中継地、すなわちハブとしての機能を果たしていることを示している。

2. 市場の安定性とアート・バーゼルの役割

世界のアート市場全体は、2024年に前年比12%減の575億ドルへと調整局面に入った。この縮小は主に1,000万ドルを超える高価格帯の取引減少によるもので、一方で5万ドル未満の低価格帯の取引量は増加しており、市場の裾野が広がる健全な兆候ともいえる。このような変動の激しいグローバル市場において、スイスが提供する安定性と信頼性は、国際的なコレクターや投資家にとって非常に大きな魅力となっている。この安定性の象徴といえるのが、バーゼルで毎年開催されるアート・バーゼルである。世界で最も権威ある近現代アートフェアとして広く認知されており、世界中のトップギャラリー、コレクター、キュレーターが一堂に会する。アート・バーゼルは単なる取引の場にとどまらず、市場のトレンドを形成し、新たな才能を発掘し、国際的なネットワークを構築するための不可欠なプラットフォームとして機能している。このフェアがもたらす計り知れない経済効果と求心力は、スイスのアートエコシステム全体を牽引する強力なエンジンとなっている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

スイスのアートエコシステムは、規制、商業、支援、専門サービスの各機能を担う多様なプレイヤーで構成される。

1. 公的・準公的機関

文化政策の実行部隊として中心的な役割を担うのが、スイス・アーツ・カウンシルとして知られる**プロ・ヘルヴェティア（Pro Helvetia）**である。2024年には4,570万スイスフランの予算を有し、国内アーティストの創作活動支援から、スイス文化の国際的な普及、地域間の文化交流促進まで、多岐にわたる活動を展開している。

2. 商業プレイヤー

市場の中核を担うのが、画廊（ギャラリー）とオークションハウスである。画廊はプライマリーマーケットにおいて新たな才能を発掘し、アーティストのキャリア形成と価格形成を主導する。一方、サザビーズやクリスティーズといった国際的なオークションハウスは、セカンダリーマーケットに流動性を提供し、公開価格による客観的な価格指標を確立する機能を果たす。

3. 民間プレイヤー

エコシステムの基盤をなすのが、企業、富裕層、市民という三者の強固な連携である。

- **企業:** 特にUBSに代表される金融機関は、アート・バーゼルの長年にわたるパートナーであり、巨大な企業コレクションを形成するなど、文化インフラの最も重要なパトロンとして機能している。
- **富裕層:** アートをポートフォリオ多様化のための安定資産と捉え、社会的地位の象徴、そして次世代への文化遺産の継承手段として積極的に購入し、市場の主要な牽引役となっている。
- **一般市民:** 公教育における美術教育が重視されており、文化への深い理解を持つ市民社会がエコシステム全体に正当性を与えている。また、キュレーター、修復家、ギャラリストといった専門的人材を供給する源泉ともなっている。

4. 専門サービス群

これらのプレイヤーを取り巻くように、高度に専門化されたサービスがエコシステムを支えている。アートアドバイザー、保存修復家、アート専門保険会社、専門輸送・保管業者などが緻密なネットワークを形成し、高価で脆弱な資産である美術品を安心して取引・所有できる環境を保証している。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

「輸入は厳格に、輸出は自由に」という非対称な規制で市場の信頼性と流動性を両立させている。

スイス政府の政策介入は、美術品流通の円滑化と市場の国際競争力向上に大きく貢献している。その核心は、「文化財の国際的移転に関する連邦法（Cultural Property Transfer Act, CPTA）」に基づく、輸入と輸出に対する非対称的な規制アプローチにある。

1. 輸入規制：市場の健全性と信頼性の担保

不正取引を断固として防ぐため、輸入規制は厳格に運用されている。特に、スイスが二国間協定を締結している国（イタリア、ギリシャなど）からの文化財の輸入に際しては、原産国の公式な輸出許可証の提示が義務付けられる。これにより、盗品や略奪品の温床ではなく、国際的な文化遺産保護のルールを遵守する責任ある市場であることを国際社会に示し、市場全体の健全性と信頼性を高めている。

2. 輸出規制：資産の流動性と国際取引の促進

一方で輸出規制は自由であり、市場の流動性を最優先する設計となっている。恒久的な輸出禁止措置が適用されるのは、連邦や州の公式登録簿に記載されたごく一部の文化財（主に国有財産）に限定される。これにより、個人が所有する高価値の美術品の大部分は、煩雑な手続きなしに標準的な税関手続きのみで自由に国外へ持ち出すことが可能である。この政策は、国際的なコレクターが自らの資産がスイス国内に「捕捉」されるリスクを懸念することなく、作品を持ち込み、取引できる環境を保証しており、スイスをグローバルなアート取引における「安全な避難港（セーフハーバー）」として機能させる要因となっている。

3. 関税・付加価値税（VAT）の柔軟な運用

美術品に対する標準VATは8.1%（2024年現在）だが、市場活性化を促す複数の免税・繰延措置が存在する。例えば、アーティスト自身が制作しスイスに持ち込む作品や、美術館での長期展示を目的とする作品は、特定の条件下で関税が免除される。さらに、アートフェアへの出品や画廊での販売など、一時的な輸入に関しては、「一時輸入許可手続き」を利用することで、関税やVATの支払いを合法的に回避することが可能である。これらの柔軟な税制措置は、美術品の国際的な移動コストを最小限に抑え、グローバルな流通を円滑にする上で不可欠な要素となっている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

企業や各種団体がアートエコシステムの重要な構成要素として深く関与している。

1. 企業の関与（コーポレート・メセナとコレクション）

スイスの大企業、特に金融機関は、アートエコシステムの最も重要なパトロンであり、文化インフラの支援者である。その関与は単なる社会貢献活動にとどまらない。

- **UBS:** 30年以上にわたりアート・バーゼル・グローバル・リード・パートナーを務め、クレディ・スイスのコレクション統合後は4万点を超える世界有数の企業コレクションを形成している。UBS文化財団を通じた文化活動支援も行っており、そのコミットメントは多岐にわたる。
- **Swiss Re:** チューリッヒ美術館などの戦略的パートナーとして、展覧会のスポンサーシップなどを通じて文化施設を長期的に支えている。こうした企業による深く継続的な関与は、美術館やアートフェアに安定した資金源を提供し、エコシステム全体の基盤を強化している。

2. 企業のアート所有に関する税務

企業がアートを所有する際の税務上の扱いは、個人と比較して複雑である。

- **減価償却:** スイスの税法・会計基準では美術品が減価償却資産として明確に位置づけられておらず、標準化された減価償却制度の存在は確認できない。適用可否は、作品の保有目的などにに基づき、州の税務当局との個別交渉で判断されるケースが多いと考えられる。
- **売却・寄付:** 企業所有の美術品を売却した場合、その売却益は法人所得として課税対象となる。一方、非営利団体への寄付は、純利益の一定割合を上限として損金算入（税控除）が認められる。

3. フリーポートの戦略的活用

企業にとって最も重要な税務戦略の一つが、ジュネーブなどに位置するフリーポートの活用である。法的にはスイスの関税領域外と見なされる保税地域であり、ここに美術品を保管することで、輸入時に課されるVATや関税の支払いを無期限に繰り延べることができる。さらに、フリーポート内で所有権が移転（売買）された場合、物理的には作品が移動していないため、取引はスイスの税務管轄外と見なされ、キャピタルゲイン税も発生しない。これにより、スイス企業はアートをブランド価値向上やCSR活動といった「ソフト・アセット」として活用しつつ、その保有コストを最小化するという、洗練されたアプローチを採用している。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層コレクターがコレクションを形成し、管理・承継するライフサイクルの各段階において、極めて魅力的な環境を提供している。

1. コレクション形成期（動機と税制）

富裕層がアートを所有する動機は、美的な情熱に加え、合理的な経済的動機が融合している。アートは伝統的資産との相関が低くインフレヘッジとして機能する安定資産であり、ポートフォリオの多様化に貢献する。スイスの税制はこの動機を後押しする。個人が私有財産として保有する美術品の売却益（キャピタルゲイン）が原則非課税であるため、コレクターは短期的な市場変動に惑わされず、長期的な視点で質の高いコレクションを形成することに集中できる。

2. コレクション管理・活用期（専門サービスと金融）

大規模コレクションの管理は複雑な専門知識を要するが、スイスにはこれを包括的に代行するサービスが充実している。インベントリ作成、データベース管理、温度・湿度が管理された専門施設での保管（特に税制優遇のあるジュネーブ・フリーポートの活用）、輸送、保険手配、コンディション管理と修復まで、ワンストップで提供する事業者が存在する。さらに、アートを資産として活用するアートファイナンスも成熟している。コレクターは作品を売却することなく、その価値を担保にプライベートバンクから融資を受け、新たな投資や事業資金を得ることができる。

3. コレクション承継期（相続・贈与税制）

資産承継の局面でスイス税制の魅力はさらに際立つ。連邦レベルでの相続税・贈与税がなく、州ごと（カントン）に定められているが、ほとんどの州で配偶者および子供や孫といった直系卑属への相続・贈与が非課税である。これにより、ファミリーコレクションを税負担なく次世代へ円滑に承継することが可能となる。さらに、ヴォー州では相続税を現金ではなく価値の高い美術品で納付できる「物納制度（dation en paiement）」が設けられており、相続時の資金不足によるコレクションの散逸を防ぎ、公共の文化資産を豊かにする仕組みとして機能している。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

スイスの金融セクターは、アートを単なる収集品から、流動性を持つ「資産クラス」へと変貌させる上で決定的な役割を果たしている。

1. アートファイナンスの成熟

アートを担保とした融資（アートファイナンス）は、スイスのウェルスマネジメントにおける成熟したサービス分野である。UBS、J.P. Morganといった国際的なプライベートバンクが富裕層顧客に対し、専門のレンディング・プログラムを提供している。融資対象は市場価値が安定した「ブルーチップ」作家の作品が中心で、融資額は専門家による鑑定評価額の50%程度（LTV*¹）が一般的である。これによりコレクターは、作品を売却することなくその資産価値を解放し、新たな投資機会に資金を振り向けることが可能になる。世界のアート担保ローン市場は2023年時点で最大341億ドルと推定され、成長を続けている。

2. 先進的な金融商品の登場

アートの金融化は、単純な担保融資にとどまらず、より複雑な金融商品へと進化している。

- **証券化:** 多数のアート担保ローン債権を束ね、それを裏付けとして新たな有価証券を発行する「証券化」は、アートファイナンスの最先端の動きである。スイスは確立された証券化の法的枠組みを有しており、アートを対象とした証券化商品が組成される土壌が整っている。これは大規模コレクションを物理的に分割することなく、所有権を円滑に承継させるツールとしても応用可能である。
- **トークン化:** ブロックチェーン技術を活用し、一つの美術品の所有権を多数のデジタル・トークンに分割して小口で売買可能にする「トークン化」も注目されている。暗号資産やブロックチェーン技術に先進的な法整備を進めるスイスは、こうした革新的な金融商品が生まれる上で非常に有利な環境にある。

3. リスク管理と規制

アート市場の不透明性はマネー・ロンダリング（AML）のリスクを内包する。スイスの銀行セクターには世界で最も厳格なAML法が適用されるが、アートディーラーは原則としてその対象外となっている。デューデリジェンス義務が生じるのは10万スイスフランを超える現金取引に限られ、EU（1万ユーロ）などと比較して緩やかな基準であり、規制上のギャップが指摘されている。この規制環境が、プライバシーを重視する合法的なコレクターにとって、コンプライアンス手続きの負担が少ない「ディスクレッション・プレミアム（裁量性の付加価値）」として機能し、結果的に世界の富とアートを引き寄せる一因となっている側面もある。

*¹「LTV」とは、「Loan to Value」の略称で、担保となる美術品（資産）の鑑定評価額に占める融資額の比率であり、通常パーセンテージで表される。

⑤その他（教育制度と人材育成：文化資本を支える次世代の育成）

充実した美術教育により、多様な専門的人材が安定して育成され、スイスのアートエコシステムの強靱さと持続可能性を高めている。

スイスのアートエコシステムの持続可能性は、市場システムだけでなく、それを支える人材を育成し、文化資本の土壌を豊かにする教育制度に深く根差している。これは、文化へのアクセスを国民の基本的な権利と見なすという社会的なコンセンサスに基づいている。

1. 文化へのアクセスを保証する社会基盤

スイスでは、年間約30億スイスフランに上る公的な文化予算の大部分が、地方自治体（コミュン）と州（カントン）によって賄われており、連邦政府と合わせて重層的な支援体制を構築している。スイス全土の約500の美術館への無料アクセスを提供する「スイス・ミュージアム・パス」のような取り組みは、市民が日常的に文化に触れる機会を具体的に保証している。

2. 公教育における美術教育の重視

特に、公教育における美術教育の充実、エコシステムの土壌を豊かにする上で決定的な役割を果たしている。例えば、ドイツ語圏で導入されている共通カリキュラム「Lehrplan 21」における美術（Bildnerisches Gestalten）では、単なる制作技術の習得にとどまらない。

- ・ **コンピテンシー領域**：「知覚とコミュニケーション」「プロセスと作品」「文脈とオリエンテーション」という3つの領域を通じて、作品を歴史的・文化的な文脈の中で理解し、批評的に考察する能力を育むことが目指されている。

3. 教育がエコシステムに与える効果

このような幼少期からの体系的な美術教育は、国民全体の文化に対する理解と関心を高める効果を持つ。これにより、アート市場が社会的に孤立することなく、幅広い国民の支持を得るための基盤が形成される。さらに、こうした教育は、将来のコレクター層を育成すると同時に、エコシステムを専門的な知識で支えるキュレーター、修復家、ギャラリストといった多様な専門的人材を供給する源泉となる。この教育を起点とした人材の好循環こそが、スイスのアートエコシステムの驚異的な強靱さと持続可能性を担保する重要な秘密なのである。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Global Art Sales by Country in 2024 - Voronoi, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.voroniapp.com/markets/Global-Art-Sales-by-Country-in-2024-479>
- Art Basel and UBS Global Art Market Report 2025 - Art Basel, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.artbasel.com/stories/the-art-basel-and-ubs-global-art-market-report-2025>
- SR 444.1 - Federal Act of 20 June 2003 on the International Transfer of Cultural Property - Fedlex, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.fedlex.admin.ch/eli/cc/2005/317/en>
- Transfer of Cultural Property - BAZG - admin.ch, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.bazg.admin.ch/bazg/en/home/information-individuals/bans--restrictions-and-authorisations/transfer-of-cultural-property.html>
- Partners | Art Basel, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.artbasel.com/about/partners>
- UBS Art Collection | UBS Global, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.ubs.com/global/en/our-firm/art/art-collection-and-gallery/art-collection.html>
- Taxation of Art in Switzerland - KPMG International, 10月3, 2025にアクセス,
<https://kpmg.com/ch/en/insights/taxes/taxable-assets-art.html>

- Lehrplan 21 - Bildnerisches Gestalten, 10月3, 2025にアクセス,
<https://gymnasium.ai.ch/wir/fachschaften/bildnerisches-gestalten/lehrplan/2-gym/bige-lehrplan-21-2-gym.pdf/download>
- Pro Helvetia - Swiss Arts Council, 10月3, 2025にアクセス,
<https://prohelvetia.ch/>
- Inheritance Tax Guide | RSM Switzerland - RSM Global, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.rsm.global/switzerland/en/service/tax-and-legal/swiss-gift-inheritance-tax/swiss-inheritance-tax-guide>
- The Secret World of Art Tax Havens: How Billionaires Use Freeports to Avoid Taxes | Erblaw, 10月3, 2025にアクセス,
<https://erblaw.com/blog/the-secret-world-of-art-tax-havens-how-billionaires-use-freeports-to-avoid-taxes>
- Fine Art Financing | J.P. Morgan Private Bank EMEA, 10月3, 2025にアクセス,
<https://privatebank.jpmorgan.com/eur/en/services/lending/specialty-lending/fine-art-financing>
- Switzerland's Anti-Money Laundering Regulations: A 2025 Guide - Sanctions.io, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.sanctions.io/blog/switzerlands-anti-money-laundering-regulations-a-2025-guide>

2.2.18 イタリア | 税制で文化資産を育む、保護と振興を両立する戦略

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
2023年におけるイタリアの美術品・骨董品市場の価値は13億ユーロ超と評価されている。2018年のArt Basel and UBS Reportによると、世界市場におけるシェアは1%で、第7位に位置する。アート市場を含む広範な文化・クリエイティブ産業全体では、2022年に955億ユーロの価値を生み出し、これは国の付加価値*1の5.6%に相当する。特筆すべきは、文化産業が生み出す付加価値1ユーロあたり、観光や運輸などの他分野でさらに1.8ユーロが活性化されるという顕著な経済的乗数効果を持つ点である。また、イタリアのアート市場は、過去の「オールドマスター（古典絵画）中心」の構造から、ルーチョ・フォンタナやアルベルト・ブッリなどに代表される「モダンおよび戦後美術」へと取引の重心を移しつつ、堅調な拡大を続けている。	イタリアの税制は、短期投機を抑制し、長期的な文化資産の保有と管理を奨励するよう戦略的に設計されている。 ・ VAT（付加価値税） ：2025年7月1日より、美術品の売買および輸入に対するVATが一律5%に引き下げられる。これは、フランス（5.5%）やドイツ（7%）を下回るEUで最も競争力のある水準であり、国際的な取引を誘致する明確な目的を持つ。 ・ 減価償却 ：法人が所有する美術品は、時間とともに価値が増加する資産と見なされるため、原則として税務上の減価償却は認められない。これは、企業によるアートの購入を単純な資産管理から、後述する寄付などのパトロネージュへと誘導する役割を果たしている。 ・ 寄付 ：「アート・ボーナス」制度は、企業や個人が公共の文化遺産の保護・修復のために行った現金寄付に対し、その額の65%という高い率の税額控除を認めるインセンティブである。 ・ 相続税 ：文化省によって正式に「重要な文化的利益がある」と宣言され、文化財指定を受けた美術品については、法律（D.Lgs. 346/1990 第13条）に基づき、相続税の課税対象資産から完全に除外される。この措置を受けるためには、相続発生時に当該作品が指定を受けていること、および相続人が文化省に対し詳細な作品目録を提出することが要件となる。 ・ 譲渡所得 ：「純粋なコレクター」による美術品の売却で得たキャピタルゲインは、商業的・投機的活動とは見なされず、原則として非課税である。	民間セクターは、税制インセンティブを積極的に活用し、エコシステムに深く関与している。特にフェンディやブルガリといった企業は、ルネサンス期からのメセナ（芸術後援）の伝統を受け継ぎ、「アート・ボーナス」を利用して公共の記念碑修復などに多額の投資を行っている。また、銀行財団の統括組織であるACRIは、加盟財団の文化活動を調整し、共同で所蔵コレクションの公開プロジェクトを推進するなど、組織的な文化支援を展開している。さらに、ANGAMC（全国近現代美術ギャラリー協会）のような業界団体は、VAT改革などで政府へのロビー活動を行い、市場環境の整備に積極的に貢献している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
イタリアのアートエコシステムは、公的機関、商業プレーヤー、非営利組織が明確な役割分担のもとで連携している。中央政府では文化省（MiC）が政策立案と保護監督を担い、その地方出先機関である監督局（Soprintendenze）が輸出許可の発行など規制執行の最前線に立つ。市場の中核は、プライマリーマーケットを形成するギャラリーと、セカンダリーマーケットを支配するオークションハウスである。この構造で特に重要なのが、イタリア特有の「銀行財団」*2の存在である。これらは芸術の主要なパトロンとして、国家予算や市場の変動を補完する安定的かつ長期的な資金を提供する、エコシステムの構造的な「第三の柱」として機能している。	国家政策は、歴史的遺産の「保護」と、現代市場の流動性を高める「振興」という二本柱で構成される。保護政策の根幹は『文化財・景観法典』であり、文化遺産の破壊や不適切な使用を禁じ、所有者に保存義務を課している。この法典に基づき、制作後70年以上経過し価額13,500ユーロ超の作品の輸出は厳しく管理され、国の判断で国外流出を阻止できる。一方で振興策として、前述のVAT22%から5%への引き下げは、プレグジット後のEUアート市場の主導権を握るための戦略的な一手と位置づけられている。また、低所得世帯の18歳を対象に書籍やコンサート等の購入費を補助する「若者文化カード（Carta della Cultura Giovani）」など、経済格差による若年層の文化アクセスの不平等を是正する施策も実施している。	公立および私立の美術館は、市民がアートを享受する主要な場として、エコシステム内で重要な機能を果たしている。美術館は、購入、個人コレクターや企業からの寄贈、そして相続税の代わりに美術品で納税する「物納制度」を通じて国家から配分される作品など、多様な方法でコレクションを形成・拡充している。また、展覧会を企画・開催する際には、ギャラリーや個人コレクターと協力関係を築き、作品の貸借などを通じて連携している。公立美術館は、「アート・ボーナス」制度における寄付の受け皿としての役割も担っている。
日本への示唆		
イタリアのモデルは、日本のアート市場発展に向けた複数の戦略的示唆を与える。		
税制の戦略的活用：短期投機を抑制し、長期保有を促す「コレクター譲渡所得非課税」の導入は、国内に大規模な個人コレクションを形成する上で有効である。 寄付インセンティブ：現行の限定的な損金算入制度に代わり、寄付額の40-50%を直接税額控除する「日本版アート・ボーナス」を創設すれば、民間資金の文化セクターへの流入を促進できる。 出口戦略の明確化：文化的に重要な作品を対象に、相続税の納税猶予制度を拡充・簡素化するとともに、イタリアのような明確な「物納制度」を確立することで、重要な文化資産が散逸せず、公的コレクションとして継承される道筋を提供できる。 官民連携と制度インフラ：政策形成のための官民連携協議会の設立や、相続・寄付・金融取引の信頼性を高めるための公的な美術品鑑定評価制度の整備が、市場の透明性と安定性の向上に不可欠である。		
歴史的遺産の国外流出を防ぐ「保護」と、VAT引き下げなどで国際競争力を高める「振興」を両立させることで、文化大国としての地位と市場の活力を同時に追求している。		

*1「国の付加価値」とは、「国全体で1年間に生み出した価値」である。
*2「銀行財団」はイタリア特有の存在であり、芸術の主要なパトロンである。法律で定められた主要な介入分野は、「芸術、文化活動、文化財」である。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

イタリアは、文化・クリエイティブ産業を経済成長の原動力と位置づけ、アート市場を国家戦略として投資・税制で支えている。

- イタリアのアート市場は、2023年時点で13億ユーロ（約14億ドル）を超えると評価され、2018年のArt Basel and UBS Reportによると、世界市場に占めるシェアは約1%で、世界第7位の規模を誇る。
- 市場構造は、アーティストを発掘・育成するギャラリーが主導するプライマリーマーケットと、サザビーズやクリスティーズといった国際的企業および国内の主要オークションハウスが支配するセカンダリーマーケットから成る。この市場は単独で機能しているのではなく、国の経済全体に大きな影響を与える。アートを含む文化・クリエイティブ産業全体では、2022年に国の付加価値の5.6%に相当する955億ユーロを生み出した。
- さらに、このセクターは1ユーロの付加価値を生み出すごとに、観光、運輸といった関連分野で1.8ユーロの追加需要を創出する経済的乗数効果を持つ。これにより、経済全体への波及効果は総額1,764億ユーロに達する。
- この事実は、イタリア政府のアート市場支援が、単なる文化助成ではなく、国全体の経済成長を企図した戦略的投資であることを示している。市場のトレンドとして、過去の「オールドマスター（古典絵画）中心」の構造から、ルーチョ・フォンタナやアルベルト・ブツリなどに代表される「モダンおよび戦後美術」へと取引の重心を移しつつ、堅調な拡大を続けている。2022年の国内オークション売上総額は約3億9500万ユーロ規模（出典：Banca Ifis等）と高水準を維持しており、急成長ではないものの、コレクター層の世代交代と国際的な評価の高まりを背景に、安定した調達市場としての地位を確立している。
- 2025年7月から導入されるVATの22%から5%への引き下げは、イタリアをEU内で最も税制的に魅力的なアートハブにすることを目指しており、今後3年間で最大15億ユーロの取引増をもたらすと予測されている。
- なお、南北間で市場構造や特性に大きな違いがあるため、イタリア市場を一括りにして分析するだけでは捉えきれない点があることに留意が必要である。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

イタリアのアートエコシステムは、規制、商業、支援、専門サービスの各機能を担う多様なプレイヤーで構成される。

1. 公的・機関プレイヤー

- **文化省 (Ministero della Cultura - MiC):** 文化政策の立案、文化遺産の保護監督、国立美術館の管理を担う中央政府機関。特に「Direzione Generale Creatività Contemporanea（現代創造総局）」は、現代アートと建築の振興を専門とする。
- **考古学・美術・景観監督局 (Soprintendenze):** 文化省の地方出先機関であり、文化財の価値検証、保護対象資産への介入（修復等）の認可、そして輸出許可証の発行におけるゲートキーパーとして、規制執行を担う。

2. 商業プレイヤー

- **ギャラリー:** アーティストを発掘・プロモーションし、プライマリーマーケットを形成する。
- **オークションハウス:** サザビーズ等の国際大手と、パンドルフィーニ等の国内の主要企業がセカンダリーマーケットにおいて、作品の基準価格形成に中心的な役割を果たす。
- **ディーラーおよびアドバイザー:** 特定分野の専門知識を活かし、コレクターへの助言やプライベートセール仲介を行う。

3. 民間・非営利組織

- **銀行財団とACRI:** イタリア特有の存在で、法律で定められた主要介入分野として芸術・文化活動を支援する。国家予算や市場の変動性を補完する、安定的かつ長期的な資本を提供するエコシステムの「第三の柱」である。ACRIはこれらの財団の統括組織として活動を調整する。
- **ANGAMC (全国近現代美術ギャラリー協会):** ギャラリー業界の利益を代表し、VAT改革などの法整備を求めるロビー活動を行う。

4. 専門サービス提供者

専門鑑定家、文化省認定の資格を持つ修復家、専門の輸送・ロジスティクス会社、美術品専門の保険会社などが、市場の信頼性と流動性を支える不可欠なインフラを提供している。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

精緻な輸出入制度により、文化遺産の国内における「保護」と、国際市場における「流通促進」を両立させている。

イタリアの精緻な輸出入制度の根幹をなすのが、2004年に制定された『文化財・景観法典』（通称「ウルバーニ法典」）である。この法律は、イタリアの文化遺産を保護し、その価値を高めることを国家の責務と定めている。美術品の国際的な移動は、オンラインシステムSUE（Sistema Informativo Uffici Esportazione）を通じて文化省の監督局によって管理される。規制の具体的な内容は、作品の制作年代と価額によって階層化されている。

1. 制作後70年以上経過し、価額が13,500ユーロ超の作品

輸出には「自由流通証明書（ALC）」が必要となる。しかし、作品が国家にとって重要な文化的価値を持つと判断された場合、文化省はこの証明書の発行を拒否できる。発行拒否は、その作品を正式に文化遺産として指定する手続きの開始を意味し、事実上の輸出禁止措置となる。（これは、国家が商業的利益よりも文化遺産の保護を優先する権限を保持することを示す。）

2. 制作後70年以上経過し、価額が13,500ユーロ未満の作品

比較的低価格帯の作品の市場流動性を高めるため、手続きは大幅に簡素化されており、簡単な自己証明書（DVAL）の提出で足りる。この13,500ユーロという閾値は、イタリアが持つ膨大な文化資産の大半を国内外の市場で自由に取引させつつ、最高傑作の国外流出を防ぐという、保護と商業のバランスを取っている。

3. 存命作家または制作後70年未満の作品

現代アートの市場競争力を確保するため、輸出は原則として自由である。ただし、この場合でもSUEシステムを介した自己証明書（AAC）の提出は必要となる。

輸入に関しても、将来的な輸出時の問題を回避するための重要な手続きが存在する。制作後50年以上経過した作品をイタリアに持ち込む際には、「輸入証明書（CAI）」または「発送証明書（CAS）」を取得し、当局に登録することが強く推奨される。（この手続きを怠ると、将来その作品を輸出しようとする際に、元々国外から持ち込まれたものであることを証明できず、イタリアの文化財と見なされて輸出が許可されないリスクが生じる。これは、資産が事実上イタリア国内に留め置かれる事態につながりかねない。）

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

イタリアでは、企業のアートエコシステムへの関与を促すため、税制を中心とした政策的インセンティブが整備されている

1. 企業コレクションの税務上の取り扱い

- **VAT（付加価値税）**：2025年7月1日以降、企業がアート作品を購入する際のVATは、販売者が作家、ギャラリー、オークションのいずれであっても一律5%に統一される。このVATは、作品が企業の商業活動の一環として取得された場合、仕入税額控除の対象となる。これは、以前ギャラリーからの購入に課されていた22%という高い税率からの大幅な変更であり、企業によるアート購入の経済的障壁を著しく引き下げるものである。
- **減価償却**：美術品は、時間とともに価値が陳腐化する通常の事業用資産とは異なり、むしろ価値が増加する可能性があるため、税務上、原則として減価償却資産とは見なされない。税務当局や裁判所は、装飾目的で使用される美術品の減価償却を一貫して否認している。この扱いは、企業がアートを単なる節税目的の資産としてではなく、次に述べるフィランソロピーの対象として捉えることを間接的に促している。
- **損金算入**：美術品の取得費用は、企業のイメージ向上や将来的な利益創出に貢献するという「事業関連性」と「妥当性」の要件を満たせば、交際費として損金算入できる可能性があるが、これは議論の多い領域である。

2. 企業のフィランソロピーを促進するインセンティブ

- **アート・ボーナス**：企業のメセナ（芸術後援）活動を駆動する制度である。これは、企業（および個人）が、公共の文化遺産の維持、保護、修復のために行った現金寄付に対し、寄付額の65%に相当する高率な税額控除を認めるものである。控除額は年間収益の0.5%が上限となる。この制度は、文化支援を単なる経費計上から、直接的かつ大幅な税制上のリターンがある戦略的投資へと転換させた。
- **現物寄付**：企業が在庫等の美術品を、認定された非営利文化機関（公立美術館など）に寄付する場合、その取引はVATが免除される。さらに、法人所得税の計算上、その美術品の費用は課税所得から全額損金算入が可能である。
- **スポンサーシップ**：寄付とは異なり、広告宣伝効果の見返りを期待する商業取引である。文化イベント等へのスポンサー費用は、要件を満たせば広告宣伝費として全額損金算入できる。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

インセンティブとディスインセンティブ（不利益）を巧みに設計して、富裕層コレクターの行動を形成している。

1. 取得・保有段階：「コレクター」と「投機家」の区別

イタリア税法における最も重要な特徴は、「純粋なコレクター（collezionista puro）」による美術品売却から生じるキャピタルゲインには課税されないという原則である。これは、その活動が個人の情熱に基づく資産形成の一環と見なされ、商業的または投機的な事業とは区別されるためである。一方で、税務当局は「投機家（speculatore occasionale）」による売却益には課税を行う。最高裁判所の判例によれば、コレクターと投機家の区別は、①取引の頻度、②所有期間の短さ、③プロの市場チャネル（大手オークションハウス等）の利用、④作品価値を高めるための積極的な活動、といった要素を総合的に勘案し、「投機的意図」の有無によって判断される。相続や寄付によって取得した資産の売却は、一般的に非投機的と見なされる傾向がある。この制度は、短期的な転売による利益獲得を抑制し、長期保有を奨励する動機付けとなっている。

2. 資産継承段階：相続税・贈与税の優遇措置

コレクターの資産が次世代へ移転する段階では、さらに税制優遇措置が用意されている。

- **文化財の非課税措置：**文化省によって、所有者の死亡「前」に公式に「文化的に重要な美術品（beni culturali vincolati）」として指定された作品は、相続税の課税遺産総額から完全に除外される。これにより、コレクターは重要な文化資産を次世代に無税で引き継ぐことが可能になる。
- **登録に伴う法的制約（トレードオフ）：**所有者に対する厳格な義務と引き換えに提供されている。税法上の期間制限は存在しないものの、指定文化財を売却する際には国が優先的に購入できる「国家先買権（Diritto di prelazione）」が行使されるため、所有者は自由な売却が制限される。また、原則として国外への恒久的な輸出が禁止されるため、国際市場での高額売却の機会が失われる。つまり、相続税免除は「重要な文化財を国内に留め、国の監視下で保護すること」への対価として機能している。

3. 最終段階（出口戦略）：物納制度

相続人が現金での納税が困難な場合に備え、国家は洗練された出口戦略を提供している。

- **物納制度（Dazione in Pagamento）：**1982年の法律に基づき、相続人は、相続税や所得税の支払いに代えて、適格な文化資産の所有権を国家に移転することが認められている。対象となる資産には、すでに文化遺産指定を受けている作品だけでなく、存命作家の作品など、国家が取得に関心を持つと判断したものも含まれる。これにより、資産は豊富だが現金が乏しい遺産の相続人に流動性を提供すると同時に、重要な美術品が市場に散逸することなく、確実に公的コレクションに加えられるという、相続人と国家双方にとって利益のある仕組みが構築されている。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

美術品を資産として活用する「アートファイナンス」の市場が、法整備と規制強化に後押しされて成長している。

1. アート担保融資

これは、コレクターが所有する美術品を担保に、金融機関から融資を受けるサービスである。作品を売却することなく流動性を確保できるため、新たな投資資金の確保やコレクションの拡大などに利用される。市場はまだ米国や英国に比べて発展途上であるが、J.P.モルガンやドイツ銀行などの大手国際銀行のプライベートバンキング部門に加え、国内の専門金融機関も参入し、成長を続けている。貸付価値比率は、通常、美術品の鑑定評価額の30%から50%程度である。金融機関は融資実行にあたり、借り手の信用情報（KYC）はもちろん、担保となる美術品の真贋、来歴、所有権、輸出規制の有無など、デューデリジェンスを実施する。

2. 法的革新：非占有動産質（Pegno Non Possessorio）

2023年から本格運用が開始されたこの制度は、イタリアのアートファイナンス市場を大きく前進させる可能性を秘めている。これは、事業者（ギャラリーや美術商など）が、美術品などの動産を物理的に金融機関に引き渡す（占有を移転する）ことなく、その上に担保権を設定できる画期的な制度である。担保権は、税務当局が管理するデジタル登録簿に登録することで設定される。従来、ギャラリーが在庫を担保に融資を受けようとすると、商品を店から動かさねばならず、事業に支障をきたすという大きな障害があった。この制度は、ギャラリーが作品を展示・販売のために手元に置きながら運転資金を調達することを可能にし、商業アートセクターにおける在庫担保融資の道を大きく開くものである。

3. 規制強化による市場の健全化：マネー・ローンダリング防止（AML）

2020年に施行された第5次EUマネー・ローンダリング防止指令（AMLD5）は、イタリアを含むEU全域の美術市場参加者（ギャラリー、オークションハウス、美術商など）を、AMLおよびテロ資金供与対策（CFT）の規制対象事業者とした。これにより、10,000ユーロ以上の取引に関与する事業者は、顧客の身元確認（CDD）、リスク評価、取引記録の10年間の保管、そして疑わしい取引の金融情報部門への届出（SAR）などが法的に義務付けられた。当初はコンプライアンス上の負担と見なされたこの規制は、結果として、不透明と言われてきたアート市場のリスクを低減させ、透明性を飛躍的に向上させた。この信頼性の向上は、保守的な金融機関がアートファイナンス市場に参入するための前提条件であり、意図せずしてアートの金融化を促進する触媒として機能している。

⑤その他（市民の関与と教育）

専門家や富裕層だけでなく、一般市民の幅広い関与とそれを支える教育システムにより、イタリアのアートエコシステムの基礎が固められている。

1. 公教育における美術教育

美術教育は、「Arte e Immagine」（美術とイメージ）という科目名で、公立学校の初等・中等教育カリキュラムの中核を成している。国の指導要領は、単なる技術習得ではなく、生徒の創造的な表現力、コミュニケーション能力、そして芸術作品を批判的に読み解く能力の育成を目的としている。カリキュラムは、小学校での基本的な視覚文法（線、色、形）の学習から始まり、学年が上がるにつれてギリシャ、ローマ、ルネサンスといった主要な美術史の分析へと進む。特に、自国が誇る地域および国の文化遺産への敬意を育むことが重要な目標として掲げられている。

2. 専門的な高等教育

イタリアには、芸術分野の専門家を育成するための強固な高等教育ネットワークが存在する。これには、フィレンツェやローマなどに所在する世界的に名高い美術アカデミー（Accademie di Belle Arti）や、芸術に特化したカリキュラムを持つ芸術高校（Liceo Artistico）が含まれる。これらの機関（総称してAFAMと呼ばれる）は、将来のアーティスト、修復家、キュレーター、その他文化専門職のための高度な専門教育を提供している。

3. 文化へのアクセス促進

国家は、経済状況に関わらず若者が文化に触れる機会を確保するため、2024年より新たな支援制度を開始した。その中核となる「若者文化カード（Carta della Cultura Giovani）」は、世帯所得（ISEE）が3万5000ユーロ以下の18歳に対し、書籍・音楽・演劇・博物館などの文化消費に使用できる500ユーロのバウチャーを支給するものである。以前は全18歳を一律支援（18app）していたが、現行制度では所得制限を設けることで、支援を必要とする層へリソースを集中させ、将来の文化の担い手育成と格差是正への国の明確なコミットメントを示している。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Arte e antiquariato italiano, il mercato vale 1,3 miliardi di euro - Finanza, 10月3, 2025にアクセス,
<https://finanza.lastampa.it/News/2024/10/11/arte-e-antiquariato-italiano-il-mercato-vale-1-3-miliardi-di-euro/MTEzXzlwMjQtMTAtMTFfVEXC>
- Il mercato dell'arte in Italia vale 1,36 miliardi di euro - Avvenire, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.avvenire.it/economia/pagine/il-mercato-dell-arte-in-italia-vale-1-36-miliardi-di-euro>
- Codice dei beni culturali e del paesaggio, ai sensi dell'articolo 10 della legge 6 luglio 2002, n. 137 - Gazzetta Ufficiale, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.gazzettaufficiale.it/dettaglio/codici/beniCulturali>
- 'An Important Achievement for the Market': Dealers Weigh in On Italy's 5% Art VAT - Observer, 10月3, 2025にアクセス,
<https://observer.com/2025/06/italy-art-vat-cut-2025-meloni-apollo-reforms/>
- Iva opere d'arte, Giuli: "Abbassamento grande risultato per intero ecosistema" - Ministero della Cultura, 10月3, 2025にアクセス,
<https://cultura.gov.it/comunicato/27731>
- English brief - Art Bonus, 10月3, 2025にアクセス,
<https://artbonus.gov.it/english-brief.html>

- Il collezionista non è tassato sulla vendita delle opere d'arte - One Stop Art, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.onestopart.it/fiscalita/il-collezionista-non-e-tassato-sulla-vendita-delle-opere-darte/>
- TRENTESIMO RAPPORTO ANNUALE SULLE FONDAZIONI... - Aciri, 10月3, 2025にアクセス,
https://www.acBO-Rapporto-Aciri_2025.pdf
- ANGAMC - Leonardo ri.it/wp-content/uploads/2025/07/30%C2%Basile, 10月3, 2025にアクセス,
<http://www.leonardobasile.it/Amici-dell-Arte/ANGAMC.html>
- Legge 512/82 - Regime fiscale di beni di rilevante interesse culturale - Direzione Generale Creatività Contemporanea, 10月3, 2025にアクセス,
<https://creativitacontemporanea.cultura.gov.it/legge512-82/>
- Art Financing Solutions | Art Lending | Wealth Management Services - Deutsche Bank, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.deutschewealth.com/en/our-capabilities/fine-art-lending.html>
- As the entry into force draws near, we look into the new non-possessionary pledge in Italian law - Hogan Lovells, 10月3, 2025にアクセス,
<https://pdf.hoganlovells.com/en/publications/as-the-entry-into-force-draws-near-we-look-into-the-new-non-possessionary-pledge-in-italian-law>

2.2.19 スペイン | 国家戦略が牽引する文化遺産保護と市場の共存

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
“la Caixa” Banking Foundationによると、2018年時点のスペインのアート市場（オークションおよびディーラー売上）は4億2,500万ユーロ（前年比7%増）であった。市場の絶対額では世界のアートハブに及ばないものの、文化セクターは国内経済で重要であり、スペインの文化省が発行するYearbook of Culture Statistics 2024によると、2023年の文化関連雇用者数は72万3,300人（総雇用の3.4%）にのぼる。特に「アートツーリズム」は2024年時点で6億9,320万米ドルの市場価値を持つ一大分野である。国家の戦略は投機的な市場創出ではなく、文化遺産を観光や国民的アイデンティティ強化のドライバーとして活用することに主眼が置かれている。	税制は文化政策を推進するツールとして設計されている。 ・減価償却：美術品は、法人所得税法が定める「使用、時の経過、または技術的陳腐化による実質的な価値の減価」を受けないため、減価償却資産には該当しないと中央経済行政審判所が一貫して判断している。これにより、企業が美術品を事業資産として節税に用いることを抑制している。 ・寄付：メセナ法（法律49/2002号）に基づき、文化団体への寄付には手厚い税額控除が適用される。個人は寄付額の最初の250ユーロまで80%、超過分は35%（3年以上の継続で40%）の控除を受けられる。法人は寄付額の35%（同40%）を法人税額から直接控除できる。 ・相続税：相続人が相続税を現金で納付する代わりに、BIC（文化財）などに指定された適格な文化遺産そのものを国に譲渡して納税する「物納制度」が認められている。これは相続人の納税負担を軽減すると同時に、重要な文化財を国家コレクションへ還流させる仕組みである。 ・その他：価値にかかわらず作品を公的美術館に3年以上貸与すれば富裕税が非課税となる措置や、輸入した美術品が1年以内にBIC等に指定された場合に取得費用の15%を所得税・法人税から控除できる制度がある	メセナ法（法律49/2002号）による税制優遇を活用し、サンタンデル銀行、イベルドロウ、MAPFRE財団といった多くの大手企業が、専門財団を通じて大規模な企業コレクションを形成・管理している。その動機は、企業の社会的責任（CSR）活動の一環としてのブランドイメージ向上や、創造的な職場環境の構築など、単なる節税にとどまらない。また、BBVAやサンタンデル銀行などのプライベートバンク部門は、The Fine Art Groupのようなアート専門の金融会社と提携し、富裕層顧客に対してアートに関するアドバイザリーや、美術品を担保とした融資ソリューションを提供している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
ギャラリーがプライマリー市場の中心として新人アーティストの発掘やプロモーションを担い、アバルテ、アルカウなどの国内オークションハウスやサザビーズなどがセカンダリー市場で価格の透明性と流動性を確保する。ブラド美術館などの国立美術館は、作品価値の最終的な権威付けを行い、文化遺産の公的管理者の役割を果たす。これらを、鑑定家、修復家、アート専門の保険・輸送業者といった専門サービスが支え、さらにスペイン文化活動推進機構（AC/E）のような公的機関が、国の文化政策と民間活動の架け橋となっている。 市場、美術館、専門サービスが連携し、公的機関が政策と民間を結びつける。多様なプレイヤーが役割分担することで、文化資産の価値を創造・維持する循環が生まれている。	アートエコシステムの根幹をなすのが、1985年制定のスペイン歴史遺産法である。この法律は、国家遺産の保護という国益を市場の自由より優先させる保護主義的な枠組みを確立している。最高レベルの保護対象である「文化財（BIC）」は原則輸出が禁止される。制作から100年以上経過した美術品は輸出に政府の許可が必須となり、その際、所有者が申請書に記載した価格は、国家に対する撤回不能な売却提案と見なされる。政府が輸出を否決した場合、国家はその価格で作品を買い取る「先買権」を行使でき、これが文化資産の国内留保と国家コレクションへの体系的な還流を促す強力な価格統制ツールとして機能している。 国家が「歴史遺産法」を基軸に市場へ強力に介入し、文化遺産の国内保護を最優先する。輸出規制と国家が作品を優先的に買い取れる「先買権」が、重要作品の国外流出を防ぎ、国家コレクションを形成する礎となっている。	ブラド美術館やソフィア王妃芸術センターなど16の国立美術館がネットワークを形成し、作品の保存、研究、公開展示という中核的機能を担っている。スペインの税制は、美術館が民間のコレクションを活用することを後押しする。富裕層コレクターは、所有する美術品を公的美術館に3年以上の長期間、公開展示のために貸与することで、その作品に対する富裕税の課税を免除される。この制度により、美術館は直接作品を取得するコストを負担することなく、重要な私的コレクションを準公的な形で一般に公開し、常設展や企画展の魅力を高めることが可能となっている。
日本への示唆		
日本が参考にすべきは、スペインの法制度、税制、教育制度が「文化遺産の保護と国民による享受」という国家目標達成のために連携して機能する、統合的なトップダウン戦略である。特に、政策目標を達成する手段としての税制活用は示唆に富む。 1. 相続税「物納制度」の導入：スペイン同様の制度を導入すれば、相続税支払いのための重要な文化財の売却や海外流出を防ぎ、国内の公的コレクションを豊かにできる。 2. メセナ税制の強化：スペインの個人向け最大80%、法人向け最大40%のような高い税額控除率を参考に、日本の寄付控除を拡充することで、企業や個人の文化支援を活性化させ、民間の資金を文化セクターに還流させることが期待できる。 3. 作品公開へのインセンティブ創設：重要な美術品を公的美術館に長期貸与する所有者に対し、固定資産税等の非課税措置を導入すれば、政府コストを抑制しつつ、国民が私的コレクションにアクセスする機会を大幅に増やすことができる。		

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

文化遺産を核に、観光と雇用を生む持続的アート経済を構築している。

スペインのアート市場は、その絶対的な取引額以上に、文化セクター全体の経済的インパクトにおいて特徴づけられるものである。国家戦略は、投機的な市場創出よりも、文化遺産を核とした持続可能な経済活動の促進に主眼を置いている。美術品を単なる商品ではなく、観光や国民的アイデンティティの強化、長期的な雇用創出を牽引する「経験経済」の基盤資産と見なすものである。

1. 市場規模

- 2018年時点のアート市場（オークションおよびディーラー売上）は4億2,500万ユーロであり、EU内では6位に位置する。これは世界市場の1%未満のシェアである。
- 市場は2003年から2013年にかけて68%の成長を遂げ、一定の安定性を示している。

2. 文化セクターの経済的インパクト

- 2023年における文化関連の雇用者数は72万3,300人であり、これは総雇用の3.4%に相当する。
- 文化関連企業は18万2,697社存在する。

3. アートツーリズム

- アートツーリズムは極めて重要なセグメントであり、2024年時点での市場価値は6億9,320万米ドルである。
- 2030年までには7億5,540万米ドルへの成長が予測されており、美術館やギャラリーがその最大の収益源となっている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

公的支援と専門人材の連携により、文化と市場が共に進化する仕組みを形成している。

スペインのアートエコシステムは、各分野の専門家が相互に連携することで機能している。

1. 市場形成プレイヤー

- **ギャラリー:** プライマリー市場（一次市場）の中心であり、新人アーティストの発掘・プロモーション、コレクターとの関係構築を担う。
- **オークションハウス:** セカンダリー市場（二次市場）を主導し、価格の透明性と流動性を確保する。国内のアバラルテやアルカラ、国際的なサザビーズなどが活動している。
- **美術館:** プラド美術館やソフィア王妃芸術センターなどの国立美術館が、作品価値の最終的な権威付けを行い、文化遺産の公的な管理者として機能する。

2. 専門的支援サービス

- **鑑定家・評価専門家 (Peritos de Arte):** 保険、相続、売買など多様な目的のために、作品の真贋判定と公正な市場価格の算定を行う。
- **修復家、保険・輸送業者:** アート専門の保険会社（Hiscoxなど）や専門輸送業者（Josearteなど）が、保存、管理、流通における高度な専門サービスを提供する。

3. 公的・準公的機関

- **スペイン文化活動推進機構 (AC/E):** 英国のアーツカウンシルに類似した役割を担う。アーティストの国際的な移動支援や、ギャラリーの国際化促進のための助成金提供などを通じて、国の文化政策と民間活動の架け橋となっている。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

輸出を厳格に制限しつつ、税制優遇で重要作品の国内への流入・流通を促進している。

流通政策の根幹は、**スペイン歴史遺産法（法律16/1985号）**であり、文化遺産の国内留保を最優先する強力な保護主義的枠組みを確立している。

1. 輸出規制

- 文化省が輸出入に関する排他的権限を有する。
- **文化財（BIC）の輸出禁止**：最高レベルの保護対象であるBICは、一時的な貸与などを除き、原則として輸出が禁止される。
- **100年超の作品の許可制**：制作から100年以上経過した美術品の輸出には、政府の許可が必須である。
- **国家による先買権**：輸出許可申請時に申告された価格は、国家への売却提案と見なされる。政府が輸出を否決した場合、国家はその申告価格で作品を買い取る権利（先買権）を行使できる。これは、文化財の国外流出を防ぐ強力な価格統制ツールである。

2. 輸入インセンティブ

- **軽減VAT**：美術品の輸入には、標準税率21%ではなく、10%の軽減付加価値税（VAT）が適用される。
- **税制優遇**：輸入後1年以内に作品がBIC等に指定された場合、取得費用の15%を所得税または法人税から控除できる。これは、重要作品の国内流入を直接的に奨励する措置である。
- **規制強化**：2025年6月から施行されるEUの新規則により、制作から200～250年以上経過した文化財の輸入には、原産国からの合法的な輸出証明の提出が義務付けられる。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

税制優遇で企業の文化支援を促し、節税目的の保有からメセナへの転換を促進している。

企業の文化活動への関与は、**メセナ法（法律49/2002号）**が規定する税制優遇措置によって強力に促進されている。

1. メセナ法による優遇措置

- **寄付:** 企業は文化団体への寄付額の35%を法人税額から直接控除できる。3年以上継続して同一団体に寄付する場合、控除率は40%に上昇する。
- **協力協定:** 文化活動支援の見返りに企業名の広報を受ける協力協定の費用は、全額損金算入が認められる。

2. 企業の動機とコレクション形成

- サントンデル銀行やイベルドロウといった大手企業は、この制度を活用し、専門財団を通じて大規模な企業コレクションを形成・管理している。
- 動機は節税だけでなく、企業の社会的責任（CSR）の一環としてのブランドイメージ向上や、創造的な職場環境の構築が重視されている。

3. 美術品の税務上の取り扱い

- **非減価償却資産:** 中央経済行政審判所（TEAC）は、美術品は使用や時の経過による価値の減価がないため、法人所得税法上の減価償却資産には該当しないと一貫して判断している。これは、美術品保有による節税効果を限定的にし、メセナを通じた文化支援へと企業を誘導する効果を持つ。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

公開を促す税制設計により、富裕層の私的コレクションを社会的な文化資産へと変換している。

富裕層コレクターに対する法制度・税制は、私的所有を認めつつ、コレクションの公開を促し、最終的に公的領域へ移管されることを奨励するよう設計されている。

1. 所有段階

- **富裕税 (Impuesto sobre el Patrimonio):** 美術品は富裕税の課税対象である。しかし、価値にかかわらず、作品を公的美術館に3年以上の長期間、公開展示のために貸与すれば、その作品は課税対象から除外される。これは、コレクションを非公開で保有し続けることにコストを課す一方、公開への強いインセンティブを与えるものである。

3. 出口戦略（税務上の影響）

1. **売却:** 流動性を確保できるが、譲渡所得税（19%～28%）が発生する。また、輸出規制により国内市場価格での売却に限定される可能性がある。
2. **相続:** 次世代に資産を継承できるが、高額な相続税が課される。納税手段として、適格な文化遺産を国に納める「**物納制度 (dación en pago)**」があり、これにより重要文化財が国家コレクションに収蔵される。
3. **寄付:** 美術館などに寄贈することで、直接的な金銭対価はないが、個人は寄付額の最大80%という非常に高い所得税額控除を受けられ、文化後援者としての評価を確立できる。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

美術品の金融資産化と厳格な規制が並行し、透明性重視の成熟した市場へと進化している。

スペインでは美術品の金融資産としての活用が進む一方、マネー・ローンダリング対策としての金融規制も大幅に強化されている。

1. アートファイナンス

- **市場:** 富裕層がコレクションを売却せずに流動性を確保する手段として、美術品担保融資市場が成長している。世界市場は2023年時点で292億〜341億米ドルと推定される。
- **サービス提供者:** BBVAやサンタンデル銀行、JPモルガンといった大手銀行のプライベートバンク部門や、The Fine Art Groupのような専門金融会社がサービスを提供している。
- **法的メカニズム:** 美術品を担保とする質権設定 (pignoración) が用いられる。作品を所有者の手元に置く「占有移転を伴わない質権」の場合、動産登記簿への登記が必要となる。

2. 金融規制 (AML/CFT)

- **規制強化:** EUの第5次マネー・ローンダリング対策指令 (5AMLD) により、アート市場は規制対象となった。
- **特定事業者の義務:** 1万ユーロ以上の取引を行うアートディーラー、ギャラリー、オークションハウスは「特定事業者」に指定され、顧客デューデリジェンス (CDD) や疑わしい取引の届出 (STR) が義務付けられた。
- **市場への影響:** 1万ユーロという基準額は多くの取引を対象とし、コンプライアンスコストの負担は大きい。これにより、小規模事業者が淘汰され、財務的に強固で透明性の高い大手事業者への市場集約が加速する可能性がある。

⑤その他（教育における取り組みと統合的文化戦略）

教育・税制・保護政策を連動させ、美術品の文化価値を社会全体で循環・継承している。

スペインの文化政策の強みは、法制度や税制だけでなく、教育を通じて国民全体の文化理解を深め、エコシステムを支える次世代を育成している点にある。

1. 教育カリキュラムへの統合

- **初等教育:** 現行の教育法 (LOMLOE) に基づき、「芸術教育 (Educación Artística)」が必須科目とされている。美術、音楽、ダンスを通じて、幼少期から芸術的感性や文化遺産への理解を育むことを目的としている。
- **後期中等教育 (Bachillerato):** 「美術史」が主要科目の一つである。作品の様式分析だけでなく、メセナ（文化後援）やアート市場の役割といった経済的な側面についても学ぶ。

2. 統合されたトップダウンの文化戦略

これらの教育制度は、他の政策と連携し、一つの統合された文化戦略として機能している。この戦略により、美術品の私的資産が国家の公的な文化ミッションを支え、その価値が教育を通じて社会全体に還元されるという、自己強化的な循環が構築されているのである。

1. **インセンティブ:** 税制が、企業や富裕層を文化遺産の「保護者・支援者」として位置づける。
2. **保護:** 輸出規制と先買権が、最重要の文化遺産を国内に留め、公的美術館システムへの収蔵を保証する。
3. **価値の再生産:** 公教育システムが、これらの文化遺産への価値観と理解を育み、将来の鑑賞者を育成する。

⑥主な出典、参考資料一覧

- CUADERNOS ARTE Y MECENAZGO 03 - La Caixa, 10月3,2025にアクセス、
<https://coleccion.caixaforum.org/documents/10180/3003933/The-Spanish-Art-Market-in-2014-Arte-y-Mecenazgo-Clare-McAndrew.pdf/17d44f03-e8d6-fe39-8811-cc32f0578db9?t=1525089348000>
- The Spanish Art Market in 2021 - Arts Economics, 10月3, 2025にアクセス、
<https://artseconomics.com/portfolio-items/the-spanish-art-market-in-2021/>
- STATISTICS - Ministerio de Cultura, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.cultura.gob.es/dam/jcr:78fe0839-85b2-4bc0-ac49-5190eb090caa/summary-of-culture-statistics-indicators-2024.pdf>
- Spain Art Tourism Market Size & Outlook, 2024-2030, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.grandviewresearch.com/horizon/outlook/art-tourism-market/spain>
- Art & Cultural Property Law 2025 - Spain | Global Practice Guides - Chambers and Partners, 10月 3, 2025にアクセス、
<https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/art-cultural-property-law-2025/spain/trends-and-developments>
- The Conservation of Culture at All Costs: Spain's Cultural Asset Export Laws as Examined Through the Old Masters - Center for Art Law, 10月 3,2025にアクセス、
<https://itsartlaw.org/art-law/the-conservation-of-culture-at-all-costs-spains-cultural-asset-export-laws-as-examined-through-the-old-masters/>

- Ley 16/1985, de 25 de junio, del Patrimonio Histórico Español - BOE.es, 10月3, 2025にアクセス、
<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-1985-12534>
- Procedures for importing cultural assets - Ministerio de Cultura, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.cultura.gob.es/en/cultura/patrimonio/exportacionimportacion/importacion/procedimiento.html>
- BOE-A-2002-25039 Ley 49/2002, de 23 de diciembre, de régimen fiscal de las entidades sin fines lucrativos y de los incentivos fiscales al mecenazgo., 10月3, 2025にアクセス、
<https://www.boe.es/buscar/act.php?id=BOE-A-2002-25039>
- Determinados objetos de arte y antigüedades - Agencia Tributaria, 10月 3, 2025にアクセス、
<https://sede.agenciatributaria.gob.es/Sede/ayuda/manuales-videos-folletos/manuales-practicos/patrimonio-2023/c-2-cuestiones-generales/exenciones/exenciones-generales-articulo-4/determinados-objetos-arte-antiguedades.html>
- Pago de deudas con bienes del Patrimonio Histórico Español. - Agencia Tributaria, 10月3,2025にアクセス、
<https://sede.agenciatributaria.gob.es/Sede/procedimientos/RD04.shtml>

2.2.20 ベルギー | 緻密な税制と官民連携が支える、文化と経済の好循環モデル

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
ベルギーのアート市場は国の規模に比して大きく、欧州の重要な取引ハブとして機能している。2021年の美術品輸出額は約2億2,500万ドル（世界12位）、輸入額は約1億5,000万ドル（世界16位）であった。2026年には輸出額2億6,400万ドル、輸入額1億6,100万ドルへの成長が予測される。文化・創造産業（CCIs*1）全体では、国全体のGDPの3%以上を創出しており、特にフランダース地域では総付加価値*2の5.89%（2018年、142億ユーロ）を占めるなど、経済的影響は大きい。一人当たりGDPが56,271ドル（2024年予測）と高いことも、強力なコレクター層を育む土壌となっている。	ベルギーの税制は、文化保護と市場流動性を両立させる設計が特徴である。 ・ VAT（付加価値税） ：美術品の輸入および販売には6%の軽減税率が適用され、取得コストを低く抑えるインセンティブとなっている。 ・ キャピタルゲイン ：個人コレクターが私的資産として所有する美術品を売却して得た利益は、投機的事業と見なされない限り原則として非課税である。 ・ 減価償却 ：法人資産としての美術品は、使用で価値が減少しないという考えから、原則として減価償却が認められない。唯一の例外は、ベルギー在住の存命アーティストが制作し、業務用建物に恒久的に組み込まれる一体型アートであり、これは取得費用を経費控除できる。 ・ 寄付 ：企業が認定機関（主要美術館など）へ寄付した場合、純利益の5%（上限50万ユーロ）まで損金算入が認められる。 ・ 相続税・贈与税 ：動産である美術品の生前贈与は、相続税（直系で最高27-30%）より著しく低い税率（直系で3%）が適用され、資産の次世代への効率的な移転を促している。さらに、相続税の「現物納税」制度があり、特にフランダース地域では、相続した文化財を市場価格の 120% の価値で評価して納税に充当できる画期的な制度を導入し、文化財の国内保有を強力に奨励している。	BNPパリバ・フォルティスやINGといった大手金融機関は、重要な企業コレクションを保有し、公立美術館への貸出等を通じて文化インフラの重要な担い手となっている。また、Degroof Petercamなどのプライベートバンクは、富裕層向けにアート担保ローンや専門的なアドバイザーサービスを提供している。近年では、アントワープ王立美術館が民間企業と提携し、ジェームズ・アンソールの名画をトークン化して一般投資家から作品購入資金を調達するという、官民連携の革新的な資金調達モデルも生まれている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
ブリュッセルとアントワープを中心に、国際的に評価の高いギャラリー（Xavier Hufkens等）、オークションハウス（Bonhams等）、鑑定家、専門保険会社（Eeckman等）、専門輸送・保管業者（Mobull等）といった商業プレーヤーが集積している。これら民間の専門サービスが、ベルギー王立美術館のような公的美術館や、フランダース・アーツ・インスティテュートのような政府系支援機関と緊密に連携している。このネットワークにより、コレクターは作品の取得、評価、保険、保管、貸出、そして最終的な売却や相続といったライフサイクル全般にわたり、高度な専門的支援を受けることが可能となっている。	政府は、文化保護と市場原理のバランスを取る緻密な政策を講じている。文化財の輸出規制は地域政府が管理し、画一的でなく柔軟な運用を可能にしている。特にフランダース地域の「トップシュトゥッケン（至宝）」令では、政府が輸出を不許可とした場合、所有者は政府に対し国際市場価格での買い取りを請求できる権利を持ち、私有財産権が手厚く保護されている。また、2018年の質権法改正により、美術品を所有者が手元に置いたまま担保設定できる「非占有型質権」の登記制度を創設し、アートファイナンス市場の法的安定性を向上させた。	ベルギー王立美術館（RMFAB）やゲント市立現代美術館（S.M.A.K.）などの主要美術館は、単なる作品の収蔵・展示施設にとどまらない。寄贈の受け入れ窓口となるほか、企画展を通じてアーティストのキャリアを公認し、市場価値の形成に貢献する。また、企業や個人コレクターと積極的に連携し、作品の貸借や共同企画を行うなど、エコシステムにおけるハブ機能を果たしている。年間64.95ユーロで国内255以上の美術館にアクセスできる国民的ミュージアムパス「museumPASSmusées」は、国民の文化アクセスを保障する重要な制度である。
官民の専門機関が緊密に連携し、作品の取得から資産承継までライフサイクル全体を網羅する、高度で継ぎ目のない支援体制を構築している。	文化保護と市場原理を両立させる緻密な制度設計と、アートの金融資産化を促す先進的な法基盤整備を両輪とし、市場の安定性と流動性を同時に高めている。	日本への示唆 ベルギーの事例は、日本のアート市場発展に向けた複数の示唆を与える。 1. 相続税「物納」制度の改革 ：フランダース地域の「現物納税」制度をモデルに、文化的に重要な美術品に対して市場価格を上回る評価額（例：120%）を適用するインセンティブを導入し、文化資産の海外流出防止と公的コレクションの充実を両立させるべきである。 2. アートファイナンスの法的基盤整備 ：ベルギーの2018年質権法を参考に、美術品を対象とした非占有型動産担保の登記・公示制度を整備することで、金融機関が安心してアート担保ローンを提供できる環境を整える必要がある。 3. 的を絞った税制優遇 ：美術品の輸入・購入にかかる消費税に軽減税率を導入することや、企業による美術館への寄付や文化支援活動に対する損金算入限度額の引き上げなど、市場を歪めないインテリジェントな税制優遇策を検討すべきである。 4. 官民連携と専門人材育成 ：金融機関とアート界の連携を促進し、富裕層向けのアートアドバイザー等の専門サービス産業を育成することが、市場の厚みを増す上で不可欠である。

*1「CCIs」は、「the Creative and Cultural Industries（クリエイティブ・アンド・カルチュラル・インダストリーズ、文化創造産業）」の略称であり、芸術・文化、メディア、デザインなどを含む産業群全般を指す。
*2「総付加価値」とは、「その対象が1年間に生み出した全ての価値の合計」である。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

規模の小ささを補って余りある経済力・制度基盤・地理的優位を活かし、欧州におけるアート取引のハブとして機能している。

- ベルギーのアート市場は、その堅固な経済基盤と戦略的な地理的条件に支えられ、国の規模を大きく上回る国際的な存在感を示している。2023年のGDPは約6,240億ドル、2024年の一人当たりGDP予測は56,271ドルと高く、安定した国内購買力が強力なコレクター層を育む土壌となっている。
- 市場の国際的な位置づけは貿易データに明確に表れている。2021年の統計によれば、美術品の輸出額は約2億2,500万ドルで世界第12位、輸入額は約1億5,000万ドルで世界第16位を記録した。この貿易量は今後も成長が見込まれ、2026年には輸出額が2億6,400万ドル、輸入額が1億6,100万ドルに達すると予測されている。このデータは、ベルギーが単なる美術品の消費市場ではなく、欧州における重要な中継地および取引ハブとして機能していることを示唆している。
- より広範な創造経済全体で見ると、その経済的インパクトはさらに大きい。ベルギーの文化・創造産業（CCIs）は、国全体のGDPの3%以上を創出している。この貢献度は地域別に見るとさらに顕著で、首都ブリュッセル地域では2021年にCCIsが34億7,000万ユーロの純付加価値*1を生み出し、これは地域経済の約3.9%を占める。また、フランダース地域では、2018年にCCIsが142億ユーロの総付加価値を生み出し、同地域の総付加価値の5.89%に相当した。美術市場単独の正確なGDP貢献率は算出されていないものの、EU全体で「ビジュアルアート」部門が付加価値の平均0.5%を占めることから、ベルギーにおいても美術取引が経済に直接的に貢献していることは明らかである。
- この活発な市場は、歴史的に深く根差した国内のコレクター層、高度に専門化されたサービスインフラ、そして先進的かつ緻密な法制度・税制の組み合わせによって特徴づけられる。

*1「純付加価値」とは、「減価償却費を含めずに積上法で計算した付加価値」である。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

多様な専門家と公的・準公的機関の緊密な連携によって支えられている。

1. 商業プレイヤー

- **ギャラリー:** ブリュッセルとアントワープを中心に、Xavier Hufkens、Zeno X Gallery、Almine Rechといった国際的に評価の高いギャラリーが集積し、プライマリーマーケット（一次市場）を牽引している。
- **オークションハウス:** Bonhamsのような国際的オークションハウスの支社や、地元根差したLempertzなどがセカンダリーマーケット（二次市場）における流動性と価格形成の場を提供している。
- **鑑定家・専門家:** ベルギー美術専門家会議所（CBEOA/BKDK）などに所属する鑑定家が、保険、相続、売却等の目的で公式な評価を行い、市場の透明性と信頼性を担保している。
- **専門サービス事業者:** 修復家、専門保険会社（AXA XL, Eeckman等）、専門輸送・保管業者（Mobull, Art on the Move, Katoen Natie Art等）からなる高度なネットワークが、美術品の物理的な管理を支えている。

2. 公的・準公的機関

- **美術館:** ベルギー王立美術館（RMFAB）やゲント市立現代美術館（S.M.A.K.）などの主要美術館は、寄贈の受け入れ、企画展によるアーティストのキャリア公認、コレクターとの連携などを通じて、エコシステムにおける積極的なパートナーとして機能している。
- **政府系支援機関:** フランダース・アーツ・インスティテュート（Kunstenpunt）やワロン・ブリュッセル・インターナショナル（WBI）などが、調査、プロモーション、助成金提供を通じて、アーティストの国際的なキャリア構築を支援している。

3. 連携メカニズム

これらのプレイヤーは、美術品のライフサイクルを通じて有機的に連携する。典型的なプロセスは以下の通りである。

- **発見と販売:** ギャラリーが若手アーティスト（例：キャリア初期のリック・タイマンス）の才能を見出し、個展開催やプロモーションを通じてコレクターに販売する。
- **所有と管理:** コレクターは、鑑定評価に基づき専門保険に加入し、作品を専門施設に保管する。また、美術館からの要請に応じて企画展に作品を貸し出すこともあり、その際の輸送や設置は専門業者が「nail-to-nail」（作品が壁から外された瞬間から、新しい壁に掛かるまで）で管理する。
- **出口戦略:** 数年後、コレクターが売却を決意すると、アートアドバイザーと相談の上、ギャラリー経由のプライベートセールか、オークションハウスでの公開オークションかを選択する。取引に際しては、マネーロンダリング防止規制に基づき、買い手の身元確認が行われる。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

ベルギーのアート市場は、文化保護と市場の流動性を両立させる緻密な政策介入によって形成されている。

1. 文化遺産保護（輸出規制）

文化財保護は連邦国家の特性を反映し、地域政府レベルで管理されており、各地域の文化的事情に応じた柔軟な対応が可能となっている。

- ・ **フランダース地域:** 「トップシュトゥッケン（Topstukken: 至宝）」令に基づき、共同体にとって「稀少かつ不可欠」と見なされる文化財が保護対象となる。輸出には許可が必要だが、特筆すべきは、もし政府が輸出を不許可とした場合、所有者は政府に対して国際市場価格での買い取りを請求できる点である。これは、文化保護という公益と、市場原理および所有者の権利という私益の間の均衡を図る洗練されたメカニズムとして機能している。
- ・ **ブリュッセル首都地域:** フランダースと同様の基準が適用されるが、政府がリスト化された文化財の売却に対して先買権（pre-emption right）を行使できる点が異なる。また、輸出不許可の決定が政府による買い取り義務を伴わないため、所有者にとってはより厳しい規制となりうる。

2. EUレベルの輸入規制

2025年6月から施行される新たなEU規則（Regulation (EU) 2019/880）は、EU域外からの文化財輸入に対する管理を強化する。これにより、輸入者は高リスク品には輸入ライセンス、低リスク品には「輸入者宣誓書」の提出が義務付けられる。原産国からの合法的な輸出証明が求められるため、美術市場におけるデューデリジェンスの基準が大幅に引き上がり、管理負担が増大する可能性がある。

3. 輸入関税と付加価値税（VAT）

美術品、収集品、骨董品はHSコード第97類に分類される。オリジナルの美術作品をEUへ輸入する際、関税は原則として免除される。しかし、VATは課され、ベルギーでは標準税率21%に対し、美術品の輸入および販売には6%の軽減税率が適用される。この軽減税率は、他の多くの奢侈品と比較して美術品の取得コストを低く抑える、極めて重要な財政的インセンティブである。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

企業の文化セクターへの関与は、直接的な美術品コレクション形成と、間接的な資金還流の両面から促進されている。

1. タックス・シェルター制度

これは連邦レベルの税制優遇措置で、企業が視聴覚作品、舞台芸術、ビデオゲーム制作に投資した場合、投資額の421%に相当する金額を課税所得から控除できるというものである。この制度は、企業が美術品を直接購入する際の優遇ではないものの、文化セクター全体に巨額の企業資金を還流させる効果を持つ。これにより文化創造活動が活発化し、結果としてプライマリー・アート市場に新たな才能や作品が供給されるという間接的な貢献を果たしている。

2. 法人資産としての美術品と税制

- **減価償却:** ベルギーの税法上、美術品は原則として減価償却が認められない非減価償却資産として扱われる。税務当局は、美術品が使用によって価値が減少する資産ではないという立場をとっている。この制約は、企業の美術品への関与を、短期的な節税策ではなく、長期的な資産保全、企業イメージ向上、ブランディングといったより高次の戦略的活動へと方向づけている。
- **一体型アートの例外:** 唯一の重要な例外は、ベルギー在住の存命アーティストによって制作され、建設中の業務用建物に恒久的に組み込まれる美術品（例：壁画）である。この場合、その取得費用は経費として控除することが認められており、地元の現代アーティストへの企業パトロン活動を直接的に奨励する効果的なインセンティブとなっている。
- **取引にかかる税金:** 企業が美術品を購入する際には原則として6%の軽減VATが適用される。売却時に利益が出た場合、その利益は法人所得の一部として法人税（標準税率25%）の課税対象となる。
- **寄付とスポンサーシップ:** 企業が認定された機関（主要な公立美術館など）へ寄付を行う場合、純利益の5%を上限（最大50万ユーロ）として損金算入が認められる。一方、広告宣伝効果といった見返りを伴うスポンサーシップは、事業上の広告宣伝費として全額損金算入が可能である。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

美術品は税制上の利点も多い魅力的な資産であり、そのライフサイクル（取得、管理、移転）は税制によって大きく方向づけられる。

1. 取得と所有

美術品の購入には6%の軽減VATが課される。ベルギーには一般的な富裕税がなく、また個人投資家のキャピタルゲインに対する広範な課税も存在しないため、個人コレクターが私的資産として所有する美術品を売却して得た利益は、それが投機的な事業活動と見なされない限り、原則として非課税である。これは、ベルギーがコレクターにとって魅力的な市場である大きな要因の一つである。

2. 資産承継（贈与と相続）

美術品は資産承継計画において極めて重要な役割を果たす。

- **贈与税:** 動産である美術品の生前贈与は、非常に有効な節税手段である。公証人役場で証書を作成し登記する場合、直系尊属・卑属間およびパートナー間では3%（フランダース地域・ブリュッセル首都地域）または3.3%（ワロン地域）という低い一律税率が適用される。これは、最大30%に達する相続税の累進税率に比べて著しく低い。
- **未登記贈与のリスク:** 登記しない贈与（手渡し等）は非課税だが、贈与者が「危険期間」（ブリュッセルでは3年、フランダースとワロンでは5年）内に死亡した場合、その贈与財産は相続財産に加算され、高率の相続税が課されるリスクを負う。
- **相続税と「現物納税（Dation en paiement）」:** 相続税は高率だが、その負担を緩和し、文化財の国外流出を防ぐため「現物納税」制度が存在する。これは相続人が現金ではなく、相続した文化財そのものを国に譲渡することで相続税を納付する仕組みである。
 - **フランダース地域の画期的な改革:** 2023年7月の改革で、対象が「美術品」から宝飾品等を含む「文化財」へと拡大された。最大のインセンティブは、納税にあたり、専門家委員会が査定した**市場価格の120%**の価値で文化財が評価される点である。この20%のプレミアムは、相続人が市場で作品を売却して現金で納税するよりも現物納税を選択する方が経済的に有利になることを意味し、相続税を国家の文化財取得予算として活用する極めて戦略的な政策となっている。この先進的な制度は、富裕なコレクターを誘致するための地域間競争において、フランダース地域に明確な競争優位性をもたらしている。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

ベルギーはアートファイナンスが発展しており、それを支える法制度と金融規制も整備されている。

1. アートファイナンス市場

- **アート担保ローン:** アート担保ローンの世界市場規模は2023年時点で292億ドルから341億ドルと推定される。ベルギーでは、Degroof Petercam、J.P. Morgan、Citi Private Bankといった専門部門を持つ大手金融機関のプライベートバンキング部門が、美術品の評価から融資、担保管理まで一貫したサービスを提供している。
- **2018年質権法（Pledge Act）の役割:** この法律の施行は、ベルギーのアートファイナンス市場にとって画期的な出来事であった。全国統一のデジタル「質権登録簿」を創設し、動産に対する「非占有型質権」の設定を可能にした。これにより、コレクターは美術品を銀行に物理的に引き渡すことなく、それを担保として融資を受けられるようになり、美術品担保ローンの法的安定性と執行の確実性が劇的に向上した。この法律は、静的な文化財を流動的な金融担保へと転換させる法的基盤を整備したと言える。

2. 先進的な金融商品

- **アートファンド:** 文化・創造産業に融資するST'ART投資ファンドや、アーティストに直接助成金を提供するPOMONAアートファンドなどが存在する。
- **トークン化:** アントワープ王立美術館（KMSKA）は、ジェームズ・アンソールの名画『バンシュのカーニバル』をトークン化し、140万ユーロの資金を調達した。これにより、一般投資家が少額から作品の分割所有権（経済的権利）を取得できるようになった。これは、美術館の収蔵資金問題を解決し、文化財への公的アクセスを確保しつつ、個人投資家の金融的利益を追求する、官民連携の新たなパラダイムを提示する画期的な事例である。

3. 金融規制とコンプライアンス

アート市場の金融化に伴い、マネーロンダリング（AML）やテロ資金供与（CFT）のリスクへの対策として規制が強化されている。

- **EUマネーロンダリング対策指令（AMLD）:** 第5次AMLD（AMLD5）により、美術商、ギャラリー、オークションハウスは、10,000ユーロ以上の取引において「義務的事業者」と見なされるようになった。
- **義務:** これにより、顧客デューデリジェンス（CDD）、実質的支配者（UBO）の特定、リスクベース・アプローチの適用、疑わしい取引の報告（STR）、10年間の記録保持などが義務付けられた。
- **監督当局:** ベルギーでは金融サービス・市場監督局（FSMA）が監督を担っている。

⑤その他（国民の文化リテラシーを育む教育とアクセス）

強固な教育・制度的基盤により社会の各階層がアートと深く関わり、ベルギーのアートエコシステムの厚みと持続可能性を支えている。

1. 体系的な美術教育

ベルギーでは、幼少期から国民の文化リテラシーを育むための体系的な美術教育カリキュラムが整備されている。このような教育システムは、国民が芸術に親しむ素地を形成し、将来のコレクター、パトロン、そしてアートの専門家が育っていく土壌となる上で決定的な役割を果たしている。

- ・ **フランダース共同体**：初等教育から高等教育に至るまで、美術教育が組み込まれている。特に「描画」「絵画と色彩」「版画」などの分野を通じて、創造的表現が重視されている。
- ・ **ワロン・ブリュッセル連邦（フランス語圏）**：中等教育において美術は選択科目の一つであり、ラ・カンブル（La Cambre）やESAサン＝リュック（ESA Saint-Luc）といった専門の高等教育機関が、将来のアーティストや専門家に対して高度な訓練を提供している。

2. 文化への広範なアクセス

政府は、経済的・社会的な障壁を取り除き、誰もが文化にアクセスできる環境を積極的に整備している。

- ・ **ミュージアムパス「museumPASSmusées」**：国民的なミュージアムパス制度であり、年間64.95ユーロ（約1万円）で国内255以上の美術館への自由なアクセスを可能にする。社会的弱者向けの割引料金も設定されており、文化施設へのアクセスにおける経済的障壁を劇的に低下させている。
- ・ **多様な社会集団への配慮**：政府は、マイノリティを含むあらゆる社会集団の文化参加を促進するための法令を制定するなど、積極的なアクセス向上策を講じている。

幼少期からの美術教育と、安価で広範な美術館へのアクセス制度の組み合わせは、一つの好循環を生み出している。それは、国民全体の文化リテラシーと芸術への関心を高め、その土壌から国内市場の担い手が育っていくという、市場の持続可能性と洗練性を担保する基盤となっているのである。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Belgium Art Industry Outlook 2022-2026 - ReportLinker, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.reportlinker.com/clp/country/524851/726366>
- Update study: The economic impact of the cultural and creative sectors in the Brussels-Capital Region and the diversity of the workforce, 10月3, 2025にアクセス,
https://hub.brussels/app/uploads/2023/05/BXL-CCIs-Update-Study-and-Addendum_SMIT_Feb-2023-1.pdf
- 10 years of impact monitoring: The cultural and creative sectors (CCS) in Flanders show an impressive economic growth, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.flandersdc.be/en/magazine/the-cultural-and-creative-sectors-in-flanders-show-an-impressive-economic-growth>
- Belgium - Market Overview - International Trade Administration, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.trade.gov/country-commercial-guides/belgium-market-overview>
- VAT Rates in Belgium - VAT rates for all goods & services - Global VAT Compliance, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.globalvatcompliance.com/vat-rates-in-belgium/>
- BELGIAN TAX SHELTER - Belgium.be, 10月3, 2025にアクセス,
https://finance.belgium.be/sites/default/files/Brochure%20ENG_Stage%20Works_TAX%20SHELTER_2024.pdf

- Inheritance tax in Belgium (2025 UK Guide) - Wise, 10月3, 2025にアクセス,
<https://wise.com/gb/blog/belgium-inheritance-tax>
- The contemporary (international) art market in Flanders and Brussels, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.kunsten.be/en/now-in-the-arts/de-vlaamse-kunstmarkt-nationaal-internationaal-en-mondiaal/>
- L'amortissement d'une oeuvre d'art - Actualités du droit belge, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.actualitesdroitbelge.be/bon-a-savoir/comptable/lamortissement-dune-oeuvre-dart/tribunal-de-premiere-instance-de-liege-jugement-du-25-fevrier-2008>
- Dation en paiement: payer des droits de succession au moyen de « biens culturels », 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.degroofpetercam.com/fr-be/blog/dation-en-paiement>
- Flemish taxpayers can reduce inheritance tax through art donations - belganewsagency.eu, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.belganewsagency.eu/flemish-taxpayers-can-reduce-inheritance-tax-through-art-donations>
- Art Advisory: advice on investing in art & collections - Banque Degroof Petercam, 10月3, 2025にアクセス,
<https://www.degroofpetercam.com/en-be/art-advisory>

2.2.21 オーストリア | 税制が導く文化資産の継承と、世界を惹きつけるアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
クリエイティブ産業はGDPの約4.9%を占め、15万人以上の雇用を創出する経済の柱である。国連貿易統計等のデータに基づく2023年の美術品・骨董品貿易では、輸入額が世界第3位（26.5億ドル）、輸出額が第12位（5.8億ドル）を記録した。巨額の輸入超過は、EU域内への再分配機能が働いていると考えられ、オーストリアがEUの美術品取引におけるハブとして一定の存在感があることを示唆している*1。2023年の文化への公的支出はGDPの0.69%に相当し、安定した公的支援が民間投資を誘引する土壌となっている。	個人富裕層にとって極めて有利な税制が、長期保有と円滑な承継を促進する最大の要因である。 ・ 相続税・贈与税 ：2008年に完全に廃止されており、コレクションを価値の毀損なく次世代へ承継可能である。これが富裕層を惹きつける最も決定的な制度である。 ・ 譲渡所得（キャピタルゲイン） ：個人が美術品を1年を超えて保有した後に売却した場合、そのキャピタルゲインは完全に非課税となる。これにより短期的な投機が抑制され、長期保有が奨励される。 ・ 減価償却 ：オーストリアの税法および最高裁判所の判例（VwGH 5.7.1994, 91/14/0110）によると、法人が所有する美術品（油彩画、彫刻等）は、価値が減少しない「非償却資産」と見なされ、原則として減価償却が認められない。これにより、企業は節税目的ではなく、ブランド構築などの「戦略的資産」としてアートを捉える傾向が強まる。 ・ 寄付 ：財務省認定の文化機関へ寄付した場合、前年度所得の10%を上限に所得控除（個人）または損金算入（法人）が認められる。 ・ 付加価値税（VAT） ：二次流通市場において、ディーラーは仕入れ価格と販売価格の差額（マージン）にのみ課税される「差額課税制度」の適用を受けられるため、実質的な税負担が軽減され、市場の流動性が高まっている。	銀行や保険会社などの大企業が、ブランド価値向上やCSR活動の一環としてアートコレクション形成やスポンサーシップに積極的である。優れた文化支援活動を行う企業を顕彰する「マエケナス賞」*3が社会的な評価を高める土壌を醸成している。また、富裕層コレクターは、コレクションの永続性を確保するため、私設財団を設立し美術館を開設する（ハイディ・ホルテン・コレクションなど）といった出口戦略をとることがある。アートファイナンスもグローバルな金融機関によって提供されている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
1707年設立のオークションハウス「ドロテウム」を筆頭とする市場の中核プレイヤーが存在する。これに加え、鑑定、修復、保険、国際輸送、保管といった各分野で高度に専門化された事業者が有機的に連携するネットワークが構築されており、市場の信頼性と取引の安全性を担保している。アートアドバイザーが富裕層の代理人として最適な取引を支援し、公的機関である連邦文化財庁が文化財の輸出管理を行うなど、官民のプレイヤーがそれぞれの役割を果たし、エコシステム全体を支えている。	国の重要文化財を厳格に保護する一方、それ以外の国際的な美術品については自由な流通を促す「デュアル・トラック・システム」*2が特徴である。連邦文化財保護法（DMSG）に基づき、重要な文化資産の国外流出を厳しく規制している。同時に、連邦首相府芸術・文化部門が約6.2億ユーロ（2023年予算）の文化予算を配分し、アーティストや文化機関を直接支援している。さらに、19歳未満の連邦美術館の入場を無料化するなど、将来の担い手となる需要サイドを育成する長期的な教育・普及政策にも力を入れている。	連邦美術館は、19歳未満の入場料を完全に無料化し、若年層が芸術に触れる機会を保障している。ウィーン市が運営する美術館では、毎月第一日曜日を無料開放日とするなど、市民のアクセスを促進している。 また、アルベルティーナ美術館がエスル・コレクションを長期寄託で受け入れた事例のように、個人コレクションを公的資産として保全・公開する役割も積極的に担っている。これにより、私的資産が公共の文化資産へと転換される循環が生まれている。
日本への示唆		
オーストリアの成功は、戦略的に設計された制度、特に税制に起因する部分が大い。日本のアート市場発展のためには、以下の長期的・構造的な改革が示唆される。		
相続税制の改革：コレクション散逸の主因である相続税に対し、美術館への寄贈等を条件に課税を免除する「文化資産承継免税制度」の創設を長期的に検討すべきである。 法人税制の発想転換：美術品の減価償却を原則として認めないことで、企業に短期的な節税目的ではなく、ブランド価値向上に繋がる「戦略的資産」としてのアート所有を促す。 流通市場の活性化：消費税に「差額課税制度」を導入し、国内の二次流通市場における事業者の競争力を高め、取引を活性化させる。 金融環境の整備：アート担保融資に関する明確なガイドラインを策定することで、金融機関の参入を促し、新たな資金調達手段を確立する。 需要サイドの育成：オーストリアの無料開放策を参考に、若年層がアートに触れる機会を抜本的に拡充し、将来の文化資本を育成する。		

*1 EUの貿易統計は、Eurostat（EU統計局）の方法論に基づきEU域外（Extrastat）と域内（Intrastat）で別個に集計されており、オーストリアの輸入超過は域内への再分配（Intrastatでの発送）を示唆している。参考資料：https://ec.europa.eu/eurostat/statistics-explained/index.php?title=International_trade_in_goods_statistics_methodology

*2 「デュアル・トラック・システム」とは、「二つの道筋（トラック）」を「同時に進める」ことを意味し、ここでは「保護」と「流通」という二つの目的を両立させるシステムである。

*3 「マエケナス賞」は、1989年にthe Business for Art Initiatives とオーストリア放送協会（ORF）の協力により設立された賞で、芸術分野のプロジェクト推進に貢献した企業を表彰している。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

堅固な経済基盤と公的支援により、オーストリアは欧州有数のアート取引・保管ハブを形成している。

オーストリアのアートエコシステムは、堅固なマクロ経済基盤の上に構築されている。

1. 経済における重要性

- アートを含むクリエイティブ産業は、国内総生産（GDP）の約4.9%（付加価値総額の3.8%）を占める経済の柱である。
- 15万人以上の雇用を創出し、その経済規模は主要産業である観光業に匹敵する。
- 2008年から2016年にかけての収益成長率は21%に達し、国全体の経済成長率（8%）を大幅に上回った。

2. 公的支援

- 2023年の文化への公的支出はGDPの0.69%に相当する。
- 2022年の連邦政府予算では、芸術・文化分野に総額10億5,144万ユーロが割り当てられ、うち美術館等には1億5,651万ユーロが配分された。この安定した公的支援が民間投資を誘発する基盤となっている。

3. 国際貿易における地位

- 2023年の美術品・骨董品貿易では、輸入額が世界第3位（26億5,000万ドル）、輸出額が第12位（5億8,300万ドル）を記録した。
- 20億7,000万ドルという巨額の貿易赤字は、オーストリアがEU域内の出荷におけるアートの「フリーポート（自由港）」的な役割、すなわち国際的な美術品の集積・保管・取引のハブとして機能していることを強く示唆している。
- 特に、EU域外国であるスイス（10.3億ドル）や香港（8.3億ドル）から高価な美術品が輸入され、EU内のコレクターへ売却されるといった流れが存在する。この構造は、高度に専門化された物流・保管セクターと密接に関連している。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

官民の専門機関が連携し、高信頼・高品質な取引基盤を支える成熟市場を形成している。

オーストリアのアートエコシステムは、多様な専門家や機関が有機的に連携することで機能している。これら官民のプレイヤーが連携し、一つの作品取引において査定、修復、保険、輸送、そして必要に応じて文化財輸出許可（連邦文化財庁）といった各機能を担うことで、エコシステム全体が円滑に機能している。

1. 市場の中核プレイヤー

- **オークションハウス:** 1707年設立の「ドロテウム（Dorotheum）」が市場を支配しており、年間売上高は2億ユーロを超えるドイツ語圏最大級のオークションハウスである。
- **ギャラリー:** 「ギャラリー・ネクスト・聖シュテファン」などに代表され、アーティストの発掘・育成や、アート・バーゼルなどの国際フェアを通じて世界にプロモートする役割を担う。
- **アートコンサルタント:** 「OSME Fine Art」などが富裕層コレクターの代理人となり、作品のソーシングからコレクション管理戦略まで専門的なサービスを提供している。

2. 専門的サポートサービス

- **鑑定・修復:** 裁判所認定の専門家や、ウィーン美術アカデミーが育成する高度な技術を持つ修復家が市場の信頼性を担保している。
- **保険・輸送・保管:** AXA XLなどの大手保険会社が専門保険を提供し、クストランスなどの専門業者が温度管理された車両や高セキュリティ倉庫による包括的なロジスティクスを担う。このプロフェッショナルなインフラが、安全で信頼できる取引環境を提供している。

3. 公的・準公的機関

- **連邦首相府 芸術・文化部門:** 英国のアーツカウンシルに相当する役割を担い、連邦の文化予算を配分する中心的な存在である。
- **美術館:** アルベルティーナ美術館などの連邦美術館は、国の文化遺産を収蔵・展示するだけでなく、個人コレクターからの長期寄託や寄贈を積極的に受け入れ、私的資産を公的文化資産へと転換させる役割を果たしている。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

文化財を厳格に保護しつつ、自由な国際取引と透明性を両立している。

オーストリアの政策は、「保護」と「流通」という二つの目的を両立させる「**デュアル・トラック・システム***1」を構築している点が最大の特徴である。この政策的枠組みにより、国の重要な文化遺産は厳重に保護される一方で、それ以外の大多数の国際的な美術品については、EUの単一市場の利点を活かした自由で流動性の高い取引が促進される。この明確な線引きが、国内外から資本を引きつける重要な要因となっている。

1. 文化財保護と輸出規制

- 法的枠組みの中心は、1923年制定の**連邦文化財保護法（DMSG）**である。
- この法律に基づき、**連邦文化財庁（BDA）**が国の重要文化財を指定し、現状変更や破壊を制限する。
- 文化的に重要と見なされる作品を国外へ持ち出すには、BDAからの輸出許可が必須となる。この規制は未指定の作品にも適用される可能性があり、重要な文化資産の国外流出を厳格に防いでいる。

2. 輸入規制と国際連携

- 輸入に関してはEUの共通関税政策に従い、美術品には通常13%の軽減VAT税率が適用される。
- 2025年6月からはEUの新規則が施行され、EU域外からの文化財輸入時に輸入許可証や原産国からの合法的な輸出証明が義務付けられ、市場の透明性向上が図られる。

*1「デュアル・トラック・システム」とは、「二つの道筋（トラック）」を「同時に進める」ことを意味し、ここでは「保護」と「流通」という二つの目的を両立させるシステムである。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

オーストリアは、短期の節税より文化価値を重視し、税制によって企業の長期的な文化投資を促進している。

オーストリアでは、法人によるアート所有を企業の「戦略的資産」として位置づける、ユニークな税制が存在する。

1. 減価償却の不許可

- 法人税法および最高裁判所の判例（VwGH 5.7.1994, 91/14/0110）により、油彩画や彫刻などの美術品は、価値が減少しない「**非償却資産**」と見なされ、**原則として減価償却が認められない**。
- これにより、企業は短期的な節税メリットを追求するのではなく、**ブランド構築、顧客との関係深化、長期的な資産価値形成**といった、より本質的な価値を見出すことを促される。
- 結果として、短期的な投機目的の購入が抑制され、質の高いコーポレート・コレクションの形成に繋がっている。

2. 文化支援活動へのインセンティブ

- 寄付**：財務省認定の文化機関への寄付は、前年度所得の10%を上限に損金算入が認められる。
- スポンサーシップ**：広告宣伝効果が明確な場合は、全額を損金算入できる。
- 社会的評価**：優れた文化支援企業を顕彰する「マエケナス賞（Maecenas）」が存在し、企業の文化関与が社会的に高く評価される土壌を醸成している。民間企業による文化分野への投資は1989年以降7倍に増加したと報告されている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

相続税廃止と非課税優遇により、富裕層コレクションの長期保有と継承を促進している。

個人コレクターにとって極めて有利に設計された税制による安定性こそが、富裕層の資金がオーストリアに流入・滞留し続ける核心的な理由である。

1. 購入・所有段階での優遇

- **付加価値税（VAT）**：二次流通市場において「差額課税制度」が適用され、ディーラーの仕入れ価格と販売価格の差額（マージン）にのみ課税されるため、実質的な税負担が軽減される。
- **富裕税**：個人が保有する資産総額に課税される富裕税は存在しないため、コレクションの長期保有が容易である。

2. 出口戦略（売却・寄付・相続）における決定的な優遇

- **売却（キャピタルゲイン）**：美術品を**1年を超えて保有**した後に売却した場合、その売却益は完全に非課税となる。これは短期投機を抑制し、長期保有を強力に奨励する制度である。
- **寄付**：認定文化機関への寄付は、前年所得の**10%を上限に所得控除**が可能である。
- **相続・贈与**：最も決定的な制度として、**相続税・贈与税が2008年に完全に廃止**されている。これにより、コレクションが税負担によって散逸する懸念なく、次世代へ円滑に承継することが可能となっている。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

厳格な法制度と金融基盤の整備が、富裕層のアート購入資金の調達・循環を支えている。

オーストリアでは、アートファイナンスが富裕層の資産管理戦略の一部として、堅固な法的・金融的インフラの下で発展している。整備された法的・金融的インフラが、富裕層にとっての安心材料となり、アートエコシステムへの資本流入を一層促進する可能性がある。

1. 市場の状況

- 2024年2月に公開されたDeloitteの「A snapshot of the last Deloitte Private and ArtTactic Art & Finance Report」では、アート担保ローンの世界市場規模は2023年末に341億ドルに達すると予測されている。
- オーストリアでは、J.P.モルガンやドイツ銀行などのグローバルなプライベートバンクが富裕層顧客にサービスを提供しており、一定の市場が存在する。
- 融資額は鑑定評価額の**40%～60%（Loan to Value, LTV*1）**が一般的で、コレクターは作品を売却せずに流動性を確保できる。

2. 法的・規制的枠組み

- **法的根拠:** 美術品のような動産を担保とする融資は、民法上の「**質権（Pfandrecht）**」設定によって行われる。質権の有効性には、第三者にもその存在が明らかでなければならないという厳格な「**公示の原則**」が求められる。
- **金融規制:** アート市場はマネー・ロンダリングのリスクがあるため、EUの**第5次アンチ・マネー・ロンダリング指令（AMLD5）**に基づき、厳格な規制が導入されている。
- **義務:** 取引額1万ユーロ以上の美術品を扱うディーラー等は「義務事業者」とされ、顧客デューデリジェンス（CDD）や疑わしい取引の届出が義務付けられている。

*1「LTV」とは、「Loan to Value」の略称で、担保となる美術品（資産）の鑑定評価額に占める融資額の比率であり、通常パーセンテージで表される。

⑤その他（文化資本の育成と教育）

教育と美術館の政策を連動させ、市民全体で美術を共有・継承する文化基盤を構築している。

オーストリアのアートエコシステムは、市場メカニズムだけでなく、国民の芸術への理解と関心を育む長期的・体系的な国家戦略に支えられている。教育・美術館政策は相互に連携し、芸術を社会全体の共有財産、すなわち「**文化資本**」として育成することを目的としている。将来の鑑賞者、支援者、コレクターとなる国内に根差した強固な支持基盤を体系的に育成しており、これがエコシステムの持続可能性を確保する上で決定的な役割を果たしている。

1. 公教育における美術教育

- 美術教育は、**初等教育から中等教育まで全国共通の必修科目**としてカリキュラムに組み込まれている。
- 単なる技術習得ではなく、視覚文化や美術史に対する**批判的思考力と美的感性**を養うことを目的としている。
- 質の高い教員養成課程も整備されており、子供たちが早い段階から体系的に芸術の価値を理解する能力を身につける。

2. 美術館におけるパブリック・アクセス

- **若年層への無料開放**: 最も象徴的な政策として、**19歳未満**は、アルベルティーナ美術館など**全ての連邦美術館の入場料が無料**である。
- **一般市民へのアクセス促進**: ウィーン市が運営する全ての美術館では、**毎月第一日曜日の入場料が無料**となる。
- **リピーターの奨励**: 手頃な価格の年間パス「連邦美術館カード」も発行され、市民が日常的に美術館を訪れる文化を奨励している。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Creative Industries Austria - Europa Regina, 10月3, 2025にアクセス、
<https://europaregina.eu/creative-industries/europe/austria/>
- Cultural economy and public expenditure - Statistics Austria, 10月3, 2025にアクセス、
<https://www.statistik.at/en/statistics/population-and-society/culture/cultural-economy-and-public-expenditure>
- Art & antiques in Austria Trade | The Observatory of Economic Complexity, 10月3, 2025にアクセス、
<https://oec.world/en/profile/bilateral-product/art-and-antiques/reporter/aut>
- Federal Act on the Protection of Monuments Due to Their Historic, Artistic or Other Cultural Significance (Monument Protection Act - bmwks, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.bmwkms.gv.at/dam/jcr:188d1291-52c7-4571-9678-128b4b307386/DMSG%2016-11-2015%20EN.pdf>
- Taxation of Artwork Guide - WTS Global, 10月3,2025にアクセス、
https://wts.com/wts.com/publications/Private-clients/WTSGlobal_TaxationOfArtworks-Guide.pdf
- Art Collectors Beware - Changes to Importing Cultural Property into the EU in 2025,10月3, 2025にアクセス、
<https://www.fieldfisher.com/en/insights/art-collectors-beware-changes-to-importing-cultural-property-in-the-eu-in-2025>

- AN OUTSTANDING YEAR - Dorotheum, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.dorotheum.com/en/p/an-outstanding-year/>
- Arts Departments - bmwks, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.bmwkms.gv.at/en/topics/arts-and-culture/arts-departments.html>
- The transfer of the Essl Collection to the ALBERTINA, 10月3,2025にアクセス、
https://www.albertina.at/site/assets/files/1419/presskit_esslcollection.pdf
- Austria 7.3 - Compendium of Cultural Policies & Trends, 10月3,2025にアクセス、
https://www.culturalpolicies.net/country_profile/austria-7-3/
- Kunstgegenstände (Ölbilder, Statuen) sowie Mieterinvestitionen und Investitionszuwachsprämie - Findok Internet, 10月3,2025にアクセス、
<https://findok.bmf.gv.at/volltext?dokumentId=d90c7fa2-f8fe-407f-a048-b210c03fb9f8>
- Differential taxation in Austria: Your 2024 guide - Steuerberater Österreich, 10月3,2025にアクセス、
<https://xn--steuerberater-sterreich-llc.at/2024/02/27/differential-taxation-austria/>
- A snapshot of the last Deloitte Private and ArtTactic Art & Finance Report, 10月3, 2025にアクセス、
<https://www.deloitte.com/lu/en/Industries/investment-management/blogs/snapshot-last-deloitte-private-arttactic-art-finance-report.html>

2.2.22 トルコ | 民間主導のインフラと富裕層の「資産防衛」需要が支える、危機耐性を持つアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
トルコのアート市場は比較的小規模で、国内の富裕層需要に支えられている。2020年のオークション市場総取引額は約2億TL（トルコリラ）。市場は変動性が際立って高く（標準偏差24.79）、経済危機や政情不安の影響を強く受ける。 高インフレ環境下で、アートはTL建てで高いリターン（年平均12.45%）を生む価値保存手段として機能するが、USD建てではリターンが0.63%と通貨安の影響が深刻である。透明性の欠如が構造的弱点であり、情報が非対称的である。	トルコの税制は、アートの商業的流動性よりも、寄付を通じた文化支援を強く誘導する特徴を持つ。 ・ 減価償却：法人が美術品を購入した場合、固定資産として計上されるが、美術品に特化した明確な減価償却制度は確認できず、資産購入の税制インセンティブは限定的である。 ・ 寄付：最も重要な税制優遇措置である。文化観光省が承認した文化プロジェクトへの寄付は、法人税の課税所得から全額控除される。一般的な慈善寄付は利益の5%が控除上限である。 ・ 相続税：1%から10%の累進課税が適用される。重要な特徴として「家族の記念品として保管される絵画」に対する免除規定が存在する可能性があり、これが作品を市場に売却せず、家族内で継承するインセンティブとなっている。 ・ その他：美術品の購入・国内売却時には標準VAT（付加価値税）20%が課される。法人の売却益は法人税（25%）、個人の売却益は所得税（15-40%）の対象となる可能性がある。	民間セクターがトルコのアートシーンのインフラを実質的に構築・運営している。 ・ 非営利財団：iKSV（イスタンブール文化芸術財団）は、イスタンブール・ビエンナーレ等を主催する国内で最も権威ある文化機関である。また、SAHA協会はトルコ人アーティストらの国際的なプロジェクト（美術館個展、ビエンナーレ参加等）を資金的に支援し、国際的キャリア形成を戦略的にプロデュースしている。これらが事実上の「アーツ・カウンシル」として機能している。 ・ 企業：企業の関与は、税制にも誘導され、金融投資よりもメセナ（慈善活動）が中心である。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
国家によるアーツ・カウンシルが存在せず、市場はほぼ完全に個人の富裕層一族と私設機関によって資金提供され、動かされている。ギャラリー（プライマリー）、オークションハウス（セカンダリー）、専門サービス（物流、保険、鑑定）が市場インフラを構成する。 最大の特徴は、コチ家やサバンジュ家といった有カール族による私設美術館がエコシステムの中心的役割を果たしている点である。アートファイナンスは国内では未発達で、富裕層は国際金融機関を利用していると推察される。	国家の役割は、商業市場の活性化（香港やロンドンのようなハブ化）ではなく、文化遺産の保護者としての側面が支配的である。中核となる政策は、法律第2863号に基づく厳格な文化財輸出禁止措置である。これにより歴史的に重要な作品は事実上の「国内限定市場」に留め置かれ、違反者には重い罰則が科される。 市場の金融インフラ整備（アートファイナンス等）には受動的・抑制的である。金融規制面では、金融犯罪調査委員会（MASAK）がAML/CFT（マネー・ローンダリング対策）を管轄する。アートディーラーの規制上の扱いは曖昧だが、国際基準（FATF）から規制対象と見なされるリスクが高い。	トルコのアートエコシステムは、私設美術館が中心的な役割を担っている。コチ・ホールディング（サドベルク・ハヌム博物館）やサバンジュ・ホールディング（サクブ・サバンジュ美術館）など、有力な富裕層一族が設立した私設美術館が、エコシステムの主要プレーヤーである。これらの機関は、創設者一族の重要なコレクションを所蔵・展示するだけでなく、国際的な展覧会を主催し、トルコ人アーティストの評価を確立する上で決定的な役割を果たしている。一般市民へのアクセスに関しては、ペラ美術館やサクブ・サバンジュ美術館などが特定の曜日に無料開放日を設けている。
		日本への示唆
有力な富裕層一族と私設美術館がエコシステムの中心を担う。	国家の目的は市場活性化ではなく、厳格な輸出禁止で文化財を国内に留め置くことである。	トルコの事例は、特に民間セクターの役割において日本への示唆に富む。 ・ 民間主導のインフラ：国家の支援が限定的な中で、iKSV（ビエンナーレ主催）やSAHA協会（アーティストの国際展開支援）といった民間非営利団体が、国際競争力のある文化インフラを機動的に構築・運営している点は、日本が企業フィランソロピーを戦略的インフラへと昇華させる上で参考になる。 ・ 明確な税制インセンティブ：トルコの税制は、法人によるアートの「購入」（減価償却のインセンティブが弱い）よりも「寄付」（文化プロジェクトは全額控除）を明確に優遇している。日本も、市場の何を活性化させたいか（プライマリーマーケットか公的施設か）を明確にし、減価償却制度の導入や寄付税制の拡充など、目的に応じた税制設計が求められる。 ・ 資産防衛としてのアート：高インフレと通貨安の環境下で、富裕層がアートをハードカレンシー建ての「資産防衛」手段として活用している事実は、アートが持つ価値保存機能の強さを示しており、日本でもオルタナティブ資産としての再評価の契機となり得る。 ・ 教育の課題：公教育における美術教育の欠如が、アート界と一般市民との断絶を生んでいる点は、日本の課題とも共通する。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

国内富裕層の資産防衛需要に支えられる、高リスク・高変動性かつ不透明な新興市場である。

1. 市場特性

トルコのアート市場は新興市場であり、比較的**小規模**で、主に国内需要に支えられている。2004年から2010年に活況を呈した後、経済危機や政情不安により縮小と変動の時期を迎えた。市場の性質は「新興・小規模・国内主導」であり、経済・政情不安の影響を直接受ける「**変動性**」が特徴である。

2. 市場規模

2020年時点のオークション市場の総取引額は約2億トルコリラ（TL）であった。アートフェア「コンテンポラリー・イスタンブール」は51のギャラリーが参加し、集中的だが国際的に開かれたシーンを示している。また、アジアからの出展者増を目指し70ギャラリーへの拡大計画がある。オークション取引額（約2億TL）や主要フェアは市場規模の主要な指標であり、特にフェアは**アジア市場への拡大戦略**を掲げるなど成長意欲も見せている。

3. 投資リターン

投資資産として、2000年から2020年の「トルコ・アート・インデックス」は、TL建てで**年平均12.45%のリターン（現代アートは20.12%）**を生み出し、**高インフレ下での価値保存手段**として機能した。しかし、**米ドル（USD）建てではリターンは0.63%にとどまり**、深刻な通貨安の影響を示している。長期比較では世界の美術品市場インデックスを上回るパフォーマンスも見られる。アートは「価値保存手段」として機能するが、その**パフォーマンスは通貨（TL建て vs USD建て）により乖離する**。

4. 市場リスク

市場リスクは**高い**。**トルコ絵画市場インデックスの標準偏差は24.79**であり、Artprice（11.29）やS&P500（17.46）より際立って高い。この変動性は国内の経済危機（1994年、2001年）や2016年以降の政情不安に起因する。標準偏差（24.79）が示す通り、市場リスクは世界の美術品市場や株式市場（S&P500）と比較しても突出して高く、**国内の「危機」と連動している**。

5. 透明性

構造的な弱点は**透明性の欠如**である。プライベートセールは記録されず、オークションデータへのアクセスも困難になっている（2021年に主要ポータルが更新停止）。これが**情報の非対称性**を生み、インサイダーに有利に働いている。プライベートセールの不透明性に加え、公開データへのアクセスも悪化しており、市場の「透明性の欠如」が客観的な分析を妨げている。

6. 市場ドライバー

市場は富裕層コレクターによって牽引されており、高インフレと通貨変動の環境下で、アートは**有形の価値保存手段**として機能する。コレクターは、不安定なリラをハードカレンシー（ユーロやドル）建ての資産（絵画など）に転換することで、通貨暴落に対するヘッジとしている。この「資産防衛」需要によるハードカレンシーでの取引選好が、**ハイエンド取引（外貨）と新進アーティスト市場（リラ）との「二極化」**を進行させている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

エリート層が主導する階層化された構造を持ち、市場は個人の富裕層一族と私設機関によって動かされている。

1. ギャラリー

プライマリーマーケットでアーティストを代理する。主要ギャラリー（ディリマート、ジルバーマンなど）は存在するが、**通貨変動による経済的圧力に直面している。**

2. オークションハウス

セカンダリーマーケットで流動性を提供する。アンティックA.S.が代表的である。**経済下降期には資産売却の受け皿**と見なされる。

3. 私設美術館

コチ家（サドベルク・ハヌム博物館）やサバンジュ家（サクプ・サバンジュ美術館）などにより設立された機関がエコシステムの主要プレーヤーである。これらは歴史的・現代的アートの重要コレクションを所蔵し、国際展を主催し、アーティストの評価確立に中心的役割を果たす。

4. 非営利財団

国家による「アーツ・カウンシル」が存在しないため、民間資金による非営利財団が、**事実上の「民間文化省」**として機能している。これらは国家の政治的圧力から距離を置き機敏に活動できるが、アートの方向性が少数の民間創設者のビジョンに依存することを意味する。

- **イスタンブール文化芸術財団（iksv）**：1973年設立の非営利・非政府組織。イスタンブール・ビエンナーレや各種フェスティバルを主催し、イスタンブールを国際文化の中心地とすることを使命とする。ヴェネチア・ビエンナーレのトルコ館も運営する。
- **SAHA協会**：2011年設立。トルコの現代アーティスト、キュレーターの国際舞台での活動（国際的な美術館やビエンナーレでのプロジェクト実現）を資金面で支援する。

5. 専門サービス

- **鑑定・コンサルティング**：国内ではオークションハウス（アンティックA.S.）が事実上の鑑定機関として機能するほか、クリスティーズのような国際企業もサービスを提供する。
- **物流・保管**：T-ArtLog、ASE Lojistikなどの専門輸送業者、Asya NakliyatのようなHVAC（空調）システムを備えた専門保管施設が存在する。
- **保険**：NART Sigorta、Kositaş Sigorta、Gallagher（AJG Turkey）といった国内ブローカーのほか、AXA XLのようなグローバルな保険会社が「オールリスク」補償を提供している。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

トルコ国家の主な役割は、商業市場の流動性促進よりも、文化遺産の規制者・保護者としての側面である。

1. 文化財保護と輸出規制

1906年のオスマン帝国時代に遡る法律に基づき、トルコ領内で発見された広範な考古学的・文化的遺物に対する国家の所有権が主張されている。保護対象とされる文化財のトルコからの輸出は、一時的な展覧会目的を除き、**厳格に禁止**されている。この法律（第2863号）違反には5年から12年の懲役刑が科される。この政策が、歴史的に重要な作品の事実上の「**国内限定市場**」を生み出している。

2. 輸出許可の例外

博物館コレクションとしての**優先度が低いと判断された「民族誌学的性質」を持つ品目**（特定のオスマン帝国時代のコインなど）については、国立博物館からの鑑定報告書があれば輸出が許可される場合がある。

3. 輸入規制

文化遺産の輸入も法律第2863号に基づき厳格な規則の対象となる。現代アートやその他の物品については複雑な関税環境が存在し、例えば米国はトルコ製品に10%から15%の関税を課している。**輸入時の付加価値税（VAT）は標準20%**である。

4. AML/CFT（マネー・ローンダリング対策）

金融犯罪調査委員会（MASAK）がAML/CFT体制の中核を担う。法律第5549号に基づき、義務者は顧客デューデリジェンス（CDD、75,000TL以上の取引）、疑わしい取引の報告（STR）、記録保持（8年間）が求められる。アートディーラーが法律上の「義務者」に含まれるかは英文資料上では曖昧さが残るが、トルコ語資料では「Galericiler（ギャラリー経営者）」が（車両売買の文脈で）言及されており、FATFの国際基準からも事実上、規制対象と見なされるリスクが高い。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

税制は企業の「寄付」を優遇し、公的政策は市場活性化よりも「遺産保護」を優先することで、企業の関与をメセナに方向付けている。

1. 企業の関与（メセナ中心）

トルコのアート市場における企業の関与は、主にメセナ（芸術支援）活動と、コチ・ホールディングやサバンジュ・ホールディングといった同族経営企業による私設美術館の設立によって推進されている。動機は、**金融投資よりもレガシー構築、CSR、ブランドイメージ向上**にある。

2. 税制（寄付優遇）

この傾向は税制によって強化されている。トルコの税法は、文化プロジェクトへの「寄付」を優遇する。

- **寄付**：文化観光省が承認した文化・観光プロジェクトへの寄付は、**法人税の課税所得から全額控除**される。一般的な慈善寄付は、法人利益の5%を上限として控除可能である。
- **減価償却**：法人がコレクション目的でアートを購入する場合、美術品は**固定資産として計上**される。しかし、美術品に特化した減価償却スケジュールは明記されておらず、加速償却のような具体的な税制優遇措置が存在する証拠は見当たらない。明確な**減価償却インセンティブの欠如は、企業がアートを標準的な事業資産として扱うことを抑制**している。

3. 政策の方向性

この税制構造は、政府がアートの「非商品化」（寄付の奨励）と「保持」（輸出禁止）を推進する一方で、**商業的流動性や金融インフラの整備には受動的・抑制的**である姿勢を反映している。政府の目標は流動性の高いグローバルなアートハブ創出ではなく、**国家の文化的アイデンティティの保存**にある。

4. 法人の売買税制

法人が美術品を売却した場合、売却益は法人税の課税所得に含まれ、**税率25%（金融機関30%）**が適用される。購入時および国内売却時には**標準VAT税率20%**が適用される（**輸出は免税**）。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層は「資産防衛」と「レガシー構築」を目的に市場を動かし、税制優遇された相続が出口戦略としてコレクション集中を加速させている。

1. 市場における役割

トルコのアート市場は、ほぼ完全に個人の富裕層（HNWI）一族と私設機関によって資金提供され、動かされている。現在**3世代目に至る熱心なコレクター層がエコシステムの核**を形成している。

2. 購入動機

動機は情熱、社会への関与、世代を超えた遺産の構築、そして資産多様化である。特に30%を超える高インフレと通貨安の環境下で、アートは有形の価値保存手段として機能する。5万ユーロの絵画購入は、不安定なリラをユーロ建ての有形資産に転換し、通貨暴落に対するヘッジとする手段となる。

3. コレクション管理実務

- **時価管理**：オークション（Antik A.S.など）の結果を注視し、MutualArtのようなデータベースでパフォーマンスを管理する。
- **鑑定評価**：保険目的（再調達価額）、売却目的（オークション評価）、相続・贈与目的（公正市場価格）など、目的に応じて専門の鑑定サービス（Veritas Art Appraisals、Art Experts Websiteなど）を活用する。
- **保管・輸送・保険**：T-ArtLogなどの専門業者による温湿度管理輸送、Asya Nakliyatが提供するHVACシステム完備の専門倉庫での保管、AXA XLやNART Sigortaなどが提供する「オールリスク」専門保険への加入が実務として行われる。

4. 出口戦略（ライフサイクル）

- **売却（Liquidation）**：オークションやプライベートセールを通じた直接的な資産化。**経済危機時には流動化の傾向が見られる。キャピタルゲインは個人所得税（15%-40%の累進課税）の対象となる可能性**がある。
- **相続（Inheritance）**：コレクションを「世代間のリレー競走」と捉え、**文化資本と経済資本を家族内で継承**する重要な戦略である。
- **寄付（Donation）**：自身が設立した私設美術館（サクプ・サバンジュ美術館など）や公的機関への寄付。社会的評価に加え、**税制上のメリット（文化観光省承認プロジェクトへの寄付は全額控除）**も大きい。

5. 相続・贈与税制

- **贈与税**：10%から30%の税率が課される（親、配偶者、子への贈与は税率半減）。
- **相続税**：1%から10%の**累進税率**が適用される。重要な点として、相続・贈与税法には「故人の家庭用品、身の回り品、そして家族の記念品として保管されている絵画」に対する**免除規定**が存在する。この規定が、**美術品を売却せず家族内で継承することへのインセンティブ**となり、コレクションが特定の一族に集中する傾向を強化している。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

国内のアートファイナンス市場は未発達であり、富裕層は国際金融機関を利用しているようだが、アート自体は資産として認識されている。

1. アートファイナンス市場の現状

アートを担保とした融資（アートファイナンス）は、欧米と異なり、**トルコ国内では限定的**である。Halkbankのような国内大手銀行の法人向け融資メニューに、アート担保ローンは公に含まれていない。これは、アート鑑定評価や担保設定の専門性が国内金融機関に蓄積されていないことを示唆している。

2. 国際金融機関の役割

バンク・オブ・アメリカ、J.P.モルガン、ドイツ銀行といった国際的なプライベートバンクは、富裕層向けにグローバルなアートファイナンスサービスを提供している。トルコのトップコレクターがアートファイナンスを利用する場合、これらの国際金融機関のトルコ国外の拠点を通じてサービスを受けている可能性が高い。

3. 融資の仕組み

一般的なアートファイナンスでは、コレクションの鑑定評価額の一定割合（通常50%程度）を融資枠とし、担保となる美術品は所有者の手元に置いたまま融資を受けることも可能である。

4. 投資対象としての経済的評価

学術研究によれば、トルコの絵画市場への投資は、高インフレとマクロ経済の不安定性の中でも有効な選択肢であるとされる。株式市場のリターンには劣後するものの、為替、金、銀行預金といった伝統的投資対象とは負の相関があり、**ポートフォリオの多様化に寄与**する可能性が示唆されている。ただし、この評価が国内融資市場の発展に直接結びついているわけではない。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

公教育における美術教育の欠陥が、一般市民と民間主導のアート界との間に断絶を生んでいる。

1. アクセス

一般市民のアートへの関与は、**全体的な文化インフラが不十分**であるという課題が指摘されている。一方で、アクセスを改善する試みも存在する。例えば、多くの国立博物館は有料であるが、トルコ国民および居住者向けには**手頃な価格で複数の施設を利用できる「ミュージアム・カード」**制度が存在する。また、ペラ美術館やサクプ・サバンジュ美術館といったイスタンブールの著名な私設美術館が**特定の曜日に無料開放日**を設けているほか、ソルト・ガラタのような施設は**完全に無料**で公開されている。

2. 公教育の現状

弱点は、公教育における美術教育である。トルコの公立学校制度において、**美術は「非主要科目」**と見なされており、カリキュラムがトルコ語、数学、科学、社会科といった主要科目に重点を置く一方で、美術は軽視されている。

3. 教育と社会の断絶

カリキュラム自体に誤情報が含まれていたり、包括的アプローチが欠けていたりする可能性が指摘されている。この基礎的な美術教育の欠陥が、**民間が資金提供する洗練された現代アートの世界と、一般市民との間に大きな断絶を生む構造的要因**となっている。

⑥ 主な出典、参考資料一覧

- 'Every Crisis Is an Opportunity': The Turkish Art Market Holds Its Head High, Despite Political Upheaval and a Currency in Free Fall | Artnet News, 2025/10/3調査時点
<https://news.artnet.com/market/turkish-art-market-2018-1332740>
- The Turkish Art Market in Focus: High Tides Between West and East, 2025/10/3調査時点
<https://www.madeinbed.co.uk/art-business-markets/turkish-art-market-in-focus-high-tides-between-west-and-east>
- Turkish Art Index | Zafer Özdem Art Project, 2025/10/3調査時点
<https://www.zaferozdemartproject.com/blog/1834/turkish-art-index>
- Art and the Economy: A First Look at the Market for Paintings in Turkey - ResearchGate, 2025/10/3調査時点
https://www.researchgate.net/publication/4885541_Art_and_the_Economy_A_First_Look_at_the_Market_for_Paintings_in_Turkey
- Law on the Conservation of Cultural and Natural Property (2863), 2025/10/3調査時点
<https://kvmgm.ktb.gov.tr/TR-43249/law-on-the-conservation-of-cultural-and-natural-property-2863.html>
- Turkey - Corporate - Other taxes - PWC Tax Summaries, 2025/10/3調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/turkey/corporate/other-taxes>
- Tax Deduction of Donations and Charitable Contributions in Turkey (2025 Guide), 2025/10/3調査時点
<https://metropolpartners.com/en/tax-deduction-of-donations-and-charitable-contributions-in-turkey-2025-guide/>
- Saha, 2025/10/3調査時点
<https://www.saha.org.tr/en>
- Turkey - Corporate - Deductions - Worldwide Tax Summaries Online, 2025/10/3調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/turkey/corporate/deductions>
- ARTS EDUCATION RE(THINKING) IN TURKEY - İstanbul Kültür Sanat Vakfı, 2025/10/3調査時点
https://www.iksv.org/i/content/231_1_RethinkingArtsEducation.pdf
- History - İKSV, 2025/10/3調査時点
<https://www.iksv.org/en/about-us/history>
- INHERITANCE AND GIFT TAX APPLICATION IN TURKISH TAX SYSTEM - Ahmet Burçin YERELİ, 2025/10/3調査時点
<https://www.ahmetburcinyereli.com/VJEN14.pdf>
- Art Law 2024 - Lexis® Middle East, 2025/10/3調査時点
https://www.lexismiddleeast.com/pg/lexpan/Turkey_Art_Law_2024
- Law No. 5549 on Prevention of Laundering Proceeds of Crime - Mali Suçları Araştırma Kurulu - Masak, 2025/10/3調査時点
<https://masak.hmb.gov.tr/law-no-5549-on-prevention-of-laundering-proceeds-of-crime/>
- Request an Auction Estimate | Sell Fine Art, Antiques, Jewellery, Watches and Wine with Christie's, 2025/10/3調査時点
<https://www.christies.com/selling-services/auction-services/auction-estimates/overview/>
- T-ArtLog Fine Art Logistics – T-ArtLog will transport your artworks locally in Turkey and across the globe quickly, smoothly and in the safest way., 2025/10/3調査時点
<https://www.tartlog.com/>

2.2.23 スウェーデン | 税制と公的支援が育む、フィランソロピー（慈善活動）主導のアートエコシステム

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
スウェーデンの文化・クリエイティブセクター（CCS）は国の付加価値総額*1の8%以上を占める重要な経済構成要素である。UPPDATERAD STATISTIK FÖR DE KULTURELLA OCH KREATIVA BRANSCHERNAによると、2023年の文化・クリエイティブ産業は、総額6,500億スウェーデン・クローナ（SEK）を超える売上高を生み出し、約25万人の雇用を創出した。このうち株式会社形態の事業体だけで売上高は6,070億SEKに達する。市場のトレンドは国際化とテクノロジー主導であり、オンライン販売が大きな割合を占める。ストックホルムを拠点とする主要オークションハウス（プロクスキー、ストックホルム・オークションヴェルク等）が市場を牽引している。	- 相続税・贈与税：2005年に撤廃された。これがエコシステムの礎石であり、コレクターが税金支払いのためにコレクションを強制売却する必要がなくなり、財団設立や次世代への円滑な資産移転が促進された。 - 減価償却：企業の税法上、価値が減少しない美術品は減価償却することができない。美術品は機械設備等の償却対象から明確に除外されており、企業はアートを短期的な会計操作の対象ではなく、長期的な価値貯蔵手段として貸借対照表に計上せざるを得ない。 - 寄付：個人による寄付への税制優遇措置は非常に限定的である。文化全般への寄付は広く適用されず、税控除を受けられない。そのため、税控除がフィランソロピーを促進しているのではなく、社会的動機によって駆動されている可能性を示している。 - その他：美術品輸入VATは12%の軽減税率が適用される（標準25%）。個人が美術品を売却した場合のキャピタルゲイン税は一律30%である（年間50,000SEKの非課税枠あり）	相続税撤廃を背景に、民間フィランソロピー（慈善活動）が活発である。これは税制優遇（限定的）よりも、レガシー形成やCSR、ブランド構築といった動機によって推進される。民間財団（ハムリン財団等）がストックホルム商科大学のアート・イニシアティブに資金提供し、ビジネス教育とアートを融合させる例がある。アートファイナンスも進展しており、アート担保融資に加え、スウェーデン初の取引所で取引されるアート投資ファンド「Arte Collectum I」が登場し、過小評価されている女性アーティスト等に投資している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
公的機関、商業プレーヤー、支援サービス（物流、保険等）が緊密に連携する。国家（文化評議会、芸術家助成委員会）が芸術家支援と鑑賞者育成（公教育）という「インキュベーター」機能を提供し、エコシステムの基盤を構築する。一方で、ハイエンド市場は相続税撤廃を背景に活動する民間コレクターや財団（ロバート・ヴェイル・ファミリー財団等）によって牽引される。この官民の効率的な役割分担が特徴である。 ▼ 国家が芸術家や鑑賞者の育成を支援し、民間がアート市場（特にハイエンド市場）を牽引するという効率的な官民の分担が起こっている。	国家文化政策（2009年策定）に基づき、表現の自由と美術品への普遍的なアクセスを推進する。 - 芸術家支援：スウェーデン芸術家助成委員会（Konstnärsnämnden）が、奨学金や助成金を通じて個々のプロ芸術家をキャリアの初期段階から直接支援する。 - 需要側（市民）の育成： - 公教育：美術は9年生まで義務教育の必修科目であり、知識ある将来の鑑賞者層を育成する。 - パブリック・アクセス：Public Art Agency Sweden（スウェーデン公共美術庁）が公共空間へのアート設置を保証する。 - 流通：美術品輸入VATを12%に軽減し、国際的取引を促進する一方、文化財の輸出は国立文化遺産委員会が厳しく管理し、国内遺産の保護を図っている。 ▼ 美術品の供給者である芸術家の支援だけでなく、需要者である市民のアートへのアクセスも確保している。	民間美術館がエコシステムのハブとして重要な役割を果たしている。代表例であるMagasin III Museum for Contemporary Art（マガジンIII現代美術館）は、ロバート・ヴェイル・ファミリー財団によって運営される。同館は単なる展示に留まらず、芸術家への新作委嘱、コレクションの世界的な貸出、さらにストックホルム大学のキュレーター修士課程との連携や、大学のアートスペース「アクセラレーター」への資金・作品提供を行う。財団のような民間団体の資金が文化芸術や教育の支援に利用・転換される仕組みの一例であり、エコシステム全体を活性化させている。
日本への示唆		
スウェーデンモデルは、日本のアート市場発展に3つの重要な教訓を提供する。 - 継承政策の力：文化資産に対する相続税・贈与税の撤廃がもたらす効果がある。これはコレクションの散逸を防ぎ、フィランソロピー財団の設立を直接奨励し、私有財産を公共の文化的利益へ転換させる。 - 共生的な官民関係：国家が「インキュベーター」として芸術家支援と鑑賞者育成（公教育）という基盤を構築し、民間がハイエンド市場を牽引するという効率的な役割分担が、市場の繁栄に不可欠である。 - 寄付文化の醸成：フィランソロピーが税控除（限定的）ではなく、市民的義務感や社会的資本の追求によって駆動されている点は、パトロネージュに対する深い文化的評価を育む重要性を示唆する。 具体的提言： - 政策：日本の相続税制を検証し、作品の公開等を条件とした納税猶予や免除モデルを検討し、コレクションの散逸を防ぐ。 - 民間：アートアドバイザーやアートファイナンスの発展を奨励し、民間財団の設立を促進する。 - 官民連携：公立美術館、大学、民間コレクターが連携する正式なパートナーシップ（共同キュレーター育成、共同取得基金の設立等）を構築する。		

*1「国の付加価値総額」とは、「国全体で1年間に生み出した価値の合計に相当する金額」である。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

CCSが国の付加価値総額8%超を占め、国家経済の重要なエンジンとして機能している。

1. 経済全体における高い貢献度

スウェーデンにおいて、文化・クリエイティブセクター（CCS）は国家経済の重要な構成要素として位置づけられている。欧州連合（EU）の調査によれば、スウェーデンのCCSは**国の付加価値総額の8%以上**を占めており、これは国際的に見ても非常に高い水準である。広義のクリエイティブセクター全体では**国内総生産（GDP）の約3%を占め、20万人以上を雇用**している。

2. パンデミック後の力強い回復力

UPPDATERAD STATISTIK FÖR DE KULTURELLA OCH KREATIVA BRANSCHERNAによると、2023年の統計では、スウェーデンの文化・クリエイティブ産業は**総額6,500億スウェーデン・クローナ（SEK）を超える売上高**を生み出し、**約25万人の雇用を創出**した。このうち、株式会社形態の事業体だけで売上高は6,070億SEK、雇用者数は18万8,000人に達する。また、2021年第3四半期のデータでは、「文化活動」（芸術創作、公演、美術館活動を含む）の**売上高が前年同期比で86%増加**しており、パンデミック後の力強い回復力とセクターのダイナミズムが示されている。

3. 国際化と主要オークションハウスが牽引する市場トレンド

市場のトレンドとしては、国際化とテクノロジー主導の進展が顕著であり、特に**オンライン販売が売上高の大きな割合を占める**ようになっている。市場では、歴史的価値の高い品々への根強い需要と並行して、現代アートへの関心も高まっている。ストックホルムを拠点とする主要なオークションハウスであるBukowskisやStockholms Auktionsverkは、国際的にも認知された市場の牽引役である。

4. 経済エンジンとしての戦略的重要性

アートエコシステムを単なる文化現象としてではなく、**重要な経済エンジンとして捉える**ことが不可欠である。その際には、具体的な経済データが根拠の資料となる。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

スウェーデンのアートエコシステムは、公的機関、商業プレイヤー、そして専門的支援サービスが緊密に連携するネットワークによって構成されている。

1. 公的機関

- **Kulturrådet（スウェーデン文化評議会）**：国家文化政策を実施する主要な政府機関であり、美術や博物館を含む広範な文化分野に国家資金を配分し、国際交流を促進する。公的資金配分の主要な機関として機能する。
- **Konstnärsnämnden（スウェーデン芸術家助成委員会）**：奨学金、助成金、国際的なレジデンスを通じて、個々のプロの芸術家を直接支援することに特化した政府機関である。芸術家の経済的・社会的状況を調査・モニターし、政策決定のための重要なデータも提供する。

2. 商業プレイヤー

- **オークションハウス**：ブコウスキーやストックホルム・オークションヴェルクのような大手は、セカンダリーマーケットの中核として機能し、市場のトレンドを形成し、価格の透明性を提供する。
- **ギャラリーおよびディーラー**：プライマリーマーケットの主要な担い手であり、芸術家を代理し、コレクターとの橋渡しを行う。
- **アートアドバイザーおよびコンサルタント**：CFHILL、Ortmark Art Advisory、Carlson Artなどの専門企業が、コレクターに対して作品の取得、売却、コレクション管理に関する専門的な助言を提供し、信頼される仲介者として活動する。

3. 支援サービス

- **保存修復**：Ateljè Catellaniのような専門スタジオが、美術品の保存に不可欠なサービスを提供する。
- **物流・輸送**：MTABやArtMoveといった企業が、温度・湿度管理された車両、特注の梱包、保管など、高価な資産の安全な移動に不可欠な専門的ファインアート・ロジスティクスを提供する。
- **保険**：ブルックフィールド・アンダーライティング、AXA XL、Chubbなどの専門保険会社が、「agreed value（合意価格）」条項を含むオーダーメイドの「オールリスク」保険を提供し、コレクターや美術館のリスク管理の基礎となる。

4. プレイヤー間の連携

エコシステムの中心的なハブとして、Magasin III Museum for Contemporary Art（マガジンIII現代美術館）のような民間美術館が存在する。1987年にRobert WeilとDavid Neumanによって設立され、ロバート・ヴェイル・ファミリー財団の支援を受けて運営される民間機関である。この美術館は、**相続税の撤廃によって設立が可能となった財団を基盤に、単に作品を展示するだけでなく、エコシステム内で多岐にわたるハブ機能を果たしている**。具体的には、ストックホルム大学のキュレーター修士課程と積極的に連携し、次世代の美術専門家の育成に直接関与する。また、大学内のアールスペース「Accelerator」に対し、コレクションからの作品貸与や資金提供を行い、民間フィランソピーと公教育を効果的に結びつけている。さらに、芸術家に新作を委嘱し、その重要なコレクションを世界中の他の機関に積極的に貸し出している。このマガジンIIIの事例は、スウェーデンにおける**金融資本（ヴェイル財団の資金）が文化資産（Magasin III Museum for Contemporary Artとそのコレクション）に転換され、この文化資産が教育的・社会的資本（育成されたキュレーター、公開展覧会）を生み出す仕組みの一例である**。これが財団の評価と影響力を高め、エコシステム全体を前進させている。

③-1税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

スウェーデンのアート市場の流動性は、明確な国家戦略と国際的な枠組みによって形成されている。

EU加盟国として、スウェーデンはEUの関税法を遵守している。

1. 輸入

標準付加価値税（VAT）率は25%であるが、**美術品の輸入には12%の軽減税率**が適用される。工業製品の関税は0%から15%の範囲で変動し、美術品の具体的な関税率はEUのTARICシステムで決定されるが、このVAT軽減税率は国際的な美術品をスウェーデンに持ち込む際のコストを大幅に引き下げる重要な政策手段である。

2. 輸出

文化財の輸出は、国の文化遺産を保護するために厳しく管理されている。スウェーデン国立文化遺産委員会（Riksantikvarieämbetet）は、年代、価値、スウェーデン由来であるかどうかに基づき、特定のカテゴリーの文化財に対して輸出許可を要求する。EU域外への輸出には、さらにEUの輸出ライセンスが必要となる場合がある。これらの規制は、市場の流動性を維持しつつも、国家的に重要な文化財の国外流出を防ぐ役割を果たしている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

企業の関与はCSRが主導し、税法（減価償却不可）がアートを長期資産として位置づける。

1. 企業の関与

スウェーデンにおける企業の関与は、直接的な税制優遇措置が限定的であるため、主に**CSR（企業の社会的責任）、ブランド・アイデンティティの構築、従業員のウェルネス向上**といった動機によって推進される。ストックホルム商科大学の「アート・イニシアティブ」はその象徴的な例である。このプログラムは、ハムリン財団という民間財団からの資金提供を受け、ビジネス教育の環境にアートを組み込むことで、学生生活を豊かにし、新たな視点を育むことを目的としている。これは、企業がアートの持つ「ソフトパワー」としての便益を深く理解していることを示している。

2. 企業の税制・法制度

企業がアートを所有・取引する際の税制と法制度は、アートを特殊な資産として位置づけている。

- **VAT*1**：美術品の販売はVATの対象となる。標準税率は25%だが、**美術品の販売には12%の軽減税率が適用**されることが多い。美術品の著作権の販売は6%で課税される。企業は、個人から購入した美術品を再販する際に、**利益部分にのみ課税される特別制度（利益の25%がVAT）**を利用できる。
- **減価償却**：スウェーデンの税法では、**価値が減少しない美術品やその他の資産は、減価償却することができない**。機械設備はプール方式で減価償却されるが、美術品はこの対象から明確に除外されている。
- **会計処理への影響**：この法的な区別は、企業のアートに対する会計処理と戦略に決定的な影響を与える。通常の企業資産（機械やコンピュータなど）は、時間とともにその価値が経費として償却される。しかし、美術品は償却できないため、企業は取得価額（または会計基準によっては時価）で永久に貸借対照表に計上し続けなければならない。この結果、企業はアートを消耗品や道具としてではなく、**長期的な価値貯蔵手段**として扱わざるを得なくなる。これは、法人によるコレクション形成を、課税所得を減らすための短期的な会計操作ではなく、**レガシーの構築と資産保全**という行為として位置づけることを促し、**アートの金融的取り扱いをその企業の文化的地位と一致させる効果**を持つ。

*1「VAT」とは付加価値税（Value Added Tax）を指し、160か国以上で採用されている。商品やサービスの取引に伴い発生する付加価値に課税される間接税である。日本の消費税と類似点はあるものの、多くの国では複数の税率体系を採用しており、その運用ルールも国ごとに異なる。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

相続税の撤廃がコレクションの承継（相続・財団設立）を円滑にし、個人の出口戦略を規定する。

1. 個人富裕層の税制・法制度

個人富裕層に関する税制は、コレクションの形成と承継を円滑にするよう設計されている。

- **相続税・贈与税：2005年以降、撤廃されている。**これは現代スウェーデン・システムの礎石である。この単一の政策決定が、コレクターを取り巻く環境を根本的に変えた。これにより、所有者の死に際して税金支払いのためにコレクションを強制的に売却しなければならないという存続の脅威が取り除かれ、**コレクション全体を相続人や財団へ円滑に移転**することが可能となった。この政策こそが、民間の資本が文化資産・教育資産に利用・転換するのを促進する主要な要因である。
- **所得税・キャピタルゲイン税：**個人が美術品を売却した場合、その利益はキャピタルゲインと見なされる。スウェーデンにおけるキャピタルゲイン税率は一律30%である。ただし、**個人所有物の売却には年間50,000SEKまでの非課税枠**があり、小規模な作品を戦略的に時期をずらして売却することが可能である。
- **寄付：**個人による寄付に対する**税制優遇措置は非常に限定的**である。少額の税控除は、社会福祉や科学研究を目的とする事前に承認された団体への寄付にのみ適用され、文化全般には広く適用されない。この事実は、税控除がフィランソピーを促進しているのではなく、社会的動機によって駆動されている可能性を示している。

2. 富裕層の出口戦略

富裕層コレクターは、コレクションの将来について、主に3つの出口戦略を持っている。

1. **売却：**即時の流動性を提供するが、評価額の上昇分に対して30%のキャピタルゲイン税が発生する。これは文化資本を金融資本に再転換する行為である。
2. **相続：**相続税が存在しないため、コレクション全体を次世代に無税で引き継ぐことができる。これにより、コレクションの完全性と家族の文化的遺産は保たれるが、流動性は生まれない。
3. **寄付・財団設立：**コレクションを公立美術館に寄贈するか、新たに家族財団を設立して移管する戦略。これによりキャピタルゲイン税を回避し、資産を遺産から切り離すことができる。この方法は、コレクターのレガシーと公共の利益を最大化し、しばしばエコシステム内に新たな影響力を持つプレーヤー（ヴァレンベリ家やヴェイル家の財団のように）を生み出す。

3. コレクション管理の実務

- **時価管理：**コレクションの継続的な時価評価は、保険、売却の可能性、資産計画のために不可欠である。CFHILL（スウェーデン商工会議所認定）やアトリエ・カテラーニなどの専門アドバイザーや鑑定士がこれらのサービスを提供する。
- **運送・保管：**コレクターは、MTABやArtMoveのような専門業者に依存している。これらの企業は、美術品の安全な輸送を保証するために、温度・湿度管理された車両、特注の木箱、国際的な物流管理、および高度なセキュリティと環境制御を備えた保管施設を提供する。
- **保険：**コレクターは専門の美術品保険に加入する。特徴は「**合意価格（agreed value）**」条項であり、これにより全損時の支払額が事前に決定され、事故後の価値を巡る争いを避けることができる。これらの保険は「オールリスク」であり、通常、世界中での輸送中の補償や、部分的な損害後の価値減少（減価）に対する補償も含まれる。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

スウェーデンでは、アートを金融資産として活用する動きが活発化している。

1. アート担保融資

スウェーデン市場の具体的な規模に関するデータは乏しいが、同地域で活動するJ.P.モルガンやシティバンクなどのグローバルなプライベートバンクは、アート担保融資サービスを提供している。これらのローンは、**コレクターが資産を売却することなく（それによってキャピタルゲイン税の支払いを繰り延べることができる）コレクションから流動性を引き出すことを可能にする。美術品は所有者の手元に残り、所有権とは法的に区別される質権が作品に設定される。**

2. アート投資ファンド

スウェーデンにおける新しく重要な進展は、専門のアート投資ファンドの登場である。AIFM Capital ABが運用する**Arte Collectum II**は、スウェーデンで初のアート投資ファンドであり、ユーロクリアに登録され、証券取引所で取引される。

- **戦略**：このファンドはグローバルな投資権限を持ち、欧州、米国、英国、香港のアーティストに焦点を当てている。投資委員会には、ラース・ニティヴェ（Lars Nittve）のような著名な人物が含まれている。
- **価値創造**：ファンドは、所蔵作品の来歴を積極的に管理し、著名な美術館での展覧会や出版物への掲載を確保することで、その価値を高めることを目指している。
- **焦点**：特に、**女性アーティストや周縁化されたアーティスト**の作品取得に注力しており、市場で過小評価されているセグメントに投資することで、より高いリターンを狙っている。これら二つのアプローチは、アートの金融化における異なる側面を示している。コレクターにとってローンは情熱の対象である資産を保持しつつ流動性を得る手段であり、投資家にとってファンドはアート市場という独立した資産クラスへのエクスポージャーを提供する。

3. 金融規制とコンプライアンス

アート市場の金融化に伴い、規制遵守の重要性も増している。

- **AML/CFTの枠組み**：EUの一員として、スウェーデンは第5次および第6次マネー・ローンダリング対策指令（AMLDV&VI）を国内法制化している。これらの指令は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策（AML/CFT）の義務を、アート市場の参加者（ギャラリー、オークションハウス、ディーラー）にも拡大した。
- **義務**：アート市場の事業者は、リスク評価の実施、顧客デューデリジェンス（CDD/KYC）の実行、取引の監視、そして疑わしい活動を金融情報部門（Financial Intelligence Unit）に報告することが義務付けられている。小売業者については、5,000ユーロを超える現金取引でKYCが義務付けられる。
- **規制当局**：多くの事業者は郡行政委員会（County Administrative Boards）の監督下にあるが、スウェーデンの主要な金融規制当局は、金融犯罪を防止するために市場を監督する金融監督庁（Finansinspektionen）である。
- **市場への影響**：ハイエンドのアート市場は、伝統的にプライバシー、裁量、そして個人的な信頼関係に基づいて運営されてきた。しかし、EUが義務付けるAML規制は、形式的で文書化された身元確認、資金源の検証、疑わしい取引の報告を要求する。これはギャラリーやディーラーに重大なコンプライアンス上の負担を課し、顧客との関係に摩擦を生じさせる可能性がある。この状況は、アート市場の伝統的な文化と、金融の透明性を求める新たな時代の規制との間に内在する緊張関係を示している。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

国家が「インキュベーター」として芸術家と鑑賞者を育成し、民間市場の基盤を構築する。

1. 国家文化政策

2009年に策定された国家文化政策は、**表現の自由、普遍的なアクセス、そして創造性と質の社会発展への統合を基本原則**としている。この政策は、国際交流や若者の文化への平等のアクセスを明確に推進しており、芸術家（供給側）と市民（需要側）の両方を育成する肥沃な土壌を創出している。

2. 公的機関による直接支援（供給側）

- **スウェーデン文化評議会（Kulturrådet）**：国家文化政策を実施し、文化分野に国家資金を配分する主要機関である。
- **スウェーデン芸術家助成委員会（Konstnärsnämnden）**：奨学金、助成金、国際的なレジデンスーを通じて、個々のプロの芸術家を直接支援することに特化している。芸術家の経済的・社会的状況も調査・監視する。

3. 一般市民層の育成（需要側・エコシステムの基盤）

エコシステム全体の基盤は、文化的に関心の高い市民であり、以下の二つの柱によって育成されている。

1. **公教育**：美術は9年生まで義務教育の**必修科目**であり、ビジュアルカルチャー、創造性、美術制作に関する知識の育成を目指している。この長期的な投資が、将来の消費者、パトロン、そして芸術家を創出する。
2. **パブリック・アクセス**：国家は、スウェーデン公共美術庁（Public Art Agency Sweden）のような機関を通じて、政府の建物や公共空間に現代アートを設置することで、市民のアートへのアクセスを積極的に保証している。さらに、スウェーデン独自の「**自然享受権（Allemansrätten）**」は、**国の宝への共有アクセスという文化的精神を育んでおり、その哲学は文化遺産にも及んでいる。**

4. 官民の役割分担（インキュベーター機能）

国家が個々の芸術家への助成金を通じてキャリアの最も脆弱な初期段階を支援し、幅広い公教育を通じて知識ある鑑賞者を育成する。一方で、ハイエンド市場は税制上有利な環境（特に2005年の相続税撤廃）で活動する民間コレクターや財団によって牽引される。つまり、国家は**エコシステム全体のための研究開発部門および市場形成者としての役割を果たし、これにより民間のコレクターやギャラリーは、より成熟し安定した才能のプールと関わる**ことが可能になる。この官民の役割分担は非常に効率的であり、スウェーデンの構造的優位性の鍵となっている。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Market Analysis of the Cultural and Creative Sectors in Europe - European Investment Fund, 2025/10/6調査時点
https://www.eif.org/InvestEU/guarantee_products/ie-ccs-market-study.pdf
- Creative Industries Sweden - Europa Regina, 2025/10/6調査時点
<https://europaregina.eu/creative-industries/europe/sweden/>
- UPPDATERAD STATISTIK FÖR DE KULTURELLA OCH KREATIVA BRANSCHERNA, 2025/10/6調査時点
<https://kreativsektor.se/wp-content/uploads/2025/03/Rapport-Uppdaterad-statistik-for-de-kulturella-och-kreativa-branscherna-250331.pdf>
- An Analysis of the Swedish Market for Fine Art, Antiques, and Auction Houses - CE, 2025/10/6調査時点
<https://www.ce.se/an-analysis-of-the-swedish-market-for-fine-art-antiques-and-auction-houses/>
- Swedish cultural policy - Kulturrådet, 2025/10/6調査時点
<https://www.kulturradet.se/en/about-us/swedish-cultural-policy/>
- Sweden - Import Tariffs - export.gov, 2025/10/6調査時点
<https://legacy.export.gov/article?id=Sweden-Import-Tariffs>
- VAT rates on VAT exemption | Skatteverket, 2025/10/6調査時点
<https://skatteverket.se/servicelankar/otherlanguages/englishengelska/businessesandemployers/startingandrunningaswedishbusiness/declaringtaxesbusinesses/vat/vatratesandvatexemption.4.676f4884175c97df419255d.html>
- Sweden Tax Rates and Rankings - Tax Foundation, 2025/10/6調査時点
<https://taxfoundation.org/location/sweden/>
- Exporting cultural goods - Riksantikvarieämbetet, 2025/10/6調査時点
<https://www.raa.se/in-english/exporting-cultural-goods/>
- Sweden - Transnational Giving Europe, 2025/10/6調査時点
https://www.transnationalgiving.eu/wp-content/uploads/2017/09/TGE_EFC_CountryProfile_Sweden_2016.pdf
- SSE Art Initiative - hhs.se - Stockholm School of Economics, 2025/10/6調査時点
<https://www.hhs.se/en/outreach/sse-initiatives/art-initiative/>
- Curriculum for Compulsory School, Preschool Class ... - Skolverket, 2025/10/6調査時点
<https://www.skolverket.se/download/18.11f7c7851925054d8c645/1727947772375/pdf13128.pdf>
- Swedish Arts Grants Committee - Konstnärsnämnden, 2025/10/6調査時点
<https://www.konstnarsnamnden.se/om-konstnarsnamnden/the-swedish-arts-grants-committee/>
- AIFM Group Adds Art to Suite of Offerings - HedgeNordic, 2025/10/6調査時点
<https://hedge nordic.com/2022/06/aifm-group-adds-art-to-suite-of-offerings/>

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
2022年以降の地政学的変化で二極化。国際市場でのロシア美術セグメントは凍結状態にある一方、国内市場は著しく成長している。ARTInvestment.RUによると、2023年の国内売上総額は2,500万ドル超（前年比125%増）で過去13年で最高となり、別の調査機関Bidspiritでは2024年に1億1,400万ドル（16%増）と報告され、成長傾向は一致する。 この背景には、国際市場へアクセスを絶たれたことにより、従来はロンドンやニューヨークで取引されていた高額な「ブルーチップ」作品が国内オークション市場に還流して、国内市場の成長を牽引しているという構造的変化がある（2023年売上の約30%が上位10件。取引は質的向上を見せしており、平均ロット価格は2024年に164%増の13,000ドルに達した。一方で、出品総数は26%減少。それは、市場がより選別的になり、投機的な低価格帯の作品から、収集価値や投資価値の高い、実績ある作家の作品へと需要が集中していることを示唆している。こうした取引の質的変化と並行して、市場の地理的な集中も顕著であり、取引全体の75%がモスクワで行われている。	- ロシアのアートエコシステムを規定する最大の要因は、相続税および贈与税が2006年に完全に廃止されたことである。これにより、富裕層は美術品を含む全資産を、その価値にかかわらず非課税で次世代に承継可能となっている。相続人が支払うのは低額な国家手数料のみ（近親者は評価額の0.3%、上限10万ルーブル）。近親者間の生前贈与も非課税であり、この税制がアートを「資産防衛ツール」として機能させている。 寄付については、企業が国有・市営の文化施設や特定NPOのエンダウメント・ファンドへ寄付した場合、法人税の「投資税額控除」の対象となる。個人が文化施設に寄付した場合も「社会税額控除」の対象となる。 減価償却について、法人税法上、美術品は原則として減価償却資産として扱われない。物理的に減耗せず価値が増加する可能性があるため、減価償却の前提に合致しないと解釈される。 - その他、個人が美術品を売却する際、3年以上の保有で譲渡所得が非課税となる。また、文化財の個人輸入は関税免除（VATは課税可能性あり）、輸出時は高額な手数料（法人10%、個人5%）が課される。	企業：国家による税優遇（投資税額控除）を活用したメセナ活動と、資産形成の両面でアートに関与している。 大手金融機関：プライベートバンキング（PB）部門のサービスとして、富裕層顧客のアートコレクション形成や資産管理のコンサルティングを提供している（例：ガスプロムバンクやアルファバンク）。 民間財団：ウラジーミル・ポタニンやアリシエル・ウスマノフといったオリガルヒが設立した民間財団も、展覧会開催や作品購入、若手支援などを行っているが、国家の文化政策と協調的な関係にあることが多い。 専門サービス：輸送（Art-Courier等）、保管（美術館水準の専門倉庫）、保険（AXA XL等）など、コレクションの物理的管理を担う高度な専門サービス産業が発達している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
国家の監督下で機能する構造を持つ。文化省が政策立案、輸出入許可、鑑定家認定など広範な権限でエコシステム全体を監督する。文化省認定の鑑定家は、輸出許可や売買時の評価を担い、信頼性の根幹を成す。オークションハウス（Vladey等）や画廊が国内流通の中核を担う。富裕層（オリガルヒ）は、相続税ゼロというインセンティブにより、アートを世代間富裕移転の主要手段として活用する。大手銀行（ガスプロムバンク等）はプライベートバンキング部門で富裕層の資産形成を支援している。 ▼ 文化省が鑑定家の認定等で監督し、富裕層は相続税ゼロを背景に資産移転手段として活用している。	「文化財の国内集積」という明確な国家戦略に基づき、文化財を国家の戦略的資産とみなし流通を統制している。 輸出入規制：文化財の輸出は厳格である。制作から100年以上経過した作品は原則輸出禁止であり、例外的な許可時も高額な国家手数料（評価額の5-10%）を課す。対照的に、個人による文化財の輸入は関税を免除し、国内への「里帰り」を奨励する。この非対称な規制が、国内に資産を集積させる一方通行の仕組みとして機能している。 文化財保護：所有者が文化遺産の安全性を脅かす場合、国が所有権を剥奪可能とするなど、個人の所有権より国家保護を優先する法制度を持つ。 芸術支援：2021年設立の大統領文化イニシアチブ基金が巨額の助成金を配分するが、2022年以降は「愛国心」や「伝統的価値」を推進する政治的・イデオロギー色の強いプロジェクトへの支援が顕著となっている。 ▼ 「文化財の国内集積」を国家戦略とし、輸出禁止・輸入優遇の一方通行の仕組みで囲い込む。	国立トレチャコフ美術館やエルミタージュ美術館に代表される主要な国公立美術館は、ロシアの文化遺産の保存、研究、公開を使命とする中核機関である。これらの美術館は、単なる美術品の展示場所ではなく、国民の文化的アイデンティティと愛国心を育むための教育機関として、国家から役割を与えられている。ソビエト時代に貴族のコレクションが「人民の財産」として接収され、労働者の教育やイデオロギー普及に利用された歴史的背景があり、現代でも国家のイデオロギーを反映する場としての性格を持つ。また、富裕層コレクターからの作品寄付を受け入れる重要な受け皿としての機能も果たしている。
日本への示唆		
国家戦略の明確化：ロシアは「文化資本の国内集積」という明確な目標を掲げ、輸出入規制や税制をパッケージで実行している。日本も、市場をどの方向に導くかという国家レベルのビジョンを明確にし、戦略的な政策設計（例：アジアのアートハブ化を目指した輸入消費税の見直しや保税地域の活用）を検討すべきである。 税制のインパクト認識（特に相続税）：ロシアの相続税ゼロ政策は、富裕層によるコレクション形成・承継のインセンティブとなっている。日本の高額な相続税はコレクションの散逸・海外流出の一因である。ロシアの極端な例は非現実的だが、税制が長期行動に与える影響を直視し、美術品の相続税納税猶予制度の要件緩和（対象作品拡大、公開要件の柔軟化）や物納制度の拡充が、国内の文化資産保持に有効である。 富裕層の関与促進：ロシアは税制等で富裕層を文化の担い手としてエコシステムに深く関与させている。日本も、寄付税制の拡充（税額控除率引き上げ、生前寄付へのインセンティブ新設）や、法人取得美術品の損金算入要件の緩和により、富裕層や企業の市場参入を促し、市場の裾野を広げることが重要である。		

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

国際市場から国内市場への還流により、市場規模が質的に変容しながら急成長している。

1. 市場の二極化（国際市場の凍結と国内市場の急成長）

2022年以降の地政学的変化は、ロシアのアート市場に**二極化**をもたらした。Sotheby's、Christie'sなどの主要国際オークションハウスがロシア関連セールスを中止し、ロンドンの「ロシアン・ウィーク」が取りやめられたことにより、**国際市場におけるロシア美術セグメントは事実上凍結状態**となった。

2. 国内市場の急成長（数値と傾向）

対照的に、ロシア国内のアート市場は**著しい成長**を遂げている。ARTinvestment.RUによれば、2023年の国内アート市場の**売上総額は2,500万ドルを超え、前年の約1,100万ドルから125%以上の増加**を記録し、過去13年で最高となった。さらに、別調査機関Bidspiritは、2024年の**市場規模が1億1,400万ドルに達し、16%の成長**を遂げたと報告している。算出機関による数値の乖離はあるものの、国内市場が活況である方向性は一致している。

3. 成長の背景（高額作品の国内還流）

国際市場へのアクセスが絶たれた結果、**従来はロンドンやニューヨークで取引されていた高額な「ブルーチップ」作品が国内オークション市場に還流した**という構造的変化が存在する。実際に、2023年の**国内売上2,500万ドルのうち約30%（740万ドル）**は、上位10件の高額作品取引によるものであった。

4. 取引内容の質的向上（選別的な需要集中）

市場の成長は、単なる取引量の増加ではなく、取引される作品の質の向上によって牽引されている。ARTinvestment.RUの2024年分析によると、オークションにおける**ロットの平均価格は前年比で164%増の13,000ドル**に達した。一方で、出品ロット総数は26%減、成立ロット数も4%減少しており、市場がより選別的になり、投機的な低価格帯から、収集価値・投資価値の高い実績ある作家の作品へと需要が集中していることを示唆している。

5. 市場の地理的集中

市場の取引は地理的にも集中しており、モスクワが全体の75%、サンクトペテルブルクが20%を占めている。

6. マクロ経済への影響（限定的な直接影響と間接的な機能）

ロシアのアート市場は、その急成長にもかかわらず、世界市場全体から見れば依然として小規模である。そのため、アート市場がロシアの国内総生産（GDP）に与える直接的な経済的影響は限定的である。しかし、その影響は間接的な側面に存在し、**アート市場は富裕層の巨額な資産を国内に留め置くための受け皿として機能し、鑑定、専門輸送、保険、保管といった高度な専門サービス産業を育成している。**

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

国家による監督の下、多様な専門家と機関によって構成されている。

1. 主要プレイヤーの役割

- **鑑定家**：文化省の認定制度に基づいて活動し、信頼性の根幹を担う。美術品の輸出許可申請時に必須となる専門家の意見書を作成するほか、売買、保険、相続など様々な場面で真贋鑑定と価値評価を行う。
- **画廊・オークションハウス**：国際的にはMacDougall'sが知られるが、2022年以降はVladeyなどの国内オークションハウスが市場の主導権を握り、作品の流通と価格形成の中核を担っている。
- **美術館**：国立トレチャコフ美術館やエルミタージュ美術館に代表される主要国公立美術館は、ロシアの文化遺産の保存、研究、公開を使命とする中核機関である。また、**国民に対する芸術教育の拠点であると同時に、富裕層コレクターからの作品寄付を受け入れる重要な受け皿でもある。**
- **支援機関（官）**：
 - **文化省(Ministry of Culture)**：エコシステム全体を監督する最重要機関。文化政策の立案、文化財の輸出入の許認可、美術館の監督、鑑定専門家の認定まで広範な権限を持つ。
 - **大統領文化イニシアチブ基金**：2021年設立。芸術文化プロジェクトに大統領助成金を配分する影響力の大きいプレーヤー。設立以来、数千のプロジェクトに巨額資金を提供しており、特に2022年以降は「愛国心」や「伝統的価値」を推進するプロジェクト、さらにはウクライナ戦争を正当化するような文化活動への資金提供が顕著で、芸術支援を通じた政治的目的の遂行という側面が強い。
- **支援機関（民）**：ガスプロムバンクやアルファバンクなどの大企業、あるいはウラジーミル・ポタニンやアリシェル・ウスマノフといったオリガルヒ（新興財閥）が設立した民間財団も、展覧会開催、作品購入、若手支援など多岐にわたる活動を行っている。
- **企業**：メセナ活動（文化支援）と資産形成の両面で関与する。国家は**税制優遇（投資税額控除）によって企業の文化支援を奨励**している。大手金融機関はプライベートバンキング部門を通じて富裕層のコレクション形成を支援している。
- **富裕層**：アートを**多面的な価値を持つ資産**として認識している。政治的・経済的不安定化の際に国境を越えて資産を移動させるための可搬性の高い「スーツケースに入る資産」、あるいは制裁回避や資産隠匿の手段としての価値が認識されている。しかし最も重要な点は、相続税・贈与税が完全に廃止されているため、アートが効率的な**世代間富裕移転の手段**として機能していることである。

2. プレイヤー間の連携メカニズム

エコシステムの各プレーヤーは、価値評価、保存、流通、継承の各段階で有機的に連携している。例えば、富裕層コレクターが売却を試みる場合、まず文化省認定の鑑定家が真贋と市場価値を評価する。その評価に基づきオークションハウスが販売を委託され、マーケティングを行う。落札者が海外コレクターの場合、作品輸出には文化省の許可が必要となり、再び鑑定家の意見書が不可欠となる。また、コレクターが国立美術館に寄付する際は、美術館の学芸員が学術的価値を評価し受け入れを決定する。このプロセス全体が、文化省の定める文化財保護法の枠内で行われ、**民間プレーヤーの商業活動と国家機関による文化的・法的な管理が密接に絡み合いながら機能している。**

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

文化財を国家の戦略的資産とみなし、その管理と流通を統制するため、政策介入と法規制が設計されている。

1. 文化財保護法制

基本理念は、連邦法「文化財の輸出入について」に明示されており、目的は**文化財の不法な国外流出を防ぎ、国の文化遺産として保護すること**にある。この思想は、第二次大戦の結果ソ連に移されたドイツ文化財のロシア所有権を正当化する1998年の連邦法にも反映されており、**文化財を国家の権利と歴史に結びつけた資産**として捉える姿勢を象徴している。さらに、所有者が文化遺産を不適切な方法で使用し、その安全性を脅かしたり価値を損ねたりした場合、国がその所有権を剥奪する可能性も法律で規定されており、個人の所有権よりも国家による保護が優先される構造となっている。

2. 輸出規制

文化財の国内保持のため、輸出には規制が課されている。特に、制作から100年以上経過した美術品や、**特別な歴史的、芸術的、科学的または文化的重要性を持つと認定された文化財の恒久的な国外への輸出は、原則として禁止**されている。例外的に輸出が許可される場合でも、文化省の地方機関への申請と、認定専門家による義務的な鑑定が必須となる。鑑定には最長15日を要し、所有権証明書類や専門家の意見書など多数の書類提出が求められる。さらに、輸出許可が得られた文化財には国家手数料が課され、その額は**個人が輸出する場合は評価額の5%、法人が輸出する場合は10%**に設定されている。これにより、重要な文化資産が国外へ流出することに対し、制度的かつ経済的な高い障壁が設けられている。

3. 輸入規制

輸出に対する厳しい姿勢とは対照的に、**文化財の輸入は積極的に奨励**されている。ロシア税関法第282条に基づき、個人が私的使用目的で手荷物または別送品として輸入する文化財は、書面での申告と文化省の定める**特別登録手続き**（輸入する文化財のリスト3部と写真3セットの提出を含む）**を経ることを条件に、関税が完全に免除**される。この制度は、**海外に流出したロシアの文化財の「里帰り」を促し**、国内の文化資産を豊かにすることを目的とした明確な政策的意図の表れである。ただし、**輸入時には付加価値税（VAT）20%が課される場合がある**ため、完全な無税輸入とは限らない点には留意が必要である。

4. 政策効果の総括

この輸出入規制の著しい非対称性は、**文化財を国内に集積させ、国外への流出を阻止する仕組み**として機能している。国家は、文化財を国内に還流させ、富裕層の資産を国内に固定化するという強い意志を持っている。この政策は、**経済制裁下で国外資産へのアクセスが制限された富裕層にとって、資産を安全かつ税制上有利な形で国内へ移転させるための公式なルート**を提供する。結果として、国家の文化資本と富裕層の金融資本の双方を国内に集積させるという、高度な国家戦略が実現されている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

税制優遇措置によって、企業のアートへの関与、特にメセナ活動（文化支援）を奨励している。

1. 法人向け税制

- **寄付**：2018年に改正された税法により、企業が国有・市営の文化施設や特定非営利団体のエンダウメント・ファンド（寄付された元本を投資・運用し、その収益を継続的に活動費に充てる仕組みの基金）へ寄付を行った場合、その寄付額を法人税の「**投資税額控除**」の対象とすることが可能になった。この控除額の上限は各地方自治体が独自に設定できるため、国の大方針と地方の裁量が組み合わさった制度となっている。
- **購入・売却の税務**：企業が美術品を購入または売却する際の税務処理は、標準的な税法に準拠する。美術品の売却によって得られた利益は、通常の事業利益と同様に**法人税（基本税率20%）の課税対象**となる。また、ロシア国内での美術品の売買には、原則として**付加価値税（VAT、基本税率20%）が適用**される。
- **減価償却制度**：ロシアの税法において、美術品は原則として**減価償却資産として扱われない**。税法第256条では、減価償却資産を「耐用年数が12ヶ月を超え、初期費用が10万ルーブルを超える、収益創出活動に使用される納税者所有の財産」と定義している。美術品は、物理的に減耗せず、むしろ時間とともに価値が増加する可能性があるため、この「価値が減少する」という減価償却の基本的前提に合致しないと解釈されるのが一般的である。したがって、企業がオフィス装飾やコレクション形成のために美術品を購入しても、その取得費用を減価償却費として複数年にわたり損金算入することはできない。
- **制度が示す位置づけ**：この税制上の扱いは、ロシアの制度が美術品をどのように位置付けているかを明確に示している。美術品は、生産活動に使われる機械設備のような「費用化されるべき事業用資産」ではなく、**価値が維持・増加する可能性のある「投資資産」または企業の威信を示す「ステータス資産」**と見なされている。これにより、企業が美術品を購入する動機は、短期的な節税効果から、企業のブランド価値向上、経営者の個人的なコレクション形成、あるいは政治的・社会的な影響力を持つ文化施設への寄付といった、より**長期的かつ戦略的なもの**へと方向づけられる。

2. 関連法制度

美術品の所有権の移転は、ロシア民法典の動産売買に関する規定に準拠する。特に高額な取引においては、書面による契約の締結が不可欠である。契約書には、作品の特定、価格、支払条件に加え、作品の来歴（プロヴェナンス）や真贋に関する売主の保証条項を盛り込むことが重要となる。文化財保護法に基づき、ロシア博物館基金に登録されているような特に重要な文化財の取引は、国家の登録対象となり、所有権の移転には特別な手続きが求められる場合がある。

3. 団体の関与実態

ガスプロムバンクやアルファバンクといった大手金融機関は、プライベートバンキング部門を通じて富裕層顧客のアートコレクション形成を支援しており、アートは企業活動と密接に結びついている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

相続税・贈与税がゼロであるため、ロシアの富裕層にとって、アートは効率的な資産移転の手段「資産防衛ツール」として機能している。

1. 取得・保有（コレクション形成期）

- ・ **購入・売却の税務**：個人が美術品を売却して利益（譲渡所得）を得た場合、その利益は**個人所得税（13%または15%）の課税対象**となる。ただし、重要な優遇措置として、**美術品を3年以上保有した後に売却した場合、その譲渡所得は非課税**となる。この規定は、短期的な投機目的の売買を抑制し、**長期的なコレクション形成を奨励する効果**を持つ。
- ・ **時価管理**：大規模なコレクションの所有者は、その資産価値を正確かつ継続的に把握するため、主要なオークションハウスの専門部署や独立したアートアドバイザー、コレクションマネジメント会社と顧問契約を結ぶことが一般的である。これらの専門家は、市場動向を分析し、個々の作品およびコレクション全体の時価評価を定期的（例えば四半期ごとや年次）に更新するレポートを提供する。
- ・ **鑑定・評価**：評価額は目的に応じて使い分けられる。売買目的の場合はオークションハウス等による市場評価、保険目的の場合は万が一の際の「再調達価額」、遺産分割目的の場合は独立した鑑定機関による公正な市場価値評価が用いられる。鑑定は、文化省認定の専門家や国立レピン記念美術鑑定センターなどが、様式論的鑑定に加え、赤外線や顔料の化学分析などの科学的分析を用いて行う。

2. コレクション管理の実務

- ・ **運送**：専門の美術品輸送会社（Art-Courier、Fineartway等）が、温度・湿度管理車両、衝撃吸収の特殊梱包技術、セキュリティ体制を備えて輸送する。国際輸送時は複雑な通関業務への精通が不可欠である。
- ・ **保管**：モスクワの「Art-Courier」などが運営する、美術館水準の高度な専門保管倉庫（24時間温湿度管理、不活性ガス消火設備、多層セキュリティ）に預けることが多い。これらは「ロシアン・フリポート」と称されることもあるが、ジュネーヴ等とは異なり保税地域としての法的地位は持たない。制裁強化前は、海外フリポートの利用も多用された。自宅に専用収蔵スペースを設けるコレクターもいる。
- ・ **保険**：通常「All Risks（オールリスク）」ベースで契約され、あらゆる偶発的物理的損害を補償する。輸送・展示時は「Nail to Nail（釘から釘まで）」と呼ばれる保険が付保され、全プロセスをカバーする。AXA XLやChubbといった国際的な専門保険会社が主要プレイヤーである。

3. 出口戦略（ライフサイクルの終焉）

- ・ **相続**：最も税効率の高い出口戦略である。**相続税および贈与税は2006年に完全に廃止された**。相続人が負担するのは、公証人に対して支払う国家手数料のみである。この手数料は、**近親者（配偶者、子、親等）の場合は評価額の0.3%で、かつ上限が10万ルーブル（約1,100ドル相当）と低額に定められている**。これにより、コレクションは資産価値を減損させることなく非課税で次世代に引き継がれ、一族の資産として蓄積され続ける。
- ・ **売却**：最も直接的な現金化手段。2022年以降は国内オークションやプライベートセールが主要チャネルとなっている。
- ・ **寄付**：国立トレチャコフ美術館のような権威ある公的機関への寄付は、コレクターに大きな社会的名声をもたらす。また、**寄付した美術品の価値に応じて個人所得税の社会税額控除が適用されるため、経済的メリットも存在する**。**国家の文化政策に貢献する形で大規模な寄付は、政府との良好な関係を築く政治的手段ともなり得る**（例：アリシェル・ウスマノフ氏による国家への寄贈）。
- ・ **信託**：資産保護と管理の柔軟性を高めるため、特に海外の法域で設立された信託を利用してコレクションを保有する事例が見られる。**将来の政治的リスクや法的紛争から資産を隔離**することを目的とする。象徴的な例として、ロマン・アブラモビッチ氏が制裁発動を見越し、アートコレクションを保有するキプロスの信託の受益権構造を変更し、制裁による凍結回避を図ったと報じられている。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

アートは金融商品としての「流動性」よりも「究極の価値貯蔵手段」として機能し、専門の金融市場は未発達である。

1. アートファイナンス市場の全体像

ロシア国内におけるアートファイナンス、特に**美術品を担保とした融資は、欧米の市場ほど発達していない**。ガスプロムバンクなどの一部の大手銀行が、プライベートバンキング部門の富裕層顧客向けサービスの一環としてアート関連のコンサルティングや融資を提供しているが、これはあくまで包括的なウェルスマネジメントサービスに付随する限定的なものである。独立したアートファイナンス市場が確立しているとは言えず、専門の金融機関も存在しない。

2. 担保設定の法的手続き

美術品を担保とする場合、その法的手続きはロシア民法典の動産質に関する規定に基づいて行われる。債権者（金融機関）と債務者（コレクター）の間で質権設定契約が締結され、その事実を公証人制度が管理する統一情報システム上の動産担保通知登録簿に登録することで、第三者対抗要件（他の債権者に対して質権を主張できる効力）を備えることができる。担保価値の評価は、独立した専門の鑑定人が行い、金融機関は通常、市場価格の変動リスクや現金化の困難さを考慮し、評価額の40%から50%を上限として融資を実行する。

3. 先進的な取り組み

美術品コレクションの価値を証券化して投資家に販売したり、複数の美術品を組み入れた大規模なアートファンドを組成したりするような、欧米で見られる先進的な金融の取り組みは、**ロシアでは限定的である**。過去に、写真作品に特化したアートファンドがモスクワ証券取引所に上場した事例が報告されているが、これは例外的なケースであり、市場の主流とはなっていない。

4. 市場の特質（未発達の背景）

このアートファイナンス市場の「未発達」は、単なる市場の遅れではなく、ロシアのアート市場の本質を反映している。この市場の主要参加者である富裕層にとって、アートの価値は金融商品としての流動性や短期的なリターンにあるのではない。**政治的に不安定で、国内金融システムへの信頼が相対的に低い環境下では、国境を越えて物理的に持ち運び可能で、政府の恣意的な資産没収から比較的安全で、かつ税金がかからずに次世代へ承継できる「物理的なモノ」としての価値が、金融商品としての洗練度や流動性をはるかに上回る**。したがって、市場は流動性や金融リターンを最大化するのではなく、非流動的であっても**物理的に所有可能で、税制上保護された「価値貯蔵手段」としての役割を最優先する、特異な資産市場**として形成されている。

5. 金融規制とコンプライアンス体制

- **AML/CFT規制**：ロシアはFATF（金融活動作業部会）のメンバー国であり、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）に関する国内法制度を整備している。しかし、アート市場は、高額な取引が匿名性の高い環境で行われること、価値評価が主観的であることなどから、不正資金の洗浄に利用されやすい脆弱なセクターとして国際的に認識されている。
- **制裁回避とアート市場**：特に2014年のクリミア併合以降、欧米諸国から経済制裁の対象となったロシアのオリガルヒが、美術品取引を制裁回避の手段として利用した事例が複数報告されている。米国上院の調査報告書は、制裁対象であるアルカディ・ローテンベルクとボリス・ローテンベルク兄弟が、シェルカンパニーとアートアドバイザーを介して米国内で1,800万ドル以上の美術品を購入し、制裁を回避していたことを明らかにした。彼らは身元を隠し、高額な美術品を購入することで資産を制裁の影響が及ばない形に変換し、移動・隠匿しようとしたのである。
- **金融機関および市場参加者の対応**：国際的な圧力の高まりを受け、ロシアの金融機関も顧客デューデリジェンス（KYC）の厳格化を迫られている。しかし、アート取引における最終的な受益者の特定は依然として大きな課題である。国際的なオークションハウスやディーラーは、コンプライアンス体制を強化し、制裁対象者やその関係者との取引を停止している。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

国家が主導する美術教育システムと、美術館の社会的な役割によって特徴づけられる。

1. 国家主導の美術教育システム

ロシアは、**帝政ロシア時代からの伝統を受け継ぐ、アカデミズムに基づく美術家養成のための美術教育システム**を維持している。このシステムは、サンクトペテルブルクの帝国美術アカデミーにその源流を持ち、古典的な描画技術や構成、彫刻の基礎が主要要素であることを特徴とする。

2. 初等教育からの専門化

初等教育の段階から美術は必修科目である。さらに、芸術的才能を持つと認められた子供たちは、**9歳から11歳といった早期の段階で専門の美術学校に入学**することが可能である。これらの学校では、通常の学校教育に加えて、毎日4時間もの専門的な芸術訓練（描画、絵画、構成など）を受けることができる。

3. 美術館の教育的役割

国立トレチャコフ美術館やエルミタージュ美術館といった主要な国立美術館は、単に美術品を展示する場所としてだけでなく、**国民の文化的アイデンティティと愛国心を育むための教育機関**として、国家から明確な役割を与えられている。

4. 歴史的背景

ソビエト時代には、貴族の宮殿やコレクションが「人民の財産」として接收され、労働者の教育と共産主義思想の普及のために利用された歴史がある。こうした背景から、現代のロシアにおいても、**美術館が国家のイデオロギーを反映する場としての性格を帯びている。**

⑥ 主な出典、参考資料一覧

- Shifting Landscapes: Navigating the Russian Paintings Market in the Wake of Geopolitical Tensions - Overstone Art, 2025/10/3調査時点
<https://www.overstoneart.com/press-content/russian-art-market-post-2022>
- Sotheby's, Christie's and Bonhams call off Russian art auctions in response to war in Ukraine - The Art Newspaper, 2025/10/3調査時点
<https://www.theartnewspaper.com/2022/03/15/sothebys-christies-call-off-russian-art-auctions-ukraine-war>
- Арт-рынок России и мировой рынок русского искусства ..., 2025/10/3調査時点
<https://www.rma.ru/news/66839/>
- Рынок русского искусства в России. Итоги 2024 года, 2025/10/3調査時点
https://artinvestment.ru/invest/analytics/20250114_RusSales_Russia.html
- Federal Law on Cultural Valuables Displaced to the U.S.S.R. as a Result of World War II and Located on the Territory of the Russian Federation - The Documentation Project, 2025/10/3調査時点
<http://docproj.loyola.edu/rlaw/r2.html>
- RUSSIA, 2025/10/3調査時点
<https://alrud.ru/upload/iblock/a45/the%20art%20collecting%20legal%20handbook%20-%20russia%20chapter.pdf>
- Rules for the Importation of Cultural Property into the Russian ..., 2025/10/3調査時点
<https://www.uralairlines.ru/en/rules/kulturnye-tsennosti/pravila-vvoza-kulturnykh-tsennostey-na-territoriyu-rossiyskoy-federatsii/>

Глава Минкультуры России: Налоговые вычеты для меценатов ..., 2025/10/3調査時点
<https://grants.culture.ru/news/glava-minkultury-rossii-nalogovye-vychety-dlya-metsenatov-dayut-novyy-stimul-dlya-investitsiy-v-kult/>

Despite sanctions, Russian billionaires with ties to Vladimir Putin spent millions on art in the United States. - Artsy, 2025/10/3調査時点
<https://www.artsy.net/article/artsy-editorial-despite-sanctions-russian-billionaires-ties-vladimir-putin-spent-millions-art-united-states>

RETHINKING OF INHERITANCE TAXATION IN RUSSIA Текст научной статьи по специальности - КиберЛенинка, 2025/10/3調査時点
<https://cyberleninka.ru/article/n/rethinking-of-inheritance-taxation-in-russia>

"Art and Design Education in Russia" in, 2025/10/3調査時点
<https://publications.hse.ru/pubs/share/direct/323651305.pdf>

Президентский Фонд Культурных Инициатив— поддержка проектов в сфере культуры и искусства, 2025/10/3調査時点
<https://xn--80aeeqaabljrdbg6a3ahhcl4ay9hsa.xn--p1ai/>

Статья 256. НК РФ Амортизируемое имущество. Налоговый кодекс Российской Федерации (НК РФ) (с изменениями и дополнениями) - Документы системы ГАРАНТ, 2025/10/3調査時点
<https://base.garant.ru/10900200/f86de0dd957b7cb08bc16295d5595a7a/>

Money Laundering and Terrorist Financing in the Art and Antiquities Market - FATF, 2025/10/3調査時点
<https://www.fatf-gafi.org/en/publications/Methodsandtrends/Money-Laundering-Terrorist-Financing-Art-Antiquities-Market.html>

第2章 地域別 詳細報告（全44力国・地域）

第2節 その他の調査対象国・地域 (5/6)

ヨーロッパ (2/2)

2.2.25 アイルランド | 税制が導く文化資産の循環：公共の利益へと昇華する民間コレクション

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
アイルランドのクリエイティブ産業は経済の重要要素であり、年間50億ユーロ以上を創出し、8万人以上の雇用を生み出している。特にデザイン・工芸分野は、2022年に42億ユーロの付加価値総額（GVA）を生み出し、これはアイルランド全体のGVAの約1.2%に相当する。芸術イベントへの参加に関連する市民の総支出額は15億ユーロ（総来場者数に1回あたりの平均支出額（51.5ユーロ）を乗じて計算）に達し、芸術への投資が広範な経済に波及効果をもたらすことを示している。市場情報プラットフォームのReportLinkerが発表した「Ireland Art Industry Outlook 2022 – 2026」によると、美術品の貿易額は2026年までに輸出が4,500万ドル、輸入が1,200万ドルに達すると予測されており、市場の着実な成長が見込まれる。	個人・法人ともに美術品売却で得た利益（キャピタルゲイン）には、原則として33%の税金が課される。税制の最大の特徴は、美術品を単なる個人資産から社会の文化資産へと転換させるインセンティブ設計にある。 ・減価償却：法人税法上、美術品は減価償却の対象となる「プラント・アンド・マシナリー」とは見なされない。これにより、企業が美術品を償却資産として計上し、税務上の損失を創出して課税所得を圧縮することはできず、税目的での美術品の「死蔵」を防いでいる。 ・寄付：価値ある「遺産品目」を国立美術館などの承認された機関に寄付した場合、その市場価値の100%に相当する税額控除（ただし個別の納税限度額あり）が受けられる。この控除は法人税や個人の所得税などから直接差し引くことができ、売却してキャピタルゲイン税を支払うよりも経済的に有利な選択肢となり得るため、国家の文化資産を豊かにするフィランソピー活動を促進する。 ・相続税：美術品を相続または贈与で取得した場合、原則として33%の相続税（CAT）が課される。しかし、1976年相続税法に定められた「遺産相続免除」制度が重要な役割を果たす。国家的な価値が認められ、アイルランド国内に恒久的に保管され、かつ一般市民への合理的な観覧の機会が提供されることを条件に、CATが全額免除される。これは、高額な相続税が原因で歴史的なコレクションが散逸したり国外へ流出したりすることを防ぐための、国家とコレクター間の「社会的契約」である。	民間セクターでは、企業や富裕層がエコシステムの重要な担い手となっている。企業は、企業の社会的責任（CSR）やブランド戦略の一環として、コレクション形成やスポンサーシップを通じてアートと積極的に関わる。この動きを加速させているのが、企業と文化セクターの橋渡し役を担う非営利の中間支援組織「Business to Arts」であり、過去10年間で700万ユーロ以上を芸術分野に仲介するなどの成果を上げている。富裕層コレクターは、情熱や投資を動機としてコレクションを形成するが、その所有ライフサイクルの最終段階では、相続税の遺産免除や寄付に対する税額控除といった税制上のインセンティブにより、コレクションを公共の利益に還元する方向へと巧みに誘導される。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
アイルランドのアートエコシステムは、公的機関、商業プレイヤー、専門的サポートインフラが有機的に連携する構造を持つ。中核を担うのは、1951年設立の国家機関アーツ・カウンシルであり、公的資金の主要な配分機関として2025年には1億4,000万ユーロを芸術分野に投資する。商業セクターでは、Whyte'sなどのオークションハウスが流通市場（セカンダリー）を、Gormleysなどのギャラリーが現代アーティストを扱う一次市場（プライマリー）を形成する。これら市場の信頼性は、鑑定・評価サービス、アイルランド保存修復家協会（ICRI）に所属する専門家による保存・修復、協定保険価値を基本とする専門保険、国際美術品輸送業者協会（ICEFAT）の認定を受けた専門業者による輸送・保管といった、高度に専門化されたサポートインフラによって支えられている。	アイルランド政府は、文化資産の保護と市場の健全な発展を両立させるため、複数の戦略的政策を講じている。国家記念物法群や計画開発法に基づき、約44,000件の建造物や考古学的遺跡を保護し、文化資産の国外流出を管理している。マネー・ローンダリング防止（AML）対策として、EUの第5次指令（5AMLD）を国内法化し、10,000ユーロ以上の美術品取引を行う事業者に対し、顧客の身元確認（CDD）や疑わしい取引の報告（STR）を義務付けている。これにより市場の透明性と国際的信頼性を確保している。また、市民のアートへのアクセスを促進するため、「パーセント・フォー・アート・スキーム」*1を導入し、公共の建設プロジェクト予算の一部を、公共空間に設置するアート作品の制作委嘱に充当させている。	アイルランド国立美術館をはじめとする公的美術館は、国の文化政策の実行機関として重要な役割を担っている。具体的には、国立文化施設法に基づき、特定の文化財の輸出許可証の発行主体として、国内の重要文化資産の管理と保護に直接関与している。さらに、国家カリキュラム・評価評議会（NCCA）が策定する全国的な美術教育カリキュラムと密接に連携し、学校教育を補完するための質の高い教育リソースを開発・提供することで、将来の文化の担い手と鑑賞者層の育成に貢献している。
公的機関による資金供給を土台に、市場とサポートインフラが三位一体で機能し、市場全体の信頼性と美術品の資産価値を担保している。	文化資産の「保護」と、国際標準の規制による市場の「健全化」、そして市民のアートへのアクセスを保障する「裾野拡大」を同時に推進する包括的な政策体系が、エコシステムの安定を支えている。	日本への示唆 アイルランドのモデルは、税制という政策ツールを用いて、文化の保護育成と市場の活性化という二つの目標を見事に両立させており、日本にとって示唆に富むものである。 1. 条件付き相続税免除制度の創設：アイルランドの「CAT遺産相続免除」制度をモデルとし、美術館への寄託や定期的な一般公開などを条件に、文化的に重要な美術品に対する相続税を免除または猶予する制度を創設する。これにより、相続を機に貴重な個人コレクションが散逸・国外流出することを防ぎ、私有財産を国民全体の文化資産として機能させることが可能となる。 2. 寄付税制の抜本的強化：アイルランドの制度に倣い、国公立の文化施設への美術品寄付に対し、市場価値の大部分（例：100%）に相当する額を所得税や法人税から直接控除できる「税額控除」制度を導入する。これは現行の所得控除より強力なインセンティブとなり、民間からの寄付を活性化させ、公的コレクションを充実させる持続可能な仕組みとなる。 3. 中間支援組織の育成：企業セクターと文化セクターを戦略的に結びつける「Business to Arts」のような非営利の中間支援組織を育成・支援する。これにより、企業のアート支援を一過性の社会貢献から、持続可能な経営戦略の一部へと進化させることができる。 4. 美術教育の国家的重視：アイルランドのNCCAの事例を参考に、初等・中等教育における体系的な美術教育のカリキュラムを強化し、文化を理解し評価する素養を持つ未来の鑑賞者層を長期的に育成する。

*1「パーセント・フォー・アート・スキーム」とは、公共の建設プロジェクトの予算の一部を、公共空間に設置するアート作品の制作委嘱に充当することを義務付ける制度である。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

美術を経済の柱と位置づけ、クリエイティブ産業と文化保護を両立する持続的市場を形成している。

アイルランドにおいて、芸術は経済の重要な構成要素として位置づけられている。

1. 経済規模

- **クリエイティブ産業全体:** 年間50億ユーロ以上を経済にもたらし、8万人以上の雇用を創出している。
- **デザイン・工芸分野 (2022年):** 42億ユーロの付加価値総額（GVA）を生み出し、これはアイルランド全体のGVAの約1.2%に相当する。同分野の直接雇用者数は約63,000人にのぼる。
- **芸術イベント関連支出:** 総支出額は15億ユーロに達し、そのうち6億6400万ユーロはイベント前後の飲食や交通などの関連経済活動への支出である。

2. 市場の動向と貿易フロー

- **市場傾向:** 高価格帯の作品価格は安定する一方、より手頃な価格帯での取引量が増加しており、市場の裾野が広がっている。
- **主要作品:** 流通市場では、ジャック・バトラー・イエイツなど歴史的に評価の定まった芸術家の作品が、依然として最高価格帯を形成している。
- **国際化:** アイルランドのオークションには、アメリカ、香港、中国、ヨーロッパからのコレクターが参加している。
- **貿易予測 (2026年まで):** 市場情報プラットフォームのReportLinkerが発表した「Ireland Art Industry Outlook 2022 – 2026」によると、美術品の輸出額は4,500万ドル、輸入額は1,200万ドルに達すると予測されている。

3. 市場流通に関する規制の枠組み

- **文化遺産保護:** 1930年から2004年にかけて制定された国家記念物法群等により、約44,000件の建造物や多数の考古学的遺跡が保護されている。
- **輸出規制:** 1997年の国立文化施設法およびEU規則に基づき、特定の文化財を輸出する際には輸出許可証の取得が義務付けられている。
- **輸入規制:** 美術館などが非販売目的で輸入する場合など、特定の条件下で付加価値税（VAT）が免除される。2025年6月28日からは、EU域外国からの文化財輸入に輸入許可証または輸入者申告書が必要となる。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

公的機関と民間の専門家が連携し、信頼性と循環性を備えた成熟市場を構築している。

アイルランドのアートエコシステムは、公的機関、商業プレイヤー、専門的サポートインフラが有機的に連携して構成されている。

1. 中核機関: アーツ・カウンシル / An Chomhairle Ealaíon

- 1951年に設立された、アイルランドの芸術振興を担う国家機関。
- 国民の芸術への関心を喚起し、芸術活動を促進し、政府に助言を行う。
- 公的資金の主要な配分機関であり、2025年には1億4,000万ユーロを投資し、200以上のフェスティバルや52のアートセンターを支援する。

2. 商業プレイヤー

- **オークションハウス:** Whyte's, Adam's Auctioneersなどが流通市場（セカンダリーマーケット）を形成し、作品の市場価値を決定づける指標となる取引を行っている。
- **ギャラリー:** Gormleys, Olivier Cornet Galleryなどが現代アーティストの代理人として一次市場（プライマリーマーケット）を担い、コレクターへのアドバイザーサービスも提供する。

3. サポートインフラ

- **鑑定・評価:** オークションハウスや独立した専門家が、売買、保険、相続など目的に応じた評価サービスを提供している。
- **保存・修復:** アイルランド保存修復家協会（ICRI）に所属する専門家が美術品の物理的な維持管理を担う。
- **専門保険:** 「協定保険価額（agreed value）」を基本とし、市場価値の変動に関わらず事前に合意した金額を保証する専門保険が提供されている。
- **輸送・ロジスティクス:** Maurice Ward Art Handling（アイルランドで唯一のICEFAT認定業者）のような専門業者が、梱包、輸送、通関、設置、専門倉庫での保管までを一貫して提供する。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

重要文化財を保護しつつ、教育および研究目的の輸入を通じ市場の流動性を維持している。

アイルランド政府は、文化資産の保護と市場の流動性の両立を図るため、輸出入に対してバランスの取れた規制を敷いている。

1. 輸出規制

- 1997年の国立文化施設法およびEU規則により、文化財の国外への移動は厳しく管理されている。
- 特定の文化財を輸出する際には、輸出許可証の取得が義務付けられている。
- 許可証の発行主体は対象物や輸出先に応じて定められており、例えば絵画をEU域内に輸出する場合はアイルランド国立美術館が発行する。
- この制度は、国家的に重要な文化資産の恒久的な喪失を防ぐゲートキーパーとして機能しつつ、それ以外の作品の国際的な流動性を確保している。

2. 輸入規制

- 関税の免除はないが、特定の条件下で**付加価値税（VAT）の免除**が認められる。
 - **対象:** 美術館やギャラリーなど承認された機関が、教育的・科学的・文化的な作品を輸入する場合。
 - **条件:** 販売目的でなく、無償で輸入されるか、課税事業者以外から有償で供給されること。
- **新規制（2025年6月28日～）:** EU域外国から文化財を輸入する際、**輸入許可証または輸入者申告書**が必要となる。これは不法に取得された文化財の流入を防ぎ、市場の透明性を高めることを目的としている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

税制と政策で企業の文化セクターへの参加を促し、民間資本を公共芸術に移動・循環させている。

企業や団体の関与は、直接的な政策と税制上のインセンティブによって促進されている。

1. 公共政策:「パーセント・フォー・アート・スキーム」

- 公共の建設プロジェクトの予算の一部を、公共空間に設置するアート作品の制作委嘱に充当することを義務付ける制度。
- 市民が日常生活の中でアートに触れる機会を創出している。

2. 企業によるエンゲージメント

- 企業の社会的責任（CSR）やブランド戦略の一環として、コレクション形成やスポンサーシップを通じてアートと積極的に関わっている。
- **中間支援組織「Business to Arts」**: 企業と文化セクターの橋渡し役を担う非営利組織。過去10年間で700万ユーロ以上を芸術分野に仲介し、象徴的なパートナーシップを成立させてきた。

3. 法人に関する税制

- **減価償却の不適用**: 税法上、美術品は減価償却の対象外とされており、節税目的での美術品の「死蔵」を防いでいる。
- **キャピタルゲイン課税**: 売却益に対しては33%の法人税が課される。
- **寄付へのインセンティブ**: 価値ある「遺産品目」を承認機関に寄付した場合、その**市場価値の100%に相当する税額控除（ただし個別の納税限度額あり）**が受けられる。これにより、企業の美術品収集を、国家の文化資産を豊かにするフィランソロピー活動へと転換させている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

税制が富裕層コレクターの行動を促し、文化資産の公開と継承を促進している。

富裕層コレクターによる美術品の所有は、「取得・管理」から「出口戦略」に至るライフサイクルで構成され、各段階で専門サービスと税制が深く関与する。

1. 取得とコレクション管理

- **価値管理:** 目的別に異なる評価基準が用いられるため、専門家による定期的な評価が不可欠である。
 - **保険評価:** 「小売再調達価額」を基準とする。
 - **オークション評価:** 「公正市場価額」を基準とする。
- **物理的管理:** 専門業者による温度・湿度管理下の輸送や、災害・盗難リスクを分散させるための専門保管倉庫の利用が一般的である。

2. 出口戦略の比較分析

アイルランドの税制は、個人の選択を社会的な利益へと誘導する構造になっている。

- **売却（流動化）:** キャピタルゲインに対し**33%のキャピタルゲイン税（CGT）**が課される。税負担が大きく、コレクションが散逸する可能性がある。
- **相続・贈与（承継）:**
 - **原則:** 評価額に対し**33%の相続税（CAT）**が課され、納税のために作品売却を余儀なくされるリスクがある。
 - **例外: 「CAT遺産相続免除」制度。** 一般公開を条件にCATが**全額免除**され、コレクションを一体として非課税で次世代に承継できる。コレクションの散逸と国外流出を防ぐ最も重要な政策ツールである。
- **寄付（フィランソピー）:**
 - 寄付した美術品の**市場価値の100%に相当する税額控除（ただし個別の納税限度額あり）**を得られる。
 - 納税額によっては、売却して現金を得るよりも経済的に有利な結果をもたらす。
- **信託（トラスト）:** コレクションを専門的に管理・維持する有効な手段だが、信託への移管や分配時に課税される可能性があり、慎重な税務計画が不可欠となる。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

美術品の金融資本化と規制の強化が進み、透明性と信頼性を備えた市場へと進化している。

美術品が資産クラスとして認識されるにつれ、金融サービスの発展と規制監督の強化が同時に進んでいる。

1. アートファイナンス: 流動性の創出

- 美術品を担保に融資を受け、作品を売却することなく流動性を確保する金融サービス。
- **主要プレイヤー:** Sotheby's Financial Servicesなど、主に国際的な金融機関やオークションハウスが主導している。
- **融資条件（目安）:** 担保となる美術品のオークション最低予想落札価格の40%から60%程度。
- アイルランドの大手国内銀行は、アートへの関与は助成金などのフィランソロピー活動が中心である。

2. 規制遵守: マネー・ローンダリング防止 (AML)・テロ資金供与対策 (CFT)

- **背景:** 2021年4月、EUの第5次アンチ・マネー・ローンダリング指令（5AMLD）を国内法化し、規制を大幅に強化した。
- **対象:** 10,000ユーロ以上の取引を行うアートギャラリー、オークションハウス、画商などが「指定事業者」と見なされる。
- **指定事業者の主な義務:**
 1. 監督機関（AMLCU）への事業者登録
 2. 自社の事業リスクの評価と文書化
 3. 顧客デューデリジェンス（CDD）の実施（顧客の身元確認と記録保管）
 4. 疑わしい取引の報告（STR）の法的義務
- **効果:** この規制強化は、市場参加者のコンプライアンス負担を増大させたが、市場の透明性と信頼性を向上させ、国際的な正当性を確保する上で重要な意味を持つ。

⑤その他（持続可能なエコシステムを支える基盤：美術教育と市民参加）

教育を基盤に国民的の文化意識を育み、持続可能なアートエコシステムを形成している。

アイルランドのアートエコシステムの強さは、社会全体にアートの価値を根付かせる国家的な育成戦略に支えられている。

1. 国家カリキュラムによる体系的な美術教育

- **制度的保証:** 国家カリキュラム・評価評議会（NCCA）が策定するカリキュラムにおいて、美術（Visual Arts）が**初等・中等教育の必修科目**とされている。
- **文化施設との連携:** アイルランド国立美術館などの文化施設は、このカリキュラムと連携した豊富な教育リソースを開発・提供し、学校教育を補完している。

2. エコシステムの好循環

- **人材育成:** 早期教育が、アートを理解し評価する文化的な素養を持つ未来の鑑賞者層を育成する。
- **基盤形成:** この広範な鑑賞者層がアーティストを支える土壌となり、国家による継続的な芸術投資を正当化する。
- **持続可能性:** この国民全体の文化的基盤こそが、富裕層や企業が参加するハイエンド市場を支える岩盤となり、エコシステムの長期的な持続可能性を確保している。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Annual spend on attending arts events tops €1.5bn - The Arts Council / An Chomhairle Ealaíon, 10月3,2025にアクセス、
<https://artscouncil.ie/news/annual-spend-on-attending-arts-events-tops-e1-5bn/>
- Ireland Art Industry Outlook 2022-2026- ReportLinker, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.reportlinker.com/clp/country/524851/726369>
- Exportation of Cultural Goods, Archaeological Objects, Documents and Pictures - Revenue, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.revenue.ie/en/tax-professionals/tdm/customs/prohibitions-restrictions/exportation-of-cultural-goods.pdf>
- Importing cultural goods into the EU and Northern Ireland - AIM, 10月3,2025にアクセス、
<https://aim-museums.co.uk/news/importing-cultural-goods-into-the-eu-and-northern-ireland/>
- Business to Arts: Building Corporate Cultural Partnerships, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.busstoarts.ie/>
- Visual Arts - NCCA,10月3,2025にアクセス、
<https://ncca.ie/en/primary/primary-developments/arts-education/>
- About - The Arts Council / An Chomhairle Ealaíon, 10月3,2025にアクセス、
<https://artscouncil.ie/about/>

- Services - Maurice Ward Art Handling, 10月3,2025にアクセス、
<https://mauriceward-arthandling.com/services/>
- Ireland - Corporate - Deductions - Worldwide Tax Summaries, 10月3,2025にアクセス、
<https://taxsummaries.pwc.com/ireland/corporate/deductions>
- Tax relief for donation of important heritage items - HET 1 - TaxFind, 10月3,2025にアクセス、
https://www.taxfind.ie/binaryDocument//pdfs/http%20www%20revenue%20ie%20en%20tax%20it%20leaflets%20het1%20pdf_20170112233017.pdf
- Exemption of heritage property - Revenue, 10月3, 2025にアクセス、
<https://www.revenue.ie/en/gains-gifts-and-inheritance/cat-exemptions/heritage-exemption/index.aspx>
- No 1 of 2003, Section 77, Exemption of heritage property. - Chartered Accountants Ireland, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.charteredaccountants.ie/taxsourcetotal/2003/en/act/pub/0001/sec0077.html>
- Sotheby's Financial Services | Departments & Services, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.sothebys.com/en/about/services/sothebys-financial-services>
- Art Trader/Intermediary - Anti-Money Laundering Compliance Unit, 10月3, 2025にアクセス、
<https://www.amlcompliance.ie/art-trader-intermediary/>

2.2.26 ノルウェー | 潤沢な公的資金と相続税ゼロが支える、循環型の文化資産モデル

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
ノルウェーの文化・クリエイティブセクター（CCS）は全就業者数の3%を占める（2021年）。広域経済圏（EU27+）において、ビジュアルアートは316億ユーロの付加価値を生む（2020年）。市場の根幹は国家による大規模な公的投資であり、2021年の文化目的の政府・自治体支出は合計435億NOK（約259億+176億）に達する。国家が「第一の投資家」「市場形成者」として機能し、アーティストのリスク軽減と観客層の育成という土壌を創出し、その上で民間市場が存在する構造である。	ノルウェーの税制は、富裕層コレクターの行動に決定的な影響を与える。 ・ 相続税・贈与税:最大の特徴は、相続税および贈与税が2014年に完全に廃止された点である。これにより、美術品コレクションは価値に関わらず税率0%で次世代に非課税移転が可能であり、構造的に相続が優遇される。 ・ 寄付:美術品そのもの（現物）を美術館に寄付した場合の税制優遇措置は実質的に存在しない。金銭寄付の所得控除は年間最大25,000NOKと少額である。 ・ 減価償却:企業は、美術品を事業用資産として減価償却し、課税所得を圧縮することは法的に禁止されている。 ・ 所有（富裕税）:美術品は個人の純資産の一部と見なされ、富裕税（最大1.1%）の課税対象となる。ただし、税務署による具体的な評価指針は公表されていない。 ・ 取得（VAT）:輸入時や二次市場での購入時にはVATが課税される。アーティスト本人からのオリジナル作品購入は免除される。 この税制は、売却（キャピタルゲイン税）や寄付（インセンティブなし）よりも、相続（税率0%）を最も合理的な出口戦略として位置づけている。	民間セクターの活動は、公的支援が整備した土壌の上で行われる。 ・ 企業:直接的な税制優遇がないため、CSR、ブランド価値向上、労働環境改善を目的としたアート活用が中心である（例：ICArtによるコンサルティング）。 ・ 富裕層:主要なコレクターであると同時に、社会貢献とレガシー構築を動機として、公的インフラの創設者となる（例：ニコライ・タンゲン氏によるクンストシーロへのコレクション寄贈）。 ・ 金融機関:DNB銀行（スベアバンク財団）やノルデア銀行は、財団を通じたコレクション形成と美術館への貸出という形でメセナ活動を行う。アートファイナンスは国内では未発達だが、富裕層はシティやJ.P.モルガンなどグローバルなプライベートバンクのサービスを利用している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
ノルウェーのエコシステムは、公的セクターと商業セクター、支援サービスから成る。商業セクターにはギャラリー（クンストガラーシェン等）やオークションハウス（プロムクヴィスト等）が含まれる。公的セクター（国立美術館、クンストシーロ等）は文化遺産の保管者である。支援サービスとして鑑定（Nyborgs）、保険（AXA XL）、輸送（MTAB）などが存在する。この構造は、個人の寄贈（例：タンゲン氏）と公的機関が連携し、私的コレクションを国民の文化資産へと昇華させるメカニズム（例：クンストシーロ、DNB財団の貸出）によって特徴づけられる。 ▼ 私的コレクションが寄贈され、国民の文化資産へと昇華させる循環型の構造が特徴である。	1. 資金提供（アームズ・レングス原則*1）:ノルウェー文化評議会が文化政策実行の中核を担う。文化省から財源供給を受けつつも、法的に確立された「アームズ・レングス原則」に基づき、政治的介入から独立して助成金（国家文化予算の約10%）を配分する。この安定した資金提供がエコシステムの信頼性の基盤である。 2. 教育（文化のランドセル）:全ての学童がプロの芸術に触れる機会を保証する国家プログラム「文化のランドセル（DKS）」を実施。義務教育と連携し、文化的にリテラシーの高い市民層（将来の観客・コレクター）を育成する。 3. 市場規制（文化遺産法）:1978年文化遺産法に基づき、制作から50年以上経過した作品等の国外輸出を管理する。これは国家的なキュレーションツールとして機能し、重要資産の流出を管理する。 ▼ 「アームズ・レングス原則」による安定的な資金支援と、戦略的に設計された芸術教育（DKS）による将来の担い手育成が核である。	国立美術館やクンストシーロなどの公的美術館は、文化遺産の主要な保管者であり、一般市民がアートに触れる最も重要な場である。これらの機関は、コレクションの保存、研究、展示を通じてアートの文化的価値を維持・向上させる責務を負う。また、国立美術館は文化遺産法に基づく輸出許可申請の審査機関として、文化資産の国外流出を管理する国家的キュレーションの役割も担う。 美術館は、ニコライ・タンゲン氏とソールラン美術館（クンストシーロ）の事例や、スベアバンク財団DNBからの貸出事例のように、民間のコレクターや財団と積極的に連携し、私的コレクションを公的資産として国民に開示するパートナーシップを構築している。
日本への示唆		
日本への示唆として以下3点が挙げられる。 1. アームズ・レングス原則に基づく公的資金提供の強化:ノルウェー文化評議会に類似した、政府から法的に独立した機関を設立・権限強化し、アーティストへの直接的かつ長期的な助成金を配分する。これは、市場に流通する作品の質と多様性を根本から向上させる投資となる。 2. 相続税制の戦略的再評価:ノルウェーの相続税ゼロ（予測可能性の高さ）から学び、日本の既存の物納制度の改革や、美術館への寄付（生前・相続財産から）に対する税制優遇措置を抜本的に拡充すべきである。これにより、相続人にとって強制的な売却以外の選択肢を提供し、文化資産の散逸を防ぎ公的コレクションを豊かにする。 3. 全国的芸術教育イニシアチブの導入:ノルウェーの「文化のランドセル」に着想を得て、全ての子供がプロの芸術に触れる機会を体系的に保証する。これは、将来の美術館訪問者、パトロン、コレクターという市場の需要サイドを育成する長期的投資である。		

*1「アームズ・レングス原則」とは、政府の民間への介入や癒着・腐敗を防ぐために、政府と民間の間で距離を保つ方針を示すルールである。文化政策の分野においては、芸術表現・創造活動への過度な政府介入を禁じつつ、資金面での政府からの支援を保証する考え方として理解され、文化支援の普遍的な原理として浸透している。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

国家による大規模かつ安定的な公的投資が市場の根幹をなし、民間セクターの活動基盤を形成する。

1. 経済貢献

ノルウェーの文化・クリエイティブセクター（CCS）は、欧州連合（EU）27カ国およびアイスランドを含む広域経済圏の一部として、経済に大きく貢献している。この地域全体において、CCSは**付加価値ベースで3,540億ユーロ、すなわち全体の5.3%**を占める。その中でも「ビジュアルアート」サブセクターは、2020年に同地域全体で**316億ユーロの付加価値**を生み出し、**総付加価値の0.5%**に相当する規模を持つ。ノルウェー国内に目を向けると、**全就業者数の3%が文化・クリエイティブ産業**を主たる職業としている（2021年）。

2. 大規模な公的投資

この経済活動を支える根幹には、国家による大規模な公的投資が存在する。2021年、文化・平等省の予算における**文化目的への政府支出は259億ノルウェー・クローネ（NOK）**に達し、これに加えて**群の自治体から19億NOK、地方自治体から157億NOK**が支出されている。この潤沢かつ多層的な公的資金は、ノルウェーのアートエコシステムの安定性と活力の礎となっている。ノルウェー文化評議会（ノルウェー文化基金）だけでも、**2021年に8億7,600万NOK**を配分している。

3. 国家の役割（市場形成者）

国家による公的支出は、単なる補助的な役割にとどまらない。個々のアーティストへの助成金から大規模な公的ビエンナーレの開催まで、ノルウェーのアートシーンのほぼ全体を維持する中心的な役割を果たしている。商業的な売上や私的なパトロン活動が主導する市場とは異なり、**ノルウェーの市場の健全性は、政府の文化政策と予算配分に直接的に結びついている。**

4. 公的支援と民間市場の関係

ノルウェー国家は単なる市場の参加者や規制者ではなく、第一の「投資家」であり「市場形成者」であると言える。この公的投資は、アーティストのキャリアにおける経済的リスクを軽減し、文化機関に資金を供給し、広範な観客層を育成する。そして、この土壌があって初めて、公的領域と比較すれば小規模ながらも、民間市場が存在しうるのである。この構造は、エコシステム内の他のすべてのプレーヤーにとって、リスクとリターンの計算を根本的に変えるものである。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

専門的な役割を担う多様なプレイヤーのネットワークによって構成されている。

1. 商業セクター

プライマリーマーケットの主要な舞台として、クストガラーションやファインアートといったギャラリーが現存作家の作品を発表・販売する。一方、ブロムクヴィストのようなオークションハウスはセカンダリーマーケットを主導し、エドヴァルド・ムンクやハンス・フレデリック・ギュデといったノルウェーを代表する巨匠の作品で記録的な落札価格を達成している。これらの商業プレイヤーは、作品の価格形成と市場流通において中心的な役割を果たす。

2. 公的・非営利セクター

国立美術館や新設されたクストシーロのような美術館は、文化遺産の主要な保管者であり、一般市民がアートに触れるための最も重要な場である。これらの機関は、コレクションの保存、研究、展示を通じて、アートの文化的価値を維持・向上させる責務を負う。

3. 支援サービス

エコシステムの円滑な運営は、多岐にわたる専門サービスによって支えられている。アートアドバイザーやコンサルタント（ICArt、Cornelia Svedman Art Advisoryなど）は、コレクターや企業に対してコレクション形成に関する助言を行う。鑑定家（Nyborgsなど）は、売買、保険、相続などの目的で作品の価値を評価する。保険会社（AXA XL、Pensum Groupなど）は、盗難や損傷といったリスクに対する経済的保護を提供する。そして、専門輸送業者（MTABなど）は、美術品の安全な保管と国内外への輸送を担う。

4. ノルウェー文化評議会の中心的役割

ノルウェーのアートエコシステムを理解する上で、Norsk kulturråd（ノルウェー文化評議会）の役割は不可欠である。文化評議会は、ノルウェーの文化政策を実行するための主要な政府機関である。その財源は文化省から完全に供給されているが、その運営は「アームズ・レングス原則」に基づいている。この原則は、政府の民間への介入や癒着・腐敗を防ぐために、政府と民間の間で距離を保つ方針を示すルールである。文化政策の分野においては、芸術表現・創造活動への過度な政府介入を禁じつつ、資金面での政府からの支援を保証する考え方として理解され、文化支援の普遍的な原理として浸透している。ノルウェーでは2013年に制定された文化評議会法によって法的に確立されており、**助成金の配分といった文化的な専門判断が、政治の直接的な介入から保護されることを保証するものである**。文化評議会は、ノルウェー文化基金を管理し、**国家の文化予算の約10%**（2017年には約1億3,900万ユーロ）を、文学、音楽、視覚芸術、舞台芸術、美術館など、**文化活動の全般にわたる膨大な数のプロジェクトに配分**している。この仕組みが、安定的で予測可能、かつ信頼性の高い資金提供環境を生み出し、ノルウェーの芸術生産の質の高さと多様性を可能にする最も重要な要因となっている。

5. 連携のメカニズム

ノルウェーのアートエコシステムは、官民の連携によってその真価を発揮する。クストシーロ美術館プロジェクトは、その象徴的な事例である。このプロジェクトでは、**ニコライ・タンゲン氏の個人コレクション（彼のAKO財団が所有）が公立美術館（ソールラン美術館）に寄贈され、その収蔵施設は一部を納税者が負担する形で建設**された。これは、個人の情熱と資産が、公的機関とのパートナーシップを通じて、国民全体の文化資産へと昇華されるプロセスを示している。同様に、DNB銀行に関連する財団であるスぺアバンク財団DNBは、重要な美術品を取得し、それらをノルウェー各地の美術館に貸し出している。これにより、財団の私的コレクションが、広く一般に公開される公的な文化資源として機能している。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

国家の役割は、資金提供のみならず、文化資産の国外流出を管理する規制にも及ぶ。

1. 文化遺産法（1978年6月9日法律第50号）

その中核をなすのが文化遺産法である。この法律は、文化財の輸出を書面による許可なくして禁止するものであり、美術品の市場流動性に大きな影響を与えている。

2. 輸出規制の対象

輸出規制の対象は広範にわたる。具体的には、1537年以前の考古学的遺物、1970年以前のサーミ人の関連資料、そして存命の作家自身が所有する場合を除き、**制作から50年以上経過した絵画、素描、彫刻などの視覚芸術**が含まれる。

3. 輸出許可プロセス

輸出許可の申請は、文化省が定める様式を用いて行われ、作品の性質、素材、年代、寸法、来歴などの詳細情報と、輸出理由を記した説明書、5枚のカラー写真の提出が義務付けられる。輸出許可は、「ノルウェーの文化遺産の研究、保存、伝達にとって大きな重要性を持たない」場合に通常付与される。この判断は、国立美術館（美術、建築、デザイン）などの専門機関が担う。

4. 規制の機能（国家的キュレーションツール）

この文化遺産法に基づく輸出規制は、単なる市場への障壁として機能するものではない。法律の輸出制限は絶対的なものではなく、「国家的重要性」という裁量的な基準に基づいている。この要件により、国内から流出する可能性のあるすべての重要な美術品は、国立美術館のような国家指定機関による公式な審査を経ることになる。このプロセスは、たとえ購入権の行使には至らなくとも、事実上、国家的な「第一先買権」に類似した検討機会を確保するものである。これにより、**国家は主要な文化資産の流出を把握し、記録し、場合によっては介入することが可能となる**。結果として、この法律は市場を冷え込ませる鈍器としてではなく、**洗練されたキュレーションのフィルターとして機能する**。国家的に重要と見なされる作品については、手続き上のハードルを設けることで、**国家の文化保存を優先させ、価格形成や流動性に微妙な影響を与える可能性がある**。

5. 輸入規制

輸入に関しても、違法な文化財取引を抑制するため、原産国が発行した有効な輸出証明書の携帯が義務付けられている。

6. 流通に係る税制（VAT）

美術品のライフサイクルの第一段階である取得においては、付加価値税（VAT）が重要な役割を果たす。ノルウェーに美術品を輸入する際、**オリジナルの美術品は一般的に関税が免除されるが、VATの対象となる**。VATの税率は複雑であり、情報源によっては軽減税率が示唆される一方で、**アーティスト自身が販売する「オリジナル作品」という特定の条件を満たさない限り、標準税率の25%が適用される可能性もある**。国内での取引においては、アーティストが自身で制作したオリジナル作品を販売する場合はVATが免除される。ただし、この免除はアーティストが個人として活動する場合に限定され、有限会社（AS）形態で事業を行う場合には適用されない。また、入場料を徴収する美術館やギャラリーは、その**入場料に対して12%の軽減税率でVATを課す義務がある**。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

アートは専門家や富裕層だけでなく、企業や一般市民の生活にも深く浸透している。

1. 企業の関与と動機

ノルウェーの企業とアートの関わりは、直接的な税制優遇措置によって推進されているわけではない。しかし、多くの企業がアートコレクションの形成や文化機関への支援を通じて、アートエコシステムに貢献している。ICArtのようなアートコンサルティング会社は、オフィス空間、ホテル、クルーズ船などのためのアートプログラムを企画・提供しており、アートがブランド価値向上や空間の質的向上のための有効なツールとして認識されていることを示している。これらの活動は、税制上の動機よりも、**企業の社会的責任（CSR）やブランドイメージ向上、従業員の労働環境改善といった目的が強い**と考えられる。

2. 金融機関等によるメセナ活動

DNB銀行やノルデア銀行などの金融機関は、関連財団を通じて**アートコレクションを形成し、それらを国内の美術館に貸し出すなど、間接的なメセナ活動**を行っている。例えば、DNB銀行に関連する財団であるスペアバンク財団DNBは、重要な美術品を取得し、それらをノルウェー各地の美術館に貸し出している。これにより、財団の私的コレクションが、広く一般に公開される公的な文化資源として機能している。

3. 法人税制（減価償却の禁止）

企業が美術品を所有する際の税務上の扱いは、その経済的性質を特徴づける。ノルウェーの税法は、土地や美術品のように、使用や経年によって価値が減少しないとされる資産について、**企業が減価償却を行うことを明確に禁止**している。したがって、企業が美術品を購入した場合、その購入費用を事業上の固定資産として複数年にわたって償却し、課税所得を圧縮することはできない。この税制上の扱いは、美術品が生産的な事業用資産ではなく、**非生産的な価値貯蔵手段としての性格を強める**効果を持つ。企業にとって、美術品は機械設備のように減価償却を通じて税務上の利益をもたらす資産ではないため、企業が税務計画の一環として美術品を積極的に購入するインセンティブは削がれる。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

相続税・贈与税の完全廃止が、富裕層の出口戦略を「寄付」や「売却」よりも「相続」へと決定的に誘導している。

1. 富裕層の役割

富裕層は、ノルウェーのアートエコシステムにおいて重要な役割を担っている。彼らは主要なコレクターであると同時に、時には公的な文化インフラの創設者ともなる。その最も象徴的な例が、ノルウェー政府年金基金（通称オイルファンド）のCEOであるニコライ・タンゲン氏である。彼は、世界最大級の北欧モダニズムアートのコレクションを築き上げ、その全てを故郷クリスチャンサン元穀物サイロを改修して建設された新しい公立美術館「クンストシーロ」に寄贈した。このプロジェクトは、彼自身の財団と一部税金によって賄われており、その動機が税金対策ではなく、後世への遺産形成と芸術の公的アクセスへの貢献にあることを明示している。富裕層にとってアートは、**資産形成や社会的地位の象徴であると同時に、社会貢献とレガシー構築のための重要な手段**となっている。

2. アート所有ライフサイクルと税制・法制度

美術品所有の各段階における税制・法制度環境が、ノルウェーモデルを定義している。

1. 取得段階：購入、輸入、所有権

美術品のライフサイクルの第一段階である取得においては、付加価値税（VAT）と文化遺産法が重要な役割を果たす。

- **VAT:** ノルウェーに美術品を輸入する際、オリジナルの美術品は一般的に関税が免除されるが、VATの対象となる。国内取引では、アーティストが自身で制作したオリジナル作品を販売する場合はVATが免除される（ただし有限会社形態を除く）。
- **法制度:** 美術品の所有権は一般的な契約法・財産法に準拠するが、年代の古い作品等には文化遺産法による規制が加わる。

2. 所有・管理段階：富裕税と減価償却

美術品を資産として所有する期間においては、富裕税と減価償却の規定がその経済的性質を特徴づける。

- **富裕税:** ノルウェーでは、**個人の純資産に対して富裕税**が課される。美術品コレクションも個人の資産の一部と見なされ、この税の対象となる。富裕税は、一定の非課税枠（2025年時点で個人は170万NOK）を超える純資産に対して、地方自治体と国を合わせて**最大1.1%の税率**で課される（2,000万NOK超の部分は0.4%、それ以下の部分は0.7%の自治体税と0.3%の国税）。しかしながら、Skatteetaten（ノルウェー税務当局）は、不動産や株式のような他の資産クラスとは対照的に、美術品の評価方法に関する具体的な指針を公表していない。これは、評価額の算定において一定の裁量の余地を生む可能性がある。
- **減価償却:** 前述の通り、個人・法人ともに美術品の減価償却は認められていない。

3. 出口戦略：売却、寄付、相続

コレクターのライフサイクルの最終段階である出口戦略において、ノルウェーの税制は特徴的なインセンティブ構造を提示する。

- **売却:** 個人が美術品を売却した場合、一般的にはキャピタルゲイン税の対象となる。
- **寄付:** ノルウェーには、美術品そのもの（現物）を美術館や文化機関に寄付した場合に、**寄付者が受けられる税制上の優遇措置が実質的に存在しない**。事前承認された慈善団体への金銭的な寄付に対しては年間最大25,000NOKまでの所得控除が認められているが、これは少額であり、高額な現物寄付には適用されない。
- **相続・贈与:** これがノルウェーシステムの決定的な特徴である。**相続税および贈与税は、2014年1月1日をもって完全に廃止された**。これは、価値がいくらであろうと、美術品コレクションの全資産を、相続人に対して（生前贈与または遺贈により）完全に非課税で移転できることを意味する。

3. 税制がもたらすインセンティブ

この税制は、構造的に**慈善活動よりも相続を優遇するインセンティブ**を生み出している。ライフサイクルの終焉に際した富裕層コレクターが、美術館への寄付を選択すれば、コレクターは社会的名声を得られるが、金銭的・税制的な利益は一切なく、家族は資産の経済的価値を完全に失う。一方で、相続人への遺贈を選択すれば、家族は資産の経済的価値を税率0%で完全に保持できる。純粋に合理的な資産保全の観点から見れば、相続という選択肢が圧倒的に有利である。国家は、世代間の資産移転をデフォルトかつ最も経済的に効率的な道筋とするインセンティブ構造を構築している。これが、**ニコライ・タンゲンのような大規模な寄付が稀であり、ニュース価値を持つ理由であり、また、美術館と連携するコレクターが、遺産形成や社会的責任といった非金銭的な動機によって動かされている理由**を説明するものである。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

富裕層が美術品を重要な資産クラスとして管理・活用することを可能にする、高度な専門サービスインフラが存在する。

1. アートファイナンス市場

ノルウェーにはアート担保融資のローカル市場は存在せず、富裕層が利用できるのはドイツ銀行やJ.P.モルガン、バンク・オブ・アメリカなど国際的な金融機関が提供するグローバルなアートファイナンスである。これらのサービスは、美術品の第三者評価や所有権の確認、包括的な保険加入を前提に、作品を売却せずに流動性を確保する仕組みを提供している。一方、DNBやノルデアなどの国内銀行がこの分野を積極的に展開している証拠はなく、専門性と資本は国際金融センターに集中している。結果として、ノルウェーでは「アートはローカル」でも「ファイナンスはグローバル」である。

2. コレクション管理の実務

大規模なコレクションの維持・管理には、一連の専門的サービスが不可欠である。

- **評価・鑑定:**コレクターは、目的に応じて評価サービスを使い分ける。将来の売却を検討する際には、クリスティーズのようなオークションハウスが提供する競売予想価格が参考になる。一方、保険価額の設定、相続、資産分割といった目的のためには、Nyborgsのような国内の専門会社が提供する、より公式な評価書が必要となる。
- **保険:**美術品専門保険は、コレクション管理における中核的な要素である。AXA XLのようなグローバル保険会社や、ハウザン、ペンサム・グループといった保険ブローカーは、美術館、ギャラリー、個人コレクターを対象に、盗難、偶発的な損傷、輸送中の事故など、あらゆるリスクをカバーするオーダーメイドの保険を提供している。保険価額は、最新の市場評価に基づいて定期的に見直される。
- **輸送・保管:**高価値の美術品の移動と保管は、最大限の注意を要する専門業務である。MTABやモーリス・ウォードといった企業は、温度・湿度が管理された専用車両による輸送、作品ごとに設計された梱包・木箱製作、通関手続き代行、そして最高レベルのセキュリティを備えた保管施設を提供している。
- **流動化:**コレクションの一部を売却し、流動性を確保する際には、複数のチャネルが存在する。オークションハウス（例：ブロンクヴィスト）は、公開市場で最高価格を目指す場合に利用される。プライベートセールは、オークションハウスやディーラーを通じて、非公開で特定の買い手と交渉する方法であり、プライバシーと取引の確実性が重視される場合に選ばれる。

3. 金融規制とコンプライアンス

高価値の美術品市場は、金融犯罪を防止するための国際的な規制の対象となっている。これには、マネー・ローンダリング防止（AML）およびテロ資金供与対策（CFT）に関する規則が含まれる。国連などの国際機関は、文化財の不正取引がテロ資金供与や犯罪収益の洗浄に利用されるリスクを指摘している。ノルウェーが欧州経済領域（EEA）協定を通じて連携するEUの規制は、文化財の輸入に対する監視を強化しており、市場のすべての参加者に対して、作品の来歴と合法的な輸出を証明する責任をより重く課している。ノルウェーの法執行機関は、ユネスコやインターポールといった国際機関と協力し、この種の不正取引と戦っている。アートファイナンスを実施する金融機関も、融資の実行に際してデューデリジェンスを行い、顧客と担保となる美術品の合法性を確認することが求められる。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

芸術教育プログラムが、文化リテラシーの高い市民を育成し、コレクターの継続的な育成とプレイヤー間の相互作用を支えている。

1. 高い市民の文化参加

ノルウェーでは一般市民のアートへの関与が非常に高く、その**基盤は幼少期からの教育**にある。統計によれば、**2021年の年間美術館訪問者数は650万人**、公共図書館の一人当たり貸出冊数は2.1冊に上る。また、2023年のノルウェー文化バロメーター調査によれば、過去12ヶ月間にコンサートに参加した人の割合は58%、美術展に参加した人の割合は25%に達している。

2. 教育による需要基盤の構築

この高い関与の背景には、制度的な裏付けが存在する。ノルウェーの義務教育課程の国家カリキュラムは、特に「**美術・工芸（A&C）**」において**創造性の育成を強く重視**している。さらに、世界でも類を見ないユニークなプログラム「**Den kulturelle skolesekken（DKS, 文化のランドセル）**」の存在が決定적である。これは文化省と教育研究省の協力事業であり、**ノルウェーのすべての学童が、視覚芸術から音楽、演劇に至るまで、プロフェッショナルな芸術・文化に触れる機会を保証**するものである。

3. 循環的システムの形成（公→民→公）

三者（企業、富裕層、一般市民）の関係は、相互に強化し合う循環的なシステムを形成している。国家による草の根（教育）への投資が、最終的に高次の民間プレイヤー（コレクター）を育成し、その成果が再び公的領域に還元されるという、特有の循環モデルである。

- ① **公的投資（教育）**：まず、国家が「文化のランドセル」や学校カリキュラムを通じて普遍的な芸術教育に投資することで、知識が豊富で関心の高い市民層が育まれる。
- ② **市民参加（需要）**：この市民層が、国費で運営される美術館やギャラリーの観客となり、政府による高水準の文化支出（2021年は政府・自治体合計で435億NOK）を正当化する。
- ③ **民間育成**：この文化的に豊かな土壌から、アーティストやコレクターが生まれる（例：ニコライ・タンゲン氏）。
- ④ **公的還元**：富裕層となったコレクターによる大規模な慈善活動（例：クンストシーロへのコレクション寄贈）は、再び一般市民に開かれた公的領域の資産として還元される。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Market Analysis of the Cultural and Creative Sectors in Europe - European Investment Fund, 2025/10/6調査時点
https://www.eif.org/InvestEU/guarantee_products/ie-ccs-market-study.pdf
- Culture Statistics 2021 – SSB, 2025/10/6調査時点
<https://www.ssb.no/en/kultur-og-fritid/kultur/artikler/culture-statistics-2021>
- This Is What it's Like to Be Paid by the Government to Make Art - ELEPHANT, 2025/10/6調査時点
<https://elephant.art/this-is-what-its-like-to-be-paid-by-the-government-to-make-art/>
- Norwegian cultural barometer – SSB, 2025/10/6調査時点
<https://www.ssb.no/en/kultur-og-fritid/kultur/statistikk/norsk-kulturbarometer>
- Regulations on the import and export of cultural objects - regjeringen.no, 2025/10/6調査時点
https://www.regjeringen.no/contentassets/15961ce78df042b7953656f6aecc635a/220816_en-regulations-on-the-import-and-export-of-cultural-objects.pdf
- The Savings Bank Foundation DNB - Sparebankstiftelsen, 2025/10/6調査時点
<https://sparebankstiftelsen.no/en/>
- Nicolai Tangen, Head of the Largest Sovereign Wealth Fund, Is Opening a Gallery, 2025/10/6調査時点
<https://observer.com/2023/06/nicolai-tangen-largest-sovereign-wealth-fund-art-gallery/>
- Private art collectors on motivations to donate, deposit, or lend out artworks in Norway, 2025/10/6調査時点
<https://www.tandfonline.com/doi/abs/10.1080/09548963.2024.2400111>
- This is The Cultural Schoolbag - Den kulturelle skolesekken, 2025/10/6調査時点
<https://www.denkulturelleskolesekken.no/english-information/this-is-the-cultural-schoolbag/>
- Arts council norway act (lov om norsk kulturrad) - Policy Monitoring Platform - UNESCO, 2025/10/6調査時点
<https://www.unesco.org/creativity/en/policy-monitoring-platform/arts-council-norway-act-lov-om-norsk-kulturrad>
- Visual artists with their own business - The Norwegian Tax Administration - Skatteetaten, 2025/10/6調査時点
<https://www.skatteetaten.no/en/business-and-organisation/reporting-and-industries/industries-special-regulations/kunst-og-kultur/visual-artists-with-their-own-business/>
- Net wealth tax and valuation discounts - The Norwegian Tax ..., 2025/10/6調査時点
<https://www.skatteetaten.no/en/rates/wealth-tax/>
- Buying assets for the business - The Norwegian Tax Administration - Skatteetaten, 2025/10/6調査時点
<https://www.skatteetaten.no/en/business-and-organisation/tax-for-businesses/tax-return/deductions/office-car-transport-and-equipment/bedriftens-eiendeler-driftsmidler/kjope-eiendeler-til-bedriften/>
- Inheritance tax is abolished - The Norwegian Tax Administration - Skatteetaten, 2025/10/6調査時点
<https://www.skatteetaten.no/en/person/taxes/get-the-taxes-right/gift-and-inheritance/inheritance-tax-is-abolished/>

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
2022年の文化・創造産業の生産額は1,580億DKK（デンマーク総生産の3%）であり、雇用は約14万8,000人（総労働力の5%）に達する。同年、文化セクターの付加価値総額(GVA)は770億DKKであった。ただし、デンマーク統計局による「アートとギャラリー」の直接生産額は3億DKK（2022年）と非常に狭義に記録されている。市場はプライマリー市場（現存作家の収入に極めて重要）とセカンダリー市場で構成され、文化セクターの企業数は増加予測にある。	・ 減価償却: 法人がアーティストまたはギャラリーからオリジナル作品を初回購入した場合、税制上の減価償却が認められる。壁掛け・設置型は備品として残高法で年間最大25%償却可能。購入価格が34,400DKK（2025年）以下の場合、購入年度の即時償却（全額損金算入）が可能である。これはプライマリー市場へのインセンティブとなっている。 ・ キャピタルゲイン: 個人が私有財産（家財の一部）として保有する美術品の売却益は、投機目的や事業目的でない限り、一般的に非課税である。 ・ VAT: アーティスト本人によるオリジナル作品の初回販売には、年間売上30万DKK超の場合、実効税率5%の軽減税率（アーティストVAT）が適用される。セカンダリー市場や関連サービスは標準税率25%が適用される。 ・ 寄付: 法人および個人は、査定法§8s（第8 s条）に基づき、承認された文化施設への美術品の現物寄付に対し、その価値に応じた税控除を受けられる。 ・ 相続税: 美術品は死亡時の市場価値で評価され、遺産に含まれる。美術品に特化した納税猶予や控除制度は存在しない。	・ 民間財団: 新カールスベア財団に代表される民間財団がエコシステムの礎である。Carlsberg A/Sの配当金を財源とし、美術館の重要作品の取得、研究、公共美術プロジェクトへ資金提供を行う。国の文化遺産保護政策や美術館の収蔵活動は、これらの財団が提供するハイエンドな流動性なしには機能し得ない、構造的な構成要素となっている。 ・ 企業: 減価償却制度を活用し、コレクション形成やパトロネージュに積極的に関与している。これは現存作家とプライマリー市場への直接支援となる。 ・ 富裕層: 個人的な趣味や資産保全に加え、新進アーティストや地元ギャラリーを支援するパトロネージュの意識も高い。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
政府機関（文化省、文化宮殿庁、デンマーク芸術財団）が政策決定、執行、アーティスト支援（デンマーク芸術財団の2024年予算6.9億DKK）を担う。美術館（国立美術館、ルイジアナ近代美術館など）は収集・展示の中心である。特筆すべきは、新カールスベア財団などの民間財団の存在であり、美術館の重要作品の取得（国の予算不足を補完）において資金源となっている。商業セクター（ギャラリー、オークションハウス）も含め、これらの官民プレイヤーが、作品収蔵や輸出管理において密接に連携している。	・ 文化財保護: 文化資産保護法に基づき、国家的に重要な文化財（100年以上古く10万DKK超など）の輸出には文化資産輸出委員会の許可が必要である。輸出が拒否された場合、国は市場価格で買い取る申し出をする義務を負う。この際、実際の購入資金は民間財団（新カールスベア財団など）に依存する構造がある。 ・ 教育: 文化政策は文化の民主化と広範なアクセスを重視している。公立学校では1年生から6年生まで美術が必修科目である。 ・ 美術館アクセス: 国承認の美術館は18歳未満の入場を無料にしなければならない。 ・ AML規制: EUのSAMLDに基づき、美術市場参加者（ギャラリー等）に顧客デューデリジェンス(CDD)や疑わしい取引の報告義務を課している。	・ 資金調達: 国立美術館(SMK)は国の資金提供を受けるが、収蔵品や特別プロジェクトのための助成金にも依存している。ルイジアナ近代美術館のような私立の国立認定美術館は、運営支援の約15%を公的資金から受け、残りは自己収入、スポンサー、財団によって賄われる。 ・ 収蔵: 重要な高額作品の収蔵は、国の予算だけでは不足しており、新カールスベア財団のような民間財団への助成金申請に依存している。この官民パートナーシップが、国のコレクションを豊かにする基本的な仕組みである。
日本への示唆		
デンマークモデルは、政策の一貫性、プライマリー市場への戦略的集中、官民の効率的な役割分担、信頼を醸成する法的インフラが成功要因である。		
【税制提言】		
・ 法人向け取得インセンティブの導入: デンマークの減価償却制度を参考に、現存する日本人アーティストによるオリジナル作品の初回購入に特化した、法人向けの減価償却制度の創設を提案する。これは国内プライマリー市場への強力な資本注入手段となり得る。 ・ 個人コレクターの税制明確化: 個人的なコレクション品の非課税売却と、課税対象となる事業関連取引とを区別する法的基準（意図、頻度など）を確立し、不確実性を減少させ、個人的な収集を促進する。 ・ 寄付税制の拡充: 重要な美術品を公立美術館に寄付する法人・個人への税控除を拡充し、フィランソピーを魅力的な出口戦略とする。		
【政策・民間提言】		
・ 文化財保護制度の見直し: 重要文化資産の輸出時に、国が公正市場価格での優先交渉権または購入義務を持つ制度の導入を検討する。 ・ 財団の戦略的な役割強化: 日本の民間財団が、新カールスベア財団のように、公立美術館の重要作品確保を支援する専門の取得基金を創設するなど、より戦略的な役割を担う。		
民間財団が国の予算不足を補完し、美術館収蔵の主要な資金源を担う構造である。	文化財は「輸出規制 + 買取り義務」で保護し、「必修教育 + 無料アクセス」で文化の民主化を推進する。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

GDP3%が文化・創造産業であり、企業・富裕層は税制優遇、市民は必修教育でアートに関与している。

1. 市場規模と経済的影響

2022年において、デンマークの文化・創造産業(Cultural and Creative Sectors, CCS)は、1,580億デンマーク・クローネ (DKK)の生産額を生み出し、これはデンマークの総生産の3%に相当する。同セクターは約14万8,000人（常勤換算で11万4,000人）を雇用し、デンマークの総労働力の5%を占めている。ファッションやデザインを含む、より広範な創造産業は、2022年に2,230億DKKを生産し、850億DKKの輸出を占めた。デンマーク統計局の2023年の報告によると、文化セクターの付加価値総額(GVA)は2022年に770億DKK (2020年価格)に達し、パンデミック前の水準を回復・超越した。特定のサブカテゴリーである「Kunst og galleri」(アートとギャラリー)の直接生産額は2022年に3億DKKと記録されているが、これは非常に狭い定義であると見受けられる。

2. 市場構造

市場は、プライマリー市場（初回販売）とセカンダリー市場（オークション、再販）で構成される。特にプライマリー市場は、現存作家の収入にとって極めて重要である。文化セクターの企業数は増加すると予測されており、安定した供給側の基盤を示唆している。市場はまた、地政学的な不確実性や、オンライン販売および価格透明性の向上へのシフトといった世界的なトレンドの影響も受けている。

3. 社会階層とアートの関係性

- **企業:** デンマーク企業は、コレクション形成やパトロネージュを通じてアート界に積極的に関与している。その動機となっているのが、税制上のインセンティブ、すなわちオリジナル美術品の初回購入に対する減価償却制度である。この政策は、現存作家とプライマリー市場を直接支援するものである。さらに、企業の美術コレクションは、ポジティブなイメージを発信し、職場環境を向上させると見なされている。新カールスベア財団やチューボー財団（いずれもカールスベア財団に関連）のような企業から生まれた主要な財団は、エコシステムの礎であり、美術館の収蔵、研究、公共美術プロジェクトに資金を提供している。
- **富裕層 (HNWIs):** 富裕層は、感情的な結びつき、社会的地位、文化的後見、そして資産の多様化と保全のための有形資産といった複合的な動機からアートに関与している。デンマークのコレクターは、新進アーティストや地元のギャラリーを支援する傾向を示し、自らの収集活動をパトロネージュの一形態と見なしている。税制の観点からは、私有財産（事業目的でない）として保有される美術品の売却は、一般的にキャピタルゲイン税が非課税であり、これは投機よりも個人的な楽しみのための収集を促す重要なインセンティブとなっている。
- **一般市民:** デンマークの文化政策は、文化の民主化と広範な市民のアクセス確保という原則に基づいている。公立の初等・中等前期学校(Folkeskole)では、1年生から6年生まで美術が必修科目となっており、芸術への早期からの理解を育んでいる。高等教育は、デンマーク王立美術院などの機関で提供されている。美術館は市民参加の中心的存在であり、国が承認した美術館は、18歳未満の子供や若者に無料での入場を提供しなければならない。文化への公的資金提供は相当な額にのぼり、文化省の2025年の予算は(国と地方自治体の資金を含め) 総額291億DKKに達する。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

官民プレイヤーが連携して成り立っているが、特に民間財団である新カールスベア財団が美術館の作品取得を資金面で支えている。

1. 主要プレイヤー

- **政府機関:**
 - **Ministry of Culture（文化省）:**文化政策全体の方向性を定める。
 - **Agency for Culture and Palaces（文化宮殿庁）:**文化省の執行機関であり、政策の実施、国有文化財の管理、美術館の監督などを担当する。
 - **The Danish Arts Foundation（デンマーク芸術財団）:**政府から独立したデンマーク最大の芸術財団。助成金、奨学金、国際プロモーションを通じてアーティストやアートプロジェクトを支援する主要な資金提供機関である。2024年の予算は6億9,200万DKKで、6,300以上のプロジェクトを支援した。
- **美術館:**
 - **国立美術館(SMK):** デンマークのナショナル・ギャラリーであり、国の資金提供を受けつつ、収蔵や特別プロジェクトのために財団からの助成金にも依存している。
 - **ルイジアナ近代美術館:** 主要な私立の国立認定美術館。運営支援の約15%を公的資金から受け、残りを自己収入やスポンサー、財団で賄う、異なる資金調達モデルを実践している。
- **民間財団:**
 - **Ny Carlsberg Fondet（新カールスベア財団）:** Carlsberg A/Sの配当金を財源とし、美術館による重要作品の取得を支援する主要な民間財団である。その支援は市場の重要作品確保において決定的である。
- **商業セクター:**
 - **画廊(Galleries):** プライマリー市場の中核をなす。デンマーク・ギャラリー協会（59会員）が市場発展やアドボカシー活動（減価償却制度擁護など）を担う。
 - **オークションハウス:** Bruun Rasmussen（Bonhamsが所有）が代表的で、セカンダリー市場を促進する。

2. プレイヤー間の連携メカニズム

- **作品収蔵のパイプライン:**美術館（例：SMK）が市場（ギャラリーやオークション）で高額作品を収蔵する際、国の予算だけでは不足する資金を、新カールスベア財団のような民間財団に申請する。この**官民パートナーシップが、国のコレクションを豊かにする基本構造**となっている。
- **輸出管理と美術館収蔵の連携:**文化的に重要な作品が国外流出の危機に瀕した際、文化資産輸出委員会が輸出禁止措置を講じる。これによりデンマークの美術館が作品を取得する時間が確保されるが、委員会自体は資金を持たないため、新カールスベア財団のような財団が必要な資金を提供することを前提とした仕組みとなっており、**規制、公的機関、民間フィランソロピー間の決定的な連携**を示している。
- **プライマリー市場の活性化:**国の**法人向け減価償却制度**は、**企業がギャラリーやアーティストから直接作品を購入するインセンティブ**を生み出す。Bruun Rasmussenのようなオークションハウスも、この税制優遇を利用した取引を促進するため「ダイレクトセール」というチャンネルを設けて適応している。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

文化財保護のため、重要文化財の輸出を法で規制し、輸出不可の作品は国が買取義務を負う。

1. 文化財保護と輸出規制

デンマークの主要な法的手段は、文化資産保護法（1986年法律第332号、2010年改正）である。その目的は、国家的に重要な文化的価値を持つ品々をデンマーク国内に留めることにある。

- **適用対象:** この法律は、1660年以前の公有でない文化財、および100年以上古く価値が10万DKK以上（写真の場合は3万DKK以上）の品々に適用される。
- **許可制度:** 国外への輸出には、文化資産輸出委員会(Kulturværdiudvalget)からの許可が必要である。この委員会は、国立博物館、国立美術館、王立図書館、国立公文書館の館長、および非政府系美術館の代表者で構成される。
- **国の買取義務:** 輸出許可が拒否された場合、国は市場価格でその品物を買取る申し出をする義務を負う。
- **運用実績:** 委員会の2024年次報告書には、H.C.アンデルセンの肖像画やポール・ヘニングセンによる2つのランプなど、国家的に極めて重要と見なされ、財団の支援を受けてデンマークの美術館が取得した輸出禁止の具体例が詳述されている。

2. 輸入規制と関税

EU加盟国として、デンマークの税関手続きはEUの連合関税法典(UCC)に準拠している。

- **関税:** EU域外からの物品については、価値が150ユーロを超える場合、一般的に関税が課される。美術品、収集品、骨董品は、税関の第xxi部、第97類に分類される。展覧会目的の一時的な輸入は、ATAカルネの下で免税となりうる。
- **付加価値税(VAT) - 輸入:** EU域外から輸入されるすべての物品に通常25%が課される。しかし、美術品には特別なVAT規則が適用される（詳細は次ページを参照）。その特定の解釈の下では、美術品の輸入はその無形の価値に基づいて関税が課されることはなく、むしろ素材の価値に基づいており、輸入自体にVATが適用されない場合がある。これは国内販売におけるVATとは慎重に区別する必要がある。

3. 金融規制とコンプライアンス: AML/CFTへの対応 (流通への影響)

EUの第5次マネーロンダリング防止指令(5AMLD)がデンマークの法律(hvidvaskloven)に置き換えられたものが、主要な規制である。これにより、ギャラリー、オークションハウス、ディーラーを含む美術市場参加者(AMPs)に、マネーロンダリング防止(AML)およびテロ資金供与対策(CFT)の義務が拡大された。

- **対象取引:** この規則は、価値が10,000ユーロ以上（デンマークでは閾値が50,000 DKKに設定）の取引または一連の関連取引に適用される。
- **顧客デューデリジェンス(CDD):** AMPsは、関与する事業体の実質的支配者(UBO)を含む、顧客(買い手と売り手の両方)の身元を特定し、検証しなければならない。これには、パスポートや法人登記簿などの公式文書の収集が必要となる。
- **リスク評価:** AMPsは、マネーロンダリングやテロ資金供与への潜在的なエクスポージャーを特定するために、自社の事業および個々の顧客に関する書面によるリスク評価を実施しなければならない。
- **報告義務:** 疑わしい活動は調査し、疑いが晴れない場合は当局（デンマークではマネーロンダリング事務局 - Hvidvasksekretariatet）に報告しなければならない。
- **監督機関:** デンマークでは、デンマークビジネス庁(Erhvervsstyrelsen)が美術品ディーラーの法遵守を監督し、ガイダンスを提供する責任を負っている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

法人の減価償却（最大25%）と個人のキャピタルゲイン非課税がアート市場への参加を促進している。

1. 法人に対する税制・法制度の分析

- **美術品の減価償却制度:** これはデンマークにおける法人によるアート投資の礎である。この制度は、アーティストから直接、または委託販売を行うギャラリーから、**オリジナルの美術品を初回購入した場合にのみ適用**される。償却方法は、展示方法によって異なる。
 - **壁掛け・設置型:** 備品と同様に残高法を用いて年間最大25%まで償却可能である。2025年時点では、購入価格が34,400 DKK以下の場合、購入年度に全額を費用として計上できる（即時償却）。
 - **建物一体型:** 年間最大3% (2023年以降の取得の場合)の定額法で償却される。
- **付加価値税(VAT):** VAT登録企業は、装飾目的の美術品購入にかかる**仕入VATを一般的に控除できる**。これは、標準の25%VATが適用される購入であっても、軽減税率の5%の「アーティストVAT」が適用される購入であっても同様である。デンマークは美術品に関して以下の段階的なVAT制度を導入している。
 - **標準税率(25%):** セカンダリー市場での売買、美術関連サービス（年間売上50,000 DKK超）に適用。
 - **アーティストVAT(実効5%):** アーティスト本人が自身のオリジナル作品を初めて販売する場合で、年間売上が30万DKKを超えると適用される。売上価格の20%を課税基準とすることで、実効税率が5%となる仕組みである。
 - **VAT免除(0%):** 講演、パフォーマンス、指導などの「芸術的サービス」の提供（物理的な作品の譲渡は対象外）。
- **寄付に関する税制優遇:** 査定法(Ligningsloven) §8Sに基づき、企業は承認された文化施設への寄付(金銭および美術品などの現物)に対して**税控除**を受けることができる。寄付は施設の文化活動を目的とし、寄付者への見返りを伴ってはならない。

2. 個人富裕層に対する税制・法制度の分析

- **所得税（キャピタルゲイン）:** 個人が所有する美術品の売却は、その美術品が私有財産（家財の一部）と見なされ、投機目的や事業目的で取得されたものでない限り、一般的に非課税である。私有財産の売却（非課税）と、課税対象となる事業活動や投機との区別は、具体的な評価に依存する。重要な判断要素には、購入時の意図、取引の頻度と規模、専門的背景、購入資金の調達方法などが含まれる。判例は、定期的で利益を目的とした取引は課税対象となるが、個人的なコレクション品が価値上昇した後に売却されても課税されないことを示している。
- **相続税・贈与税:** 相続財産に含まれる美術品は、死亡時の市場価値で評価される。税務当局(Skattestyrelsen)は、遺産管理人の評価に異議を唱え、専門家による鑑定を要求することができる。調査した資料からは、相続税や贈与税に関して美術品に特化した一般的な納税猶予や免除制度の存在は確認できなかった。主要な法律(Boafgiftsloven)は、美術品を他の資産と同様に市場価格で評価されるものとして扱っているようである。
- **寄付に関する税制優遇:** 個人は、査定法§8Aに基づき、承認された慈善団体(文化団体を含む)への寄付に対して、2025年時点では19,000 DKKを上限として控除を受けることができる。また、査定法§8Sに基づく美術品の寄付については、事業者だけでなくすべての納税者が控除の対象となる。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層コレクターには専門的な管理サービスが不可欠であり、出口戦略では非課税での売却、市場価格での相続、寄付控除がある。

1. コレクション管理の実務

- **時価管理と評価:** コレクターは、保険、売却可能性、または担保目的のために、継続的な評価を必要とする。これはユニークな資産にとって複雑な作業である。コレクターは、目的別に異なる種類の鑑定を活用する。
 - **保険鑑定:** 再調達価額を確立する。
 - **公正市場価額:** 売却や寄付に用いられる。サービスは、クリスティーズのようなオークションハウス、Meartoのような専門オンラインプラットフォーム、そしてアーティスト、コンディション、来歴、市場動向などの要因を考慮する独立した鑑定士によって提供される。
- **専門サービスの活用:** 大規模なコレクションの管理には、専門家のネットワークが必要不可欠である。
 - **運送:** MTABやFairplay Shippingのような専門の美術品輸送会社が、温度・湿度管理された輸送、特注の梱包、国際輸送サービスを提供する。これらの企業は美術館、ギャラリー、オークションハウスと緊密に連携している。
 - **保管:** 安全で温度・湿度管理された保管が極めて重要である。これは専門の保管施設、またはコレクターの邸宅内に特別に構築された環境で行われる。
 - **保険:** 美術品専門の保険は不可欠である。AXA XLのようなグローバルプロバイダーやHowdenのようなブローカーが、個人コレクション、美術館、ギャラリー向けに、損傷から盗難までのリスクをカバーする特注の保険契約を提供している。保険契約は通常、各作品について合意された価額に基づいている。

2. 出口戦略の分析

- **売却:** コレクターは、オークションハウス（公開またはプライベートセール）、ギャラリー(委託販売)、または他のコレクターへの直接売却を通じて作品を売却できる。選択は、希望するプライバシーのレベル、迅速性、価格の最大化によって決まる。世界の公開オークション市場の売上は2023年に7%減少したが、プライベートセールは成長しており、プライバシーを重視する傾向が示唆されている。税務上、作品が私有財産であれば売却は非課税であり、事業または投機活動と見なされれば利益は課税所得となる。
- **相続:** 美術品は遺産目録に含まれ、市場価格で評価される。相続税は、相続人と故人との関係に基づいて課される。美術品に特化した特別な免除規定は確認されていない。
- **寄付:** コレクターは、美術館や文化施設に作品を寄付することができる（施設側がその寄付を受け入れたいと希望する必要がある）。寄付者は、査定法§8sに基づき、承認された施設への美術品の寄付に対して、その価値に応じた税控除を受けることができる。これはフィランソロピーに対する金銭的インセンティブを提供し、重要な作品が公共のコレクションに入ることを保証する。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

アート担保融資が資産としてのアートの流動化手段として成長し、AML規制がアート市場の金融化を後押ししている。

1. アートファイナンスの現状とサービス

- **アート担保融資:** アート担保融資は、コレクターが資産を売却することなく、コレクションから流動性を確保することを可能にする。
 - **市場規模:** 世界のアート担保融資市場は、2023年に292億米ドルから341億米ドルと推定され、大幅な成長が見込まれている。
 - **サービス提供者:** デンマーク国内の専門業者に関する詳細は特定されていないが、このサービスは国際的にはクリスティーズのような主要オークションハウスのアートファイナンス部門 や、J.P.モルガンのようなプライベートバンクの専門部署によって提供されている。
 - **プロセス:** プロセスは通常、美術品の第三者による鑑定から始まり、その後、貸し手は作品の価値の一定割合（例:オークションの最低予想落札価格の40-60%）のローンを提供する。ローンは美術品を担保として設定される。
 - **金融化の進展:** 市場は単純なローンを超えて進化しており、アート投資ファンドやアート担保債券などが登場し、アートの金融化が進んでいることを示している。

2. 金融規制とコンプライアンス: AML/CFTへの対応

EUの第5次マネーロンダリング防止指令 (5AMLD) がデンマークの法律 (hvidvaskloven) に置き換えられたものが、主要な規制である。これにより、ギャラリー、オークションハウス、ディーラーを含む美術市場参加者 (AMPs) に、マネーロンダリング防止 (AML) およびテロ資金供与対策 (CFT) の義務が拡大された。

- **義務の概要:**
 - **対象取引:** この規則は、価値が10,000ユーロ以上（デンマークでは閾値が50,000 DKKに設定）の取引または一連の関連取引に適用される。
 - **顧客デューデリジェンス (CDD):** AMPsは、関与する事業体の実質的支配者 (UBO) を含む、顧客(買い手と売り手の両方)の身元を特定し、検証しなければならない。
 - **リスク評価:** AMPsは、自社の事業および個々の顧客に関する書面によるリスク評価を実施しなければならない。
 - **報告義務:** 疑わしい活動は調査し、当局（マネーロンダリング事務局）に報告しなければならない。監督: デンマークビジネス庁 (Erhvervsstyrelsen) が美術品ディーラーの法遵守を監督している。
- **AML規制とアートファイナンスの関係:** 当初は負担と見なされていた厳格なAML規制の導入は、合法的なアートファイナンス市場の成長を可能にする重要な要因となっている。歴史的に、アート市場は不透明で匿名性が高く、規制された金融機関にとっては高リスクであった。5AMLDは、CDD、UBOの特定、疑わしい活動の報告を義務付けることで、この不透明性を減少させる。このリスク低減プロセスは、銀行や貸し手にとって、アートという担保をより「解釈可能」で信頼できるものにし、結果としてアート担保ローンなどの金融商品を提供する意欲を高めている。

⑤その他（教育、市民参加、および人材育成）

公教育での美術表育の必修化と18歳未満の美術館無料化が、将来の市場を支える文化リテラシーの高い国民を育成している。

1. 公教育における美術教育

デンマークの文化政策は、文化の民主化と広範な市民のアクセス確保という原則に基づいている。この原則は、公教育のカリキュラムにも反映されている。公立の初等・中等前期学校（Folkeskole）では、**1年生から6年生までの児童に対して美術が必修科目**として設定されている。この早期からの義務的な芸術教育は、国民が幼少期からアートに触れ、芸術への理解を深めるための基礎を育むことを目的としている。

2. 高等教育と専門家育成

公教育での基礎的な芸術理解に加え、専門的な人材を育成するための高等教育機関も整備されている。**デンマーク王立美術院（The Royal Danish Academy of Fine Arts）**などの機関が、アーティストや専門家を目指す学生に対し、高度な美術教育を提供している。さらに、政府から独立して運営される**デンマーク芸術財団（The Danish Arts Foundation）**は、デンマーク最大の芸術財団として、才能の育成と芸術的な質および革新の確保において決定的な役割を果たしている。同財団は助成金、奨学金、国際的なプロモーションを通じて、アーティストのキャリア形成を支援し、専門人材が育つ環境を整えている。

3. 美術館による市民参加の促進

美術館は、教育を受けた市民がアートと継続的に関わるための中心的な存在として機能している。デンマークの政策は、特に若年層のアクセスビリティを重視している。国が承認した美術館は、**18歳未満の子供や若者に対して無料での入場を提供することが法律で義務付けられている**。この無料入場のポリシーは、家庭の経済状況に関わらず、すべての子供たちが美術館という文化資源へ平等にアクセスできることを保証するものである。

4. 政策の目的と効果

これらの施策は、それぞれが独立して機能しているのではなく、相互に連携することで効果を最大化している。公立学校での必修美術教育と、18歳未満の美術館無料アクセスという2つの政策が組み合わせることにより、幼少期に培われた芸術への関心を、美術館での実体験を通じてさらに深め、持続させることが可能になる。このアプローチは、単に知識を教えるだけでなく、アートを体験し、評価し、楽しむ能力を持つ、**文化的にリテラシーの高い国民**を社会全体で創造することを意図している。そして、将来にわたりデンマークのアート市場と文化を支える、持続可能な観客層を形成するのである。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Kulturelle og kreative erhvervs nationaløkonomiske betydning 2022, 2025/11/4調査時点
<https://www.dst.dk/nytpdf/54754>
- NYT: Fremgang i kulturerhvervene efter COVID-19 - Danmarks Statistik, 2025/11/4調査時点
<https://www.dst.dk/nyt/54776>
- The Danish Commission on the Export of Cultural Assets - Kulturværdiudvalget, 2025/11/4調査時点
<https://kulturvaerdier.kb.dk/en/home/>
- Legislation – Kulturværdiudvalget, 2025/11/4調査時点
<https://kulturvaerdier.kb.dk/en/legislation/>
- Årsberetning 2024 - Kulturværdiudvalget, 2025/11/4調査時点
<https://kulturvaerdier.kb.dk/wp-content/uploads/kvu-arsberetning-2024.pdf>
- Taxation of Artwork Guide - WTS Global, 2025/11/4調査時点
https://wts.com/wts.at/publications/broschuren/WTSGlobal_TaxationOfArtworks-Guide.pdf
- Artwork with tax benefits - BDO, 2025/11/4調査時点
<https://www.bdo.dk/en-gb/insights/tax-and-vat/artwork-with-tax-benefits>
- Apply for funding - Ny Carlsberg Fondet, 2025/11/4調査時点
<https://ny-carlsbergfondet.dk/en/stotteomrader>
- C.C.2.1.3.3.4 Private aktiver - info.skat.dk, 2025/11/4調査時点
<https://info.skat.dk/data.aspx?oid=2048523>
- Framework for the primary school - Lifeindenmark.dk, 2025/11/4調査時点
<https://lifeindenmark.borger.dk/school-and-education/school/framework-for-the-primary-school>
- About us - Kunst.dk, 2025/11/4調査時点
<https://www.kunst.dk/english/about-us>
- VAT and artist's VAT | The Association of Visual Artists, 2025/11/4調査時点
<https://bkf.dk/en/raad-og-jura/moms-og-kunstnermoms/>
- C.E.9 Boopgørelse og værdiansættelse - info.skat.dk, 2025/11/4調査時点
<https://info.skat.dk/data.aspx?oid=1846735>
- Nu gælder hvidvaskloven også for gallerier - Dansk Erhverv, 2025/11/4調査時点
<https://www.danskerhverv.dk/presse-og-nyheder/nyheder/2019/december/gallerier-og-hvidvaskloven/>

2.2.28 フィンランド | 高い文化的需要と公的支援が支えながらも、税制が資産循環を促すアートエコシステム

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
文化セクターはフィンランドの国内総生産（GDP）の3.4%、全雇用の3.1%を占める経済的重要性を持つ。しかし、国家予算に占める文化予算の割合は0.8%とEU平均（1.0%）を下回る。美術品輸出入総額は2021年で1,880万ドルと一定規模を維持するが、国内ギャラリーの総売上高は深刻な縮小傾向にあり、2022年の980万ユーロから2024年には520万ユーロへと半減近くまで落ち込んでいる。 対照的に、2024年の美術館、ギャラリー、アートイベントへの総訪問者数は過去最高の約530万人に達した。この「高い文化的需要」と「低い商業的需要」の乖離が、フィンランド市場の中心的パラドクスである。	• VAT:美術品に関する付加価値税（VAT）は、取引形態や作品種類により適用税率が異なる複雑な構造を持つ。特定の収集体・骨董品の輸入は0%、アーティストによる特定のオリジナル作品の初回販売は14%（2025年1月より）、メディアアートや二次市場の多くは25.5%の標準税率が適用される。 • 減価償却:法人が美術品を購入した場合、固定資産として計上される。美術品は「減価しない資産」と明確に位置づけられており、土地や有価証券と同様に、減価償却は認められない。この税制は、企業が節税目的で美術品を短期的に売買する動機を抑制し、ブランドイメージ向上や文化支援といった長期的なバトロネージュへと誘導する政策的効果を持つ。 • 寄付:法人が科学・芸術等の公益団体へ寄付した場合、年間最大5万ユーロ（公的大学等へは最大25万ユーロ）まで損金算入が認められる。個人が公的大学等へ寄付した場合は、年間最大50万ユーロまで所得控除が可能である。 • 相続税:美術品は、相続発生時点での公正市場価値を基準に評価され、他の資産と合算されて課税される。英国の「Acceptance in Lieu（物納制度）」や、文化的に重要な美術品に対する相続税の納税猶予・免除といった特別な優遇措置は存在しない。この制度は、相続人が高額な相続税を現金で納付するためにコレクションの一部または全部の売却を迫られる状況を生み出し、結果として個人の文化資産を市場に再循環させるメカニズムとして機能している。	• 企業の関与:企業によるアートへの関与は、直接的な投資よりもメセナ活動やCSR（企業の社会的責任）の一環として行われることが多い。税制上、美術品の減価償却が認められないため、短期的な節税メリットを目的とした購入は抑制され、ブランドイメージの向上や長期的な文化支援といった動機が誘導されている。 • 金融機関:NordeaやOPグループといった国内大手金融機関は、富裕層向けプライベートバンキングを提供しているが、公式サービスに美術品担保融資（アートローン）は明記されていない。これらの銀行のアートへの関与は、主に傘下の芸術財団を通じたコレクション形成や展覧会開催といった非営利の文化貢献活動に集中している。このため、フィンランド国内では「金融資産としてのアート」の市場が未開拓であり、富裕層コレクターが高度なアートファイナンスを求める場合は、Citi Private Bankのような国際金融機関に依存する状況となっている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
公的・半公的機関と民間事業者が相互連携する構造である。公的機関として、Taika（芸術振興センター）が助成金配分の中核を担い、フィンランド文化遺産庁が文化財保護や輸出許可を管理、フィンランド国立美術館が国家コレクションの収集・展示を行う。民間事業者としては、国内127のギャラリー、Sotheby'sなどの国際オークションハウス、Valööriのような鑑定家、専門修復工房、AXA XLのような専門保険会社、MTABなどの専門輸送業者が各機能を担う。官民連携の事例として、民間運営のフィンランド音楽博物館Fameが専門的なコレクションを形成し、その管理を信頼性と持続性の高い国立博物館に委託し、双方の専門性と信頼性を活かした効率的な管理を実現している。 ▼ 公的機関が助成・保護の中核を担い信頼性を確保し、民間が専門機能を提供することで、各セクターの強みを生かして官民が連携している。	• 芸術支援:Taika（芸術振興センター）が教育文化省傘下の独立機関として、専門家委員会の判断に基づきアーティスト個人への助成金や芸術団体への補助金を配分し、創作活動を財政的に支えている。 • 芸術教育:国民の文化リテラシー育成を重視し、基礎教育課程（小中学校）において美術、音楽、工芸といった芸術的・実践的科目を必修科目として位置づけている。さらに、学校教育外でも地方自治体が運営する芸術基礎教育プログラムが全国的に提供されている。 • 輸出規制:文化財輸出規制法（2016年に制定、同年の933番目に登録）に基づき、制作から100年以上経過したフィンランドの美術品や、国内に100年以上所在した美術品の国外持ち出しには、フィンランド国立美術館の輸出許可が必要である。 • AML/CFT:EUの第5次・第6次マネー・ローンダリング対策指令（AMLD）を国内法に反映させ、ギャラリーやオークションハウスなどの美術品取引業者に対し、顧客デューデリジェンス（CDD）の実施や疑わしい取引の報告義務を課している。 ▼ 独立機関であるTaikaによる芸術支援と、幼少期からの体系的な芸術教育による文化リテラシーの育成が特徴的である。	フィンランド国立美術館（アテネウム美術館、キアズマ現代美術館、シネブリュコフ美術館）を頂点に、32の地域自治体が管理する美術館、17の国が管理する美術館、数百の地方美術館が全国に配置され、広範な美術館ネットワークを形成している。これらの美術館の運営は博物館法に基づき、主に国からの補助金によって支えられており、公共財としてのアートを提供する社会的インフラとして機能している。国民の関心は高く、2024年のアート施設への総訪問者数は過去最高の約530万人を記録した。また、フィンランド国立博物館が民間運営のフィンランド音楽博物館Fameのコレクション管理業務を受託するなど、公的機関の信頼性・持続性と民間機関の専門性を融合させる官民連携の取り組みも見られる。 日本への示唆 フィンランドのアートエコシステムからは、日本市場の発展に向けた複数の重要な示唆が得られる。 1. 文化リテラシーの国家的育成:フィンランドが基礎教育課程から体系的な芸術教育を必修科目として提供し、長期的な視点で文化の享受者・支援者を育む国家戦略は、日本の芸術教育の強化を検討する上で特筆すべき参考点である。 2. 独立した助成機関の役割:Taika（芸術振興センター）のように、政府から一定の独立性を保ち、政治的影響から距離を置いて専門家の知見に基づき助成金を配分する機関の存在は、芸術支援の公平性、専門性、継続性を担保する上で有効なモデルである。 3. 税制を通じた企業文化の誘導:美術品を減価償却の対象外とする税制は、企業のアートへの関与を短期的な節税手段から、ブランド価値や文化資本を高めるための長期的な投資へと誘導する洗練された政策ツールであり、日本のインセンティブ設計においても参考になる。 4. 官民連携による価値創造:公的機関の信頼性・持続性と、民間機関の専門性・機動性を組み合わせる官民連携（音楽博物館の事例）は、文化資産の効率的かつ持続可能な形成に貢献しうるモデルであり、日本の公立美術館等の事業展開にも示唆を与える。 5. 相続税制の比較:一方で、フィンランドには相続税の優遇措置が存在せず、コレクションの散逸リスクをはらんでいる。これは、日本の相続税の物納制度や納税猶予制度の重要性、およびその活用促進や制度改善の必要性を逆説的に示している。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

国民の文化需要は高いものの、取引は低迷しており、公的支援への依存と脆弱性を併せ持つ構造が特徴である。

1. 文化セクターの経済的重要

- 文化セクターはフィンランドの**国内総生産（GDP）の3.4%**を占めており、**全雇用の3.1%**を創出している。
- クリエイティブエコノミー全体で見ても、その**GDP貢献度は3.6%**に達する。

2. 経済的重要性に比して低い国家予算

- 文化セクターの経済的重要性に反し、**国家予算に占める文化予算の割合は0.8%に過ぎず**、EU平均（1.0%）を下回る。
- 特に、視覚芸術分野への配分は文化予算全体の1%（約1,560万ユーロ）に留まり、舞台芸術の20%と比較して著しく低い状況にある。

3. 国際取引の規模

- 美術品の国際取引は一定の規模を維持しており、2021年の**美術品輸出入総額は1,880万ドル**であった。2026年には1,940万ドルへの微増が予測されている。

4. 国内商業市場の深刻な縮小

- 国内の商業市場、特にギャラリーを通じた一次・二次市場は**深刻な縮小傾向**にある。
- Frame Contemporary Art Finlandの統計によれば、ギャラリーの総売上高は、**2022年の980万ユーロから2024年には520万ユーロへと、わずか2年間で半減**近くまで落ち込んでいる。

5. 過去最高の文化的需要

- 商業市場の低迷とは対照的に、国民の芸術への関心は高いレベルにある。
- 2024年、フィンランド国内の美術館、ギャラリー、アートイベントへの**総訪問者数は過去最高となる約530万人**に達した。

6. 市場の中心的パラドクス

- この「**高い文化的需要**」と「**低い商業的需要**」の乖離が、フィンランドのアート市場が直面する中心的なパラドクスである。
- この背景には、世界的な地政学的リスクや金利上昇に伴う投資家心理の冷え込みといった外的要因に加え、フィンランド国内における**文化助成金の削減や芸術輸出支援の不足**といった構造的な問題が存在すると指摘されている。

7. 考察：「商業資産」より「公的文化財」

- このデータが示す状況は、フィンランドにおいてアートが「**私的に取引される商業資産**」としてよりも、「**公的にアクセス可能な文化財**」としての性格を強く帯びていることを示唆している。記録的な美術館訪問者数は、国民がアートを鑑賞し、**文化体験として消費**することに強い意欲を持っていることを証明している。この需要は、国や地方自治体からの補助金によって支えられる広範な美術館ネットワークによって満たされている。
- しかし、その一方で、**個人がアート作品を所有し、資産として取引する商業市場は活力を失っている**。この構造は、アートエコシステム全体の財政的健全性が、十分とは言えない国家の財政支援に過度に依存する脆弱性を生み出している。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

公的機関と民間事業者が相互に連携し、それぞれの専門性を発揮することで成り立っている。

1. 主要プレイヤーとその機能

フィンランドのアートエコシステムの主要プレイヤーは、公的・半公的機関と民間事業者に分類される。

1. 公的・半公的機関

フィンランドのアートエコシステムにおける公的・半公的機関には、Taika（芸術振興センター）、フィンランド文化遺産庁、フィンランド国立美術館がある。

- **芸術振興センター(Taika)**：国家予算を財源とし、「**助成・補助**」を主な機能として、芸術家・芸術団体への資金配分や芸術振興政策の実施を担う。
- **フィンランド文化遺産庁**：国家予算を財源に、「**規制・監督**」を主な機能とし、文化財保護、博物館セクターの監督、輸出許可の発行を責務とする。
- **フィンランド国立美術館**：国家予算と自己収入を財源とし、「**収集・展示・研究**」を主な機能として、国家コレクションの管理・拡充、展覧会の開催、美術研究を行う。

2. 民間事業者

民間事業者には、ギャラリー、オークションハウス、鑑定家、修復家、保険会社、専門輸送業者が含まれる。

- **ギャラリー**：作品販売手数料をビジネスモデルとし、「**市場形成・販売**」機能を通じてアーティストのプロモーション、展覧会の企画、作品の販売を担う。
- **オークションハウス**：は、落札手数料を収益源とし、「**二次市場の提供**」を通じて美術品の競売、市場価格の形成、グローバルな販売チャネルの提供を行う（例:Sotheby's）。
- **鑑定家**：鑑定手数料をビジネスモデルとし、「**価値評価**」機能を通じて保険、相続、売買を目的とした美術品の公正な価値評価を責務とする（例:Valööri）。
- **修復家**：修復作業料を収益とし、「**保存・修復**」機能を通じて美術品の物理的な保存状態の維持・回復を担う（例:Ad Astra Conservation）。
- **保険会社**：保険料をビジネスモデルとし、「**リスク管理**」機能を通じて盗難、損傷等のリスクに対する経済的補償を提供する（例:AXA XL）。
- **専門輸送業者**：輸送・梱包手数料を収益源とし、「**物流**」機能を通じて美術品の安全な国内外輸送、梱包、通関手続きを行う（例:MTAB、Beweship）。

2. プレイヤー間の連携メカニズム

- フィンランドのアートエコシステムは、プレイヤー間の有機的な連携によって機能性を高めており、特に**官民連携**が重要なメカニズムとなっている。
- 代表的な事例が、民間・営利企業によって運営されるフィンランド音楽博物館Fameと、公的機関であるフィンランド国立博物館との間の**コレクション管理に関する連携**である。この連携において、Fameはコレクションの収集や管理といった専門業務の一部を、豊富な経験とインフラを持つ国立博物館に委託した。結果として、国立博物館内に新たに音楽コレクションが設立され、**公的な資産として適切に管理・保存される体制**が構築された。
- この事例は、**民間セクターが持つ専門知識やネットワーク**（Fameの音楽業界との強いつながり）と、**公的セクターが持つ信頼性、永続性、高度な保存技術を組み合わせることの有効性**を示している。この連携は、双方にとって財政的な効率性を高めるだけでなく、コレクションの文化的価値と、両組織の社会的な信頼性を向上させるという**相互利益的な関係**を築き上げた。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

文化遺産の保護と市場の流動性確保を両立させるため、輸出入規制や税制といった政策介入を行っている。

1. 輸出入規制

- **輸出:**文化財の国外流出を防ぐため、文化財輸出規制法(2016年に制定、同年の933番目に登録)が施行されている。この法律に基づき、**制作から100年以上が経過したフィンランドの美術品**、またはフィンランド国内に**100年以上所在した美術品**を国外へ持ち出す際には、フィンランド国立美術館が発行する**輸出許可が必要**となる。許可は、その作品を国内に留めるべき特別な科学的、芸術的、または文化史的な理由がない限りにおいて付与される。この制度は、国の文化遺産を保護する上で重要な役割を果たす一方で、歴史的価値を持つ美術品の**国際的な市場流動性を一定程度制限する**要因ともなっている。
- **輸入:**フィンランドはEU加盟国として、**EUの共通関税法**および規制を適用している。米国を含む非EU諸国からの美術品の輸入に際しては、EUの統合関税データベース（TARIC）に基づき関税が課される。関税に加えて、後述する付加価値税（VAT）がほとんどの輸入品に適用される。

2. 付加価値税（VAT）制度

- **美術品に適用されるVAT税率：**フィンランドの美術品に関するVAT制度は、取引の形態や作品の種類によって適用税率が異なる複雑な構造を持っている。まず、「**特定の」収集品および骨董品の輸入には0%の税率が適用される**。次に、**アーティスト等による初回販売のうち、オリジナルの版画、彫刻、タペストリー等（限定された定義に合致するもの）については、14%（2025年1月1日より）の軽減税率が適用される**。これら以外の、**メディアアート、部数の多い写真、二次市場での販売の多くを含む「その他の美術品販売」には、25.5%の標準税率が適用される**。
- **VAT制度の影響：**このような**複数税率の併存**は、取引ごとに適用税率を確認する必要性を生じさせ、アーティスト、ギャラリー、コレクターにとって**管理上の負担**となる可能性がある。特に、2025年1月からの軽減税率の引き上げ（10%から14%へ）は、若手アーティストの作品価格に影響を与え、**市場の活性化を阻害する要因**となり得るとの懸念も示されている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

文化政策に則り、アートに関する法人の税務・法務が設計されている。

1. 企業によるアートへの関与

企業によるアートへの関与は、**直接的な投資よりも、メセナ活動や企業の社会的責任（CSR）の一環として行われることが多い。**これは、ブランドイメージの向上や社会貢献活動として位置づけられている。

2. 美術品の購入・売却

法人が事業目的で美術品を購入した場合、その購入費用を**即時に経費として損金算入することは通常認められない。**美術品は固定資産として計上される。売却によって利益が生じた場合は、他の事業所得と合算され、**一律20%の法人税**が課される。

3. 減価償却の不適用

- フィンランドの税法および会計実務において、美術品は「**減価しない資産**」として明確に位置づけられている。これは、土地や有価証券と同様に、その価値が時の経過によって物理的に減少するものではないという考え方に基づいている。したがって、機械設備や建物のように、耐用年数にわたって購入費用を分割して経費計上する**減価償却は認められない。**
- Kirjanpitolautakunta（フィンランド会計基準審議会）も、美術品は**価値の再評価の対象外**であるとの見解を示しており、その会計上の特殊な扱いを裏付けている。

4. 寄付

法人が科学、芸術、またはフィンランド文化遺産の保存を目的とする公益団体（大学や特定の財団など）へ金銭的寄付を行った場合、税制面で支援されている。**年間850ユーロから最大50,000ユーロ**（寄付先が公的資金を受ける大学等の場合は**最大250,000ユーロ**）までを**損金として算入**することが認められている。

5. 政策的意図

- 美術品を減価償却の対象外とする規定は、単なる会計上の技術的な問題ではなく、**意図的な文化政策の手段**として機能している。もし美術品の減価償却が認められれば、企業は**節税目的**で美術品を購入し、数年で償却し終えた後に売却するという**短期的な投資行動に走りやすくなる。**しかし、償却が認められないことにより、企業が美術品を取得する際の動機は、短期的な税務メリットから、**企業のブランドイメージ向上、職場環境の改善、長期的な資産価値の保持、そして文化支援といった、より本質的な価値へと誘導**される。
- つまり、この税制は、企業のアートへの関与を金融工学的な節税策から、**文化的なパトロネージュへとシフトさせる**効果を持つ。唯一の直接的な税制優遇が「寄付」に対して与えられている点も、企業を商業的な購入者としてだけでなく、慈善的な支援者としての役割へと促す政策的意図を補強している。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層の美術品所有に関する税制は、全体として特別な優遇措置は限定的である。

1. 購入

個人が美術品を購入する際に、**特別な税制上のインセンティブは存在しない。**

2. 所有・売却

美術品を売却して得た利益は**キャピタルゲイン**と見なされ、**所得税の課税対象**となる。フィンランドの税法では、「通常の家財」の売却によって生じた利益は年間5,000ユーロまで非課税とされるが、収集品や高価な美術品はこのカテゴリには含まれない。価値の高い美術品や投資目的で所有する資産については、**年間の総売却価格が1,000ユーロを超えた場合、そこから生じる全ての利益が課税対象**となる。

3. 寄付

個人が科学または芸術の振興を目的として、公的資金で運営される大学や関連基金に対して行った金銭的寄付は、**年間850ユーロから500,000ユーロの範囲で、所得からの控除**が認められている。

4. 相続税・贈与税

- **基本構造**:相続または贈与によって取得した財産には、その時点での**公正市場価値（käypä arvo）を基準に課税**される。税率は親族関係によって二段階に分かれており、累進課税が適用される。
- **美術品の評価**:相続税の算定において、美術品の価値は被相続人の死亡日時点での公正市場価値に基づいて評価される。この評価額は、通常、独立した美術専門家やオークションハウスによる査定に基づいて決定され、税務申告の基礎となる。
- **優遇措置の不存在**:フィンランドの税法には、英国の「Acceptance in Lieu」（相続税の現物納付制度）や、他国に見られるような、文化的に重要な美術品に対する相続税の納税猶予や免除といった**特別な優遇措置は存在しない**。美術品は不動産や金融資産と同様に、他の資産と合算されて課税標準が計算され、現金での納税が求められる。

5. 優遇措置不存在の影響（意図せざる資産循環メカニズム）

文化的に重要な美術品に対する相続税の優遇措置が存在しないことは、**相続人にとって深刻な流動性の問題**を引き起こす可能性がある。大規模なアートコレクションは高額な価値を持つ一方で、キャッシュフローを生まない。相続人は、このコレクションを相続するために高額な相続税を現金で納付する必要に迫られる。必要な納税資金を確保するために、相続人がコレクションの一部、あるいは**全体を売却せざるを得ない**状況が頻繁に発生しうる。歴史的に価値のある**コレクションが散逸**したり、国内市場で吸収しきれない場合には**国外へ流出**したりするリスクを生む。

6. 富裕層の出口戦略

フィンランドの富裕層コレクターがコレクションの将来を決定する際、主に以下の3つの出口戦略が考えられる。

1. **売却**:オークション、プライベートセール、ギャラリー委託などを通じ、資産を最も**直接的に流動化**する手段。売却益にはキャピタルゲイン税が課される。
2. **相続**:コレクションを次世代の家族に承継する選択肢。文化的な遺産を引き継げる一方、前述の通り、**高額な相続税の納税資金の確保**が大きな課題となる。
3. **寄付**:美術館や財団などの公的機関にコレクションを寄贈する戦略。限定的ながら税制上の優遇措置が適用される場合がある。金銭的リターンよりも、**文化への貢献**や社会的名声、コレクションの永続的な保存を重視する場合に選択される。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

アートファイナンスは、フィンランドの富裕層にも需要はあるが、国際的な大手金融機関を利用するしかない状況になっている。

1. 主要プレイヤー

アート担保融資サービスは、高度な専門知識を要するため、主に**国際的な大手金融機関のプライベートバンキング部門**（Citi Private BankやJ.P. Morganなど）が提供している。

2. 国内金融機関の動向

フィンランド国内の大手金融機関であるNordeaやOPグループは、富裕層向けのプライベートバンキングサービスを提供しているものの、その公式なサービスメニューの中に、**美術品を担保とした融資（アートローン）は明記されていない**。これらの銀行のアートへの関与は、主に傘下の芸術財団（OP Art Foundationなど）を通じたコレクションの形成、展覧会の開催、アーティスト支援といった、**非営利の文化貢献活動に集中している**。

3. 「文化」と「金融」の制度的断絶

フィンランドの金融セクターでは、「**文化としてのアート**」と「**金融資産としてのアート**」の間に**明確な制度的断絶**が見られる。国内の大手銀行は、自らが運営する財団を通じてアート作品を収集・展示し、文化支援を行うことで、企業の社会的責任を果たし、ブランド価値を高めている。これは、**リスクが低く、社会的に肯定的な評価を得やすい「文化としてのアート」**への関与である。一方で、美術品担保融資のような「金融資産としてのアート」の分野には積極的に参入していない。これは、アートの価値評価の複雑さ、真贋リスク、市場の非流動性といった専門的な課題に対応するためのノウハウやリスク管理体制が、銀行のコアコンピタンスから外れていると判断しているためと考えられる。この結果、フィンランドの富裕層コレクターがアートを活用した高度な資産管理戦略を求める場合、Citiのような国際金融機関に依存せざるを得ない状況が生まれている。これは、**国内において潜在的な金融市場セグメントが未開拓のままであることを意味し、アートがフィンランドの金融エコシステムに完全に統合される上での障壁**となっている。

4. 金融規制とコンプライアンス

アート市場は、その匿名性や高額な取引価格から、**マネー・ロンダリング**（資金洗浄）やテロ資金供与（CFT）に利用されるリスクが指摘されており、近年、規制が強化されている。

- **マネー・ロンダリング対策(AML/CFT)**：EUでは、第5次および第6次マネー・ロンダリング対策指令（5AMLD/6AMLD）により、規制対象となる事業者の範囲が拡大され、美術品の取引に関与する者（ギャラリー、オークションハウス、アートディーラーなど）も含まれることとなった。これにより、これらの事業者には、顧客デューデリジェンス（CDD）の実施、疑わしい取引の監視・報告といった義務が課せられている。
- **フィンランドの法制度**：フィンランドは、これらのEU指令を国内法である「資金洗浄及びテロ資金供与の防止に関する法律（AML/CFT法）」に適切に反映させている。2023年の法改正により、金融機関や美術品取引業者などの報告義務者に対して、リスクベースのアプローチに基づき、高リスクと判断されるケースにおいては強化されたデューデリジェンス（EDD）を適用することが義務付けられた。フィンランド金融監督庁（FIN-FSA）の規制では、FATFが指定する高リスク国に関連する取引などがEDDの適用対象となることを明確にしている。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

階層によって異なる動機と形態を持つが、特に一般市民レベルでの文化リテラシーの高さと、それを支える制度的基盤が特徴である。

1. 美術教育

フィンランドの教育システムは、**幼少期からアートに触れる機会を制度的に保障**している。このような包括的な芸術教育は、国民全体の文化リテラシーを高め、将来の芸術の鑑賞者、支援者、そして創造者を育む土壌となっている。

- **基礎教育：基礎教育課程**（小中学校に相当）において、美術、音楽、工芸といった**芸術的・実践的科目は必修科目**となっている。
- **学校外教育**：学校教育外でも、**地方自治体**が主体となって運営する**芸術基礎教育プログラム**が全国的に提供されており、希望する子供や若者が専門的な指導を受けることができる環境が整備されている。

2. 美術館の役割（文化的インフラ）

フィンランドには、**文化へのアクセスを保障する広範な美術館ネットワーク**が存在する。

- **ネットワーク構造**：フィンランド国立美術館（アテネウム美術館、キアズマ現代美術館、シネブリュコフ美術館）を頂点に、32の地域自治体が管理する美術館、17の国が管理する美術館、そして数百に及ぶ地方美術館が全国に配置されている。
- **公的支援**：これらの美術館は、文化遺産の保存、研究、展示という中核的な役割を担い、市民にとって主要な文化体験の場となっている。その運営は、博物館法に基づき、主に**国からの補助金によって支えられており、公共財としてのアートを提供する社会的インフラ**として機能している。

前述の通り、商業市場が低迷する一方で、2024年のアート施設への**総訪問者数は過去最高の約530万人**を記録しており、充実した教育と公的インフラに支えられた**国民の高い文化的需要**が、フィンランドのアートエコシステムの**根幹を形成**していることが示されている。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Art builds a better society, 2025/10/6調査時点
https://www.artists.fi/sites/default/files/inline-files/2022-09/STS_Hallitustavoitteet-EN.pdf
- Finnish visual arts statistics 2024: Record visitor numbers but low art ..., 2025/10/6調査時点
<https://frame-finland.fi/en/finnish-visual-arts-statistics-2024/>
- Finnish National Gallery - Export Licence for Art - Kansallisgalleria, 2025/10/6調査時点
<https://www.kansallisgalleria.fi/en/taiteen-maastavientilupa>
- Finnish VAT rates and VAT compliance - Avalara, 2025/10/6調査時点
<https://www.avalara.com/vatlive/en/country-guides/europe/finland/finnish-vat-rates.html>
- VAT for visual artists | Artists' Association of Finland, 2025/10/6調査時点
<https://www.artists.fi/en/vat-visual-artists>
- Finland - Transnational Giving Europe, 2025/10/6調査時点
https://www.transnationalgiving.eu/wp-content/uploads/2017/09/TGE_EFC_CountryProfile_Finland_2016.pdf
- Basic education in arts - OKM - Opetus- ja kulttuuriministeriö, 2025/10/6調査時点
<https://okm.fi/en/basic-education-in-arts>
- About Finnish Museums - Finnish Heritage Agency - Museovirasto, 2025/10/6調査時点
<https://www.museovirasto.fi/en/museum-sector-development/tietoa-suomen-museoista>
- Arts Promotion Centre Finland - Valtiolle.fi, 2025/10/6調査時点
<https://valtiolle.fi/en/employers/arts-promotion-centre-finland/>
- Hybridisation in the Field of Museums in: Ethnologia Europaea ..., 2025/10/6調査時点
<https://www.berghahnjournals.com/view/journals/ethnologia-europaea/55/1/ee550104.xml>
- Finland - Corporate - Deductions - PWC Tax Summaries, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/finland/corporate/deductions>
- KILA 1774/14.2.2006 | EDILEX, 2025/10/6調査時点
<https://www.edilex.fi/kila/20061774>
- Information for the artist's estate | Artists' Association of Finland, 2025/10/6調査時点
<https://www.artists.fi/en/artists/making-living-visual-artist/information-artists-estate>
- Art advisory and finance | Art lending - Citi Private Bank, 2025/10/6調査時点
<https://www.privatebank.citibank.com/we-offer/art>

2.2.29 ポルトガル | 国家戦略と税制が導く文化投資、歴史と現代が交差するアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
ポルトガルのアート市場規模に関する直接的な公式統計は乏しい状況である。学術研究では、世界GDPへの貢献度は約0.1%と指摘されている。これは、世界のアート市場全体の推定規模約6兆ドルと比較すると極めて小さい。しかし、政府はGDP貢献度といった直接的な経済データに基づかず、文化的アイデンティティの強化や富裕層の誘致といった国家戦略に基づき、文化セクターへの積極的な投資を行っている。ポルトガル全体のGDP成長率は近年1.9%から2.0%前後で推移しており、国内経済の健全性を示している。	ポルトガルの税制は、アート市場における資本の流れを巧みに誘導する設計となっている。 ・減価償却：企業が美術品を購入した場合、有形固定資産として計上されるが、減価償却は認められていない。このため、美術品購入による直接的な法人税の節税効果はなく、購入は長期的な資産投資やCSR活動といった戦略的判断に基づくものとなる。 ・寄付：「文化メセナ制度」が民間資金を文化活動へ誘導する強力なインセンティブとして機能している。法人が公的文化団体へ寄付した場合、寄付額の120%（特定の文化目的のために締結された複数年契約に基づく場合は130%）を損金算入できる「費用割増」が認められる。個人は寄付額の25%を税額控除できる（上限あり）。この制度は、企業資本を直接的な作品購入ではなく、美術館や文化プロジェクトの支援へと振り向ける効果を持つ。 ・相続税：直系尊属・卑属（配偶者、子、親など）間の相続および贈与は、印紙税が完全に免除される。これにより、コレクションが市場に流出する財政的圧力がなくなり、複数世代にわたるファミリーコレクションの形成と維持が促進される。 ・付加価値税（VAT）：ギャラリーが販売する美術品には標準税率の23%が適用される。これはフランス（5.5%）やドイツ（7%）と比較して著しく高く、国内市場の国際競争力を損なう要因として、業界団体から大規模な抗議キャンペーンが展開されている。	民間セクター、特に大規模な財団がエコシステムで重要な役割を担っている。国営銀行カイヤ・ジェラル・デ・デポジトス（CGD）や電力会社EDP（EDP財団を通じて）などが主要なアートコレクションを形成している。また、ポルトガル・アートギャラリー協会（EXHIBITIO）は、美術品に課される23%という高率の付加価値税（VAT）に対し、税率を6%に引き下げるよう求めるなど、業界団体として政策への働きかけを行っている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
公的機関、民間営利・非営利団体、専門インフラが相互に連携し、エコシステムを形成している。公的セクターでは、芸術総局（DGARTES）が財政支援を調整し、文化遺産総局（DGPC）が文化遺産の管理を担う。民間では、カルースト・グルベンキアン財団やセルヴェス財団といった強力な民間財団が、コレクター、展示主催者として市場に絶大な影響力を持つ。プライマリー市場はギャラリーが、セカンダリー市場はオークションハウスが中核をなす。これらを、美術品鑑定家、保存修復家、専門の物流・保険会社といった高度な専門家ネットワークが支えている。	政府の介入は、「歴史的な国宝の保存」と「国際的な現代アート市場の振興」という二つの目的を持つ。文化遺産基本法（Lei 107/2001）に基づき、国益に分類される文化財の国外輸出は原則禁止されるなど厳格な管理体制を敷いている。一方で、制作から50年未満の現代アート作品については輸出規制を緩和する法改正案が提出されるなど、市場の流動性を高める動きも見られる。また、文化の民主化を目指し、ポルトガル居住者は年間52日間、国立美術館や記念建造物に無料で入場できる制度を導入している。	政府の文化への市民アクセスを推進する広範な国家戦略の一環として、国内の37の国立美術館や記念建造物が年間52日間、ポルトガル居住者に対して無料開放されている。これは従来の日曜・祝日のみ無料という制度を大幅に拡充するものであり、美術館が市民の文化アクセスを保障する公的インフラとして機能していることを示している。
強力な民間財団が市場に絶大な影響力を持つ一方、公的機関が制度的基盤を規定する。これらを有機的に繋ぎ、市場の信頼性を担保するのが、鑑定や輸送などを担う高度な専門家ネットワークである。	「歴史的遺産の保護」と「現代アート市場の振興」という二つの目的を、輸出規制の厳格化と緩和という形で両立させる。文化の民主化を目指す市民アクセス拡充策も同時に推進し、エコシステムの土台を形成する。	日本への示唆 ポルトガルの事例は、税制による民間資金の誘導、長期的な需要基盤の育成、そして国内金融市場の新たな機会創出という三つの柱に大別できる。 ・ 需要基盤の育成・市民アクセスと教育の強化：ポルトガルの年間52日間の国立美術館無料アクセス制度は、アートに対する国内の鑑賞者層を長期的に育成し、市場の需要基盤を拡大する上で有効なモデルとなりうる。また、初等教育からの体系的な美術教育の必修化は、将来のアーティストと鑑識眼を持つ鑑賞者の双方を育てる上で重要な示唆を与える。 ・ 税制改革：民間資金の誘導と資産承継の多様化 ・ 「日本版メセナ制度」の創設：ポルトガルの「文化メセナ制度」を参考に、法人寄付に対する損金算入額の「費用割増」や個人向けの寛大な税額控除を導入することで、新たなフィランソロピーの流れを創出し、文化セクターの資金調達を多様化させることが期待される。 ・ 相続税制の再評価：ポルトガルの直系卑属への非課税相続制度は、日本の物納制度とは異なる、コレクションの私的継承を促す選択肢として参考になる。 ・ 民間セクターの育成：国内金融市場の開拓：ポルトガルにおいてアートファイナンスが国際金融機関に独占されているという事実は、日本の金融機関にとっての機会を示唆している。日本のプライベートバンクや金融機関は、国内で増加するコレクター層を対象とした独自のアート担保融資サービスを開発することで、この高収益なビジネスを国内経済に取り込むことが可能である。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

短期的な利益でなく文化的アイデンティティの強化を目的として、アート市場への長期的な投資を推進している。

ポルトガルのアート市場の正確な規模を示す公式統計は限られているものの、政府は明確な国家戦略に基づき、文化セクターへの先見的な投資を行っている。その介入は短期的な経済指標ではなく、ソフトパワーや文化的アイデンティティの強化といった長期的な目標に基づいている。

1. 市場規模

- 世界のアート市場（推定約6兆ドル）におけるポルトガルの貢献度は、学術研究において世界GDPの約0.1%と指摘されている。
- ポルトガル全体のGDP成長率は、近年1.9%から2.0%前後で安定的に推移しており、国内経済の健全性の基準となっている。

2. 政府のスタンス

- 政府の支援は、市場の「現在」の経済規模に対応する受動的なものではなく、国家戦略に基づいた能動的かつ「将来」を見据えた投資として位置づけられている。
- 文化戦略計画評価室（GEPAC）などの機関は文化セクターの雇用等のデータを収集しているが、美術品取引額を独立して分析するには至っていない。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

公的支援と民間財団、専門機関の連携により、文化と市場がともに活性化する強固なエコシステムを形成している。

ポルトガルのアートエコシステムは、公的機関、民間セクター、そして専門的なサポートインフラが相互に連携し、機能的な全体を形成している。

1. 公的セクター：エコシステムの基盤を規定する。

- **芸術総局 (DGARTES):** 芸術分野への財政支援政策を調整・実行する主要機関。
- **文化遺産総局 (DGPC):** 有形・無形の文化遺産の管理・保護を担う。
- **国立美術館群:** 国のコレクションの保管者および展示者として機能する。

2. 民間セクター：市場のダイナミズムを創出する。

- **非営利団体:** カルスト・グルベンキアン財団やセラルヴェス財団といった強力な民間財団が、コレクター、展示主催者、パトロンとして市場に絶大な影響力を持つ。
- **営利企業:**
 - プライマリー市場は **アートギャラリー** が中核をなし、EXHIBITIOなどの業界団体によって代表される。
 - セカンダリー市場では、VeritasやArtbidなどの**オークションハウス**が活動している。
- **企業コレクション:** 国営銀行カイシャ・ジェラル・デ・デポジトス (CGD) や電力会社EDP など重要なコレクションを形成している。

3. サポートインフラ：市場の信頼性と流動性を支える。

- 価値評価や真贋鑑定を行う**美術品鑑定家 (peritos)**。
- 作品の**保存修復を担う専門家**と、その専門家協会 (ARP)。
- 美術品に特化した輸送、保険、保管サービスを提供する**専門物流会社**。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

文化財の保護と現代アートの振興を両立させ、保護主義と市場開放を調和させている。

ポルトガル政府の政策介入は、「歴史的な国宝の保存」という保護主義的な側面と、「国際的な現代アート市場の振興」という市場志向の側面を両立させようとする特徴を持つ。

1. 根幹となる法律

文化遺産基本法 (Lei 107/2001) がエコシステムを規定する根幹的な法律である。管理は主に文化遺産総局 (DGPC) が担う。

2. 輸出規制 (文化資本の保護)

- ・ 「国益に分類される (de interesse nacional)」と指定された文化財は、国家の不可譲資産と見なされ、**国外への確定的な輸出が禁止**されている。
- ・ その他の分類された文化財についても、輸出には許可が必要となる。

3. 輸出規制緩和 (現代アート市場の振興)

制作から50年未満の作品や存命作家の作品について、煩雑な**輸出前30日前の通知義務を免除する法改正案**が提出されている。これは現代アートの国際取引を促進する意図を反映している。

4. 輸入規制

- ・ EU加盟国として共通の関税規則を遵守している。
- ・ オリジナルの美術品は関税が原則免除されるが、輸入時には**6%の軽減付加価値税(VAT)**が適用される。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

税制優遇で民間資本を文化セクターへ誘導し、長期的な文化への投資を促進している。

ポルトガル政府は、税制という強力なツールを用いて、企業資本の流れを巧みに文化セクターへと誘導している。特に「文化メセナ制度」と「美術品の非減価償却」という二つの制度の組み合わせが、その流れを決定づけている。

1. 文化メセナ制度 (Mecenato Cultural)

民間資金を文化活動へ誘導する強力なインセンティブ企業の関与と税制

- **法人向け:** 現金または現物による寄付は損金として算入できる。最大の特徴は、寄付額の 120%（公的文化団体への寄付の場合。特定の文化目的のために締結された複数年契約に基づく場合は130%）を損金算入できる「**費用割増**」である。
- **個人向け:** 寄付額の25%に相当する金額を最終的な納税額から直接控除できる**税額控除**の形をとる（上限あり）。
- **2021年の制度改革:** 政府から「文化的利益」の認定を受ければ、ギャラリーのような営利団体も寄付の受け手となることが可能になった。

2. 法人税制 (美術品の購入)

- ポルトガルの会計・税務上、美術品は有形固定資産に分類されるものの、価値が減少しないという理由から**減価償却資産とは見なされない**。
- したがって、企業が美術品を購入しても、取得価額を減価償却費として損金算入できず、直接的な法人税の節税効果はない。
- この制度は、美術品の購入を短期的な節税策から切り離し、長期的な資産投資やCSRといった、より戦略的な経営判断として位置づけている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

相続税の免除と専門家の支援により、富裕層コレクションの長期的な継承と資産管理を促進している。

ポルトガルでは、税制と専門サービスの双方において、富裕層コレクターがコレクションを管理し、次世代へ引き継ぐための洗練された環境が整備されている。

1. 出口戦略

コレクターがコレクションを手放す際の選択肢は主に三つある。

- **売却**: オークションやプライベートセールを通じた標準的な出口戦略。キャピタルゲイン税の対象となる。
- **承継**: ポルトガル税制の最大の特徴の一つ。
 - 配偶者、子、親といった**直系尊属・卑属間の相続および贈与は、印紙税（相続税・贈与税に相当）が完全に免除される。**
 - これにより、納税のためのコレクション売却という財政的圧力がなくなり、複数世代にわたるファミリーコレクションの形成と維持が促進される。
- **寄付**: 美術館や財団への寄付。慈善的な動機に加え、文化メセナ制度の下で寄付者に**大きな税制上の優遇措置**をもたらす戦略的な選択肢でもある。

2. サポートサービス

- これらの複雑な出口戦略の管理や税務計画の需要が、**ファミリーオフィス・サービス**の成長を後押ししている。
- 法律、税務、アート市場の専門知識を統合した高度なアドバイスを提供し、アートという複雑な資産クラスの管理を可能にしている。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

国際金融機関との連携と規制強化の両輪で、透明性と信頼性を備えたアート金融市場へ進化している。

ポルトガルにおけるアートと金融の融合は、グローバルな金融サービスが国内コレクターに提供される「アートファイナンス」と、市場の透明性を高める「規制監督の強化」という二つの側面が進んでいる。

1. アートファイナンス（アート担保融資）

- **概要:** コレクターが作品を売却することなく、その価値を担保に流動性を確保する金融サービス。
- **提供者:** J.P.モルガンやドイツ銀行といった**大手国際金融機関のプライベートバンク部門**や、クリスティーズ・アートファイナンスのような専門貸付業者が中心。ポルトガルの国内リテールバンクは主要なプレイヤーではない。
- **構造:** ポルトガルはコレクターとアート作品を育成するが、そこから生じる最も洗練された金融サービスは**外部のプレイヤーによって提供され、金融的な利益が国外で獲得されている**ことを示唆している。

2. 規制監督の強化（マネーロンダリング対策）

- **背景:** EUの**第5次マネーロンダリング対策指令（AMLD5）**がアート市場に大きな変化をもたらした。
- **義務:** 10,000ユーロを超える取引を行うアート市場参加者（ギャラリー等）は、金融機関と同様に以下の義務を負うことになった。
 - 顧客デューデリジェンス（CDD）の実施
 - 実質的支配者の特定
 - 取引の監視
- **影響:** 伝統的に不透明であった市場文化から、より高い透明性と規制遵守への移行を強いるもの。管理コストは増大するが、セクターの専門性を高め、アートがより信頼性の高い資産クラスとなる可能性がある。

⑤その他（アートエンゲージメントの社会的・教育的基盤）

美術教育と美術館の無料開放を通じて、国民全体で文化を支える持続的なアート基盤を形成している。

ポルトガルのアートエコシステムの強靱性は、富裕層向け政策だけでなく、文化的に関与する社会全体を構築するための、市民アクセスと教育という長期的で包括的な基盤によって支えられている。

1. 市民アクセスの拡充（文化の民主化）

- **概要:** 文化への市民アクセス推進は広範な国家戦略の一環である。
- **具体的施策:** ポルトガル居住者は、国内37の国立美術館や記念建造物に**年間52日間、無料で入場できる**。これは、従来の日曜・祝日のみ無料という制度を大幅に拡充するものである。
- **目的:** 一般市民がアートに触れるための経済的・心理的障壁を下げ、広範な文化的素養を醸成する。

2. 美術教育の体系的導入

- **カリキュラム:** 初等教育の第一サイクルから、**視覚芸術 (Artes Visuais)** が**必修科目**とされている。
- **教育内容:** カリキュラムは以下の三つの柱を通じて、生徒の美的感受性、批判的思考、視覚的リテラシーを育むことを目的としている。
 1. 習得と省察 (Apropriação e Reflexão)
 2. 解釈と伝達 (Interpretação e Comunicação)
 3. 実験と創造 (Experimentação e Criação)
- **戦略的意図:** これらの取り組みは、将来のアーティスト（供給側）と鑑識眼を持つ鑑賞者層（需要側）の両方を国家レベルで長期的に育成し、持続可能な市場を支える好循環を創出することを目的としている。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Mecenate Cultural - DGArtes, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.dgartes.gov.pt/pt/servicos/mecenate>
- Lei n.º 107/2001, de 8 de setembro | DR, 10月3, 2025にアクセス、
<https://dre.pt/dre/detalhe/lei/107-2001-629790>
- Direção-Geral do Património Cultural - O portal gov.pt, 10月 3,2025にアクセス、
<https://www.gov.pt/entidades/direcao-geral-do-patrimonio-cultural>
- Novo regime de gratuidade em museus e monumentos - XXIV Governo Constitucional, 10月3, 2025にアクセス、
<https://www.portugal.gov.pt/pt/gc24/comunicacao/noticia?i=novo-regime-de-gratuidade-no-museu-e-monumentos>
- EDUCAÇÃO ARTÍSTICA - ARTES VISUAIS - DGE, 10月3, 2025にアクセス、
https://www.dge.mec.pt/sites/default/files/Curriculo/Aprendizagens_Essenciais/1_ciclo/1c_artes_visuais.pdf
- Direção-Geral das Artes - O portal gov.pt, 10月 3,2025にアクセス、
<https://www.gov.pt/entidades/direcao-geral-das-artes>
- Mecenate Cultural e Utilidade Pública - CCDR-N, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.ccdr-n.pt/pagina/mecenate-cultural-e-utilidade-publica>
- Ativos fixos tangíveis - aquisição de obras de arte | Ordem dos Contabilistas Certificados, 10月3,2025にアクセス、
<https://portal.occ.pt/pt-pt/noticias/ativos-fixos-tangiveis-aquisicao-de-obras-de-arte>
- Galeristas na ARCOLisboa com "adesão total" a protesto por redução do IVA, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.correiodamanhacanada.com/galeristas-na-arcolisboa-com-adesao-total-a-protesto-por-reducao-do-iva/>
- Family Office Portugal :: Family Office, 10月3,2025にアクセス、
<https://familyofficeportugal.com/>
- Fine Art Financing | J.P. Morgan Private Bank U.S., 10月 3,2025にアクセス、
<https://privatebank.jpmorgan.com/nam/en/services/lending/specialty-lending/fine-art-financing>
- AMLD5 AND THE ART MARKET - Capco, 10月3,2025にアクセス、
<https://www.capco.com/-/media/CapcoMedia/Subfolder-Unsorted/Capco-2/PDFs/Capco-AMLD5-and-the-Art-Market-2020.ashx>

2.2.30 チェコ | 非課税所得で実現する「文化資本」の国内集積

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
チェコのアート市場は成長傾向にあり、2022年の市場売上高は16億5,000万CZK（約7,821万米ドル）に達し、前年比10%の増加を記録した。これはチェコのオークション史上初めて1億CZK（約474万米ドル）の壁を突破した取引によって象徴される。ただし、市場構造は少数の高額作品が年間総売上高の大部分を占める集中型である。 アート市場は、国内施策として取り組まれている売上高22億5,000万米ドル規模の「文化・創造産業（ICC）」の一部を構成している。市場の課題として、流通する美術品の大半が贋作である可能性が指摘されており、これは市場の信頼性を損なう最大のリスク要因と見なされている。	チェコの税制は、美術品を税負担のない長期的な資産保全と世代間移転の手段として位置づけている。主要な枠組みは以下の通りである。 ・ 相続税:0%。2014年1月1日以降、相続税は撤廃された。美術品コレクションを含む相続財産は、所得税法上も非課税と規定されている。 ・ 贈与税:親族間および共同世帯の構成員間では0%である。 ・ 売却益（個人）:個人が美術品を売却して得た所得は、事業用資産に含まれていなかった場合、所得税法第4条に基づき非課税となる。美術品には最低保有期間の要件がない。 ・ 減価償却（法人）:美術品は、チェコ所得税法第27条(d)項により、税務上の減価償却の対象から明確に除外されている。これにより、美術品は短期的な節税手段ではなく、安定した長期保有資産として位置づけられる。 ・ 寄付:フィランソピーを奨励するため、個人は課税所得ベースの最大15%、法人は最大10%まで、文化目的の寄付を所得控除（法人は損金算入）できる。 ・ 輸入VAT:2024年の税制改正により、美術品の輸入には12%の軽減VAT税率が適用される。	チェコのアート市場における民間セクターの活動は、主に商業的な金融サービスや支援サービスに集中している。金融面では、シティ・プライベート・バンクやErste Private Bankingなどの銀行が、コレクションを売却せず流動性を確保するためのアート担保融資（ファインアート・レンディング）を提供している。支援サービス面では、保険、保存修復、資産計画のための評価、専門輸送、コレクション管理などを担う民間企業群が成熟したエコシステムを形成し、コレクターの資産価値の維持を支えている。本調査では、財団による助成や企業メセナといった、組織的な非営利活動は特定されなかった。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
チェコの家計戦略は、直接的な補助金ではなく、税制と法規制を用いて、国内に文化的・金融的資本を集積させる受動的な枠組みを構築している点に特徴がある。中核を成すのは実質的な相続税ゼロである「非課税所得」と「法人の減価償却不適用」であり、これにより富裕層コレクターは美術品を最も効率的な長期資産保全および世代間富裕移転の手段として国内で構築・維持する。「文化財保護法」による輸出規制が、この資産の国外流出を防ぐ「封じ込め」の役割を果たす。この法務の枠組みを、アートファイナンスを提供する金融機関、修復・管理業者、専門家を育成する教育機関といった成熟した支援インフラが支えている。 「非課税所得」や「輸出規制」により、文化資本を国内に集積・封じ込める枠組みが特徴である。	国家文化政策は、文化を単なる保護対象ではなく「経済的要因」であり国家経済政策の構成要素として明確に位置づけている。この戦略に基づき、二元的な役割を担う。 ・ 保護（囲い込み）:「国家文化財保護法（法律第20/1987号）」を中心とする法制度で文化財を階層的に管理する。特に「国家文化記念物」の恒久的な国外輸出は禁止されており、輸出管理によって重要な文化資産の国内保持を図っている。 ・ 市場の健全化:EUの第5次AML指令を「AML法（法律第253/2008号）」を通じて国内法化。ギャラリーやオークションハウスに対し、10,000ユーロ以上の取引における顧客デューデリジェンス（KYC/CDD）の実施を義務付けている。 ・ 基盤形成:「フレームワーク教育プログラム（FEPs）」において「芸術と文化」を基礎教育の必須構成要素とし、将来の担い手を育成している。 文化を「経済を成長させる分野」と位置づけ、法規制による国内での文化財の保護と、AMLによる市場の健全化を同時に推進する。	国立美術館（プラハ国立美術館など）は、文化へのアクセスを保証し、将来のコレクター層を含む国民の関心を育むための施策を実施している。具体的な施策として、15歳未満の子供、美術アカデミーの学生、ICOM会員など、幅広い層に対して無料入場制度を提供している。また、高齢者や26歳未満の若者には割引料金が適用される。美術品の寄付受け入れに関しては、美術館は明確な手続きを定めている。寄付される作品がその機関の収集方針に合致しているか、また適切な管理が可能かについて、学芸員や理事会で構成される収蔵委員会の正式な審査プロセスを経る必要がある。寄付の前提として、明確な所有権と来歴の証明が不可欠である。
日本への示唆		
チェコの「非課税移転モデル」は、日本の「物納・減価償却モデル」とは対照的に、税制を通じて文化資本を国内に集積させる戦略的アプローチを示している。この比較分析から、日本市場の活性化と文化資産保全のために、以下の政策的・私的施策が提言される。 ・ 政策提言: 1. 相続税制の再評価:現行の物納制度に加え、チェコモデルを参考に、重要文化資産が国内に留まり公共の利用に供されることを条件に、相続税の負担を大幅に引き下げる、あるいは非課税とする新たなカテゴリーの創設を検討する。 2. 法人税制の二元化:法人による美術品取得に関し、装飾目的等（現行の減価償却制度を維持）と、重要な文化資産（チェコ同様に減価償却対象外としつつ、保存費用控除など別インセンティブを付与）を区別する二元的な制度を導入する。 ・ 民間セクターへの示唆: 1. 金融機関:欧州のプライベートバンクをモデルに、美術品を資産計画に組み込む専門的な「アート&ウェルス」アドバイザリーサービス（資産承継、アート担保融資）を開発する。 2. 市場関係者:国際的なAML/CFT基準への準拠を徹底し、透明性と信頼性を「強み」として活用することで、国際的な顧客層を獲得する。		

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

主要な産業である一方、少数の高額取引が売上の大部分を占めるいびつな市場であり、贋作も多く流通するという課題も抱えている。

1. 市場規模と成長

チェコのアート市場はダイナミックな成長を遂げており、2022年の市場売上高は**16億5,000万チェココルナ（CZK, 約7,821万米ドル）**に達し、2021年比で10%の増加を記録した。この成長は、チェコのオークション史上初めて1億CZK（約474万米ドル）の壁を突破したボフミル・クビシュタの絵画の売却など、記録的な高額取引によって象徴される。

2. 市場の構造的特徴

ただし、市場全体としては西欧諸国に比べて依然として比較的小規模であり、**少数の高額作品の取引が年間総売上高の大部分を占める**という集中型の構造を呈している。これは、市場が成熟しつつある一方で、依然として**トップヘビー**な段階にあることを示唆している。世界のアート市場の動向（Art Basel / UBSレポート）では、最高価格帯（1,000万米ドル超）の取引が減少する一方、低価格帯（5万米ドル未満）では取引量が増加しており、チェコ市場においても、持続的な成長のためには新規の若いコレクター層の増加に見られるような、**コレクターベースの拡大が重要**であることを示唆している。

3. マクロ経済における位置づけ

アート市場は、より広範な「**文化・創造産業（Industry of Culture and Creation-ICC）**」の一部を構成しており、この産業全体の売上高は**22億5,000万米ドル**という相当な規模に達する。EU全体で見ても、文化・創造セクター（CCS）は付加価値ベースで全体の5.3%を占め、ビジュアルアート分野だけで2020年に**316億ユーロの付加価値**を生み出している。チェコのアート市場がGDPに与える具体的な貢献度を示す直接的なデータはないものの、このように経済的に重要なセクターに組み込まれているという事実が、政府が支援政策を推進する論理的根拠となっている。

4. 市場の信頼性に関する課題

チェコ国内市場には課題も存在する。市場に出回る美術品の**大半が贋作である可能性**が指摘されており、これは国内市場が直面する最大の問題と見なされている。この市場の信頼性に関わる問題は、コレクターの信頼を損ない、市場の健全な発展を阻害する大きなリスク要因である。この状況は、外部の投資家にとって不安定な環境を意味し、市場の成長にもかかわらず「**比較的小規模**」に留まっている一因と考えられる。

*換算レートは2022年の平均実勢レートに基づき算出。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

国家、コレクター、金融機関、美術館・教育機関、アートサービス事業者という主要プレイヤーが合理的に相互作用して成り立っている。

1. 国家（政府・規制当局）

国家は、エコシステム全体の設計者であり、主要なプレイヤーである。その役割は二元的である。

- ・ **インセンティブの設計者**: 直接的な補助金ではなく、税制という受動的な枠組みを用いて市場を形成する。中核は実質的な相続税ゼロである「**非課税所得**」と「**贈与税ゼロ（親族間等）**」であり、これにより美術品を**世代間富裕移転の最適手段**として位置づける。また、法人が美術品を「**減価償却不可**」と定めることで、短期的な節税ではなく**長期保有資産**としての性格を規定している。
- ・ **規制者・保護者**: 「**国家文化財保護法**」に基づき、重要な文化財の輸出を禁止・制限する。これは**国内に文化資本を「囲い込み」、その価値を国内に留保するメカニズム**として機能する。また、EUのAML指令を導入し、金融分析局（FAÚ）を通じて市場の透明性確保（KYC/CDD義務化）を図る。

2. コレクター（富裕層・法人）

コレクターは、国家が設計したインセンティブに合理的に反応するプレイヤーである。

- ・ **個人コレクター**: 実質的な相続税ゼロである**非課税所得**の恩恵を受ける最大の受益者である。コレクションの強制売却リスクが排除されるため、大規模なコレクションを国内で構築・維持する。売却時も**キャピタルゲインが非課税**（事業用資産でない場合）であるため、流動性も確保されている。
- ・ **法人コレクター**: 美術品を**減価償却できない**ため、短期的な費用計上目的ではなく、**価値が減少しない安定した長期保有資産**としてバランスシートに計上する。

3. 金融・サービス事業者

金融機関や専門サービス事業者は、エコシステムの円滑油として機能する。

- ・ **金融機関**: シティ・プライベート・バンクやドイツ銀行、国内のErste Private Bankingなどが、コレクターに対しアート担保融資を提供し、コレクションの流動性を高める。
- ・ **支援サービス**: 修復、保険、輸送、コレクション管理といった専門家が、資産価値の維持を物理的に支える。
- ・ **市場参加者（ギャラリー等）**: AML法の「報告義務事業者」として、KYC/CDDを実施し、市場の信頼性向上（と規制遵守）を担う。

4. 公共・教育機関（美術館・学校）

美術館や教育機関は、エコシステムの需要サイド（将来の担い手）を育成する長期的基盤を形成する。

- ・ **教育機関**: 国家カリキュラム（FEPs）を通じて**基礎教育で美術教育を義務化**し、プラハ美術アカデミー（AVU）などが専門家を育成する。
- ・ **美術館**: プラハ国立美術館などが、子供や学生への無料入場を通じて文化へのアクセスを保証し、国民の関心を育む。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

国内の文化資本を最大化するため、意図的に「入口は広く、出口は狭く」という非対称な政策介入を行っている。

1. 流入促進（輸入）

美術品をチェコ国内（EU域内）に持ち込む際の障壁は、戦略的に低く設定されている。これにより、国際的な美術品を国内のコレクションに加える際のコストと手続き上の障壁が最小限に抑えられている。

1. **付加価値税（VAT）**: 美術品、収集品、骨董品の輸入には、標準税率（21%）ではなく、**12%の軽減VAT税率**が適用される（2024年の税制改正により）。これは、国外から美術品を国内に持ち込む明確なインセンティブとして機能する。
2. **関税**: EU加盟国としてEUの関税法典に従い、HSコード9701（絵画等）、9702（オリジナル版画）、9703（彫刻）に分類されるオリジナルの美術品は、原則として輸入時の**関税が免除**される。

2. 流出規制（輸出）

国内に流入・形成された文化資産が国外に流出することに対しては、国家は規制介入を行う。傑作が国内に留まり、観光業や国内サービス産業への貢献を通じて永続的に経済的価値を生み出し続ける構造が作られている。

1. **法的根拠**: 「**国家文化財保護法**（法律第20/1987号）」および「**文化財の売買及び輸出に関する法律**（法律第71/1994号）」が規制の中核を成す。
2. **階層的保護**: 文化財は「**文化財**（předměty kulturní hodnoty）」、「**文化記念物**（kulturní památka）」、「**国家文化記念物**（národní kulturní památka）」の3段階で保護される。
3. **輸出管理**: 制作後50年を超え、価値が30,000CZKを超える絵画などの輸出には文化省の許可が必要となる。特に、最高レベルの保護を受ける「国家文化記念物」に指定された文化財は、**恒久的な国外への輸出が禁止**されている。これらの国内規制は、EU規則やユネスコ条約によって補完・強化されている。
4. **執行強化**: 2025年施行の改正法では、**税関に不正な文化財と疑われる物品を差し押さえる**新たな権限が付与されるなど、執行体制が強化される。

この「流入歓迎・流出禁止」という非対称な政策介入は、

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

法人税法により、企業は、美術品を短期的な節税ツールではなく、長期的な資産として扱うように誘導されている。

1. 法人コレクションと減価償却制度

企業による美術品の取得と所有に関して、主な政策介入は「減価償却の不適用」である。

- **法的根拠:**チェコ所得税法（法律第586/1992号）の第27条(d)項は、建物や構造物の一部ではない美術品を、税務上の**減価償却の対象から明確に除外**している。
- **会計処理と戦略的含意:**法律上、美術品は有形資産として分類され、企業の貸借対照表に長期有形資産として計上される。減価償却ができないため、その簿価は（減損処理されない限り）一定に保たれる。
- **効果:**この取り扱いは、美術品を他の事業用資産（機械設備など）とは異なる**資産クラスとして明確に区別**する。企業は美術品取得を短期的な費用計上による節税手段として利用できず、代わりに土地のように価値が減少しない安定した**長期保有資産**として扱うことが促される。これは、チェコ国家が目指す「**国内への資産集積**」という戦略と完全に一致している。

2. 寄付（フィランソピー）の奨励

国家は、企業が文化セクターに資金を還流させることを税制面で奨励している。

- **損金算入:**法人は、文化目的（その他特定目的も含む）への寄付を行った場合、その寄付額を課税所得ベースの**最大10%まで損金算入**することができる。
- **効果:**この制度は、企業が（減価償却はできないものの）美術品や文化活動への支援を通じて、税務上の利益を得る道筋を提供する。美術館への美術品の寄付には、その機関の収集方針に合致するかを審査する正式な収蔵委員会プロセスが伴う。

3. AML/CFT規制による市場の専門化

企業・団体のうち、特にギャラリー、オークションハウス、ディーラーは、**AML法**（法律第253/2008号）によって「**報告義務事業者**」に指定されている。

- **義務:**10,000ユーロ以上の取引において、顧客デューデリジェンス（KYC/CDD）を実施し、**実質的所有者（UBO）を特定・検証**する義務を負う。
- **効果:**この規制は、市場参加者にとって管理上の負担を増大させる一方で、**市場の透明性を高め、専門化を強制する**効果を持つ。贋作の蔓延や不透明性といったチェコ市場の弱点に対処し、国際的な信頼性を確保するための、国家による重要な介入となっている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

「国内での長期保有」を最大化するように、富裕層コレクターが国内で美術品を取得・所有・承継しやすい法税制度を設計している。

1. 取得段階エコシステムへの入口

コレクターが美術品を国内に持ち込む（輸入する）際、戦略的な優遇措置が設けられている。

- **輸入VAT:**美術品、収集品、骨董品の輸入には2024年の税制改正により、**12%の軽減VAT税率**が適用される。
- **関税:**オリジナルの美術品（HSコード9701-9703）は、原則として輸入**関税が免除**される。
- **デューデリジェンス:**法的義務ではないが、市場における贋作の流通量の多さを考慮すると、所有権、来歴、真贋に関するデューデリジェンスの実施が実務上重要である。

2. 所有段階：資産としての管理

所有期間中、美術品は安定した長期資産として扱われる。

- **個人コレクション:**主な課題は税務ではなく、保険、保存修復、資産計画のための評価といった**物理的・金融的管理**である。プラハ国立美術館の専門部署や、民間のコレクション管理・修復・輸送業者から成る成熟したサービス・エコシステムがこれを支えている。
- **法人コレクション:**前述の通り、美術品は所得税法上、**減価償却の対象外**とされ、**長期保有資産**として貸借対照表に計上される。

3. 処分段階：チェコモデルの戦略的中核

ライフサイクルの最終段階において、チェコモデルの最もインセンティブが発揮される。

1. **売却（個人）:**個人コレクターが動産（美術品を含む）を売却して得た所得は、その物品が事業用資産でなかった場合、所得税法第4条に基づき**非課税**となる。自動車（1年）や不動産（10年）とは異なり、美術品には**最低保有期間の要件がない**。これにより、コレクターは摩擦のない（税負担のない）流動性を享受できる。
2. **相続（礎石）:**チェコ共和国では、2014年1月1日をもって**相続税が撤廃**された。数百万ユーロ規模の美術品コレクションを含む相続財産は、所得として扱われるものの、個人所得税法上、明確に**非課税**と規定されている。これにより、相続税支払いのためのコレクションの強制的な売却や散逸が完全に回避される。相続手続きは裁判所から任命された公証人が主導し、費用は遺産総額に基づく少額の公証人手数料のみである。
3. **寄付（フィランソロピー）:**寄付も奨励されており、個人は**課税所得ベースの最大15%、法人は最大10%まで所得控除（損金算入）**が可能である。

4. 結論

実質的な相続税ゼロである非課税所得、個人のキャピタルゲイン非課税、法人の減価償却不適用、そして輸出規制という4つの柱が組み合わさり、美術品を「**世代間富裕移転のための最高の非課税資産**」として位置づけている。国家は取引税や相続税からの歳入を放棄する代わりに、この**巨大な資産プールを国内に留める**という戦略的利益を選択している。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

美術品が単なる収集品としてだけでなく、金融的な資産クラスとして認識されており、金融インフラと規制の枠組みが整備されている。

1. アートファイナンスと担保化

コレクターがコレクションを売却することなく流動性を確保するための金融インフラが、主に国際的な金融機関によって提供されている。

- **市場の概観:** チェコのアートファイナンス市場の具体的な規模に関するデータは限定的であるが、シティ・プライベート・バンクやドイツ銀行といった主要な国際金融機関がグローバルに「**ファインアート・レンディング**」サービスを提供しており、チェコの富裕層もこれらのサービスを利用可能である。
- **国内銀行の関与:** 国内銀行では、Česká spořitelna（Erste Private Banking）が、**美術品の貸し出しを可能にする「Artotéka」**プロジェクトへの協賛などを通じてアート分野に積極的に関与しており、美術品を資産クラスとして認識していることがうかがえる。
- **プロセス:** アート担保融資は、コレクターが美術品を融資の担保として提供する金融商品である。このプロセスには、コレクションの専門的な価値評価、借主の信用調査、そして美術品に対する法的な質権設定が含まれる。美術品の所有権は公的な登記簿には登録されないが、質権は公証人が管理する質権登録簿に記載することができる。

2. 市場の健全性確保

AML/CFTの枠組み 市場の透明性と信頼性を確保するため、チェコはEUの規制を導入し、金融システムとアート市場の融合を監督している。

- **法的根拠:** チェコ共和国は、EUの第4次および第5次マネー・ローンダリング防止指令を、主として「AML法（法律第253/2008号）」を通じて国内法に施行している。
- **報告義務事業者:** AML法は、「アート市場参加者」（ギャラリー、オークションハウス、ディーラーなど文化財の取引を業として行う者）を明確に**報告義務事業者として指定**している。
- **主要な義務（KYC/CDD）:** **10,000ユーロ以上**の価値の取引において、これらの事業者は**顧客デューデリジェンス（CDD）**、通称「顧客確認（KYC）」を実施しなければならない。これには、顧客の身元確認、最終的な実質的所有者（UBO）の特定、リスク評価、そして疑わしい取引の金融分析局（FAÚ）への報告が含まれる。
- **戦略的意義:** EU基準のAML/CFT規制の導入は、管理上の負担を増大させる一方で、チェコのアート市場を国際舞台で正当なものとして位置づけるための不可欠なステップである。特に、市場の最大の弱点である「贋作の流通量の多さ」や伝統的な不透明性は、マネー・ローンダリングの温床となりうる。KYCの義務化は、市場の専門化と透明性の向上を強制し、長期的には国際的なコレクターや機関投資家からの信頼を醸成する「参入コスト」として機能している。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

有利な税制や法制度といった「ハード・インフラ」と、アートに関心を持つ社会と将来の担い手を育成する「ソフト・インフラ」に支えられている。

1. 未来のコレクター層の育成：美術教育

チェコは、将来の市場の担い手を育成するために、教育システムを通じて体系的なアプローチをとっている。

- **国家カリキュラム:**チェコの教育制度は、国家の「フレームワーク教育プログラム（FEPs）」に基づいて構築されている。
- **義務教育における芸術:**「芸術と文化」という教育分野は、音楽と美術によって代表され、基礎教育における**必須の構成要素**である。これにより、すべての生徒が幼少期から芸術に関する基礎教育を受け、創造性、文化的リテラシー、視覚表現への理解を深めることが保証されている。
- **高等教育:**プラハ美術アカデミー（AVU）のような高等美術教育機関のネットワークが、アーティストや美術専門家を育成し、エコシステムに新たな才能を供給している。

2. 公共アクセスとエンゲージメント

文化へのアクセスを容易にすることは、幅広い層の関心を喚起するための重要な政策である。

- **美術館の無料・割引入場制度:**プラハ国立美術館のような国立の文化施設は、15歳未満の子供、美術アカデミーの学生、ICOM会員など、**幅広い層に対して無料入場**を提供している。また、**高齢者や26歳未満の若者には割引料金**が適用される。他の文化遺産施設も同様の制度を導入している。
- **政策的根拠:**この政策は、文化に触れるための社会的・経済的障壁を下げ、芸術に対する広範な国民の理解と関心を育むことを目的としている。これは、すべての市民が文化的生活に積極的に参加することを促進するという政府の目標とも一致している。

これらの義務教育と公共アクセスを保証する国家のコミットメントは、未来のアートエコシステムを担う**コレクター層や鑑賞者層を育成するための長期的な投資**と見なすことができる。これは、税制によって国内に集積される文化資本が、将来のチェコ国民によって理解され、評価されることを確実にするための、数十年単位の長期戦略なのである。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Czechia's art market grew significantly in 2022, breaching several records, 2025/10/3調査時点
<https://english.radio.cz/czechias-art-market-grew-significantly-2022-breaching-several-records-8779695>
- Market Analysis of the Cultural and Creative Sectors in Europe - European Investment Fund, 2025/10/3調査時点
https://www.eif.org/InvestEU/guarantee_products/ie-ccs-market-study.pdf
- Art Basel and UBS Global Art Market Report 2025, 2025/10/3調査時点
<https://www.artbasel.com/stories/the-art-basel-and-ubs-global-art-market-report-2025>
- Up to half of artworks on Czech market are fakes | Radio Prague International, 2025/10/3調査時点
<https://english.radio.cz/half-artworks-czech-market-are-fakes-8792863>
- National Cultural Policy of the Czech Republic 2015-2020, 2025/10/3調査時点
https://mk.gov.cz/doc/cms_library/national-cultural-policy-of-the-czech-republic-2015-2020-6988.pdf
- Art & Cultural Property Law 2025 - Czech Republic - Global Practice Guides, 2025/10/3調査時点
<https://practiceguides.chambers.com/practice-guides/art-cultural-property-law-2025/czech-republic/trends-and-developments>
- Art Law in Czech Republic - havel & partners, 2025/10/3調査時点
<https://www.havelpartners.com/art-law-in-czech-republic/>

- § 27 paragraf 27 - Zákon o daních z příjmů č. 586/1992 Sb. | Kurzy.cz, 2025/10/3調査時点
<https://www.kurzy.cz/zakony/586-1992-zakon-o-danich-z-prijmu/paragraf-27/>
- Czech Republic - Individual - Income determination - Worldwide Tax Summaries, 2025/10/3調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/czech-republic/individual/income-determination>
- A notary's remuneration for inheritance proceedings and other fees - RE/MAX Alfa, 2025/10/3調査時点
<https://www.remaxalfa.cz/en/a-notarys-remuneration-for-inheritance-proceedings-and-other-fees/>
- Czech Republic - Individual - Other taxes - PWC Tax Summaries, 2025/10/3調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/czech-republic/individual/other-taxes>
- Art advisory and finance | Art lending - Citi Private Bank, 2025/10/3調査時点
<https://www.privatebank.citibank.com/we-offer/art>
- AML and CTF law and regulation in the Czech Republic | CMS, 2025/10/3調査時点
<https://cms.law/en/int/expert-guides/cms-expert-guide-to-aml-and-ctf-in-central-eastern-europe/czech-republic>
- Framework Education Programme for Elementary Education FEP EE, 2025/10/3調査時点
<https://www.pf.ujep.cz/wp-content/uploads/2018/09/Framework-Educational-Programme-for-Elementary-Education.pdf>

2.2.31 ルクセンブルク | 金融国家戦略と一体化した世界有数のアート・ウェルスマネジメントハブ

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
Report Linker が発表した「Luxembourg Art Industry Outlook 2022 – 2026」によると、ルクセンブルクのアート市場は、2026年の輸入予測額1億2,200万ドル、輸出予測額800万ドルであり、これは同国GDP（約970億ドル）の0.2%にも満たない。この取引規模は、世界の超富裕層（UHNWIs）が保有するアート資産総額（2022年時点で2兆1,740億米ドル）と比べても僅かである。最大の特徴は、この市場が単独で利益を生むのではなく、GDPの25%強を占める金融セクターと不可分である点にある。アート取引は、グローバルの資産を国内の金融エコシステムに引き込み、「管理・運用」させるための戦略的な「触媒」として機能している。	ルクセンブルクの税制は、アートを資産として長期保有・承継することを後押しする設計である。特に富裕層コレクターにとって極めて有利な税環境を提供しており、アートを通じた世代間の富の移転を円滑にしている。 ・ 相続税・富裕税 ：最大の特徴は、直系血族間の相続税が0%であること、そして個人に対する富裕税が2006年に廃止され、アートも課税対象外になったことである。 ・ VAT（付加価値税） ：アーティストからの直接購入やEU域外からの輸入にかかるVATは8%の軽減税率が適用される。 ・ キャピタルゲイン ：個人コレクターによる売却益は、私有財産の管理の範囲内であれば原則非課税である。 ・ 減価償却 ：ルクセンブルク所得税法（Loi concernant l'impôt sur le revenu - L.I.R.）によると、法人によるアート取得において、耐用年数が限定されないとの理由から減価償却は認められていない。 ・ 寄付 ：公認文化施設への寄付（現物・現金）は、年間純利益の20%または100万ユーロを上限として税控除の対象となる。	民間、特に金融セクターがエコシステムの中核を担っている。ドイツ銀行やUBSなどの大手プライベートバンクは、富裕層顧客に対し、アートを担保とした融資、購入や売却に関するアドバイザリー、コレクション管理、相続計画といった包括的なアート関連サービスを提供している。法人によるアートへの関与は、税務上の理由から直接購入よりもアートリースが主流であり、リース料は事業経費として控除可能である。また、欧州投資銀行（EIB）やデレン・プライベートバンクといった多くの企業が大規模なアートコレクションを保有し、顧客エンゲージメントやブランディングに活用している。これらのコレクションは、「プライベート・アート・キルシュベルク」といったイベントを通じて定期的に一般公開され、市民の文化アクセス向上にも貢献している。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
ルクセンブルクのアートエコシステムは、アートを「資産」として捉え、その購入から管理、金融化、承継までをワンストップで支える成熟したバリューチェーンを形成している。このチェーンは、ギャラリーやオークションハウスといった市場仲介者に加え、プライベートバンク（アートファイナンス）、アート投資ファンド、専門保険会社といった金融プレイヤー、さらには専門物流業者、高セキュリティ保管施設（フリーポート）、鑑定家、修復家といった支援インフラで構成されている。これらの民間プレイヤーを、文化省が政策面で、そして2020年に設立されたKultur Ix - Arts Council Luxembourgがプロモーションや助成金を通じて下支えする官民連携の構造が特徴である。	政府は、文化財保護と市場流動性の両立を意図した政策を推進している。2022年制定の文化遺産法で国内の貴重な文化財を保護し、法的な安定性を確保する一方、EU規則に準拠した輸出入制度でグローバルな流通を保証している。また、アーティスト支援と市場創出のため、Kultur Ixを通じてアーティストのキャリア開発や海外展開を資金的・戦略的に支援しているほか、2023年からは公共建築の建設費の1%をアート作品に充てる「1% for art」制度を法的に義務付けている。さらに、EUのAML指令（AMLD5）を遵守し、アート取引における顧客デューデリジェンスを義務付けることで、市場の透明性と信頼性を確保している。特に、ルクセンブルク・ハイセキュリティ・ハブ（旧フリーポート）は、世界で最も規制された安全な保管環境を提供している。最大の特徴は、税関が施設内に常駐し、搬入出される物品の100%を監督・検証している点にある。加えて、法律（2020年AML法）により施設運営者には厳格な本人確認（KYC）が義務付けられており、登録税務局（AED）の監督下で金融機関と同等のマネーロンダリング対策が適用されている。	美術館、特に現代アートを牽引するMudam（ルクセンブルク大公ジャン近代美術館）は、エコシステムの文化的な核として機能している。Mudamは、バンク・ド・ルクセンブルク、CA Indosuez、PwCといった主要な金融機関や企業との長期的なパートナーシップを構築し、その財政的支援によって注目度の高い展覧会を実現している。これは、展示されるアーティストの評価と市場価値を高める上で重要な役割を果たしている。さらに、美術館は富裕層コレクターとの関係構築にも積極的である。Mudamは「コレクターズ・サークル」といったイニシアチブを設け、富裕層が美術館を支援し、専門家とのネットワークを築くためのプラットフォームを提供している。
日本への示唆		
ルクセンブルクの事例は、アートを文化振興の対象としてだけでなく、金融・ウェルスマネジメント戦略の構成要素として位置づけることの重要性を示唆している。日本が国際競争力のあるアート市場を形成するためには、以下の多角的な改革が不可欠である。		
1. 最優先課題は税制改革：特に、アート作品を対象とした相続税・贈与税の大幅な優遇措置（特に直系血族間）の導入が、長期的なコレクション形成と富の国内還流を促す最も強力な手段となる。 2. 民間セクターの活性化 - 法人向けインセンティブとして、存命作家の作品購入費の減価償却制度や、アートリースの損金算入の明確化がプライマリー市場を活性化させる。 - 国内金融機関に専門的なアートファイナンス・アドバイザリー部門の設立を奨励し、アート投資ファンド等の金融商品を開発できる環境を整備すべきである。 3. 制度的基盤の強化 - Kultur Ixのような中央集権的なプロモーション機関の権限を強化し、海外での戦略的展開を図る必要がある。 - 国際的なAML/CFT基準を遵守し市場の信頼性を高めるとともに、規制と透明性を担保した「フリーポート・ライト」モデルの検討も、アジアのゲートウェイとして有効な選択肢となり得る。		
金融と一体化した官民連携のバリューチェーンが、アートの資産価値を最大化する。		

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

金融が主導する経済を背景に、富裕層がアートを資産として管理し、継続的に金融サービスを利用するように戦略的に位置づけている。

ルクセンブルクのアートエコシステムは、国の経済構造と密接に統合されている。同国経済は金融サービスが主導しており、アート市場はその広範な経済戦略の一部として機能している。

1. 経済プロフィール

- サービス業がGDPの80.6%を占め、その中でも金融セクターがGDPの25%強を構成する。
- 米国に次ぐ**世界第2位の投資ファンドセンター**であり、ユーロ圏トップのプライベートバンキングセンターである。この金融インフラが、アート関連サービスの強固な基盤となっている。

2. アート市場の規模と戦略的位置づけ

- 直接的な取引規模は限定的（2026年予測：輸入額1億2,200万ドル、輸出額800万ドル）で、GDP（約970億ドル）と比較するとごく僅かである。
- 国家の真の関心は、アートの売買から得られる直接税収ではない。むしろ、世界の超富裕層（UHNWIs）が保有する莫大なアート資産（2022年時点で2兆1,740億米ドル）を、国内の金融エコシステムに引きつける**戦略的な「触媒」**としてアート市場を位置づけている。
- 最終的な目的は、アートを核とする富裕層資産の管理から得られる**継続的な金融サービス手数料**である。ルクセンブルクは、「資産としてのアート」を管理するためのプラットフォームを構築し、ウェルスマネジメントのバリューチェーン全体を捕捉しようとしている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

公的な支援と民間の専門機関が連携し、金融機関と文化セクターがパートナーシップを組むアートエコシステムが形成されている。

ルクセンブルクのアートエコシステムは、専門的な民間プレイヤーと、それを支える強力な公的機関からなるフルサービスのバリューチェーンで構成されている。これらのプレイヤーは密接に連携し、自己強化のサイクルを創り出している。例えば、バンク・ド・ルクセンブルクのような金融機関は Mudam美術館の長期的なパートナーであり、その財政支援がアーティストの評価向上に貢献している。また、デレン・プライベートバンクはルクセンブルク・アートウィークの主要パートナーとして、アートフェアを顧客エンゲージメントに活用している

1. 民間セクターの主要プレイヤー

- **ギャラリー:** Bel-Air Fine ArtやValerius Galleryなどがプライマリーマーケットを担う。
- **オークションハウス:** Phillips（国際）やLux Auction（国内）などがセカンダリーマーケットを提供する。
- **アドバイザー:** BARNES Art Advisoryなどがコレクターの購入、売却、管理を助言する。
- **物流・保管:** Fortiusなどが専門輸送や、ルクセンブルク・ハイセキュリティ・ハブ（フリーポート）での保管サービスを提供する。
- **保険:** AXA XLやHiscox（Foyer経由）などの専門保険会社がリスクをカバーする。
- **修復家:** Atelier nombre d'Orなどが作品の保存を担う。

2. 公的・官民連携機関

- **文化省:** 政策、遺産保護、法規制を管轄する最終的な監督機関である。
- **Kultur | Ix - Arts Council Luxembourg:** 2020年に設立された主要な運営機関。アーティストのキャリア開発、海外展開、プロモーションをミッションとし、助成金や戦略的支援を提供する。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

文化財の保護と美術品の流動性を両立させ、市場の安全性と信頼性で富裕層の資本を惹きつける。

ルクセンブルクは、文化財の「保護」と、グローバル商品としてのアートの「市場流動性」を両立させる洗練された二元的アプローチを採用している。

1. 文化財保護による信頼性の確保

- **2022年文化遺産法**により、国内の貴重な文化財に関する保護措置を近代化・統合。
- 国のインベントリ（目録）制度と明確な分類基準を導入し、所有者の**法的確実性**を高めている。これにより、エコシステム内の資産の正当性を担保している。

2. 市場流動性の保証と規制

- EU加盟国として、文化財の輸出入に関する**EU規則**を遵守。2025年6月からの新規則では、年代や価値に応じて輸入許可や申告が必要となり、合法的な輸出手続きが求められる。
- EU域外から輸入されるアート作品には**8%の軽減VAT率**が適用され、EU内で競争力のある水準を維持している。
- この「保護」と「流動性」の組み合わせは、一種の「**セーフハーバー（安全な港）**」効果を生み出している。ルクセンブルクは、アートを輸入するのが最も「容易」な場所としてではなく、最も「安全」で「信頼できる」場所として競争しており、資産保全を最優先するUHNWIを惹きつけている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

美術品の減価償却を認めず、リースや寄付を通じた企業の文化参画を制度的に促進している。

ルクセンブルクの法制度と税制は、企業がアートへ関与するための直接的なインセンティブよりも、リースや慈善活動といった、よりエコシステムの活性化に繋がる代替戦略を奨励している。

1. 減価償却の不許可

ルクセンブルク所得税法 (Loi concernant l'impôt sur le revenu - L.I.R.)によると、アート作品は耐用年数が限定されない資産と見なされるため、法人税法上の**減価償却は認められていない**。これにより、企業がアートを静的な資産として保有する税務上のメリットは小さい。

2. 推奨される代替戦略

- **アートリース**: リース料は、作品が事業用の施設に展示されている限り、**控除可能な事業経費**として扱われる。これは企業にとって魅力的な代替手段となっている。
- **慈善活動（メセナ）**: 国立文化基金やMudamのような公認文化団体への法人による寄付（現金または現物）は、**税控除の対象**となる。控除額は、年間純利益の20%または100万ユーロのいずれか低い方が上限である。

3. 直接的な市場創出政策

- **「1% for art」制度**: 2023年3月8日の法律により、新しい公共建築物の建設費の**少なくとも1%をアート作品の購入または制作依頼に充てることが義務化**された。これにより、アーティストにとって安定的かつ国家が資金を提供する市場が創出されている。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層に極めて有利な税制と専門的な支援により、アート資産の長期的な保有と世代間の承継を最適化している。

ルクセンブルクは、富裕層（HNWI）コレクターのライフサイクルの各段階において、税務・法務・金融サービスが一体となった包括的なサポート体制を構築している。

1. 購入・所有段階

- **購入時VAT:** アーティストからの直接購入やEU域外からの輸入には**8%の軽減税率**が適用される。
- **富裕税:** 個人に対する富裕税が**2006年に廃止され、アートコレクションも課税対象外である**。これは他国に対する大きな競争優位性となっている。
- **キャピタルゲイン:** 個人コレクターによる売却益は、私有財産の管理の範囲内であれば**原則非課税**である。

2. 管理・リスク管理段階

- **物理的管理:** Fortiusなどの専門業者が輸送・保管を担い、特に**ルクセンブルク・ハイセキュリティ・ハブ（フリーポート）**は、最適な保存環境とVAT・関税の一時停止という金融的利点を提供する。
- **リスク管理:** 専門家による評価サービスが利用可能であり、AXA XLなどが提供する専門的な「オールリスク」美術品保険が、輸送中を含むあらゆるリスクをカバーする。
- **情報管理:** Wit Artなどが提供するデジタル・コレクション管理システム（CMS）が、大規模コレクションの効率的な管理を可能にする。

3. 承継（出口戦略）段階

- **相続税:** ルクセンブルクの制度の要であり、**直系血族（子や孫）間での相続税は0%**である。これにより、アートは世代間の富の移転において極めて税効率の高いツールとなっている。
- **贈与税:** 公証人を通じて行われる動産（絵画など）の贈与には登録税が課され、その税率は関係性によって異なる（直系血族で1.8%または2.4%、配偶者で4.8%、血縁関係のない者で最大14.4%）。しかし、公証人を介さない手渡し贈与は、一般的に登録税の対象とはならない。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

金融とアートを統合し、透明性と信頼性を備えた国際的なアート金融の拠点を構築している。

ルクセンブルクの最大の強みは、アートと金融の深い融合にある。世界有数の金融センターとしての地位を活用し、アートを銀行取引可能な資産クラスへと転換させている。

1. アートファイナンス（コレクションの収益化）

- 世界のアート担保融資市場は2023年末で最大341億米ドル規模と推定される。
- ルクセンブルクに拠点を置くドイツ銀行、UBSなどの大手国際銀行は、アートコレクションを担保に融資を行う**アートファイナンスサービス**を提供。これによりコレクターは作品を売却することなく流動性を確保できる。

2. 高度な金融商品（アート投資の集団化・金融化）

- **柔軟な投資ビークル**: アート投資ファンドの組成地として理想的であり、特に以下のビークルが活用される。
 - **特別限定パートナーシップ（SLP/SCSP）**: 限定パートナーシップ契約(LPA)による契約の自由度が高く、最低資本金要件がなく、リミテッド・パートナー(LP)の匿名性が確保される。このため、複数の投資家から資金を集めてアートを取得するのに理想的である。
 - **リザーブド・オルタナティブ投資ファンド（RAIF）**: 間接的な監督下でEU全域でのマーケティングが可能。
- **証券化**: 証券化ビークルがアートコレクションを取得し、その価値を裏付けとした有価証券を発行。これにより、非流動資産であるアートを取引可能な金融商品へと転換する。

3. システムを支える規制とインフラ

- **厳格なAML/CFT規制**: EUの第5次AML指令（AMLD5）を遵守し、10,000ユーロ以上の取引を行う事業者に対し厳格な顧客デューデリジェンスを義務付け、市場の透明性を確保している。
- **ルクセンブルク・ハイセキュリティ・ハブ（フリーポート）**: VAT・関税の一時停止という税制上の利点と、税関による100%の物品検証、運営者へのAML法適用という**厳格な監督**を組み合わせている。これは、不透明性で批判されがちな他のフリーポートとは一線を画し、「規制された透明性」によって高い信頼性を実現している。

⑤その他（アート教育と市民参加）

美術教育・文化アクセスの保証・企業による支援が連動し、市民参加型の包摂的なアートエコシステムを形成している。

ルクセンブルクのアートエコシステムは、専門家や富裕層だけでなく、市民の幅広い関与によっても支えられている。政府は、教育と文化アクセスを保証することで、アートのための活気ある社会的文脈を創出している。三者（企業、富裕層、市民）の共生的な関与が、エコシステム全体の安定性とダイナミズムを生み出している。

1. 公教育における美術教育

美術教育は、初等・中等教育のカリキュラムに「**芸術教育（Éducation artistique）**」として不可欠な要素として組み込まれている。これにより、将来のアート愛好家やパトロンを育成している可能性が高い。

2. 市民の文化アクセスの保証

- 政府は、美術館や文化インフラへの国家資金提供を行っている。
- 「**カルチャーパス（Kulturpass）**」のようなプログラムを導入し、経済的に恵まれない人々にも無料または割引で文化イベントへのアクセスを提供している。

3. 企業による市民への機会提供

- 企業の文化支援は寄付にとどまらず、多くの企業が自社のアートコレクションを保有している。
- 「**プライベート・アート・キルシュベルク**」というイベントでは、欧州投資銀行（EIB）やドイツ銀行などが自社のコレクションを定期的に一般公開し、市民が優れたアートに触れる貴重な機会を提供している。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Economy of Luxembourg - Wikipedia, 10月3,2025にアクセス,
https://en.wikipedia.org/wiki/Economy_of_Luxembourg
- Bringing your art business to Luxembourg | Deloitte Luxembourg | Art & Finance, 10月3,2025にアクセス,
<https://www.deloitte.com/lu/en/services/financial-advisory/research/bringing-art-business-luxembourg.html>
- Art & Finance report - highlights in the art market | Deloitte Luxembourg, 10月3,2025にアクセス,
<https://www.deloitte.com/lu/en/services/financial-advisory/research/art-finance-report.html>
- The draft law on cultural heritage has been voted by the Chamber of ..., 10月3,2025にアクセス,
https://gouvernement.lu/en/actualites/toutes_actualites/communiqués/2022/02-fevrier/10-patriimoine-culturel.html
- Art Collectors Beware - Changes to Importing Cultural Property into the EU in 2025, 10月3,2025にアクセス,
<https://www.fieldfisher.com/en/insights/art-collectors-beware-changes-to-importing-cultural-property-in-the-eu-in-2025>

- Navigating the Art Market in Luxembourg: A Comprehensive Guide about Art Transactions Taxes - LAFA, 10月3,2025にアクセス,
<https://lafa-asbl.com/navigating-the-art-market-in-luxembourg-a-comprehensive-guide-about-art-transactions-taxes/>
- Inactive art: private passion or private client asset | International Bar Association, 10月3,2025にアクセス,
<https://www.ibanet.org/article/5a47a09c-5e75-4748-add1-de6f328684b4>
- Your support is invaluable - Mudam, 10月3,2025にアクセス,
<https://www.mudam.com/support>
- Mécénat culturel des entreprises - Guichet.lu - Luxembourg, 10月3,2025にアクセス,
<https://guichet.public.lu/fr/entreprises/gestion-juridique-comptabilite/responsabilite-sociale/culture-societe/mecenat.html>
- Art advisory - Luxembourg - UBS, 10月3,2025にアクセス,
<https://www.ubs.com/lu/en/wealthmanagement/insights/art-collecting.html>
- How to calculate taxes on an inherited estate - Guichet.lu - Luxembourg - etat.lu, 10月3,2025にアクセス,
<https://guichet.public.lu/en/citoyens/sante/fin-vie/deces/droits-succession-heritage.html>

2.2.32 リトアニア | 税制と法制度が牽引する、富裕層の資産保全と文化継承モデル

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
リトアニアのアート市場は、国際的な取引規模（2021年輸出約480万ドル、輸入約400万ドル）こそ限定的である。しかし、その強みは 国内経済への高い貢献度 にあり、 文化セクターの付加価値総額は10億98万ユーロ（国全体の2.0%） 、 雇用者数は約49,200人（総雇用の3.6%） に達する。EUの統計では、全事業者に占める 文化関連企業の割合が8.9% とEU平均を大きく上回り、活発な起業活動と内需に支えられたエコシステムが形成されている。	リトアニアの税制は、富裕層による美術品の長期所有と世代継承を強力に促進する「好循環の三角形」を形成している。 ・ キャピタルゲイン税：3年以上所有し、かつ「動産文化財登録簿」に法的に登録された美術品の売却益は、全額非課税となる。これにより、美術品は税効率の極めて高い長期資産クラスとなっている。 ・ 相続税：近親者（配偶者、子、孫、親、兄弟姉妹等）が相続した財産は、その価額にかかわらず相続税が完全免除される。 ・ 贈与税：上記の近親者カテゴリー内での贈与も非課税である。 ・ 寄付（法人）：「慈善・後援法」に基づき、法人が美術館等の受益者へ後援（寄付）を行った場合、その支出額の2倍の金額を損金算入できる（課税所得の40%が上限）。 ・ 寄付（個人）：納税者が、自身が支払った個人所得税額の最大1.2%を、アーティスト個人を含む指定受益者に直接割り当てる（寄付する）制度がある。 ・ 減価償却：企業が購入した美術品は、経年で価値が減少しない「非減価償却資産」として扱われるのが一般的であり、リトアニアの法人所得税法にも減価償却を認める具体的規定はない。 ・ その他：美術品に対する富裕税や固定資産税は存在しない。EU域外からのオリジナル美術品の輸入関税は0%、国内購入・輸入時のVATは標準税率21%が適用される。	・ 私的美術館の設立：科学者であり慈善家でもある夫妻が、個人コレクション（1960年代以降のリトアニア近現代美術5,000点超）を基盤とする国内最大級の私的美術館「MOミュージアム」を2018年に開館させ、市場に新たなダイナミズムをもたらしている。 ・ 法人によるパトロン活動：企業による文化支援（後援）は、支出額の2倍を損金算入できるという世界的に見ても強力な税制優遇措置によって、単なるCSRを超えた合理的な経営判断として奨励されている。 ・ 資産管理インフラの整備：AXA XLやMarshといった国際的な大手保険会社による美術品専門保険、DB SchenkerやCrown Fine Artなどの専門業者による国内外への輸送・ロジスティクス、温度・湿度が管理された専門保管サービスが民間によって提供されており、コレクターが安心して資産を管理できる環境が整っている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
デュアル・ガバナンスモデル が特徴である。文化省が国家の文化政策の策定・実施を担い、傘下の文化遺産局が「動産文化財登録簿」を管理し、美術品の法的地位を確立する。一方、助成金の配分は、政府から独立した「リトアニア文化評議会（LCC）」が「アームズ・レングス」原則に基づき行う。LCCの評議員は、文化コミュニティ自身の選挙によって選出された専門家で構成され、 政治的影響から独立した実力主義の文化振興 を実現している。市場インフラとしては、公的美術館（国立美術館）、私的美術館（MOミュージアム）、現代アートギャラリー、地域密着型のオークションハウスが存在する。	・ 法的インフラと輸出規制の連携：美術品の所有権を明確化する「動産文化財登録簿」制度を運用。この登録はキャピタルゲイン非課税の前提条件だが、登録された文化財は恒久的な国外輸出が不可（一時輸出のみ可）となる。この「登録のトレードオフ」により、税制優遇と引き換えに、国の重要文化財が国内に留まるよう誘導している。 ・ 金融支援：公的投資開発庁（VIPA）等が「文化遺産基金」を設立し、登録文化財の所有者（法人・個人）に対し、修復や商業利用のための低利融資（2025年時点では金利<3%）を提供している。 ・ 市場の健全性確保：EUのAML指令（5AMLD/6AMLD）を厳格に国内法制化。美術品取引業者（ギャラリー等）は、10,000ユーロ以上の取引において顧客デューデリジェンス（CDD）や疑わしい取引の報告（STR）を義務付けられる。金融犯罪調査庁（FCIS）が専門の監督機関として機能し、市場の透明性と国際的信頼性を担保している。	・ 公的美術館（価値基準の形成）：Lithuanian National Museum of Art（リトアニア国立美術館）とその分館であるNational Gallery of Art（国立美術館）は、20世紀から21世紀のリトアニア美術に関する包括的なコレクションを所蔵・展示している。これらの公的機関は、国内アートの歴史的価値を担保し、その価値基準を形成する上で中心的な役割を果たしている。 ・ 私的美術館（市場の活性化）：2018年に開館したMOミュージアムは、ヴィクトラス・ブックスとダンゴレ・ブツキエネ夫妻の5,000点を超える個人コレクションを基盤とする国内最大級の私的近代美術館である。1960年代以降のリトアニア近現代美術に特化し、市場に新たなダイナミズムを創出している。
アームズ・レングス原則に基づき、正義的影響を排除されている。文化省による政策とLCCによる助成金が分離されている。		
税制優遇と引き換えに国外輸出を禁止する制度が、国内に重要な文化財が保持されるよう促している。		
日本への示唆		
リトアニアの成功は、個別の政策ではなく、 税制、法制度、ガバナンス、規制が相互に連携 し、一つの首尾一貫したシステムとして機能している点にある。日本への戦略的示唆として以下が提言される。 1. ガバナンス改革：リトアニア文化評議会（LCC）の「アームズ・レングス」原則を参考に、専門家が選挙等で選出され、政治的影響から独立して助成金配分を決定する「日本文化評議会（仮称）」の設立を検討する。 2. 税制改革： ・ キャピタルゲイン：リトアニアの3年ルールをモデルに、美術品の長期所有（例：5年や10年）に対するキャピタルゲイン税の優遇措置（軽減または免除）を導入する。 ・ 相続税：美術品の物納制度の要件緩和・手続き簡素化や、コレクションの一体継承・公開を条件とした納税猶予制度の拡充を検討する。 ・ 法人寄付：リトアニアの「二重控除」を参考に、法人による文化支援への損金算入限度額の拡大など、インセンティブを強化する。 3. 金融・法的インフラ構築： ・ 国家登録制度：「動産文化財登録簿」に倣い、美術品の所有権や来歴を公的に記録する国家管理の登録制度を創設し、美術品の資産としての法的地位を確立する。 ・ アート金融：上記登録制度を基盤とし、アート担保融資市場を官民連携で育成・推進する。		

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

アート市場の規模は国際的に見て小さいが、文化関連企業が多く、主要産業として国内の雇用に大きく貢献している。

1. 国内経済への高い貢献（付加価値・雇用）

リトアニアの文化セクターは、国の経済において重要な役割を果たしている。公式統計によれば、2021年における**文化セクターが生み出した付加価値総額は10億98万ユーロ**に達し、これは国全体の付加価値総額の**2.0%**を占める。2020年比で7,340万ユーロ、率にして**7.9%増加**しており、堅調な成長を示している。雇用面では、2021年に約**49,200人が文化セクターで雇用**されており、これは国の総雇用者数の**3.6%**に相当する。この数値は、文化セクターが労働集約的であり、多くの国民に生計の手段を提供していることを示唆している。付加価値の内訳は、図書館・公文書館・博物館（18.5%）、創造的・芸術的・娯楽的活動（14.0%）、印刷・記録メディアの複製（12.2%）と多様である。

2. 広範なクリエイティブ産業のインパクト

文化セクターをデザイン、映画、ゲーム、ファッション等を含む広範な「クリエイティブ産業」として捉えると、その経済的インパクトはさらに大きく、GDPの約5%に貢献していると推定されている。この定義には、文化セクターが持つ経済的な波及効果の大きさが含まれる。

3. 限定的な国際取引規模

リトアニアのアート市場を国際的な取引規模で見ると、その存在感は限定的である。2021年の美術品輸出額は約480万ドル（世界43位）、輸入額は約400万ドル（世界49位）にとどまっている。予測では2026年までに輸出額が約600万ドル、輸入額が約510万ドルに達する見込みだが、それでも世界市場におけるシェアは小さいままである。

4. 国内における文化関連企業の割合

この取引規模の小ささとは対照的に、国内の文化関連企業の割合は高い。EUの統計によれば、リトアニアでは全事業者に占める**文化関連企業の割合が8.9%**に達し、これはEU平均を上回る水準である。

5. 結論：内需志向の持続可能なエコシステム

これらのデータを総合的に分析すると、リトアニアの文化経済の強みは、国際的な美術品取引の規模にあるのではなく、むしろ**国内経済への貢献度、高い雇用創出力、そして活発な起業活動に支えられた文化関連事業の割合の高さ**にあることが明らかになる。この構造は、リトアニアの文化政策が、輸出主導型の市場拡大よりも、**国内エコシステムの健全な育成と内需の活性化を重視**していることを示唆している。この内需志向の構造が、後述する国内コレクターを優遇する税制と密接に連携し、持続可能な市場の基盤を形成しているのである。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

政府、独立助成機関、そして多様な市場参加者（美術館、ギャラリー等）の相互作用によって機能している。

1. 政府（文化省）の役割：戦略と監督

1994年に設立されたMinistry of Culture（文化省）が、**国家文化政策の策定・実施の中心的な役割**を担う。その使命は、プロ・アマの芸術、演劇、音楽、美術、映画、博物館等を支援し、著作権を保護し、文化財を守ることにある。具体的には、文化活動に関する法案の起草、各種プログラムの策定・実施調整、博物館等への資金配分、文化財の登録と保護の保証などを行う。特に重要なのは、文化省がDepartment of Cultural Heritage（文化遺産局）を直接監督している点である。文化遺産局は、動産・不動産の文化財の保護と記録を担う専門機関であり、**「動産文化財保護法」の執行を通じて、美術品の法的地位の確立と管理（「動産文化財登録簿」の運営）に責任を負っている**。また、国家戦略「Lithuanian Progress 2050 Strategy」では、**創造性の涵養が教育システムの重要な柱**として位置づけられ、文化・芸術セクターとビジネスとの連携が奨励されており、文化省もこれに基づき文化産業の経済的貢献度を高めることを戦略目標としている。

2. 独立助成機関（LCC）の役割：「アームズ・レングス」原則

リトアニアの文化ガバナンスにおける最大の革新は、2013年に設立された**リトアニア文化評議会（LCC）**である。LCCは、文化省傘下の予算機関でありながら、その運営において**「アームズ・レングス（腕の長さ）」原則を徹底して採用している**。これは、政府（文化省）が資金を提供する一方で、その**具体的な配分決定は政府から独立した専門家組織（LCC）に委ねるモデル**である。これにより、**助成金配分が政治的影響や検閲から独立し、表現の自由と多様性が保証**される。LCCの意思決定機関である評議会は、様々な芸術分野を代表する10名の専門家で構成される。最大の特徴は、これらの評議員が政府による任命ではなく、文化コミュニティ自身による**選挙によって選出**される点である（文化大臣の推薦を経て政府が承認）。これにより、資金配分の決定が現場を熟知した専門家（ピア）によって行われることが制度的に担保されている。LCCは公募型の競争的資金配分を行い、その規模は大きい（例：2025年第1回公募で予算約1,984万ユーロ）。この二元的なガバナンスモデルは、芸術家コミュニティからの深い信頼を得て、リトアニアの文化セクターのダイナミズムを支える根幹となっている。

3. 市場インフラ：多様なプレイヤー

市場は、公的機関、民間機関、ギャラリー、オークションハウスによって構成される。

- **公的美術館**：Lithuanian National Museum of Art（リトアニア国立美術館）とその分館であるNational Gallery of Art（国立美術館）が、20世紀から21世紀のリトアニア美術の包括的なコレクションを所蔵・展示し、国内アートの価値基準を形成している。
- **私的美術館**：2018年に開館したMOミュージアム（MO Museum）は、慈善家夫妻の個人コレクション（5,000点超の1960年代以降のリトアニア近現代美術）を基盤とする国内最大級の私的美術館であり、市場に新たなダイナミズムをもたらしている。
- **現代アートギャラリー**：首都ヴィリニウスには、リトアニア芸術家協会が運営する「パメンカルニス」や「アルカ」といった歴史あるギャラリーが存在し、プロのアーティストの作品発表の場となっている。これらはコレクターが新しい才能を発見するプライマリー市場の核をなす。
- **オークションハウス**：セカンドリー市場においては、「アルカディア」や「ARS VIA」といった地元資本のオークションハウスが活動している。国際的な大手オークションハウスは拠点を置いておらず、市場が主に国内・近隣地域を対象としていることを示している。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

美術品の輸出入と所有に関して、税制、法制度、規制を巧みに組み合わせた政策介入を実施している。

1. 輸入（購入）段階の円滑化

コレクターがアート市場に参入する際の障壁は低く設定されている。リトアニアはEUの一員として共通の関税・VAT制度を採用している。

- ・ **関税**：EU域外（例：米国や日本）からオリジナルの美術品（絵画、彫刻、版画など）を輸入する場合、**関税は原則として0%（非課税）**である。これにより、コレクターは国際市場から比較的低いコストで作品を国内に持ち込むことが可能となる。
- ・ **VAT（付加価値税）**：リトアニア国内のギャラリーでの購入や、EU域外からの輸入時には、**標準税率21%のVAT**が課される。
- ・ **一時輸入**：展覧会やアートフェア目的で美術品を一時的に持ち込む場合、関税およびVATの一時免除制度を利用でき、国際的な文化交流が促進される。

2. 法的地位の確立と「登録のトレードオフ」

コレクターがアート市場に参入する際の障壁は低く設定されている。リトアニアはEUの一員として共通の関税・VAT制度を採用している。

- ・ **動産文化財登録簿**：「動産文化財保護法」に基づき、文化省傘下の文化遺産局が「動産文化財登録簿」を管理している。コレクターは、所有権証明書類を提出することで、所有する美術品をこの登録簿に記載させることができる。登録が完了すると、その**文化財の法的地位が公的に確立され、所有者の権利と責任が明確**になる。
- ・ **登録のトレードオフ（輸出規制）**：この登録制度は、後述するキャピタルゲイン非課税（3年以上の所有）の恩恵を受けるための重要な前提条件となっている。しかし、別の法律では、この登録簿に記載された文化財は、**恒久的に国外へ輸出することができない**と定められている（最長3年間の一時的な輸出のみ許可）。
- ・ **政策的効果**：この制度は「登録のトレードオフ」と呼ぶべき構造を生み出している。コレクターは、国内での長期所有による税制上の絶大な利益（キャピタルゲイン非課税）を取るか、登録を避けて国際市場での売却による流動性（ただし短期売却益は課税対象）を取るかの選択を迫られる。この政策は、国にとって**重要な文化財の所有者に対し、それを国内に留め置くよう巧みに誘導するインセンティブ**として機能し、国の文化遺産が私的所有の形で国内に蓄積される効果をもたらしている。

3. 市場の健全性確保（AML/CFT規制）

活発な市場を維持するため、金融犯罪対策（AML/CFT）に関する厳格な規制を導入し、市場の透明性と信頼性を確保している。

- ・ **EU指令の国内法制化**：EUの第5次マネーロンダリング対策指令（5AMLD）および第6次AMLDを厳格に国内法制化した。
- ・ **義務的事業者としての指定**：5AMLDにより、アート市場の参加者（アートギャラリーやオークションハウスなど）は、取引額が10,000ユーロ以上の場合、金融機関と同様の「義務的事業者」として明確に位置づけられた。
- ・ **義務の内容**：これらの事業者には、①顧客デューデリジェンス（CDD：取引相手の身元確認）、②実質的支配者の特定、③取引の継続的モニタリング、④疑わしい取引の報告（STR）が法的に義務付けられている。
- ・ **監督機関**：内務省傘下の金融犯罪調査庁（FCIS）が、AML/CFTに関する主要な監督機関として、アート市場を含む高リスクセクターに対しリスクベースの監督を行っている。
- ・ **政策的効果**：この堅牢なコンプライアンス体制は、アート市場の長年の課題であった匿名性や不透明性を低減させる。これは単なる規制上の負担ではなく、市場の高い信頼性と予測可能性をもたらす「機能」として作用し、風評リスクを嫌う国内外の真摯なコレクターや投資家にとって、リトアニアを安全で魅力的な取引の場としている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

税制によるインセンティブ設計により、個人のコレクターだけでなく、企業セクターや一般市民による文化支援を促進している。

1. 法人による文化支援（パトロン活動）の奨励

「慈善・後援法」および法人所得税法を通じて、企業による文化支援を税務上極めて有利な行為として位置づけている。

- **後援（寄付）に対する「二重控除」**：法人が、法律で認められた受益者（美術館や文化団体など）に対して後援を行った場合、その**支出額の2倍の金額を所得から控除（損金算入）**することができる。
- **上限**：この「二重控除」は、その企業の課税所得の40%が上限となる。
- **政策的効果**：この制度は、文化支援にかかる実質的なコストを大幅に削減する。例えば、10万ユーロを美術館に寄付した場合、20万ユーロを損金として計上できるため、法人税率15%と仮定すると、3万ユーロの税負担軽減効果（＝実質コスト7万ユーロ）が生まれる。これにより、文化支援は単なるCSR活動から、**税務上のメリットを伴う合理的な経営判断へと昇華**されている。
- **贈答品としての美術品**：企業が特定の個人への贈答品として、リトアニアに関する書籍や美術品などを購入した場合、その費用は一定の制限内で**交際費として損金算入**することが認められており、企業による美術品の取得・活用を間接的に奨励している。

2. 企業のバランスシートにおける美術品（減価償却）

企業が美術品を事業用資産として購入した場合の経費処理については、文化支援とは異なる扱いがなされる。

- **減価償却の対象外**：リトアニアの法人所得税法では、建物や機械などの一般的な事業用資産については減価償却が認められているが、美術品は対象外である。ただし、各企業が設定する固定資産の最低取得価額（一般的に数千ユーロ程度）を下回る安価な作品であれば、消耗品や小額資産として、購入年度に全額を経費処理（即時償却）できる場合がある。
- **理由**：これは国際的な会計基準の一般的な考え方と一致する。美術品、骨董品、宝飾品などは、通常、経年による物理的な消耗や陳腐化によって価値が減少しないため、**減価償却の対象外資産（非減価償却資産）**として扱われるのが一般的である。
- **結論**：したがって、リトアニアにおいても、企業が購入した美術品は資産として計上されるものの、その取得価額を減価償却費として複数年にわたり損金算入することはできないと解釈される。

3. 個人（一般市民）による芸術支援制度

リトアニアの制度で特筆すべきは、一部の富裕層や企業だけでなく、一般市民が文化支援に直接参加できる仕組みが導入されている点である。

- **所得税の寄付（割り当て）制度**：リトアニアの恒久的な居住者は、確定申告の際に、自身が支払った**個人所得税額の最大1.2%を、特定の受益者に直接割り当てる（寄付する）**ことができる。
- **受益者の範囲**：この受益者には、慈善団体や文化施設だけでなく、文化省によって公式に「芸術制作者」の地位を認められた**アーティスト個人**も含まれる。
- **政策的効果**：この制度は、多くの市民からの少額の支援を集約し、アーティストや文化団体に安定した資金源を提供する「**文化のマイクロペイメント**」システムとして機能している。これにより、文化支援が国民全体の参加によるものとなり、文化に対する社会全体の当事者意識を醸成している。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

富裕層コレクターのライフサイクルの全段階で一貫したインセンティブを設計し、提供している。

1. 購入段階

- ・ **市場インフラ**：価値基準を形成する公的・私的美術館と、作品を直接購入できる現代アートギャラリーやオークションハウスによって構成されている。
- ・ **税制**：EU域外からのオリジナル美術品の輸入関税は0%であり、国際市場からの作品取得が容易である。国内購入・輸入時のVATは標準税率21%が課される。

2. 所有段階

美術品を法的に保護され、金融的に活用可能な「資産」として扱うためのインフラが整備されている。

- ・ **資産税**：美術品を対象とする富裕税や固定資産税は存在しない。これにより、長期所有に対するペナルティがなく、コレクションの維持が容易になっている。
- ・ **法的地位の確立**：「動産文化財登録簿」への登録制度があり、コレクターは所有権を公的に証明できる。この登録は、後述するキャピタルゲイン非課税の前提条件となる。
- ・ **資産管理インフラ**：国際水準の美術品専門保険、輸送、温度・湿度管理された専門保管サービスが存在し、コレクターは安心して高価な美術品の資産価値を維持・管理できる。

3. 出口戦略段階：売却と資産移転

コレクターのライフサイクルの最終段階において、リトアニアの税制は、長期保有者と次世代への資産継承に対し、インセンティブを提供する。

- ・ **売却：制度の礎石**
 - ・ **非課税措置**：個人所得税法によれば、動産（美術品を含む）の売却によって得られた所得（キャピタルゲイン）は、その動産が**法的に登録**され、かつ**3年以上前**に取得されたものである場合、**全額非課税**となる。
 - ・ **政策的効果**：この規定は、リトアニアにおける長期的なアート収集を支える制度の礎石である。美術品は単なる趣味の対象から、キャピタルゲインが非課税となる**極めて税効率の高い資産形成・保全**の手段へと昇華される。
 - ・ **短期投機の抑制**：所有期間が3年未満の場合や登録要件を満たさない場合は、15%または20%の標準的なキャピタルゲイン税が課される。この区分が、短期的な投機ではなく、**長期的なコレクション形成を強く奨励**している。
- ・ **輸出規制**
 - ・ 前述の通り、「動産文化財登録簿」に記載された文化財（＝キャピタルゲイン非課税の対象となり得る作品）は、恒久的に輸出することができず、最長3年間の一時的な輸出しか認められない。これにより、税制優遇の対象となる国内の重要なコレクションが国際市場に流出することが制度的に防がれている。
- ・ **相続：世代を超える資産の確保**
 - ・ **相続税免除**：相続税法では、近親者、すなわち**配偶者、子（養子を含む）、親（養親を含む）、保護者、被後見人、祖父母、孫、兄弟姉妹**によって相続された財産は、その価額にかかわらず**相続税が完全に免除**される
 - ・ **政策的効果**：高額なコレクションを持つコレクターは、相続税支払いのためにコレクションを売却・散逸させる必要がなく、その価値を損なうことなく次世代に引き継ぐことができる。これにより、**一族のコレクション（ダイナスティック・コレクション）の形成が強力に促進**され、文化資産が国内に留まる。
- ・ **贈与**
 - ・ 相続と同様に、上記の近親者カテゴリー内で受け取った**贈与も非課税**となる。これにより、生前贈与を通じた円滑な資産移転も可能となっている。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

アメリカなどの見られるような民間主導ではなく、文化遺産の保存と活用という公共目的を達成するための「政策主導型」のアプローチである。

1. 政策主導型のアート金融（アート担保融資）

コレクターが所有する美術品を担保に流動性を確保するというよりも、文化遺産の維持・活用を金融面から支援する仕組みが整備されている。

- **文化遺産基金（Cultural Heritage Fund）**：
 - VIPA（公的投資開発庁）、財務省、文化省が設立した公的な基金である。
 - 運営はシャウレイ銀行（Šiaulių Bankas）が担う。
 - **融資対象**：「動産文化財登録簿」に登録された文化遺産の所有者（法人・個人問わず）。
 - **資金使途**：文化遺産の修復、管理、または商業利用（例：観光目的での活用など）。
 - **条件**：2025年時点では金利が3%未満に設定された低利融資が提供される。
 - **目的**：この基金の主目的は、個人のコレクターに流動性を提供することではなく、**国の文化遺産の保存と活用を促進するという公共目的を達成するための金融ツール**として機能することである。
- **クリエイティブ産業への金融支援**：
 - 欧州投資基金（EIF）の保証のもと、Mano Bankasがクリエイティブ産業に従事する中小企業（アートギャラリーなどを含む）に対して融資を提供するプログラムも存在する。
 - これも、個々のコレクターへの融資ではなく、アート市場全体（エコシステム）の活性化を目的とした政策金融の一環と位置づけられる。

2. アートの資産管理インフラストラクチャー

美術品が法的に「資産」として認知されるだけでなく、その資産価値を物理的に維持・管理するための専門的な金融・物流サービス（資産管理インフラ）が整備されている。これらの専門サービスにより、美術品が単なる装飾品ではなく、金融（保険）や物流の対象となる高価な「資産」として扱われており、コレクターが安心してその価値を維持・管理できる環境が整っている。

- **美術品保険**：Rinkos Insurance Solutionsのような国内ブローカーに加え、AXA XLやMarshといった国際的な大手保険会社が、リトアニア市場において美術品に特化した包括的な保険サービスを提供している。
- **美術品輸送・ロジスティクス**：Cargo PartnerやDB Schenkerなどの国際的な専門業者が、国内外への美術品の安全な梱包・輸送サービスを提供している。これにより、国際的なアートフェアへの出展や個人間の取引が円滑にサポートされる。
- **美術品専門保管**：
 - 美術品の価値を維持するために不可欠な、温度・湿度が厳格に管理された安全な保管施設のニーズにも対応している。
 - Maurice Ward GroupやCrown Fine Artなどの国際的な専門企業が、リトアニアを含む世界各地で、短期から長期にわたる専門的な保管サービスを提供している。

⑤その他（芸術教育と創造性の涵養）

市場や税制の整備だけでなく、その担い手となる「人材」と、それを支える「社会」の双方に対する教育・育成に取り組んでいる。

1. 国家戦略における「創造性」の組み込み

リトアニアの国家長期発展戦略である「Lithuanian Progress 2050 Strategy」において、「創造性の涵養」が教育システムの重要な柱として位置づけられている。文化・芸術を単なる保護対象としてではなく、国家の将来的な発展と教育に不可欠な要素として捉えていることを示している。また、この戦略では、文化・芸術セクターとビジネスセクターとの連携を奨励する方針が示されており、教育段階から専門家としてのキャリアパスや経済活動への接続が国家レベルで意識されている。

2. 「芸術制作者」の地位とプロフェッショナル育成

プロフェッショナルのアーティストを育成・認定し、その活動を社会的に支援する仕組みを構築している。

- ・ **「芸術制作者」の地位:** 文化省は、アーティスト個人を公式に「芸術制作者」として認定する制度を運用している。
- ・ **経済的支援との連動:** この「芸術制作者」の地位は、単なる称号ではなく、国民が所得税額の1.2%を直接寄付できる制度の対象者となるための資格として機能している。これにより、公的な認定を受けたプロのアーティストが、国民から直接的な経済支援を受けられるルートが確立されている。
- ・ **活動の場の提供:** リトアニア芸術家協会が運営する「パメンカルニス」や「アルカ」といった歴史あるギャラリーは、こうしたプロのアーティストの作品発表の場として機能し、その経済活動を支えるインフラとなっている。

3. 国民参加による「社会教育」の実現

専門家教育と同時に、国民全体の文化に対する意識を醸成する「社会教育」の機能も果たしている。

- ・ **1.2%の個人所得税寄付制度:** 納税者（恒久的居住者）が、自身の所得税額の最大1.2%を、アーティスト個人を含む指定受益者に寄付できる制度は、その中核である。
- ・ **文化に対する当事者意識の醸成:** この仕組みにより、文化支援が一部の富裕層や企業だけの活動ではなく、国民全体の自発的な参加によるものとなっている。
- ・ **「文化のマイクロペイメント」:** 多くの市民からの少額支援がアーティストの安定した資金源となると同時に、このプロセス自体が、国民が文化の価値や担い手を意識する広範な社会教育プログラムとして機能し、文化に対する社会全体の当事者意識を育んでいる。

4. 実力主義に基づく継続的な研鑽の促進

リトアニア文化評議会（LCC）が採用する「アームズ・レングス」原則は、教育と創造の質を高めるインセンティブとして機能している。

- ・ **専門家による評価:** 助成金配分が政治的影響から独立し、文化コミュニティの専門家による審査によって実力主義で決定される。
- ・ **挑戦的な創造の奨励:** アーティストは、自分たちの活動が政治的意図ではなく、専門的な価値基準に基づいて評価されるという制度的信頼を持っている。これにより、アーティストは目先の人気や政治的意向に左右されず、より挑戦的で質の高い芸術創造に取り組むことができ、継続的な研鑽が促される土壌が作られている。

⑥ 主な出典、参考資料一覧

- Lithuania - Corporate - Other taxes - PWC Tax Summaries, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/lithuania/corporate/other-taxes>
- Value Added Tax - Ministry of Finance of the Republic of Lithuania, 2025/10/6調査時点
<https://finmin.lrv.lt/en/competence-areas/taxation/main-taxes/value-added-tax/>
- How much are customs fees when importing original artworks? - ArtMajeur, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/lithuania/individual/income-determination>
- Inheritance Tax - Ministry of Finance of the Republic of Lithuania, 2025/10/6調査時点
<https://finmin.lrv.lt/en/competence-areas/taxation/main-taxes/inheritance-tax/>
- Lithuania - International Bar Association, 2025/10/6調査時点
<https://www.ibanet.org/MediaHandler?id=F71695C6-C998-421D-B3F9-6E947871373C>
- Lithuania - Corporate - Deductions - PWC Tax Summaries, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/lithuania/corporate/deductions>
- 1,2 percent for artists from personal income tax - Policy Monitoring Platform - UNESCO, 2025/10/6調査時点
<https://www.unesco.org/creativity/en/policy-monitoring-platform/12-percent-artists-personal-income-tax>
- Culture protects. Culture changes. - Lietuvos kultūros taryba, 2025/10/6調査時点
<https://www.ltkk.lt/en>
- The Register of Cultural Property, 2025/10/6調査時点
<https://kpd.lrv.lt/en/fields-of-activities/accounting-of-immovable-cultural-heritage/the-register-of-cultural-property/>
- Economic indicators in culture - Oficialiosios statistikos portalas, 2025/10/6調査時点
<https://osp.stat.gov.lt/en/lietuvos-svietimas-ir-kultura-2023/kultura/kulturos-ekonominiai-rodikliai>
- Ministry of Culture (Lithuania) - Wikipedia, 2025/10/6調査時点
[https://en.wikipedia.org/wiki/Ministry_of_Culture_\(Lithuania\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Ministry_of_Culture_(Lithuania))
- Financing of Cultural Heritage Objects - „Artea“ bankas, 2025/10/6調査時点
<https://www.artea.lt/en/cultural-heritage-objects>
- LITHUANIAN NATIONAL RISK ASSESSMENT OF MONEY LAUNDERING AND TERRORIST FINANCING (2019 – 2022), 2025/10/6調査時点
https://fntt.lrv.lt/public/canonical/1730272833/931/NRA_EN_final.pdf
- Lithuania - Individual - Other taxes, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/lithuania/individual/other-taxes>
- Lithuania - Transnational Giving Europe, 2025/10/6調査時点
https://www.transnationalgiving.eu/wp-content/uploads/2017/09/TGE_EFC_CountryProfile_Lithuania_2016.pdf
- Lithuania 4.1.4 - Compendium of Cultural Policies & Trends, 2025/10/6調査時点
https://www.culturalpolicies.net/country_profile/lithuania-4-1-4/
- Registry of Cultural Property (Lithuania) - Wikipedia, 2025/10/6調査時点
[https://en.wikipedia.org/wiki/Registry_of_Cultural_Property_\(Lithuania\)](https://en.wikipedia.org/wiki/Registry_of_Cultural_Property_(Lithuania))

2.2.33 ラトビア | 相続税ゼロが育む「保有・承継中心型」アートエコシステム

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
ラトビアの文化・創造産業（CCS）は国の総付加価値額の8%超を占め、EU平均（5.3%）を大幅に上回る。政府の文化支出割合はEU内第2位と高い。一方、美術品市場は商業的取引規模の観点では限定的である。市場は高頻度の取引（フロー）よりも、富裕層による長期保有資産の総額（ストック）に依存する「保有・承継中心型」モデルが特徴である。国内コレクターの関心は著名作家10〜20名程度に集中し、市場の裾野は狭い。	最大の特徴は、 相続税および贈与税 （三親等内の親族間）が 存在しない ことである。これにより美術品は非課税で次世代に承継可能な戦略的資産となっている。一方、美術品の 売却益（キャピタルゲイン） には 原則20%の個人所得税（PIT） が課され（2025年以降25.5%予定）、短期売買は税務上不利である。法人税制は、企業による美術品保有に抑制的である。美術品は 減価償却の対象外 とされる。購入費用が「事業に直接関連しない費用」と判断されると「利益分配」と見なされ、法人所得税（CIT）の課税対象となるリスクがある。対照的に、 寄付は優遇 される。法人は公益団体（美術館等）への寄付に対し、①寄付額を課税標準から除外（上限あり）するか、②配当にかかる法人税額から寄付額の85%を控除（上限あり）するかを選択できる。個人も寄付額を課税所得から控除可能である（上限：課税所得の20%）。	企業による関与は、税制（減価償却不可、利益分配と見なされるリスク）を背景に、 コレクション保有よりもメセナ活動が中心 である。寄付税制の優遇措置（法人税額から寄付額の85%控除等）がこれを後押ししている。Swedbankがラトビア国立美術館（LNMA）と協力して現代アートコレクションを形成し行内に展示するなど、戦略的なCSRとしてのアート支援が見られる。富裕層コレクターの活動も活発であり、ヤニス・ズザース氏による私設美術館「Zuzeum」の設立はその象徴である。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
公的機関と有力な民間プレーヤーの戦略的連携が特徴である。中核的な公的機関として、文化支援の助成金を配分する国家文化資本財団（SCCF）や、研究・保存・教育を担うラトビア国立美術館（LNMA）が存在する。民間では、ヤニス・ズザース氏が設立した私設美術館「Zuzeum」が世界最大のラトビア美術コレクション30,000点以上を収蔵・公開している。LNMAとZuzeumはコレクション展を共同開催するなど密接に連携し、官民で文化インフラを補完し合っている。	政府は文化財保護のため 輸出入規制 を敷いている。制作から50年以上経過したラトビア文化史関連の文化財等の輸出には、国家遺産保護検査局の許可が必須である。EU域外への輸出入にはEU統一規則も適用される。文化支援の中核機関である国家文化資本財団（SCCF）は、国庫補助金を財源とし、8つの専門分野（視覚芸術、文化遺産等）の専門家委員会を通じて 文化プロジェクトへの助成金配分 を行う。教育面では、2020/21年度からの新カリキュラムで「 芸術における文化的理解と自己表現 」が 主要学習分野の一つ に位置づけられ、視覚芸術等が必修科目となっている。	中核的な公的美術館であるラトビア国立美術館（LNMA）は、ラトビア美術史の研究、文化遺産の保存・修復、国民への教育普及活動という広範な機能を担う。複数の分館（リガ証券取引所美術館等）を擁し、多様なコレクションを管理・展示する。LNMAは、子供から大人までを対象としたガイドツアー、講演会、ワークショップなど多岐にわたる教育プログラムを提供し、市民の生涯学習を支援している。また、国内最大の私設コレクション（Zuzeum）と連携した大規模なコレクション展を開催するなど、積極的な官民連携を通じて、国民への多様な文化体験の提供と、コレクションの学術的価値の向上を図っている。
		日本への示唆
		ラトビアの事例は、 税制がアート市場の性質とコレクターの行動を根本的に規定するツール であることを示す。相続税・贈与税の不存在が、美術品を「投機対象」から「長期的資産承継ツール」へと変容させ、国内に質の高いコレクションが蓄積される好循環を生んでいる。 1. 美術品に関する相続税制の戦略的改革 ：ラトビアの完全非課税は非現実的だが、公的機関への貸し出し（公開要件）などを条件に、文化的に価値の高い美術品の 相続税納税猶予制度を創設 し、コレクションの世代間承継を促す（売却時には猶予税額を納付）ことを提言する。 2. 法人によるアート保有・公開へのインセンティブ付与 ：ラトビアと異なり、日本は法人が美術品を保有しやすい税制（減価償却等）を持つが、さらに踏み込み、美術品をオフィス等で常設公開する場合の 損金算入特例や減価償却制度の適用範囲の拡大 するなど、企業の「保有」と「公開」を積極的に奨励すべきである。 3. 官民の戦略的連携強化 ：ラトビア国立美術館とZuzeumの連携を参考に、日本の 公的美術館と有力な民間コレクターとの戦略的パートナーシップ を強化し、コレクションの公開機会や価値向上を相互に図ることも重要である。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

文化・創造産業のGDP貢献度は高いものの、アート市場自体は取引量が少なく、相続税ゼロの税制に支えられている。

1. ラトビア経済と文化・創造産業（CCS）*1の位置づけ

ラトビア経済は、2024年時点の**名目GDPが約455億ドル**、一人当たりGDPが約24,222ドルの中規模な先進経済国である。サービス業がGDPの約74%を占める。この経済において、文化・創造産業（CCS）は際立って重要な位置を占める。欧州投資基金（EIF）によれば、ラトビアのCCSが国の総付加価値額に占める割合は**8%を超え、EU平均の5.3%を大幅に上回る**。また、**政府の文化への支出割合はEU内で第2位**と非常に高く、国策として文化が重視されている。

2. アート市場の構造的特徴：「保有・承継中心型」モデル

CCS全体の経済的貢献度が高い一方で、ラトビアのアート市場は、**商業的な取引規模の観点からは限定的**であると指摘されている。市場関係者によれば、国内**コレクターの関心は10名から20名程度の著名な作家に極度に集中**しており、市場の裾野が狭い。また、2008年～2010年の経済不況から美術品価格が完全に回復しておらず、良質な作品の供給が細っている。深刻なアートコレクターの数も自然減により減少し続けている構造的課題を抱え、一般社会にも美術品所有文化がまだ広く根付いていないとの見方もある。これらの事実から、ラトビアのアートエコシステムは、高頻度の売買を繰り返す「取引中心」の市場モデルではないことが示唆される。その本質は、国の積極的な文化政策と、**相続税・贈与税が存在しない**という有利な税制によって形成される、ユニークな**「保有・承継中心型」モデル**にある。富裕層や法人は、美術品を資産として長期的に「保有」し、文化価値や資産保全を追求する。市場の経済的価値は、**取引高（フロー）よりも、保有されている資産の総額（ストック）に大きく依存**していると考えられる。

3. 税制と市場流動性への影響

この「保有・承継中心型」モデルは税制によって強く方向づけられている。相続税・贈与税が非課税であるため、美術品は世代を超えた富の移転と保全を可能にする戦略的資産となる。一方で、美術品を売却して得た**キャピタルゲインには原則20%**（2025年以降25.5%予定）の**個人所得税（PIT）が課される**。さらに、取引が「経済活動（事業）」と認定されればより高い累進税率（最大31%）が適用されるリスクもある。この税制構造は、美術品の**短期的な売買を抑制し、長期的な保有と相続による承継を経済合理性の観点から強く推奨**するものである。

*1「文化・創造産業（CCS）」とは、「the Cultural and Creative Sector」であり、文化的価値や、個人・団体による芸術的・創造的な表現に基づく活動を担うすべての分野から成り、クリエイティブ・ヨーロッパ・プログラムの法的根拠で定義されている。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

文化政策を推進する公的機関と、市場の多様な機能を担う民間プレイヤーとの相互作用によって成り立っている。

1. 公的機関

- **State Culture Capital Foundation – SCCF（国家文化資本財団）**:1998年設立のラトビア文化支援の中核機関で、英国のアーツカウンシルに類似する。国の文化政策指針に基づき、文化プロジェクトの公募・審査、助成金配分、功労者への終身年金給付などを行う。資金配分は8つの専門分野（視覚芸術、文化遺産等）ごとに設置された専門家委員会によって行われ、専門性と透明性が確保されている。財源は主に国庫からの補助金である。
- **Latvian National Museum of Art – LNMA（ラトビア国立美術館）**:ラトビアで最も重要な美術品収蔵機関であり、国の文化インフラの根幹を成す。機能は展示にとどまらず、ラトビア美術史の研究、文化遺産としての美術品の保存・修復、国民全体への教育普及活動（ガイドツアー、講演会、ワークショップ等）にまで及ぶ。本館のほか、リガ証券取引所美術館（外国美術）、装飾美術館など複数の分館を傘下に持つ。エコシステムにおける学術的権威として中心的な役割を果たす。

2. 民間プレイヤー

- **鑑定家**:美術品の価値評価は、LIVA（ラトビア不動産鑑定士協会）が認定する専門家（「宝飾品・骨董品」分野）によって行われる。LIVAはISO/IEC17024に準拠した認証制度を運営し、鑑定業務の品質と倫理性を担保している。独立系コンサルティング会社「ART EXPERTS」などは、保険価額算定、資産評価、市場価格調査などのサービスを提供する。
- **画廊**:首都リガには多様なギャラリーが集積している。「kim? Contemporary Art Centre」や「Latvian Centre for Contemporary Art (LCCA)」は、展覧会や教育プログラムを通じて現代アートの普及に努める非営利組織に近い役割を担う。一方、「Galerija Alma」などの商業ギャラリーは、アーティストを発掘しコレクターに紹介することで市場活性化に貢献している。
- **オークションハウス**:国内の美術品オークション市場は規模が小さく、ニッチ分野に特化している。「Antonia Art Auction」や「ANTIQUON」などが存在するが、ラトビア美術の主要な流通チャネルとはなっていない。Sotheby'sは不動産部門のオフィスを構えているが、美術品オークションは定期開催していない。
- **私設美術館**:公的機関を補完し、エコシステムの多様性を豊かにする上で重要な役割を果たす。最も顕著な例が、コレクターのヤニス・ズザース氏が設立した「Zuzeum Art Centre」である。30,000点を超える世界最大のラトビア美術コレクションを収蔵・公開し、公的美術館だけではカバーしきれない現代アートの展示や教育プログラムを展開している。
- **専門サービス業者**:コレクションの物理的管理を支えるネットワークも整備されている。修復分野では「AS “Būvuzņēmums Restaurators”」のような専門企業やLNMA内の修復部門が存在する。専門輸送は「CargoRiga」や「FF International Movers」などが担う。アート専門保険は「AXA XL」や「Chubb」といったグローバルな保険会社が包括的な商品を提供している。

3. プレイヤー間の連携メカニズム

エコシステムは、公的機関と有力な民間プレイヤーの密接な連携によって価値を最大化している。その好例が、**LNMAとズザース・コレクション（Zuzeum）との協力関係**である。2017年、国内最大の私設コレクションであるズザース・コレクションは、国内で最も権威ある公的美術館であるLNMAの大展示室にて大規模なコレクション展を開催した。この連携は、LNMAにとっては質の高い展覧会を企画・開催できるメリットがあり、ズザース・コレクションにとってはコレクションの文化的価値と学術的評価が公的に裏付けられるメリットがある。有力な民間コレクターが公的機関と連携し、国内の文化資産の価値を可視化すると同時に、国際的な評価を高めるハブとして機能している。この官民の戦略的パートナーシップが、ラトビアのアートエコシステムの強靱さの源泉となっている。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

文化財保護と市場の健全な管理の目的の下、美術品の輸出入に対して規制を敷いている。

1. 輸出規制

美術品の輸出は、文化財の国外流出を防ぐため、**State Inspection for Heritage Protection（国家遺産保護検査局）が一元的に管理**している。以下のカテゴリーに該当する文化財輸出（恒久的または一時的）する際には、同局が発行する許可証が必須となる。これらの規制は、ラトビアの歴史的・文化的に重要な作品が安易に国外へ売却されることを防ぎ、国内に文化資産を留めるための重要な役割を果たす。ただし、EU加盟国から所有権を証明する書類と共に輸入された文化財を再輸出する場合は、この許可は不要である。さらに、EU域外への輸出に関しては、EUの統一規則（Council Regulation (EC) No 116/2009）が適用される。この規則は、特定のカテゴリーと価額を基準を超える文化財の輸出に際して、加盟国の許可を義務付けている。例えば、制作から50年以上経過した絵画（作者が所有していない場合）で、その価値が150,000ユーロ以上の場合などが対象となる。

- ・ ラトビアの文化史に関連し、かつ制作から50年以上が経過した文化財（ただし、制作者本人または製造者が所有している場合は除く）。
- ・ 制作国を問わず、制作から100年以上が経過した文化財。

2. 輸入規制

EU域外からの美術品の輸入には、EUの統一規則（Regulation(EU)2019/880）が適用され、違法な文化財の取引を防止するための措置が講じられている。これらの手続きは、中央集権化された電子的システムを通じて行われることになっており、市場の透明性向上に寄与することが期待されている。

- ・ **輸入許可証（Import Licence）**：制作から250年以上が経過した考古学的遺物や記念碑の一部などを輸入する場合に必要となる。
- ・ **輸入者証明書（Importer Statement）**：制作から200年以上が経過し、かつ価値が18,000ユーロ以上の文化財（絵画、彫刻、希少書物など）を輸入する場合に必要となる。

3. 輸入に係る税制（VAT）

税制面では、ラトビアの**標準付加価値税（VAT）税率は21%**である。EU域外から美術品を輸入する際には、原則としてこのVATが課される。ただし、以下の免税・軽減措置が存在する。

- ・ 個人が私的使用目的で持ち込む手荷物の場合、総額300ユーロ（陸路の場合）までは免税となる。
- ・ 展覧会など特定の目的で一時的に輸入する場合には、関税手続きを経てVATの支払いが免除または軽減される制度も存在する。

4. 規制の市場への影響

これらの輸出入規制は、違法取引や略奪文化財の流通を防ぎ、市場の健全性を担保する上で不可欠な制度である。しかし、許可取得や税関手続きの煩雑さは、特に**高価・高年代の作品の国際取引における時間的・金銭的成本を増大させ、市場の流動性をある程度抑制する要因**となっていることは否めない。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

法人税制により、自社で大規模なコレクションを形成するよりも、文化機関への寄付や支援といったメセナ活動が中心となっている。

1. 法人税制（CIT）と美術品保有へのディスインセンティブ

2018年に導入された法人所得税（CIT）の新制度が重要である。この制度では、企業の利益は、それが配当として株主に分配されるか、あるいは事業に直接関連しない費用として支出される時点で初めて課税される（**実効税率25%**）。**再投資される利益は非課税**である。この税制下で企業が美術品を購入・保有すると、以下の税務上の大きな課題に直面する。

1. **利益分配と見なされた場合の課税のリスク**：オフィスの装飾などの目的で購入した美術品は、「事業に直接関連しない費用」と見なされる可能性が高い。この場合、美術品の購入費用は社外に利益を分配したと見なされ、CITの課税対象となる。
2. **減価償却の不認可**：ラトビアの税法では、美術品や骨董品は物理的・経済的に価値が減少しない資産と見なされており、**減価償却の対象外**とされている。2018年のCIT改革によって税務上の減価償却概念が廃止され、会計上の償却費が原則損金算入となったが、美術品はそもそもこの対象に含まれない。したがって、企業は美術品の取得価額を費用計上し、課税所得を圧縮することができない。これらの税制上の制約は、企業が美術品を資産としてバランスシートに計上することへの強いディスインセンティブとして機能する。

2. 寄付税制によるメセナ活動の促進

一方で、ラトビアの税制は、**公益団体への寄付に対して手厚い優遇措置を設けている**。法人は、公益団体（美術館や文化財団など）への寄付について、以下の3つの選択肢から最も有利な方法を選んで税負担を軽減することができる。

1. 寄付額を法人税の課税標準から除外する（ただし、前年度の税引後利益の5%を上限とする）。
2. 寄付額を法人税の課税標準から除外する（ただし、前年度の社会保険料納付対象の総賃金支払額の2%を上限とする）。
3. 配当にかかる法人税額から、寄付額の85%を控除する（ただし、控除額は配当にかかる法人税額の30%を上限とする）。

3. 税制が導く企業の行動

この「美術品保有の袋小路」と「寄付という出口戦略」の組み合わせが、ラトビアにおける法人によるアートへの関与を、コレクション形成からメセナ活動（支援）へと強く誘導している。企業にとって、美術品を自社資産として保有し続けるよりも、それを公益団体に寄付することで、税負担を軽減しつつ、社会貢献活動として企業の評価を高める方が合理的となる。

4. 具体的な関与事例

1. **Swedbank**: スウェーデン系銀行。ラトビア国立美術館（LNMA）との協力の下、ラトビアの現代アートコレクションを形成。コレクションは金庫に死蔵せず、行内のワークスペースに展示され、従業員や訪問者が日常的にアートに触れる機会を提供している。これは文化振興、ブランドイメージ向上、職場環境改善に繋がる戦略的な取り組みである。
2. **Signet Bank**: 地元の投資銀行。ラトビア国立劇場の主要スポンサーとして、舞台芸術の振興を支援している。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

ラトビアの富裕層にとって、ユニークな税制を活用した高度なタックスプランニングと資産承継の一環である。

1. 富裕層の動機：戦略的資産としての美術品

富裕層が美術品を長期保有する最大の動機は、**相続税と贈与税**（三親等内の親族間）が**完全に存在しない**という税制上の特異点にある。美術品は、インフレや経済変動から資産価値を守りつつ、相続時に一切の税負担なく、その価値をまるごと次世代に移転させることが可能な、効率的な資産承継ツールとして機能する。これとは対照的に、美術品を売却して利益を得た場合、その利益はキャピタルゲインと見なされ、原則20%（2025年以降25.5%予定）の個人所得税（PIT）が課される。この税制構造は、美術品の短期的な売買を抑制し、長期的な保有と相続による承継を経済合理性の観点から強く推奨するものである。

2. ライフサイクルの実務：購入・所有・管理

大規模コレクターにとって、コレクションの維持・管理は高度な専門知識を要する事業である。

- ・ **時価管理と評価**: 資産管理、リスク管理、出口戦略のために時価の継続的な把握が不可欠である。目的（保険、売却、相続・寄付）に応じて鑑定サービスを使い分ける。ラトビア不動産鑑定士協会（LIVA）認定の鑑定士や「ART EXPERTS」のような専門会社が、国際基準に準拠した鑑定評価（市場アプローチ等）を行う。大規模コレクターは専門のコレクション管理ソフトウェア（Axiell等）を導入し、作品情報、来歴、評価額の推移、保険、保管場所などを一元管理するデータベースを構築する。Zuzānsコレクションのような機関レベルのコレクションでは、専門のキュレーターやレジストラがデータ管理を担う。
- ・ **運送**: 「Cargo Riga」や「FF International Movers」といったアート専門輸送業者に依頼される。作品に応じた専門梱包（クレート等）、温度・湿度管理車両の使用、輸出入許可申請や通関手続きの代行まで、包括的なサービスが提供される。
- ・ **保管**: 自宅で保管する場合は、環境管理（温度18～22℃、湿度45～55%程度、UVカット）と高度なセキュリティ、消火設備が必要となる。あるいは、美術品専門の保管倉庫を利用する。Zuzeumのような私設美術館は、最先端の保管施設を併設している。
- ・ **保険**: 「AXA XL」や「Chubb」などのグローバル保険会社が提供するアート専門の「オールリスク（Nail-to-Nail）」保険に加入することが不可欠である。保険価額は最新の鑑定評価額に基づいて設定される。

3. 出口戦略

コレクターの出口戦略は、税効率と文化的目的によって左右される。

- ・ **相続**: 税効率の観点から最も優れた出口戦略である。相続税ゼロにより、資産価値を損なうことなく100%の価値を次世代に引き継ぐことができる。
- ・ **売却**: 流動性を確保する直接的な手段だが、PIT課税（20%～）のため税効率は最も不利である。また、国内市場の流動性は低い。売却チャネルとしては、国際オークションハウス（高額作品）、プライベートセール（非公開取引）、画廊への委託販売がある。
- ・ **寄付**: 文化的な遺産（レガシー）の構築と社会貢献を目的とする出口戦略である。寄付者は、寄付額に応じて所得税の控除（課税所得の20%上限）を受けられる。コレクションが散逸せず、恒久的に保存・公開される文化的な利益は大きい。

4. 象徴的事例：ヤニス・ズザース氏

このモデルを体現するのが、ラトビア有数の富裕層であるヤニス・ズザース氏とその一族である。彼らは30,000点以上を所蔵する世界最大のラトビア美術コレクションを築き上げ、2020年に私設美術館「Zuzeum」をリガに開館し、コレクションを広く一般に公開している。個人の情熱が文化インフラの構築へと昇華し、社会全体に貢献する好循環を生み出している。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

国内のアートファイナンス市場は未発達で国際金融機関に依存している一方、EU基準のAML/CFT（資金洗浄対策）を運用している。

1. アートファイナンスの全体像

ラトビア国内におけるアートファイナンスの市場は、**現時点では未発達であるか、ほぼ存在しない状況にある。**

- **国際プライベートバンクへの依存：**このことから、ラトビアの富裕層コレクターがアートファイナンスを利用する際には、国内の金融機関ではなく、グローバルに事業を展開する**国際的なプライベートバンクに依存している**と考えるのが妥当である。J.P. Morgan, Citibank, Bank of America, Deutsche Bankといった大手金融機関は、富裕層顧客向けサービスの一環として、専門的なアートファイナンスプログラムを提供している。
- **国際的なアートファイナンスの一般特徴：**
 - I. **融資対象：**国際的な市場価値が認められる著名な作家の作品。
 - II. **融資額：**専門家による**鑑定評価額の50%程度を上限**とすることが多い。**最低融資額も高く設定**されている（例：Bank of Americaでは1,000万ドルから）。
 - III. **手続き：**第三者の専門家による鑑定評価、所有権の証明、保険契約の確認、担保権（質権）の設定といった法的手続きが必要となる。
 - IV. **担保の保管：**担保となる美術品は売却されるわけではないため、所有者の自宅や専門の保管倉庫に引き続き保管することが可能である。
- **今後の課題：**ラトビア国内において、美術品の証券化やアートファンドの組成といった、より先進的なアートファイナンスの**取り組みは確認されていない**。国内市場が成熟するためには、国内金融機関による専門知識の蓄積、担保価値評価の標準化、関連する法整備が今後の課題となる。

2. 金融規制とコンプライアンス：AML/CFTへの対応

アート市場は、その匿名性、主観的な価格設定、国際的な取引の多さから、**マネー・ローndリング（資金洗浄）やテロ資金供与（CFT）に悪用されるリスク**が指摘されてきた。ラトビアはEU加盟国として、これらの不正行為を防止するための規制を国内法として導入している。

- **規制の根拠（AML法）：**中核となる法律は、EUの第5次アンチ・マネー・ローndリング指令（5th AMLD）を国内法制化した「AML法」である。
- **規制対象となる事業者：**伝統的な金融機関だけでなく、アート市場においては次の事業者がこの法律の対象となる。美術品や骨董品の取引（輸入、輸出、保管、売買）を行う、またはその仲介を行う事業者。
- **課される義務（取引額10,000ユーロ以上の場合）：**
 - I. **顧客デューデリジェンス(CDD)：**取引相手（顧客）の身元を確認・検証し、記録を保存する義務。法人の場合は、実質的支配者（Beneficial Owner）まで特定する必要がある。
 - II. **疑わしい取引の報告(SAR)：**取引がマネー・ローndリング等に関連していると疑われる場合、速やかにラトビアの金融情報機関（FIU）に報告する義務。
 - III. **内部統制システムの構築：**AML/CFT義務を遵守するための社内規程の策定、コンプライアンス担当者の任命、従業員への定期的な研修の実施など。
- **規制の影響：**これらの規制は、アート市場の透明性を高め、犯罪組織による悪用を防ぐために不可欠である。しかし、小規模なギャラリーや個人ディーラーにとっては、コンプライアンス体制の構築と維持が大きな経営負担となる可能性もある。違反した場合の罰則は厳しく、個人には最大100万ユーロ、法人には年間売上高の最大10%の罰金が科される可能性がある。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

政府による一貫した文化政策と、公教育から社会教育に至るまでの幅広い取り組みにより、市民のアートへの関心は高い。

1. 公教育（初等・中等教育）

公教育においては、2020/21年度から段階的に導入された新しい全国共通カリキュラムが重要な役割を果たしている。

- **カリキュラム上の位置づけ**：この新カリキュラムでは、「**芸術における文化的理解と自己表現**」が7つの主要な学習分野の一つとして明確に位置づけられている。
- **必修科目**：視覚芸術、音楽、文学、演劇が必修科目として教えられている。
- **目的**：これにより、子供たちは幼少期から体系的に芸術に触れ、創造性や批判的思考力を育む機会を得ている。

2. 高等教育（専門家育成）

高等教育レベルでは、専門的なアーティストやアートと社会・経済を結びつける人材を育成する機関が存在する。

- **Art Academy of Latvia（ラトビア芸術アカデミー）**：絵画、彫刻、デザイン、修復といった伝統的な専門分野で、学士から博士までの学位プログラムを提供し、プロのアーティストや研究者を育成している。
- **Latvian Academy of Culture（ラトビア文化アカデミー）**：アートマネジメントやクリエイティブ産業といった、アートと社会・経済を結びつける学際的な教育を提供している。

3. 社会教育（生涯学習）

社会教育の担い手としては、公的美術館やアートセンターが中心的な役割を担う。

- **LNMA（ラトビア国立美術館）**：常設展や企画展に加え、子供から大人までを対象とした多岐にわたる教育プログラム（ガイドツアー、講演会、ワークショップなど）を提供し、市民の生涯学習を支援している。
- **LCCA（ラトビア現代美術センター）**：展覧会に連動した講演会やサマースクール、アート批評のワークショップなどを通じて、より専門的で批評的な視点から現代アートへの理解を深める機会を提供している。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Inheritance and gift tax rates, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/quick-charts/inheritance-and-gift-tax-rates>
- Market Analysis of the Cultural and Creative Sectors in Europe - European Investment Fund, 2025/10/6調査時点
https://www.eif.org/InvestEU/guarantee_products/ie-ccs-market-study.pdf
- A Representative of Rietumu Bank – about trends in the Latvian art market, 2025/10/6調査時点
<https://www.rietumu.com/en/news/sponsorship/about-trends-in-the-Latvian-art-market>
- Exportation of Works of Art and Antiques from Latvia and Importation into Latvia - Kulturgutschutz Deutschland, 2025/10/6調査時点
https://www.kulturgutschutz-deutschland.de/SharedDocs/Downloads/DE/Staaten/Gesetze/Lettland_Cab_Reg_No_8_Exportation_of_Works_of_Art_and_Antiques_from_Latvia.pdf?__blob=publicationFile&v=2
- Investments in artworks and taxes - BDO Latvia, 2025/10/6調査時点
<https://www.bdo.lv/en-gb/insights/featured-insights/investments-in-artworks-and-taxes>
- Latvia - Corporate - Deductions - PWC Tax Summaries, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/latvia/corporate/deductions>
- Tax Card 2024 - KPMG agentic corporate services, 2025/10/6調査時点
https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/lv/pdf/Taxcard/Tax_card_Latvia_2024_.pdf
- Latvia - Corporate - Tax credits and incentives, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/latvia/corporate/tax-credits-and-incentives>
- Zuzāns Collection - Art museum Zuzeum, 2025/10/6調査時点
<https://www.zuzeum.com/en/collection>
- Teaching and learning in single-structure education - Eurydice.eu - European Union, 2025/10/6調査時点
<https://eurydice.eacea.ec.europa.eu/eurypedia/latvia/teaching-and-learning-single-structure-education>
- About museum « About the Latvian National Museum of Art », 2025/10/6調査時点
<https://culture360.asef.org/resources/latvian-state-culture-capital-foundation-sccf/>
- Art Advisory Services - Art Experts, 2025/10/6調査時点
<https://makslaseksperti.lv/en/>
- COUNTRY UPDATE-Latvia: AML - Ellex Legal, 2025/10/6調査時点
<https://ellex.legal/wp-content/uploads/2022/07/country-update-latvia-am-2022l.pdf>

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
エストニアの文化・創造産業（CCS）はGDPの約3.5%を占める。2019年のCCSの総売上高は18.6億ユーロ、雇用者数は28,300人（全就労者の4.2%）に達する。美術品市場の年間取引規模は専門家の推定で約2,000万ユーロである。市場は二重構造を持ち、公開市場であるオークションが約22.5%（2021年実績で450万ユーロ）、残りの約77.5%（約1,550万ユーロ）が画廊やアーティストとの直接取引などプライベートな「隠れた市場」で構成されると見られる。オークション市場は2001年の約17.4万ユーロから2021年の450万ユーロへと急成長しており、アートが代替資産クラスとして認識され始めたことが背景にある。	エストニアの税制は、富裕層と企業の行動を明確に方向付けている。 ・ 法人税:利益が企業内部に留保・再投資される限り課税されず、配当時にのみ22%課税される。企業が美術品を事業用資産として購入することは、事業関連性が認められれば課税を伴わない有効な利益活用策となる。 ・ 減価償却:美術品は価値が減少しない資産と見なされるため、税務上の減価償却制度は存在しない。 ・ 寄付:法人が適格な非営利団体（美術館等）へ寄付した場合、年間社会保険税支払総額の3%または前年度利益の10%のいずれか大きい方を上限に非課税となる。個人は年間1,200ユーロを上限に所得控除の対象となる。 ・ 相続税:相続税、贈与税、富裕税が一切存在しない。これにより、美術品コレクションは価値を減損することなく非課税で次世代に承継可能であり、アートが魅力的な資産保全・承継手段となっている。 ・ その他:個人が美術品を売却して得た利益（キャピタルゲイン）は、税率22%の所得税課税対象だが、「個人的使用の動産」と見なされれば非課税となる。この基準の曖昧さが短期投機を抑制し、長期保有を促す設計となっている。美術品売買には原則22%のVATが適用される。	民間の施策は、官民連携の中核を担うエストニア現代アート開発センター（ECADC）によって牽引されている。ECADCは、EU地域開発基金の資金を活用し、国内の商業ギャラリーがArt BaselやFriezeといった世界トップクラスのアートフェアに参加する際の費用を最大70%まで補助するプログラムを運営している。この官民連携の取り組みにより、個々のギャラリーの負担を軽減し、エストニアのアーティストを国際市場に戦略的に紹介している。また、ECADCは2018年に主要ギャラリー等と協力し、オンラインデータベース「kunstiindeks.ee（エストニア・アートインデックス）」を立ち上げた。このプラットフォームは、オークションの落札価格に加え、通常は非公開であるギャラリーの販売データを含む5,000件以上の国内取引データを集約・公開している。これにより市場の透明性を飛躍的に高め、コレクターが客観的なデータに基づき時価管理を行うための不可欠なインフラとなっている。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
エストニアのアートエコシステムは、専門家が有機的に連携する構造を持つ。Haus Gallery等のオークションハウスが二次市場の価格透明性を担保し、画廊が一次・二次市場での取引とアーティストのプロモーションを担う。国立のKumu美術館（エストニア美術館傘下）が学術的・文化的な中核として機能する。修復家、国際的な保険会社（AXA XL等）、専門輸送業者（Libereco等）が、高価値資産である美術品の物理的な保存・管理を支えている。エン・クニウ氏のような主要コレクターは、コレクションを「公共の文化資産」と捉え、美術館と緊密に連携して国内外での展覧会を積極的に開催・貸出を行っている。	エストニアの公的施策の最大の特徴は、文化基金（Cultural Endowment of Estonia, Kulka）の存在である。この基金は、ギャンブル税、酒税、タバコ税の一部を財源とし、政府の年度予算や政治的判断から独立して運営されている。これにより、アーティストの創作活動、美術館のコレクション購入、若手の海外留学など、エコシステムのあらゆる階層に対し、安定的かつ長期的な資金供給が可能となっている。流通面では、「文化遺産保護法」に基づき、国家指定の文化財の恒久的な国外輸出は原則禁止されている。その他の美術品の輸出入はEU規則に基づき管理され、国家遺産委員会による許可証発行や、ATAカルネ制度*1の活用による一時輸入時の関税免除などが行われる。また、EUの第5次マナー・ロンダリング防止指令に基づき、AML/CFT（マネー・ロンダリング対策）規制を導入。画廊やオークションハウスは、10,000ユーロ以上の取引時に顧客デューデリジェンス（身元確認）を行う義務を負う。	首都タリンにあるKumu美術館を本館とするエストニア美術館（5つの分館を擁する）が、エコシステムの学術的・文化的な中核をなす。その機能は収集、保存、研究、公開にとどまらず、サステナビリティなど現代的テーマに関する国際共同研究も主導している。市民の関与も活発で、2024年には国内の美術館への総訪問者数が260万人を超え、国民一人当たり平均1.9回訪問した計算になる。文化へのアクセスを経済的に支援するため、年間59ユーロで国内100以上の美術館や文化施設に無制限で入場できる「ミュージアムカード」制度も導入され、効果を上げている。また、公的機関と個人コレクターとの連携も緊密である。国立美術館が企画展のためにエン・クニウ氏のような代表的な個人コレクターから作品を借用するなど、公共の文化資産を充実させるための対等なパートナーシップが築かれている。
日本への示唆		
エストニアの成功は、税制、公的支援、市場インフラが戦略的に組み合わせられたエコシステム設計にある。日本が参考にすべき点は以下の3点である。 1. 税制による長期インセンティブの醸成:エストニアの相続税・贈与税ゼロの制度は、富裕層による長期的なコレクション形成と世代間承継を後押しし、文化資産の散逸を構造的に防いでいる。日本は、現行の物納制度の要件緩和・簡素化に加え、美術品を美術館に寄託・公開することを条件に相続税を猶予・減免する「日本版条件付き納税猶予制度」の創設を検討すべきである。 2. 独立・安定財源による公的支援:ギャンブル税などを財源とし、政治的影響から独立して運営される「文化基金（Kulka）」は、安定的・長期的な文化支援を可能にしている。日本も一般会計予算への依存から脱却し、財源の多様化と独立した運営体制の確保を模索する必要がある。 3. 官民連携による市場インフラ整備:官民連携による「エストニア・アートインデックス」は、市場の透明性を飛躍的に高め、アートを信頼性の高い資産クラスとして確立させた。日本も主要オークションハウスや美術商が連携する「日本アートインデックス（仮称）」を構築し、市場の透明性を確保することで、金融機関等の新規参入を促す土台を築くべきである。		

*1「ATAカルネ制度」とは、ATAカルネ（通関手帳）を用いて、商品見本、職業用具、展示会物品などを海外へ一時的に持ち込む際、各国の税関で免税扱いの一時輸入通関手続きを簡素化する制度である。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

独立後の経済成長とアートの資産化によりオークション市場が急成長するが、市場の7割以上はプライベートな取引が支える二重構造を持つ。

1. 文化・創造産業（CCS）の全体像

エストニアのアート市場は、より広範な文化・創造産業（CCS）の一部として国家経済に貢献している。CCSは国の成長戦略において、経済的価値を生み出す「**創造産業**」の重要な一翼として位置づけられている。2019年の統計によれば、CCS分野の雇用者数は**28,300人**で、国内全就労者の4.2%に相当する。企業数は10,705社で全企業の11.2%を占め、総売上高は18.6億ユーロ（エストニア企業全体の売上高の2.6%）に達している。CCSが国内総生産（GDP）に占める割合は約3.5%とされている。この分野への公的資金の投入も積極的であり、2019年には2.6億ユーロが支援構造や企業に投じられており、これはCCS総収入の14%に相当する。特に、美術館などの文化遺産分野では、公的資金が収入の大部分を占めている。

2. 美術品市場の規模と構造

美術品市場に特化して見ると、その全体的な年間取引規模は専門家の推定で**約2,000万ユーロ**とされている。この市場は、公開市場であるオークションと、非公開の直接取引市場から構成される**二重構造**を持つ。市場全体の推定規模2,000万ユーロのうち、オークションが占めるのは**約22.5%**（2021年実績で450万ユーロ）に過ぎない。残りの**約77.5%**、金額にして約1,550万ユーロは、画廊での直接取引や、アーティストが自身のスタジオでコレクターに直接販売する、よりプライベートな取引によって構成されていると見られる。この「**隠れた市場**」の存在は、特にプライバシーを重視し、価格交渉を直接行いたい**富裕層コレクターにとって、重要な資産形成の場**として機能していると考えられる。

3. 市場の成長性

公開市場の中核をなすオークションハウスの売上高は、近年著しい成長を遂げている。2001年には約17万4千ユーロであったオークション市場の売上高は、**2021年には450万ユーロ**にまで急増した。この成長は、特に近年の社会危機（コロナ禍やウクライナ紛争）を背景に、投資家が株式市場の変動を避け、アートを安全な**代替資産クラス**として認識し始めたことによると分析されている。市場の活況は続いており、2025年春のオークションシーズンでは、主要オークションハウス7社が合計で約1,000点、総額**350万ユーロ**相当の作品を出品するなど、高い取引水準を維持している。エストニアのアート市場は、1991年の独立回復以降の経済成長と密接に連動している。過去20年間で国民の購買力が400%増加した経済的背景が、アートシーン全体の発展を後押ししてきた。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

多様な専門家が連携し、独立基金「Kulka」の安定財源と、ECADCや個人コレクター、美術館の緊密な官民連携によって駆動している。

1. エコシステムの主要プレイヤーと機能

エストニアのアートエコシステムは、作品の創造から評価、流通、保存、継承に至るまで、各分野の専門家が相互に連携することで成り立っている。

- **鑑定家、画廊、オークションハウス**: Haus Gallery、Vaal Gallery、Allee Galleryといったオークションハウスは、二次市場における価格形成の透明性を担保し、市場の指標となる役割を担っている。一方、画廊は、一次市場と二次市場の両方で活動し、展覧会の企画を通じてアーティストのプロモーションも行う。美術品の鑑定や真贋判定は、売買や保険、資産評価の際に不可欠だが、国内の専門機関は限られており、海外の専門家ネットワークに依存するケースも見られる。
- **美術館**: 首都タリンにあるKumu美術館を本館とするArt Museum of Estonia（エストニア美術館）は、5つの分館を擁する国内最大の美術館ネットワークであり、エコシステムの学術的・文化的な中核をなす。主な機能は、コレクションの収集、保存、研究、公開である。近年では、サステナビリティや脱植民地主義といった現代的なテーマに関する国際共同研究プロジェクトも主導している。
- **修復家**: 美術品の物理的な保存を担う修復家は、美術館内の保存修復部門や民間の修復工房（Art-Haus等）で活動している。公的機関も文化財の修復に関する専門的な助言を行っている。
- **保険・輸送・コンサルタント**: AXA XL、Howden、Marshといった国際的な保険会社が、盗難、損傷、輸送中の事故などをカバーするアート専門保険を提供している。輸送に関しては、LiberecoやPlado Art Servicesといった国内の専門業者が、温度・湿度管理が可能な専用車両、専門梱包、通関手続き（ATAカルネ等）までを請け負う。
- **主要支援機関（文化基金）**: エコシステムの資金供給面で最も重要な役割を果たすのがCultural Endowment of Estonia（通称Kulka, 文化基金）である。**ギャンブル税収入の47.8%、酒・タバコ税収入の3.5%を主な財源**とし、政府から独立して助成金の配分を決定する。アーティスト個人への創作支援、美術館によるコレクション購入資金補助、若手研究者の海外留学支援など、エコシステムのあらゆる階層にきめ細やかな資金援助を行っている。

2. プレイヤー間の連携

エコシステムの各プレイヤーは、プロジェクトを通じて有機的に連携し、相乗効果を生み出している。

- **国際アートフェアへの共同進出**: エストニア現代アート開発センター（ECADC）は、EU地域開発基金の資金を活用し、国内ギャラリーが国際的なアートフェア（Art Basel、Frieze等）に参加する際の費用を最大70%まで補助するプログラムを運営している。この官民連携により、エストニアのアーティストを国際市場に紹介し、国全体としてのアートシーンのプレゼンス向上に貢献している。
- **学術機関と美術館の共同研究・修復**: Niguliste美術館所蔵の「ローデ祭壇画」の研究・修復プロジェクトでは、美術館の学芸員や修復家に加え、エストニア芸術アカデミー、タルトゥ大学、複数の民間企業が持つ科学的分析技術や専門知識が結集された。
- **個人コレクターと公的美術館の協力関係**: エストニアを代表する個人コレクターであるエン・クニラ氏は、「コレクションは公共の文化資産である」との信念のもと、自身の所蔵品を国内外の美術館での展覧会に積極的に貸し出している。国立美術館であるエストニア美術館も、企画展のためにクニラ氏のコレクションから作品を借用することがあり、このような公私の協力関係が、国民が多様な美術品に触れる機会を増やす上で重要となっている。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

エストニア政府は、文化財の保護と市場の健全な発展を両立させるため、輸出入規制を中心とした政策介入を行っている。

1. 文化財保護政策と輸出規制

エストニアの文化財保護の根幹をなすのは「**Heritage Conservation Act（文化遺産保護法）**」である。この法律に基づき、歴史的、考古学的、芸術的価値を持つ動産および不動産は「文化財」として国家の保護対象に指定される。2018年時点で、国内には26,475件の文化財が存在し、その所有者には現状を維持し保存する義務が課される。文化財の国外流出を防ぐため、輸出は厳しく規制されている。特に、**国家指定の文化財および美術館の収蔵品については、恒久的な国外輸出が原則として禁止されている**。これにより、国のアイデンティティを形成する重要な文化資産の国内保持が最優先されている。その他の文化財の輸出については、「文化財の共同体内輸送、輸出入に関する法律」およびEU規則（(EC)No.116/2009）が適用される。輸出には、文化財保護を管轄するNational Heritage Board（国家遺産委員会）が発行する輸出許可証が必要となる。この制度は、市場の流動性を一定程度確保しつつも、文化的に重要な作品の国外流出を管理する役割を果たしている。

2. 輸入規制と関税

美術品の輸入に関しては、主にEUの共通規則が適用される。EU域外国からの文化財の輸入は、EU規則（(EU)2019/880）によって管理されている。この規則では、作品の年代や価値に応じて手続きが定められており、例えば、制作から250年以上経過した考古学遺物や記念碑の部分には輸入許可証が、200年以上経過し価値が18,000ユーロを超える絵画や彫刻などには輸入者宣誓書の提出が義務付けられている。これにより、不法に取引された文化財の流入を防止している。関税については、EU域外から美術品を輸入する際には、品目分類や原産国に応じた関税が課される。しかし、展覧会やアートフェアへの出品といった一時的な輸入目的の場合、「**ATAカルネ**」制度*1を利用することで、関税および付加価値税の支払いが免除される。この制度は、国際的な文化交流や商業活動を円滑にする上で重要な役割を担っている。

*1「ATAカルネ制度」とは、ATAカルネ（通関手帳）を用いて、商品見本、職業用具、展示会物品などを海外へ一時的に持ち込む際、各国の税関で免税扱いの一時輸入通関手続きを簡素化する制度である。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

法人税制（利益配当時課税）は美術品購入を「利益の再投資」として奨励し、寄付税制がメセナ活動を後押しする構造となっている。

1. 企業とアートの関係性

エストニアのユニークな法人税制は、企業の美術品コレクション形成を間接的に後押ししている。法人税は、利益が発生した時点ではなく、利益が配当として株主に分配される時点で初めて課税される（税率22%）。つまり、**企業が稼得した利益を再投資する限り、法人税は無期限に繰り延べられる**。この制度の下では、企業が利益を用いて美術品を購入し、それをオフィスの装飾などの**事業用資産**として社内に留保することは、課税を伴わない有効な利益活用策となる。ただし、税務当局によってその購入が「**事業に関連しない費用**」と判断された場合、その支出は「みなし利益配当」と見なされ、支出した月の翌月10日までに22/78の法人税を納付する義務が生じる。

2. 企業のメセナ活動と税制

メセナ活動（芸術文化支援）も税制によって促進されている。企業が、政府のリストに掲載されている適格な非営利団体（美術館や文化財団など）へ寄付を行った場合、その寄付額は**年間社会保険税支払総額の3%、または前会計年度の利益の10%のいずれか大きい方を上限として非課税扱い**となる。この税優遇措置は、企業が文化支援を通じて社会的責任（CSR）を果たし、企業イメージを向上させる動機付けとなっている。エストニアでは、企業のCSR活動はイノベーションと密接に関連するものと認識されており、文化支援は単なる慈善活動ではなく、企業の競争力を高める戦略の一環と見なされている。

3. 企業を取り巻く法制度

- **減価償却制度の不存在**:エストニアの税制では、税法独自の調整は原則として存在しない。美術品は、その価値が経年で減少しない、あるいは価値が増加する可能性のある資産であり、経済的耐用年数を定義することが困難であるため、会計上も税務上も**減価償却の対象とはならない**。
- **付加価値税（VAT）**:美術品の売買には、原則として標準VAT率（2024年時点で**22%**）が適用される。ただし、アーティスト本人から直接購入したオリジナル作品を再販する場合など、特定の条件下では、売上総利益（マージン）にのみ課税される特別な利益マージン課税制度の適用が認められることがある。
- **関連法制度**:美術品の所有権の移転や売買契約は、民法典の一部である契約法によって規律される。また、文化財に指定された美術品を所有・取引する際には、文化遺産保護法に定められた手続きや制約（例：現状変更の際の許可申請、輸出規制）を遵守する必要がある。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

相続税・贈与税が一切存在しない税制が、富裕層のコレクション形成と承継を後押ししている。

1. 富裕層とアート（税制と動機）

富裕層がアートに関わる最大の動機は、エストニアの税制、特に**相続税、贈与税、富裕税が一切存在しない**という点にある。この税制の特徴は、美術品を世代を超えて非課税で承継することを可能にし、アートを魅力的な資産形成および資産保全の手段たらしめている。富裕層にとって、美術品は社会的地位の象徴であると同時に、インフレヘッジやポートフォリオの多様化を目的としたオルタナティブ投資としての価値も高まっている。相続税による資産の散逸リスクがないため、コレクターは長期的な視点でコレクションを構築し、一括して次世代に引き継いだり、美術館に寄贈・寄託したりすることが容易になっている。

2. 個人富裕層を取り巻く税制・法制度

- **所得税（キャピタルゲイン課税）**：個人が美術品を売却して得た利益（キャピタルゲイン）は、原則として所得税の課税対象となり、税率は22%（2025年時点）である。しかし、その美術品が「**個人的使用の動産（household good）**」（日常生活で使用する家具や装飾品など）と見なされる場合には、その売却益は非課税となる。この「投資資産」と「個人的使用の動産」の区別については、税法上に明確な基準が定められていない。売買の頻度、購入時の意図などを総合的に勘案して個別に判断されるため、税務当局との見解の相違が生じるリスクが内在している。この「曖昧な課税（売却）」と「明確な非課税（承継）」の組み合わせが、美術品が短期的な投機商品となることを防ぎ、長期的な文化資産としてストックされることを促進する、巧みな制度設計となっている。
- **相続・贈与時の扱い**：相続または贈与によって美術品を取得した相続人や受贈者が、後にその作品を売却して利益を得た場合、そのキャピタルゲインは所得税の課税対象となる。この際の取得費は、相続や贈与の時点での時価ではなく、相続人または受贈者がその資産を維持するために実際に負担した費用（例：修復費用）に限定されるため、売却益が大きく計算される可能性がある。

3. 富裕層の出口戦略

富裕層が形成したアートコレクションの出口戦略は、「売却」「相続」「寄付」が主であるが、「信託」も含めた選択肢が存在する。

1. **売却**：オークションや画廊を通じてコレクションを現金化する戦略。2018年にエストニア・アートインデックスが設立されたことで市場価格の透明性が向上し、客観的な売却判断が可能になった。デメリットは、キャピタルゲインに対する所得税課税のリスクである。
2. **相続**：エストニアにおける最も有利な出口戦略である。**最大のメリットは、相続税・贈与税が非課税であるため、コレクションの価値を一切減損させることなく、そのままの形で次世代に引き継げる**ことである。
3. **寄付**：美術館や文化財団などの適格な非営利団体にコレクションを寄付する戦略。メリットは、コレクションが公共の文化財として恒久的に保存・公開され、社会貢献を果たせる点にある。税制上のメリットとして、個人の場合、寄付額は年間1,200ユーロを上限として所得から控除することができる。
4. **信託**：美術品を信託財産とし、専門の受託者に管理や承継を委ねる方法も考えられる。Sorainenのような国際法律事務所が、富裕層向けに資産承継計画の一環として信託組成などのサービスを提供している。

4. アートコレクターの実務

- **時価管理と評価**：コレクターは、2018年にECADCが中心となり立ち上げられたオンラインデータベース「**kunstiindeks.ee（エストニア・アートインデックス）**」を活用し、時価管理を行う。このプラットフォームは、オークション価格だけでなく非公開のギャラリー販売データも含む5,000件以上の取引データを集約しており、データドリブンでの資産評価を可能にしている。また、売買、保険価額設定、資産評価といった目的別に、オークションハウスの専門部門や独立した鑑定士を使い分ける。
- **コレクション管理（運送、保管、保険）**：国内外への輸送には、LiberecoやPlado Art Servicesといった専門業者が利用される。選定基準は、温湿度管理車両、エアサスペンション、通関手続き（ATAカルネ）、輸送の全工程をカバーする「**nail-to-nail**」保険の提供能力などである。大規模なコレクションは、Crozier Fine Artsのような国際企業が提供する美術館水準の専門保管倉庫で管理される。保険は、Marsh、AXA XLといった国際的な保険会社が提供するアート専門保険に加入し、盗難、火災、輸送中の事故などあらゆるリスクをカバーする。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

「相続税ゼロ」で富裕層を誘致する一方、「EU基準のマネロン規制」で不正を排除して、「信頼性の高い資産管理ハブ」を構築している。

1. アートファイナンスの全体像

アートファイナンスは、美術品を担保として資金を調達する金融サービスであり、コレクターがコレクションを売却することなく流動性を確保するための重要な手段である。

- ・ **アート担保融資の市場環境:** エストニア国内の主要な商業銀行（AS SEB Pank, Swedbank ASなど）が、アートファイナンスを専門的かつ積極的に展開しているという公的な証拠は見当たらない。国内のアート市場規模や専門知識の蓄積を考慮すると、この分野の市場は限定的であると推測される。そのため、大規模なコレクションを保有するエストニアの富裕層は、Citi Private Bank, J.P. Morgan, The Fine Art Groupといった、アートファイナンスをグローバルに展開する**国際的な専門金融機関**のサービスを利用している可能性が非常に高い。これらの機関は、美術品の市場価値の一定割合（通常40-60%）を融資上限とし、作品を担保に資金を提供する。
- ・ **クリエイティブ産業への金融支援:** 美術品そのものを対象としたファイナンスとは異なるが、Finora Bankは、欧州投資基金（EIF）の保証プログラムを活用し、映画、音楽、建築といったクリエイティブ産業に従事する中小企業向けに、最大**25万ユーロ**の融資を提供している。
- ・ **先進的な取り組みの現状:** アート作品の所有権を小口化して販売する「証券化」や「アートファンド」といった先進的な商品は、エストニア国内市場では確認されていない。

2. 金融規制とコンプライアンス（AML/CFT）

美術品市場は、その匿名性や高額な取引価格から、マネー・ロンダリング（ML）やテロ資金供与（TF）に悪用されるリスクが指摘されている。エストニアはEU加盟国として、このリスクに対応するための規制を導入している。

- ・ **AML/CFT規制の枠組み:** 規制の根幹にあるのは、EUの第5次マネー・ロンダリング防止指令（5th AMLD）である。この指令に基づき、エストニアの国内法「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与防止法（MLTFPA）」は、規制対象となる「義務主体」の範囲を拡大し、美術品の取引または仲介を行う事業者（画廊、オークションハウス、アートディーラーなど）を含めた。
- ・ **特定事業者に課される具体的な義務:**
 1. **顧客デューデリジェンス（CDD）:** 特定事業者は、**取引額が10,000ユーロ以上となる場合**、顧客の身元確認（法人の場合は実質的支配者の特定を含む）を行う義務を負う。特にオンライン取引など非対面の場合は、より厳格な確認措置（EDD）が求められる。
 2. **疑わしい取引の報告（STR）:** 取引がML/TFに関連していると疑う合理的な理由がある場合、特定事業者は遅滞なく、エストニアの金融情報機関（Financial Intelligence Unit, FIU）に報告しなければならない。
 3. **リスクベース・アプローチと内部統制:** すべての特定事業者は、自社のリスク評価書を作成し、それに基づき適切な内部統制ポリシーや管理手順を策定し、従業員研修を実施する義務を負う。
- ・ **監督機関:** 金融機関以外のアート市場参加者に対するAML/CFT規制の遵守状況は、金融情報機関（FIU）が監督責任を担っている。エストニアは、相続税非課税という「タックスヘイブン」的側面と、AML/CFT規制を導入する「コンプライアンス先進国」としての側面を併せ持つ。これは、「クリーンな資金」は積極的に誘致し、「ダーティな資金」は断固として排除することで、「**信頼性の高い資産管理・承継のハブ**」としての国際的ブランドを構築する国家戦略を反映している。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

国民全体の芸術に対するリテラシーとアクセスを保障するための基盤整備に力を入れている。

1. 公教育における美術教育

基礎教育課程（1年生から9年生）の国家カリキュラムにおいて、「芸術科目（art subjects）」は国語や数学と並ぶ必修科目として位置づけられている。これにより、すべての国民が幼少期から芸術に触れ、その価値を理解するための基礎的な素養を身につける機会が保障されている。高等教育レベルでは、1914年に設立されたエストニア芸術アカデミー（EKA）が、美術、デザイン、建築などの分野で国内唯一の公立大学として専門家を育成している。

2. 美術館の役割と文化へのアクセス

国立のKumu美術館をはじめとするエストニア美術館（Art Museum of Estonia）傘下の5つの美術館は、国民が国内外の優れた芸術に触れるための中心的な拠点である。市民の関心は非常に高く、2024年には、国内の美術館への総訪問者数が260万人を超え、国民一人当たり平均1.9回訪問した計算になる。また、年間59ユーロで国内100以上の美術館や文化施設に無制限で入場できる「ミュージアムカード」のような制度も、文化への経済的なアクセス障壁を低減させる上で大きな効果を上げている。

3. 公的支援制度

エストニアのアートエコシステムを資金面で支える最も重要な機関が、文化基金（Cultural Endowment of Estonia）である。この基金は、ギャンブル税、酒税、タバコ税の一部を財源としており、政府の年度予算や政治的判断から独立して運営されている。これにより、文化プロジェクトに対して安定的かつ長期的な資金供給が可能となり、エコシステム全体の持続可能性を担保している。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Part Capitalist, Part Socialist, Estonia May Have Cracked the Code for a Thriving Art Scene. Here's How They Did It - Artnet News, 2025/10/6調査時点
<https://news.artnet.com/market/estonia-art-scene-1319348>
- Estonia Creative Industries | Europa Regina, 2025/10/6調査時点
<https://europaregina.eu/creative-industries/europe/estonia/>
- Survey and Mapping of the State of Affairs in the Estonian Creative Industries, 2025/10/6調査時点
https://kul.ee/sites/default/files/documents/2022-10/2022%20CCI%20mapping_summary_ENG.pdf
- Estonian art index: investing in art as an asset class has increased significantly due to volatile times, 2025/10/6調査時点
https://www.baltictimes.com/estonian_art_index__investing_in_art_as_an_asset_class_has_increased_significantly_due_to_volatile_times/
- Heritage Conservation Act - Riigi Teataja, 2025/10/6調査時点
<https://www.riigiteataja.ee/en/eli/504062019001/consolide>
- Importing cultural goods | EUR-Lex - European Union, 2025/10/6調査時点
<https://eur-lex.europa.eu/EN/legal-content/summary/importing-cultural-goods.html>
- Taxes on corporate income - Estonia, 2025/10/6調査時点
<https://taxsummaries.pwc.com/estonia/corporate/taxes-on-corporate-income>
- Will in Estonia | Estonian Will | Inheritance Tax Laws - Global Property Guide, 2025/10/6調査時点
<https://www.globalpropertyguide.com/europe/estonia/inheritance>
- National curriculum for basic schools—Riigi Teataja, 2025/10/6調査時点
<https://www.riigiteataja.ee/en/eli/524092014014/consolide>
- About Endowment - Cultural Endowment of Estonia, 2025/10/6調査時点
<https://www.kulka.ee/about-us/about-endowment>
- About - Enn Kunila's art collection, 2025/10/6調査時点
<https://kunilaart.ee/en/overview/about/>
- Taxation of Artwork Guide - WTS Global, 2025/10/6調査時点
https://wts.com/wts.com/publications/Private-clients/WTSGlobal_TaxationOfArtworks-Guide.pdf
- The Estonian Art Index has been launched - Echo Gone Wrong, 2025/10/6調査時点
<https://echogonewrong.com/estonian-art-index-launched/>
- Management of risks relating to money laundering and terrorist financing and application of due diligence to obliged entities supervised by the, 2025/10/6調査時点
<https://www.fiu.ee/en/media/341/download>

第2章 地域別 詳細報告（全44力国・地域）

第2節 その他の調査対象国・地域 (6/6)

オセアニア・アフリカ

2.2.35 オーストラリア | 税制優遇が牽引する企業の需要と富裕層の慈善的循環

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
オーストラリアの文化・クリエイティブセクターは、2023-24年度に 674億豪ドルを経済 にもたらし、 GDPの2.5% を占める重要な経済の柱である。このセクターの 成長率は6.6% で、国全体のGDP成長率4.1%を上回っている。しかしこの数値は広告（181億豪ドル）や出版メディアなど広範な分野を含んでおり、「ビジュアルアート・工芸」分野が占めるのはその一部に過ぎない。よりハイエンドな美術品市場の規模は、流通市場（セカンダリーマーケット）の中心であるアートオークションの年間売上高から把握できる。売上高は2019年以前の10年間、1億700万豪ドル前後で停滞していたが、パンデミック期に在宅コレクターの需要が急増し、 2021年には1億2100万豪ドル、2022年には1億4500万豪ドル へと大きく成長した。また、市場のトレンドとしてオーストラリア先住民アートの国際的な評価が高まっており、2024年の オークション売上は1,350万豪ドル に達している。	エコシステム内の市場参加者の行動を後押しするインセンティブとして設計されていることが特徴である。 ・ 減価償却:法人が事業目的で展示する美術品は「減価償却資産」として認められる。通常耐用年数は100年と長く節税効果は限定的だが、政府が導入する中小企業向けの「即時資産償却」制度が重要である。これにより、一定額（例：20,000豪ドル）までの美術品購入費用の全額を即時に損金算入でき、企業の安定した需要創出に直結している。 ・ 寄付:「文化贈与プログラム（CGP）」が富裕層の主要な出口戦略として機能する。文化的に重要な作品を適格機関に寄贈すると、①市場価格（政府認定鑑定人による評価）での全額所得控除（最大5年間分割可）、②キャピタルゲイン税（CGT）の完全免除、という2つの優遇措置を受けられる。これにより「売却するより寄付した方が税務上有利」な状況が生まれ、私的資産の公的資産化を促進する。 ・ 相続税・贈与税:どちらも存在しない。これにより、美術品コレクションを世代間で非課税で承継できる。キャピタルゲイン税は相続時点では課されず、相続人が将来その作品を売却するまで納税が繰り延べ（ロールオーバー）される。	・ アートファイナンス:グローバル・プライベートバンク（Citi、J.P. Morganなど）やオークションハウス（Christie's）が、富裕層顧客向けサービスの一端としてアート担保融資を提供する。 ・ 専門金融サービス:オーストラリア国内では、Pledgが美術品を担保に最大10万豪ドルまでの短期ローンを提供している。また、「Art Money^{*2}」は、提携ギャラリーでの美術品購入に特化した無利子の分割払いサービスを提供し、購入のハードルを下げることで市場の活性化に貢献していた。 ・ 政府系リース:政府が運営するArtbank^{*3}は、企業や個人向けにアートのリース（賃貸）プログラムを提供し、リース料は事業経費として税務控除の対象となる。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
政府系の中核機関として「 クリエイティブ・オーストラリア（Creative Australia） 」が、文化政策「Revive」に基づき、芸術セクターへの助成金配分（「Creative Australia Annual Report 23-24」によると2023-24年度の直接投資は2億5110万豪ドル）など、エコシステムの司令塔として機能する。市場はギャラリー（一次）とオークションハウス（Deutscher and Hackettなど）（二次）が形成する。これらを、鑑定家、修復家、専門保険（Chubb、Aonなど）、専門輸送（IAS Fine Art Logisticsなど）、アートアドバイザーといった専門化された民間インフラが支えている。政府は「文化贈与プログラム」で用いる鑑定人を承認・リスト化するなど、この専門インフラの信頼性担保に関与している。	・ 文化遺産保護:「1986年動産文化遺産保護法（PMCH Act）」により、国の重要文化財の国外流出を規制している。規制対象はクラスA（アボリジニの神聖な儀式用具など、原則輸出禁止）とクラスB（美術品など、輸出許可制）に分類される。制作後30年未満の美術品の多くは許可不要である。 ・ 国内保持支援:輸出不許可となった物品などを国内の文化機関が取得する際、「国家文化遺産勘定（National Cultural Heritage Account）」という助成金プログラムから資金援助を行う。規制（PMCH法）と助成金（本勘定）を連携させ、重要文化財の公的所有化を戦略的に促す。 ・ 金融規制（AML/CTF）:進行中の「トランシェ2^{*1}」改革において、EUや英国とは対照的に、美術品ディーラーをマネーロンダリング対策の規制対象から除外している点が特徴である。	・ 文化的役割:国立、州立、地域レベルの公的美術館や博物館は、国民が自国の文化遺産にアクセスするための中心的な拠点である。特にオーストラリアの多文化社会や先住民の経験を伝え、議論を促す場として重要な社会的役割を担っている。 ・ エコシステムの出口機能:最大の役割は、「文化贈与プログラム（CGP）」の主要な受け皿として機能することである。富裕層コレクターから寄贈された文化的に重要な作品を、私的所有から公的所有へと移管し、国民全体のために恒久的に保存・公開するという、エコシステムの最終的な出口を担っている。
日本への示唆		
オーストラリアの成功は、単一の政策ではなく、税制、政府支援、民間インフラが相互に連携し、アートを「文化資産」と「経済資産」の両面から社会に循環させるエコシステムを意図的に構築した結果である。日本が学ぶべき点は、① 税制を通じた市場の「需要創出」（企業の即時償却）と「出口戦略」（CGP、相続税ゼロ）の巧みな設計 、② 官民連携による信頼性の高い「専門インフラ」（政府認定鑑定人制度など）の構築 、③ 国家戦略としての「文化への長期的投資」（教育、サテライト勘定） という一貫した姿勢、の3点である。		
具体的提言（政策・税制）：		
1. 日本版「文化贈与プログラム」の創設 :美術品を適格機関に寄贈した場合、その 譲渡所得税（キャピタルゲイン税）を非課税 とし、市場価額に基づく 所得控除（複数年分割可） を認める制度を創設する。同時に、評価の信頼性を担保するため「 政府認定美術品鑑定人 」制度を整備する。		
2. 法人購入の促進（需要創出） :中小企業を対象に、一定金額以下（例：100万円）の美術品について、 全額を即時損金算入 できる特例措置を導入する。		
3. 相続税制の柔軟化 :コレクションの散逸を防ぐため、 現行の美術品物納制度の要件緩和 や、美術館への貸与などを条件とした 納税猶予制度 を導入する。		
具体的提言（民間）：		
1. アートファイナンス市場の育成 :金融機関と鑑定機関の連携を促進し、アート担保融資への参入リスクを低減させる。		
2. 専門人材の育成 :アートアドバイザーやコレクションマネージャー等の専門職を育成し、業界横断的なネットワーク化を支援する。		
▼	▼	
専門家で構成するインフラの信頼性を政府が担保することで、アート市場の機能を下支えしている。	文化遺産の国外流出を法律で禁止する一方、美術品をAML規制の対象外にすることで、アート市場の自由な取引を維持している。	

^{*1}「トランシェ2」とは、2024年11月29日にオーストラリアの下院を通過、成立したAML/CTF改正法案であり、不動産、法律、会計の各分野も規制対象となった。
^{*2}「Art Money」は、シドニー市議会が文化政策行動計画の一端として取り組んでいるアートの購入を支援するための無利子分割払いプログラムであり、ニューサウスウェールズ州立美術館の会員誌「look」とアートマンス等が運営している。
^{*3}「Artbank」は、1980年にオーストラリア政府によって設立された政府機関であり、オーストラリアの現代アートのコレクションを所有し、作品のリース事業を行っている。

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

政府が「クリエイティブ経済」全体を支援する一方、ハイエンドなアート市場は税制メリットを目的に企業・富裕層が積極的に関与している。

1. 経済的貢献・政策根拠

オーストラリアにおいて、文化・クリエイティブセクターは経済の重要な柱として認識されている。政府の最新データによると、このセクターは2023-24年度に**オーストラリア経済に674億豪ドル貢献**しており、これは**名目GDPの2.5%**に相当する。前年度からの**成長率は6.6%**であり、オーストラリア全体のGDP成長率4.1%を上回っている。この経済規模は、賃貸・不動産サービス業に匹敵するものであり、政府が文化政策「Revive」を導入する根拠となっている。

2. サテライト勘定・広範な定義

この経済貢献度の測定は、オーストラリア統計局（ABS）が起案し、現在は通信・芸術・地域研究局（BCARR）が更新している「**文化・クリエイティブ活動サテライト勘定**」という手法に基づいている。この勘定は、美術品だけでなく、広告、デザイン、ファッション、デジタルゲーム、出版など、幅広い分野を「文化・クリエイティブ活動」として定義している。実際に、GDP貢献の内訳を見ると、広告・プロモーション活動（181億豪ドル）や出版メディアが大きな割合を占めており、「ビジュアルアート・工芸」分野はこの広範な定義の一部を構成するに過ぎない。

3. 市場規模・調整期

一方で、富裕層が主に関わるハイエンドな美術品市場の規模は、より具体的な取引額から把握できる。オーストラリアの流通市場（セカンダリーマーケット）の中心であるアートオークションの年間売上高は、2019年以前の10年間は1億700万豪ドル前後で停滞していた。しかし、パンデミック期に在宅のコレクターによる需要が急増し、**2021年には1億2100万豪ドル、2022年には1億4500万豪ドル**へと大きく伸長した。その後、市場は「選択的な調整期」に入り、いわゆる「ブルーチップ*1」と呼ばれる一流作家の作品は依然として高値を維持する一方で、それ以外の作品は苦戦するという、買い手が質をより厳しく見極める市場へと変化している。このことは、市場が成熟し、投機的な熱狂からより慎重な資産形成へとシフトしていることを示唆している。

4. 市場トレンド・先住民アート

特筆すべき市場トレンドとして、**オーストラリア先住民（アボリジニおよびトレス海峡諸島民）アートの国際的な評価の高まり**が挙げられる。先住民アートのオークション売上は**2024年に1,350万豪ドル**に達し、Deutscher + Hackettなどの主要オークションハウスで好成績を記録している。2024年のヴェネチア・ビエンナーレでカミラロイ/ピガンブル族のアーティスト、アーチャー・ムーアが金獅子賞を受賞したことは、この分野への国際的な注目をさらに加速させた。

5. 二重構造・政策と市場

これらのデータから浮かび上がるのは、政府が「クリエイティブ経済」という大きな枠組みで文化セクター全体の経済的価値を政策の成果として評価しているのに対し、実際のハイエンド美術品市場は、小規模でも独自の動きを示しているという二重構造である。

6. 政策誘導・各層の関与

オーストラリアでは、政府の巧みな政策設計により、社会の各階層がそれぞれの動機とインセンティブに基づいてアートエコシステムに関与する構造が構築されている。

- ・ **企業の関与:**企業は、**税制上のメリット**をテコに市場を支援する。オーストラリア税務局（ATO）は、**事業目的で展示される美術品を「減価償却資産」として認めている**。特に中小企業向けの「**即時資産償却**」制度がインセンティブとなり、市場に安定した需要を生み出している。
- ・ **富裕層の関与:**富裕層（HNWI）にとって、アートは**資産形成とフィランソロピーの融合対象**である。インフレや経済の不確実性に強い有形資産と見なされ、ポートフォリオの多様化に貢献する。
- ・ **一般市民の関与:**エコシステムの基盤を支えるのは、**体系的な美術教育と、誰もが文化に触れられる公的インフラ（美術館など）**の存在である。

*1「ブルーチップ」とは元は株式市場の優良株を意味する用語であり、アート業界では「ピカソ、ウォーホルといった、市場で確固たる地位を築いている作家」を指す。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

多様な専門家や機関が有機的に連携し、政府の支援機関と連携しながら、市場の信頼性と効率性を担保している。

1. 政府系中核機関

エコシステムの中心に位置するのが、オーストラリア政府の主要な芸術投資・諮問機関である「クリエイティブ・オーストラリア」である。旧オーストラリア・カウンシル・フォー・ジ・アーツから改組されたこの機関は、**文化政策「Revive」の中核**を担い、**政府から独立した立場で芸術への助成金配分や政策提言を行う**。2023-24年度の総支出は2億7690万豪ドルにのぼり、そのうち2億5110万豪ドルが芸術セクターへの直接投資に充てられた。近年の改組により、現代音楽を支援する「ミュージック・オーストラリア」、クリエイターの労働環境改善を目指す「クリエイティブ・ワークプレイス」、そして先住民の自己決定権を尊重する「ファースト・ネーションズ・ボード」といった専門部署が新設され、より多角的かつ戦略的な支援体制が構築されている。

2. 市場を形成する主要プレイヤー

- **アーティスト**: エコシステムの源泉であり、オーストラリアには約48,000人のプロのアーティストが存在する。特に先住民アーティストは、各地のコミュニティが運営する「アートセンター」を拠点に創作活動を行い、作品の販売やキャリア形成の支援を受けている。
- **ギャラリー（画廊）**: アーティストと契約し、新作を展示・販売するプライマリーマーケット（一次市場）の中心であり、コレクターの育成やアーティストのプロモーションを担う。
- **オークションハウス**: Deutscher and Hackett, Smith & Singer, Leonard Joelといった主要オークションハウスが、セカンダリーマーケット（流通市場）を形成する。作品の再販を通じて市場価格を形成し、市場の流動性を担保する。
- **美術館・博物館**: 国立、州立、地域レベルの公的美術館は、作品を収集・保存・展示し、国民の文化アクセスを保障する。また、文化贈与プログラムの受け皿として、私的コレクションを公的資産へと転換させるエコシステムの最終的な出口の役割も担う。

3. エコシステムを支える専門インフラ

市場を形成する主要プレイヤーの活動は、高度に専門化されたサービスを提供するインフラによって支えられている。例えば、コレクターがオークションで落札した場合、オークションハウス、アドバイザー、保険会社、鑑定家、輸送業者、修復家がシームレスに連携する。将来、コレクターがこの作品を公的美術館に寄贈する場合、アドバイザーが美術館との交渉を仲介し、政府認定の鑑定家が文化贈与プログラムのための公式な評価書を作成する。

- **鑑定家（Valuer/Appraiser）**: 美術品の金銭的価値を評価する専門家。保険価額（再調達価額）、市場価額、相続・資産分割のための公正市場価額など、目的に応じて異なる評価を行う。特に、文化贈与プログラムを利用する際の評価は、政府が承認した鑑定人でなければならず、制度と専門家が密接に連携している。
- **修復家（Conservator/Restorer）**: 美術品の物理的な状態を維持・修復する。
- **保険会社**: ChubbやAonなどの専門保険会社やブローカーが、火災、盗難、輸送中の事故といった物理的損害だけでなく、修復後の市場価値の低下や所有権の瑕疵（欠陥）といった特殊なリスクまでカバーする専用の美術品保険を提供する。
- **専門輸送業者**: IAS Fine Art LogisticsやKing & Wilsonなどの専門業者が、温度・湿度を管理できる専用車両、衝撃を吸収する特殊な梱包材、GPS追跡システムなどを駆使し、国内外への安全な作品輸送を担う。
- **アートコンサルタント・アドバイザー**: 個人コレクターや法人に対し、コレクション形成の方針策定、作品購入の助言、売却戦略の立案など、包括的なアドバイスを提供する。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

オーストラリア政府は、文化遺産の保護とアート市場の流動性のバランスを取るための明確な政策的介入を行っている。

1. 中核となる法律

その中核をなすのが、1970年のユネスコ条約を国内法化した「**Protection of Movable Cultural Heritage Act 1986, PMCH Act（動産文化遺産保護法）**」である。この法律の目的は、国の文化遺産を著しく損なうような重要物品の国外流出を防ぐことにある。

2. 輸出規制の枠組み

PMCH法は、その規制対象となる「オーストラリア保護対象物」を「国家文化遺産管理リスト（National Cultural Heritage Control List）」において定義し、2つのクラスに分類している。クラスB物品の輸出許可申請は、Office for the Arts（芸術省）に提出され、専門の鑑定人による評価、国家文化遺産委員会による審査を経て、最終的に芸術大臣（またはその代理人）が決定を下す。このプロセスには数ヶ月を要する場合がある。輸出が不許可となった物品は、「Movable cultural heritage prohibited exports register（動産文化遺産輸出禁止登録簿）」に記載され、事実上、国内に留め置かれることになる。

- ・ **クラスA:** オーストラリアにとって重要性が高く、**原則として輸出が禁止される物品**。これには、アボリジニおよびトレス海峡諸島民の神聖な儀式用具、遺骨、ロックアート、オーストラリア国民に授与されたヴィクトリア十字勲章などが含まれる。これらの輸出には、例外的な状況下での「免除証明書」が必要となる。
- ・ **クラスB:** 輸出に際して**許可が必要となる物品**。美術品、装飾美術品、歴史的文書、考古学遺物など、広範なカテゴリーが含まれる。これらの物品が輸出規制の対象となるかどうかは、制作者、制作年代、来歴、国内の公的コレクションにおける希少性、そして市場価値などの基準によって判断される。例えば、ほとんどの制作後30年未満の美術品は輸出許可を必要としない。

3. 国内保持の仕組み

この制度は、単なる流出防止策にとどまらない。政府は「**National Cultural Heritage Account（国家文化遺産勘定）**」という助成金プログラムを設け、クラスA物品や輸出が不許可となったクラスB物品を**オーストラリアの文化機関が取得するための資金援助**を行っている。これは、PMCH法によって国内に留め置かれた**最重要文化財を、私的所有から公的所有へと移管させるための戦略的な仕組みである。規制によって取得機会を創出し、助成金によってその取得を後押しする**という、二段構えの政策連携が見て取れる。

4. 輸入規制と関税

外国の文化遺産の輸入に際して、オーストラリア政府が発行する特別な許可は必要ない。しかし、輸入者には、その物品が原産国の法律に従って合法的に輸出されたものであることを証明する責任がある。違法に輸出された疑いのある物品は、オーストラリア国境警備隊によって押収され、原産国に返還される可能性がある。関税については、一般的に**1,000豪ドルを超える価値の輸入品には10%の物品サービス税（GST）**が課され、**品目によっては5%程度の関税が適用される場合がある**。しかし、美術品市場にとって重要な例外規定が存在する。それは、制作から100年以上経過していることが証明された「**アンティーク**」品については、**関税が免除**されるという点である（ただし、GSTは適用される場合がある）。この規定は、歴史的な西洋美術品などの国際取引を促進する効果を持つ。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

政策、特に税制が企業の行動を誘導し、アートエコシステムへの関与を促す重要な役割を担っている。

1. 企業の関与と税制優遇

オーストラリア企業のアートへの関与は、単なるメセナ活動にとどまらない。ブランディング、職場環境の向上、企業文化の醸成といった目的もあるが、最も直接的な動機付けとなっているのは**税制上の優遇措置**である。オーストラリア税務局（ATO）は、事業目的で展示される美術品を「減価償却資産」として認めている。

- **減価償却**:通常、絵画などの美術品の有効耐用年数は100年と非常に長く設定されており、定額法で年1%という低い償却率となるため、通常の減価償却による節税効果は限定的である。
- **即時資産償却制度**:しかし、この原則を事実上無効化するのが、政府が景気対策などで導入する「**即時資産償却（Instant Asset Write-Off）**」である。例えば、近年適用されている制度では、年間売上高が一定以下の適格な中小企業が、取得価額20,000豪ドル未満の資産を事業年度内に購入・設置した場合、その全額を即時に経費として損金算入できる。
- **効果**:この制度は美術品にも適用されるため、企業は実質的に割引価格でアートを導入できることになる。この措置は、特に若手・中堅アーティストの作品が多く流通する価格帯の市場にとって、安定した需要源となり、アーティストとギャラリーの経済的基盤を支える重要な役割を果たしている。マッコーリー・グループやウェスファーマーズといった大企業も、重要なコーポレート・コレクションを形成し、文化支援の姿勢を示している。

2. 法人の税制・法制度（売却・寄付）

- **売却**:法人が保有する美術品を売却して利益が出た場合、その利益はキャピタルゲインとして法人の課税所得に算入され、**法人税率（2024年現在、中小企業で25%、その他で30%）**で課税される。個人に適用されるようなCGTの50%割引は、法人には適用されない。
- **寄付**:法人が文化的に重要な美術品を適格な公的美術館などに寄贈する場合、個人と同様に「**文化贈与プログラム（CGP）**」の適用を受けることができる。これにより、**寄贈した美術品の市場価格（政府認定鑑定人による評価額）に相当する金額を損金算入**できるほか、**寄贈に伴うキャピタルゲイン税も免除**される。これは、含み益の大きい作品を保有する法人にとって、売却よりも税務上有利な出口戦略となり得る。

3. 金融規制とコンプライアンス（AML/CFT）

アート市場は、その匿名性、主観的な価格設定、国際的な取引の多さから、マネーロンダリング（ML）やテロ資金供与（CFT）のリスクが高いセクターとして国際的に認識されている。オーストラリアでは、金融情報機関であるAUSTRACが「2006年マネーロンダリング・テロ資金供与対策法（AML/CTF Act）」に基づき、金融機関やその他の指定された事業者（報告事業者）を監督している。

- **「トランシェ2」改革**:オーストラリアの現行規制は、金融機関やカジノなどに限定されており、国際的な基準（FATF勧告）からは遅れをとっている。このギャップを埋めるため、政府は規制対象を弁護士、会計士、不動産業者などの専門職（DNFBPs）に拡大する「トランシェ2」改革を進めている（2026年7月1日施行予定）。
- **アートディーラーの規制からの除外**:しかし、現在のトランシェ2改革案において、国際的にMLリスクが高いと指摘されている「高額商品ディーラー」のうち、規制対象となるのは「貴金属・宝石ディーラー」のみであり、「美術品・骨董品ディーラー」は含まれていない。
- **影響**:これは、欧州連合（EU）の第5次AML指令（AMLD5）や英国の規制が、一定額以上の取引を行うアート市場参加者を規制対象としているのとは対照的である。この規制の「穴」については、犯罪者が悪用する抜け道となりがねないとの懸念が表明されている。この決定は、ギャラリーやディーラーのコンプライアンスコスト増大を免れ、取引の自由度を維持する一方、オーストラリア市場が「規制の緩い市場」と見なされ、長期的には市場の信頼性に悪影響を及ぼすリスクをはらんでいる。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

オーストラリアの富裕層コレクターは、アートを有効な資産クラスとして捉えており、法制度・税制は特に出口戦略に関して融通措置を用意している。

1. 出口戦略の比較

i. 売却（流動性の確保）

- ・ **メリット:** コレクションの市場価値を現金として実現できる。
- ・ **デメリット:** 売却益に対してキャピタルゲイン税(CGT)が発生する。12ヶ月以上保有した資産であれば50%のCGT割引が適用されるが、税負担は依然として大きい。また、オークション手数料などの取引コストも発生する。

ii. 相続（世代間資産移転）

- ・ **メリット:** オーストラリアには相続税・贈与税が存在しないため、コレクションの価値を減じることなく次世代へ非課税で移転できる。相続時点ではCGTも課されず、納税は相続人が将来売却するまで繰り延べられる（ロールオーバー）。
- ・ **デメリット:** 美術品は物理的に分割できないため、複数の相続人間で評価額や分割を巡る争いが生じるリスクがある。

iii. 寄付（税務上の最適化と社会的レガシー）

- ・ **メリット:** 「文化贈与プログラム(CGP)」の利用が最も戦略的な選択肢となり得る。最大のメリットは、①売却した場合に発生するはずだったCGTが完全に免除され、さらに②寄贈する作品の市場価値の全額が所得から控除される（最大5年分割可）点である。これは、含み益の大きい作品にとって、売却よりもはるかに税務上有利な選択肢となり得る。また、自身の名を冠したコレクションが公的機関に収蔵されることで、永続的な社会的レガシーを構築できる。
- ・ **デメリット:** 資産の完全な放棄を意味し、家族は経済的利益を得られない。また、政府認定の鑑定評価書の取得など、手続きが煩雑である。

2. コレクションの実務

・ 時価管理と評価

保有するコレクションの価値を継続的に把握するため、「Australian Art Sales Digest」のようなオークションデータベースを活用する。また、評価は目的別に使い分ける。①保険目的（再調達価額、最も高額）、②市場売却目的（公正市場価額）、③寄付目的（CGP認定鑑定家2名以上による公正市場価額）。

・ 専門サービスの活用

コレクションの物理的保全のため、美術品専門の輸送業者（温度・湿度管理車両、専門梱包）、専門保管倉庫（美術館と同等の温湿度管理、高度なセキュリティ）、専門保険（輸送中や所有権の瑕疵までカバー）を利用する。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

美術品が富裕層のポートフォリオを構成する「資産クラス」へと変貌するにつれ、その金融化が加速している。

1. アートファイナンス（担保融資）

アートファイナンスは、美術品を担保として資金を調達する金融サービスであり、コレクターがコレクションを売却することなく流動性を確保する手段である。

- **概要**

コレクターが所有する美術品の市場価値の一定割合（通常40-60%）を融資枠として設定する。資金使途は、新たな美術品の購入、他の事業への投資、納税資金など多岐にわたる。

- **主要な金融機関**

- **グローバル・プライベートバンク**: Citi Private Bank、J.P. Morgan Private Bank、Deutsche Bank Wealth Managementなどが、富裕層顧客向けサービスの一環として提供している。
- **オークションハウス**: Christie'sやSotheby'sも、自社の金融部門を通じて融資を提供し、評価から売却までシームレスなサービスを展開する。
- **専門金融機関**: オーストラリア国内では、Pledgが美術品やアンティークを担保に最大10万豪ドルまでの短期ローンを提供している。また、「Art Money」は、提携ギャラリーでの美術品購入に特化した無利子の分割払いサービスを提供し、市場の活性化に貢献していた。

- **法的手続き**

融資の際、金融機関は「動産担保法 (Personal Property Securities Act 2009, PPSA)」に基づき、美術品に対する担保権を取得し、これをPPSAの登記簿(PPSR)に登録することで、第三者に対する対抗力を確保する。

2. 金融規制とコンプライアンス (AML/CFT)

アート市場は、その匿名性や主観的な価格設定から、マネーロンダリング(ML)やテロ資金供与(CFT)のリスクが高いセクターとして国際的に認識されている。オーストラリアでは、金融情報機関AUSTRACが「2006年マネーロンダリング・テロ資金供与対策法(AML/CTF Act)」に基づき、金融機関などを監督している。アートファイナンスを提供する金融機関は、顧客デューデリジェンス(CDD/KYC)や、疑わしい取引の報告(SMR)義務を負う。

3. 「トランシェ2」改革とアート市場の規制除外

現在、政府はAML/CFT規制の対象を弁護士、会計士、不動産業者などに拡大する「トランシェ2」改革を進めている（2026年7月1日施行予定）。しかし、国際的にMLリスクが高いと指摘されている「高額商品ディーラー」のうち、今回の改革案で規制対象となるのは「貴金属・宝石ディーラー」のみであり、「美術品・骨董品ディーラー」は含まれていない。これは、一定額以上の取引を行うアート市場参加者を規制対象としている欧州連合(EU)や英国の規制とは対照的である。この規制の「穴」については、犯罪者が悪用する抜け道となりかねないとの懸念が表明されており、オーストラリア市場の長期的な信頼性に影響を与えるリスクとして注目されている。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

幼少期からの体系的な美術教育と、誰もが文化に触れられる公的インフラが国民全体の文化リテラシーを底上げし、アート市場の長期的な需要と文化的価値の理解を支えている。

1. 美術教育

- **全国共通カリキュラム:**全国共通の「オーストラリア・カリキュラム」では、「**ジ・アーツ（The Arts）**」が**主要な学習領域の一つ**として明確に位置づけられている。
- **必修科目:**これにはビジュアルアート、音楽、ダンス、ドラマ、メディアアートの5科目が含まれ、全ての生徒が初等教育（Foundation）から中等教育前期（Year8）まで必修で学ぶ。
- **教育内容:**カリキュラムは、単に技術を学ぶだけでなく、「探求と応答」「実践とスキルの開発」「創造と制作」「発表と上演」という4つの連関したストランドを通じて、**批判的・創造的思考を育む**ことに重点を置いている。これにより、国民全体の文化リテラシーの底上げが図られている。

2. 美術館の役割：文化アクセスとエコシステムの出口

- **文化アクセスの拠点:**公的美術館や博物館は、国民が自国の文化遺産にアクセスするための中心的な拠点である。
- **社会的役割:**これらの機関は、国民から高い信頼を得ており、オーストラリアの歴史、特に多文化社会や先住民の経験を伝え、議論を促す場としての重要な社会的役割を担っている。
- **エコシステムの出口機能:**また、前述の「**文化贈与プログラム（CGP）**」の受け皿として、**重要な文化資産を私的所有から公的所有へと移し、国民全体のために保存・公開する**というエコシステムの最終的な出口としても機能している。

このように、オーストラリアのシステムは、**教育によって文化の価値を国民に根付かせ、企業の税制優遇によって市場の経済的基盤を支え、富裕層の慈善活動を税制によって公的コレクションの充実に結びつけるという、見事な好循環を生み出している**。各階層の動機が、それぞれのインセンティブによって社会全体の文化的・経済的利益に貢献するよう、巧みに設計されているのである。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Arts and culture adding hugely to Australian economy, new government data shows, 2025/10/3調査時点
<https://region.com.au/arts-and-culture-adding-hugely-to-australian-economy-new-government-data-shows/907457/>
- Australian National Accounts: Cultural and Creative Activity Satellite Accounts, 2025/10/3調査時点
<https://www.abs.gov.au/AUSSTATS/abs@.nsf/DOSSbytitle/4CC3250FA23792ACC A257C35007C34E5?OpenDocument>
- The art of outperforming the market - Deutscher and Hackett, 2025/10/3調査時点
<https://www.deutscherandhackett.com/news/art-outperforming-market>
- www.arts.gov.au, 2025/10/3調査時点
<https://www.arts.gov.au/what-we-do/cultural-heritage/movable-cultural-heritage#:~:text=The%20Protection%20of%20Movable%20Cultural,countries%20and%20imported%20into%20Australia.>
- National Cultural Heritage Account | Office for the Arts, 2025/10/3調査時点
<https://www.arts.gov.au/funding-and-support/national-cultural-heritage-account>
- Importing antiques - Australian Border Force, 2025/10/3調査時点
<https://www.abf.gov.au/importing-exporting-and-manufacturing/importing/how-to-import/types-of-imports/importing-antiques>
- 1052115256445 | Legal database - Australian Taxation Office, 2025/10/3調査時点
<https://www.ato.gov.au/law/view/print?DocID=EV%2F1052115256445&PiT=99991231235958>
- 100% Tax Deduction on Art For FY 2023/2024 | Wentworth Galleries, 2025/10/3調査時点
<https://www.wentworthgalleries.com.au/post/3690-100-tax-deduction-on-art-for-fy-20232024>
- Cultural Gifts Program - Office for the Arts, 2025/10/3調査時点
<https://www.arts.gov.au/funding-and-support/cultural-gifts-program>
- The Arts - Foundation – Year 10 curriculum - ACARA, 2025/10/3調査時点
<https://www.acara.edu.au/curriculum/foundation-year-10/learning-areas-subjects/the-arts>
- Connected by Creativity - Creative Australia, 2025/10/3調査時点
https://creative.gov.au/sites/creative-australia/files/documents/2025-04/creative_australia_annual_report_23_24.pdf
- CGT discount | Australian Taxation Office, 2025/10/3調査時点
<https://www.ato.gov.au/individuals-and-families/investments-and-assets/capital-gains-tax/cgt-discount>
- BACK FROM THE DEAD: - Australian Inheritance Tax - Australian Institute for Business and Economics - The University of Queensland, 2025/10/3調査時点
https://aibe.uq.edu.au/files/1922/AIBE_Inheritance_Tax_Paper.pdf
- Australia's proposed tranche 2 laws lack the regulation of the high-value goods dealers sector – AML Compliance | Arctic Intelligence, 2025/10/3調査時点
<https://arctic-intelligence.com/insights/media/australias-proposed-tranche-2-laws-lack-regulation-of-high-value-dealers-sector>

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
南アフリカの文化・クリエイティブ産業（CCI）のGDP貢献額は2020年に1,610億ランド（約1兆2,880億円*）に達し、GDPの約3%を占め、農業に匹敵する規模である。そのうち「ビジュアルアートおよび工芸」ドメインは234億ランド（約1,872億円*、全体の15%）である。市場の将来予測は楽観的で、2026年の美術品輸出額は1億300万ドル、輸入額は1億6,600万ドルに達すると見込まれている。市場構造の最大の特徴は、広範な雇用（文化関連雇用の44.5%）を生む労働集約型の「工芸品経済」と、富裕層（HNWI）を対象とする高価値な「ファインアート経済」という二元的な構造を持つ点にある。 *1ランド=8円で換算	富裕層（HNWI）のアート市場参加を促進する税制が特徴である。 ・ キャピタルゲイン税（CGT）：個人が私的利用および鑑賞目的で所有する美術品は「個人使用資産」に分類される。その結果、これらの美術品を売却して得たキャピタルゲインは全額非課税となる。これは株式や不動産といった他の資産クラスにはない大きな魅力であり、富裕層がアート市場に資金を投じる主要な動機となっている。 ・ 寄付：個人は年間10万ランド、法人は年間1万ランドの寄付非課税枠がある。寄付先が税法上の承認を受けた公益法人（PBO）である場合は、寄付税は免除される。法人は、セクション18A承認のPBOへの寄付を行った場合、その寄付額を当該年度の課税所得の10%を上限として控除することができる。 ・ 相続税：コレクターの死亡時、所有する美術品はその時点での市場価値で遺産総額に算入され、遺産税（税率20%または25%）の対象となる。英国の「現物納税」制度のような、美術品そのもので納税する仕組みは南アフリカには存在しない。この税制が、相続税負担を回避したいコレクターに対し、コレクションを承認された美術館（PBO）へ寄付するインセンティブを与えており、私有財産が公的機関へ還流する主要なメカニズムとなっている。 ・ 減価償却：所得税法上、美術品は一般的に減価償却の対象となる資産とは見なされない。ファインアートは、その性質上、価値の維持または増加を期待して取得されるものであり、物理的に「損耗」するものではないため、減価償却引当金の対象外である。	官民パートナーシップ機関であるBASA（ビジネス・アンド・アーツ・サウス・アフリカ）の役割が際立っている。BASAは、企業とアートプロジェクトを繋ぎ、マッチンググラントやスキル開発プログラムを提供することで、企業による芸術支援を促進し、持続可能なスポンサーシップ文化を醸成している。この背景には、アパルトヘイト後の社会変革を促す「黒人経済力強化（BEE）政策が、企業のアート支援へのインセンティブとして機能している側面もある。金融面では、国際的な大手プライベートバンクや国内専門業者がアート担保ローンを提供し、コレクターの流動性を確保している。近年は、Legacy Investなどのプラットフォームによる美術品の分割所有（証券化）も登場しており、アート投資の民主化が進んでいる。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
政府系機関、官民連携機関、国立美術館が強固な制度的基盤を形成している。具体的には、データ収集・政策立案を支援するSACO（南アフリカ文化オペレーター）、文化遺産保護と輸出管理を担うSAHRA（南アフリカ遺産資源庁）、市場形成機能を持つArtbankSA（ナショナル・アート・バンク）、企業支援を促進するBASA（ビジネス・アンド・アーツ・サウス・アフリカ）、文化的中心機関である国立美術館（イジコ、ツァイツMOCAAなど）が挙げられる。これに、オークションハウス、専門鑑定、専門保険、物流・保管といった成熟した民間インフラが加わり、複雑な国際展（例：ツァイツMOCAA）を遂行できる多層的ネットワークを構築している。一方で、SAHRA（文化財保護）とオークションハウス（市場）が遺品の輸出を巡り法廷で対立するなど、エコシステム内には緊張関係も存在する。	政府はCCIを単なる文化保護対象ではなく、経済成長、雇用創出、国民統合のための「戦略的セクター」として明確に位置づけている。最大の特徴は、ナショナル・アート・バンク（ArtbankSA）の設立・運営に見られる、積極的な市場形成（マーケットメーカー）機能である。ArtbankSAは、政府が「南アフリカのアーティスト、特に新進アーティストからアート作品を購入し、政府機関や民間企業にリースする」事業を行う。これは、アーティストに直接収入とキャリアの「お墨付き」を与え、リース展示を通じて知名度を向上させる、洗練された産業政策である。また、文化遺産保護も厳格であり、SAHRA（南アフリカ遺産資源庁）が制作から50年以上経過した美術品の輸出を特別な許可制としている。この許可プロセスが、逆に作品の真正性と文化的重要性を国家が公的に保証する「証明書」として機能し、国際市場での金融的価値を高めるという副次的効果も生んでいる。	イジコ南アフリカ国立美術館やツァイツ・アフリカ現代美術館（Zeitz MOCAA）といった主要美術館は、国家のコレクションを管理・保存する文化的中心機関である。主な施策として、展覧会や作品購入を通じたアーティストのキャリアの公的な認証、および教育プログラムや一般公開を通じた国民のアートへのアクセス保障を担う。政府も、文化遺産へのアクセスを国民の権利と位置づけ、デジタル化などを通じてその機会拡大を推進している。また、ツァイツMOCAAが開催した大規模展覧会『When We See Us』の事例のように、美術館がハブとなり、建築事務所、出版社、大学（ケープタウン大学）といった多様なセクターと連携し、学術プログラムを含む複合的な文化プロジェクトを主導している。
日本への示唆 日本への示唆：南アフリカの事例から日本が学ぶべき最も重要な点は、アート市場の活性化が、個別の施策の寄せ集めではなく、税制、産業政策、そして民間セクターのインセンティブが有機的に連携した「システム」として設計されていることである。 1. 税制インセンティブの導入：個人コレクターが所有する美術品の売却益（CGT）を全額非課税とする措置は、市場の需要サイドを劇的に刺激する最も効果的な手段の一つである。 2. 官民連携を促進する専門中間支援組織：BASAのように、企業とアート界を積極的につなぎ、共同出資（マッチンググラント）なども行う専門機関の設立が、持続可能な支援の仕組み構築の鍵となる。 3. 国家による「マーケットメーカー」機能の創設：ArtbankSAが新進アーティストの作品を体系的に購入・リースするモデルは、単なる文化支援を超えた戦略的な産業政策であり、プライマリー市場と若手アーティストを支える強固な基盤となりうる。 4. 相続税制と文化資産の循環メカニズムの連動：南アでは、高額な遺産税と現物納税制度の不在という組み合わせが、結果的にコレクターにコレクションを美術館へ寄付するインセンティブを与え、私有財産が公共の文化資産へと還流するサイクルを生み出している。これらの施策が相互に連携する統合的アプローチが南アの市場のダイナミズムを生んでおり、日本がアート市場を次なる成長産業へと飛躍させるための、貴重な道標となるであろう。		
多様な専門機関（SACO、BASA等）が役割分担し、官民連携で強固な制度的基盤を形成している。	文化を「戦略的セクター」と位置づけ、ArtbankSAによる市場形成（産業政策）を積極的に行っている。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

GDPの3%を占めるCCI（文化・クリエイティブ産業）において、アート市場はGDP貢献（15%）と雇用創出（44.5%）の間に大きな乖離を持つ「二元的な構造」を特徴とする。

・市場規模と経済的貢献

南アフリカの文化・クリエイティブ産業（CCI）は、国家経済において無視できない規模と影響力を持つセクターとして確立されている。最新の調査によれば、2020年におけるCCIの南アフリカGDPへの総貢献額は**1,610億ランド（約1兆2,880億円）**に達し、これは同年の**経済生産全体の約3%**に相当する。この規模は、国の基幹産業の一つである**農業とほぼ同等**であり、CCIが経済の主要な柱として機能していることを示している。CCIを構成するドメインは、経済規模で見ると「デザインおよびクリエイティブサービス」（GDP貢献額510億ランド、全体の32%）が最大で、次いで「視聴覚およびインタラクティブメディア」（同484億ランド、30%）となっている。対して、アート市場に相当する「**ビジュアルアートおよび工芸**」ドメインは、**234億ランド（約1,872億円、全体の15%）**の貢献で、これらに次ぐ第3位の規模である。

・市場の特性：景気変動への影響の受けやすさ

このセクターの経済的特徴として、**景気変動に大きく左右されやすい**点が挙げられる。経済が好調な時期には、CCIは南アフリカ経済全体を上回る成長率を示す一方で、経済が減速すると他のセクターよりも急激に縮小する傾向がある。

・市場の将来性：底堅さと成長予測

しかしながら、このような短期的な脆弱性にもかかわらず、市場は回復力と将来性を示唆している。特にアフリカのアート市場全体で見ると、2023年には世界のアート市場が約18%の縮小を見せたのに対し、**アフリカ市場の減少は8.4%に留まり**、相対的な底堅さを示した。さらに、将来予測は楽観的であり、南アフリカの美術品**輸出額は2026年までに1億300万ドル**、**輸入額は1億6,600万ドル**に達すると見込まれている。

・市場構造：二元的な構造（工芸品とファインアート）

ここで注目すべきは、「ビジュアルアートおよび工芸」ドメインが持つ**二元的な構造**である。このドメインはCCI全体のGDP貢献において15%を占めるに過ぎないが、文化関連の**雇用においては全体の44.5%**（2019年）という不釣り合いに大きな割合を占めている。この統計的な乖離は、当該ドメインが二つの異なる経済モデルによって構成されていることを強く示唆している。一つは、広範な雇用を創出し、政府の社会開発目標に不可欠な、**労働集約型の「工芸品経済」**である。もう一つは、富裕層（HNWI）を対象とし、高額取引、国際オークション、資産運用を牽引する、**ニッチで高価値な「ファインアート経済」**である。この二元構造の理解は、政府の政策を分析する上で重要となる。なぜなら、政府は一方では大量の雇用を支える工芸セクターへの支援を、もう一方では投資を誘致し国際競争力を高めるファインアート市場へのインセンティブ提供を、それぞれ異なるアプローチで推進する必要があるからである。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

政府、準政府、非営利団体からなる強固な制度的基盤によって支えられ、市場の発展と文化遺産の保護という二つの目標を追求している。

・ 主要機関（政府・準政府・非営利団体）

- ・ **南アフリカ文化オブザーバトリー（SACO）**:スポーツ・芸術・文化省（DSAC）の調査研究部門として機能し、CCIに関するデータを収集・分析することで、科学的根拠に基づいた政策立案を支援する。
- ・ **南アフリカ遺産資源庁（SAHRA）**:国家遺産資源法（NHRA）の執行機関であり、国の文化遺産の保護に関する最高規制機関である。国家遺産の管理、文化財の輸出管理などを通じて、文化資産の保全に責任を負う。
- ・ **ナショナル・アート・バンク（ArtbankSA）**:政府主導のプログラムでありながら、**市場形成者**としてのユニークな役割を持つ。**新進アーティストから現代アート作品を購入し、それを政府機関や企業にリースすることで、プライマリー市場を活性化させ、アーティストに収入と知名度向上の機会を提供する。**
- ・ **ビジネス・アンド・アーツ・サウス・アフリカ（BASA）**:企業による芸術支援を促進するための**官民パートナーシップ**機関。**企業とアートプロジェクトを繋ぎ、マッチンググラントやスキル開発プログラムを提供することで、持続可能なスポンサーシップ文化を醸成する。**
- ・ **国立美術館（イジコ、ツァイツMOCAAなど）**:国家のコレクションを管理・保存する文化的中心機関。**展覧会や作品購入を通じてアーティストのキャリアを公的に認証し、教育プログラムや一般公開を通じて国民のアートへのアクセスを保障**する役割を担う。

・ 商業および支援インフラ：アート市場が円滑に機能するためには、専門的なサービスを提供する民間セクターのインフラが不可欠であり、南アフリカには成熟した商業ネットワークが存在する。

- ・ **オークションハウス**:ストラウス&カンパニー（Strauss & Co）やアスパイヤ・アート（Aspire Art）といった主要オークションハウスは、セカンダリー市場における価格形成の中心地である。
- ・ **鑑定・アドバイザリーサービス**:オークションハウスに加え、カーティス&アソシエイツやウォーカー・スコットのような専門会社が、保険、売却、遺産計画など、様々な目的に応じた美術品の鑑定評価サービスを提供している。
- ・ **専門保険**:アートインシュア（FNBやホラードと提携）やチャブのようなグローバル保険会社が、美術品に特化した専門保険を提供している。これらの保険は、**市場価値の変動を考慮した「協定価額」**方式を採用し、リスクから資産を保護する。
- ・ **物流・保管**:アート・セントラル、MSVグループ、スタッフォード・ヴァン・ライズなどの専門業者が、温度・湿度が管理された保管施設、専門的な梱包、国内外への安全な輸送サービスを提供し、美術品の物理的な保全を担っている。

・ エコシステム内の連携と事例：南アフリカのアートエコシステムの成熟度は、そのプレイヤー間の複雑で多層的な連携関係に現れている。この成熟度を象徴する事例が、ツァイツ・アフリカ現代美術館（Zeitz MOCAA）が開催した大規模展覧会『When We See Us』である。この展覧会は、単に作品を展示するだけでなく、建築事務所（Wolff Architects）による空間設計、出版社（Thames & Hudson）によるカタログ制作、作曲家による音響インスタレーション、ケープタウン大学（UCT）との共同による学術プログラムまでを含む、**複合的な文化プロジェクト**であった。世界26カ国、74の貸主から作品を集めるというロジスティクスの複雑さも相まって、このプロジェクトはエコシステムが**高度な専門性、信頼関係、確立された運営能力を有している**ことを示している。一方で、エコシステム内の関係は常に協調的であるとは限らない。**文化遺産の保護を至上命題とするSAHRAは、時に個人所有者やオークションハウスと鋭く対立する。**ネルソン・マンデラ元大統領の遺品のオークションを巡る一件では、SAHRAが文化財の国外流出を防ぐために輸出と売却の差し止めを求めて法廷闘争に発展した。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

南アフリカのアート市場は、自由な取引を原則としながらも、国の文化遺産を保護するための厳格な法的規制の下に置かれている。この規制の核心をなすのが、私有財産権と国家的利益との間を調整する法制度であり、特に輸出入管理においてその特徴が顕著に現れる。

- **国家遺産資源法（NHRA）とSAHRA**：1999年に制定された国家遺産資源法（NHRA、法律第25号）は、南アフリカの文化遺産保護の根幹をなす法律である。同法は、「現在および未来の世代にとって文化的に重要な遺産資源」を「**国家遺産（national estate）**」と定義し、その保護を国家の責務としている。この法律の執行機関として設立されたのが、南アフリカ遺産資源庁（SAHRA）である。SAHRAは、**国家遺産の特定、管理、保護を任務とし、特に重要な文化財を公式に「遺産オブジェクト」として宣言する権限**を持つ。この宣言がなされると、対象物には厳格な保護措置が適用される。
- **輸出入管理**：美術品の国際的な移動は、SAHRAおよび国際貿易管理委員会（ITAC）による二重の管理下にある。最も重要な規制は、美術品の輸出に関するものである。**制作から50年以上経過**した美術品を国外に持ち出すには、SAHRAから**特別な輸出許可**を取得することが義務付けられている。許可申請の際には、作品の歴史的、文化的、芸術的価値に関する詳細な評価が行われる。SAHRAがその作品を国家的に重要であると判断した場合、輸出許可は下りない。この場合、SAHRAは国内の公的機関または民間団体による強制的な買い取りを仲介することがあり、所有者は公正かつ合理的な価格での売却を求められる。
- **規制の逆説的な効果：意図せざる価値付加メカニズム** このSAHRAの輸出許可制度は、一見すると市場の流動性を阻害する規制に見えるが、逆説的に**高価値アートの市場価値を高める二次的効果**を持っている。許可を取得するプロセスには、専門家による厳格な真贋および重要性の鑑定が含まれる。そのため、国際市場でイルマ・スターンのような巨匠の作品がSAHRAの輸出許可証を伴って出品された場合、その許可証は南アフリカ国家がその**作品の真正性と文化的重要性を公的に認めた「証明書」**として機能する。これは、海外の購入者にとって、作品が南アフリカからの返還請求の対象外であること、そしてその価値が客観的に評価されていることを保証するものであり、**取得に伴うリスクを大幅に低減**させる。結果として、文化財の国外流出を防ぐための規制が、**許可された作品の金融的価値と国際的な魅力を高めるという、意図せざる価値付加のメカニズム**を生み出しているのである。
- 一般的な物品の輸出入はITACが管轄しており、美術品もその対象となる。ITACは許可証を発行し、南アフリカ歳入庁（SARS）と連携して税関手続きを管理する。また、個人が移住する際に美術品を持ち出す場合は、「家財および身の回り品」として扱われるが、その評価額が100万ランドまたは1,000万ランドを超える場合には、SARSからの納税証明書の取得や南アフリカ準備銀行の審査が必要となるなど、特別な手続きが求められる。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

南アフリカ政府は、アート市場を含む文化・クリエイティブ産業（CCI）を単なる文化遺産の保護対象としてではなく、経済成長、雇用創出、そして国民統合を推進するための戦略的セクターとして明確に位置づけている。

- **国家の介入と戦略的ビジョン**：1998年の「文化産業成長戦略（CIGS）」に始まり、「南アフリカのための加速的かつ共有された成長イニシアティブ（ASGISA）」、そして近年の「ムザンシ・ゴールデン・エコノミー（MGE）戦略」に至るまで、政府はCCIの潜在能力を最大限に引き出すための枠組みを構築してきた。特にMGE戦略は、政府の意図を具体的に示すものである。この戦略は、**文化イベント、巡回事業、公共アートプロジェクトへの資金提供を通じて、アートセクターが包括的な経済成長と雇用創出に直接貢献することを目指している**。スポーツ・芸術・文化省（DSAC）は、「社会的および経済的発展における芸術、文化、科学技術の潜在能力を完全に実現する」ことをその使命として掲げ、この戦略を推進している。
- **ナショナル・アート・バンク（ArtbankSA）**：ArtbankSAは、伝統的な文化助成（美術館への資金提供や補助金）の枠組みを大きく超える、より積極的な**市場形成機能**を担っている。その中核的業務は、「**南アフリカのアーティスト、特に新進アーティストからアート作品を購入し、政府機関や民間企業にリースする**」ことにある。このモデルは、単なる文化支援ではなく、洗練された**産業政策**である。このアプローチが市場に与える影響は多岐にわたる。
 1. **直接収入**：新進アーティストにとって、ArtbankSAによる作品購入は直接的な収入源となる。
 2. **キャリアへの「お墨付き」**：国の機関に選定されたという事実は、アーティストのキャリアにおける「お墨付き」となり、その後の**商業的評価を高める**。
 3. **知名度向上**：リースされた作品が政府機関や企業のオフィスに展示されることで、アーティストの知名度が向上し、**新たな鑑賞者やコレクターとの接点**が生まれる。

このように、ArtbankSAは新進アーティストが直面する**初期の市場リスクを軽減し、彼らの作品に初期価値を付与し、商業画廊や個人コレクターが注目する才能のパイプラインを構築する**役割を果たしている。これは、政府が補助金による依存関係を生み出すのではなく、**自立可能で持続的な商業市場の基盤を積極的に構築しようとする「マーケットメーカー」としての役割を担っている**ことを示している。
- **企業セクターの関与と関連制度**：南アフリカの主要企業にとって、アートは単なる装飾品ではなく、**企業戦略と社会貢献の重要なツール**である。ランド・マーチャント・バンク（RMB）や南アフリカ準備銀行（SARB）といった金融機関は、国内でも有数の規模を誇る企業コレクションを形成し、それをビジネス環境の向上や社会との対話に活用している。これらの活動の背景には、企業の社会的責任（CSR）という概念があり、**特にアパルトヘイト後の社会変革を促す「黒人経済力強化（BEE）」政策が、企業のアート支援へのインセンティブとして機能している側面がある**。この企業とアート界の橋渡し役を担うのが、**官民パートナーシップ機関であるビジネス・アンド・アーツ・サウス・アフリカ（BASA）**である。BASAは、企業からの芸術支援を促進するため、**マッチンググラント**や各種プログラムを提供し、**持続可能なパートナーシップの構築を支援している**。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

南アフリカの富裕層コレクターにとって、アートは有利な税制上の地位を享受しており、これが市場の主要な推進力となっている。

- **アート所有の動機と最大のインセンティブ**：富裕層にとってのアート所有は、投資ポテンシャル、ポートフォリオの多様化、そして個人的な楽しみや社会的地位の象徴といった「効用配当」が複雑に絡み合った動機に基づいている。しかし、富裕層のアート投資を後押ししているのは、**南アフリカの税制**である。個人が所有する美術品は「**個人使用資産**」と見なされ、**その売却によって得られたキャピタルゲイン（CGT）が全額非課税**となる。この優遇措置は、株式や不動産といった他の資産クラスにはない大きな魅力であり、富裕層がアート市場に資金を投じる主要な動機となっている。この恩恵は、個人がアートディーラーと見なされたり、美術品が信託や法人によって所有されたりする場合には適用されない。
- **税務上のトリレンマとライフサイクル**：これら三つの税制は、富裕層コレクターに「税務上のトリレンマ」を提示し、美術品所有のライフサイクルを形成する。
 1. **取得・保有段階**：**CGT非課税**というインセンティブにより、富裕層は株式や不動産よりも税務上有利な資産として美術品を積極的に取得・保有する。これにより、市場での需要が高まり、価格上昇が促進される。
 2. **終活・出口段階（相続の課題）**：コレクターは人生の終盤において、戦略的な決断を迫られる。もし何もしなければ、相続人は価値の高い非流動資産（美術品）と、その価値に基づいて計算される多額の現金納税義務（遺産税）を同時に引き継ぐことになる。美術品は死亡時の市場価値で遺産総額に算入され、**遺産税（350万ランドの控除後、税率20%または25%）の対象**となる。英国の「現物納税」制度のような、美術品そのものを国家に譲渡することで納税義務を果たす仕組みは、南アフリカには存在しない。そのため、相続人は**納税資金を確保するためにコレクションの売却を余儀なくされる「流動性の危機」**に陥る可能性がある。
 3. **慈善活動という解決策（寄付）**：ここで税制は、一つの合理的な「出口」を用意している。コレクションをセクション18A承認の美術館など（公益法人,PBO）に**寄付**することで、コレクターはその資産を**遺産総額から除外し、遺産税の負担を回避**することができる。これにより、一族は税負担から解放されると同時に、コレクターは文化への貢献者としてその名を残すことができる。

この税務構造は、コレクターの存命中は**美術品の私的所有と蓄積を奨励**し、死亡時には**それらの文化資産が公的機関（美術館）へと還流**するよう誘導する。これは、南アフリカの**美術館コレクションが、個人の情熱と税制の合理性という二つの力によって成長を続ける、主要なメカニズム**となっているのである。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

美術品が金融資産として扱われる側面が強まっており、コレクションの流動性を確保するための金融サービスが提供されている。

- **アートファイナンス市場**：アートの金融化は、コレクターが作品を売却することなく、その価値を資本として活用することを可能にする。
 - **アート担保ローン**：このサービスは、美術品を担保として金融機関から融資を受ける仕組みである。これにより、コレクターはコレクションを手放すことなく、新たな投資や事業資金、あるいは別の美術品の購入資金といった流動性を確保できる。
 - **国際的なプライベートバンク**：シティバンク、JPモルガン、ドイツ銀行などは、富裕層顧客向けの包括的なウェルスマネジメントサービスの一環としてアートファイナンスを提供している。これらの機関では、多くの場合、**担保となる美術品は所有者の自宅やオフィスに置かれたままで融資が実行される。**
 - **国内の専門業者**：LoanAgainstやPoint Jewelsといった国内業者は、より迅速な資産担保ローンを提供しているが、**通常は融資期間中、担保となる美術品を業者の安全な施設で保管する必要がある。**
 - **新たな金融モデル（分割所有）**：近年、アート投資の民主化を目指す動きとして、美術品の**分割所有プラットフォーム**が登場している。南アフリカのLegacy Investや、国際的に知られるMasterworksなどがその例である。これらのプラットフォームは、**高価な美術品を証券化し、小口の「株式」として投資家に販売する。**これにより、従来は富裕層に限られていたブルーチップアーティストへの投資機会が、より幅広い層に開かれている。
- **金融犯罪とコンプライアンス（FICA改正）** 南アフリカは、金融活動作業部会（FATF）による「グレーリスト」指定を受け、規制の抜け穴を塞ぐための抜本的な法改正を断行した。この変革の中核をなすが、2022年12月に行われた金融情報センター法（FICA）の改正である。この改正により、アート市場はこれまで経験したことのない、厳格なコンプライアンス体制への移行を余儀なくされている。
 - **「高価値商品ディーラー（HVGDs）」の指定**：この改正により、「**高価値商品ディーラー（High-Value Goods Dealers, HVGDs）**」という新たなカテゴリーが「報告義務機関（accountable institution）」として指定された。
 - **定義**：HVGDの定義は、「単一の商品について**10万ランド（約80万円*）以上の支払いを受ける高価値商品**の取引を業として行う者」とされ、これには**美術商、アンティークディーラー**が明確に含まれる。
 - **厳格な義務**：この指定により、アートディーラーは銀行や証券会社とほぼ同等のコンプライアンス義務を負うことになった。主な義務は以下の通りである。
 1. 金融情報センター（FIC）への登録
 2. リスク管理・コンプライアンスプログラム（RMCP）の策定・実施
 3. 顧客デューデリジェンス（CDD）の実施（身元確認・検証、資金源泉の収集）。匿名での取引は固く禁じられる。
 4. 記録保持（5年間）
 5. 不審取引報告（STR）の義務

この規制強化は、市場の二極化を促進する可能性が高い。**大手ギャラリーやオークションハウスはコンプライアンス体制への投資を信頼の証として富裕層顧客を惹きつける一方、中小ディーラーはコスト増に対応できず高額取引市場からの撤退を余儀なくされる可能性がある。**

*1ランド=8円で換算

⑤その他（一般市民の関与と教育）

アートとの関わり方は階層化しており、トップエンドの市場の活況の裏で、一般市民のアクセスと公教育の基盤には課題が存在する。

- **一般市民のアートへのアクセス：**一般市民のアートへのアクセスは、主にイジコ南アフリカ国立美術館のような公的機関を通じて確保されている。政府は、**文化遺産へのアクセスを国民の権利と位置づけ、デジタル化などを通じてその機会を拡大する政策を推進**している。
- **公教育における深刻な課題：**将来のアーティストや鑑賞者を育成する公教育の現場には深刻な課題が存在する。クリエイティブ・アーツは義務教育期間（グレードRから9）の必修科目である。しかし、後期中等教育（グレード10から12）では選択科目となるが、ここで大きなボトルネックが発生している。**アート関連科目を最終学年まで提供している公立高校自体が、全体のわずか12.12%に過ぎないのである。**この「選択科目を提供している学校が極端に少ない」という供給側の問題が、結果として、**実際にこれらの科目を選択する生徒が後期中等教育の生徒全体の4.5%に留まる**という低い数値に直結している。
- **構造的な矛盾とエコシステムへのリスク：**この事実は、政府が「ムザンシ・ゴールデン・エコノミー（MGE）戦略」などで掲げる「**クリエイティブ経済の振興**」という戦略的目標と、その担い手を育成すべき**公教育システムとの間に存在する矛盾**を露呈している。現状では、アート市場の将来は、私教育や特別な機会に恵まれたごく一部の層に依存しており、幅広い社会基盤と多様な才能の供給源を欠いている。トップエンドのファインアート市場の活況の裏で、**その土台となるべき人材育成の基盤が脆弱**であるというこの構造的問題は、南アフリカのアートエコシステムの**長期的な持続可能性と成長ポテンシャルに対する重大なリスク要因**であると言わざるを得ない。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Snapshot of the cultural and creative industries in South Africa, 2025/10/7調査時点
<https://www.southafricanculturalobservatory.org.za/article/snapshot-of-the-cultural-and-creative-industries-in-south-africa>
- The SA Cultural Observatory - Measuring and Valuing SA's Cultural And Creative Industries, 2025/10/7調査時点
<https://www.southafricanculturalobservatory.org.za/article/the-sa-cultural-observatory-measuring-and-valuing-sa-s-cultural-and-creative-industries>
- The State of the African Art Market 2024 | ArtTactic, 2025/10/7調査時点
<https://arttactic.com/editorials/the-state-of-the-african-art-market-2024>
- South Africa Art Industry Outlook 2022 - 2026 - Report Linker, 2025/10/7調査時点
<https://www.reportlinker.com/clp/country/524851/726333>
- Cultural and Creative Industries (CCI) Masterplan May 2022, 2025/10/7調査時点
<http://www.thedtic.gov.za/wp-content/uploads/Cultural-and-Creative-Industries-Masterplan.pdf>
- ArtbankSA 2022 Submissions - Department Sport, Arts and Culture, 2025/10/7調査時点
<https://www.dsac.gov.za/node/23>
- NATIONAL HERITAGE RESOURCES ACT WET OP NASIONALE ERFENISHULPBRONNE No , 1999, 2025/10/7調査時点
<https://www.sahra.org.za/Wordpress/wp-content/uploads/2020/01/National-Heritage-Resources-ACT-1999.pdf>
- Export of South African artwork - FinGlobal, 2025/10/7調査時点
<https://www.finglobal.com/2025/07/28/export-south-african-artwork-exchange-control/>
- Business and Arts South Africa: Home, 2025/10/7調査時点
<https://basa.co.za/>
- Tax and alternative high-value asset investments - Nedbank, 2025/10/7調査時点
<https://personal.nedbank.co.za/learn/blog/alternative-investments-and-tax-obligations.html>
- Donations Tax | South African Revenue Service - SARS, 2025/10/7調査時点
<https://www.sars.gov.za/types-of-tax/donations-tax/>
- Estate Duty | South African Revenue Service - SARS, 2025/10/7調査時点
<https://www.sars.gov.za/types-of-tax/estate-duty/>
- Art advisory and finance | Art lending - Citi Private Bank, 2025/10/7調査時点
<https://www.privatebank.citibank.com/we-offer/art>
- Worth Their Weight In Gold: High-Value Goods Dealers fall within FICA's ambit | Webber Wentzel, 2025/10/7調査時点
<https://www.webberwentzel.com/News/Pages/worth-their-weight-in-gold-high-value-goods-dealers-fall-within-fica-ambit.aspx>
- PUBLIC COMPLIANCE COMMUNICATION - FIC, 2025/10/7調査時点
<https://www.fic.gov.za/wp-content/uploads/2024/03/2024.03-PCC-HVGD-guidance.pdf>

2.2.37 ナイジェリア | クリエイティブエコノミーを国家戦略に据え、官民が駆動するアフリカ最大のアート市場

①市場規模	③税制	⑤民間の施策
ナイジェリアのビジュアルアート市場規模は2023年時点の推計では、 アフリカ最大の5億ドル超 とされる。2023年は経済混乱で縮小したが、世界的軟化（-18%）に比べ縮小幅は限定的（-8.4%）で、需要は底堅い。政府は石油依存経済脱却の柱として「クリエイティブエコノミー」を国家戦略に位置づけ、 GDP貢献度を現状の約56億ドルから2030年までに1000億ドル（GDPの10%） へ引き上げるという野心的な目標を掲げている。5億ドル規模の「クリエイティブ経済開発基金」設立も発表された。この目標は、国内外への政治的シグナルとなっている。	・ 購入・売却:美術品の取引には7.5%のVATが課される。売却益（キャピタルゲイン）にはキャピタルゲイン税が課され、2025年改革案では法人30%、個人最大25%（累進）となる見込みである。 ・ 減価償却:法人が所有する場合でも、美術品は減価償却資産として認められていない。 ・ 寄付:法人がナイジェリア博物館等の認定機関へ寄付した場合、評価所得の10%を上限に損金算入が認められる。しかし、個人による寄付には税制上の優遇措置が確認できず、これがプライベートコレクションの社会還元を阻む一因となっている。 ・ 相続税:体系的な相続税・贈与税制度は存在しない。しかし、遺産検認手続きの際に、遺産総額（美術品を含む）に対して州政府が最大10%の「遺産手数料」を課す実務があり、これが事実上の相続税として機能している。美術品に特化した納税猶予や免除などの優遇措置は確認できない。	銀行セクター（Access Bank等）が市場の最重要パトロンとして機能し、ブランド価値向上やCSRの一環として質の高い企業コレクションを形成してきた。富裕層コレクターも、資産形成、社会的地位の象徴、文化保護への使命感など複合的な動機で市場を牽引する。西アフリカ最大の民間アートフェア「ART X Lagos」は、ギャラリー、コレクター、企業スポンサー、金融・保険業者が集うエコシステムのハブとなっている。また、VBankとアート投資プラットフォーム（Artsplit）が提携してアート担保ローンを提供するなど、民間主導のアートファイナンスも黎明期にある。
②アートエコシステム構造	④公的な施策・政策	⑥美術館の施策
ラゴスに集積する画廊（Nike Art Gallery等）がアーティスト発掘・育成、国際アートフェア（Art X Lagos等）への参加を担い、エコシステムのエンジンとして機能する。オークションは国際市場が中心。政府機関では、2023年新設の「芸術・文化・創造経済省（FMACCE）」が司令塔となり、傘下のNCMMが文化財保護と輸出管理（博物館証明書の発行）、NCACが文化振興を担う。保険、専門輸送、保管等のサービスも存在するが、専門保管施設の整備は途上である。アートフェア「ART X Lagos」が、これらプレーヤー間の連携ハブとして機能している。	政府は クリエイティブエコノミーを国家戦略の中核 に据え、2030年までに1000億ドル規模への成長目標を掲げる。2023年に「芸術・文化・創造経済省」を新設して政策を一元化し、5億ドル規模の開発基金（CEDF）設立も発表した。文化財保護も国家的重要課題であり、NCMM法に基づきベニン・ブロンズなど 略奪文化財の返還交渉を推進 している。流通面では、美術品の輸出にNCMM発行の「博物館証明書」取得を義務付けており、特に「古物」の輸出は厳しく制限される。この厳格な規制は、 文化遺産保護と現代アートの市場振興という二つの政策目標間の緊張関係 を示している。	ラゴスの国立現代美術館をはじめとする公的美術館は、文化遺産の保存・展示、教育の役割を担うが、多くは 資金不足やインフラ老朽化の課題を抱え、機能不全 が指摘されている。 この公的機能のギャップを、民間の個人美術館が補完 している点がナイジェリアの特徴である。著名コレクターが設立したイエミシ・シロン美術館は、自身のコレクションを一般公開し、大学と連携して教育機関としての機能も果たしている。このように、個人の情熱や民間資金が美術館の企画・運営を支える連携がエコシステムにおいて重要な役割を担っている。
		日本への示唆
		ナイジェリアの事例から、日本のアート市場発展に向け以下の三点が示唆される。 1. 経済戦略としての明確な位置づけと目標設定:政府はアートを単なる文化振興の対象ではなく、国家の経済成長戦略の柱として位置づけるべきである。ナイジェリアのように野心的な数値目標（GDP貢献額等）を掲げ、省庁横断的な体制でトップダウンに市場育成を推進することが、国内外の投資を呼び込むシグナルとなる。 2. 民間資金の流入を促す税制インセンティブの強化:市場の自律的成長には、民間資金の活用が不可欠である。法人の美術品購入に係る損金算入の拡充や、個人の美術館への寄付・相続時の税制優遇（納税猶予や物納制度の対象拡大など）を抜本的に強化し、企業や富裕層がパトロンとして機能しやすい環境を整備すべきである。 3. アートファイナンスと専門サービスの育成:アートを資産として社会で循環させるため、金融機関によるアート担保融資の提供や、富裕層の資産管理（評価、保管、承継）を包括的に支援する専門サービス産業を育成する必要がある。
政府（新設省）が司令塔となり、民間（画廊・フェア）がエンジンとハブを担う官民連携構造である	「1000億ドル目標」を掲げる国家戦略（市場振興）と、厳格な文化財保護（輸出規制）を同時に推進する。	

①市場規模（経済的基盤と市場構造）

アフリカ最大の市場規模と底堅い需要を基盤に、政府は石油依存脱却の切り札として、クリエイティブ産業のGDP貢献1000億ドルを目指す。

- **アフリカ最大の市場規模と統計の課題**：ナイジェリアのアート市場は、**アフリカ大陸において最大規模**を誇り、2023年時点の推定では**5億ドルを超える**とされる。これは、130億ドル以上と推定されるアフリカ大陸全体のビジュアルアート産業において、中心的な地位であることを示している。しかし、これらの数値は情報源によって異なり、政府による一貫した公式統計が存在しない点には留意が必要である。
- **経済的逆風下でも示された底堅い需要**：市場の動向を見ると、アフリカの現代アート市場は2021年に過去最高のオークション売上を記録するなど、著しい成長を遂げた。しかし、2023年には世界的なアート市場の軟化と、ナイジェリアの国内経済の混乱、特に通貨ナイラの大幅な下落といった逆風に直面した。その結果、世界の主要オークションハウスにおける**現代・近代アフリカ美術の売上は前年比で8.4%縮小**した。それでもなお、**この縮小率は同期間の世界のアート市場全体の縮小率（約18%）と比較して半分以下であり、アフリカ市場の潜在的な需要の底堅さ**を示唆している。
- **国家戦略としてのクリエイティブエコノミーと野心的な目標設定**：ナイジェリア政府は、この成長ポテンシャルを国家の経済戦略に組み込もうとしている。現状では、「芸術・エンターテインメント・レクリエーション」セクター全体の**GDP貢献度は0.21%**（2023年第2四半期時点）と限定的である。しかし、政府は**クリエイティブエコノミー（アート、映画、音楽、ファッション等を含む）全体のGDP貢献度を、現在の約56億ドルから2027年までに200億ドルへ、さらに2030年までには1000億ドル（GDPの10%に相当）へと引き上げる**という目標を公式に掲げている。この目標達成に向けた具体的な施策として、5億ドル規模の「クリエイティブ経済開発基金（Creative Economy Development Fund, CEDF）」の設立も発表されており、スタートアップや中小企業への低利融資を通じてセクターの成長を後押しする方針である。
- **政治的シグナルとしての目標と現実のギャップ**：現在のGDP貢献度と政府が掲げる目標との間には、大きな乖離が存在する。この「目標と現実のギャップ」は、単なる統計上の不一致ではなく、政府の強い政策的意志の表れと解釈できる。**石油依存経済からの脱却はナイジェリアの長年の国家課題**であり、その中でアートを含むクリエイティブ産業は、**世界的に認知度の高い非石油分野の輸出産業として期待**されている。したがって、1000億ドルという目標は、データに基づく予測というよりも、国内外の投資家に対してシグナルを送り、**有利な政策環境の整備を約束する政治的・戦略的なツール**としての意味合いが強い。この野心的な目標設定は、今後の政策支援や規制緩和への期待を高める一方で、政策が市場の実態と乖離した場合のリスクも内包している。

②アートエコシステム構造（主要プレイヤーと相互作用）

ナイジェリアのアートエコシステムは、多様な専門家と機関が有機的に連携することで成り立っている。

1. 市場仲介者

- **画廊**: エコシステムのエンジンであり、特に商業都市ラゴスに集中している（Nike Art Gallery, Omenka Gallery, Rele Gallery等）。アーティストの発掘・育成、展覧会の企画・開催、国内外コレクターへの販売、国際アートフェア（Art X Lagos, 1-54 Contemporary African Art Fair等）への参加など、多岐にわたる機能を担う。
- **オークションハウス**: 二次市場における価格形成と流動性確保を担う。国内ではArthouse Contemporaryが知られるが、近年の経済情勢悪化で苦戦している。ナイジェリア人アーティストの作品は、ロンドンのSotheby's, Bonhamsといった国際オークションで活発に取引され、その落札価格が市場評価の重要指標となっている。
- **鑑定家・修復家**: 鑑定家は売買価格、保険価額、遺産評価などのために金銭的価値を評価する。修復家は作品の物理的な状態を維持・回復させる。国内の独立した専門家の層はまだ厚いとは言えず、資金不足も課題である。

2. 支援機関

- **国立博物館・記念碑委員会（NCMM）**: 1979年のNCMM法に基づき設立された、文化遺産保護を統括する最も重要な政府機関。国内50以上の国立博物館の運営、国定記念物の管理、文化財の不法な国外流出を防ぐための輸出管理（博物館証明書の発行）など、広範な任務を担う。
- **国立芸術文化評議会（NCAC）**: 芸術文化振興を担う政府機関。国内最大の文化祭典「国家芸術文化祭（NAFEST）」の主催や、伝統工芸の振興などを行う。
- **芸術・文化・創造経済省（FMACCE）**: 2023年8月に新設された省庁。これまで分散していた文化・クリエイティブ産業政策を一元的に管轄し、NCMMやNCACを傘下に置く。クリエイティブエコミーを国家戦略の中核として推進する司令塔の役割が期待される。

3. 専門サービス

- **保険会社**: AXA XLのようなグローバル企業に加え、emPLEやLeadway Assuranceといった国内保険会社も、Art X Lagosの公式スポンサーとしてアート保険の提供と啓蒙活動を行っている。
- **専門輸送業者**: 高度な専門知識（梱包、通関、セキュリティ輸送）が要求される。国内（Cargoburg Logistics等）および国際（Convelio, DB Schenker等）の専門業者が利用される。
- **専門保管倉庫**: 厳格な環境管理（温度、湿度、セキュリティ）が不可欠である。ラゴスにはStoragekinglagoなどの空調管理倉庫が存在するが、多くは汎用的なもので、美術品に特化しているかは不明確である。

4. プレイヤー間の連携メカニズム

- **事例：アートフェア「ART X Lagos」エコシステムのハブとして機能**。国内外のギャラリーが出展し、コレクターが作品を購入、企業（Stanbic IBTC等）がスポンサーとして参加し、保険会社（emPLE等）がサービスを啓蒙するなど、単なる売買の場を超え、**情報交換、ネットワーキング、ビジネス機会創出の場**となっている。
- **事例：美術館と民間セクターの連携 公的機関の資金・インフラ不足を民間が補完するケースが頻繁に見られる**。例えば、コレクターのカヨデ・アデグボラ氏が、個人美術館であるイエミシ・シロン美術館の企画展を後援するなど、**個人の情熱と資金が公的な文化活動を支えている**。

③-1 税制および公的な施策・政策（輸出入など流通における影響）

ナイジェリア政府は、文化財の保護と市場の振興という二つの側面から介入しており、特に流通規制は市場に大きな影響を与えている。

1. 文化財保護政策

- **国内法:**政策の根幹をなすのは「国立博物館・記念碑委員会法（NCMM Act）」である。この法律に基づき設立された国立博物館・記念碑委員会（NCMM）が、国定記念物や国立博物館の登録、規制、保存に関する広範な権限を有する。NCMMの主な機能は、文化財の収集、文書化、保存、そして一般への展示を通じた教育・啓蒙活動である。
- **国際連携:**ナイジェリアはユネスコの世界遺産条約をはじめとする各種文化条約を批准している。特に、ベニン・ブロンズに代表される**歴史的に略奪された文化財の返還問題は国家的な重要課題**であり、**2022年には米国との間で文化財の不法な輸出入を規制するための二国間協定を締結**するなど、国際的な連携を強化している。

2. 美術品の輸出規制

- **博物館証明書:**美術品の輸出に際しては、NCMMが発行する「博物館証明書（Museum Certificate）」の取得が必須である。これは、輸出される作品が国の文化財保護規制に抵触しないことを証明するものであり、現代アート作品も対象となる。
- **古物（Antiquity）の規制:**NCMM法で定義される「古物」の輸出は厳しく制限されている。この古物の定義は広範で、考古学的遺物のみならず、「土着の起源を持つ」特定の工芸品や芸術作品も含まれる可能性がある。これらの古物を合法的に輸出するには、別途「クリアランスパーミット（Clearance permit）」が必要となるが、その発行基準は厳格である。
- **市場への影響:**これらの厳格な輸出規制は、**植民地時代の文化財流出という歴史的背景への反省**から生まれたものである。しかし、この保護主義的な政策は、**現代アート市場の国際的な発展にとっては両刃の剣**となり得る。博物館証明書の取得プロセスが不透明であったり、時間を要したりする場合、ナイジェリアのギャラリーやコレクターが国際的なアートフェアに参加したり、海外のバイヤーに作品を販売したりする際の大きな障害となり得る。これは、**過去の遺産を「保護」する政策と、現代の文化を「振興」する政策との間に存在する根本的な緊張関係**を示している。

3. 美術品の輸入規制

- **制度:**ナイジェリアは、すべての輸入品に対して到着地で検査を行う「仕向地検査制度」を採用している。関税制度は、西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の共通対外関税（CET）に準拠している。
- **関税・VAT:**多くの国と同様、HSコード9701に分類される絵画や彫刻などのオリジナル美術品は、ナイジェリアにおいても関税が一般的に免除される。ただし、**7.5%の付加価値税（VAT）**が課される。
- **その他の規制:**ナイジェリアは贅沢品に対して高い実効税率を課す政策をとっており、個別の品目ごとに確認が必要である。また、公序良俗に反すると見なされる絵画や印刷物の輸入は法律で禁止されている。

③-2税制および公的な施策・政策（企業・団体の関与と関連制度）

ナイジェリアにおいて、アートは単なる美的対象物ではなく、特に企業の関与は市場の重要な基盤となっている。

1. 企業の関与：メセナ活動とコレクション形成

- **企業の役割:** ナイジェリアでは、特に銀行セクターを中心とした企業がアート市場の最も重要なパトロンとして機能してきた。1990年代のChartered BankやGTBank、近年のAccess Bankなどは、ナイジェリアの美術史において重要と見なされる作品を収集し、質の高い企業コレクションを形成している。これらの活動は、Access Bankの元CEOである故ハーバート・ウィグウェ氏のように、経営者自身の美術への深い情熱によって牽引されることも少なくない。
- **関与の動機:** 企業がアートに関与する動機は複合的である。第一に、**企業のブランドイメージ向上と社会的評価の獲得**が挙げられる。第二に、自国の文化遺産を保存し、次世代に継承するという**社会貢献（CSR）活動**の一環と位置づけられている。第三に、オフィスや公共スペースにアートを展示することで、**従業員や顧客に豊かな文化的体験を提供**するという目的もある。
- **税制による後押し:** こうした企業のメセナ活動は、税制によっても後押しされている。法人所得税法（Companies Income Tax Act, CITA）第25条では、同法第5附則にリストアップされた**特定の公的機関への寄付を損金算入**することを認めている。このリストには「ナイジェリア博物館（The Nigerian Museum）」が含まれており、また、「博物館の発展、芸術、文化の振興」を目的とする非営利団体への寄付も税控除の対象となり得ることが示唆されている。寄付額の上限は、その事業年度の評価所得の10%である。

2. 企業活動を規定する税制：企業が美術品を取引・所有する際の税務上の取り扱いは、以下の通りである。

- **購入:** 企業が美術品を購入した場合、その取得価額は企業の資産として貸借対照表に計上される。取引に際しては、**7.5%の付加価値税（VAT）**が課される。
- **減価償却:** ナイジェリアの税法上、美術品は土地や宝飾品と同様に「自然に減価しない資産」と見なされており、**減価償却の対象とはならない**。
- **売却:** 企業が所有する美術品を売却し、取得価額を上回る利益（キャピタルゲイン）が生じた場合、その利益に対してキャピタルゲイン税（CGT）が課される。CGTの税率は、2025年に施行が見込まれる税制改革により、従来の10%から法人所得税率と同水準の**30%に引き上げられる予定**である。
- **寄付:** 前述の通り、法人がCITA第5附則記載の認定機関（例：ナイジェリア博物館）に対して美術品を寄付した場合、その**寄付額は損金として算入**することが認められる。

④-1 民間の施策（富裕層コレクターのライフサイクル）

ナイジェリアの新興富裕層にとって、アートコレクションは資産形成、社会的資本、文化貢献の全てを包含するものであり、その収集から承継（ライフサイクル）に至るまで高度な実務と税務上の課題が伴う。

1. コレクター層の関与と収集動機

- ・ **コレクター層の変遷:** 1980年代初頭までは外国人駐在員や外交官が主要な買い手であったが、80年代半ばの金融セクター自由化以降、経済的に成功したナイジェリア人の新興富裕層が主要なコレクターとして台頭した。
- ・ **収集の動機:** 彼らにとってアート収集の動機は、単なる趣味や装飾の範囲を超えている。第一に、アートはオルタナティブ投資としての**資産形成の手段**である。第二に、重要なアートコレクションを所有することは、社会的地位や洗練された文化的教養を示す象徴、すなわち「**社会的資本**」として機能する。第三に、アーティストを直接支援し、**自国の文化遺産を保護することへの使命感**も強い動機となっている。

2. 個人富裕層を規定する税制・法制度

- ・ **購入・売却:** 個人が美術品を売買する際も、企業と同様に**7.5%のVAT**が適用される。売却によって得た利益（キャピタルゲイン）は、**キャピタルゲイン税の対象**となる。2025年の税制改革後は、個人の所得に応じて定められた**累進課税率（最高25%）**が適用される見込みである。
- ・ **相続・贈与:** ナイジェリアには、体系的な相続税・贈与税制度は存在しない。しかし、被相続人の死亡後、遺産の管理・分配を行うために裁判所の検認手続きを経る際、遺産総額（美術品コレクションを含む）に対して州政府が**最大10%の「遺産手数料」**を課すという実務が定着しており、これが事実上の相続税として機能している。
- ・ **寄付・優遇措置:** 法人とは異なり、**個人による慈善寄付は所得税の控除対象とはなっていない**。また、美術品の相続や、美術館への寄付を促進するための税制上の優遇措置（例えば、相続税の納税猶予や免除など）は、現行のナイジェリアの税法では確認できない。この**税制上の欠落が、プライベートコレクションの社会還元を阻む一因**となっている。

3. コレクションの時価管理と評価

- ・ **時価管理と評価:** コレクターは、オークション落札結果の追跡や、アートアドバイザーからの情報収集により、コレクションの時価を把握する。アートの価値評価は本質的に主観的だが、「売買目的（公正市場価格）」、「保険目的（再調達価格）」、「相続・寄付目的（公正市場価格）」など、目的に応じて適切な鑑定・評価サービスを使い分ける必要がある。
- ・ **維持管理ロジスティクス:** 大規模コレクションの維持には、専門的なロジスティクスが不可欠である。
 - ・ **運送:** 作品の脆弱性を理解した専門業者（Cargoburg Logistics, Convelio等）による「ウォール・トゥ・ウォール」サービスが利用される。特にナイジェリアからの輸出にはNCMM発行の「博物館証明書」の取得が不可欠である。
 - ・ **保管:** 自宅での厳格な環境管理（空調、セキュリティ）に加え、専門保管倉庫が利用される。国内にも空調管理施設（Storagekingslagos等）は存在するが、美術品に特化しているかは不明確であり、海外の専門施設が利用されている可能性もある。
 - ・ **保険:** 一般的な家財保険では不十分であり、専門の美術品保険（AXA XL等）への加入が必須である。通常、「オールリスク」かつ「ウォール・トゥ・ウォール」の契約が結ばれる。

4. 出口戦略（流動化） 富裕層コレクターは、人生の終盤において主に四つの出口戦略を検討する。

- ・ **売却:** 最も直接的な現金化手段。国際オークションや有力ギャラリー経由のプライベートセールが用いられる。**キャピタルゲイン税**が課される。
- ・ **相続:** 家族内で文化遺産と資産価値を継承する。相続人が関心を持たないリスクのほか、**最大10%の遺産手数料**が課される。
- ・ **寄付:** 美術館等への寄贈。社会的名声を得られるが、ナイジェリアでは**個人に対する明確な税制インセンティブが欠如**している。
- ・ **信託:** コレクションを信託財産とし、専門家に管理を委ねることで散逸を防ぐ。PwC等が富裕層向けに信託サービスを提供している。

④-2 民間の施策（アートと金融の融合）

ナイジェリアでは、アートが金融資産として認識され始め、黎明期のアートファイナンス市場が形成されつつある。

1. アートファイナンスの全体像

- **市場の現状:** ナイジェリアにおけるアートファイナンス市場は、まだ黎明期にある。
- **アート担保融資（ABL）:** 現時点で確認できる具体的な事例として、VFD Microfinance Bank（VBank）が、アート投資プラットフォームであるArtsplitおよびAnchoria Asset Managementと提携して提供する「**アート担保ローン**」がある。このスキームでは、**コレクターが所有する美術品を担保として、運転資金等を借り入れることができる**。プロセスは、Artsplitが作品の来歴確認と価値評価を行い、VBankが評価額に基づき融資を実行するという流れである。しかし、この事例を除き、他の主要商業銀行がABLを積極的に展開しているという情報や、市場全体の規模に関するデータは限定的である。
- **政府系融資:** ナイジェリア中央銀行（CBN）が主導する「クリエイティブ産業金融イニシアチブ（CIFI）」は、映画、音楽、ファッション、ITなどを対象としており、美術品の購入やアーティスト支援が直接の融資対象に含まれるかは明確ではない。
- **証券化:** Artsplitのようなプラットフォームが、アート作品の所有権をデジタル上で分割し、少額から投資できるようにする「**アートの証券化**」を試みている。

2. 金融規制とコンプライアンス(AML/CFT)

- **背景:** アート市場は、その非公開性、主観的な価格設定、国際的な取引の多さから、マネー・ロンダリング（ML）やテロ資金供与（TF）のリスクが高いセクターとして国際的に認識されている。
- **法制度と監督機関:** ナイジェリアのAML/CFT体制の根幹をなす法律は、「マネーロンダリング（防止・禁止）法2022年（MLPPA）」である。経済金融犯罪委員会（EFCC）が捜査・訴追を、ナイジェリア金融情報ユニット（NFIU）が疑わしい取引報告（STRs）の分析を担う。
- **アートディーラーの法的義務:** MLPPA第30条において、「宝飾品、自動車、高級品（luxury goods）のディーラー」は「特定非金融業者（Designated Non-Financial Businesses and Professions, DNFBPs）」と定義されている。高価な美術品を扱うアートディーラーやギャラリーもこの「高級品ディーラー」に該当し、EFCC内に設置された特別管理ユニット（SCUML）の監督下で、厳格なAML/CFT義務を負う。
- **具体的義務:** DNFBPsには、①SCUMLへの事業開始前登録、②顧客デューデリジェンス（CDD、身元確認）、③疑わしい取引報告（STR、24時間以内）、④一定額以上の通貨取引報告（CTR/CBTR）、⑤最低5年間の記録保持、⑥コンプライアンスプログラム策定などの内部統制、が義務付けられている。
- **市場への影響と課題:** これらの義務はFATF勧告に沿った厳格なものだが、アート市場の伝統的な慣行（顧客のプライバシー尊重等）とは相容れない側面も持つ。特に小規模なギャラリーにとって、コンプライアンスプログラムの構築・維持コストは大きな負担となり得る。結果として、**規制は市場の二極化を促進し、コンプライアンスコストを負担できない小規模事業者や規制を回避しようとする当事者が、より不透明な「グレーマーケット」での取引に移行し、かえって監視を難しくする**という意図せざる結果を生む可能性もはらんでいる。

⑤その他（一般市民の関与と教育）

一般市民とアートとの関わりは、主に公教育と美術館を通じて形成されるが、公的機関の機能不全と、それを補完する民間の役割という二面性を持っている。

1. 公教育における美術

- **カリキュラム:** ナイジェリアの公教育、特に中学校（Junior Secondary School）のカリキュラムでは、美術、音楽、演劇を統合した「**文化・創造的芸術（Cultural and Creative Arts, CCA）**」が**必修科目**として位置づけられている。
- **目的:** この科目は、生徒の創造性を育み、自国の文化や美意識への理解を深め、将来的なキャリアにも繋がりうる起業家スキルを育成することを目的としている。
- **課題:** しかし、理想とは裏腹に、教育現場では美術教育が他の主要科目に比べて軽視される傾向にある。**専門教員の不足、画材や専用教室といった設備の不備**が深刻な課題として指摘されている。

2. 公的美術館と文化アクセス

- **役割:** ラゴスの国立現代美術館（National Gallery of Modern Art）をはじめとする国立・州立の博物館は、文化財の保存と展示、教育プログラムの提供という公的な役割を担っている。
- **課題:** しかし、多くの公的美術館は**資金不足やインフラの老朽化**といった問題を抱えており、その機能を十分に果たしているとは言い難い。

3. 民間による補完

- **ギャップの補填:** 上記のような公教育や公的美術館が抱える課題、すなわち「**ギャップ**」を埋める存在として、**民間ギャラリーや個人美術館の役割**がますます重要になっている。
- **事例:** 著名コレクターであるイエミシ・シロン氏が設立したイエミシ・シロン美術館（Yemisi Shyllon Museum of Art）は、自身の膨大なコレクションを一般に公開し、大学と連携して教育機関としての機能も果たしている。
- **税制:** 一般市民の文化へのアクセスを直接的に支援するための税制上の措置、例えば美術館の入場料に対する税控除などの制度は、現時点では確認されていない。

⑥主な出典、参考資料一覧

- Nigeria targets an ambitious \$100 billion GDP as it unveils creative sector roadmap, 2025/10/7調査時点
<https://africa.businessinsider.com/local/markets/nigeria-targets-an-ambitious-dollar100-billion-gdp-as-it-unveils-creative-sector/5mjqwd2>
- Intriguing Statistics about the African Visual Art Industry - Artkliq, 2025/10/7調査時点
<https://artkliq.com/intriguing-statistics-about-the-african-visual-art-industry/>
- African art market confronts economic turbulence on the continent - The Art Newspaper, 2025/10/7調査時点
<https://www.theartnewspaper.com/2024/05/17/african-art-market-feels-economic-turmoil-on-the-continent>
- Heritage Conservation Law In Nigeria; Unlocking Nigeria's Legacy: Powerful Legal Considerations For Successful Heritage Conservation Projects, 2025/10/7調査時点
<https://chamanlawfirm.com/heritage-conservation-law-in-nigeria/>
- Exporting Artworks from Nigeria - A Guide, 2025/10/7調査時点
<https://www.terminal.africa/blog/exporting-artworks-from-nigeria>
- Nigeria - Import Tariffs - International Trade Administration, 2025/10/7調査時点
<https://www.trade.gov/country-commercial-guides/nigeria-import-tariffs>
- Remembering Herbert Wigwe's Impact on the Nigerian Art Industry - Art Report Africa, 2025/10/7調査時点
<https://www.artreport.africa/post/remembering-herbert-wigwe-s-impact-on-the-nigerian-arts-industry>
- Tax Incentives For Philanthropy In Nigeria: Current Framework, Challenges, And Future Prospects - Kryvent, 2025/10/7調査時点
<https://kryvent.com/articles/tax-incentives-for-philanthropy-in-nigeria-current-framework-challenges-and-future-prospects/>
- Meet the Collector: Kayode Adegbola On Building a Gallery That Reflects His Passions, 2025/10/7調査時点
<https://observer.com/2025/09/arts-interview-art-collector-kayode-adegbola-lagos/>
- National Tax Policy and inheritance taxation - Deloitte, 2025/10/7調査時点
<https://www.deloitte.com/ng/en/services/tax/perspectives/national-tax-policy-and-inheritance-taxation.html>
- The best art galleries in Lagos, Nigeria | ROADBOOK, 2025/10/7調査時点
<https://roadbook.com/lagos/city-guide/best-art-galleries-lagos-nigeria/>
- emPLE partners with ART X lagos 2024: Empowering, protecting, and promoting African art, 2025/10/7調査時点
<https://africa.businessinsider.com/local/lifestyle/emple-partners-with-art-x-lagos-2024-empowering-protecting-and-promoting-african-art/vzy5l5b>
- Artsplit X VBank - VFD Microfinance Bank, 2025/10/7調査時点
<https://vbank.ng/artsplit-x-vbank/>
- A Guide On Anti-Money Laundering And Counter-Terrorism Finance Compliance For Designated Non-Financial Businesses And Professions In Nigeria, 2025/10/7調査時点
<https://www.goldsmithsllp.com/a-guide-on-anti-money-laundering-and-counter-terrorism-finance-compliance-for-designated-non-financial-businesses-and-professions-in-nigeria/>

